

平成 28 年度環境省総合環境政策局委託

平成 28 年度地方公共団体における
地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査
調査結果報告書

平成 29 年 3 月

株式会社エックス都市研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査対象	2
4. 調査内容	3
5. 回答状況	3
6. 分析結果についての留意点	4
第2章 施行状況調査結果の概要	5
1. 地方公共団体実行計画の策定状況	5
(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定状況	5
(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況	14
2. 地方公共団体実行計画の進行管理状況	25
(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理状況	26
(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の進行管理状況	41
3. 共同策定等の実施状況と今後の見込み	59
(1) 共同策定等の実施状況	59
(2) 共同策定の今後の見込み	61
第3章 施行状況調査詳細	65
1. 基礎情報	65
(1) 団体区分	65
(2) 団体内の体制	66
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況	74
2. 事務事業に関する事項	80
(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について	80
(2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について	96
(3) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み	108
(4) 事務事業に関する省エネルギー対策の取組状況	119
(5) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況	126
(6) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況	133
(7) 地球温暖化対策としての事務事業に関する物品購入等の取組状況	142
(8) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等	144
(9) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の見直し	160

(10) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの.....	168
3. 区域施策に関する事項.....	170
(1) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について.....	170
(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について.....	195
(3) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み.....	226
(4) 地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する吸収源対策の取組状況.....	229
(5) 気候変動による影響への適応（適応策）の取組状況.....	237
(6) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について.....	241
(7) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で、取り組んでいるもの.....	261
(8) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の点検の実施状況.....	263
(9) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直し.....	279
4. その他地球温暖化対策に関する事項.....	287
(1) 現在、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策.....	287
(2) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策.....	312
(3) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策（太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進）.....	314
(4) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策（区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進）.....	321
(5) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策（都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善）.....	328
(6) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策（循環型社会の形成）...	334
(7) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策.....	340
(8) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策（太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進）.....	342
(9) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策（区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進）.....	349
(10) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策（都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善）.....	356
(11) 今後実施したい地域の温暖化対策・施策（循環型社会の形成）.....	362
5. 意見・要望.....	368
(1) 地方公共団体実行計画の策定・改定のために必要な行政支援.....	368
(2) Web を利用した調査形式に関する意見・要望.....	371

(3) 環境省に対する意見、要望.....	375

参考資料

参考１．団体別の策定状況と最新の地方公共団体実行計画名称等一覧

- （１）地方公共団体実行計画（事務事業編）
- （２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

参考２．地方公共団体実行計画の概要

- （１）地方公共団体実行計画（事務事業編）
- （２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

参考３．調査票

参考４．その他配布資料

- （１）依頼文
- （２）別紙１『事前登録の実施について』
- （３）別紙３『「地方公共団体実行計画」制度について』
- （４）調査開始案内電子メールフォーマット
- （５）回答手順書『本調査の実施について』

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、温対法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、温対法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法により温対法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、温対法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、平成 28 年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、温対法の施行状況を調べるものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等を調査・分析し、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

また、調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、ウェブサイトでの調査方法を採用した。調査は、①事前登録と②施行状況調査の 2 段階で行った¹ (図 1)。ウェブサイトによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

①事前登録 : 平成 28 年 10 月 17 日から 10 月 28 日まで

②施行状況調査 : 平成 28 年 11 月 1 日から 11 月 25 日まで

- 配布方法

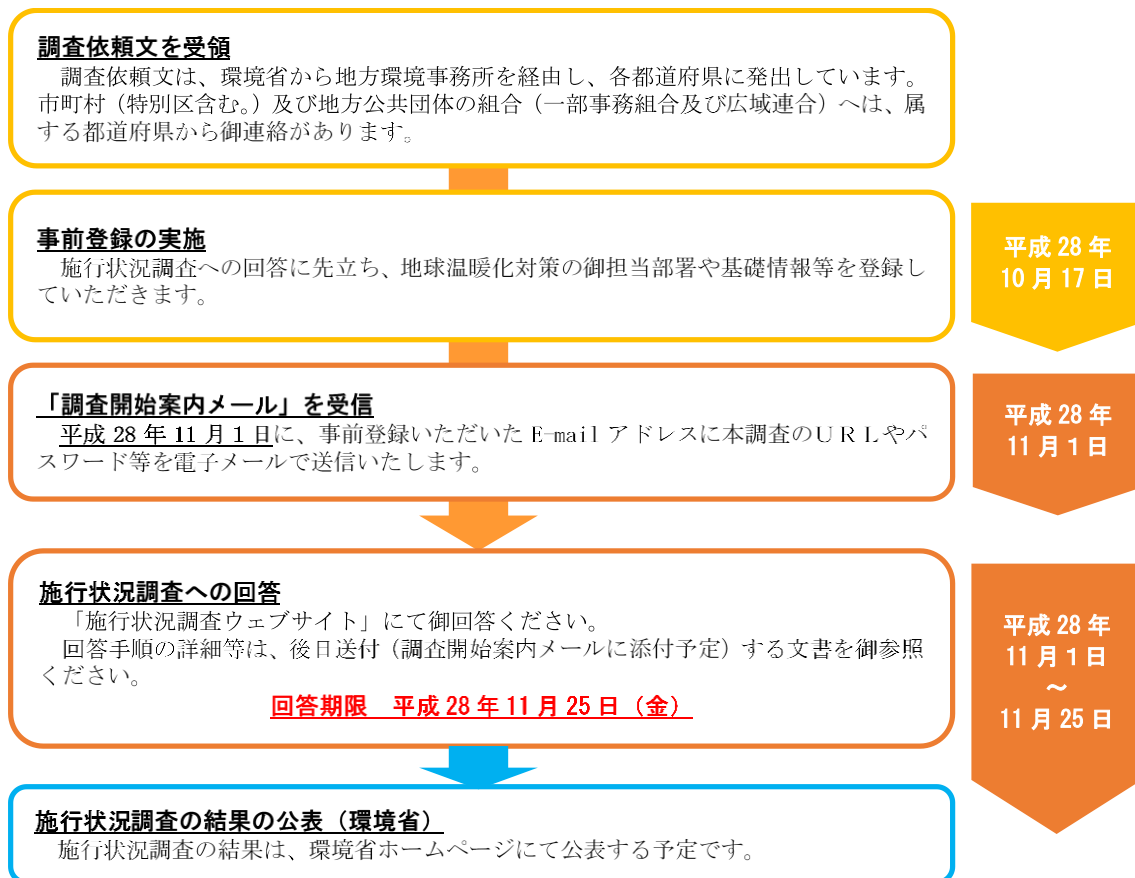
環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・ID リスト等を配布（市区町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県経由）

- 回収方法

ウェブサイト、電子メール又は郵送により回収

¹ 平成 28 年度施行状況調査では、情報セキュリティ確保のため、ウェブサイトでの調査を事前登録と施行状況調査の 2 段階に分けて実施している。調査対象団体の地球温暖化対策の担当部署・担当者は平成 27 年度施行状況調査時点から変更される可能性があるため、当該年度における各調査対象団体の担当部署・担当者の連絡先（電子メールアドレス等）を事前登録で確認した上で、施行状況調査にアクセス可能なパスワードを事前登録アドレスに対して送信している。

図 1 調査フロー



注）調査依頼時に配布した「別紙 1 『事前登録の実施について』」に掲載の図を一部編集して掲載。

3. 調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,607 団体の合計 3,395 団体を調査の対象とした。都道府県及び市町村（特別区含む。）の対象団体数の内訳は、表 1 のとおり。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の対象数は、「平成 27 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律に係る施行状況調査」（以下「平成 27 年度施行状況調査」という。）の 1,300 団体から 307 団体増加しているが、これはリスト作成方法の違いによるものである。

平成 28 年度における「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行状況の調査（以下「平成 28 年度施行状況調査」という。）は全国地方公共団体コード（総務省）の一部事務組合等コード表（平成 28 年 4 月 13 日現在）を基にしてリストを作成した。

表 1 都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
指定都市	20
中核市	47
施行時特例市	37
施行時特例市未満の市区町村	1,637
合計	1,788

4. 調査内容

以下の5項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の5項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の3項目について調査を行った。

- ① 温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

5. 回答状況

- ① 事前登録では、調査対象 3,395 団体のうち、3,393 団体から回答を得た。不回答の2団体は、鳥取中部地震（平成 28 年 10 月 21 日発生）の影響により災害救助法の適用を受けた地域である点に配慮し、回答が得られなかった場合に督促の対象外とした団体（対象外とした団体は全 6 団体²）である。
- ② 施行状況調査では、調査対象 3,395 団体のうち、3,379 団体から回答を得た。不回答団体は 16 団体で、不回答団体の内訳は、市町村が 7 団体（そのうち 2 団体は督促対象外団体）、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）が 9 団体である。

² 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、鳥取中部ふるさと広域連合（北栄町）、鳥取県後期高齢者医療広域連合（湯梨浜町）。下線は事前登録及び施行状況調査の未回答団体を示す。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- 構成比及び割合は、少数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、平成28年住民基本台帳（総務省統計局）の平成28年1月1日時点の人口を参照した。

参考：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000122.html

- 都道府県及び市町村（特別区含む。）の排出特性ごとの分析に際しては、環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援サイト」の按分法による部門別CO₂排出量の現況推計の2013年度排出量（全項目一覧・家庭部門・業務その他部門）を参照した。

参考：http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/kuiki/tools/suikei.html

- 区域内排出量の総量、家庭部門、業務その他部門は、平成28年度施行状況調査の回答データではなく、環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援サイト」の按分法による部門別CO₂排出量の現況推計の2013年度排出量（全項目一覧）を使用した。
- なお、同推計については、基礎とした各種の統計や推計手法の見直しにより、近く再推計が予定されている。

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 地方公共団体実行計画の策定状況

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定状況

1) 団体区分別の策定状況

平成28年度施行状況調査における地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定状況は、都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788団体のうち、1,475団体（82.5%）が策定済みであり、平成27年度施行状況調査において同計画を策定済みの1,474団体（82.4%）に比べ、1団体（0.1ポイント）増加した。そのうち、都道府県及び施行時特例市以上の市の策定率は100.0%、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の策定率は80.9%で、人口が少ないほど策定率が低い傾向であった（図2）。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,607団体のうち、433団体（26.9%）が策定済みであり、平成27年度施行状況調査において同計画を策定済みの373団体（28.7%）に比べ、60団体増加した（対象団体数が平成27年度施行状況調査から307団体増加したため、策定率としては1.8ポイント減少した。）。地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）のうち、施設・設備の保有有無別では「施設や設備を保有している」団体の策定率が38.3%であるのに対し、「施設や設備を保有していない」団体では19.5%であり、「施設や設備を保有している」団体の方が18.8ポイント高かった（図3）。また、事務区分別にみると、エネルギー使用量の多い「衛生事業（廃棄物処理、し尿処理）」と「水道・下水道事業」の策定率は、それぞれ35.8%と40.0%であり、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の平均策定率（26.9%）を上回る策定率であった（図4）。

これは、当該団体の多くが、温対法の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に基づく特定排出者や「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づく特定事業者としての報告義務が課せられていると想定され、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の算定のための体制が整備されているなど、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定や実施に必要な条件が整っているケースが多いためと考えられる。

表 2 団体区分別の策定団体数と策定率（地方公共団体実行計画（事務事業編））

項目	区分	人口規模	平成28年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定状況						策定済 計	対象団体数
			既に計画期間を 経過しており、平 成28年10月1日 以降に改定する 予定がある	既に計画期間を 経過しているが、 平成28年10月1 日以降に改定す る予定はない	現在、計画期間 中であり、平成28 年10月1日以降 に改定する予定 がある	現在、計画期間 中であり、平成28 年10月1日以降 に改定する予定 はない	過去に一度も策 定したことがな い、平成28年10 月1日以降に策 定する予定があ る	過去に一度も策 定したことがな く、平成28年10 月1日以降も策 定する予定はな い		
団体数	都道府県		3	0	29	15	0	0	47	47
	政令指定都市		3	0	11	6	0	0	20	20
	中核市		1	0	34	12	0	0	47	47
	施行時特例市		4	0	23	10	0	0	37	37
	施行時特例市以上の市 計		11	0	97	43	0	0	151	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	27	3	120	31	1	1	181	183
		30,000人～99,999人	109	45	235	85	26	9	474	510
		10,000人～29,999人	83	67	147	59	39	52	356	447
		～9,999人	63	97	89	64	65	118	313	497
		計	282	212	591	239	131	180	1,324	1,637
	市町村（特別区含む。） 計		290	212	659	267	131	180	1,428	1,741
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		293	212	688	282	131	180	1,475	1,788
	一部事務組合等		80	120	145	88	286	888	433	1,607
割合	都道府県		6.4%	0.0%	61.7%	31.9%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	政令指定都市		15.0%	0.0%	55.0%	30.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	中核市		2.1%	0.0%	72.3%	25.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	施行時特例市		10.8%	0.0%	62.2%	27.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	施行時特例市以上の市 計		7.3%	0.0%	64.2%	28.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	14.8%	1.6%	65.6%	16.9%	0.5%	0.5%	98.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	21.4%	8.8%	46.1%	16.7%	5.1%	1.8%	92.9%	100.0%
		10,000人～29,999人	18.6%	15.0%	32.9%	13.2%	8.7%	11.6%	79.6%	100.0%
		～9,999人	12.7%	19.5%	17.9%	12.9%	13.1%	23.7%	63.0%	100.0%
		計	17.2%	13.0%	36.1%	14.6%	8.0%	11.0%	80.9%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		16.7%	12.2%	37.9%	15.3%	7.5%	10.3%	82.0%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		16.4%	11.9%	38.5%	15.8%	7.3%	10.1%	82.5%	100.0%
	一部事務組合等		5.0%	7.5%	9.0%	5.5%	17.8%	55.3%	26.9%	100.0%

注）対象は、地方公共団体実行計画（事務事業編）を「策定済み」と回答した団体（計画期間を経過している団体も含む。）。

図 2 施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の人口規模別の策定率（地方公共団体実行計画（事務事業編））

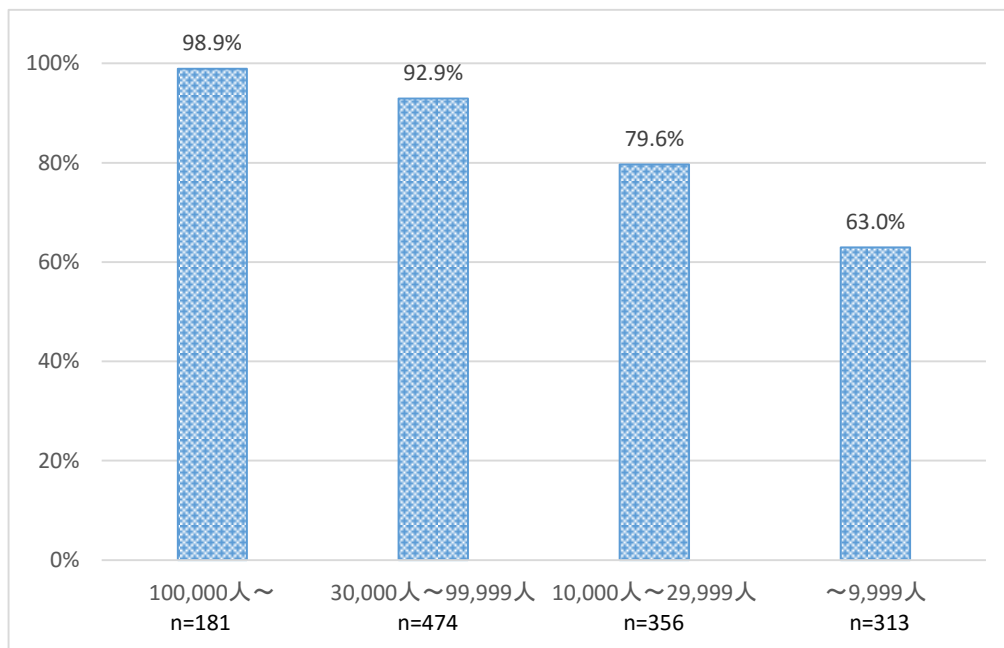
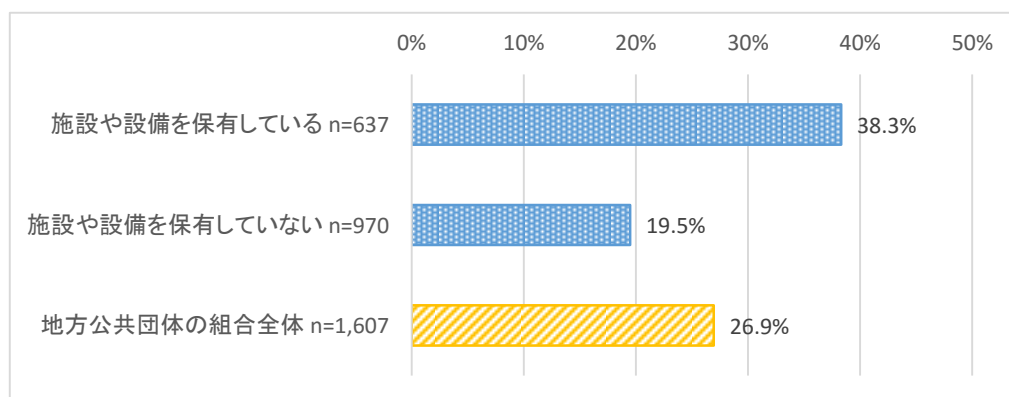
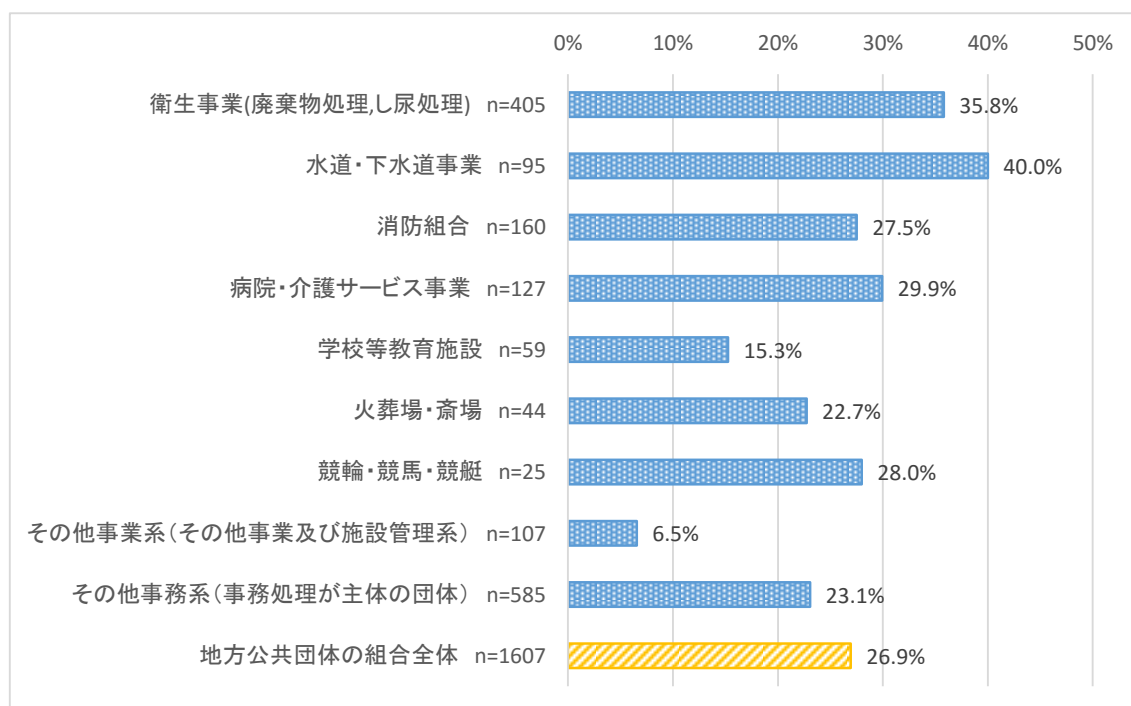


図3 地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の施設・設備保有の有無別の策定率（事務事業編）



注) 施行状況調査 Q1-1 (3)、Q1-4 (1)、Q1-5 (1) のいずれかで「施設や設備を保有していない」を選択した団体を「保有していない」とし、それ以外すべてを「保有している」とした。

図4 地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の事務区分別の策定率（事務事業編）



注) 事務区分は、総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成26年7月1日現在）」の「一部事務組合の事務の種類別状況」（第11表）の事務区分をベースに、エネルギー消費の多い事務（衛生事業、水道・下水道事業）と団体数の多い5区分（消防組合、病院・介護サービス事業、学校等教育施設、火葬場・斎場、競輪・競馬・競艇）に分けた。その他は事業系と事務系に分けた。なお、各団体の事務区分は団体名称から事務局が判断したため、一部実態と異なる可能性がある。

2) 地域別の策定状況

地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率の都道府県及び市町村（特別区含む。）における全国平均は、**82.5%**であり、都道府県別に見ると最高が静岡県、京都府、山口県及び徳島県の **100.0%**、最低が奈良県の **52.5%**であった（図5）。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の策定率の全国平均は **26.9%**であり、都道府県別にみると、最高が島根県の **81.3%**、最低が山形県の **0.0%**であった（図5）。

環境省地方環境事務所の管轄地域別に見ても、策定率に地域的なばらつきが見られた（図6）。

図5 都道府県別策定率（地方公共団体実行計画（事務事業編））

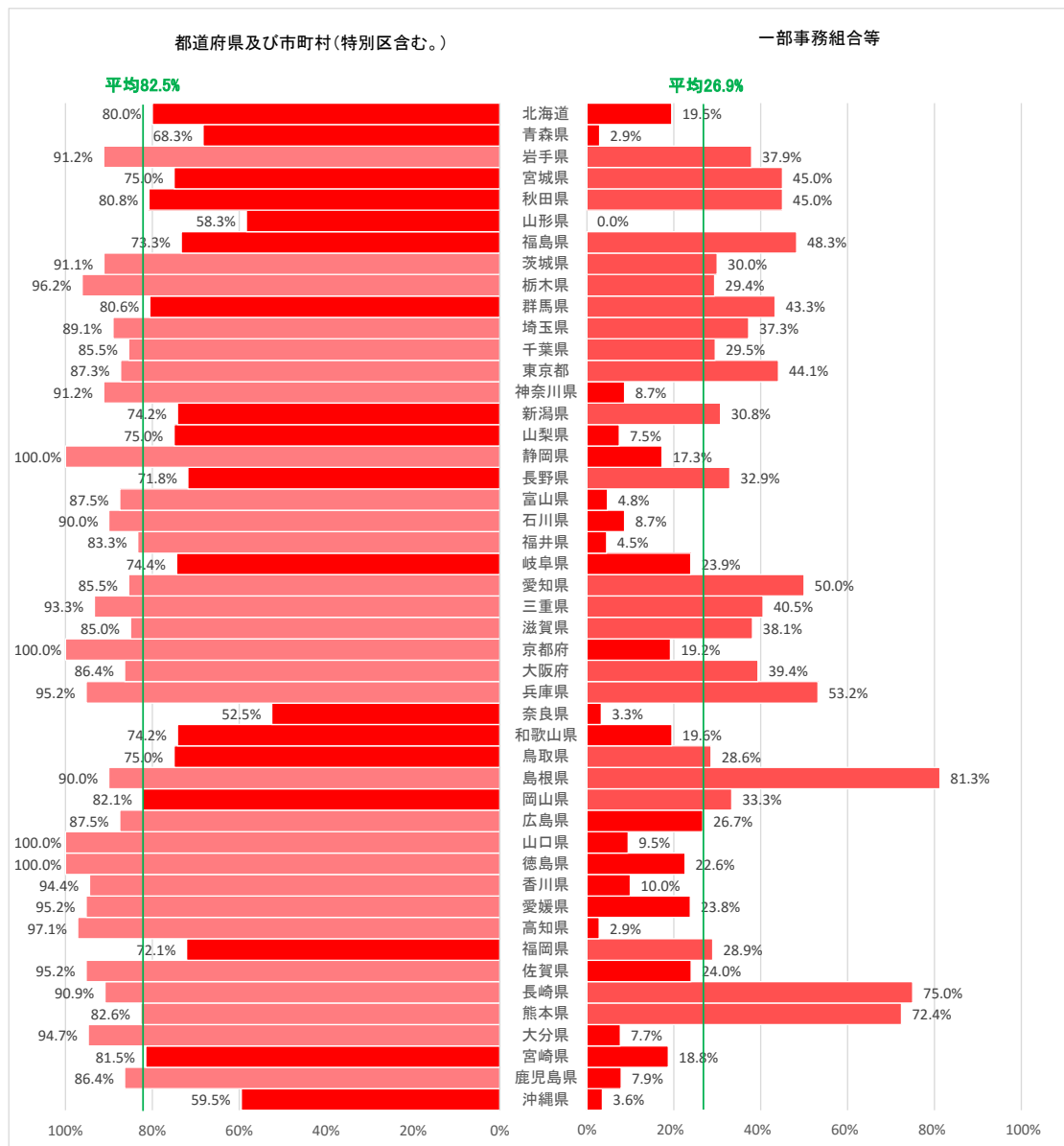
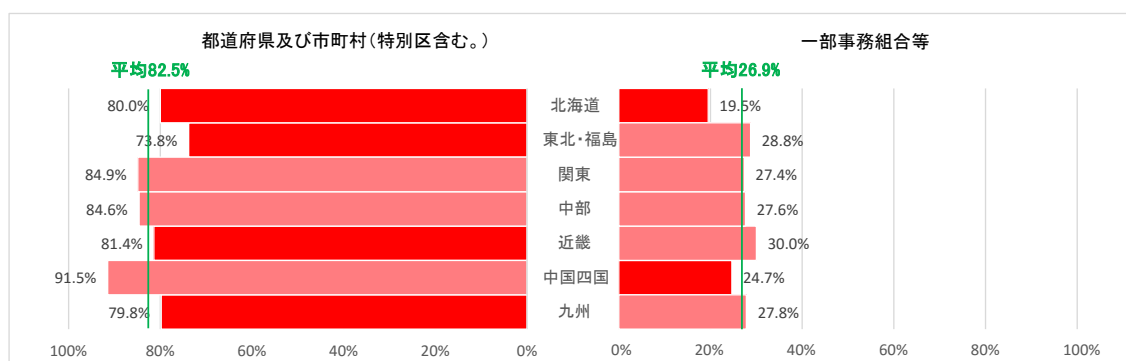


図 6 環境省地方環境事務所の管轄地域別の策定状況（地方公共団体実行計画（事務事業編））



注）環境省地方環境事務所の管轄地域は以下のとおり。

北海道地区：北海道
 東北・福島地区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、長野県
 中部地区：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国四国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

策定率に地域的なばらつきが見られることから、「地球温暖化対策計画」において「特に都道府県に期待される事項」として記載されているように、都道府県が管下の市町村（特別区含む。）や地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）に対して策定を促す施策を実施することが必要だと考えられる。「地球温暖化対策計画」においては、市町村による地方公共団体実行計画の策定や実施を促す施策として、特に都道府県に期待される 4 つの事項が挙げられている。

「地球温暖化対策計画」

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割³

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

（2）自らの事務及び事業に関する措置

（3）特に都道府県に期待される事項

- ・ 管下の市町村における取組の優良事例の情報収集
- ・ 管下の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
- ・ 実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術

³ 「地球温暖化対策計画」 15、16 ページ掲載の内容を一部抜粋。

的な助言

- ・実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等

そこで、策定率に地域的なばらつきがあった施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の策定率と、都道府県に期待される役割の取組状況を、策定率の高い順に整理した（表3）が、特徴的な傾向は見られなかった。

施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の策定率が高い都道府県の内「⑤その他」を選択している都道府県の具体的な取組内容は、以下のとおりである。

- ・ 栃木県；「市町の地球温暖化対策所管課担当者向け勉強会の開催」
- ・ 愛媛県；「市町への温暖化対策に関する情報提供など連携を図っている」
- ・ 兵庫県；「管下の市町の取組等を共有するための連絡会議を開催」

表3 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定率と都道府県に期待される役割の取組状況

都道府県名	施行時特例市 未満の市町村 （特別区含む。） の策定率（事務 事業編）	都道府県に期待される役割の取組項目（施行状況調査のQ2－7回答）					
		① 優良事例の 情報収集	② 優良事例の 普及促進	③ 技術的な助 言	④ 人材育成の 支援等	⑤ その他	⑥ 取り組んでい ない
静岡県	100.0%	●	●	●	●		
京都府	100.0%			●			
山口県	100.0%						●
徳島県	100.0%	●	●				
高知県	97.0%			●	●		
栃木県	95.8%					●	
愛媛県	94.7%					●	
佐賀県	94.7%	●	●				
兵庫県	94.1%	●				●	
大分県	94.1%			●			
香川県	93.8%	●					
三重県	92.9%	●	●				
岩手県	90.6%			●			
茨城県	90.5%			●			
長崎県	89.5%						●
石川県	88.9%						●
島根県	88.9%			●	●		
神奈川県	87.5%	●	●				
埼玉県	87.3%					●	
東京都	86.9%			●	●		
富山県	85.7%						●
鹿児島県	85.7%			●			
広島県	85.0%						●
千葉県	84.3%	●	●	●	●		
愛知県	83.3%	●	●	●	●		
滋賀県	83.3%			●			
熊本県	81.8%		●		●		
福井県	81.3%	●	●				
大阪府	81.3%					●	
岡山県	80.0%	●	●	●			
宮崎県	80.0%	●	●				
北海道	79.5%	●	●	●			
秋田県	79.2%	●	●		●		
群馬県	77.4%			●	●		
宮城県	73.5%	●	●				
岐阜県	73.2%						●
山梨県	73.1%	●	●	●			
和歌山県	72.4%			●			
鳥取県	72.2%	●					
福島県	71.9%	●					
長野県	70.7%	●	●	●	●		
新潟県	70.4%	●		●			
福岡県	70.2%	●	●	●	●		
青森県	65.8%	●	●	●			
沖縄県	57.5%			●			
山形県	55.9%			●			
奈良県	50.0%			●			

注）表には、管轄地域内の施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）策定率を掲載し、策定率の高い順に都道府県を並べている。

3) 組織体制と策定状況の分析

未策定団体の未策定理由及び計画期間を過ぎても未改定団体の未改定理由を整理すると、回答団体の半数以上が「計画を策定・改定するための人員がないため」を選択しており、「人員の確保」が策定・改定状況を左右する主要因であることが考えられる（図7）。

そこで、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率が低い施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）と地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の組織の有無（地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無）や職員数規模で策定率の分析を行った。

組織の有無別では、組織のある団体の方が、策定率が高い傾向が見られた（図8、10）。

施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の組織のない団体における地球温暖化対策業務を担当する職員規模別の策定状況をみると、担当職員が0人又は1人の団体と比較して、複数人の団体の方が、策定率が高い傾向が見られた（図9）。

図7 地方公共団体実行計画（事務事業編）が現時点で未策定（若しくは計画期間が過ぎていても未改定）の理由

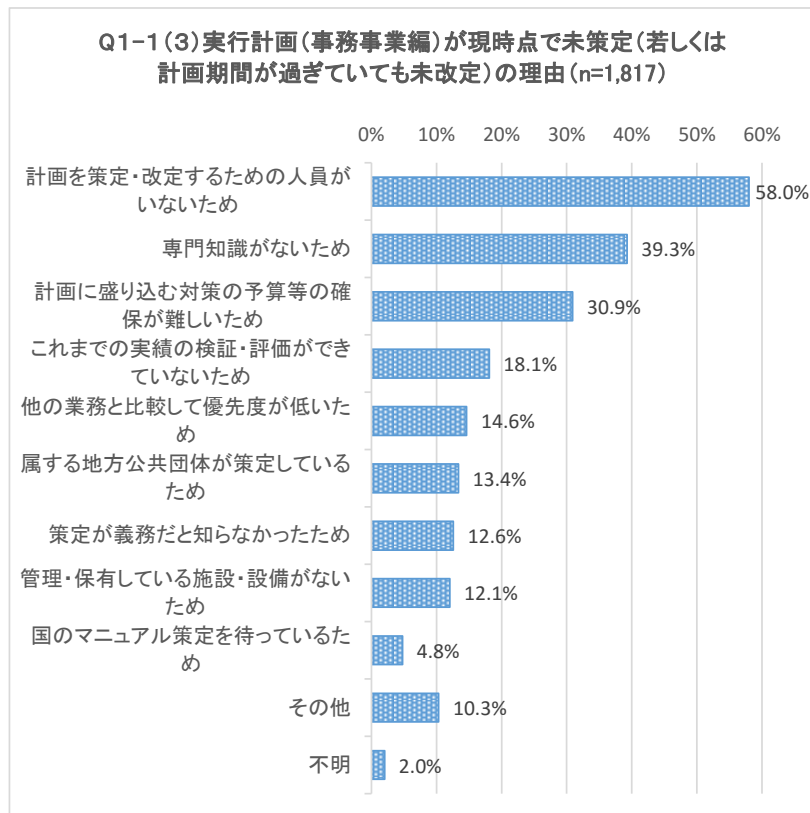


図 8 地球温暖化対策業務を担当する部（局）課係の有無別の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定状況（施行時特例市未満の市町村（特別区含む。））

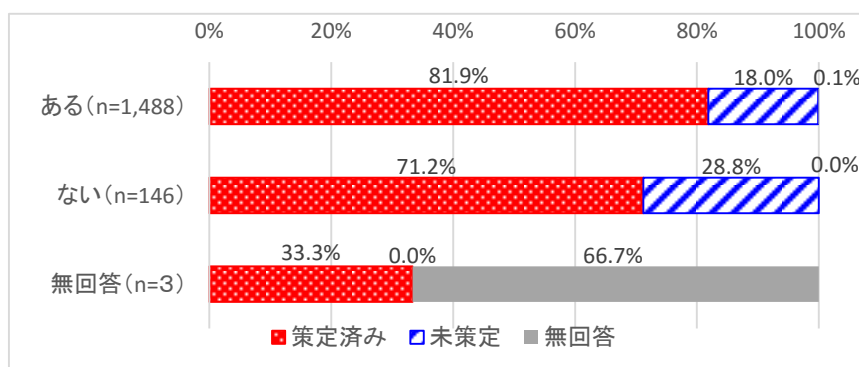


図 9 地球温暖化対策業務を担当する部（局）課係のない団体における地球温暖化対策業務を担当する職員数規模別の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定状況（施行時特例市未満の市町村（特別区含む。））

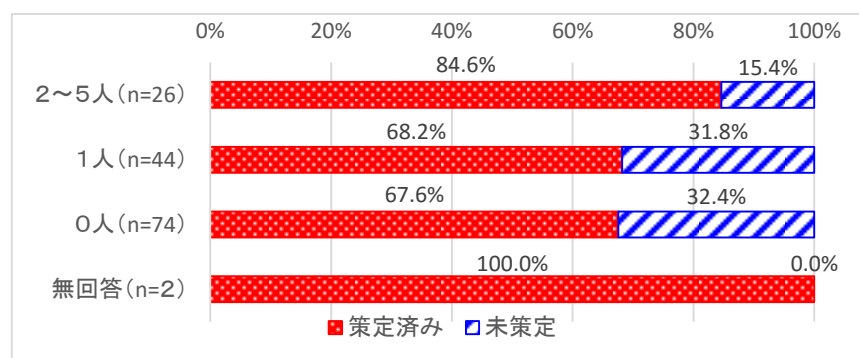
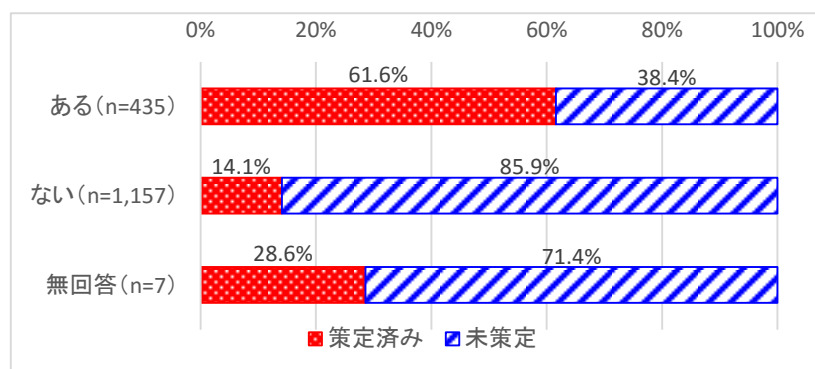


図 10 地球温暖化対策業務を担当する部（局）課係の有無別の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定状況（地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合））



(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況

1) 団体区分別の策定状況

平成 28 年度施行状況調査における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定は、都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体のうち、499 団体（27.9%）が策定済みであり、平成 27 年度施行状況調査において同計画を策定済みの 424 団体（23.7%）に比べ、75 団体（4.2 ポイント）増加した（表 4、図 11）。

都道府県 47 団体は、平成 26 年度に既に策定率が 100.0%となっている（図 11）。

施行時特例市以上の市 104 団体（温対法第 21 条第 3 項に基づく策定義務あり。）のうち、103 団体（99.0%）が同計画を策定済みであり、平成 27 年度施行状況調査の 100 団体（97.4%）に比べ、3 団体（1.6 ポイント）増加した（表 4、図 11）。未策定の 1 団体は大阪府堺市で、調査時点で平成 29 年度策定に向けて作業中であるとの回答を得ている。

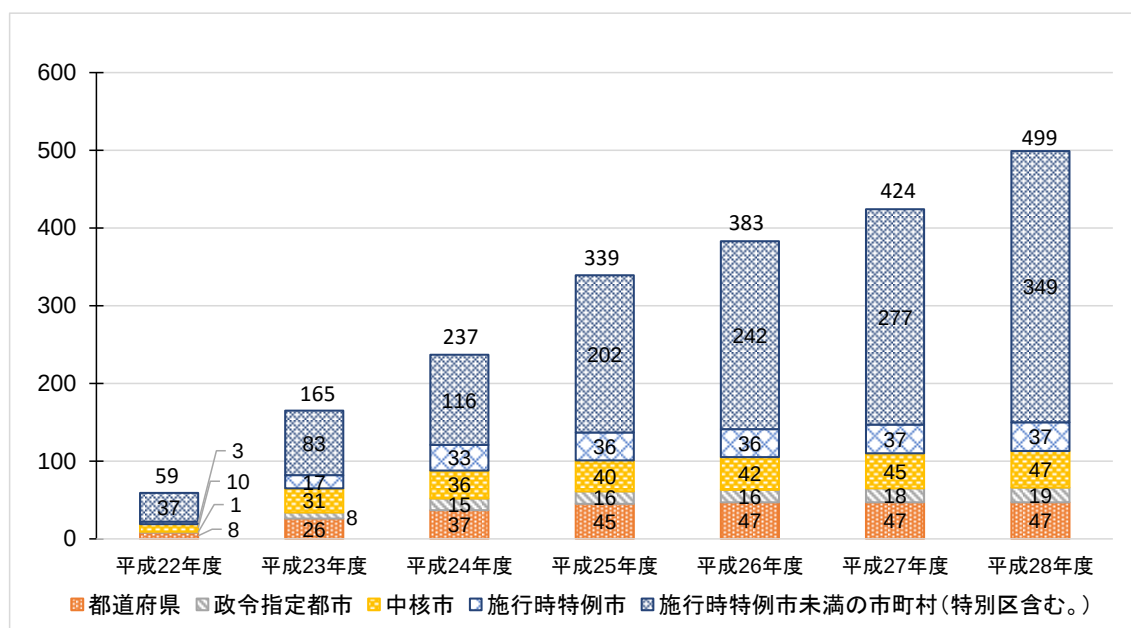
施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）（策定・実施に努めることが期待される団体）1,637 団体のうち、349 団体（21.3%）が同計画を策定済みであり、平成 27 年度施行状況調査の 277 団体（16.9%）に比べ、72 団体（4.4 ポイント）増加した（表 4、図 11）。また、人口が多いほど策定が進んでいる傾向が見られた（図 12）。

表 4 団体区分別の策定団体数と策定率（地方公共団体実行計画（区域施策編））

項目	区分	人口規模	平成28年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定						策定済	対象団体数
			既に計画期間を経過しており、平成28年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、平成28年10月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、平成28年10月1日以降に策定する予定はない		
団体数	都道府県		3	0	38	6	0	0	47	47
	政令指定都市		2	0	12	5	1	0	19	20
	中核市		1	0	34	12	0	0	47	47
	施行時特例市		3	0	28	6	0	0	37	37
	施行時特例市以上の市 計		9	0	112	29	1	0	150	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	3	1	67	31	17	64	102	183
		30,000人～99,999人	9	12	59	51	43	335	131	510
		10,000人～29,999人	4	18	18	17	34	356	57	447
		～9,999人	9	25	7	18	44	393	59	497
		計	25	56	151	117	138	1,148	349	1,637
	市町村（特別区含む。） 計		31	56	225	140	139	1,148	452	1,741
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		34	56	263	146	139	1,148	499	1,788
割合	都道府県		6.4%	0.0%	80.9%	12.8%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	政令指定都市		10.0%	0.0%	60.0%	25.0%	5.0%	0.0%	95.0%	100.0%
	中核市		2.1%	0.0%	72.3%	25.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	施行時特例市		8.1%	0.0%	75.7%	16.2%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	施行時特例市以上の市 計		6.0%	0.0%	74.2%	19.2%	0.7%	0.0%	99.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	1.6%	0.5%	36.6%	16.9%	9.3%	35.0%	55.7%	100.0%
		30,000人～99,999人	1.8%	2.4%	11.6%	10.0%	8.4%	65.7%	25.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.9%	4.0%	4.0%	3.8%	7.6%	79.6%	12.8%	100.0%
		～9,999人	1.8%	5.0%	1.4%	3.6%	8.9%	79.1%	11.9%	100.0%
		計	1.5%	3.4%	9.2%	7.1%	8.4%	70.1%	21.3%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		1.8%	3.2%	12.9%	8.0%	8.0%	65.9%	26.0%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		1.9%	3.1%	14.7%	8.2%	7.8%	64.2%	27.9%	100.0%

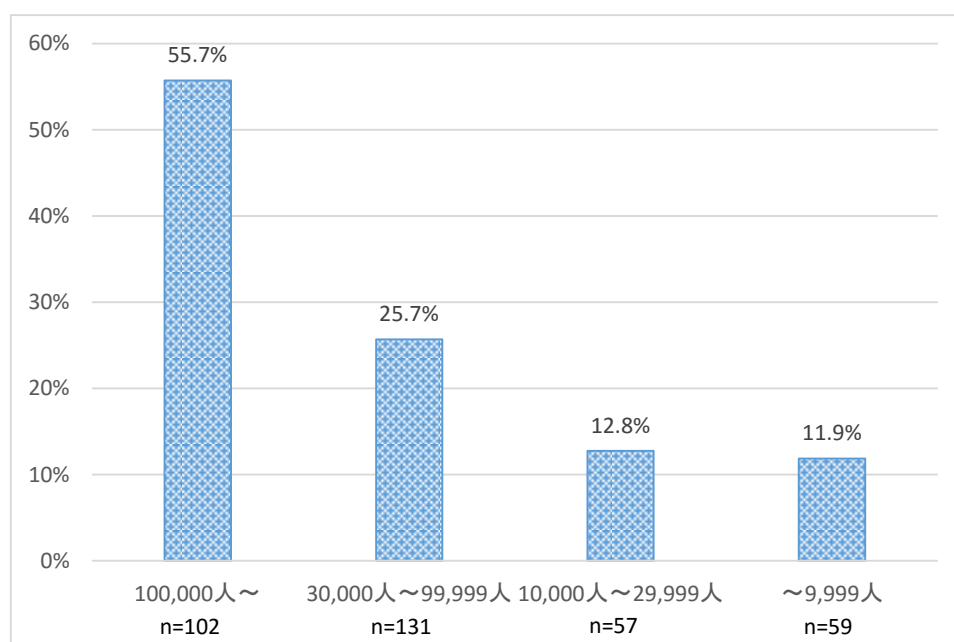
注）対象は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を「策定済み」と回答した団体（計画期間を経過している団体も含む。）。

図 11 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定数推移



注) 各調査年度における策定数を整理した。

図 12 施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の人口規模別策定率（地方公共団体実行計画（区域施策編））



2) 地域別の策定状況

都道府県及び施行時特例市以上の市は、1 団体（大阪府堺市：調査時点で平成 29 年度の策定に向けて作業中。）を除いて地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みであることから、地域差は見られない（図 13）。

施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の団体では全国平均で 21.3%であり、都道府県別の策定率は、最高が京都府の 60.0%、最低が宮城県の 2.9%となり、地方公共団体実行計画（事務事業編）に比べて都道府県による策定率の地域差が大きい（図 13）。

同様に、環境省地方環境事務所の管轄地域別に見ても、策定率に地域的なばらつきが見られ、地方公共団体実行計画（事務事業編）に比べて策定率の地域差が大きい（図 14）。

図 13 都道府県別の策定状況（地方公共団体実行計画（区域施策編））

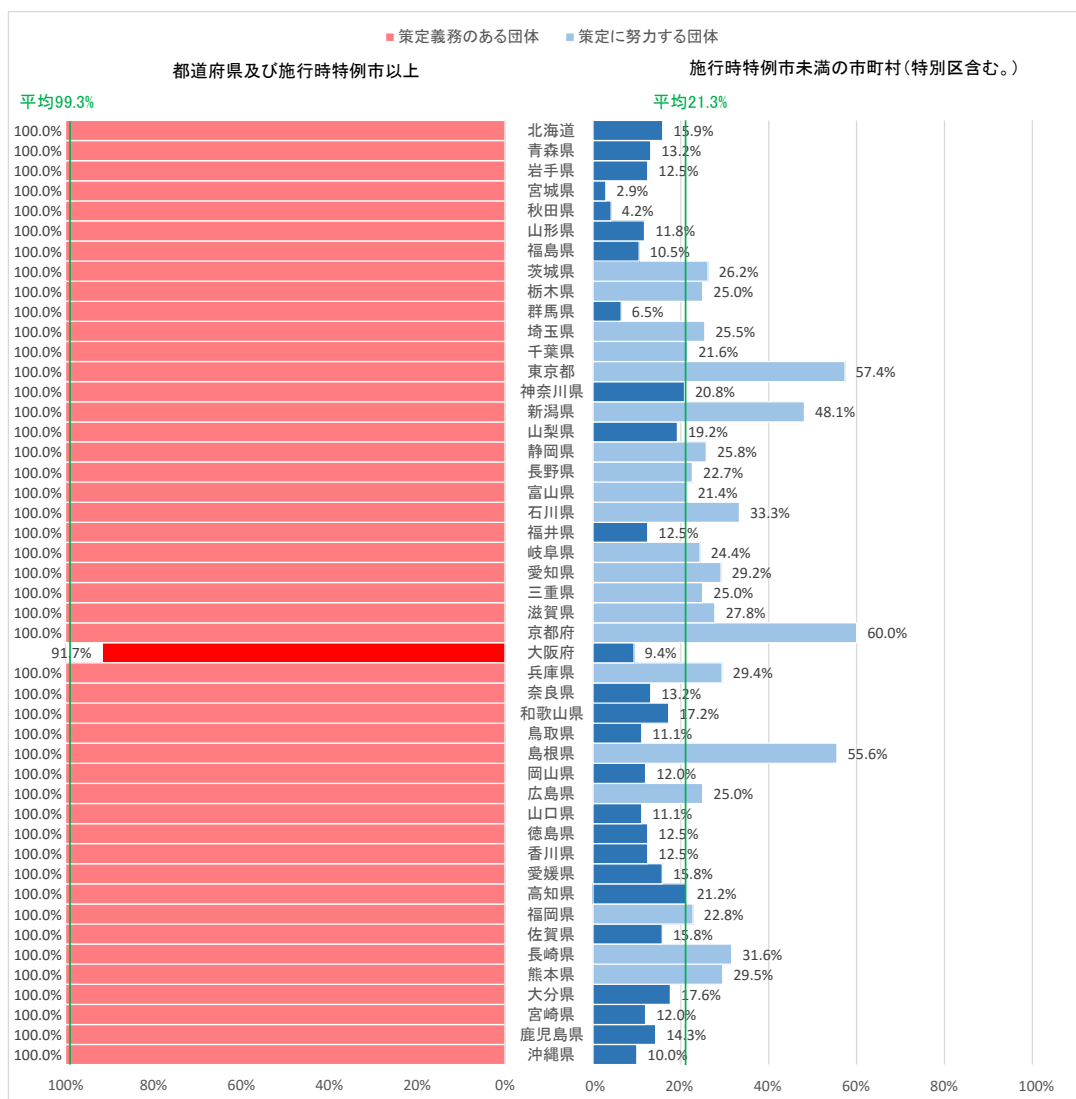
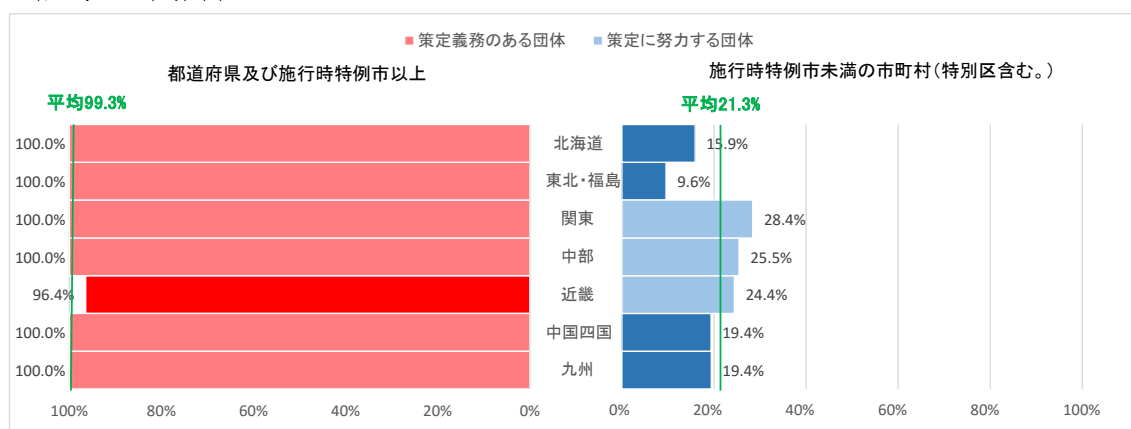


図 14 環境省地方環境事務所の管轄地域別の策定状況（地方公共団体実行計画（区域施策編））



注）環境省地方環境事務所の管轄地域は図 6 と同様。

地方公共団体実行計画（事務事業編）と同様に、都道府県に期待される役割の取組状況を、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定率を高い順に整理してみると（表 5）、策定率と実施状況の間には明確な関係性は見られなかったものの、策定率の高い上位 4 団体は、策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村への技術的な助言や人材育成の支援等（表 5 の③、④）に取り組んでおり、これらの取組の方が、全般的な情報収集や優良事例の普及促進（表 5 の①、②）に比べて、策定率向上につながる可能性があることが考えられる。

「⑤その他」を選択している都道府県の取組内容は、以下のとおりである。

- ・ 協議会や連絡会議を開催して、情報や取組内容を共有（兵庫県、大阪府）
- ・ 市町村向けの説明会・勉強会の開催（埼玉県、栃木県）
- ・ 市町村への温暖化対策に関する情報提供など（愛媛県）

表5 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定率と都道府県に期待される役割の取組状況（施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）対象）

都道府県名	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の策定率（区域施策編）	都道府県に期待される役割の取組項目（施行状況調査のQ2－7回答）					
		① 優良事例の 情報収集	② 優良事例の 普及促進	③ 技術的な助 言	④ 人材育成の 支援等	⑤ その他	⑥ 取り組んでい ない
京都府	60.0%			●			
東京都	57.4%			●	●		
島根県	55.6%			●	●		
新潟県	48.1%	●		●			
石川県	33.3%						●
長崎県	31.6%						●
熊本県	29.5%		●		●		
兵庫県	29.4%	●				●	
愛知県	29.2%	●	●	●	●		
滋賀県	27.8%			●			
茨城県	26.2%			●			
静岡県	25.8%	●	●	●	●		
埼玉県	25.5%					●	
栃木県	25.0%					●	
三重県	25.0%	●	●				
広島県	25.0%						●
岐阜県	24.4%						●
福岡県	22.8%	●	●	●	●		
長野県	22.7%	●	●	●	●		
千葉県	21.6%	●	●	●	●		
富山県	21.4%						●
高知県	21.2%			●	●		
神奈川県	20.8%	●	●				
山梨県	19.2%	●	●	●			
大分県	17.6%			●			
和歌山県	17.2%			●			
北海道	15.9%	●	●	●			
愛媛県	15.8%					●	
佐賀県	15.8%	●	●				
鹿児島県	14.3%			●			
青森県	13.2%	●	●	●			
奈良県	13.2%			●			
岩手県	12.5%			●			
福井県	12.5%	●	●				
徳島県	12.5%	●	●				
香川県	12.5%	●					
岡山県	12.0%	●	●	●			
宮崎県	12.0%	●	●				
山形県	11.8%			●			
鳥取県	11.1%	●					
山口県	11.1%						●
福島県	10.5%	●					
沖縄県	10.0%			●			
大阪府	9.4%					●	
群馬県	6.5%			●	●		
秋田県	4.2%	●	●		●		
宮城県	2.9%	●	●				

注）表には、区域内の施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）策定率を掲載し、策定率の高い順に都道府県を並べてある。

(参考)

「京都府地球温暖化対策推進計画」(平成 23 年 7 月京都府)では、「8 地域別施策の重点事項」として、『地域の特性に応じた地球温暖化対策の計画策定や取組を支援するとともに、市町村等と以下のような地域の課題を共有し、相互に連携して効果的な施策を展開』するとしている。

8 地域別施策の重点事項

地域の特性に応じた地球温暖化対策の計画策定や取組を支援するとともに、市町村等と以下のような地域の課題を共有し、相互に連携して効果的な施策を展開

丹後地域

民宿・旅館などにおける省エネ行動や高効率機器の導入促進...等

中丹地域

工業団地等における温室効果ガス削減対策...等

南丹地域

間伐等による森林の適切な管理及びバイオマスの利用促進...等

京都都市圏

自動車から公共交通機関への転換促進...等

山城地域(山城中・東部地域)

アドバイザー派遣等による中小企業の対策強化...等

山城地域(学研都市地域)

最新技術を活かした「エコ・シティ」の整備...等

出典) 京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/suishinkeikaku.html>

3) 組織体制と策定状況の分析

未策定団体の未策定理由及び計画期間を過ぎても未改定団体の未改定理由を整理すると、「人員が不足しているため」が最も多く回答団体のうち 77.3%が選択しており、地方公共団体実行計画（事務事業編）と同様、「人員の確保」が策定・改定状況を左右する主要因であることが考えられる（図 15）。

そこで、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率が低い施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）について、組織の有無（地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無）や職員数規模で策定率の分析を行った。

組織の有無別では、地方公共団体実行計画（事務事業編）と同様、組織のある団体の方が、策定率が高い傾向が見られた（図 16）。

職員規模別でも同様に、職員人数が多いほどの策定率が高い傾向が見られた（図 17）。

図 15 地方公共団体実行計画（区域施策編）が現時点で未策定（又は計画期間が過ぎていても未改定）の理由

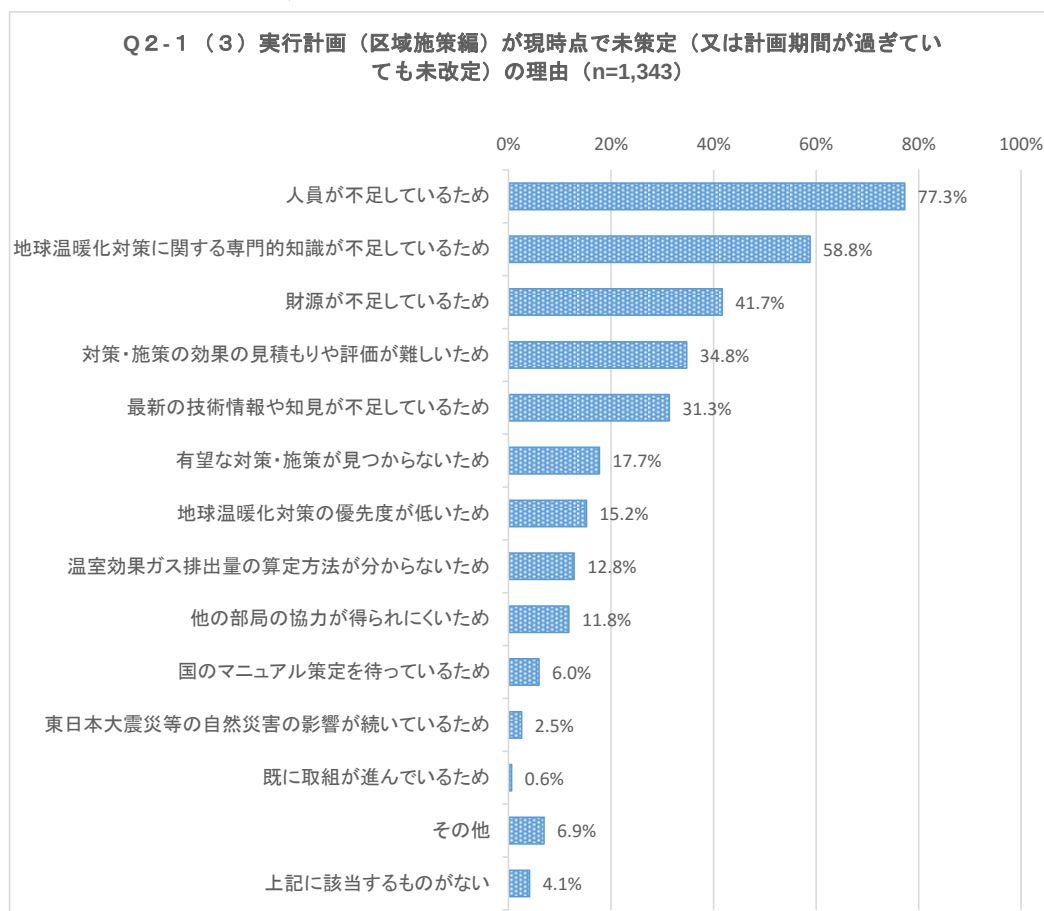


図 16 地球温暖化対策業務を担当する部（局）課係の有無別の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況（施行時特例市未満の市町村（特別区含む。））

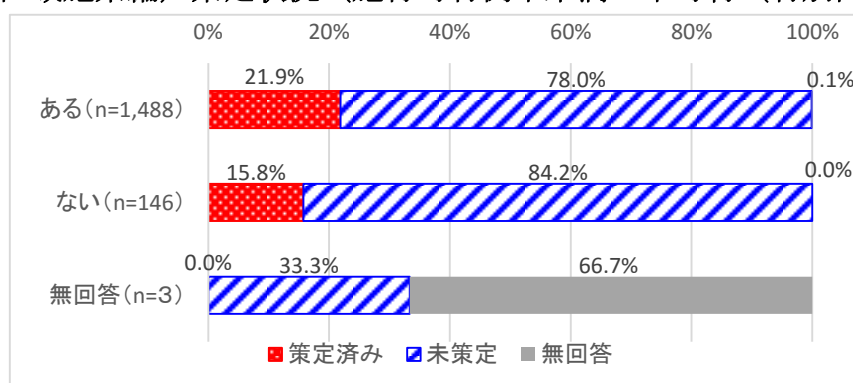
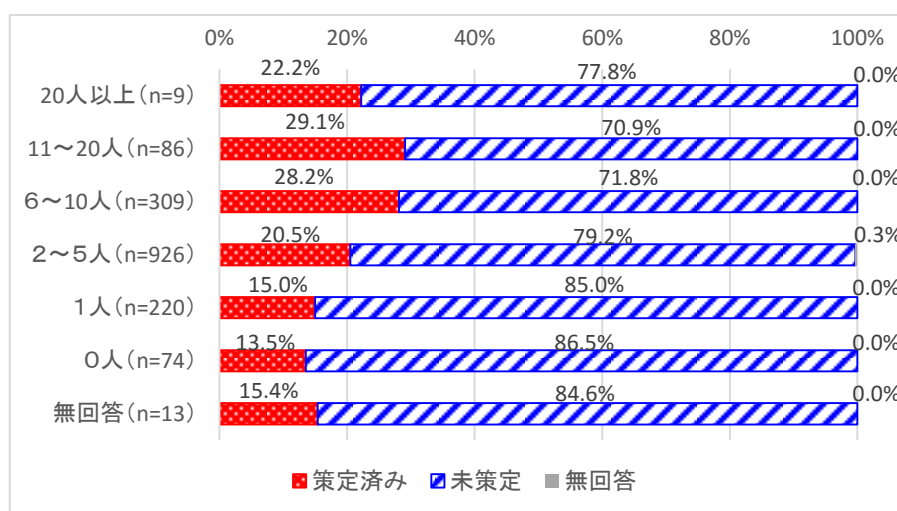


図 17 地球温暖化対策業務を担当する職員又は地球温暖化対策業務を担当する部（局）課係の職員人数規模別の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況（施行時特例市未満の市町村（特別区含む。））



注）地球温暖化対策業務を担当する部（局）課係の有無に係わず、担当職員人数規模別に整理した。

4) 排出規模別の策定状況

① 区域内排出量の総量の規模別策定状況

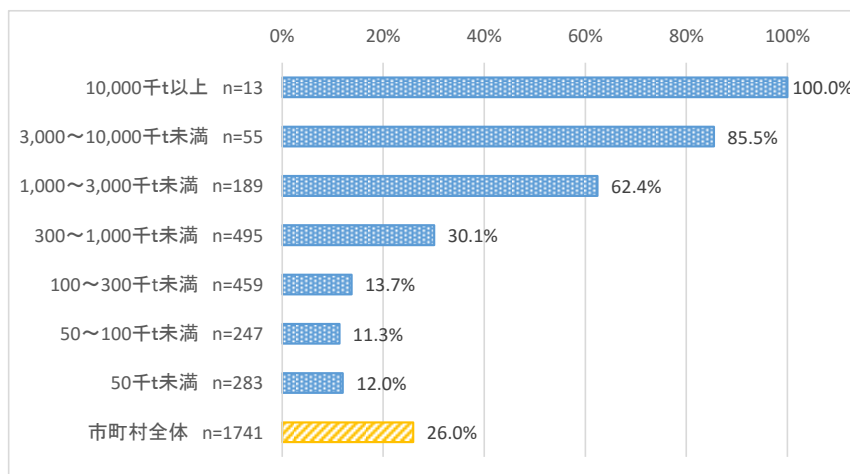
区域内排出量の総量⁴の規模別に策定状況を分析した。なお、本項では都道府県は分析から除いている。

平成 27 年度施行状況調査同様、区域内排出量の総量が多い団体ほど地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が進んでいる傾向が見られた。区域内排出量の総量が 1,000 千 t-CO₂ 以上の団体の策定率は 69.3%（178/257 団体）であり（図 18）、平成 27 年度施行状況調査の 153 団体から 25 団体増加した。

また、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みの団体において区域内排出量の総量を規模別に見た場合、区域内総排出量が占める割合は区域内総排出量が 10,000 千 t-CO₂ 以上の規模では 100.0%、3,000～10,000 千 t-CO₂ 未満の規模では 85.5%と非常に高かった（図 18）。

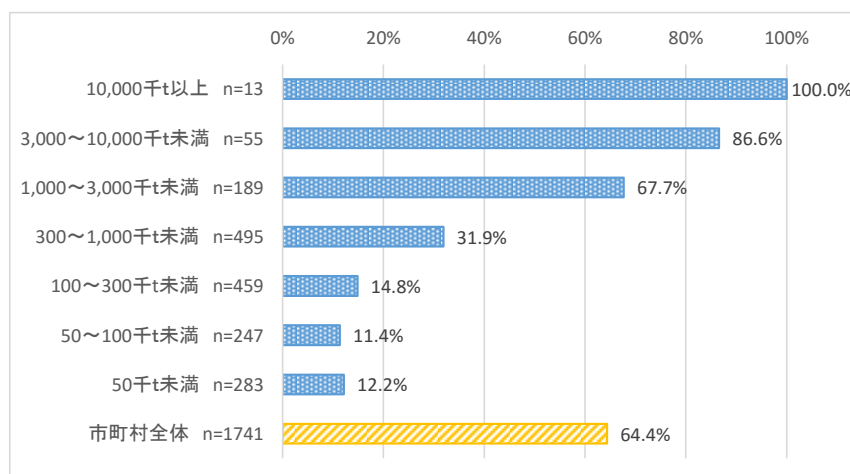
全体では同計画を策定済みの団体からの区域内排出量の総量が占める割合は 64.4%であり（図 19）、平成 27 年度施行状況調査の 35.6%から大幅に増加した。これは、1,000 千 t-CO₂ 以上の団体の計画策定が進んだためである。

図 18 区域内排出量の総量を規模別に見た場合における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率



⁴環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援サイト」の按分法による部門別 CO₂排出量の現況推計の 2013 年度排出量（全項目一覧）を使用。

図 19 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済み団体の排出割合（区域内排出量の総量を規模別に見た場合）

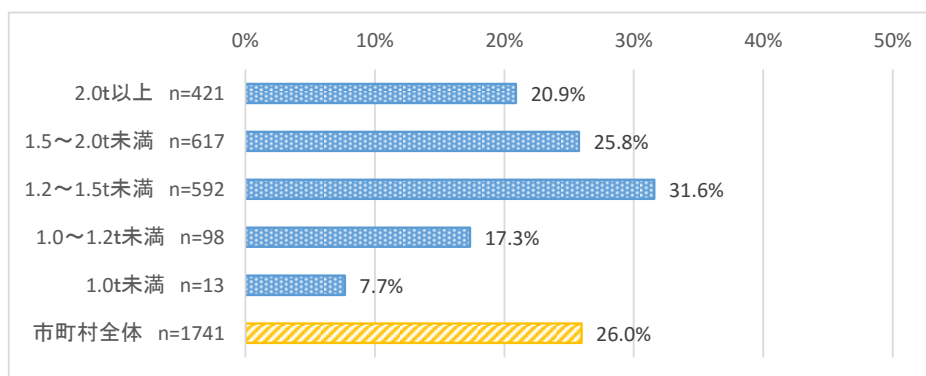


② 1人あたり排出量の規模別策定状況

1人あたり排出量（家庭部門）⁵と地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率の間には、区域内排出量の総量の規模別策定率や人口規模別策定率のように明確な相関は見られなかった（図 20）。

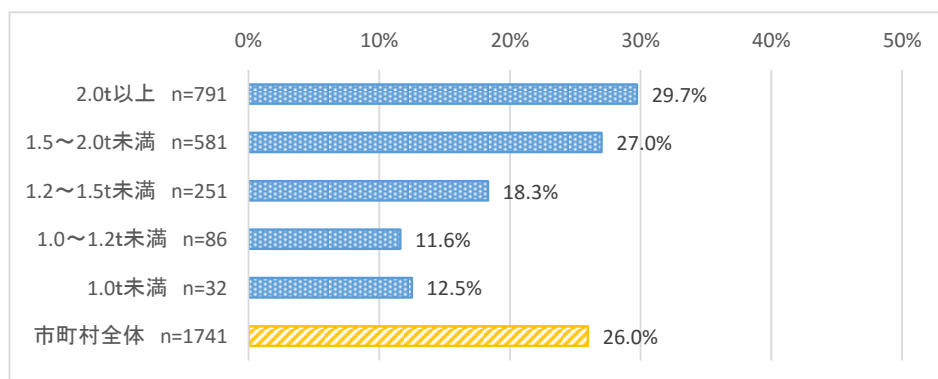
1人あたり排出量（業務その他部門）⁵においては、排出量が大きいほど地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が進んでいる傾向が見られた（図 21）。

図 20 1人あたり排出量（家庭部門）規模別の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率



⁵ 環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援サイト」の按分法による部門別 CO₂ 排出量の現況推計の 2013 年度排出量（家庭部門及び業務その他部門）と、平成 28 年住民基本台帳人口・世帯数、平成 27 年度人口動態（市区町村別）を使用。

図 21 1人あたり排出量(業務その他部門) 規模別の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率



2. 地方公共団体実行計画の進行管理状況

地方公共団体実行計画の進行管理状況を確認するポイントは、進行管理の考え方である PDCA の項目に沿って図 22 のとおり整理できる。この項では、地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）の進行管理状況を、図 22 に基づき各計画のチェック項目として整理した表 6 の項目ごとに分析した。

図 22 PDCA の考え方に基づく地方公共団体実行計画の進行管理のポイント

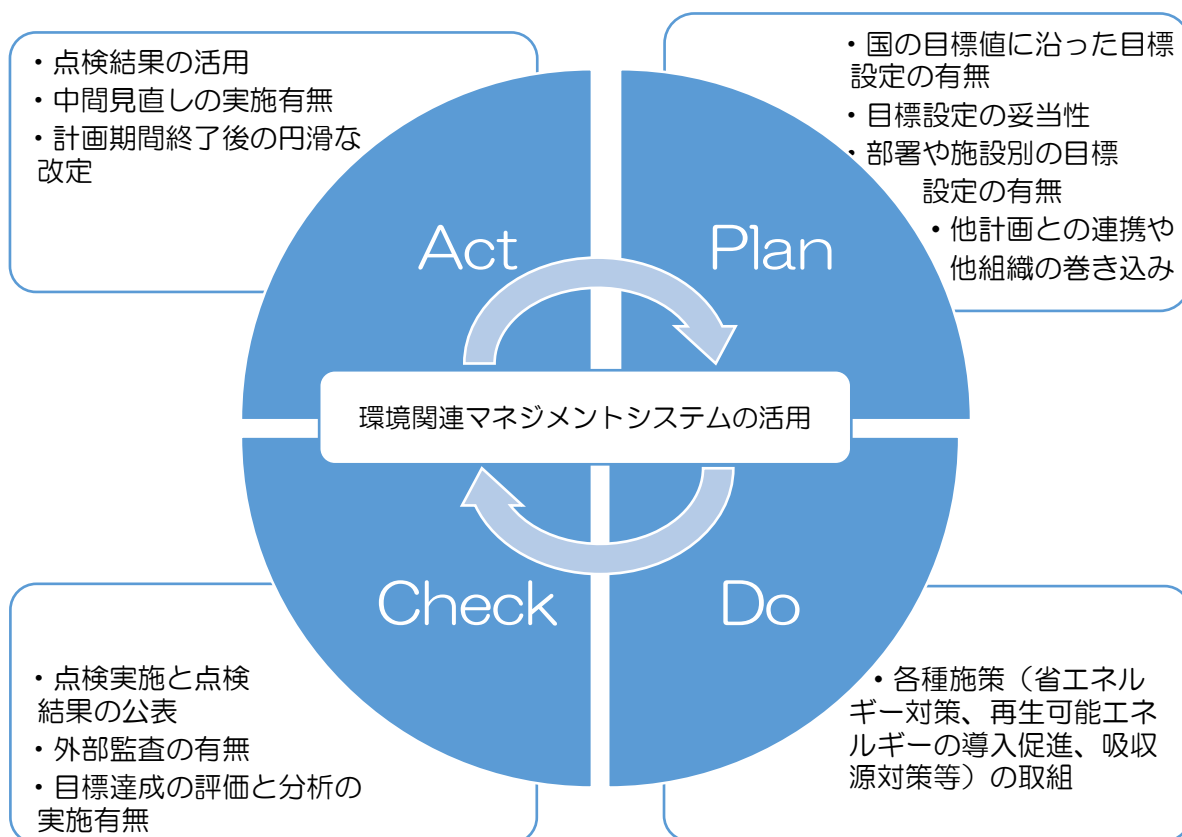


表 6 進行管理の段階ごとのチェック項目

	(1)「事務事業編」	(2)「区域施策編」
Plan	1)「地球温暖化対策計画」に沿った目標設定状況 2) 他の行政計画との連携の有無	1)「地球温暖化対策計画」に沿った目標設定状況 2) 他の行政計画との連携の有無
Do	3) 各種施策の取組状況	3) 各種施策の取組状況
Check	4) 点検の実施と点検結果の公表 5) 点検結果の活用	4) 点検の実施と点検結果の公表 5) 点検結果の活用
Act	6) 中間見直しの実施 7) 計画期間終了後の円滑な改定	6) 中間見直しの実施 7) 計画期間終了後の円滑な改定
全体	8) 環境関連マネジメントシステムの導入状況	

注) 表中の番号は、次項のタイトルに該当する。

（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理状況

１）「地球温暖化対策計画」に沿った目標設定状況

直近１ヵ年（平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間）に、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定又は改定を行った団体は、全体で 337 団体（本調査対象である 3,395 団体の 9.9%）あった（表 7）。

「地球温暖化対策計画」の策定を受けて既に地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定・改定済みと回答した 40 団体の目標年度の設定状況は、「地球温暖化対策計画」に示される短期目標年度である 2020 年（平成 32 年）度と同じ目標年度に設定している団体は 18 団体（45.0%）と比較的多いものの、それ以外の年度を設定している団体が半数以上を占めた（表 8）。

表 7 直近 1 ヵ年に地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定・改定した団体数

	団体数
平成 28 年 5 月 13 日から 平成 28 年 10 月 1 日までの間	46 団体 ・都道府県及び市町村（特別区含む。） 28 団体 ・一部事務組合等 18 団体
平成 27 年 10 月 2 日から 平成 28 年 5 月 12 日までの間	291 団体 ・都道府県及び市町村（特別区含む。） 214 団体 ・一部事務組合等 77 団体

表 8 「地球温暖化対策計画」の策定を受けて既に地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定済みと回答した団体の目標設定状況

都道府 県名	団体名称	基準 年度	目標 年度	計画期間中の 削減率（％）
兵庫県	神戸市	17	32	34
福岡県	北九州市	17	32	30
鳥取県	日南町	25	42	26
山形県	天童市	14	22	24
東京都	羽村市	27	32	23
島根県	島根県	22	32	23
東京都	多摩ニュータウン環境組合	11	17	16
長野県	松本市	22	32	13
佐賀県	佐賀市	25	36	13
東京都	阿伎留病院企業団	27	31	13
石川県	小松市	21	26	12
埼玉県	新座市	25	32	10
静岡県	静岡市	26	34	9
群馬県	安中市	26	32	8
東京都	八王子市	25	32	8
群馬県	大泉町	24	30	6
鹿児島県	大和村	27	32	6
東京都	立川・昭島・国立聖苑組合	19	24	6
北海道	喜茂別町	12	18	5
秋田県	湯沢市	24	30	5
福島県	会津若松市	26	32	5
福井県	小浜市	15	20	5
岡山県	高梁市	27	33	5
徳島県	藍住町	26	32	5
高知県	四万十町	26	31	5
大分県	大分県	26	32	5
静岡県	岳南排水路管理組合	26	32	5
北海道	弟子屈町	25	32	5
兵庫県	兵庫県	25	32	5
北海道	猿払村	27	32	4
千葉県	北千葉広域水道企業団	27	37	4
北海道	大雪清掃組合	26	32	4
高知県	大豊町	26	33	3
兵庫県	播磨高原広域事務組合	12	18	3
山梨県	東八代広域行政事務組合	22	26	1
千葉県	印西地区環境整備事業組合	27	33	0.9
北海道	標茶町	25	32	—
群馬県	板倉町	—	—	—
長野県	上田市東御市真田共有財産組合	—	—	—
香川県	香川県後期高齢者医療広域連合	—	—	—

注）計画期間中の削減率の高い順に団体を並べてある。

なお、目標設定が「—」の団体は、既に地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定済みと回答したが目標設定状況が無回答の団体である。

2) 他の行政計画との連携の有無

関係する他の行政計画と調和・連携又は統合することで、進行管理の実効性をより高められることができると想定されるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）と関係性が高い「公共施設等総合管理計画」との調和・連携又は統合の状況について分析した。

地方公共団体実行計画（事務事業編）と「公共施設等総合管理計画」との調和・連携又は統合の状況は、指定都市では約5割の団体が「調和・連携している」ことが分かった。その他の団体区分では、都道府県では3割程度、施行時特例市では2割、中核市や施行時特例市未満の市区町村では1割程度と指定都市と比べて低い傾向が見られた（図23）。

「公共施設等総合管理計画」との調和・連携又は統合の状況と地方公共団体実行計画（事務事業編）の進捗評価とでは明確な関連性は見えなかったものの、「調和・連携している」又は「統合している」と回答した団体の方が、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した割合がやや高い傾向が見られた（図24）。

図23 地方公共団体実行計画（事務事業編）における「公共施設等総合管理計画」との調和・連携の状況

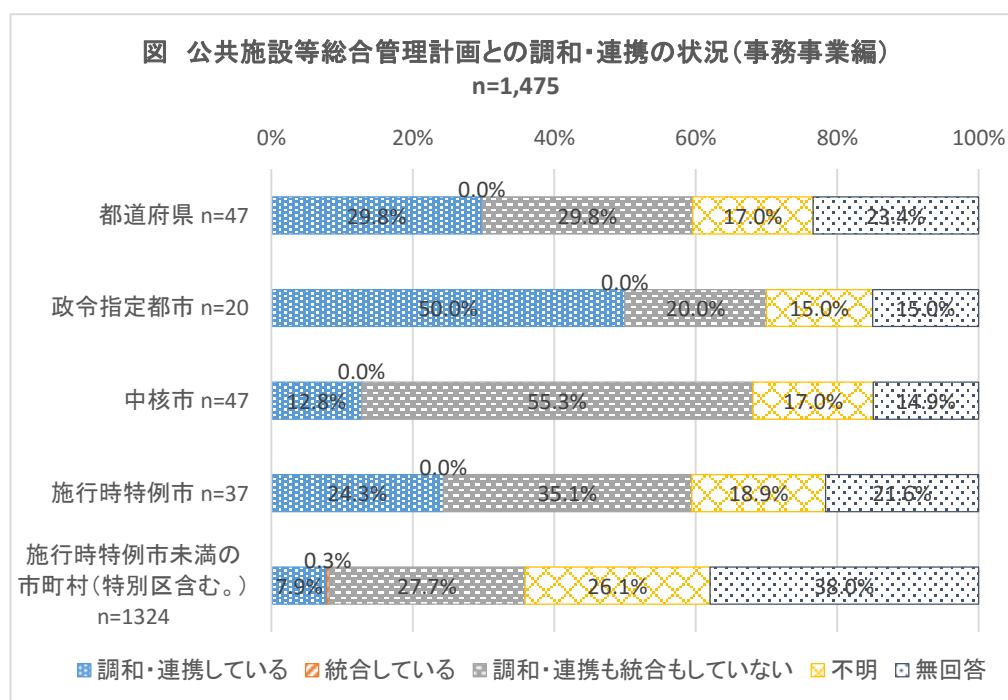
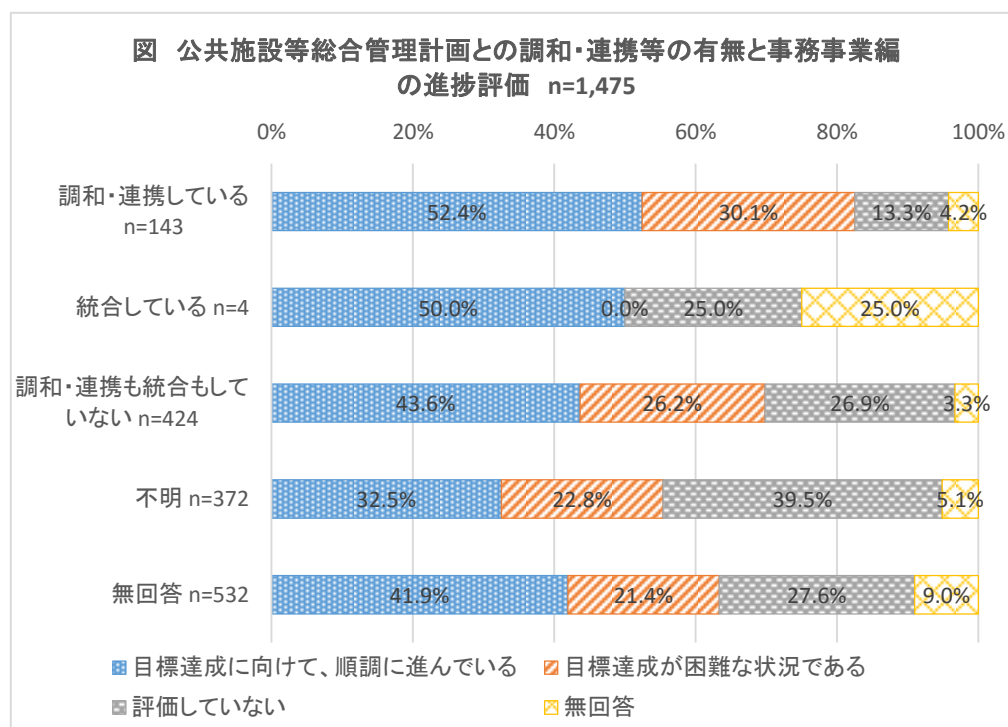


図 24 地方公共団体実行計画（事務事業編）における「公共施設等総合管理計画」との調和・連携の状況と地方公共団体実行計画（事務事業編）の進捗評価



3) 各種施策の取組状況

事務事業に関する各種地球温暖化対策に資する施策について、その取組状況を整理する。

省エネルギー対策については、地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置付けの有無に関わらず取り組んでいる団体は、全体の 66.8%を占めている（図 25）。そのうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる団体は全体の 42.9%であった（図 25）。計画に位置付けている省エネルギー対策の取組内容は、「設備・機器の使用に関する取組（節電、エコドライブなど）」が最も多く 96.4%を占めた。次いで、「設備・機器の導入、更新に関する取組」が 71.1%であった（図 26）。

再生可能エネルギーの導入については、地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置付けの有無に関わらず取り組んでいる団体は、全体の 46.5%を占めている。そのうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる団体は全体の 23.7%であり、省エネルギー対策と比較すると、全体の取組割合や、地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置付けて取り組んでいる割合が低かった（図 25）。

吸収源対策については、地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置付けの有無に関わらず取り組んでいる団体は、「都市緑化等の推進」が 15.4%と最も多く、次いで「森林吸収源対策」が 9.5%であった。そのうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる割合は、全体の 6.8%（都市緑化等の推進）と 2.8%（森林吸収源対策）であり、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入と比較すると、取り組んでいる団体が少なかった（図 27）。

物品購入等の取組状況については、地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置付けの有無に関わらず取り組んでいる団体は、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達等の推進」が 49.0%と最も多く、次いで「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」が 17.7%であった。そのうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる割合は、全体の 30.0%（グリーン購入法に基づく環境物品等の調達等の推進）と 7.6%（環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進）であり、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達等の推進」については再生可能エネルギーの導入を上回る取組状況であった（図 27）。

図 25 事務事業に関する省エネルギー対策（左）と再生可能エネルギーの導入（右）の取組状況

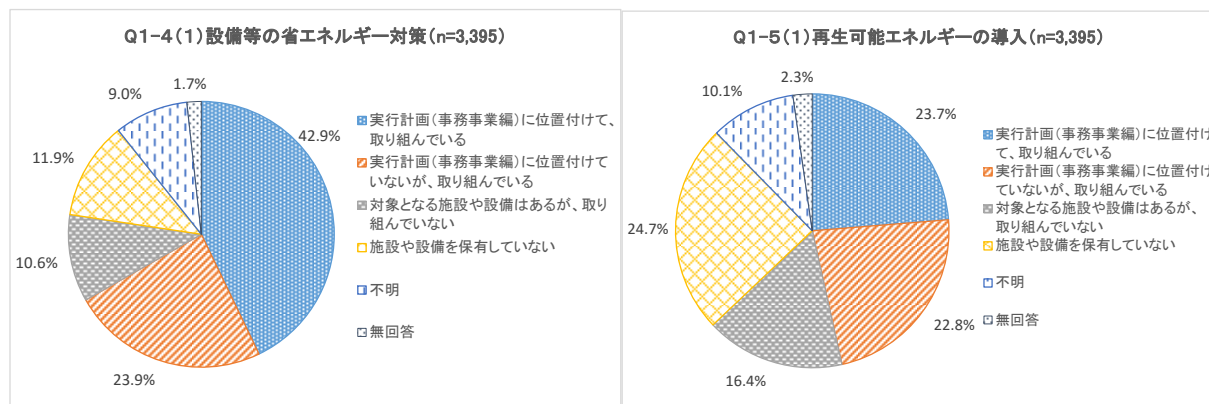


図 26 地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けている省エネルギー対策の内容

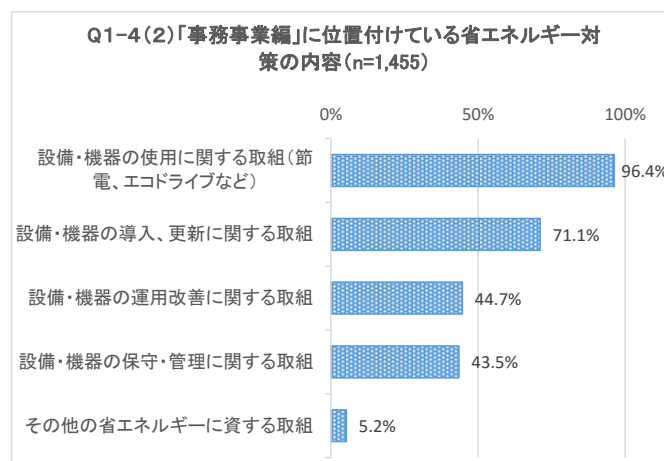
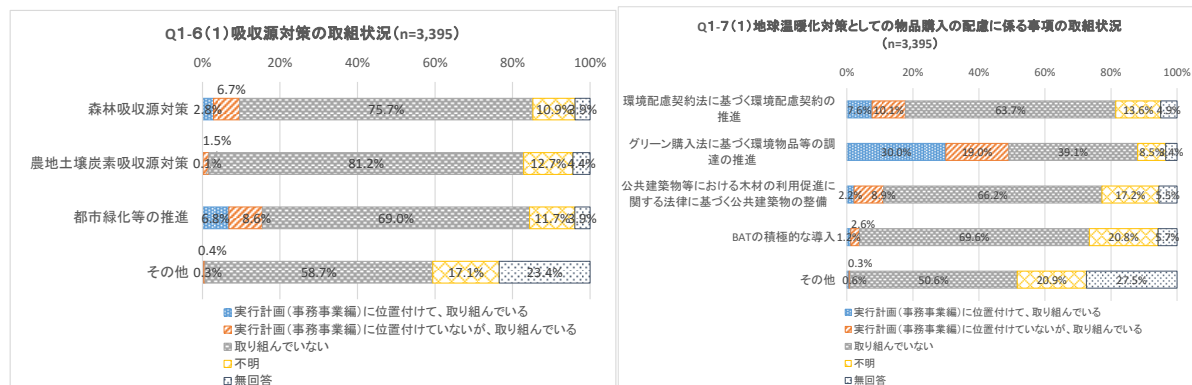


図 27 事務事業に関する吸収源対策（左）と物品購入等（右）の取組状況



4) 点検の実施と点検結果の公表

地方公共団体実行計画（事務事業編）における実施状況の点検のタイミングは、「毎年点検している」が最も多く、全体の 57.1%を占める（図 28）。団体区別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、ほとんどの団体が年 1 回以上点検しているのに対し、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）や地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）では 6 割程度と、やや低い（図 29）。

点検の対象は、「温室効果ガス総排出量」が最も多く、全体の 72.2%を占めるが、部局単位、施設管理者単位及び建物単位で温室効果ガス排出量を把握している団体も一定数見受けられた（図 30）。団体区別にみると、部局単位、施設管理者単位及び建物単位で点検を実施している割合が最も高いのは、いずれも指定都市である点が特徴的である（図 31）。

図 28 地方公共団体実行計画（事務事業編）における点検のタイミング

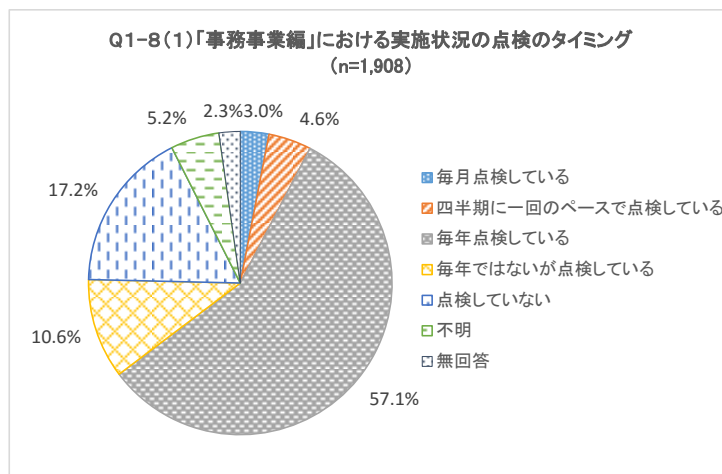


図 29 地方公共団体実行計画（事務事業編）における団体区分別の点検のタイミング

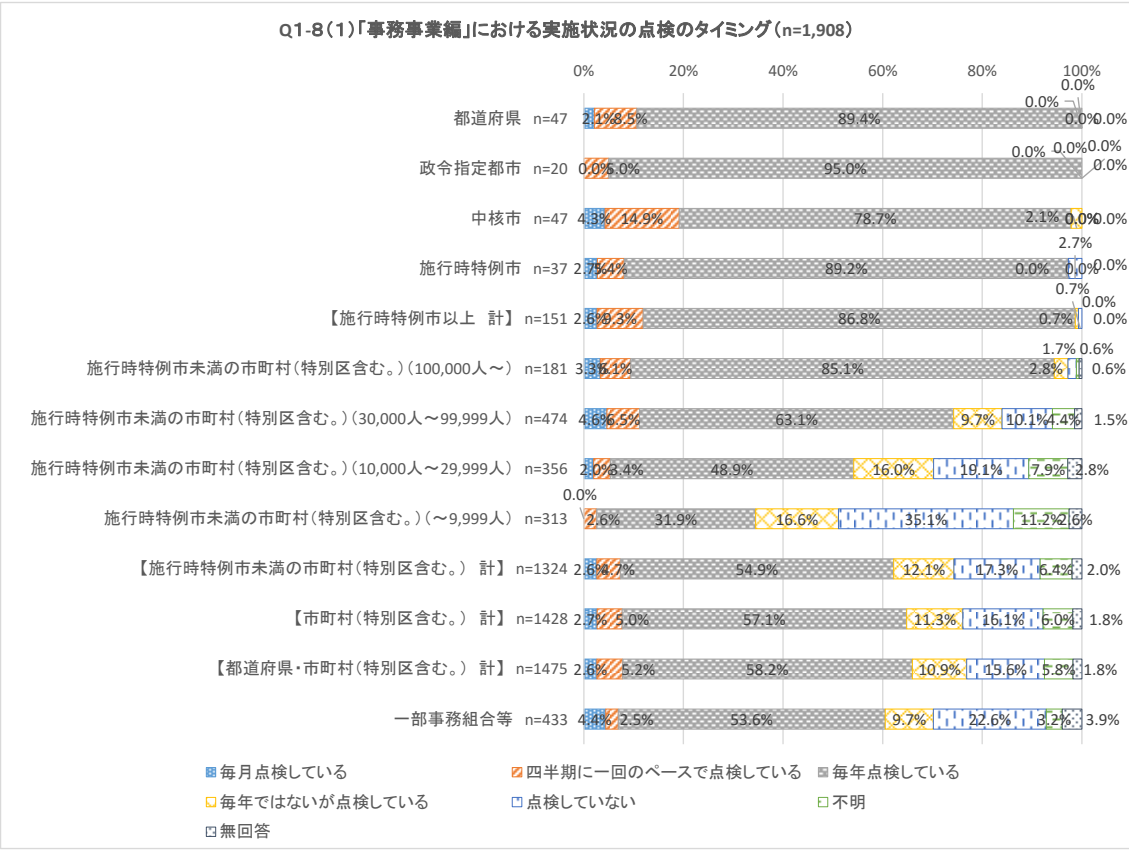


図 30 地方公共団体実行計画（事務事業編）における点検の対象

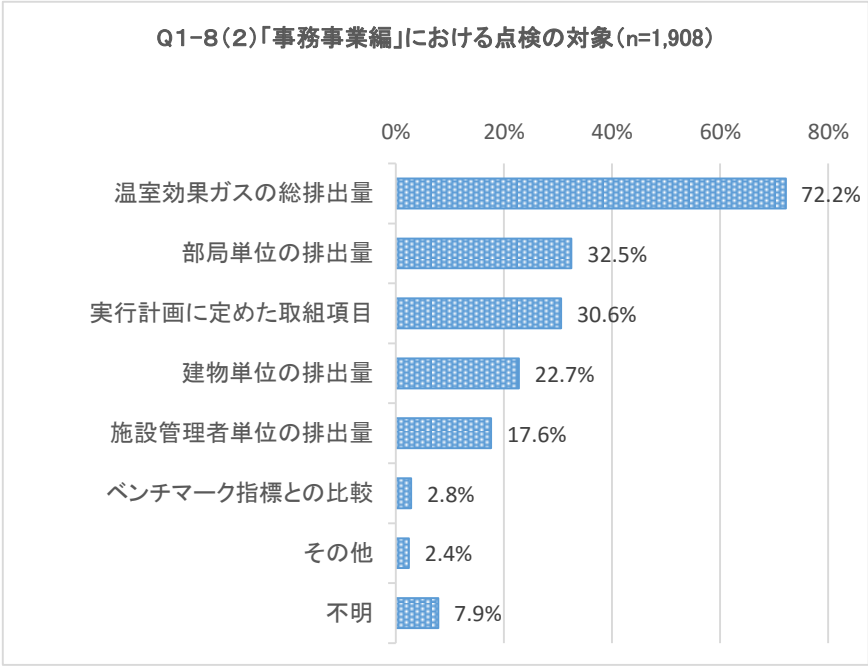
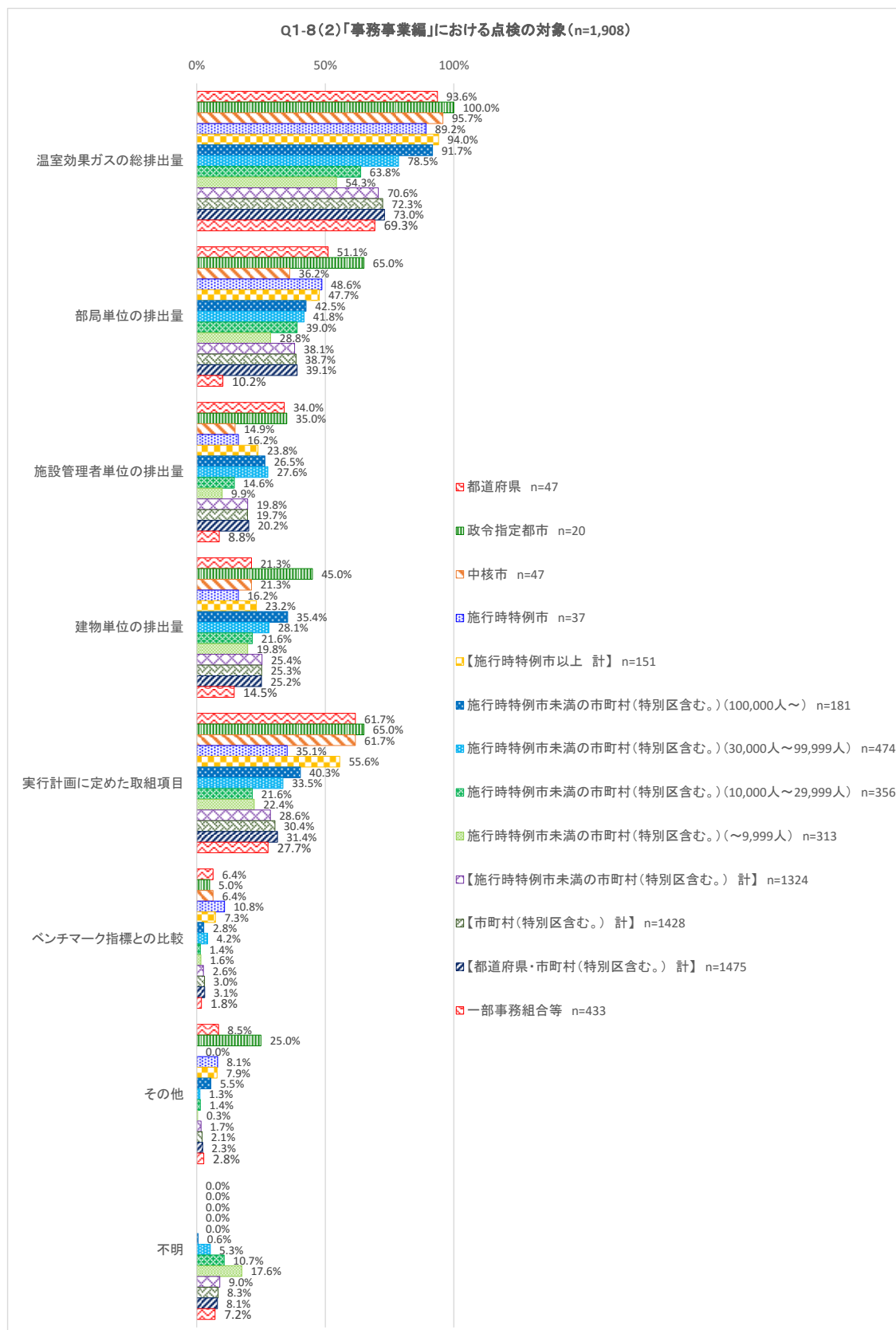
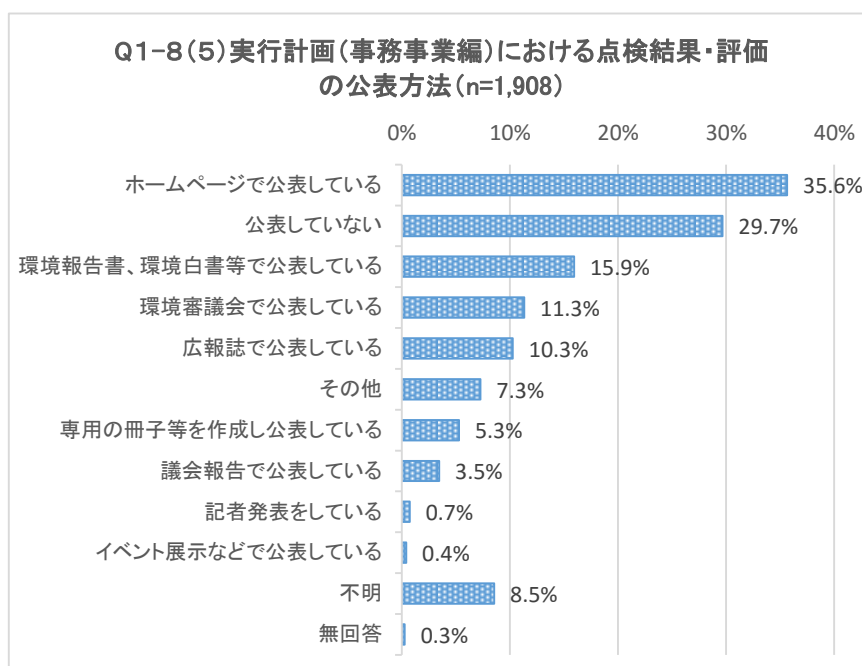


図 31 地方公共団体実行計画（事務事業編）における団体区分別の点検の対象



点検結果の公表方法としては、「ホームページ」が最も多く、策定済み団体のうち 35.6% を占めた。次いで、「環境報告書、環境白書等」(15.9%)、「環境審議会」(11.3%) の順となった。また、温対法第 21 条第 10 項において都道府県及び市町村（特別区含む。）は、毎年実施状況を公表しなければならないとされているが、策定済み団体のうち 29.7% の団体において「公表していない」状況であった（図 32）。

図 32 地方公共団体実行計画（事務事業編）における点検結果・評価の公表方法

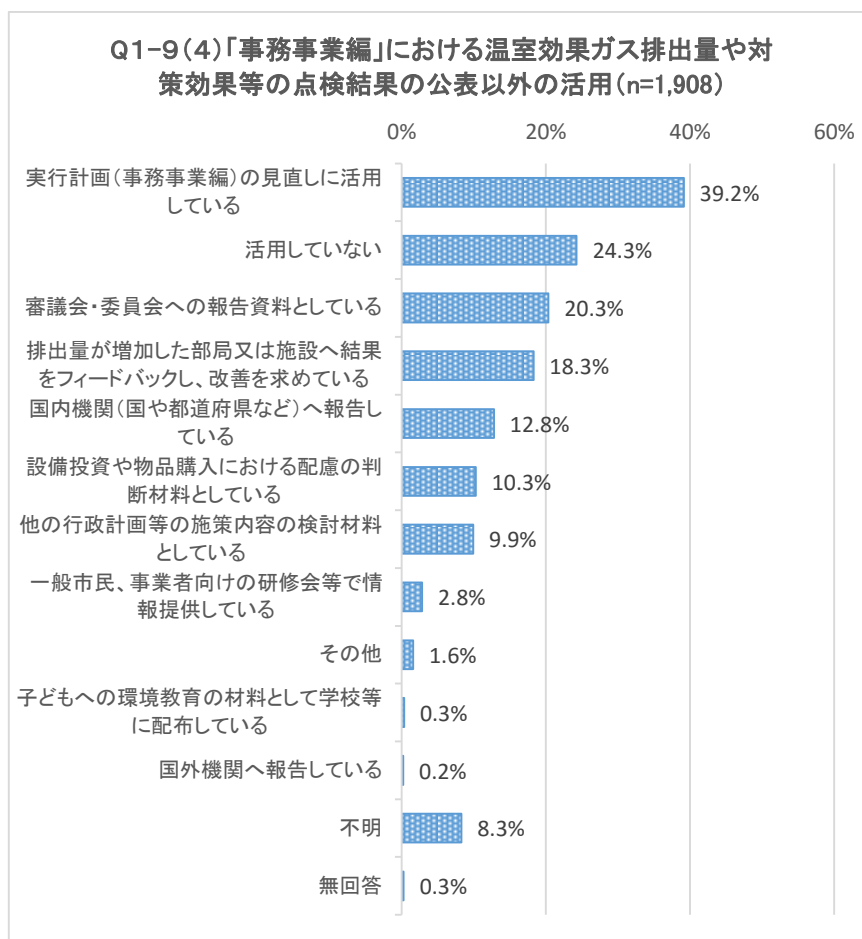


5) 点検結果の活用

温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果の公表以外の活用方法は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）の見直しに活用している」団体が最も多く、39.2%を占めた。次いで、「審議会・委員会への報告資料としている」（20.3%）、「排出量が増加した部局又は施設へ結果をフィードバックし、改善を求めている」（18.3%）となった（図 33）。

国内機関へ報告している団体は 12.8%あるが、多くが環境省（地方環境事務所含む。）、経済産業省（地方経済産業局含む。省エネ法の定期報告として活用。）、属する都道府県、エコアクション 21 中央事務局などであった。

図 33 地方公共団体実行計画（事務事業編）における点検結果の公表以外の活用



6) 中間見直しの実施

地方公共団体実行計画（事務事業編）における中間見直しの対象は、「目標値や取組内容」が4割強、「進行管理の仕組み」や「点検・評価結果の公表」が3割弱を占めた（図34）。

また、「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定については、「策定（・改定）時期未定」が最も多く59.8%を占めた。それ以外の項目では、「計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である」が753団体（22.2%）と多く、次いで「過去に一度も策定したことがないが、国の計画策定を受けた策定を予定している」と回答した団体が205団体（6.0%）であった（図35）。

「地球温暖化対策計画」を受けた実行計画（事務事業編）の策定・改定年度は、平成29年度が最も多く（32.4%）、次いで平成28年度（21.7%）となった（図36）。

図34 地方公共団体実行計画（事務事業編）における中間見直しの対象

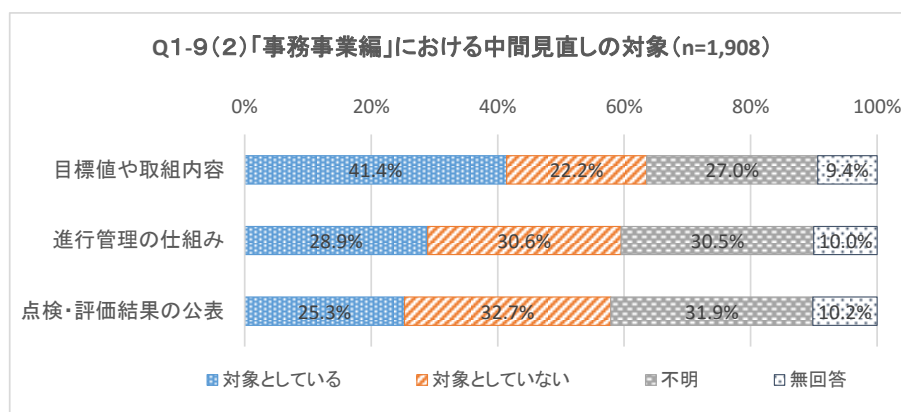


図 35 国の「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定の状況

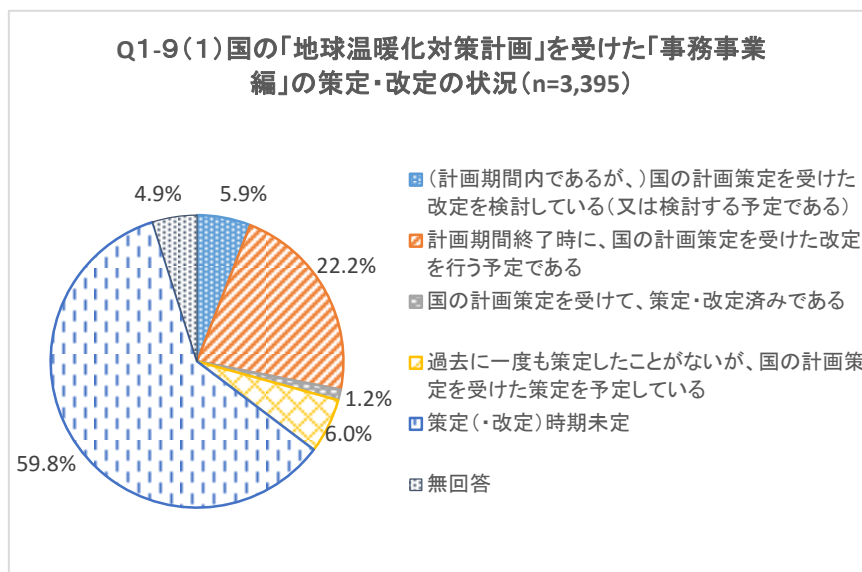
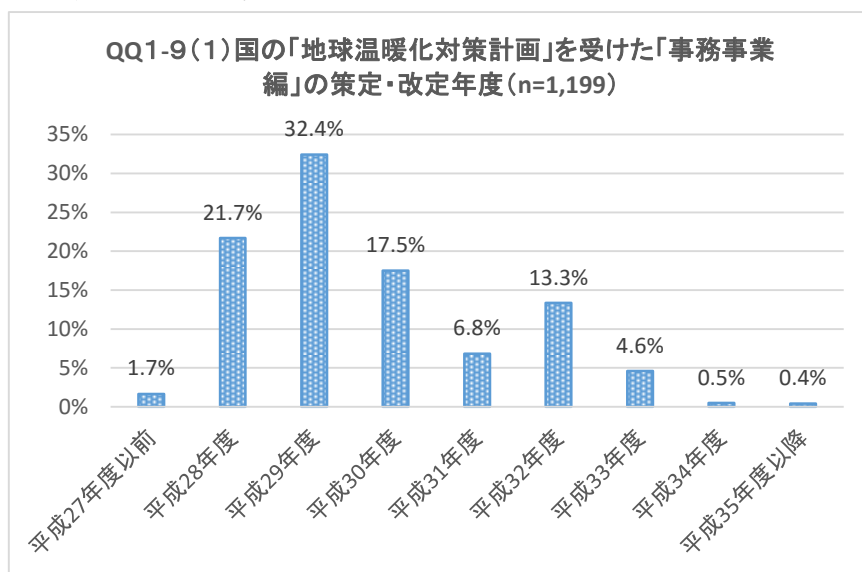


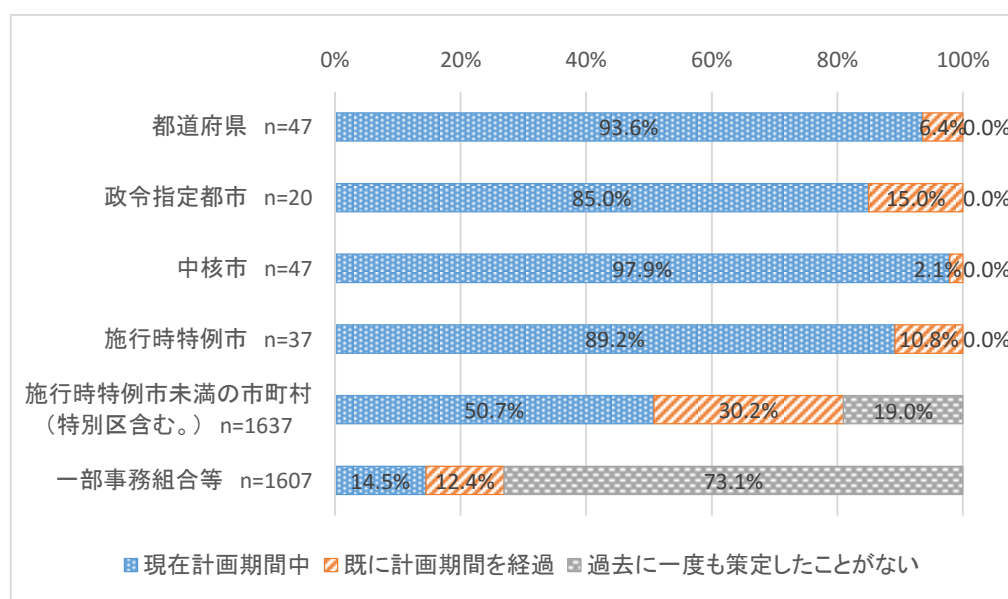
図 36 国の「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定の予定年度



7) 計画期間終了後の円滑な改定

団体区分ごとに、最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の状況をみると、都道府県及び施行時特例市以上の市においては策定済み団体のほとんどが計画期間中であるのに対し、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では策定済み団体の約3割、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）では約5割が既に計画期間を経過しており、計画期間終了後の円滑な改定が行われていない（図37）。

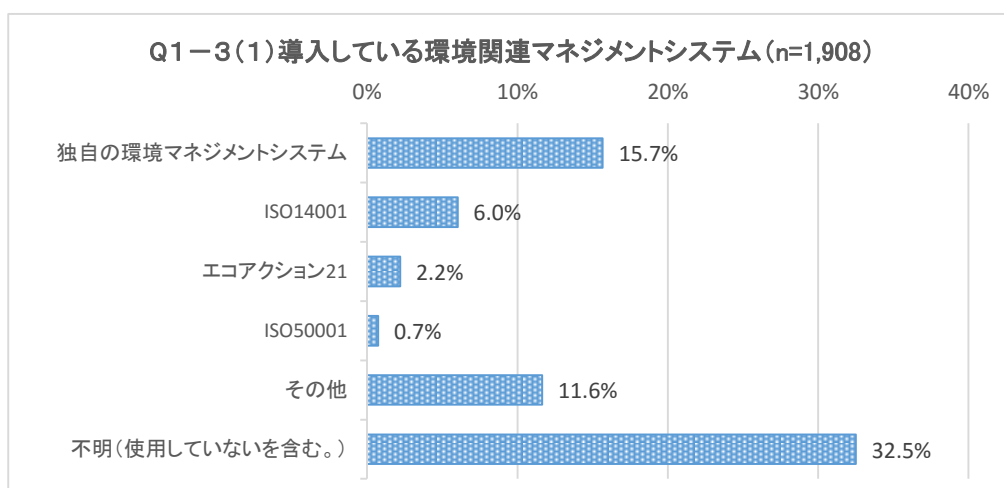
図37 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の状況



8) 環境関連マネジメントシステムの導入状況

地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組みとしての環境関連マネジメントシステムの導入状況は、「不明（使用していないを含む。）」が 32.5% と最も多く、次いで「独自の環境マネジメントシステム」が 15.7% となった（図 38）。その他として挙げられた回答としては、「ISO14001 に準じた運用」、「環境マネジメント・スタンダード（KES）」、「環境自治体スタンダード（LAS-E）」などがある。

図 38 地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組みとしての環境関連マネジメントシステムの導入状況



（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）の進行管理状況

１）「地球温暖化対策計画」に沿った目標設定状況

直近１ヵ年（平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間）に、実行計画（区域施策編）の策定又は改定を行った団体は、全体で 84 団体（都道府県及び市町村（特別区含む。）の全数（1,788 団体）に対する 4.7%）あった（表 9）。

計画期間について、「地球温暖化対策計画」に示される短期目標年度（平成 32 年度）、中期目標年度（平成 42 年度）及び長期目標年度（平成 62 年度）と同じ目標年度に設定している団体は、それぞれ 28 団体（直近１ヵ年に策定・改定した団体に対する 33.3%）、30 団体（同 35.7%）及び 20 団体（同 23.8%）であり、「地球温暖化対策計画」に沿った目標年度設定を行っている団体は比較的少ない（表 10）。

また、「地球温暖化対策計画」の策定を受けて既に地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定・改定済みと回答した 12 団体の削減目標の設定状況は、「地球温暖化対策計画」に示される 2050 年（平成 62 年）度 80%削減、又は 2030 年（平成 42 年）度 26%削減以上の目標値を設定している団体は 6 団体（50.5%）であり、残りの半数の団体は「地球温暖化対策計画」に定められている削減目標を下回る目標設定となっている（表 11）。

表 9 直近１ヵ年に地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定・改定した団体数

	団体数
平成 28 年 5 月 13 日から 平成 28 年 10 月 1 日までの間	6 団体 ・都道府県及び施行時特例市以上の市 3 団体 ・施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）3 団体
平成 27 年 10 月 2 日から 平成 28 年 5 月 12 日までの間	78 団体 ・都道府県及び施行時特例市以上の市 25 団体 ・施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）53 団体

表 10 直近１ヵ年に地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定・改定した団体の目標年度の設定状況

	短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
設定年度	平成 32 年度	平成 42 年度	平成 62 年度
団体数 (直近 1 ヵ年に策定・改定した団体のうちの割合)	28 (33.3%)	30 (35.7%)	20 (23.8%)

表 11 「地球温暖化対策計画」の策定を受けて既に地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・改定済みと回答した団体の目標設定状況

都道府県名	団体名	短期目標			中期目標			長期目標		
		基準年度	目標年度	削減率(%)	基準年度	目標年度	削減率(%)	基準年度	目標年度	削減率(%)
北海道	積丹町	—	—	—	—	—	—	26	32	3
宮城県	仙台市	22	32	0.8	—	—	—	—	—	—
千葉県	千葉県	—	—	—	25	42	22	—	—	—
山梨県	忍野村	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野県	松本市	—	—	—	19	42	30	19	62	80
長野県	千曲市	17	37	20	—	—	—	—	—	—
静岡県	静岡市	25	34	10	25	42	26	25	62	80
兵庫県	神戸市	17	32	20	17	42	31	—	—	—
徳島県	徳島県	2	32	25	25	42	40	—	—	—
香川県	香川県	24	32	12	—	—	—	—	—	—
福岡県	北九州市	17	32	8	17	42	30	17	62	50
大分県	大分県	—	—	—	25	32	14	25	42	35

注)「—」の団体は、既に地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・改定済みと回答した団体で、目標設定を「設定していない」と回答した団体。

2) 他の行政計画との連携の有無

関係する他の行政計画と調和・連携又は統合することで、進行管理の実効性をより高められることができると想定されるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）と関係性が高い「総合計画」及び「環境基本計画」との調和・連携又は統合の状況を分析した。

地方公共団体実行計画（区域施策編）と「総合計画」の調和・連携の状況は、都道府県及び施行時特例市以上の市では約9割の団体で「調和・連携している」状況であり、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では7割弱とやや低い（図39）。

地方公共団体実行計画（区域施策編）と「環境基本計画」の調和・連携又は統合の状況は、都道府県及び施行時特例市以上の市では、ほとんどの団体で調和・連携又は統合を図っている状況であり、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では7割程度とやや低い（図40）。

「総合計画」及び「環境基本計画」との調和・連携等の状況と地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗評価とでは明確な関連性は見えなかったものの、これらの計画と調和・連携しているほど、目標達成に向けて順調に進んでいる傾向が見られた（図41、42）。

図39 地方公共団体実行計画（区域施策編）における「総合計画」との調和・連携の状況

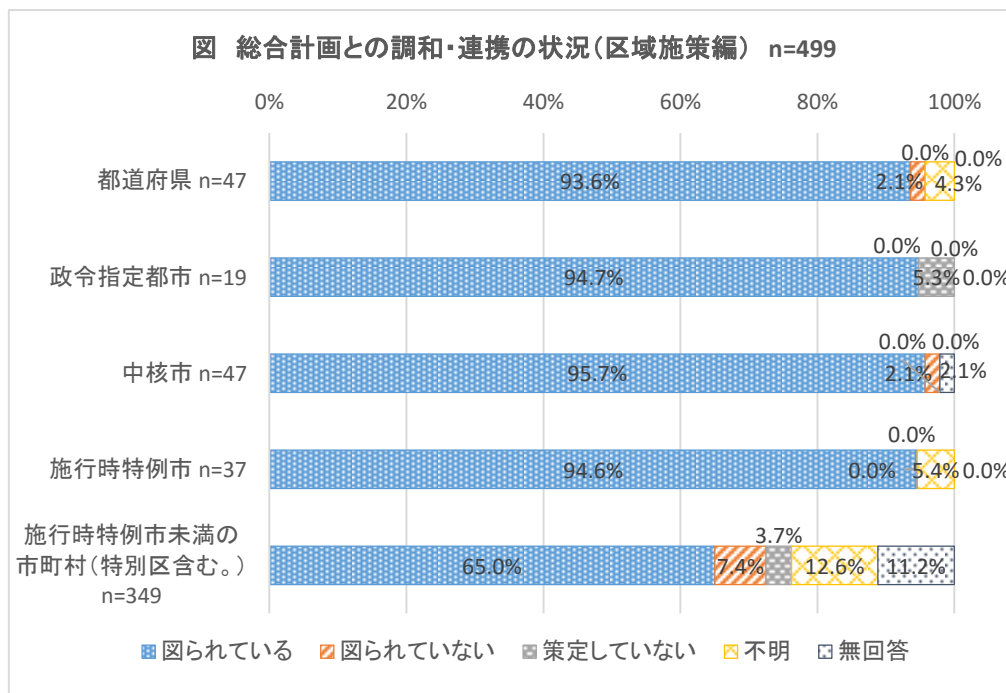


図 40 地方公共団体実行計画（区域施策編）における「環境基本計画」との調和・連携の状況

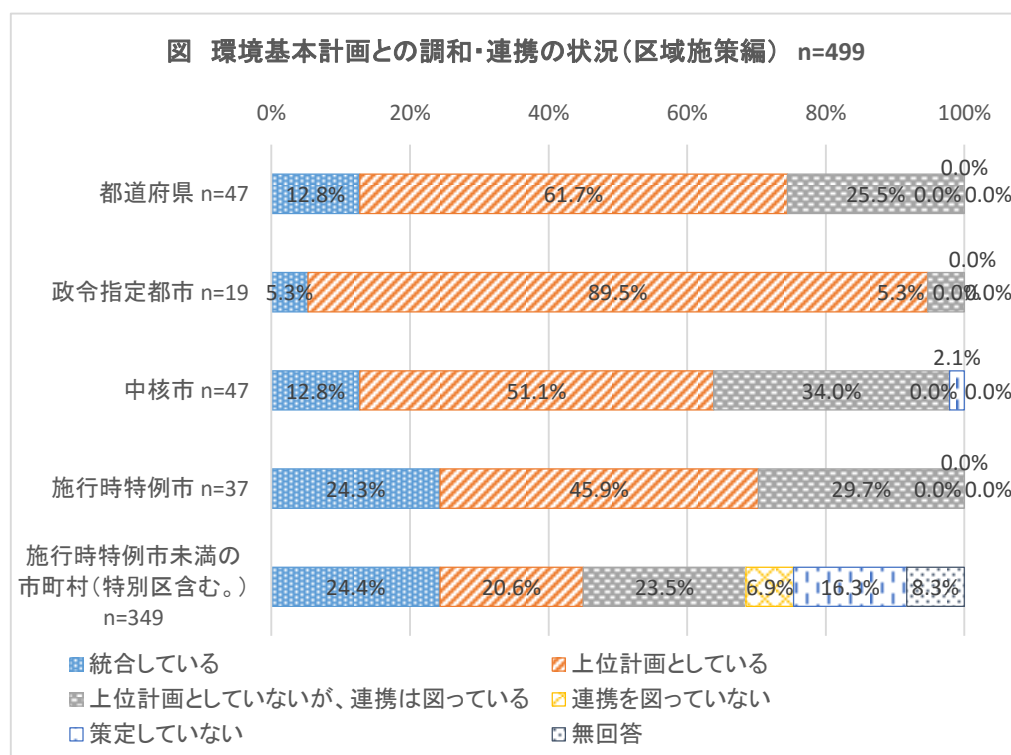


図 41 地方公共団体実行計画（区域施策編）における総合計画との調和・連携の状況と地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗評価

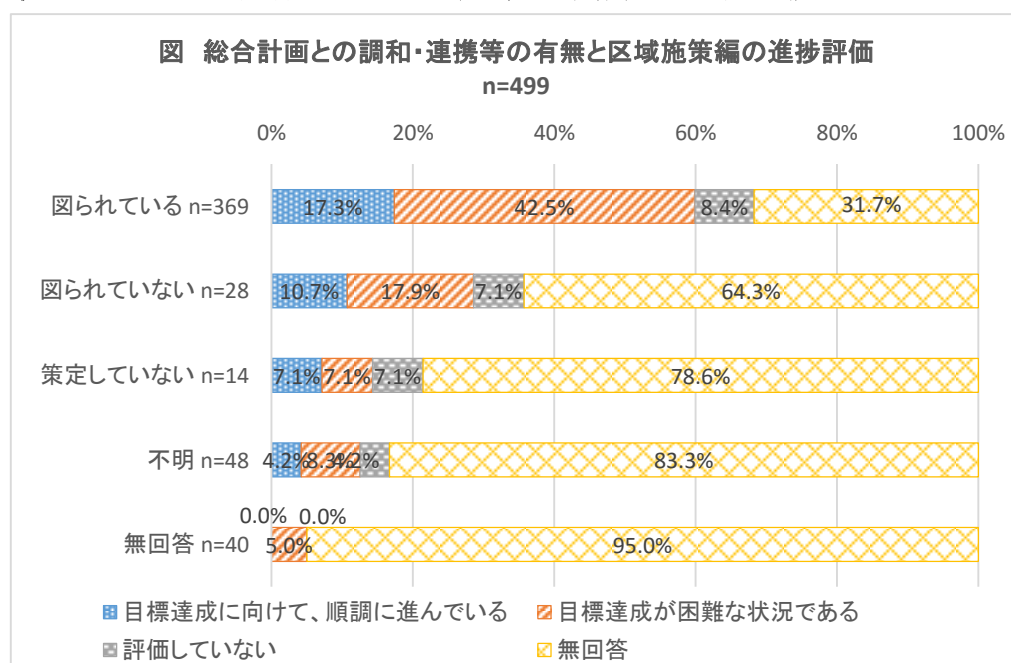
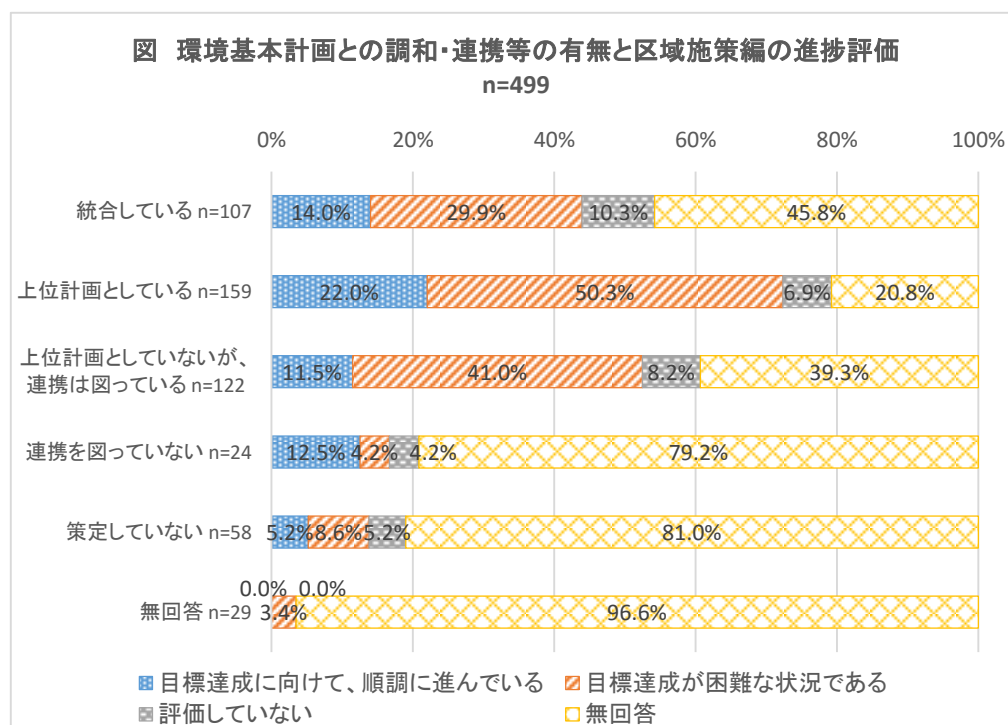


図 42 地方公共団体実行計画（区域施策編）における環境基本計画との調和・連携の状況と地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗評価



3) 各種施策の取組状況

区域施策に関する各種地球温暖化対策に資する施策について、その取組状況を整理する。

吸収源対策については、地方公共団体実行計画（区域施策編）の位置づけの有無に係わらず取り組んでいる団体は、「都市緑化等の推進」が最も多く、次いで「森林吸収源対策」であった。そのうち、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けて取り組んでいる割合は、全体の 6.5%（都市緑化等の推進）と 5.4%（森林吸収源対策）であり、非常に少なかった（図 43）。

「地球温暖化対策計画」における地方公共団体が講ずべき措置等の取組のうち、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の「措置を講じている」団体は全体の 33.8%（図 44）、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置を講じている団体は全体の 38.4%であった（図 45）。

事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況については、それぞれ、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している」が 22.5%、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が 20.5%であった（図 46）。

その他の取組としては、「次世代自動車の普及やエコドライブの推進」が 92.1%で最も多く、次いで、「公共交通機関の利用促進」が 82.1%、「国民運動「COOL CHOICE」の促進」が 70.9%、「温室効果ガスの排出量がより少ない製品・役務の利用促進」が 68.9%と、これら 4 項目はいずれも取り組んでいる団体が多かった（図 47）。

地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組については、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が全体の 68.9%と最も多く、次いで、「公共交通網の再構築」が 32.5%であった（図 48）。

地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携については、「実施している」団体が 38 団体（25.2%）であった（図 49）。

図 43 地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する吸収源対策の取組状況

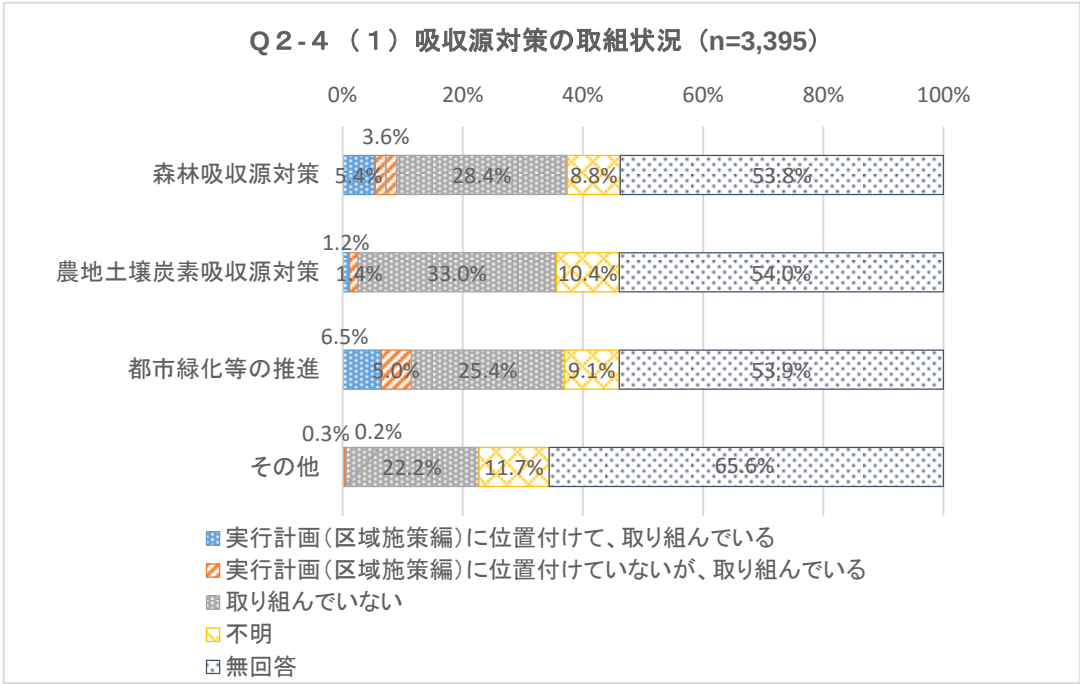


図 44 再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置の取組状況

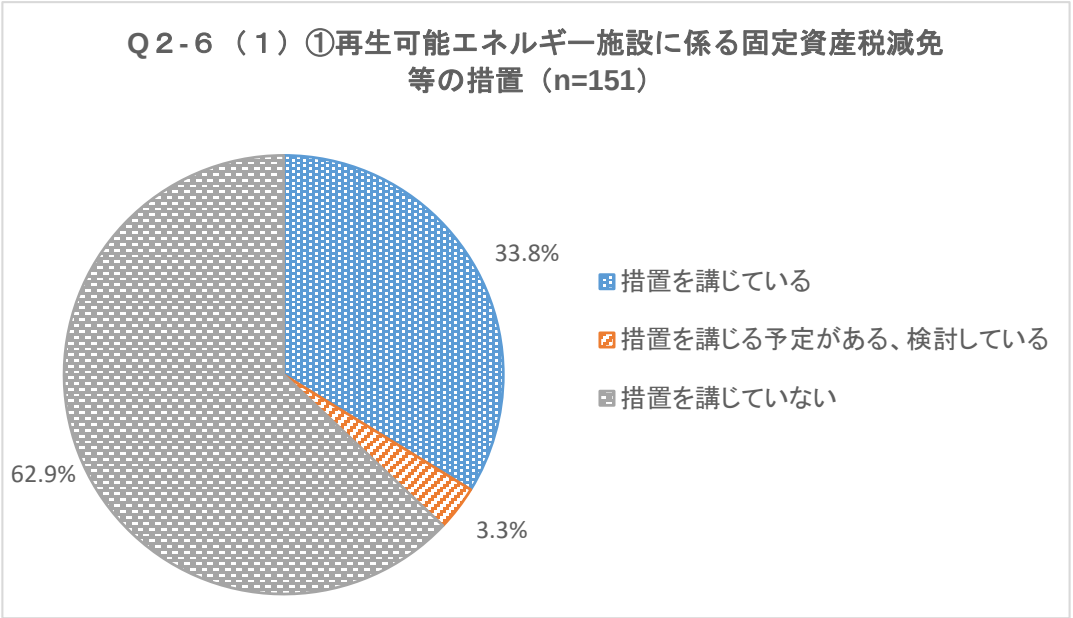


図 45 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置の取組状況

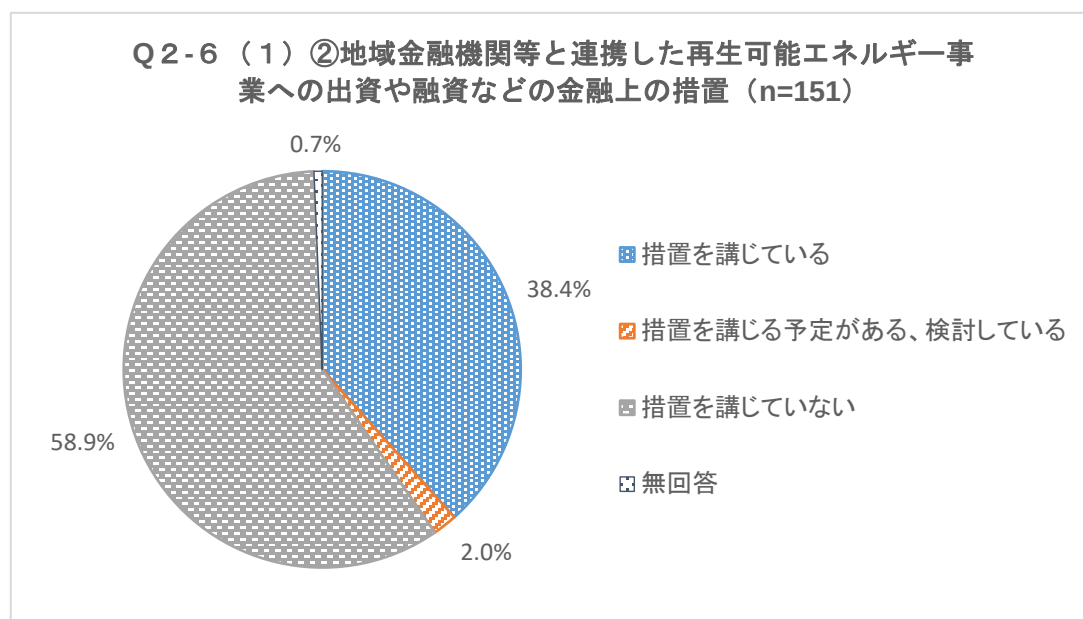


図 46 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況

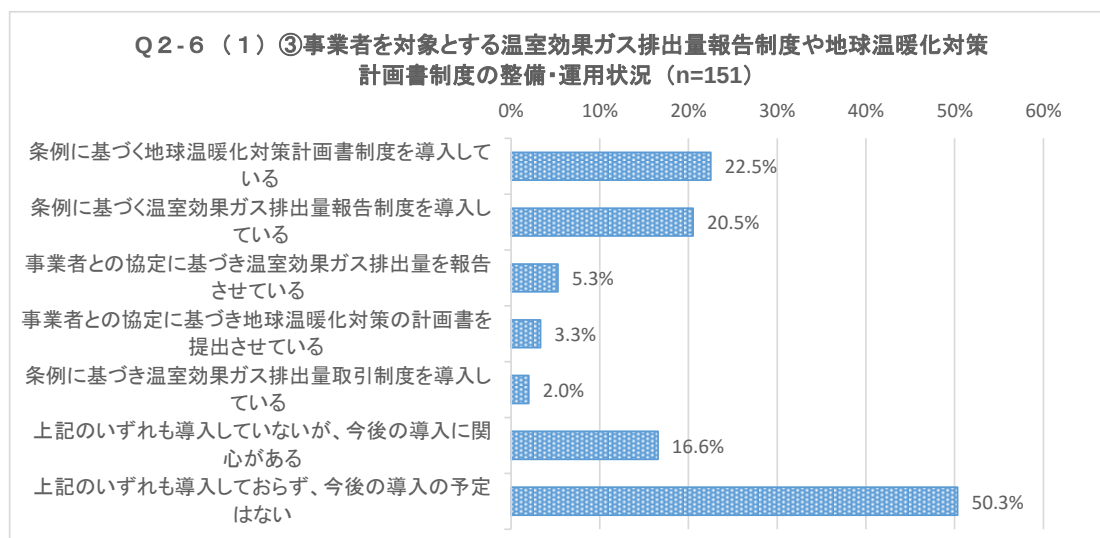


図 47 「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべきその他の措置等の取組状況

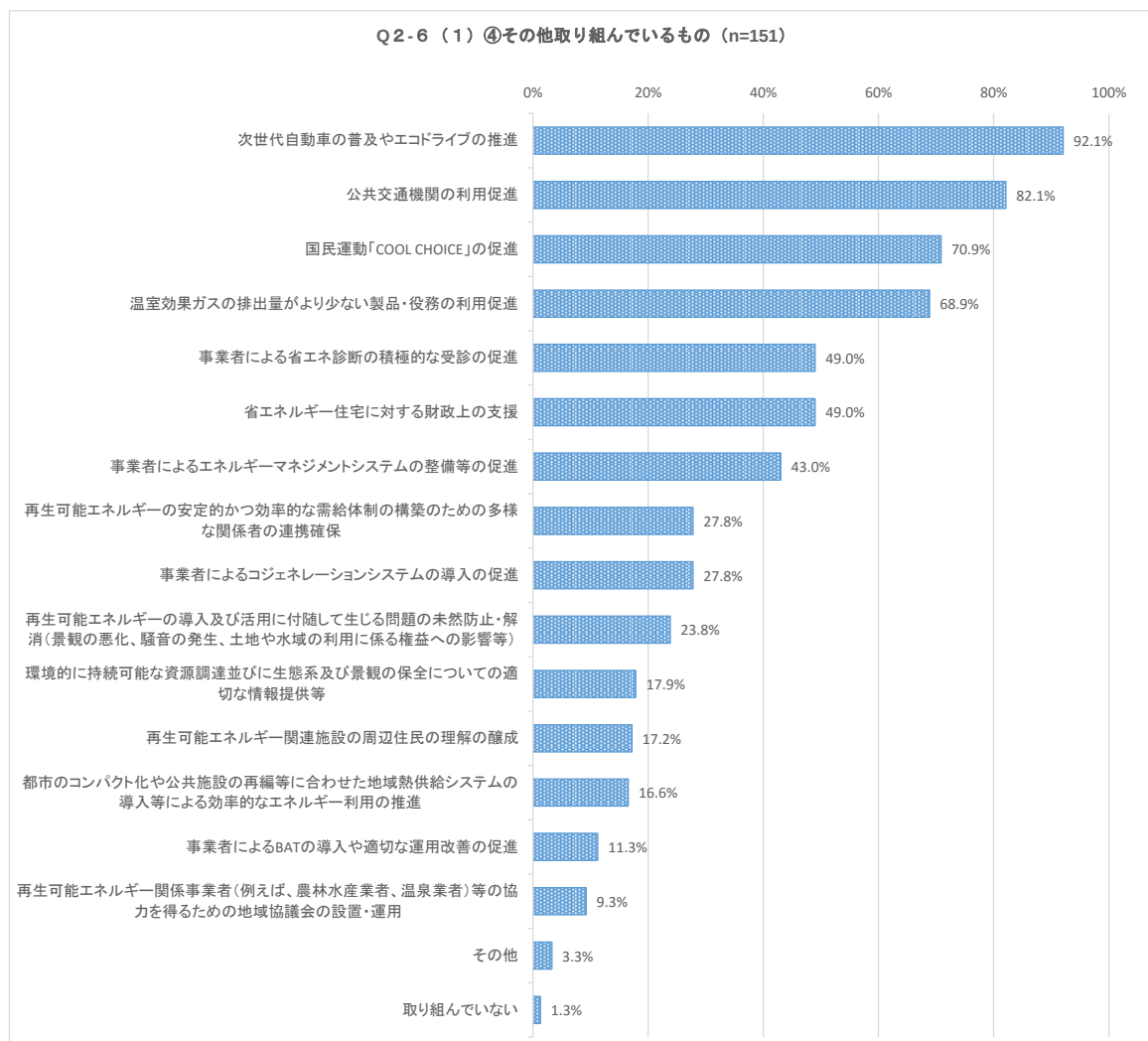


図 48 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組状況

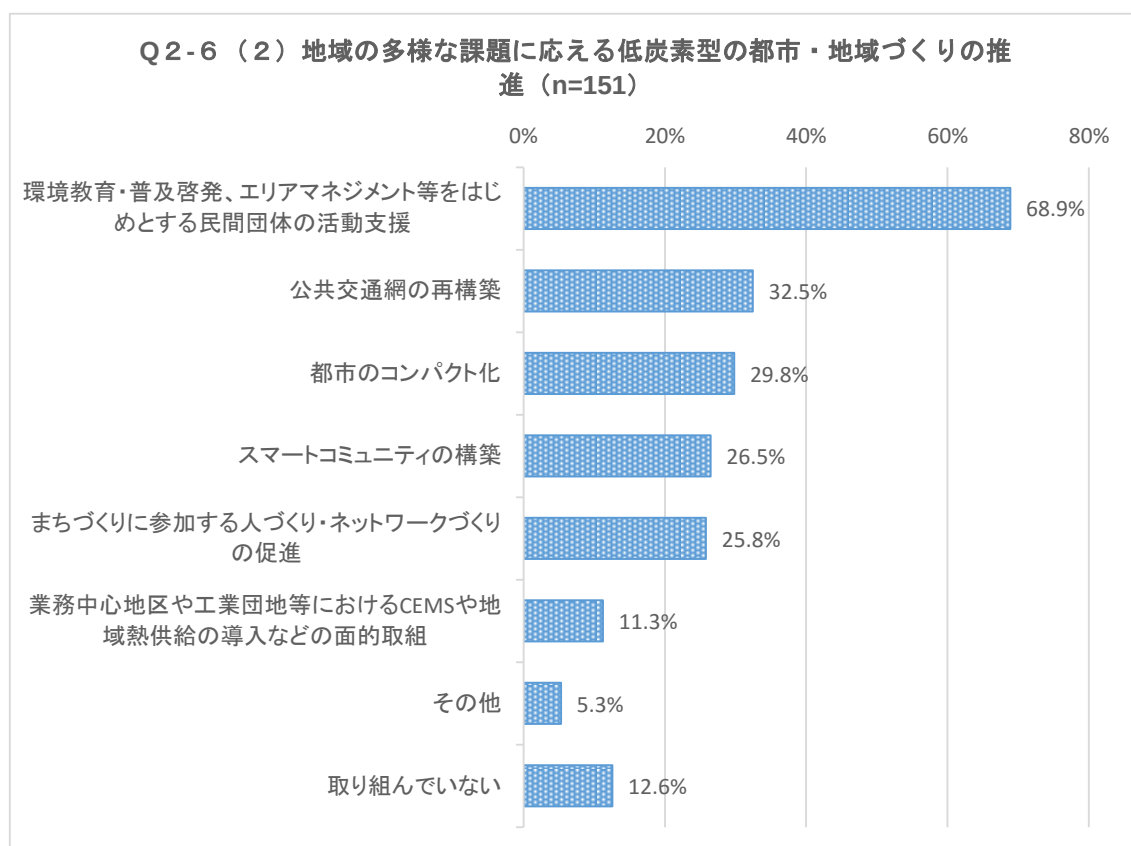
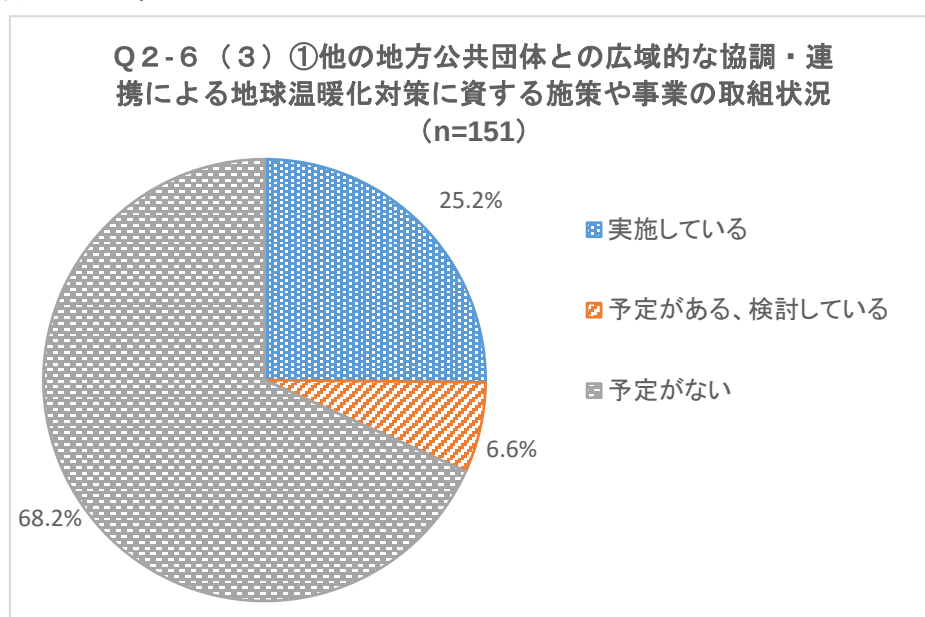


図 49 地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況



4) 点検の実施と点検結果の公表

地方公共団体実行計画（区域施策編）における実施状況の点検のタイミングは、「毎年実施している」が最も多く、全体の 50.1%を占める（図 50）。団体区分別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、9 割強の団体が毎年実施しているのに対し、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では 3 割程度と低い（図 51）。

点検の対象は、「区域内排出量の総量」が最も多く、全体の 90.1%を占めるが、多くの団体では、「設定した目標の達成状況」や「対策・施策の進捗状況等」も点検の対象としている（図 52）。団体区分別にみると、指定都市において「対策・施策の進捗状況等」を点検の対象にしている団体の割合が、他の団体区分に比べて多い点が特徴的である（図 53）。

図 50 地方公共団体実行計画（区域施策編）における実施状況の点検のタイミング

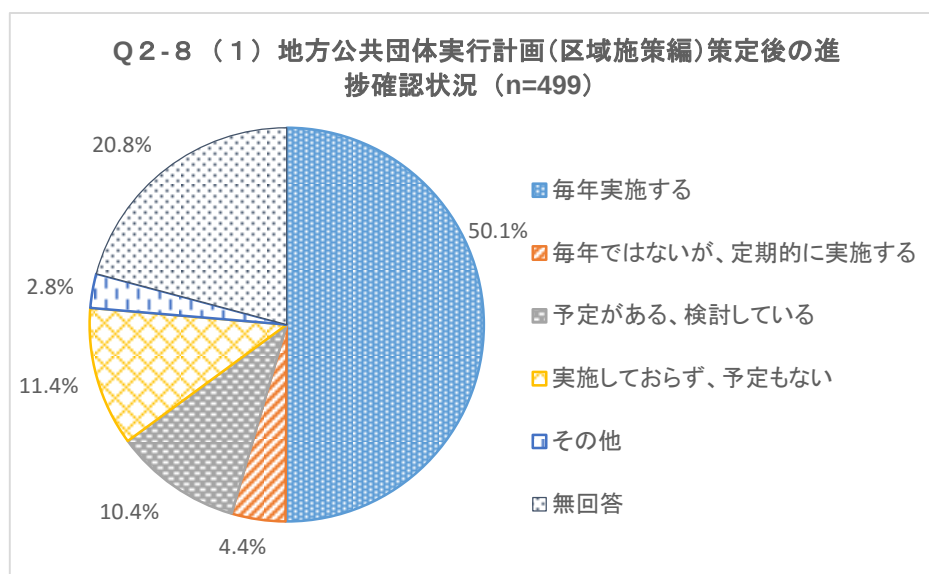


図 51 地方公共団体実行計画（区域施策編）における団体区分別の点検のタイミング

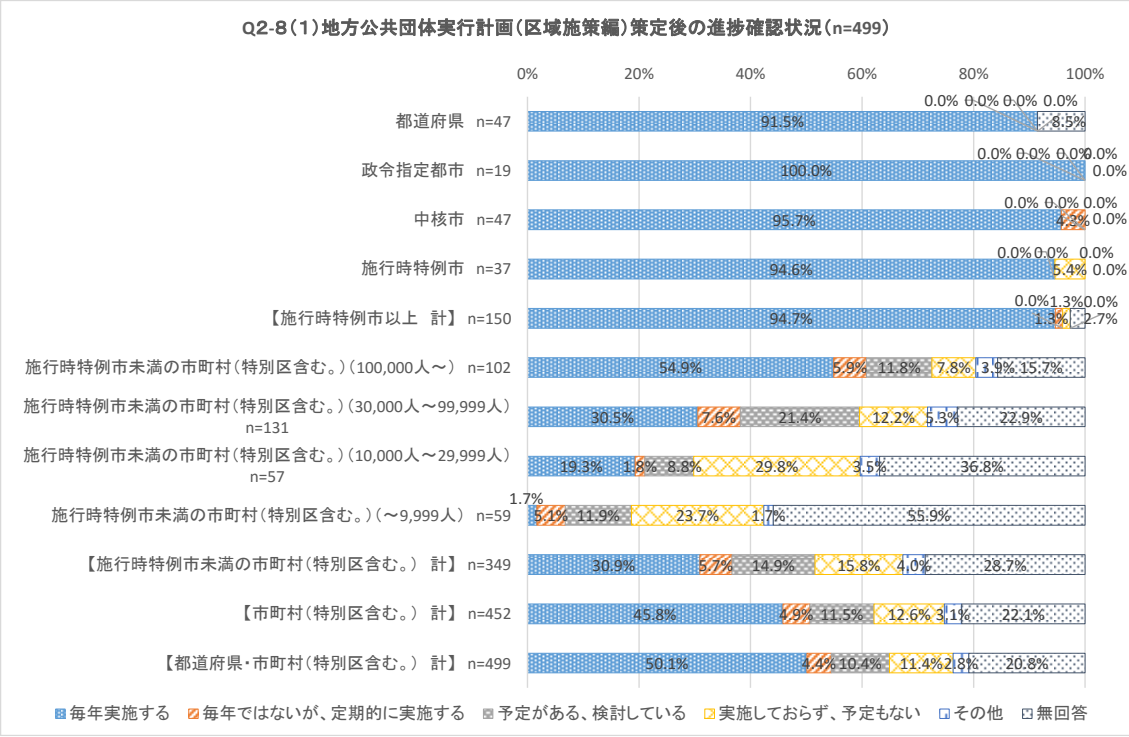


図 52 地方公共団体実行計画（区域施策編）における点検の対象

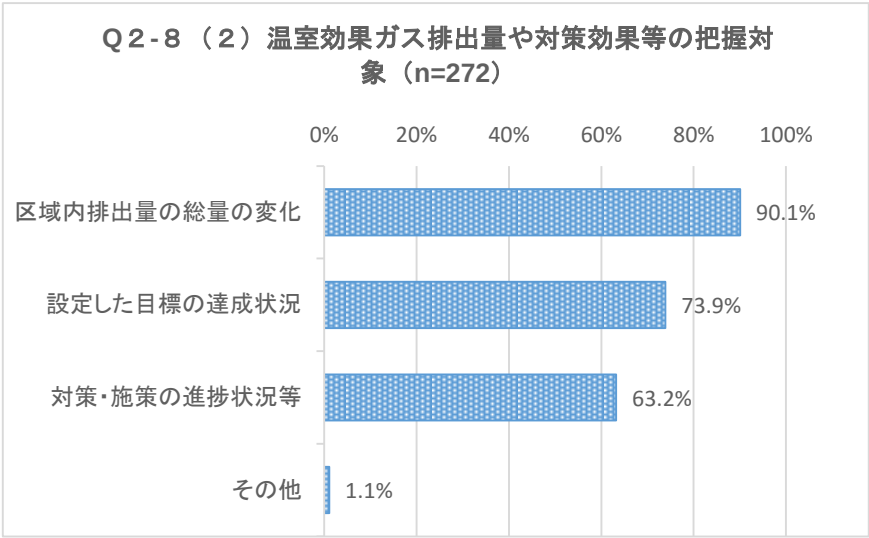
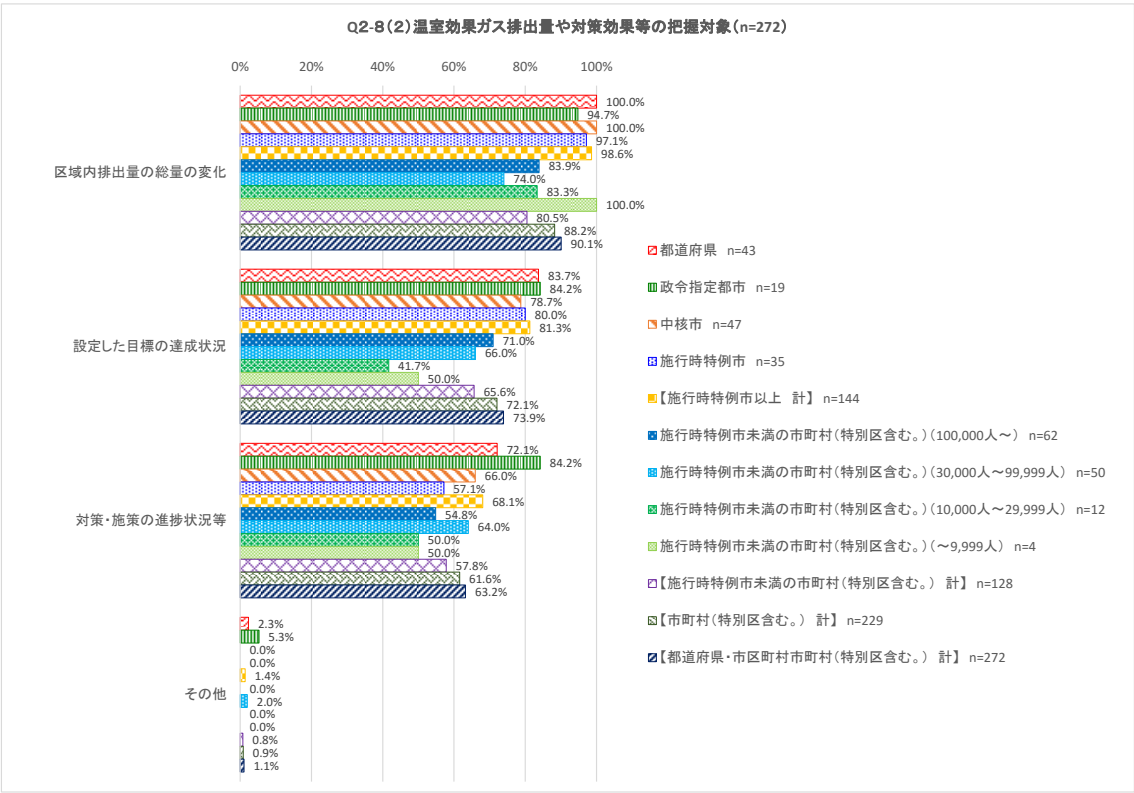
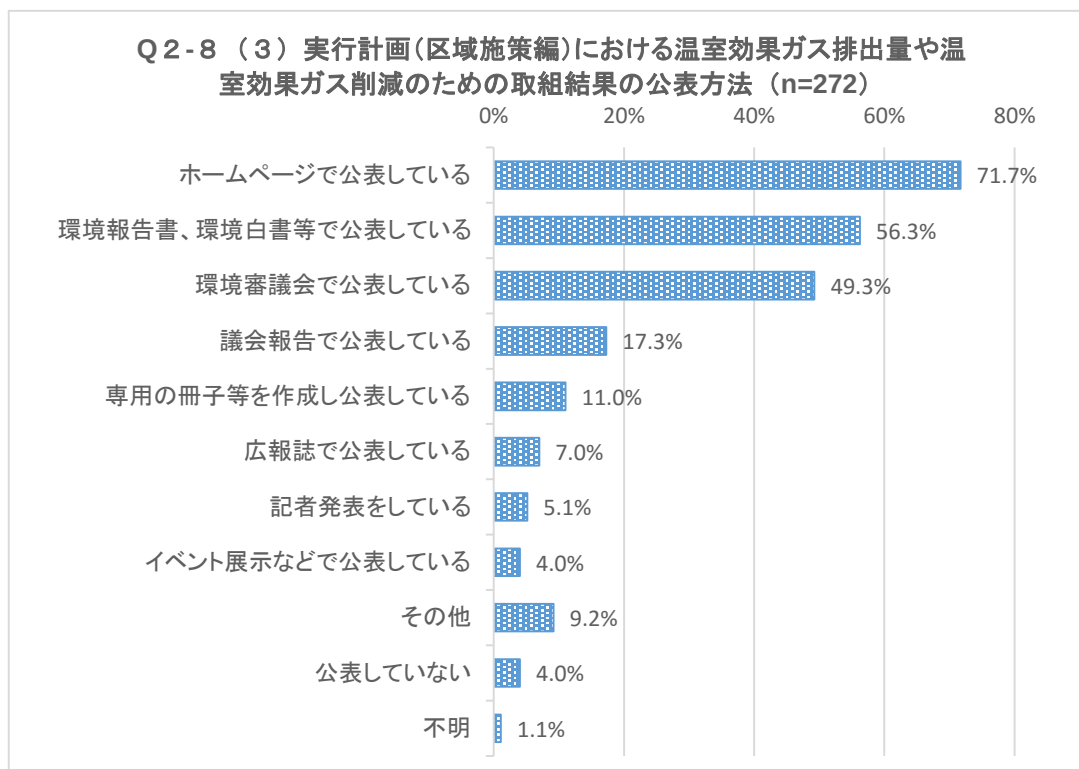


図 53 地方公共団体実行計画（区域施策編）における団体区分別の点検の対象



点検結果の公表方法としては、「ホームページ」が最も多く、策定済み団体のうち71.7%を占めた。次いで、「環境報告書、環境白書等」(56.3%)、「環境審議会」(49.3%)の順となった(図54)。

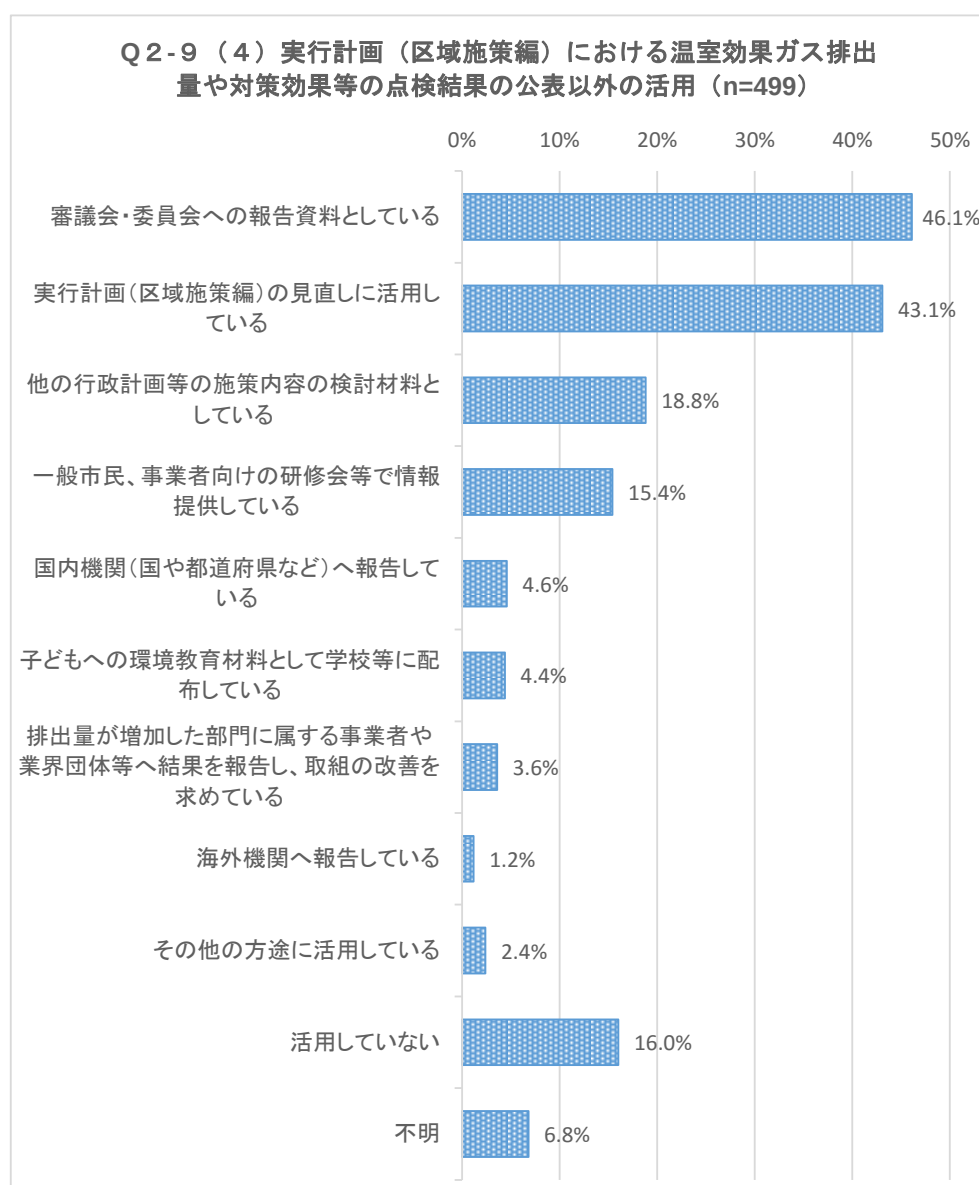
図54 地方公共団体実行計画(区域施策編)における点検結果・評価の公表方法



5) 点検結果の活用

温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果の公表以外の活用方法は、「審議会・委員会への報告資料としている」団体が最も多く 46.1%を占めた。次いで、「地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直しに活用している」（43.1%）、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている」（18.8%）、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している」（15.4%）となった。しかし、「活用していない」と回答した団体も 16.0%を占めている（図 55）。

図 55 地方公共団体実行計画（区域施策編）における点検結果の公表以外の活用



6) 中間見直しの実施

地方公共団体実行計画（区域施策編）における中間見直しの対象は、「目標値や取組内容」が5割強、「進行管理の仕組み」や「点検・評価結果の公表」が3～4割を占めた（図56）。

また、「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定については、「策定・改定時期未定」が最も多く67.2%を占めた。それ以外の選択肢では、「計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である」が198団体（11.1%）と多く、次いで「国の計画策定を受けて、策定・改定済みである」と回答した団体が12団体（0.7%）であった（図57）。

「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定年度は、平成29年度が最も多く（20.3%）、次いで平成28年度（19.7%）、平成32年度（19.2%）となった（図58）。

図56 地方公共団体実行計画（区域施策編）における中間見直しの対象

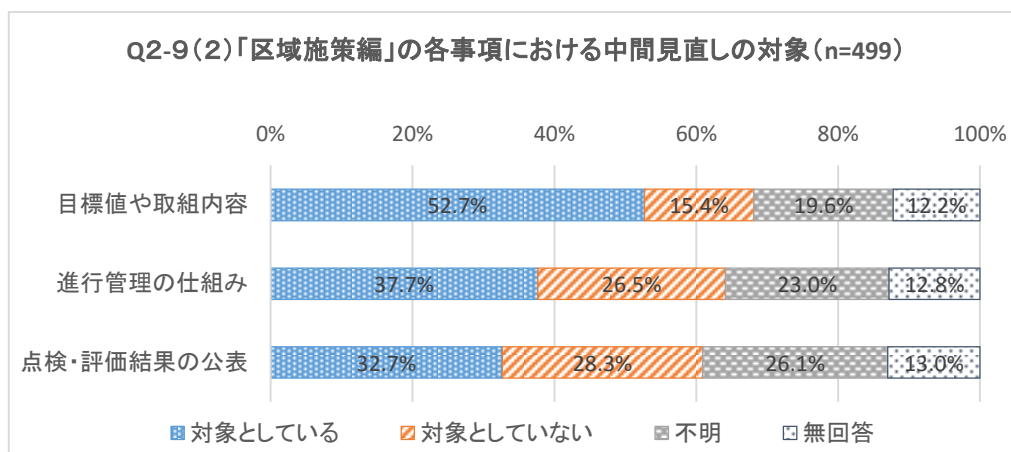


図 57 国の「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況

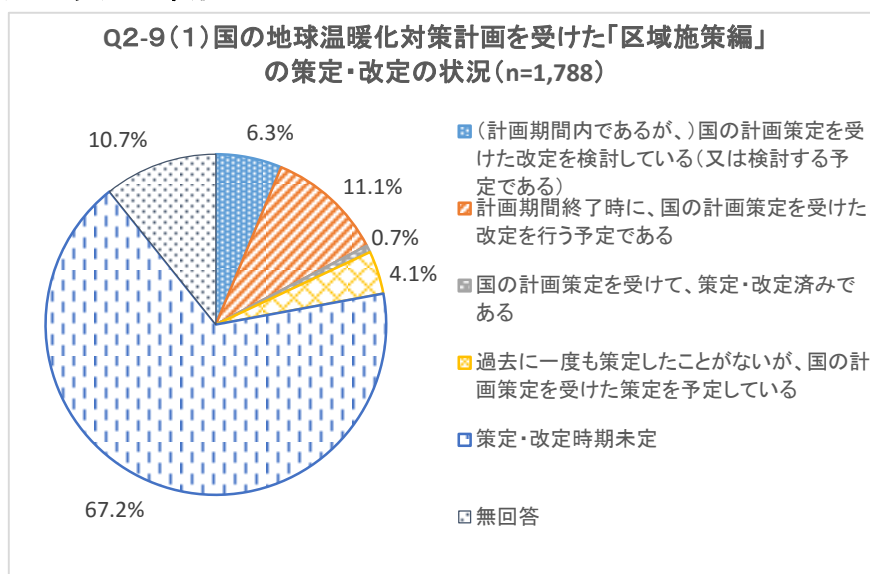
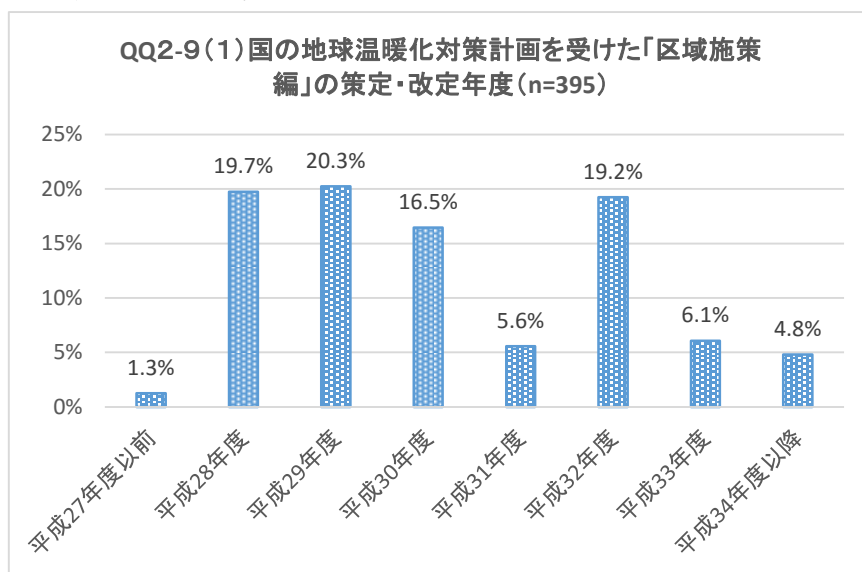


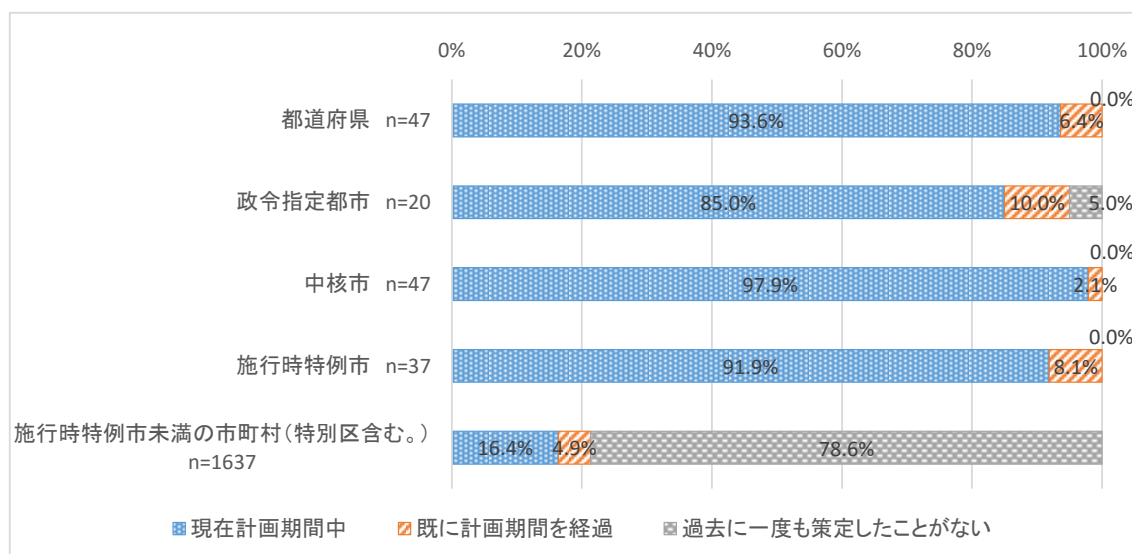
図 58 国の「地球温暖化対策計画」を受けた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定の予定年度



7) 計画期間終了後の円滑な改定

団体区分ごとに、最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の状況をみると、地方公共団体実行計画（事務事業編）と比べて「既に計画期間を経過」している団体の割合は低いものの、一部で計画期間終了後の円滑な改定が行われていない（図 59）。

図 59 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の状況



3. 共同策定等の実施状況と今後の見込み

(1) 共同策定等の実施状況

1) 既存事例の抽出

平成 28 年 5 月 27 日の改正により温対法第 21 条第 1 項で「共同策定」ができる旨が規定されたが、それ以前においてもいくつか共同策定⁶等の事例が存在する。その事例について表 12 のとおりの 2 つのタイプに分類し、各タイプに該当する事例を表 13 に取りまとめた。

表 12 共同策定等の事例の分類（地方公共団体実行計画（事務事業編））

	共同策定の分類	計画数
タイプ 1	地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定団体として、複数の団体名称が記載されている	6
タイプ 2	構成する市町村の計画に、施設・設備を有する地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の団体名称や施設名が記載されている	23

表 13 共同策定等の事例一覧（地方公共団体実行計画（事務事業編））（1 / 2）

	計画名称	該当団体	策定年度
タイプ 1	白糠町地球温暖化防止実行計画	北海道白糠町、釧路白糠工業用水道企業団	H28 年 3 月
	下仁田町等地球温暖化防止実行計画	群馬県下仁田町、甘楽西部環境衛生施設組合、下仁田南牧医療事務組合	H28 年 3 月
	妙高市役所・新井頸南広域行政組合地球温暖化対策実行計画（第 2 期改定版）	新潟県妙高市、新井頸南広域行政組合	H26 年
	第 3 次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画 ※衛生や水道など、市内の全ての組合を含めた共同策定事例	岡山県笠岡市、市内の 7 つの一部事務組合	H28 年 4 月
	第 1 次阿久根市エコチャレンジ・プラン	鹿児島県阿久根市、阿久根地区消防組合	H28 年 2 月
	地球温暖化防止活動実行計画	鹿児島県出水市、北薩広域行政事務組合	H24 年 3 月

⁶ 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き」（平成 26 年 3 月、環境省地球環境局地球温暖化対策課）では、一部事務組合等の地方公共団体の組合について、「一部事務組合等の事務所や事業所が当該一部事務組合を設立した地方公共団体と一体である場合などには、共同で実行計画を策定することもできます。」と記載されている（P.8）。

表 14 共同策定等の事例一覧(地方公共団体実行計画(事務事業編))(2/2)

	計画名称	該当団体	策定年度
タイプ2	第2次名寄市地球温暖化対策実行計画	北海道名寄市、 <u>上川北部消防事務組合</u>	H24年5月
	地球温暖化対策実行計画「美深町CO ₂ 排出量削減計画」	北海道美深町、 <u>上川北部消防事務組合</u>	H24年3月
	第2期美幌町地球温暖化対策実行計画	北海道美幌町、美幌・津別広域事務組合	H25年3月
	第2期大空町地球温暖化対策実行計画	北海道大空町、網走地区消防組合	H25年3月
	第2次北見市役所地球温暖化防止実行計画	北海道北見市、 <u>北見地区消防組合</u>	H28年3月
	置戸町地球温暖化対策実行計画(平成23年度～平成27年度)	北海道置戸町、 <u>北見地区消防組合</u>	H23年3月
	訓子府町地球温暖化対策実行計画	北海道訓子府町、 <u>北見地区消防組合</u>	H24年4月
	稚内市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	北海道稚内市、 <u>稚内地区消防事務組合</u>	H23年4月
	第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画	北海道猿払村、 <u>稚内地区消防事務組合</u>	H28年8月
	岩見沢市役所地球温暖化防止実行計画	北海道岩見沢市、岩見沢地区消防事務組合	H19年7月
	第2次美瑛町地球温暖化対策実行計画	北海道美瑛町、大雪消防組合、大雪清掃組合	H28年4月
	地球温暖化防止実行計画～CO ₂ 排出量削減に向けて～	北海道標茶町、川上郡衛生処理組合	H23年7月
	第1次利尻町地球温暖化対策実行計画(平成26年度～平成30年度)	北海道利尻町、利尻礼文消防事務組合、利尻島国民健康保険病院組合	H26年4月
	八戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) うみねこプランⅣ	青森県八戸市、八戸市階上町田代小学校中学校組合	H27年4月
	第2次地球温暖化対策鱒ヶ沢町行動プラン(鱒ヶ沢町地球温暖化対策実行計画)	青森県鱒ヶ沢町、鱒ヶ沢地区消防事務組合	H27年4月
	柏市エコアクションプラン	柏市、東葛中部地区総合開発事務組合	H26年
	第2期十日町市地球温暖化対策実行計画	新潟県十日町市、十日町地域広域事務組合	H24年9月
	見附市環境にやさしい実践行動計画(第3期計画)	新潟県見附市、新潟中越福祉事務組合	H25年7月
	地球にやさしい率先行動計画第3版	静岡県三島市、三島函南広域行政組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合	H24年3月
	第3期大東市地球温暖化対策実行計画	大阪府大東市、大東四條畷消防組合	H25年3月
	神栖市環境保全率先実行計画(神栖市地球温暖化対策実行計画)(第2次)	茨城県神栖市、鹿島地方事務組合	H25年7月
	第4期 松山市役所 温暖化対策実行計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編))	愛媛県松山市、松山衛生事務組合、松山養護老人ホーム事務組合、松山広域福祉施設事務組合、愛媛県後期高齢者医療広域連合	H28年3月
	奄美市地球温暖化防止活動実行計画	鹿児島県奄美市、大島地区衛生組合・大島農業共済事務組合・奄美大島地区介護保険一部組合、大島地区消防組合	H20年2月

注) 二重下線は、地方公共団体の組合が、複数の施設を有し、その施設が立地する市町村ごとの計画の範囲に含まれている団体を示す。

（２）共同策定の今後の見込み

１）地方公共団体実行計画（事務事業編）

調査対象全体では、共同して計画を策定予定と回答した団体が 26 団体（調査対象全数の 3,395 団体に対する 0.8%）、予定はないが関心があると回答した団体が 374 団体（11.0%）であった（うち、「共同策定を予定する団体」として一致する組合せが 3 箇所あった。）。都道府県及び市町村（特別区含む。）に比べて、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の方が、共同策定のニーズはやや高い（表 15、図 60）。

共同して計画を策定する予定時期は、6 団体が平成 28 年度中、20 団体が平成 29 年度以降と回答した（表 15、図 60）。

「共同策定の予定はないが関心がある」と回答した団体の共同策定したい団体の組合せとしては、既に事例のある「市町村と地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）」以外に、「都道府県と市町村」、「都道府県と地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）」、「市町村同士」、「地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）同士」もニーズとしてあることが判明した（表 16）。

表 15 地方公共団体実行計画（事務事業編）における共同策定の検討状況

	都道府県及び市町村 （特別区含む。）	一部事務組合等
平成 28 年度中に共同計画を策定予定	3	3
平成 29 年度以降に共同計画を策定予定	8	12
共同策定の予定はないが関心がある	162	212
共同策定の予定がなく関心もない	157	75
検討していない	1,355	1,186
不明	82	100
無回答	21	19

図 60 地方公共団体実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況

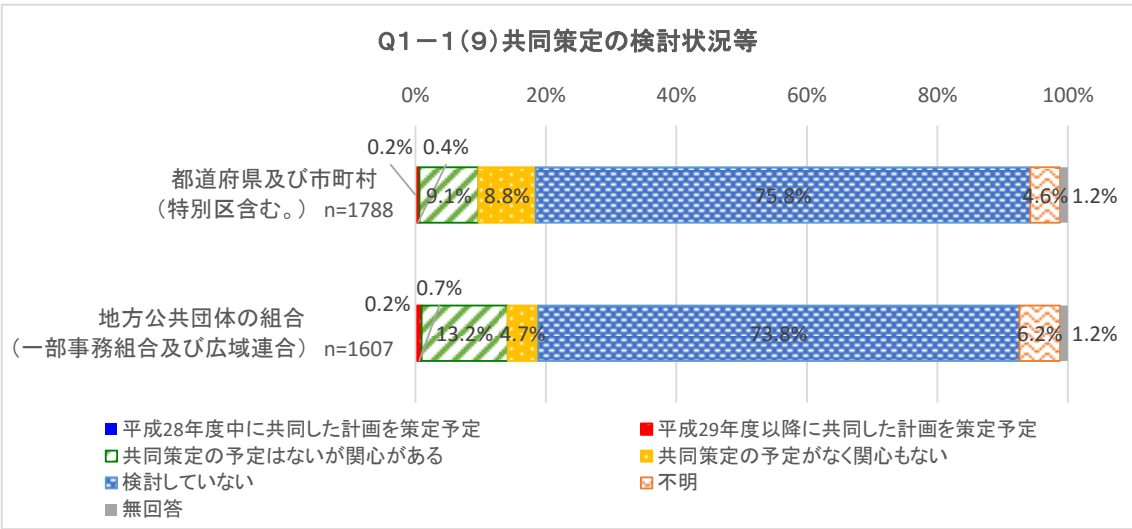


表 16 地方公共団体実行計画（事務事業編）の共同したい団体の組合せ

	回答 団体数	管下の 市町村	属する 都道府県	近隣の 市町村	一部事務 組合等	その他
都道府県	1	1	—	0	0	0
指定都市	1	—	0	1	0	0
中核市	8	—	5	7	1	0
施行時特例市	2	—	2	1	1	0
施行時特例市未満の 市町村（特別区含 む。）	150	—	52	115	38	7
地方公共団体の組合 （一部事務組合及び 広域連合）	212	—	28	86	65	36

注）回答団体のうち、都道府県及び施行時特例市以上の市は以下のとおりである。

- （都道府県）
 - 茨城県
- （指定都市）
 - 広島県広島市
- （中核市）
 - 秋田県秋田市、福島県郡山市、愛知県岡崎市、滋賀県大津市、岡山県倉敷市、
 - 広島県福山市、長崎県佐世保市、鹿児島県鹿児島市
- （施行時特例市）
 - 埼玉県熊谷市、埼玉県春日部市

2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）

調査対象全体では、共同した計画を策定予定と回答した団体が6団体（都道府県及び市町村（特別区含む。）全数の1,788団体に対する0.3%）、予定はないが関心があると回答した団体が172団体（9.7%）であった（表17、図61）。

共同して計画を策定する予定時期は、2団体が平成28年度中、4団体が平成29年度以降と回答した（表17、図61）。共同策定の関心がある団体の共同したい団体の組合せは、組合せとして想定される「都道府県と管下の市町村」、「近隣の市町村同士」のどちらにもニーズがあった（表18）。

表17 地方公共団体実行計画（区域施策編）における共同策定の検討状況

	都道府県及び市町村（特別区含む。）
平成28年度中に共同計画を策定予定	2
平成29年度以降に共同計画を策定予定	4
共同策定の予定はないが関心がある	172
共同策定の予定がなく関心もない	143
検討していない	1,317
不明	93
無回答	57

図61 地方公共団体実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況

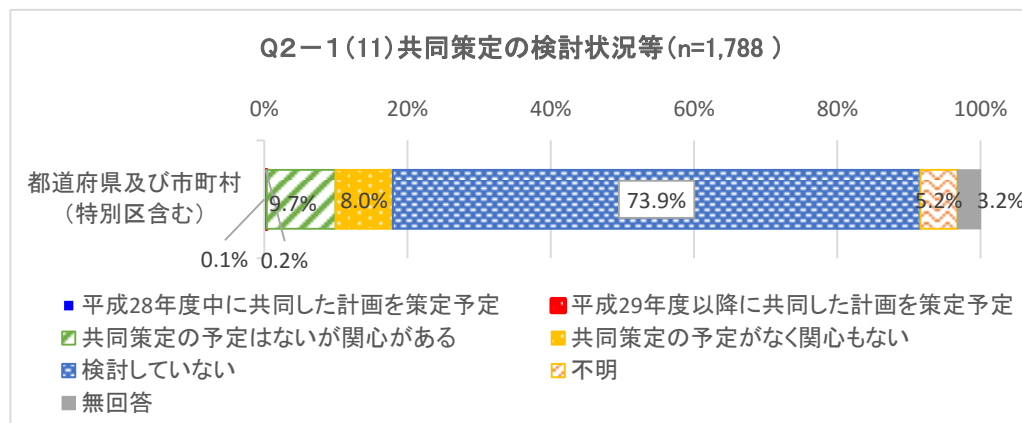


表 18 地方公共団体実行計画（区域施策編）の共同したい団体の組合せ

	回答 団体数	管下の 市町村	属する 都道府県	近隣の 市町村	その他
都道府県	3	3	—	0	0
指定都市	1	—	0	0	0
中核市	8	—	6	8	0
施行時特例市	4	—	3	3	0
施行時特例市未満の市町村 （特別区含む。）	156	—	61	121	7

注）回答団体のうち、都道府県及び施行時特例市以上の市は以下のとおりである。

（都道府県）

秋田県、滋賀県、徳島県

（指定都市）

広島県広島市

（中核市）

福島県郡山市、埼玉県越谷市、愛知県豊橋市、滋賀県大津市、広島県福山市、
長崎県佐世保市、大分県大分市、鹿児島県鹿児島市

（施行時特例市）

埼玉県熊谷市、埼玉県春日部市、愛知県春日井市、兵庫県宝塚市

第3章 施行状況調査詳細

1. 基礎情報

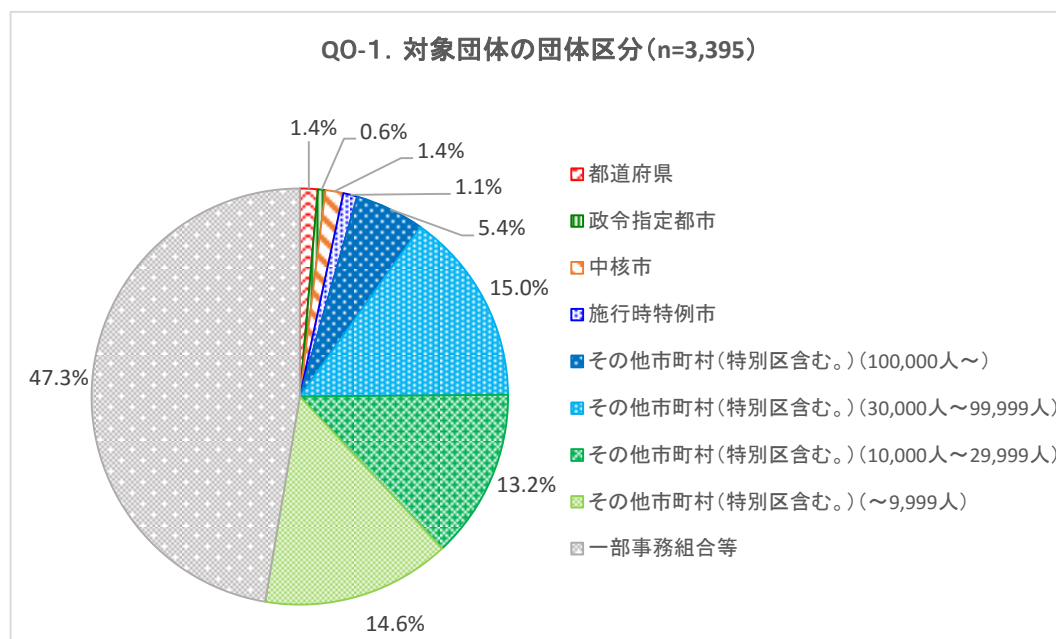
(1) 団体区分

1) 団体区分

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,607 団体の合計 3,395 団体を対象とした。

市町村（特別区含む。）は、更に7つに区分した（指定都市、中核市、施行時特例市、その他市町村（特別区含む。）（100,000 人～）、その他市町村（特別区含む。）（30,000 人～99,999 人）、その他市町村（特別区含む。）（10,000 人～29,999 人）、その他市町村（特別区含む。）（～9,999 人））。

図 62



都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち、都道府県 47 団体及び施行時特例市以上の市 151 団体の回答率は 100.0%であった。

また、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）1,637 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,607 団体の回答率は、それぞれ 99.6%、99.4%であった。

表 19

区分	人口規模	団体数	対象数	回答率
都道府県		47	47	100.0%
政令指定都市		20	20	100.0%
中核市		47	47	100.0%
施行時特例市		37	37	100.0%
施行時特例市以上	計	151	151	100.0%
施行時特例市	その他市町村(特別区含む。)(100,000人～)	182	183	99.5%
未満の	その他市町村(特別区含む。)(30,000人～99,999人)	509	510	99.8%
市町村(特別区含む。)	その他市町村(特別区含む。)(10,000人～29,999人)	445	447	99.6%
	その他市町村(特別区含む。)(～9,999人)	494	497	99.4%
	計	1,630	1,637	99.6%
市町村(特別区含む。)	計	1,734	1,741	99.6%
都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1,781	1,788	99.6%
一部事務組合等		1,598	1,607	99.4%

(2) 団体内の体制

1) 地球温暖化対策を担当する部(局)課系の有無

調査対象全体では、地球温暖化対策を担当する部(局)課系があると回答した団体が 2,070 団体 (61.0%) であった。

団体区分別にみると、都道府県及び市町村(特別区含む。)のうち、施行時特例市以上の市は 150 団体 (99.3%) が「ある」と回答したが、施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)では「ある」の割合は 1,485 団体 (90.7%) と比較的低かった。また、人口規模が小さくなるに従い、「ある」の割合が低くなる傾向が見られた。

地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)では「ある」と回答した団体は 435 団体 (27.1%) であった。

表 20

担当する部(局)課系の有無	団体数	割合
ある	2,070	61.0%
ない	1,304	38.4%
無回答	21	0.6%

図 63

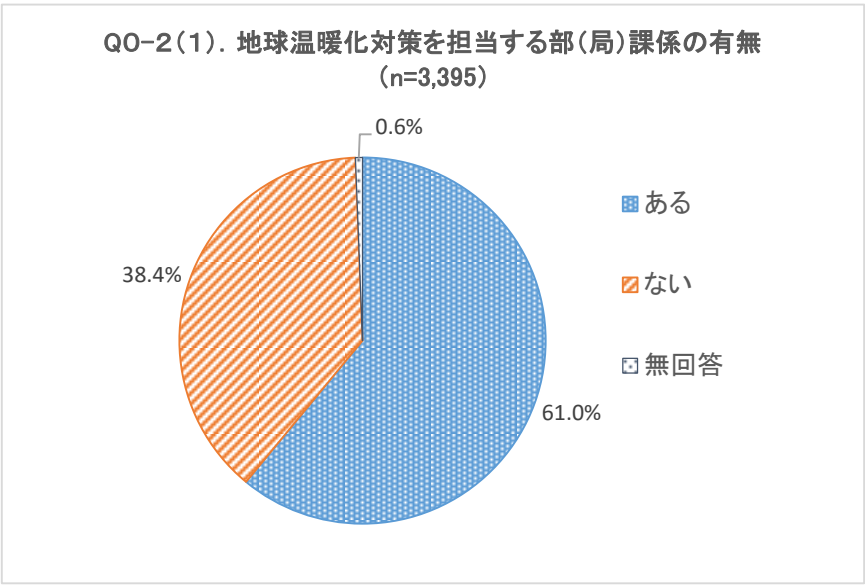
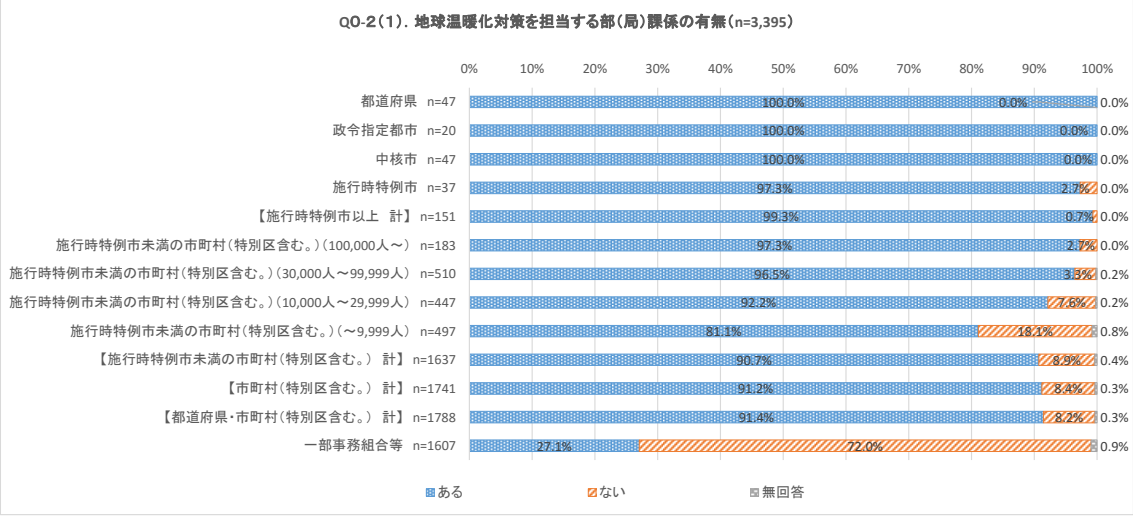


表 21

項目	区分	人口規模	ある	ない	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		47	0	0	47
	政令指定都市		20	0	0	20
	中核市		47	0	0	47
	施行時特例市		36	1	0	37
	施行時特例市以上	計	150	1	0	151
	施行時特例市未満	100,000人～	178	5	0	183
	の市町村(特別区含む。)	30,000人～99,999人	492	17	1	510
		10,000人～29,999人	412	34	1	447
		～9,999人	403	90	4	497
		計	1,485	146	6	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	1,588	147	6	1,741
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1,635	147	6	1,788
	一部事務組合等		435	1,157	15	1,607
	都道府県		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		97.3%	2.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上	計	99.3%	0.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満	100,000人～	97.3%	2.7%	0.0%	100.0%
	の市町村(特別区含む。)	30,000人～99,999人	96.5%	3.3%	0.2%	100.0%
		10,000人～29,999人	92.2%	7.6%	0.2%	100.0%
		～9,999人	81.1%	18.1%	0.8%	100.0%
		計	90.7%	8.9%	0.4%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	91.2%	8.4%	0.3%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	91.4%	8.2%	0.3%	100.0%
	一部事務組合等		27.1%	72.0%	0.9%	100.0%

図 64



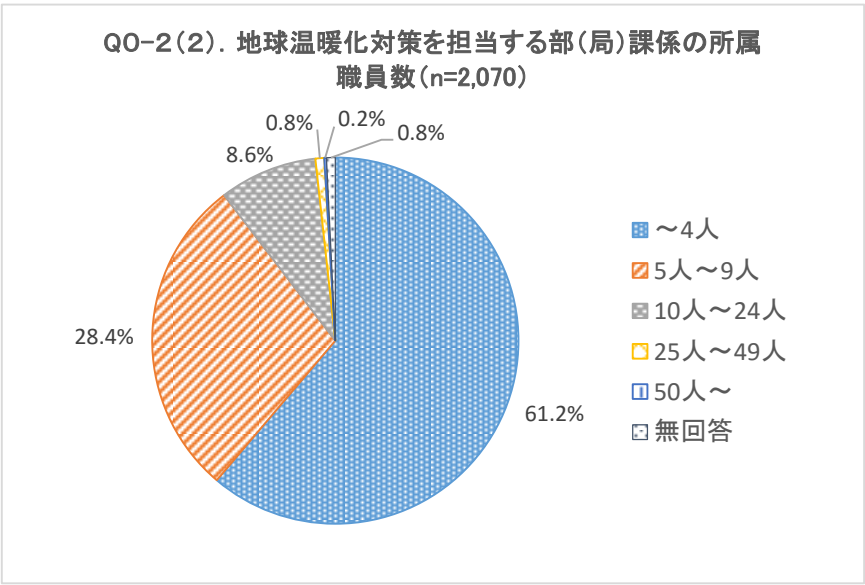
2) 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の所属職員数

地球温暖化対策を担当する部(局)課係がある団体を対象にした所属職員数は、「4人以下」が1,267団体(61.2%)と最も多かった。

表 22

担当する部(局)課係の 所属職員数	団体数	割合
～4人	1,267	61.2%
5人～9人	588	28.4%
10人～24人	179	8.6%
25人～49人	16	0.8%
50人～	4	0.2%
無回答	16	0.8%

図 65



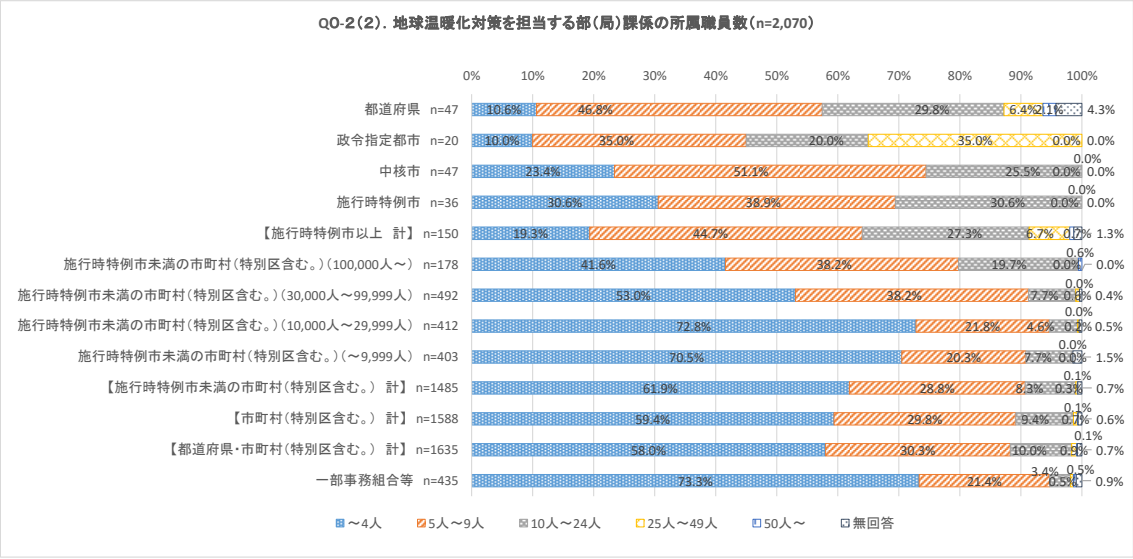
団体区別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち、施行時特例市以上の市は「5人～9人」が67団体（44.7%）と最も多かった。一方、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）は「4人以下」が919団体（61.9%）と最も多く、人口規模が小さくなるに従い、所属職員数が少なくなる傾向が見られた。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の団体では「4人以下」が319団体（73.3%）と最も多かった。

表 23

項目	区分	人口規模	～4人	5人～9人	10人～24人	25人～49人	50人～	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		5	22	14	3	1	2	47
	政令指定都市		2	7	4	7	0	0	20
	中核市		11	24	12	0	0	0	47
	施行時特例市		11	14	11	0	0	0	36
	施行時特例市以上 計		29	67	41	10	1	2	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	74	68	35	0	1	0	178
		30,000人～99,999人	261	188	38	3	0	2	492
		10,000人～29,999人	300	90	19	1	0	2	412
		～9,999人	284	82	31	0	0	6	403
		計	919	428	123	4	1	10	1,485
	市町村（特別区含む。） 計		943	473	150	11	1	10	1,588
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		948	495	164	14	2	12	1,635
	一部事務組合等		319	93	15	2	2	4	435
割合	都道府県		10.6%	46.8%	29.8%	6.4%	2.1%	4.3%	100.0%
	政令指定都市		10.0%	35.0%	20.0%	35.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		23.4%	51.1%	25.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		30.6%	38.9%	30.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		19.3%	44.7%	27.3%	6.7%	0.7%	1.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	41.6%	38.2%	19.7%	0.0%	0.6%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	53.0%	38.2%	7.7%	0.6%	0.0%	0.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	72.8%	21.8%	4.6%	0.2%	0.0%	0.5%	100.0%
		～9,999人	70.5%	20.3%	7.7%	0.0%	0.0%	1.5%	100.0%
		計	61.9%	28.8%	8.3%	0.3%	0.1%	0.7%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		59.4%	29.8%	9.4%	0.7%	0.1%	0.6%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		58.0%	30.3%	10.0%	0.9%	0.1%	0.7%	100.0%
	一部事務組合等		73.3%	21.4%	3.4%	0.5%	0.5%	0.9%	100.0%

図 66



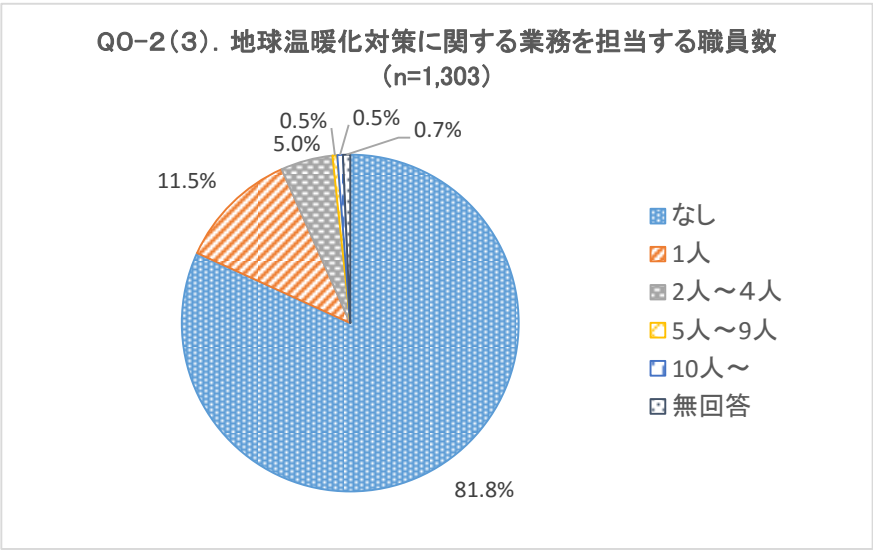
3) 地球温暖化対策に関する業務を担当する職員数(地球温暖化対策を担当する部(局)課係が無い団体)

地球温暖化対策を担当する部(局)課係が無い団体を対象にした担当職員数は、「なし」が1,067団体(81.8%)と最も多かった。

表 24

業務を担当する職員数	団体数	割合
なし	1,067	81.8%
1人	150	11.5%
2人～4人	65	5.0%
5人～9人	6	0.5%
10人～	7	0.5%
無回答	9	0.7%

図 67

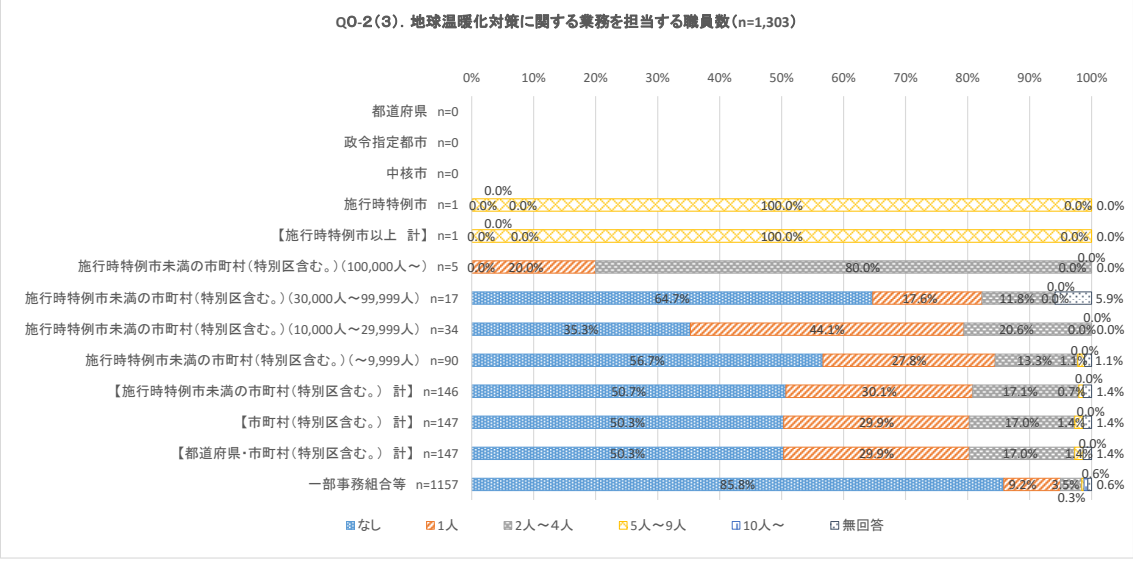


団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）は「なし」が74団体（50.7%）と最も多かった。同様に、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の団体も「なし」が993団体（85.8%）と最も多かった。

表 25

項目	区分	人口規模	なし	1人	2人～4人	5人～9人	10人～	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市		0	0	0	0	0	0	0
	中核市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市		0	0	0	1	0	0	1
	施行時特例市以上 計		0	0	0	1	0	0	1
	施行時特例市未満	100,000人～	0	1	4	0	0	0	5
	の市町村（特別区含む。）	30,000人～99,999人	11	3	2	0	0	1	17
		10,000人～29,999人	12	15	7	0	0	0	34
		～9,999人	51	25	12	1	0	1	90
		計	74	44	25	1	0	2	146
	市町村（特別区含む。） 計		74	44	25	2	0	2	147
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		74	44	25	2	0	2	147
	一部事務組合等		993	106	40	4	7	7	1,157
割合	都道府県		—	—	—	—	—	—	—
	政令指定都市		—	—	—	—	—	—	—
	中核市		—	—	—	—	—	—	—
	施行時特例市		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満	100,000人～	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	の市町村（特別区含む。）	30,000人～99,999人	64.7%	17.6%	11.8%	0.0%	0.0%	5.9%	100.0%
		10,000人～29,999人	35.3%	44.1%	20.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		～9,999人	56.7%	27.8%	13.3%	1.1%	0.0%	1.1%	100.0%
		計	50.7%	30.1%	17.1%	0.7%	0.0%	1.4%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		50.3%	29.9%	17.0%	1.4%	0.0%	1.4%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		50.3%	29.9%	17.0%	1.4%	0.0%	1.4%	100.0%
	一部事務組合等		85.8%	9.2%	3.5%	0.3%	0.6%	0.6%	100.0%

図 68



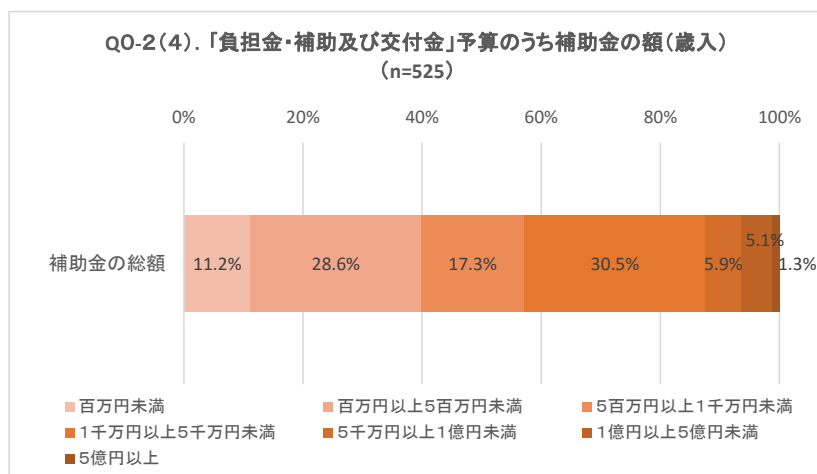
4) 平成 28 年度の地球温暖化対策担当部（局）課係の「負担金・補助及び交付金」予算のうち補助金の額（歳入）

補助金の総額の記入があった 525 団体について、補助金の総額が「1 千万円以上 5 千万円未満」の団体が 160 団体（30.5%）と最も多かった。

表 26

補助金の額(歳入)	補助金の総額	割合
百万円未満	59	11.2%
百万円以上5百万円未満	150	28.6%
5百万円以上1千万円未満	91	17.3%
1千万円以上5千万円未満	160	30.5%
5千万円以上1億円未満	31	5.9%
1億円以上5億円未満	27	5.1%
5億円以上	7	1.3%

図 69

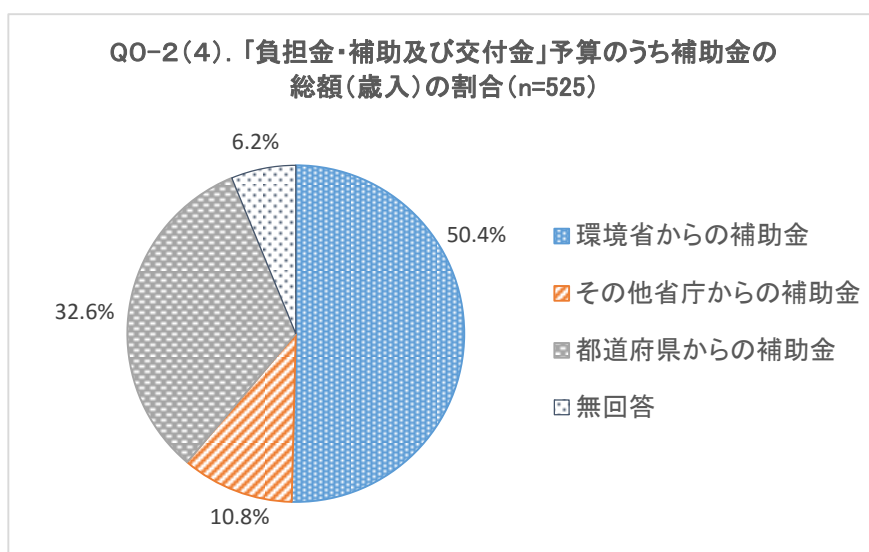


補助金の総額に占める各組織からの補助金の割合をみると、環境省からの補助金が 50.4%と半数を占めている。次いで、都道府県からの補助金が 32.6%を占めている。

表 27

補助金の総額(歳入)	金額の合計(千円)	割合
補助金の総額	17,647,855	100.0%
環境省からの補助金	8,893,011	50.4%
その他省庁からの補助金	1,901,776	10.8%
都道府県からの補助金	5,758,085	32.6%
無回答	1,094,983	6.2%

図 70



（３）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

都道府県及び市町村（特別区含む。）が制定している地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の数は、合計 303 であった。

条例の主目的（複数選択可能）は、「地球温暖化対策の推進」が 265 と最も多く、次いで「省エネルギーの推進」が 175、「再生可能エネルギー利用の促進」が 130、「気候変動による影響への適応（適応策）」が 34 であった。

条例の制定は、温対法が制定された平成 10 年（1998 年）頃を境に増加しており、平成 18 年（2006 年）に最も制定されている。

図 71

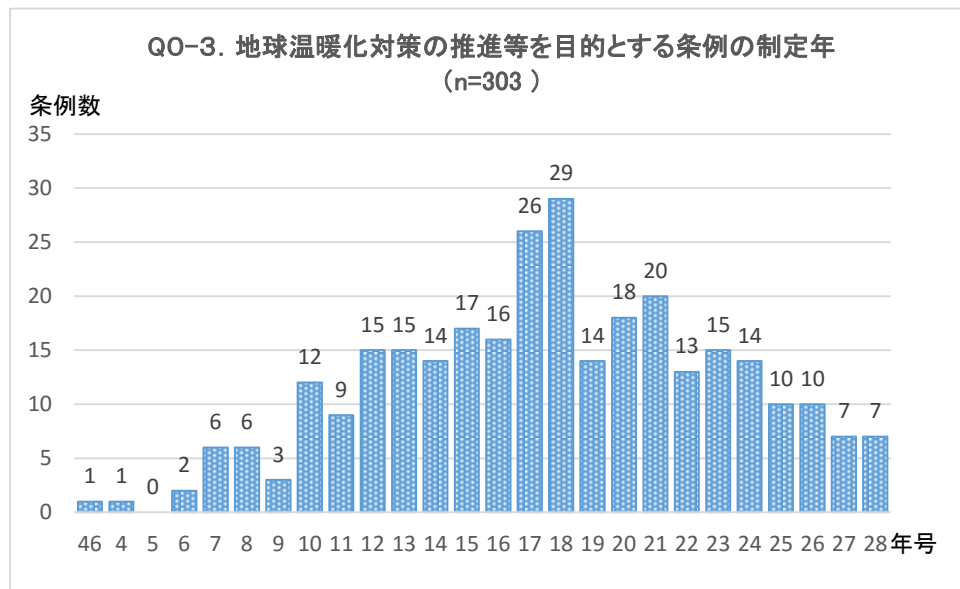


表 28 (1 / 5)

都道府県名	団体名	条例名	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
			年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
北海道	北海道	北海道地球温暖化防止対策条例	21	3	●	●	●	
北海道	札幌市	札幌市環境基本条例	7	12	●		●	
北海道	札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	14	3	●		●	
北海道	帯広市	帯広市環境基本条例	8	12	●			
北海道	網走市	網走市環境基本条例	14	3	●			
北海道	留萌市	留萌市環境基本条例	15	4	●			
北海道	芦別市	芦別市環境基本条例	20	6	●		●	
北海道	江別市	江別市環境基本条例	11	12	●			
北海道	紋別市	紋別市環境基本条例	23	3	●		●	
北海道	紋別市	紋別市太陽光発電システム設置に伴う資金貸付けに関する条例	24	3	●	●		
北海道	千歳市	千歳市環境基本条例	10	6	●	●	●	
北海道	北広島市	北広島市環境基本条例	12	3	●	●		●
北海道	石狩市	石狩市環境基本条例	12	10	●			
北海道	ニセコ町	環境基本条例	16	4	●	●	●	●
北海道	ニセコ町	水道水源保護条例	23	5				●
北海道	ニセコ町	地下水保全条例	23	5				●
北海道	倶知安町	倶知安町環境基本条例	18	12	●		●	
北海道	猿払村	猿払村地球温暖化対策地域協議会条例	21	9	●	●	●	
北海道	中頓別町	中頓別町環境基本条例	21	6	●			
北海道	滝上町	滝上町木質バイオマス製造施設の設置に関する条例	22	4		●		
北海道	厚真町	厚真町環境基本条例	13	3	●	●	●	
北海道	士幌町	士幌町環境基本条例						
北海道	鹿追町	鹿追町環境についての基本的なきまり条例	16	12	●			
北海道	池田町	池田町環境基本条例	15	12	●		●	
北海道	厚岸町	厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例	15	3	●		●	
北海道	弟子屈町	弟子屈町環境基本条例	18	3	●	●	●	
青森県	つがる市	つがる市環境基本条例	27	11	●			
岩手県	岩手県	新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例	15	3		●	●	
岩手県	岩手県	県民の健康で快適生活を確保するための環境の保全に関する条例	13	12	●			
岩手県	宮古市	宮古市環境の保全及び創造に関する条例	18	3	●			
岩手県	大船渡市	大船渡市環境基本条例	13	4	●		●	
岩手県	久慈市	環境基本条例	18	3	●			
岩手県	遠野市	ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	17	10	●		●	
岩手県	二戸市	二戸市環境基本条例	18	1	●		●	
岩手県	奥州市	奥州市環境基本条例	19	3	●			
岩手県	滝沢市	滝沢市環境基本条例	14	3	●		●	
岩手県	金ヶ崎町	金ヶ崎町田園環境基本条例	10	4	●	●	●	●
岩手県	平泉町	平泉町環境保全条例	26	12		●	●	●
岩手県	岩泉町	岩泉町環境基本条例	14	6	●	●	●	
宮城県	仙台市	仙台市環境基本条例	8	3	●	●	●	
宮城県	気仙沼市	気仙沼市環境基本条例	18	3	●	●	●	
宮城県	多賀城市	多賀城市環境基本条例	11	2	●			
宮城県	登米市	登米市環境基本条例	19	3				●
宮城県	亶理町	亶理町環境基本条例	20	7	●			
宮城県	加美町	加美町環境基本条例	17	2	●	●	●	
秋田県	秋田県	秋田県地球温暖化対策推進条例	23	3	●	●	●	
秋田県	能代市	能代市環境基本条例	18	3	●		●	
秋田県	由利本荘市	由利本荘市環境基本条例	23	4	●			
秋田県	大潟村	大潟村環境基本条例	24	3	●	●	●	
山形県	寒河江市	寒河江市環境基本条例	24	3	●			
山形県	南陽市	南陽市森づくり条例	20	3	●			
山形県	朝日町	朝日町環境基本条例	22	3	●	●	●	
山形県	最上町	最上町環境基本条例	16	6	●			
山形県	最上町	最上町美化推進及び美観の保護に関する条例	4	12	●			
山形県	庄内町	庄内町環境基本条例	18	12	●	●	●	●
福島県	会津若松市	会津若松市環境基本条例	9	4	●	●	●	●
福島県	会津若松市	会津若松市生活環境の保全等に関する条例	12	10	●			●
福島県	相馬市	相馬市環境基本条例	14	4	●		●	
茨城県	茨城県	茨城県地球環境保全行動条例	7	10	●		●	
茨城県	結城市	結城市環境基本条例	24	12	●			
茨城県	常陸太田市	常陸太田市環境基本条例	20	12	●		●	
茨城県	牛久市	牛久市の環境を守り育てる条例	15	3	●	●		
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市環境基本条例	18	3	●			
茨城県	神栖市	神栖市環境基本条例	17	3	●		●	
茨城県	鉾田市	鉾田市環境基本条例	27	3	●	●	●	
茨城県	茨城町	茨城町環境基本条例	21	9	●			
茨城県	東海村	東海村環境基本条例	12	3	●		●	
栃木県	栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	16	10	●	●	●	
栃木県	宇都宮市	環境基本条例	13	9	●	●	●	●
栃木県	大田原市	大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例	8	4	●			
栃木県	高根沢町	高根沢町環境基本条例	18	6	●	●	●	
栃木県	那珂川町	那珂川町環境基本条例	17	10	●	●	●	

表 29 (2 / 5)

都道府県名	団体名	条例名	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
			年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
群馬県	群馬県	群馬県地球温暖化防止条例	21	10	●	●		
群馬県	前橋市	環境基本条例	12	3	●	●	●	●
群馬県	沼田市	沼田市環境基本条例	15	3	●	●	●	●
群馬県	藤岡市	藤岡市環境基本条例	10	3			●	
群馬県	安中市	大規模太陽光発電設備設置促進条例	25	12	●	●		
群馬県	みどり市	みどり市環境基本条例	21	6	●			
群馬県	吉岡町	吉岡町の良好な環境の保全と創造に関する条例	10	12	●			
群馬県	みなかみ町	みなかみ町環境基本条例	17	10			●	
埼玉県	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	21	3	●	●	●	●
埼玉県	さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	20	10	●			
埼玉県	川越市	川越市良好な環境の保全に関する基本条例	18	9	●			
埼玉県	川越市	川越市地球温暖化対策条例	19	12	●			
埼玉県	秩父市	秩父市環境基本条例	18	3	●			
埼玉県	春日部市	春日部市環境基本条例	19	3	●			
埼玉県	深谷市	深谷市環境基本条例	18	1	●		●	
埼玉県	戸田市	戸田市地球温暖化対策条例	21	12	●			
埼玉県	入間市	入間市環境基本条例	10	9	●		●	
埼玉県	坂戸市	坂戸市環境基本条例	14	3	●	●	●	
埼玉県	幸手市	幸手市環境基本条例	17	12	●		●	
埼玉県	嵐山町	緑と清流・オオムササギが舞う 嵐山町ストップ温暖化条例	23	6	●	●	●	
埼玉県	嵐山町	嵐山町環境基本条例	23	6	●	●	●	
埼玉県	小川町	小川町環境保全条例	16	12				
埼玉県	皆野町	皆野町環境基本条例	22	12				
千葉県	千葉市	千葉市環境保全条例	7	10	●		●	
千葉県	習志野市	習志野市環境基本条例	11	9	●			
千葉県	柏市	柏市地球温暖化対策条例	19	3	●	●	●	
千葉県	匝瑳市	匝瑳市環境基本条例	18	1	●		●	
千葉県	匝瑳市	匝瑳市環境保全条例	18	1	●		●	
千葉県	香取市	香取市環境保全条例	18	3	●		●	
千葉県	大網白里市	大網白里市環境保全条例	16	6	●			
千葉県	東庄町	環境基本条例	15	3	●			
千葉県	睦沢町	睦沢町環境条例	10	6	●			
東京都	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	12	12	●	●	●	
東京都	千代田区	千代田区地球温暖化対策条例	19	12	●	●	●	●
東京都	港区	港区環境基本条例	10	3	●		●	
東京都	墨田区	すみだ環境基本条例	17	12	●		●	
東京都	江東区	江東区環境基本条例	11	3	●		●	
東京都	大田区	大田区環境基本条例	22	3	●	●	●	
東京都	世田谷区	世田谷区環境基本条例	6	9	●			
東京都	中野区	中野区地球温暖化防止条例	23	7	●	●	●	
東京都	杉並区	杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例	20	3	●			
東京都	足立区	足立区環境基本条例	11	7	●		●	
東京都	武蔵野市	武蔵野市環境基本条例	11	3	●	●	●	●
東京都	武蔵野市	武蔵野市公害防止に関する条例	46	3	●			●
東京都	三鷹市	三鷹市環境基本条例	12	3	●	●	●	●
東京都	青梅市	青梅市環境基本条例	14	6	●			
東京都	昭島市	昭島市環境基本条例	12	3	●	●	●	
東京都	町田市	町田市環境基本条例	12	12	●			
東京都	小平市	小平市環境基本条例	13					
東京都	国立市	国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例	22	6	●			
東京都	東大和市	東大和市環境基本条例	16	12	●	●	●	●
東京都	東久留米市	東久留米市環境基本条例	16	3				
東京都	多摩市	多摩市環境基本条例	10	9	●	●	●	
東京都	羽村市	環境基本条例	14	4	●	●	●	
東京都	西東京市	西東京市環境基本条例	14	3		●	●	
東京都	瑞穂町	瑞穂町環境基本条例	19	4	●	●	●	
東京都	奥多摩町	奥多摩町環境基本条例	25	9				
神奈川県	神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例	21	7	●	●	●	●
神奈川県	神奈川県	神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	25	7		●		
神奈川県	横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	14	12	●	●	●	
神奈川県	川崎市	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	21	12	●			
神奈川県	相模原市	相模原市地球温暖化対策条例	24	12	●	●	●	●
神奈川県	横須賀市	環境基本条例	8	4	●		●	
神奈川県	平塚市	平塚市環境基本条例	10	12	●			
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市環境基本条例	6	12	●			
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例	24	7	●	●	●	
神奈川県	秦野市	環境基本条例	12	3	●		●	
神奈川県	伊勢原市	伊勢原市環境基本条例	22	4	●	●	●	●
神奈川県	座間市	座間市環境基本条例	24	3	●	●	●	
神奈川県	大磯町	大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例	27	4	●	●	●	
神奈川県	大井町	大井町環境基本条例	13	3	●		●	

表 30 (3 / 5)

都道府県名	団体名	条例名	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
			年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
新潟県	新潟市	新潟市環境基本条例	8	7	●		●	
新潟県	新潟市	新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例	24	7		●		
新潟県	柏崎市	新潟県柏崎市環境基本条例	8	3	●			
新潟県	小千谷市	小千谷市環境基本条例	15	3	●			
新潟県	見附市	見附市環境基本条例	20	9	●			
新潟県	村上市	村上市環境基本条例	21	3	●			
新潟県	燕市	燕市環境基本条例	18	9	●			
新潟県	糸魚川市	糸魚川市環境基本条例	20	4	●	●	●	
新潟県	妙高市	妙高市環境基本条例	11	4	●			
新潟県	南魚沼市	南魚沼市環境基本条例	17	6	●	●	●	
新潟県	胎内市	胎内市環境基本条例	17	9	●	●	●	
新潟県	胎内市	胎内市環境審議会条例	17	9	●	●	●	
新潟県	聖籠町	聖籠町環境基本条例	10	3	●		●	
新潟県	阿賀町	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例	17	4	●	●	●	
富山県	富山市	富山市環境基本条例	17	4	●	●	●	●
富山県	射水市	射水市環境基本条例	20	3	●	●	●	
富山県	上市町	上市町環境基本条例	18	4	●		●	
石川県	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	16	3	●	●	●	
石川県	七尾市	七尾市環境基本条例	18	3	●			
石川県	白山市	白山市環境基本条例	17	2	●	●	●	
石川県	白山市	白山市地球温暖化対策条例	21	12	●	●	●	
福井県	小浜市	小浜市環境基本条例	17	4	●	●	●	
福井県	勝山市	勝山市環境基本条例	15	3	●	●		
福井県	南越前町	南越前町環境基本条例	17	10	●			●
福井県	越前町	越前町環境条例	18	8	●			
福井県	美浜町	美浜町環境基本条例	20	3	●		●	
山梨県	山梨県	山梨県地球温暖化対策条例	20	12	●	●	●	
山梨県	甲府市	甲府市環境基本条例	13	3	●			
山梨県	甲府市	甲府市環境保全条例	22	6	●			
山梨県	山梨市	山梨市環境基本条例	17	4	●			
山梨県	甲州市	甲州市環境基本条例	18	3	●	●	●	●
山梨県	身延町	身延町環境審議会条例	16	9	●			
長野県	長野県	長野県地球温暖化対策条例	18	3	●	●	●	
長野県	松本市	松本市環境基本条例	10	3	●		●	
長野県	飯田市	飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	25	3		●		
長野県	伊那市	伊那市環境保全条例			●	●	●	
長野県	安曇野市	安曇野市環境基本条例	17	10	●			
長野県	下諏訪町	下諏訪町環境基本条例	13	12	●			
長野県	木曽町	木曽町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例	28	6		●		
長野県	朝日村	朝日村環境基本条例	14	6	●	●	●	
長野県	高山村	高山村地球にやさしい環境基本条例	27	12	●	●	●	●
岐阜県	岐阜県	岐阜県地球温暖化防止基本条例	21	3	●			
岐阜県	多治見市	多治見市環境基本条例	10	9	●		●	
岐阜県	瑞浪市	瑞浪市環境基本条例	11	12	●		●	
静岡県	静岡県	静岡県地球温暖化防止条例	19	3	●		●	
静岡県	三島市	三島市環境基本条例	12	11	●			
静岡県	富士宮市	富士宮市環境基本条例	15	12	●	●	●	
静岡県	島田市	島田市環境基本条例	13	3	●	●	●	●
静岡県	御殿場市	環境基本条例	13	4	●	●	●	●
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市環境基本条例	25	3	●		●	
愛知県	愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	16	4	●			
愛知県	一宮市	一宮市環境基本条例	16	3	●		●	
愛知県	春日井市	環境基本条例	13	9	●	●	●	
愛知県	春日井市	生活環境の保全に関する条例	19	12	●	●	●	
愛知県	豊川市	豊川市環境基本条例	21	4	●	●	●	
愛知県	豊田市	環境を守り育てる条例	18	3	●	●	●	
愛知県	豊田市	再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例	26	3		●		
愛知県	安城市	安城市環境基本条例	13	4	●			
愛知県	稲沢市	稲沢市環境基本条例	15	9	●			
愛知県	新城市	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	24	12		●	●	
愛知県	東海市	東海市環境基本条例	17	6	●			
愛知県	知多市	知多市環境基本条例	12	4	●			
愛知県	知立市	知立市環境基本条例	19	3	●	●		
愛知県	田原市	田原市環境保全条例	28	3	●	●	●	
愛知県	北名古屋	北名古屋環境基本条例	21	3	●		●	
愛知県	東郷町	東郷町環境基本条例	13	4	●	●	●	
愛知県	扶桑町	扶桑町環境基本条例	22	4			●	
三重県	三重県	三重県地球温暖化対策推進条例	26	4	●			
滋賀県	滋賀県	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例	23	3	●		●	●
滋賀県	草津市	愛する地球のために約束する草津市条例	19	12	●			
滋賀県	湖南市	湖南市地域自然エネルギー基本条例	24	9		●		
滋賀県	高島市	高島市環境基本条例	17	12	●	●	●	

表 31 (4 / 5)

都道府県名	団体名	条例名	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
			年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
滋賀県	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	19	7	●		●	
滋賀県	竜王町	竜王町環境基本条例	26	3	●	●	●	
滋賀県	愛荘町	愛荘町環境基本条例	21	3	●			●
滋賀県	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	25	4	●			
滋賀県	多賀町	多賀町環境基本条例	23	4	●			
京都府	京都府	京都府環境を守り育てる条例	7	12	●			
京都府	京都府	京都府地球温暖化対策条例	17	12	●	●	●	●
京都府	京都府	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	27	7	●	●		
京都府	京都府	京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例	21	3				
京都府	京都市	京都市地球温暖化対策条例	16	12	●			
京都府	城陽市	環境基本条例	13	12	●	●	●	
大阪府	大阪府	大阪府温暖化の防止等に関する条例	18	4	●			
大阪府	大阪府	大阪府再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例	23	10	●	●	●	
大阪府	堺市	堺市環境基本条例	9	3	●		●	
大阪府	池田市	池田市環境基本条例	28	6	●	●	●	
大阪府	茨木市	茨木市環境基本条例	15	3	●		●	
大阪府	大東市	大東市環境基本条例	18	3	●			
大阪府	河内町	美しい河内町基本条例	26	12	●			
兵庫県	兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	7	7	●			
兵庫県	尼崎市	尼崎市の環境をまもる条例	12	12	●	●	●	
兵庫県	洲本市	洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例	25	6		●		
兵庫県	加古川市	加古川市環境基本条例	12	3	●		●	
兵庫県	宝塚市	宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例	26	6		●		
兵庫県	篠山市	篠山市環境基本条例	22	4	●			
奈良県	奈良市	環境基本条例	24	3	●			
奈良県	天理市	天理市環境基本条例	24	4	●	●	●	
奈良県	生駒市	生駒市環境基本条例	11	3	●			
奈良県	香芝市	香芝市環境基本条例	20	3	●	●	●	
和歌山県	和歌山県	和歌山県地球温暖化対策条例	19	3	●	●	●	
和歌山県	岩出市	岩出市地球温暖化対策条例	20	3	●			
鳥取県	鳥取県	鳥取県地球温暖化対策条例	21	3	●	●	●	
鳥取県	鳥取市	鳥取市自然保護及び環境保全条例			●			
鳥取県	日吉津村	日吉津村環境基本条例	23	4	●		●	
鳥取県	日南町	日南町環境基本条例	18	11	●	●	●	
島根県	島根県	島根県環境基本条例	9	10				
島根県	島根県	島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例	27	2				
岡山県	高梁市	高梁市環境基本条例	16	10	●	●	●	
岡山県	西粟倉村	西粟倉村低炭素なむらづくり推進施設設置に関する条例	25	4		●	●	
広島県	広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	15	10				
広島県	広島市	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例	21	3	●	●	●	
広島県	尾道市	尾道市環境基本条例	17	3	●		●	
広島県	福山市	福山市環境基本条例	19	12	●			
広島県	三次市	三次市環境基本条例	16	4	●			
広島県	安芸高田市	安芸高田市環境基本条例	22	3	●		●	
広島県	江田島市	江田島市環境基本条例	23	10	●		●	
広島県	府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例	12	7	●		●	
広島県	北広島町	北広島町環境保全に関する条例	17	2	●			
山口県	山口市	山口市環境基本条例	17	10	●		●	
徳島県	徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	28	10	●	●	●	●
香川県	香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	20	3	●		●	
香川県	坂出市	坂出市環境基本条例	15	3	●			
愛媛県	松山市	松山市環境基本条例	15	3	●			
愛媛県	八幡浜市	八幡浜市環境基本条例	24	9	●	●	●	
愛媛県	新居浜市	新居浜市環境基本条例	14	10	●	●	●	
愛媛県	新居浜市	新居浜市環境保全基金条例	22	3	●	●	●	
高知県	須崎市	須崎市地球温暖化対策実行計画協議会設置条例	28	9	●	●	●	
高知県	香南市	香南市環境基本条例	18	3	●			
高知県	梼原町	梼原町新エネルギー等活用施設設置に関する条例	13	3		●		
高知県	津野町	津野町再生可能エネルギー基金条例	27	3		●		
福岡県	田川市	田川市環境基本条例	18	3	●	●	●	●
福岡県	大野城市	大野城市環境基本条例	7	12	●		●	
福岡県	宗像市	宗像市環境基本条例	15	4	●		●	
福岡県	那珂川町	那珂川町環境基本条例	15	12	●	●	●	
福岡県	篠栗町	篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例	28	3	●			
福岡県	筑前町	筑前町環境基本条例	17	3	●			
佐賀県	佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	14	10	●	●	●	
佐賀県	佐賀市	佐賀市環境基本条例	17	10	●		●	
佐賀県	鹿島市	鹿島市環境基本条例	20	9	●	●		
長崎県	長崎県	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	20	3	●	●	●	
長崎県	長崎市	長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例	21	3	●			
長崎県	東彼杵町	東彼杵町再生可能エネルギー発電施設設置促進条例	25	12		●		

表 32 (5 / 5)

都道府県名	団体名	条例名	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
			年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応(適応策)
熊本県	熊本県	熊本県地球温暖化の防止に関する条例	22	3	●	●	●	
熊本県	荒尾市	荒尾市環境基本条例	18	3			●	
熊本県	玉名市	玉名市環境基本条例	26	4	●	●	●	
熊本県	宇土市	宇土市環境基本条例	14	3	●		●	
熊本県	阿蘇市	阿蘇市環境保全条例	24	3	●	●	●	
大分県	豊後大野市	豊後大野市環境基本条例	20	3			●	
大分県	由布市	由布市環境基本条例	25	4			●	
宮崎県	宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	17	3	●		●	
宮崎県	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例	23	9	●	●	●	
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策推進条例	22	3	●	●	●	
鹿児島県	鹿児島市	環境基本条例	16	3	●		●	
鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市環境基本条例	20	4	●			
鹿児島県	南さつま市	南さつま市環境基本条例	26	1	●	●	●	●
沖縄県	浦添市	浦添市環境基本条例	23	6	●			
沖縄県	名護市	名護市環境基本条例	26	4	●	●	●	
沖縄県	宮古島市	エコアイランド宮古島の推進に関する条例	26	6		●	●	
沖縄県	伊是名村	伊是名村再生可能エネルギー等導入推進基金条例	28	3		●		

2. 事務事業に関する事項

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

1) 平成28年10月1日現在の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

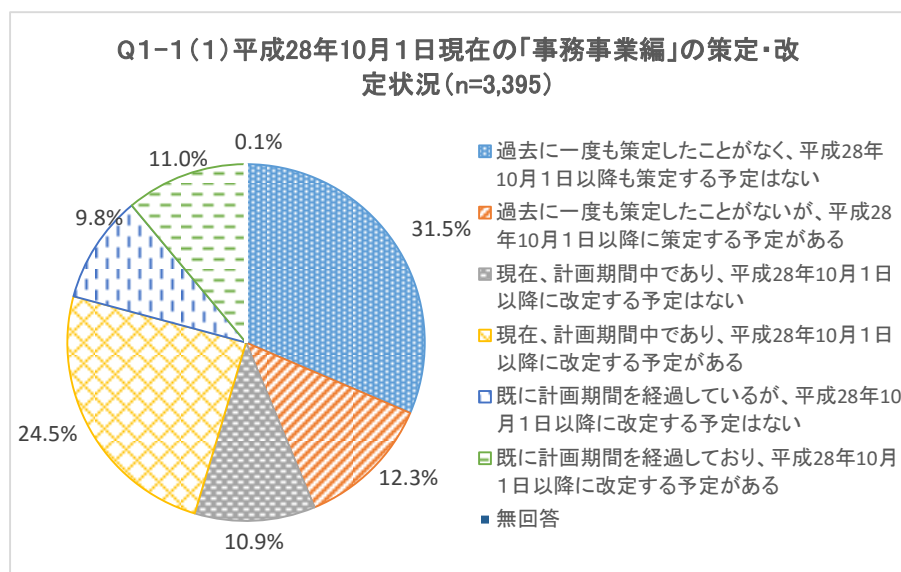
地方公共団体実行計画（事務事業編）は全ての都道府県及び市町村（特別区含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）に策定が義務付けられているものの、「過去に一度も策定したことがない」団体は、合計 1,485 団体（43.7%）であった。このうちの 1,068 団体（31.5%）が「平成28年10月1日以降も策定する予定はない」との回答であった。一方、「平成28年10月1日以降に策定する予定がある」団体は 417 団体（12.3%）であった。

また、332 団体（9.8%）が「既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない」との回答であった。

表 33

策定・改定状況	団体数	割合
過去に一度も策定したことがなく、平成28年10月1日以降も策定する予定はない	1,068	31.5%
過去に一度も策定したことがないが、平成28年10月1日以降に策定する予定がある	417	12.3%
現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定はない	370	10.9%
現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定がある	833	24.5%
既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない	332	9.8%
既に計画期間を経過しており、平成28年10月1日以降に改定する予定がある	373	11.0%
無回答	2	0.1%

図 72

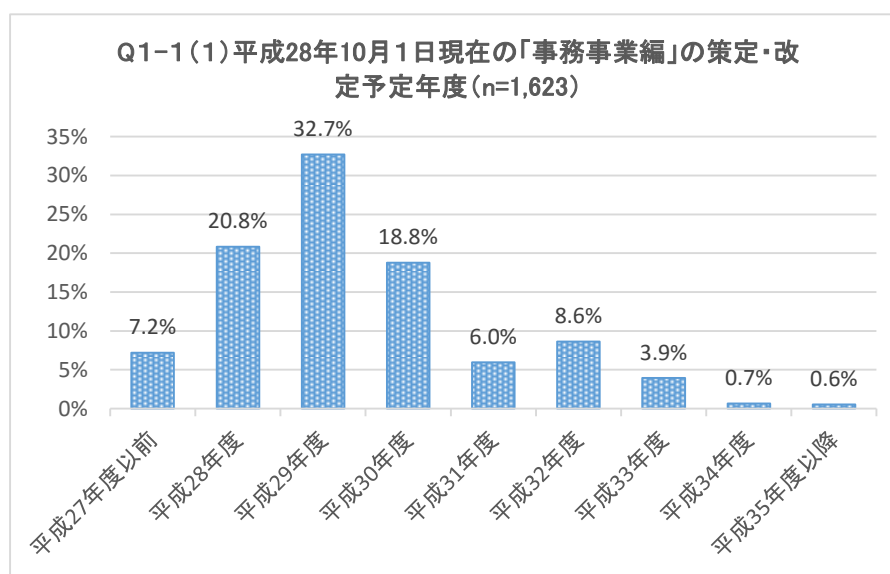


「過去に一度も策定したことがないが今後策定予定がある」又は「現在計画期間中で今後改定予定がある」団体が計画策定・改定を予定している年度は、平成29年度が531団体（32.7%）と最も多かった。

表 34

予定年度	団体数	割合
平成27年度以前	117	7.2%
平成28年度	338	20.8%
平成29年度	531	32.7%
平成30年度	305	18.8%
平成31年度	97	6.0%
平成32年度	140	8.6%
平成33年度	64	3.9%
平成34年度	11	0.7%
平成35年度以降	9	0.6%

図 73



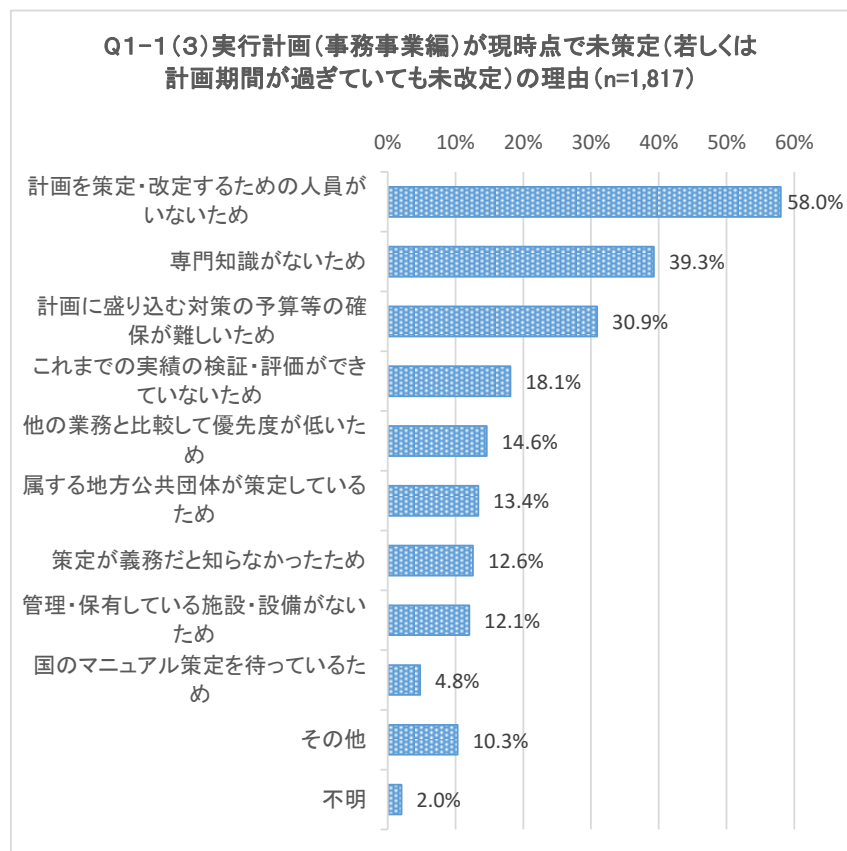
2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）が現時点で未策定（又は計画期間が過ぎていても未策定）の理由

計画が現時点で未策定の理由は、「計画を策定・改定するための人員がないため」が 1,054 団体（58.0%）と最も多かった。次いで、「専門知識がないため」が 714 団体（39.3%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」が 562 団体（30.9%）であった。「策定が義務だと知らなかったため」も 229 団体（12.6%）あった。

表 35

未策定・未改定の理由	団体数	割合
計画を策定・改定するための人員がないため	1,054	58.0%
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	562	30.9%
専門知識がないため	714	39.3%
これまでの実績の検証・評価ができていないため	329	18.1%
国のマニュアル策定を待っているため	87	4.8%
他の業務と比較して優先度が低い	266	14.6%
策定が義務だと知らなかったため	229	12.6%
属する地方公共団体が策定しているため	243	13.4%
管理・保有している施設・設備がないため	219	12.1%
その他	188	10.3%
不明	37	2.0%

図 74 【再掲】



団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市で、未策定に該当する団体はなかった。

都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）について、未策定の理由の傾向は全体傾向と類似しているが、「策定が義務だと知らなかったため」は人口規模の小さい市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の割合が高かった。

また、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）に特有の理由として、「属する地方公共団体が策定しているため」「管理・保有している施策・設備がないため」の回答が、それぞれ 243 団体（18.8%）、217 団体（16.8%）あった。

表 36

項目	区分	人口規模	計画を策定・改定するための人員がいなかったため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	国のマニュアル策定を待っているため	他の業務と比較して優先度が低いいため
団体数	都道府県		0	0	0	0	0	0
	政令指定都市		0	0	0	0	0	0
	中核市		0	0	0	0	0	0
	施行時特例市		0	0	0	0	0	0
	施行時特例市以上 計		0	0	0	0	0	0
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	2	1	1	0	2	0
		30,000人～99,999人	44	29	29	23	5	11
		10,000人～29,999人	105	58	65	31	6	32
		～9,999人	208	83	165	85	20	76
		計	359	171	260	139	33	119
	市町村(特別区含む。)	計	359	171	260	139	33	119
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	359	171	260	139	33	119
割合	一部事務組合等		695	391	454	190	54	147
	都道府県		—	—	—	—	—	—
	政令指定都市		—	—	—	—	—	—
	中核市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市以上 計		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%
		30,000人～99,999人	55.0%	36.3%	36.3%	28.8%	6.3%	13.8%
		10,000人～29,999人	66.5%	36.7%	41.1%	19.6%	3.8%	20.3%
		～9,999人	74.3%	29.6%	58.9%	30.4%	7.1%	27.1%
		計	68.6%	32.7%	49.7%	26.6%	6.3%	22.8%
	市町村(特別区含む。)	計	68.6%	32.7%	49.7%	26.6%	6.3%	22.8%
項目	都道府県		—	—	—	—	—	—
	政令指定都市		—	—	—	—	—	—
	中核市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市以上 計		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0	0	0	0	1	5
		30,000人～99,999人	0	0	0	11	2	80
		10,000人～29,999人	12	0	0	10	4	158
		～9,999人	42	0	2	18	6	280
		計	54	0	2	39	13	523
	市町村(特別区含む。)	計	54	0	2	39	13	523
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	54	0	2	39	13	523
割合	一部事務組合等		175	243	217	149	24	1,294
	都道府県		—	—	—	—	—	—
	政令指定都市		—	—	—	—	—	—
	中核市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市以上 計		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.0%	0.0%	0.0%	13.8%	2.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	7.6%	0.0%	0.0%	6.3%	2.5%	100.0%
		～9,999人	15.0%	0.0%	0.7%	6.4%	2.1%	100.0%
		計	10.3%	0.0%	0.4%	7.5%	2.5%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	10.3%	0.0%	0.4%	7.5%	2.5%	100.0%
項目	都道府県		—	—	—	—	—	—
	政令指定都市		—	—	—	—	—	—
	中核市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市以上 計		—	—	—	—	—	—
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.0%	0.0%	0.0%	13.8%	2.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	7.6%	0.0%	0.0%	6.3%	2.5%	100.0%
		～9,999人	15.0%	0.0%	0.7%	6.4%	2.1%	100.0%
		計	10.3%	0.0%	0.4%	7.5%	2.5%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	10.3%	0.0%	0.4%	7.5%	2.5%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	10.3%	0.0%	0.4%	7.5%	2.5%	100.0%
項目	一部事務組合等		13.5%	18.8%	16.8%	11.5%	1.9%	100.0%

図 75 (1 / 2)

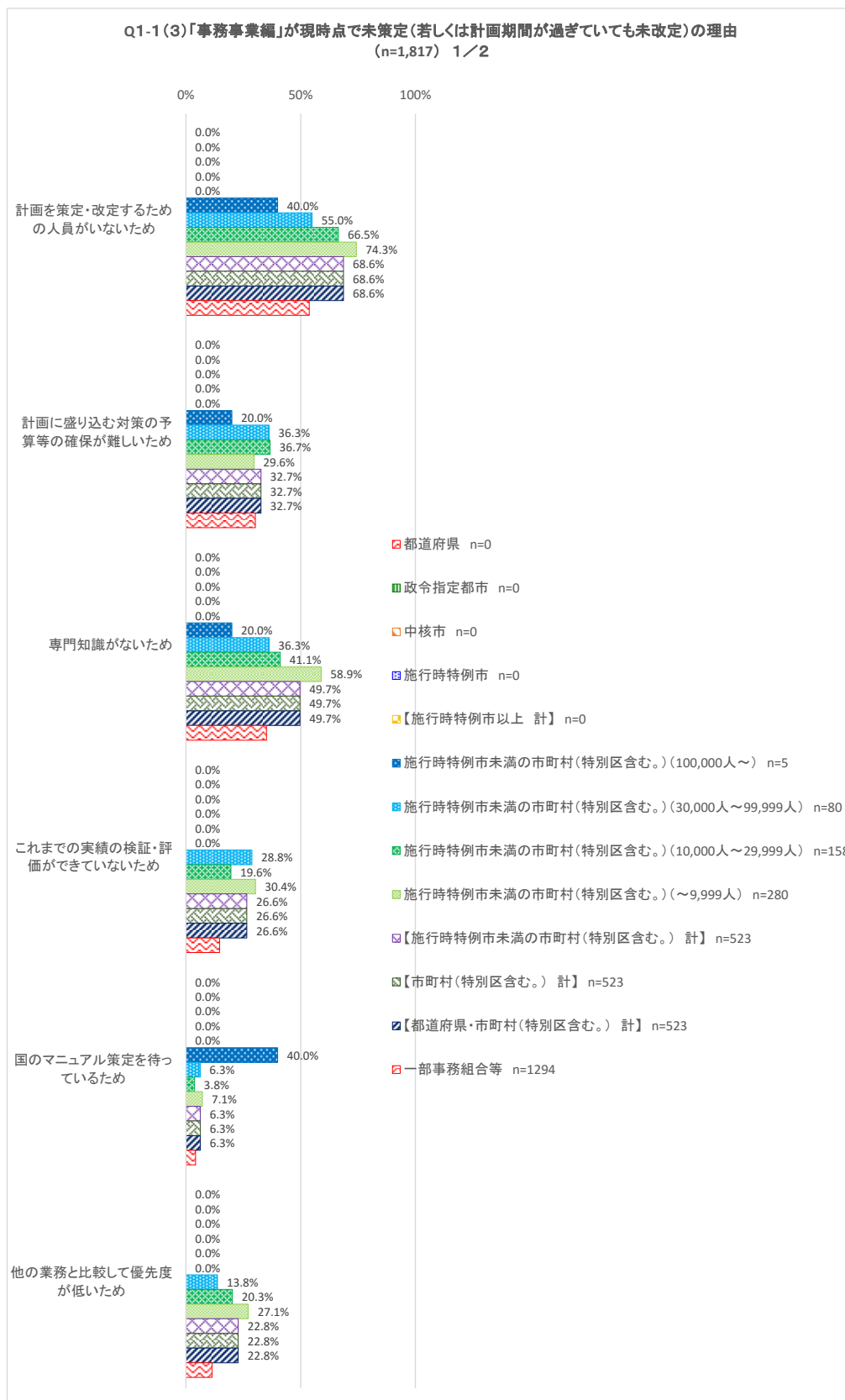
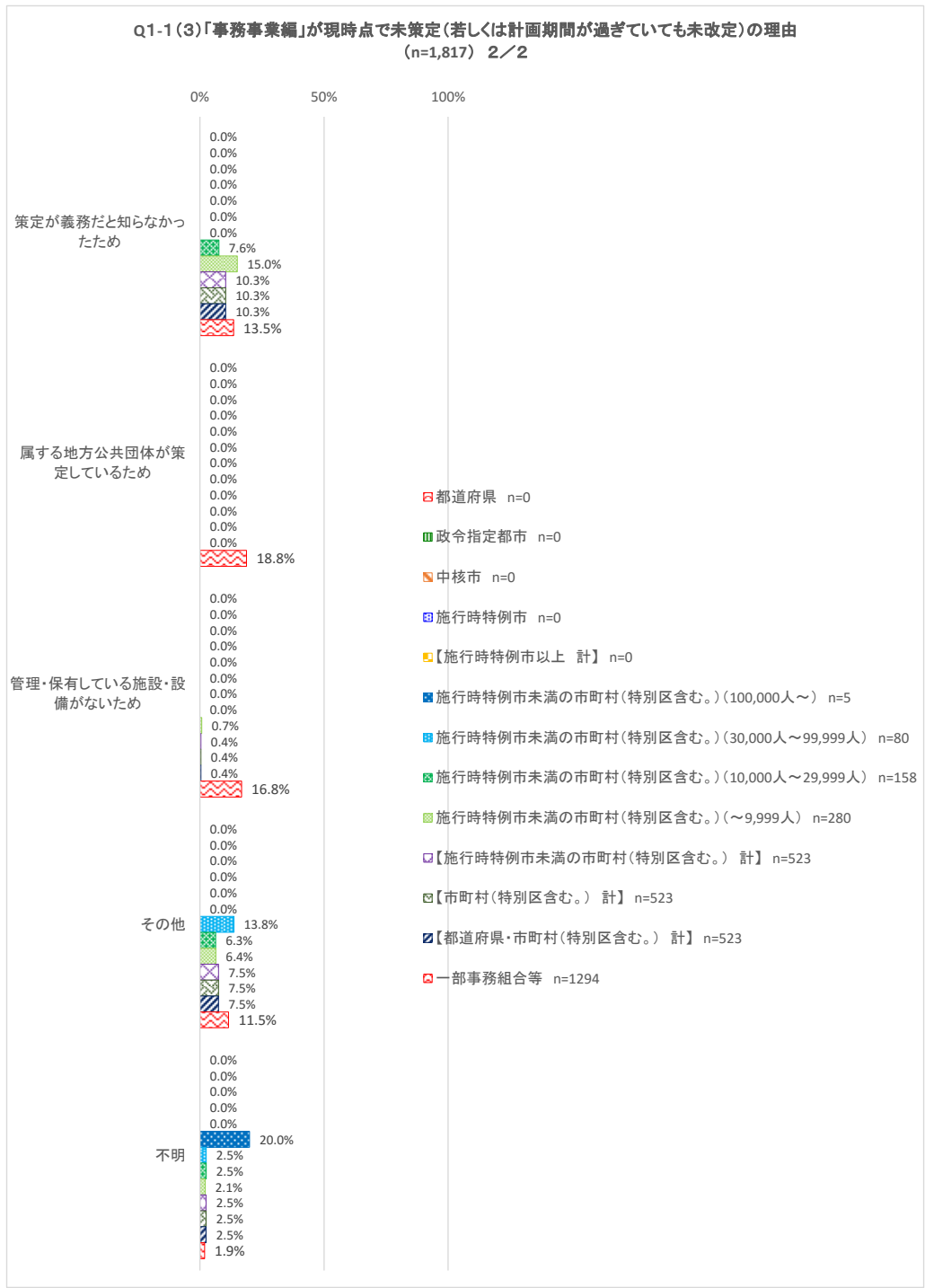


図 76 (2 / 2)



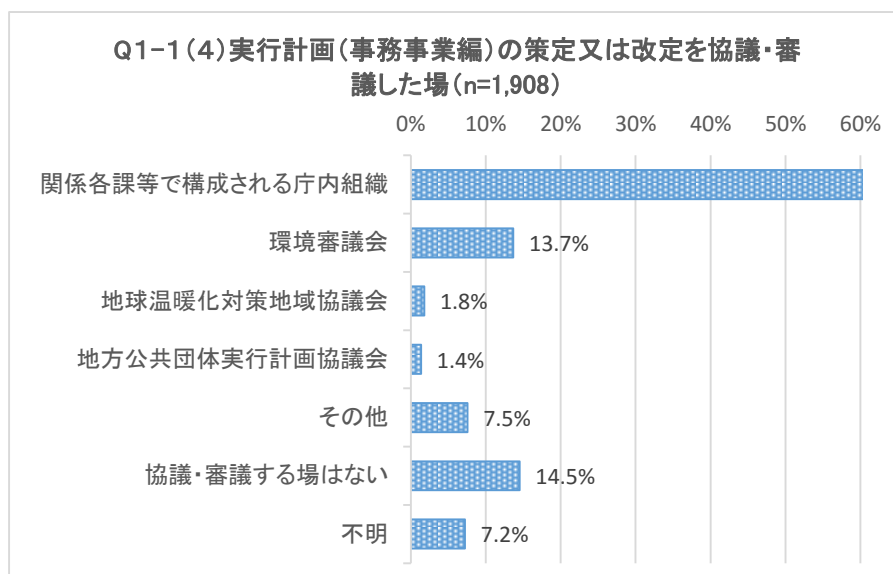
3) 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定又は改定を協議・審議した場

計画の策定又は改定を協議・審議した場合は、「関係各課等で構成される庁内組織」が 1,211 団体（63.5%）と最も多かった。一方、「協議・審議する場はない」との回答も 277 団体（14.5%）あった。

表 37

協議・審議した場	団体数	割合
地方公共団体実行計画協議会	26	1.4%
地球温暖化対策地域協議会	34	1.8%
環境審議会	261	13.7%
関係各課等で構成される庁内組織	1211	63.5%
その他	144	7.5%
協議・審議する場はない	277	14.5%
不明	138	7.2%

図 77



<その他の主な回答>

- ・ 庁外及び組織外の有識者、市民、企業関係者等で構成される委員会
- ・ 庁内及び組織内の関係者で構成される委員会
- ・ 外部委託業者との会議
- ・ 担当職員間での会議

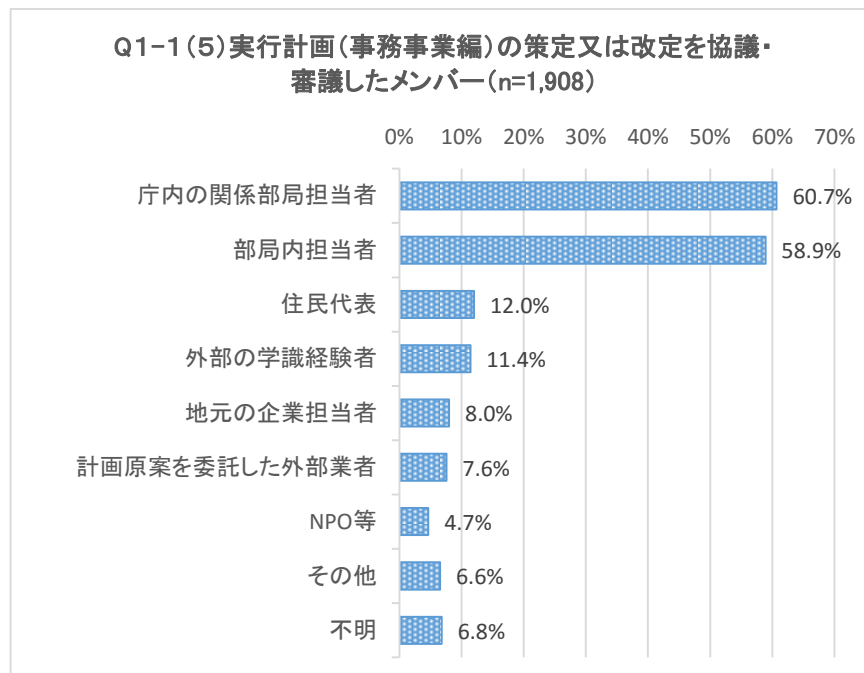
4) 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定又は改定を協議・審議したメンバー

計画の策定又は改定を協議・審議したメンバーは、「庁内の関係部局担当者」が1,158団体（60.7%）と最も多かった。次いで、「部局内担当者」の1,124団体（58.9%）であった。

表 38

協議・審議したメンバー	団体数	割合
部局内担当者	1,124	58.9%
庁内の関係部局担当者	1,158	60.7%
NPO等	89	4.7%
住民代表	229	12.0%
地元の企業担当者	153	8.0%
外部の学識経験者	218	11.4%
計画原案を委託した外部業者	145	7.6%
その他	125	6.6%
不明	130	6.8%

図 78



<その他の主な回答>

- ・ 他の地方公共団体職員
- ・ 関係行政機関、関係団体の職員
- ・ 属する都道府県の職員
- ・ 施設委託業者

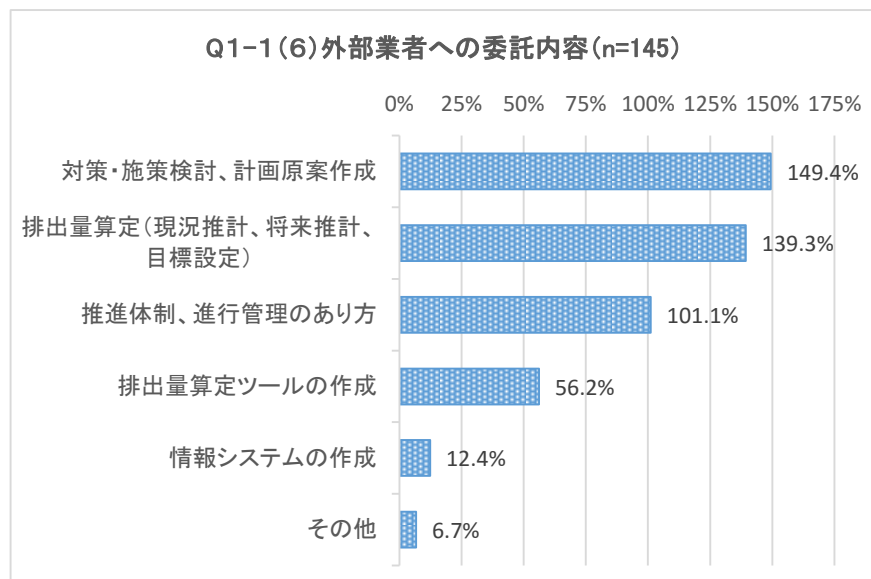
5) 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定又は改定に関する原案作成段階でのコンサルタント等外部業者への委託状況

前設問の回答結果より、計画の策定又は改定に関する原案作成段階でコンサルタント等外部業者へ委託した団体は、145 団体（7.6%）であった。外部業者への委託状況は、「対策・施策検討、計画原案作成」が 133 団体（91.7%）と最も多かった。次いで、「排出量算定（現況推計、将来推計、目標設定）」が 124 団体（85.5%）であった。

表 39

委託内容	団体数	割合
排出量算定（現況推計、将来推計、目標設定）	124	85.5%
排出量算定ツールの作成	50	34.5%
情報システムの作成	11	7.6%
対策・施策検討、計画原案作成	133	91.7%
推進体制、進行管理のあり方	90	62.1%
その他	6	4.1%

図 79



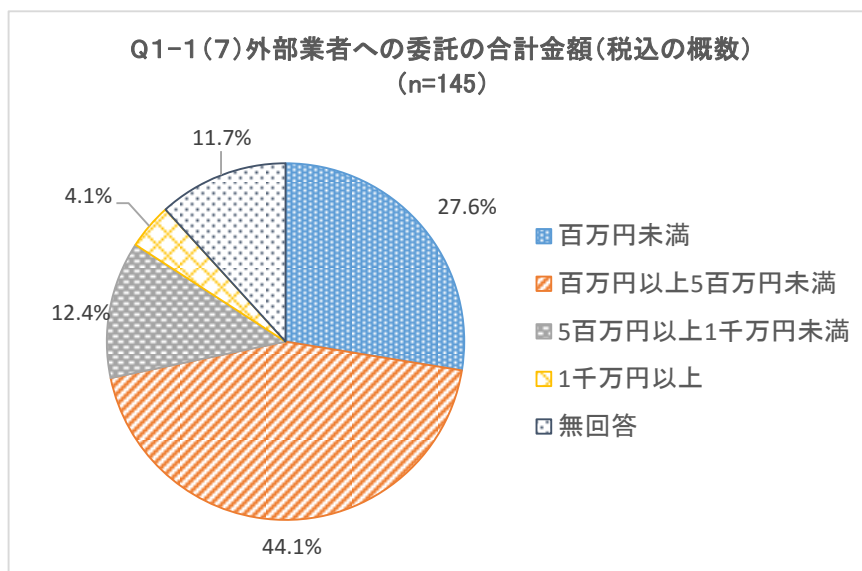
6) 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定にかかる外部業者への委託の合計金額

計画の策定又は改定にかかる外部業者への委託の合計金額は、「百万円以上5百万円未満」が64団体（44.1%）と最も多かった。次いで、「百万円未満」の40団体（27.6%）であった。

表 40

委託内容	団体数	割合
百万円未満	40	27.6%
百万円以上5百万円未満	64	44.1%
5百万円以上1千万円未満	18	12.4%
1千万円以上	6	4.1%
無回答	17	11.7%

図 80



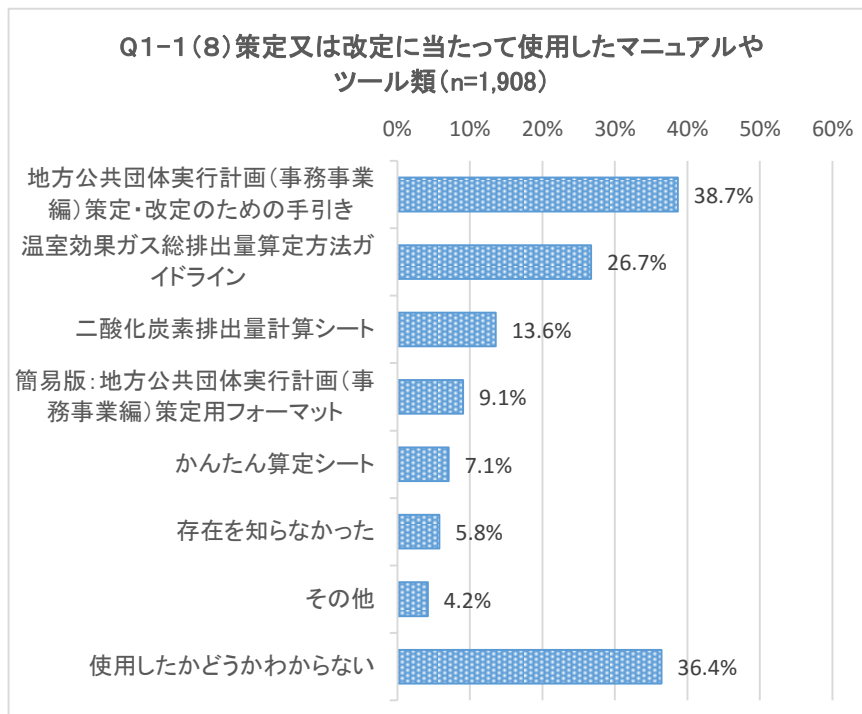
7) 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定又は改定にあたって使用した環境省提供のマニュアルやツール類の利用状況

計画の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類の利用状況は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定のための手引き」が738団体（38.7%）と最も多かった。次いで、「使用したかどうかわからない」の695団体（36.4%）であった。

表 41

使用したマニュアルやツール類	団体数	割合
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定のための手引き	738	38.7%
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン	510	26.7%
簡易版：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定用フォーマット	173	9.1%
二酸化炭素排出量計算シート	259	13.6%
かんたん算定シート	135	7.1%
存在を知らなかった	111	5.8%
その他	80	4.2%
使用したかどうかわからない	695	36.4%

図 81



<その他の主な回答>

- ・ 地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインを使用した

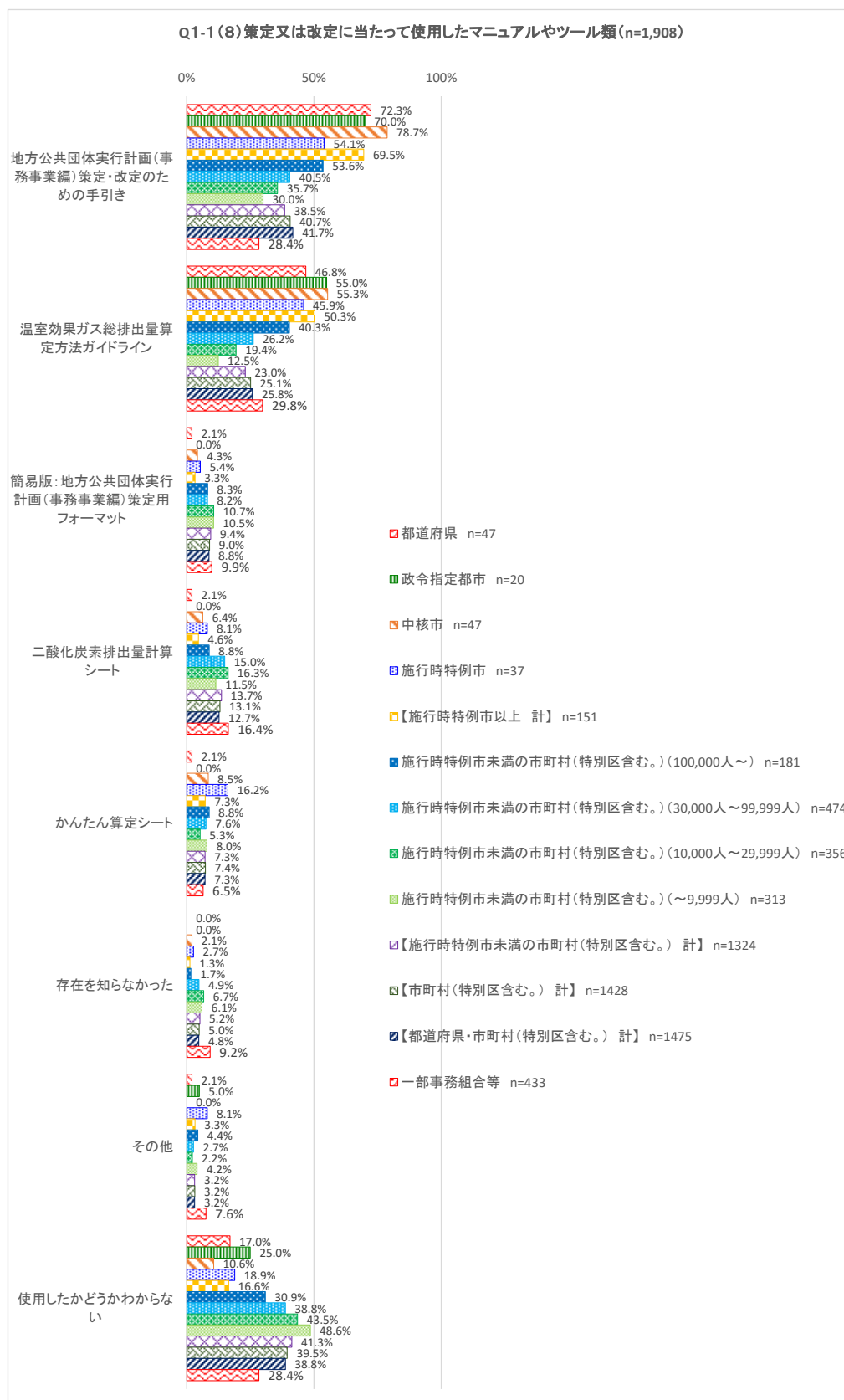
- ・ 他の自治体の実行計画を参考とした
- ・ 委託業者へ依頼した
- ・ 構成市の実行計画を参考とした（一部事務組合）

団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定のための手引き」や「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」の利用割合が全体平均よりも高く、「簡易版：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定用フォーマット」や「二酸化炭素排出量計算シート」の利用割合が全体平均よりも低かった。

表 42

項目	区分	人口規模	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定のための手引き	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン	簡易版：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定用フォーマット	二酸化炭素排出量計算シート	かんたん算定シート
団体数	都道府県		34	22	1	1	1
	政令指定都市		14	11	0	0	0
	中核市		37	26	2	3	4
	施行時特例市		20	17	2	3	6
	施行時特例市以上 計		105	76	5	7	11
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	97	73	15	16	16
		30,000人～99,999人	192	124	39	71	36
		10,000人～29,999人	127	69	38	58	19
		～9,999人	94	39	33	36	25
		計	510	305	125	181	96
	市町村（特別区含む。） 計		581	359	129	187	106
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		615	381	130	188	107
	一部事務組合等		123	129	43	71	28
割合	都道府県		72.3%	46.8%	2.1%	2.1%	2.1%
	政令指定都市		70.0%	55.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	中核市		78.7%	55.3%	4.3%	6.4%	8.5%
	施行時特例市		54.1%	45.9%	5.4%	8.1%	16.2%
	施行時特例市以上 計		69.5%	50.3%	3.3%	4.6%	7.3%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	53.6%	40.3%	8.3%	8.8%	8.8%
		30,000人～99,999人	40.5%	26.2%	8.2%	15.0%	7.6%
		10,000人～29,999人	35.7%	19.4%	10.7%	16.3%	5.3%
		～9,999人	30.0%	12.5%	10.5%	11.5%	8.0%
		計	38.5%	23.0%	9.4%	13.7%	7.3%
	市町村（特別区含む。） 計		40.7%	25.1%	9.0%	13.1%	7.4%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		41.7%	25.8%	8.8%	12.7%	7.3%
	一部事務組合等		28.4%	29.8%	9.9%	16.4%	6.5%
項目	区分	人口規模	存在を知らなかった	その他	使用したかどうかかわからない	対象団体数	
団体数	都道府県		0	1	8	47	
	政令指定都市		0	1	5	20	
	中核市		1	0	5	47	
	施行時特例市		1	3	7	37	
	施行時特例市以上 計		2	5	25	151	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	3	8	56	181	
		30,000人～99,999人	23	13	184	474	
		10,000人～29,999人	24	8	155	356	
		～9,999人	19	13	152	313	
		計	69	42	547	1,324	
	市町村（特別区含む。） 計		71	46	564	1,428	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		71	47	572	1,475	
	一部事務組合等		40	33	123	433	
割合	都道府県		0.0%	2.1%	17.0%	100.0%	
	政令指定都市		0.0%	5.0%	25.0%	100.0%	
	中核市		2.1%	0.0%	10.6%	100.0%	
	施行時特例市		2.7%	8.1%	18.9%	100.0%	
	施行時特例市以上 計		1.3%	3.3%	16.6%	100.0%	
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	1.7%	4.4%	30.9%	100.0%	
		30,000人～99,999人	4.9%	2.7%	38.8%	100.0%	
		10,000人～29,999人	6.7%	2.2%	43.5%	100.0%	
		～9,999人	6.1%	4.2%	48.6%	100.0%	
		計	5.2%	3.2%	41.3%	100.0%	
	市町村（特別区含む。） 計		5.0%	3.2%	39.5%	100.0%	
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		4.8%	3.2%	38.8%	100.0%	
	一部事務組合等		9.2%	7.6%	28.4%	100.0%	

図 82



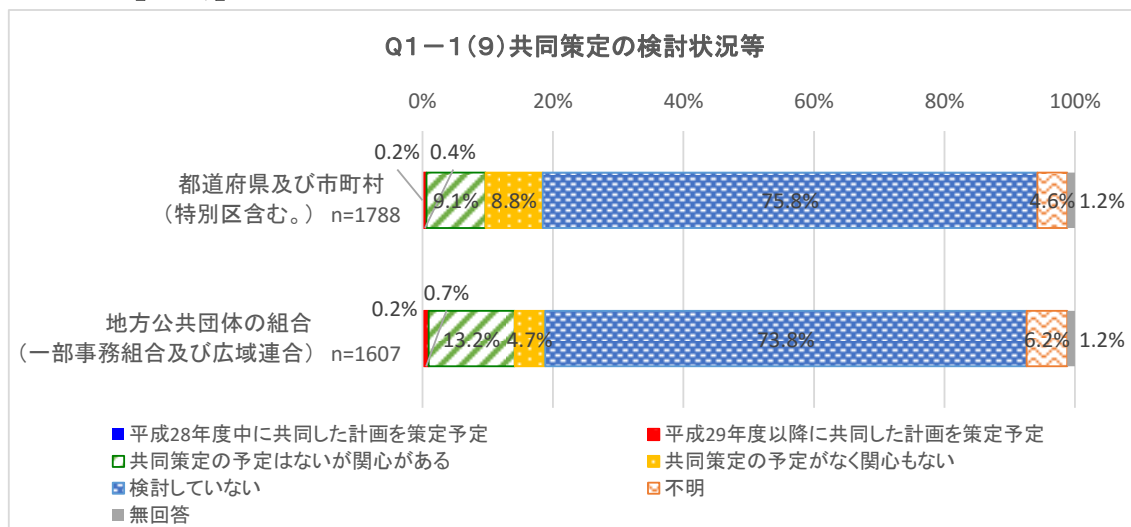
8) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の共同策定の検討状況

計画の共同策定の検討状況は、「検討していない」が 2,541 団体（1,355 団体及び 1,186 団体）（74.8%）と最も多かった。一方、平成 28、29 年度以降に策定予定のある団体は 26 団体（0.8%）、関心がある団体は 374 団体（11.0%）であった。

表 43

	都道府県及び市町村 （特別区含む。）	地方公共団体の組合 （一部事務組合及び広域連合）	割合
平成28年度中に共同した計画を策定予定	3	3	0.2%
平成29年度以降に共同した計画を策定予定	8	12	0.6%
共同策定の予定はないが関心がある	162	212	11.0%
共同策定の予定がなく関心もない	157	75	6.8%
検討していない	1,355	1,186	74.8%
不明	82	100	5.4%
無回答	21	19	1.2%

図 83 【再掲】



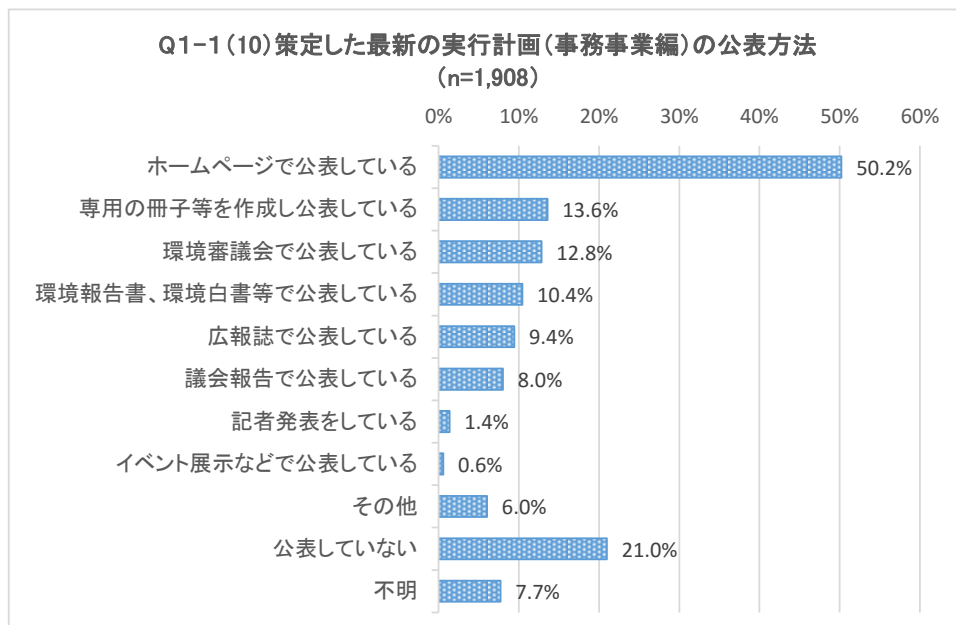
9) 策定した最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の公表方法

地方公共団体実行計画（事務事業編）の公表方法は、「ホームページで公表している」が958団体（50.2%）と最も多かった。次いで、「公表していない」が400団体（21.0%）であった。

表 44

公表方法	団体数	割合
ホームページで公表している	958	50.2%
広報誌で公表している	180	9.4%
環境報告書、環境白書等で公表している	199	10.4%
専用の冊子等を作成し公表している	259	13.6%
環境審議会で公表している	245	12.8%
議会報告で公表している	153	8.0%
記者発表をしている	26	1.4%
イベント展示などで公表している	11	0.6%
その他	115	6.0%
公表していない	400	21.0%
不明	147	7.7%

図 84



<その他の主な回答>

- ・ 行政の情報公開スペースで公表している
- ・ 庁内の掲示板や LAN、情報誌で公表している
- ・ 選択肢以外の会議や委員会で公表している
- ・ 必要に応じ公表している
- ・ 公告にて公表している

（２）地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について

１）最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）における基準年度、目標年度及び温室効果ガス排出削減目標

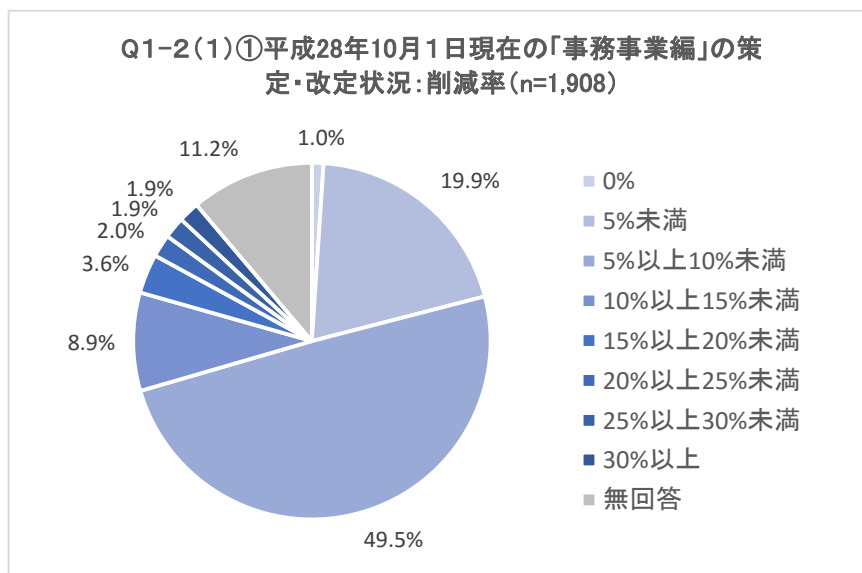
①温室効果ガス総排出量を目標としている場合

温室効果ガス総排出量を地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標として設定している団体において、削減率「５％以上 １０％未満」が ９４５ 団体（４９．５％）と最も多かった。次いで、「５％未満」で ３８０ 団体（１９．９％）であった。

表 45

削減率	団体数	割合
0%	20	1.0%
5%未満	380	19.9%
5%以上10%未満	945	49.5%
10%以上15%未満	170	8.9%
15%以上20%未満	68	3.6%
20%以上25%未満	39	2.0%
25%以上30%未満	37	1.9%
30%以上	36	1.9%
無回答	213	11.2%

図 85



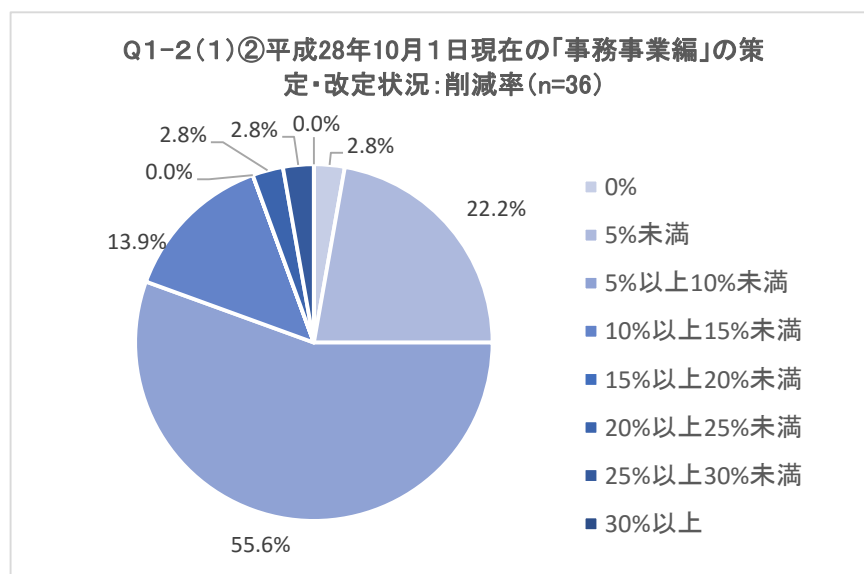
② 1人あたりの温室効果ガス排出量で目標を設定している場合

1人あたりの温室効果ガス排出量を地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標として設定している団体において、削減率「5%以上 10%未満」が 20 団体（55.6%）と最も多かった。次いで、「5%未満」で 8 団体（22.2%）であった。

表 46

削減率	団体数	割合
0%	1	2.8%
5%未満	8	22.2%
5%以上10%未満	20	55.6%
10%以上15%未満	5	13.9%
15%以上20%未満	0	0.0%
20%以上25%未満	1	2.8%
25%以上30%未満	1	2.8%
30%以上	0	0.0%

図 86



2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）で対象としていない事務事業

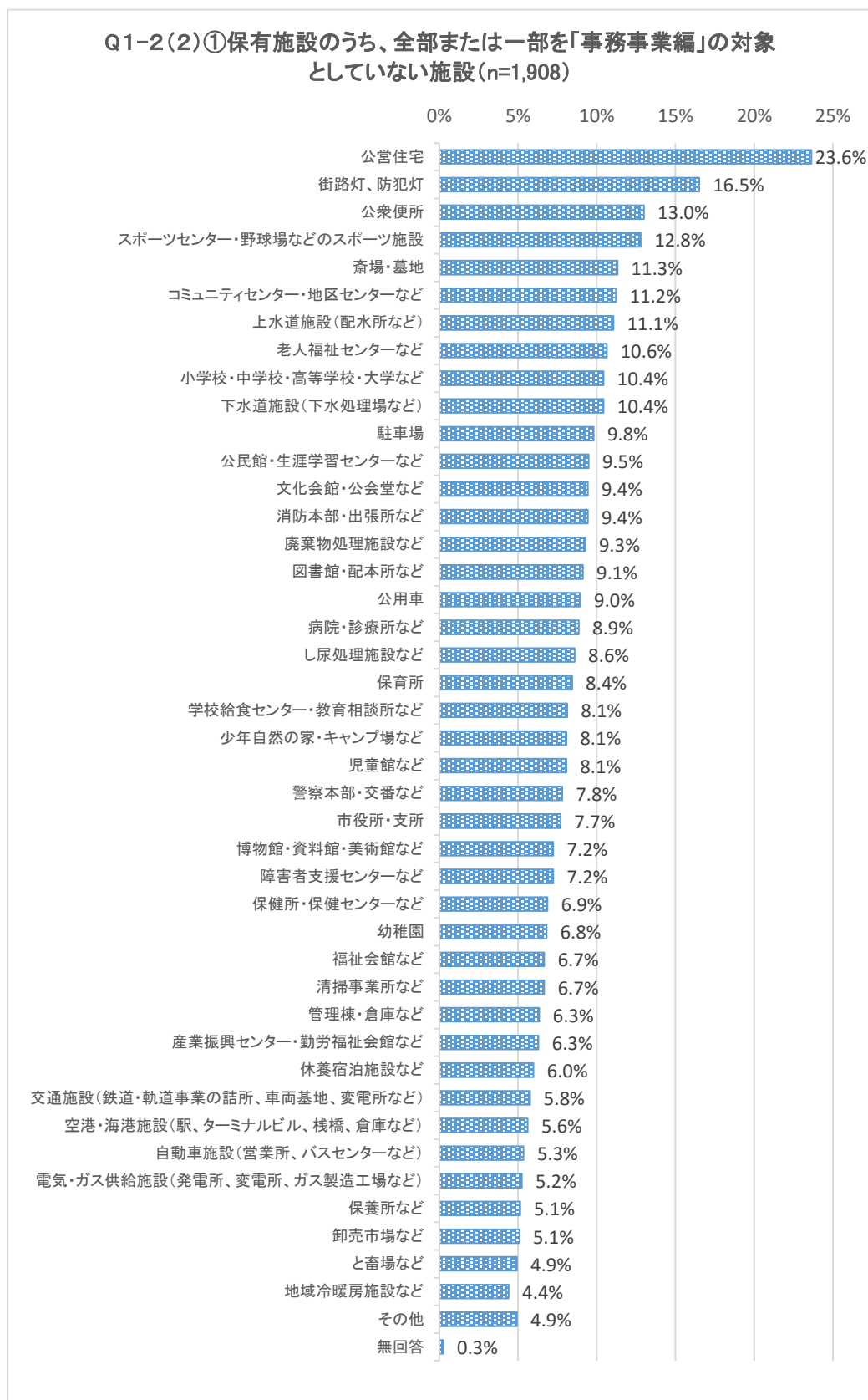
①地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としていない施設

保有している施設のうち、全部又は一部を計画の対象としていない施設は、「公営住宅」が 451 団体（23.6%）と最も多かった。次いで、「街路灯、防犯灯」の 315 団体（16.5%）であった。

表 47

対象としていない施設	団体数	割合
市役所・支所	147	7.7%
コミュニティセンター・地区センターなど	214	11.2%
文化会館・公会堂など	180	9.4%
スポーツセンター・野球場などのスポーツ施設	244	12.8%
少年自然の家・キャンプ場など	154	8.1%
保養所など	98	5.1%
図書館・配本所など	174	9.1%
博物館・資料館・美術館など	138	7.2%
公民館・生涯学習センターなど	181	9.5%
小学校・中学校・高等学校・大学など	199	10.4%
幼稚園	130	6.8%
学校給食センター・教育相談所など	155	8.1%
保育所	161	8.4%
児童館など	154	8.1%
老人福祉センターなど	203	10.6%
障害者支援センターなど	138	7.2%
公営住宅	451	23.6%
福祉会館など	127	6.7%
保健所・保健センターなど	131	6.9%
清掃事業所など	127	6.7%
警察本部・交番など	149	7.8%
消防本部・出張所など	180	9.4%
産業振興センター・勤労福祉会館など	120	6.3%
管理棟・倉庫など	121	6.3%
し尿処理施設など	164	8.6%
地域冷暖房施設など	84	4.4%
廃棄物処理施設など	177	9.3%
上水道施設（配水所など）	211	11.1%
下水道施設（下水処理場など）	199	10.4%
交通施設（鉄道・軌道事業の詰所、車両基地、変電所など）	110	5.8%
自動車施設（営業所、バスセンターなど）	102	5.3%
電気・ガス供給施設（発電所、変電所、ガス製造工場など）	100	5.2%
空港・海港施設（駅、ターミナルビル、棧橋、倉庫など）	107	5.6%
病院・診療所など	169	8.9%
卸売市場など	97	5.1%
と畜場など	94	4.9%
休養宿泊施設など	114	6.0%
公用車	171	9.0%
街路灯、防犯灯	315	16.5%
駐車場	187	9.8%
斎場・墓地	216	11.3%
公衆便所	248	13.0%
その他	94	4.9%
無回答	5	0.3%

図 87



<その他の主な回答>

- ・ 指定管理・管理委託施設
- ・ 火葬場（斎場と重複回答）
- ・ 道の駅
- ・ 各行政区集会所

②対象としていない理由

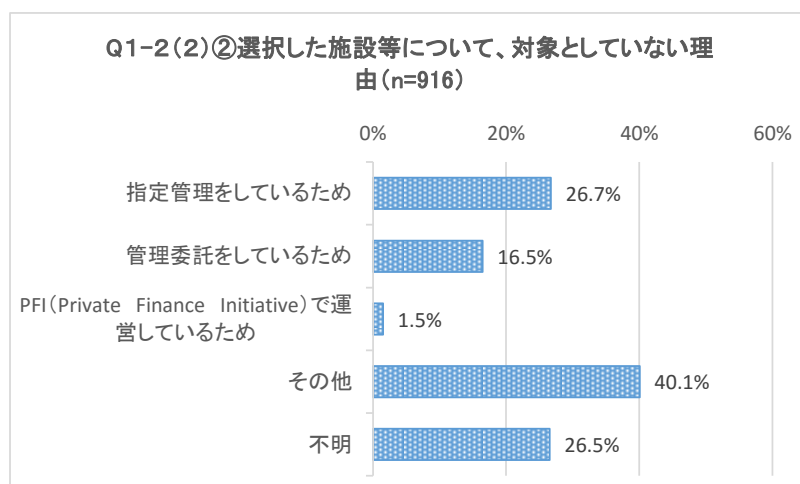
①で選択した施設等について、対象としていない理由は、「指定管理をしているため」が 245 団体（26.7%）と最も多かった。次いで、「管理委託をしているため」の 151 団体（16.5%）であった。

「その他」が 367 団体（40.1%）であったが、内容の多くは、団体によるエネルギー使用量の管理ができない（例：公営住宅、警察車両等）、エネルギー使用量の把握ができない（例：公営住宅、街路灯等）ことが挙げられている。

表 48

対象としていない理由	団体数	割合
管理委託をしているため	151	16.5%
指定管理をしているため	245	26.7%
PFI(Private Finance Initiative)で運営しているため	14	1.5%
その他	367	40.1%
不明	243	26.5%

図 88



<その他の主な回答>

- ・ 直接管理をしていないため
- ・ エネルギーの使用等が個人のため
- ・ 温室効果ガス排出量の算出が困難なため
- ・ 職員が配属されていないため
- ・ 他部署との連携が不足しているため
- ・ 規模が小さい又は稼働頻度が低いため
- ・ 知見のある職員がいないため

3) 既存計画と地方公共団体実行計画（事務事業編）の調和・連携又は統合

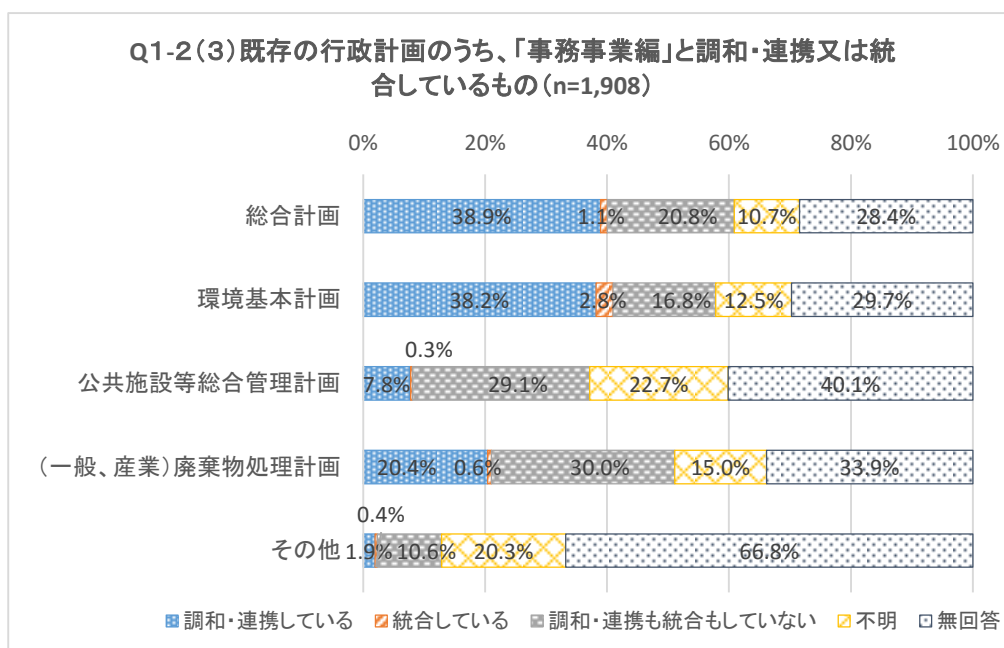
地方公共団体実行計画（事務事業編）と調和・連携している既存計画は、「総合計画」が 743 団体（38.9%）、「環境基本計画」が 729 団体（38.2%）、「（一般、産業）廃棄物処理計画」が 390 団体（20.4%）、「公共施設等総合管理計画」が 148 団体（7.8%）であった。

また、統合している既存計画は、「環境基本計画」が 53 団体（2.8%）、「総合計画」が 21 団体（1.1%）、「（一般、産業）廃棄物処理計画」が 12 団体（0.6%）、「公共施設等総合管理計画」が 6 団体（0.3%）であった。

表 49

	団体数					割合				
	総合計画	環境基本計画	公共施設等総合管理計画	（一般、産業）廃棄物処理計画	その他	総合計画	環境基本計画	公共施設等総合管理計画	（一般、産業）廃棄物処理計画	その他
調和・連携している	743	729	148	390	37	38.9%	38.2%	7.8%	20.4%	1.9%
統合している	21	53	6	12	7	1.1%	2.8%	0.3%	0.6%	0.4%
調和・連携も統合もしていない	397	321	555	573	202	20.8%	16.8%	29.1%	30.0%	10.6%
不明	205	238	433	287	388	10.7%	12.5%	22.7%	15.0%	20.3%
無回答	542	567	766	646	1,274	28.4%	29.7%	40.1%	33.9%	66.8%

図 89

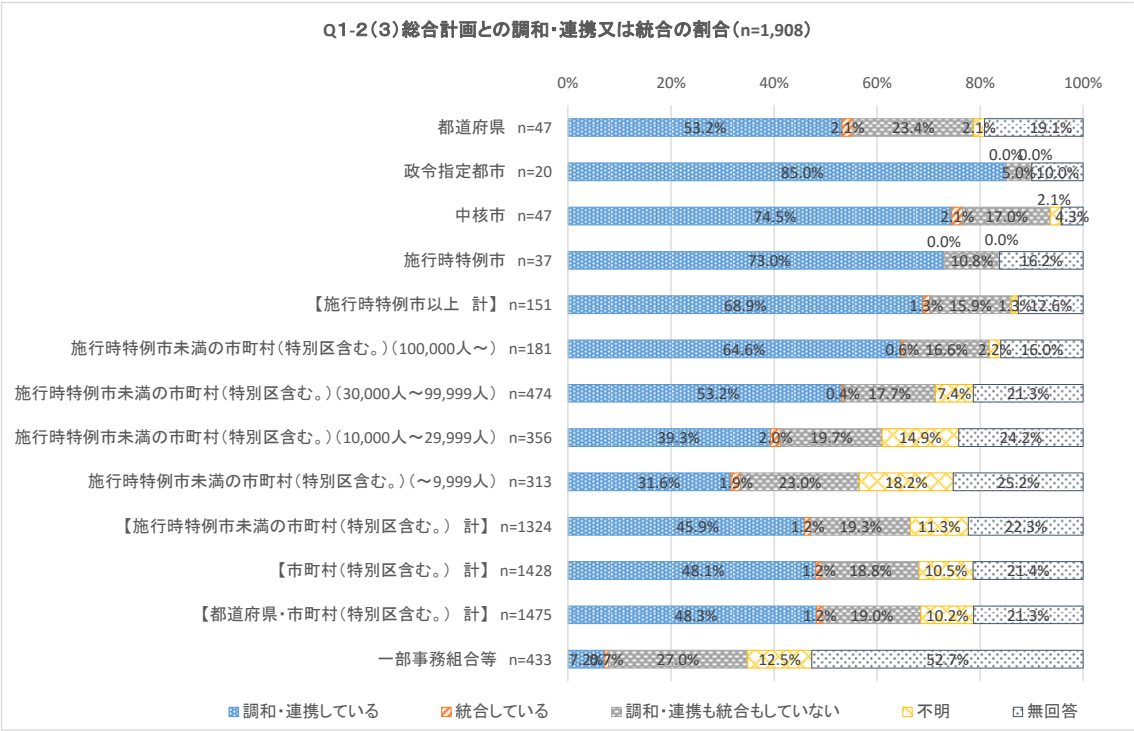


総合計画では、指定都市の17団体（85.0%）が調和・連携しており、市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、調和・連携の割合が低くなる傾向が見られた。

表 50

項目	区分	人口規模	調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もしていない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		25	1	11	1	9	47
	政令指定都市		17	0	1	0	2	20
	中核市		35	1	8	1	2	47
	施行時特例市		27	0	4	0	6	37
	施行時特例市以上 計		104	2	24	2	19	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	117	1	30	4	29	181
		30,000人～99,999人	252	2	84	35	101	474
		10,000人～29,999人	140	7	70	53	86	356
		～9,999人	99	6	72	57	79	313
		計	608	16	256	149	295	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		687	17	269	150	305	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		712	18	280	151	314	1,475
割合	一部事務組合等		31	3	117	54	228	433
	都道府県		53.2%	2.1%	23.4%	2.1%	19.1%	100.0%
	政令指定都市		85.0%	0.0%	5.0%	0.0%	10.0%	100.0%
	中核市		74.5%	2.1%	17.0%	2.1%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		73.0%	0.0%	10.8%	0.0%	16.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		68.9%	1.3%	15.9%	1.3%	12.6%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	64.6%	0.6%	16.6%	2.2%	16.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	53.2%	0.4%	17.7%	7.4%	21.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	39.3%	2.0%	19.7%	14.9%	24.2%	100.0%
		～9,999人	31.6%	1.9%	23.0%	18.2%	25.2%	100.0%
		計	45.9%	1.2%	19.3%	11.3%	22.3%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		48.1%	1.2%	18.8%	10.5%	21.4%	100.0%
割合	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		48.3%	1.2%	19.0%	10.2%	21.3%	100.0%
	一部事務組合等		7.2%	0.7%	27.0%	12.5%	52.7%	100.0%

図 90

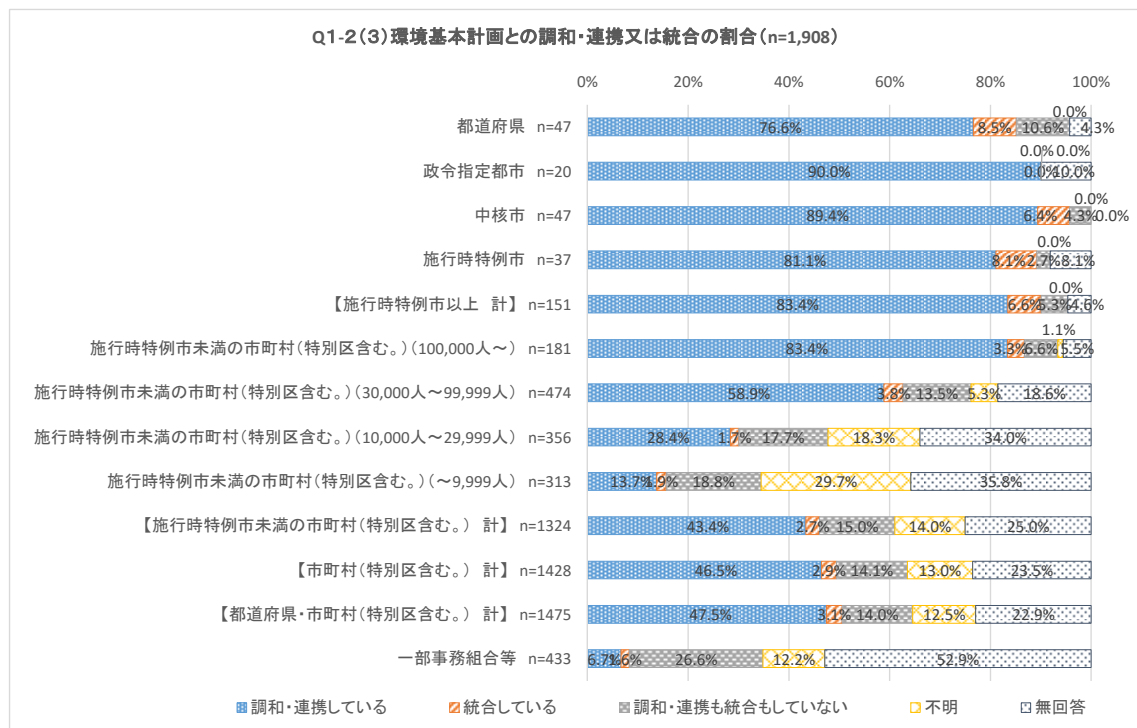


環境基本計画では、都道府県、施行時特例市以上の市及び施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）（100,000 人～）の団体区分のおおよそ 8 割が調和・連携していた。

表 51

項目	区分	人口規模	調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もしていない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		36	4	5	0	2	47
	政令指定都市		18	0	0	0	2	20
	中核市		42	3	2	0	0	47
	施行時特例市		30	3	1	0	3	37
	施行時特例市以上 計		126	10	8	0	7	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	151	6	12	2	10	181
		30,000人～99,999人	279	18	64	25	88	474
		10,000人～29,999人	101	6	63	65	121	356
		～9,999人	43	6	59	93	112	313
		計	574	36	198	185	331	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		664	42	201	185	336	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		700	46	206	185	338	1,475
割合	一部事務組合等		29	7	115	53	229	433
	都道府県		76.6%	8.5%	10.6%	0.0%	4.3%	100.0%
	政令指定都市		90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	100.0%
	中核市		89.4%	6.4%	4.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		81.1%	8.1%	2.7%	0.0%	8.1%	100.0%
	施行時特例市以上 計		83.4%	6.6%	5.3%	0.0%	4.6%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	83.4%	3.3%	6.6%	1.1%	5.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	58.9%	3.8%	13.5%	5.3%	18.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	28.4%	1.7%	17.7%	18.3%	34.0%	100.0%
		～9,999人	13.7%	1.9%	18.8%	29.7%	35.8%	100.0%
		計	43.4%	2.7%	15.0%	14.0%	25.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		46.5%	2.9%	14.1%	13.0%	23.5%	100.0%
割合	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		47.5%	3.1%	14.0%	12.5%	22.9%	100.0%
	一部事務組合等		6.7%	1.6%	26.6%	12.2%	52.9%	100.0%

図 91

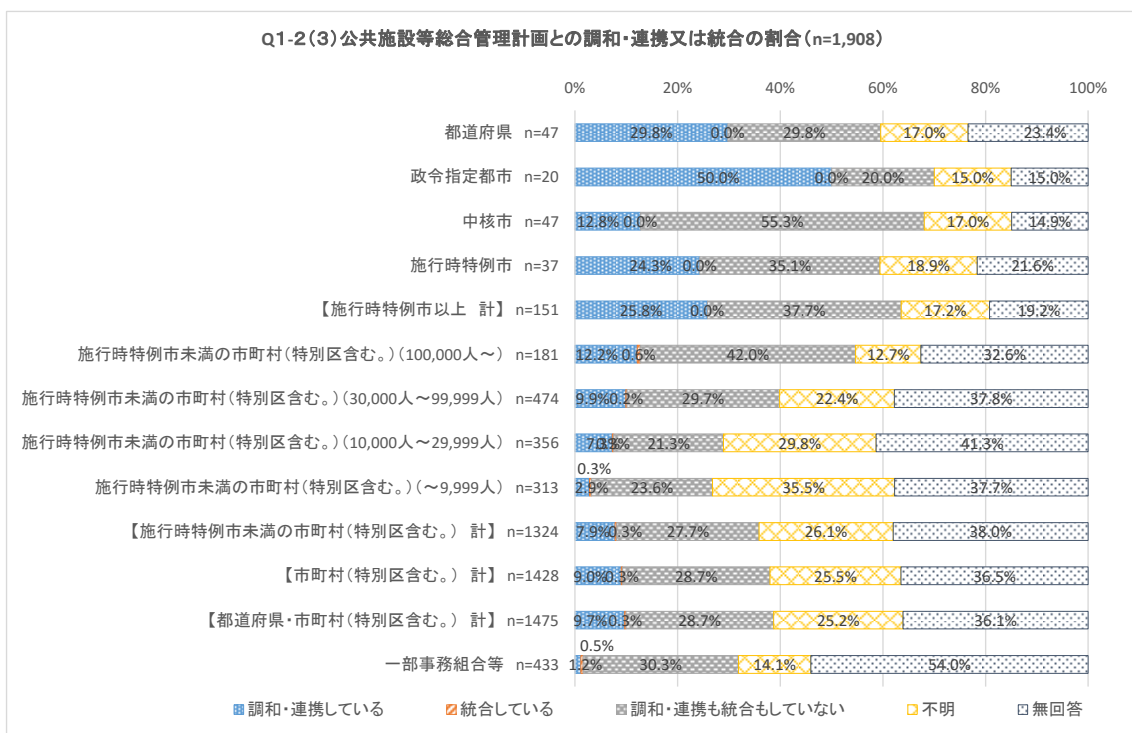


公共施設等総合管理計画では、指定都市の10団体（50.0%）が調和・連携していたが、その他の団体区分では低い割合であった。

表 52

項目	区分	人口規模	調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もしていない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		14	0	14	8	11	47
	政令指定都市		10	0	4	3	3	20
	中核市		6	0	26	8	7	47
	施行時特例市		9	0	13	7	8	37
	施行時特例市以上 計		39	0	57	26	29	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	22	1	76	23	59	181
		30,000人～99,999人	47	1	141	106	179	474
		10,000人～29,999人	26	1	76	106	147	356
		～9,999人	9	1	74	111	118	313
		計	104	4	367	346	503	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		129	4	410	364	521	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		143	4	424	372	532	1,475
	一部事務組合等		5	2	131	61	234	433
割合	都道府県		29.8%	0.0%	29.8%	17.0%	23.4%	100.0%
	政令指定都市		50.0%	0.0%	20.0%	15.0%	15.0%	100.0%
	中核市		12.8%	0.0%	55.3%	17.0%	14.9%	100.0%
	施行時特例市		24.3%	0.0%	35.1%	18.9%	21.6%	100.0%
	施行時特例市以上 計		25.8%	0.0%	37.7%	17.2%	19.2%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	12.2%	0.6%	42.0%	12.7%	32.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	9.9%	0.2%	29.7%	22.4%	37.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	7.3%	0.3%	21.3%	29.8%	41.3%	100.0%
		～9,999人	2.9%	0.3%	23.6%	35.5%	37.7%	100.0%
		計	7.9%	0.3%	27.7%	26.1%	38.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		9.0%	0.3%	28.7%	25.5%	36.5%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		9.7%	0.3%	28.7%	25.2%	36.1%	100.0%
	一部事務組合等		1.2%	0.5%	30.3%	14.1%	54.0%	100.0%

図 92

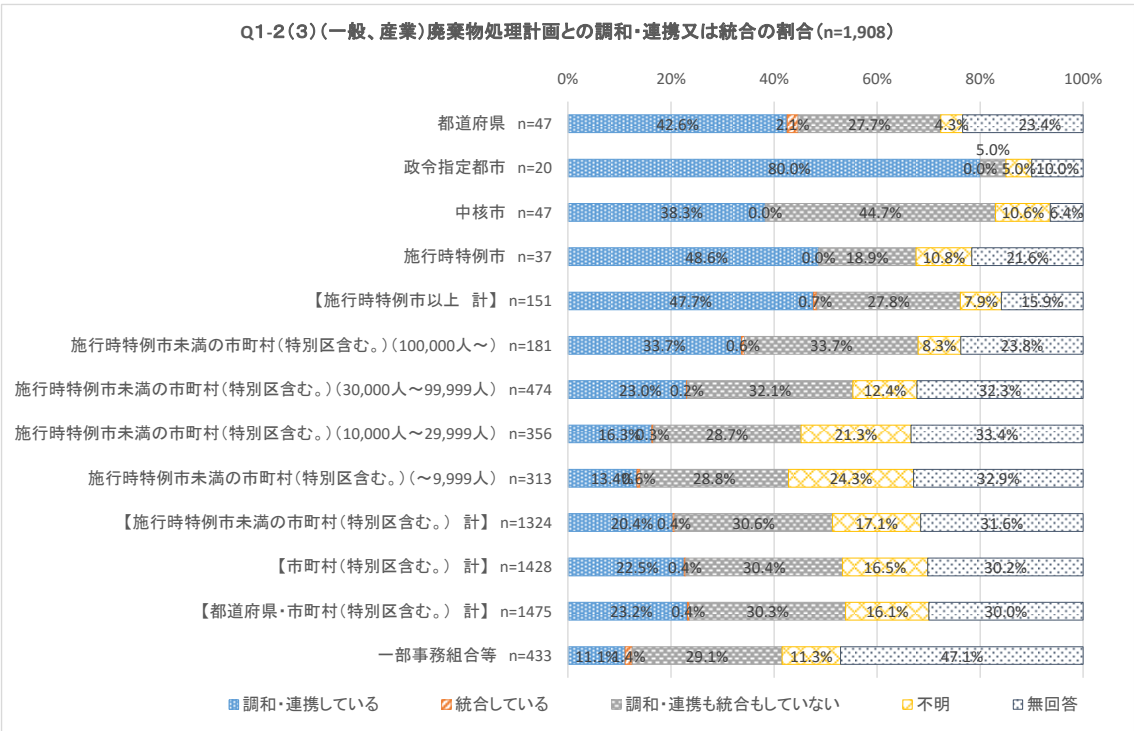


一般及び産業廃棄物処理計画では、指定都市の16団体（80.0％）が調和・連携していた。また、市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、調和・連携の割合が低くなる傾向が見られた。

表 53

項目	区分	人口規模	調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もしていない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		20	1	13	2	11	47
	政令指定都市		16	0	1	1	2	20
	中核市		18	0	21	5	3	47
	施行時特例市		18	0	7	4	8	37
	施行時特例市以上 計		72	1	42	12	24	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	61	1	61	15	43	181
		30,000人～99,999人	109	1	152	59	153	474
		10,000人～29,999人	58	1	102	76	119	356
		～9,999人	42	2	90	76	103	313
		計	270	5	405	226	418	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		322	5	434	236	431	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		342	6	447	238	442	1,475
	一部事務組合等		48	6	126	49	204	433
割合	都道府県		42.6%	2.1%	27.7%	4.3%	23.4%	100.0%
	政令指定都市		80.0%	0.0%	5.0%	5.0%	10.0%	100.0%
	中核市		38.3%	0.0%	44.7%	10.6%	6.4%	100.0%
	施行時特例市		48.6%	0.0%	18.9%	10.8%	21.6%	100.0%
	施行時特例市以上 計		47.7%	0.7%	27.8%	7.9%	15.9%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	33.7%	0.6%	33.7%	8.3%	23.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	23.0%	0.2%	32.1%	12.4%	32.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	16.3%	0.3%	28.7%	21.3%	33.4%	100.0%
		～9,999人	13.4%	0.6%	28.8%	24.3%	32.9%	100.0%
		計	20.4%	0.4%	30.6%	17.1%	31.6%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		22.5%	0.4%	30.4%	16.5%	30.2%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		23.2%	0.4%	30.3%	16.1%	30.0%	100.0%
	一部事務組合等		11.1%	1.4%	29.1%	11.3%	47.1%	100.0%

図 93

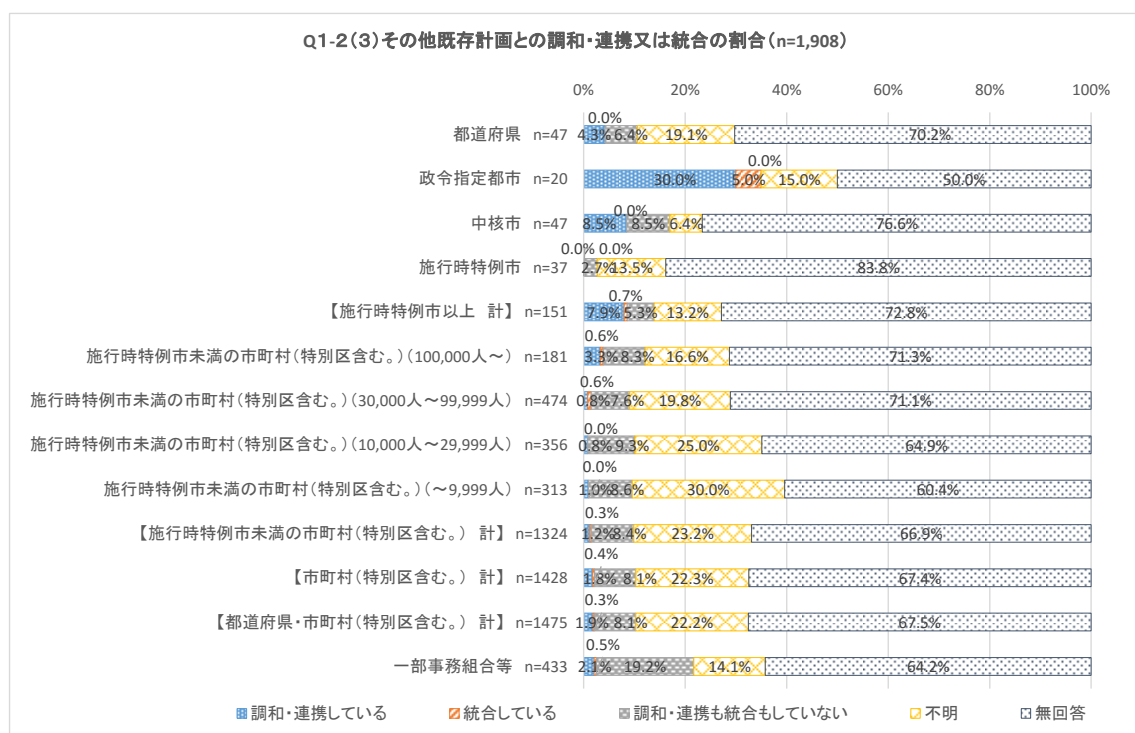


その他の既存行政計画では、指定都市の6団体（30.0％）が調和・連携、1団体（5.0％）が統合しており、他の団体区分には見られない傾向を示した。

表 54

項目	区分	人口規模	調和・連携している	統合している	調和・連携も統合もしていない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		2	0	3	9	33	47
	政令指定都市		6	1	0	3	10	20
	中核市		4	0	4	3	36	47
	施行時特例市		0	0	1	5	31	37
	施行時特例市以上 計		12	1	8	20	110	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	6	1	15	30	129	181
		30,000人～99,999人	4	3	36	94	337	474
		10,000人～29,999人	3	0	33	89	231	356
		～9,999人	3	0	27	94	189	313
		計	16	4	111	307	886	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		26	5	116	318	963	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		28	5	119	327	996	1,475
	一部事務組合等		9	2	83	61	278	433
割合	都道府県		4.3%	0.0%	6.4%	19.1%	70.2%	100.0%
	政令指定都市		30.0%	5.0%	0.0%	15.0%	50.0%	100.0%
	中核市		8.5%	0.0%	8.5%	6.4%	76.6%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	0.0%	2.7%	13.5%	83.8%	100.0%
	施行時特例市以上 計		7.9%	0.7%	5.3%	13.2%	72.8%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	3.3%	0.6%	8.3%	16.6%	71.3%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.8%	0.6%	7.6%	19.8%	71.1%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.8%	0.0%	9.3%	25.0%	64.9%	100.0%
		～9,999人	1.0%	0.0%	8.6%	30.0%	60.4%	100.0%
		計	1.2%	0.3%	8.4%	23.2%	66.9%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		1.8%	0.4%	8.1%	22.3%	67.4%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		1.9%	0.3%	8.1%	22.2%	67.5%	100.0%
	一部事務組合等		2.1%	0.5%	19.2%	14.1%	64.2%	100.0%

図 94



（３）地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み

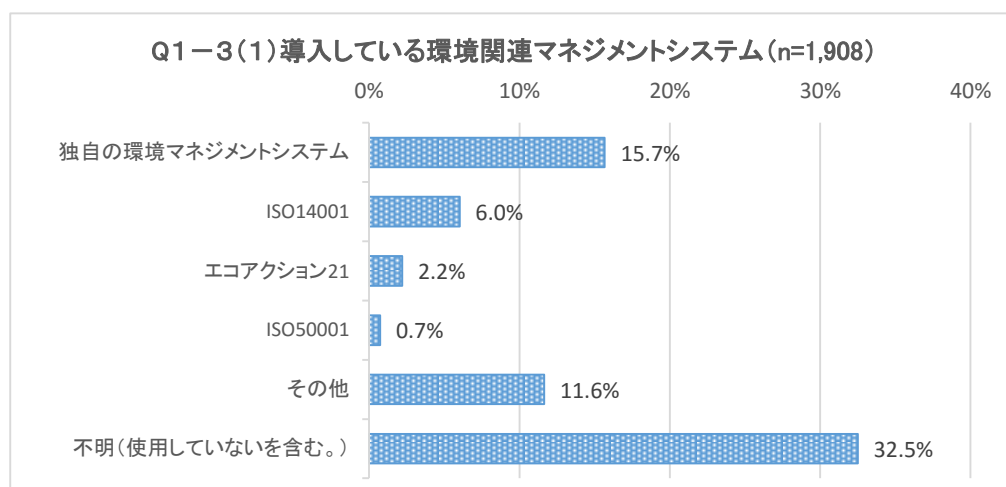
１）導入している環境関連マネジメントシステム

認証取得の有無に関わらず、導入している環境関連マネジメントシステムは、「独自の環境マネジメントシステム」が 299 団体(15.7%)と最も多かった。次いで、「その他」が 222 団体（11.6%）であった。

表 55

導入している環境マネジメントシステム	団体数	割合
ISO50001	14	0.7%
ISO14001	115	6.0%
エコアクション21	42	2.2%
独自の環境マネジメントシステム	299	15.7%
その他	222	11.6%
不明	620	32.5%

図 95 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 独自の環境マネジメントシステム(選択肢と重複回答)
- ・ ISO14001 を参考にしたマネジメントシステム
- ・ PDCA サイクル手法を取り入れたマネジメントシステム
- ・ 環境自治体スタンダード (LAS-E)

表 56 (1 / 6)

都道府 県名	団体名	「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容
北海道	札幌市	札幌市の実績に合った効果的・効率的な温暖化対策の推進を図るため、市の全事務事業を対象として環境配慮全般の取組に加えて、エネルギー使用量の削減について、全庁の目標を設定し重点的に取り組む環境マネジメントシステムを運用している。
北海道	函館市	職員の取組状況や行動目標の達成状況について、定期的に点検・評価を行い市民に公表している。
北海道	苫小牧市	環境マネジメントシステムPDCAサイクルの手法を取り入れ管理を行っている
北海道	恵庭市	市長を総括者とする組織で、副市長を実務責任者としている。
北海道	石狩市	ISO14001を模倣した独自の環境マネジメントシステム
北海道	浦河町	PDCAサイクル
北海道	士幌町	LAS-E
北海道	浜中町	浜中町環境マネジメントシステム
青森県	青森県	従前認証を取得していたISO14001のノウハウを生かして作成した。
青森県	青森市	ISO14001の自己宣言方式にて実施している
青森県	むつ市	管理委託
岩手県	盛岡市	職員による自主運営の環境マネジメントシステム
岩手県	大船渡市	使用エネルギーの把握、温室効果ガス排出量の算定
岩手県	田野畑村	いわて環境マネジメントシステム・スタンダード
宮城県	仙台市	以前導入していたISO140001を参考にした「新・仙台市環境行動計画」(本編と計画進行管理マニュアルにより構成)を策定している。
宮城県	石巻市	各部署ごとに行動責任者、行動指導者及び報告者を配置し、各職場での環境保全への取組の着実な推進を図ることとする。毎年1回、各部署での取組実績を点検し、実施状況を庁内の関係課で組織された「環境保全会議」で評価する。
宮城県	白石市	しろいしエコプロジェクト
宮城県	多賀城市	ISO14001規格を基に現実の実行レベルを独自に設定、管理、実現する内容のもの
宮城県	登米市	ISO14001に準じた本市独自の環境マネジメントシステム
宮城県	大和町	大和町役場環境マネジメントシステム(たいわEMS)
秋田県	大潟村	LAS-E
山形県	新庄市	環境推進委員を各課に配置し、温室効果ガス排出量のマネジメントおよび環境適合品の購入などを推進する。
山形県	村山市	以前導入していたエコアクション21のノウハウを活かした独自のシステム
山形県	中山町	推進本部による点検評価
山形県	遊佐町	遊佐町環境マネジメントシステム(LAS-E)
福島県	福島市	各部の次長を責任者に、用紙類や使用エネルギーの削減に努めている。
福島県	いわき市	環境に関する方針や目標を独自に設定し、施策の取組みや施策を実施することによって生み出される成果を「環境指標」とし、毎年、庁内組織及び環境審議会にて点検・評価することにより、目標の達成に向けて管理している。
福島県	相馬市	行政経営システム
茨城県	龍ヶ崎市	BIMMS(保全マネジメントシステム)を平成28年途中から採用
茨城県	常陸太田市	茨城エコ事業所
茨城県	神栖市	導入していない
茨城県	つくばみらい市	環境マネジメントシステムのPDCAサイクル
栃木県	栃木県	栃木県環境マネジメントシステム
栃木県	大田原市	PDCAのマネジメントを行っている
栃木県	市貝町	日本経営品質の考えに基づくPDCAリサイクルによるもの
群馬県	群馬県	省エネ法に基づくエネルギー管理推進体制を通じた全庁的な取組
群馬県	太田市	環境配慮活動の手引き
群馬県	沼田市	副市長を統括者とした庁内管理委員会による進行管理
群馬県	みどり市	実行計画に定めた、毎年度の進行管理、評価、点検
群馬県	明和町	温暖化防止実行計画の中に、独自に行っていた環境マネジメントシステムISO140001を組み込んだもの

表 57 (2 / 6)

都道府県名	団体名	「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容
埼玉県	埼玉県	庁内の進行管理体制
埼玉県	さいたま市	各施設で独自の環境マネジメントシステムを策定
埼玉県	所沢市	当市(クリーンセンターは別途作成)が環境配慮型の行政運営をするための環境管理システム。主に、①事業における環境影響の把握、②該当する環境法令の把握と遵守、③緊急事態の特定と対応管理、研修等である。
埼玉県	加須市	庁内委員会、各課の推進員を設置し進行管理を実施
埼玉県	上尾市	あげおエコ・アクションプランの進捗管理
埼玉県	志木市	3月ごとに関係課からデータを収集し、結果をフィードバックしている。
埼玉県	和光市	和光市環境マネジメントシステムを規定し、PDCAサイクルで管理している。
埼玉県	八潮市	ISOの準用
埼玉県	坂戸市	坂戸市における環境マネジメントシステムに関する基本的事項を定め、これを確立し、文書化し、実施し、維持し、断続的に改善することを目的とする。
埼玉県	小川町	エコオフィス推進委員を通じて事務事業編の取組を推進
千葉県	千葉県	事務事業編の中で、進行管理の仕組みを定めている。
千葉県	千葉市	千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS)
千葉県	市川市	ISO14001の登録認証返上後、それに準拠する形で運用している
千葉県	船橋市	庁内各部筆頭課及び関係課で実行組織を構成し、進行管理を行っている。
千葉県	茂原市	各課を実行組織として位置づけ、温暖化対策に取り組むと共に、四半期ごとにエネルギーの使用量の報告を義務付けている。
千葉県	柏市	柏市環境管理システム(KEMS)
千葉県	我孫子市	エネルギー使用やごみの排出について全所属による自己点検を行っている
千葉県	君津市	市の全ての公共施設を対象とし、職員の日々の取組及び研修等を通じて環境負荷の低減に努めるものである。以前はISO14001を認証取得していたが、ノウハウが蓄積されたことから、平成26年度から独自システムの運用を開始した。
東京都	千代田区	千代田エコシステム
東京都	中央区	区の全施設において、「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」(事務事業編)に基づき、環境に関する法令等の遵守はもとより、各施設・職場における省エネルギー活動及びエネルギー管理に重点を置いた「中央区環境マネジメントシステム」を運用している。
東京都	港区	ISO14001自己適合宣言型の環境マネジメントシステムを導入しています。
東京都	台東区	台東環境マネジメントシステム(T-EMS)
東京都	品川区	しながわエコリンクとして、年1%以上エネルギー使用量の削減を目指す
東京都	目黒区	目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画(めぐるエコ・プランⅡ)を目黒区の環境マネジメントシステムと位置づけている。
東京都	大田区	環境目標を設定し、達成に向けた具体的取組を定めている。推進・点検体制を構築し、PDCAサイクルによる進捗管理を行っている。
東京都	杉並区	杉並区環境・省エネ対策実施プラン
東京都	練馬区	計画、実施、点検・評価、見直しのPDCAサイクルに基づき、目標の達成状況を毎年度点検・評価し、実行計画(事務事業編)を進行管理する。
東京都	八王子市	環境自治体スタンダード(LAS-E)
東京都	町田市	町田市環境マネジメントシステム
東京都	小金井市	市の事務事業を対象とし、市が所有するすべての公共施設について適用しています。
東京都	福生市	福生市環境マネジメントシステム「F-e」
東京都	多摩市	市民参画による点検・評価・公表
東京都	稲城市	第二次稲城市職員エコ・アクションプラン
東京都	羽村市	エコクリはむら
東京都	あきる野市	あきる野市エコ活動(市の公共施設を対象とした省エネルギー・省資源化、廃棄物削減・リサイクルの推進活動)
神奈川県	神奈川県	H28年度よりISO14001に基づかない神奈川県独自の環境マネジメントシステムに切り替えた。ISO14001のPDCAサイクルをベースとしつつ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に重点化した取組を実施。URL http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f534419/
神奈川県	川崎市	事務事業編の進捗管理のためのシステムを運用するとともに庁内会議において取組を推進
神奈川県	平塚市	ひらつかエコモード

表 58 (3 / 6)

都道府県名	団体名	「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市の事務事業による環境配慮を適切に実行することを目的とした、全職員、全施設(指定管理者施設を含む)を対象に自主的にPDCAサイクルを行うことにより環境配慮を実行する独自の環境マネジメントシステム
神奈川県	大和市	やまとEMS
神奈川県	寒川町	独自の様式で庁内の使用エネルギー量等を把握し、報告書に取りまとめ、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進する。
新潟県	新潟県	PDCAサイクルにより環境マネジメントシステムを運用
新潟県	新潟市	ISO14001に基づいたEMS
新潟県	五泉市	エコアクション21を返上したがその時のノウハウでやっている
新潟県	南魚沼市	数値等、担当課で管理
富山県	富山県	電気使用量や燃料使用量等を入力することでCO2排出量を算定するシステム
富山県	富山市	富山市環境マネジメントシステム
富山県	高岡市	「高岡市の環境方針」に基づき、目的・目標・プログラム等を定めシステムを運用している。環境目標は、①省資源、省エネ、リサイクルの推進、②建築・土木工事に係る環境配慮、③環境保全対策の充実と緑化の効果的推進の3つの柱で構成。
富山県	黒部市	EMS
石川県	小松市	小松市役所環境マネジメントシステム (KEMS)
石川県	野々市市	「地球温暖化対策推進本部」、「地球温暖化対策推進員」及び「事務局」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行う
石川県	内灘町	石川事業者版ISO
福井県	福井県	福井県庁環境マネジメントシステム
福井県	勝山市	JISQ14001:2004の要求に基づいた独自に構築したシステム
福井県	若狭町	環境自治体会議 LAS-A
山梨県	山梨市	独自の環境マネジメントシステム
長野県	長野市	長野市環境マネジメントシステム
長野県	飯田市	南信州いいむす21
長野県	須坂市	各部署で目標設定、取り組み、庁内環境管理委員会で結果について評価、次の改善につなげる
長野県	千曲市	自己適合宣言したISO14001に基づく環境マネジメントシステム(平成20年3月までISO14001を取得していた)
長野県	松川町	南信州いいむす21
岐阜県	岐阜市	岐阜市環境管理システム
岐阜県	大垣市	大垣市環境管理システム
岐阜県	多治見市	市長が定める『環境方針』に基づき、市の事務事業に伴う環境への負荷の低減を目指すために、自ら目標や計画を設定し、取り組みを行う仕組み。
静岡県	静岡県	庁内に推進体制を整備し、PDCAサイクルの運用により推進し、継続的なプランの改善を図っている。
静岡県	静岡市	ISO14001を返上し、そのシステムに準拠した形で独自のEMSを運営している。
静岡県	沼津市	沼津市環境マネジメントシステム
静岡県	富士宮市	ISOの認証取得から移行し、独自の環境管理マニュアルに基づき運用中。
静岡県	富士市	富士市環境マネジメントシステムにおいて進捗管理を行っている。
静岡県	御殿場市	御殿場市環境マネジメントシステム
静岡県	袋井市	平成25年度までは環境マネジメントシステムISO140001
愛知県	愛知県	愛知県環境マネジメントシステム
愛知県	名古屋市	なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)
愛知県	豊橋市	豊橋エコマネジメントシステム(T-EMS)
愛知県	瀬戸市	第2次エコオフィスプランせと
愛知県	豊田市	プランの中で進行管理方法を定めている
愛知県	蒲郡市	環境にやさしいまちづくり推進会議にて、点検・評価・報告等を行っている
愛知県	稲沢市	稲沢市独自の環境マネジメントシステム
愛知県	日進市	内部職員による推進委員会を組織し、年1回内部評価を行なっている。
愛知県	北名古屋市	あいちエコチャレンジ21

表 59 (4 / 6)

都道府 県名	団体名	「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容
愛知県	みよし市	地球温暖化対策実行計画・市内環境保全率先行動計画
愛知県	東郷町	エコチャレンジ取り組み開始報告書を全職員に提出させている
愛知県	扶桑町	独自の環境マネジメントを策定予定
三重県	四日市市	四日市市環境マネジメントシステム(YES)
三重県	桑名市	環境マネジメントシステムと地球温暖化防止実行計画の統合一本化
三重県	亀山市	施設の燃料等使用量を月1回記入させ、半期ごとに集計する。個人の自己評価を四半期ごとに行う
三重県	伊賀市	伊賀市環境マネジメントシステム
三重県	東員町	環境に与える負荷を減らし、環境に配慮した活動を行うため電気や自動車燃料の削減等といった地球温暖化対策や環境を守る施策
三重県	御浜町	過去ISO14001は取得していたが、取組み自体が組織に浸透したとして継続されていない。
滋賀県	滋賀県	滋賀県庁環境マネジメントシステム：環境方針に基づく各取組の所管部局に「部門管理責任者」を置き、その取組に応じた推進体制の構築とPDCAサイクルに基づく進行管理を自律的に行う。
滋賀県	草津市	草津市役所環境行動マネジメントシステム(KEMS)
滋賀県	栗東市	ISO14001による取り組みで蓄積したノウハウを活かして独自の環境マネジメントシステムを構築し運用している。(平成24年度から)
滋賀県	湖南市	環境マネジメントシステムは導入していない。
滋賀県	東近江市	東近江市環境マネジメントシステム「えこ・すまいる」
京都府	京都府	ISO14001に準拠した、京都府環境マネジメントシステムを構築
京都府	京都市	KYOMS(京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム), KES
京都府	福知山市	KES
京都府	舞鶴市	KESに準じた環境マネジメントシステムを導入している
京都府	宮津市	KES・環境マネジメントシステム ステップ2
京都府	城陽市	平成24年度から導入。ISO14001を基本に効率化を図ったもの
京都府	八幡市	KES・環境マネジメントシステム
京都府	京田辺市	KES環境マネジメントシステム
京都府	南丹市	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ1
京都府	久御山町	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2)
京都府	精華町	KESマネジメントシステム
大阪府	大阪府	ISOに準じて、大阪府庁環境マニュアルを作成し、推進体制をつくってPDCAにより推進している。
大阪府	大阪市	大阪市市内環境管理計画
大阪府	堺市	堺市独自の環境マネジメントシステム「S-EMS(Sakai Environmental Management System)」は本市の全課全施設を対象とし、環境方針に従って環境に配慮した取組を行っている。また、地球温暖化対策の推進に関する法律やエネルギーの使用の合理化に関する法律等関係法令にも対応できるよう、PDCAサイクルに従って管理を行っている。
大阪府	吹田市	市の事務事業における環境配慮を徹底するため、職場ごとに省エネルギー・省資源に関する目標を設定し、自主的に取り組み、全庁的に環境監査を実施することを通じて、職場の更なる環境意識の向上を図るとともに、事務事業に伴うGHG排出削減を進める。
大阪府	八尾市	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード
大阪府	泉佐野市	IzumiSanoOriginal倏約型簡易環境マネジメントシステム
大阪府	大東市	だいとうエコアクションプラン
大阪府	島本町	島本町環境マネジメントシステム
兵庫県	兵庫県	温室効果ガス削減をはじめとする環境負荷の低減を目指し、「環境にやさしいオフィス活動」、「適切な庁舎管理」及び「環境関連法規制順守」の徹底と改善を進め、「環境率先行動計画」の確実な推進を目指す。
兵庫県	神戸市	KEMS(ISO14001よりも取得にかかる費用や労力を軽減した神戸独自の環境マネジメントシステム)
兵庫県	尼崎市	尼崎市環境マネジメントシステム
兵庫県	明石市	各課に省エネ活動を設定してもらい、その進捗管理をしている
兵庫県	西宮市	西宮市環境マネジメントシステム
兵庫県	芦屋市	本市独自の環境マネジメントシステムを導入している
兵庫県	伊丹市	伊丹市環境マネジメントシステム(削減目標のためにマネジメントシステムを活用し、PDCAサイクルによる改善を行う。また、環境基本計画に掲げられている施策の進行管理を行う。)

表 60 (5 / 6)

都道府 県名	団体名	「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容
兵庫県	相生市	独自の環境マネジメントシステム
兵庫県	加古川市	「加古川市環境基本計画」や「加古川市環境配慮率先実行計画」等の計画に基づく取組みを推進すると同時に、環境に関連する法的要求事項の遵守等を定めている
兵庫県	加西市	エコアクション21をベースにしている
奈良県	天理市	ISO14001で培った手法を取り入れつつ独自に設定
和歌山県	和歌山県	実行計画の取組に加え、水道やコピー用紙の使用量低減、グリーン購入の促進などに努めている。
和歌山県	和歌山市	和歌山市環境マネジメントシステム
和歌山県	田辺市	環境マネジメントシステムISO14001に類似する内容
鳥取県	鳥取県	TEAS(鳥取県版環境管理システム)
鳥取県	鳥取市	各課の省エネ等推進状況調査
鳥取県	米子市	米子市環境マネジメントシステム
鳥取県	八頭町	八頭町版EMS
岡山県	倉敷市	省エネ法、温対法を含めた「節電くらしきガイドライン」等
広島県	広島市	本市の環境マネジメントシステムは、全ての組織を対象とし、市長を環境管理総括者とした全庁を挙げて取り組む体制としている。また、環境保全のための取組について、「全庁共通目標」だけでなく、各課等が事務・事業の特性に応じて独自に設定する「個別目標」を設け、各課等の主体的な取組を促す仕組みとしている。加えて、各課等が目標達成に向けて行動しているかどうかを職員により評価する内部監査の仕組みを組み込んでいる。 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1303886351922/index.html
広島県	福山市	福山市環境マネジメントシステムとして、関係各課より年に1度報告を受け、集計をしている。
山口県	宇部市	半期ごとの進捗状況集計、内部環境監査、推進本部会議での報告、意見反映
山口県	岩国市	いづくにエコマネジメントプラン
徳島県	徳島市	とくしまエコマネジメントシステム
徳島県	鳴門市	関係各課等で構成される庁内組織
香川県	香川県	PDCAサイクルにより進行管理を行う
香川県	高松市	これまで取り組んできた「高松市役所における環境行動率先実行計画」と「環境マネジメントシステムISO14001」を集約・一元化し、独自の環境マネジメントシステムを策定した。
愛媛県	愛媛県	ISO14001自己宣言
愛媛県	新居浜市	Ni-EMS(ニームス)
愛媛県	松前町	庁内の各所属長で構成する推進本部会にて目標に向けた取り組みを決定し、それを各部署内の担当者で構成する推進委員が実行する。
愛媛県	内子町	LAS-E
福岡県	福岡県	独自に作成したexcelファイルにより管理している。
福岡県	飯塚市	取組チェックシート
福岡県	柳川市	庁内で組織する委員会では報告している
佐賀県	佐賀県	佐賀県地球温暖化対策推進本部設置要綱に規定する佐賀県地球温暖化対策推進本部が、計画及び取組要領を策定し、その取組結果を点検・評価、公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを図り、持続的・発展的改善に努める。
佐賀県	佐賀市	ISO14001を参考とした独自の環境マネジメントシステム(佐賀市環境マネジメントシステム)
長崎県	長崎県	本県では運用方法の柔軟性や運用経費の軽減を重視し、より効果的・効率的である独自の「県庁環境マネジメントシステム(県庁EMS)」を構築し、点検・記録、内部監査及び外部評価を行うことにより、取組状況について客観的に評価している。
熊本県	熊本市	地方公共団体実行計画事務事業編にあたる「第4次熊本市役所グリーン計画」に基づき、独自の環境管理システムを構築し、環境負荷の低減、グリーン購入の推進などの環境配慮を実施し、PDCAサイクルでの継続的改善を目指している。
宮崎県	宮崎県	宮崎県庁地球温暖化対策実行計画の推進のための運営要領(エコプラン)
宮崎県	宮崎市	市長を環境管理総括者とした環境管理組織を設置し進行管理を行っている
宮崎県	延岡市	平成27年度をもって環境マネジメントシステムISO14001の認証を返上し、これまでのISO14001の運用で培った内容をもとにNISOという延岡市独自の環境マネジメントシステムへの移行を行っている。
鹿児島県	鹿児島県	県庁環境保全率先実行計画推進要領
鹿児島県	鹿児島市	「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン実行マニュアル」に規程する環境マネジメントシステムのとおり
鹿児島県	西之表市	市での独自推計
鹿児島県	瀬戸内町	特に使用しているマネジメントシステムはない
沖縄県	名護市	庁内のPDCAサイクル

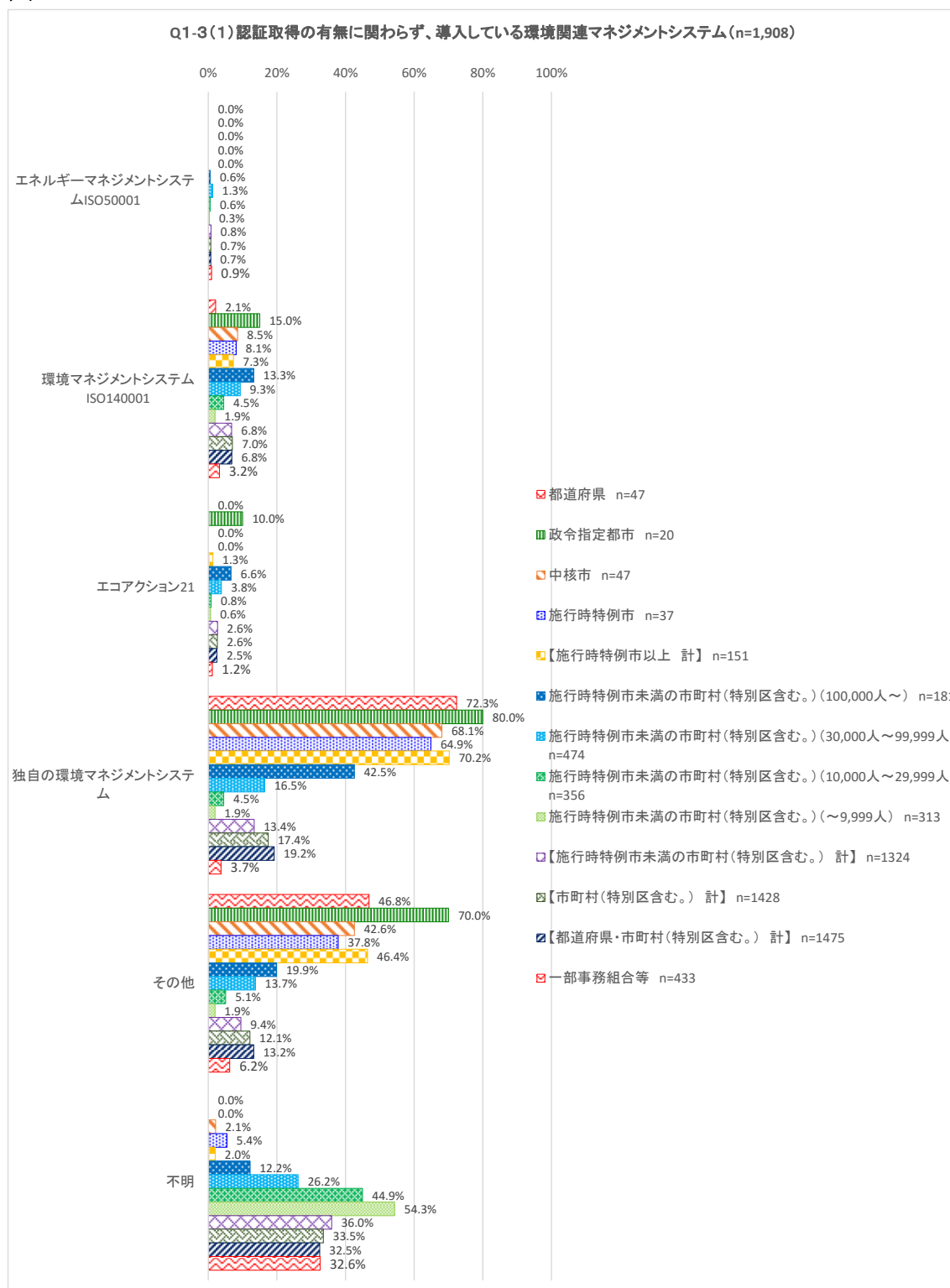
表 61 (6 / 6)

都道府 県名	団体名	「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容
岩手県	北上地区広域行政組合	組織活動において使用するエネルギー量を減少させる目的・目標の設定
岩手県	盛岡地区衛生処理組合	進行管理は推進本部において、点検評価を行う。
群馬県	桐生地域医療組合	ESCO事業
石川県	白山石川医療企業団	BEMSによるリアルタイム監視で空調のON・OFFを切り替え、エネルギー利用の最適化を行っている。
長野県	南信州広域連合	南信州いいむす21
愛知県	知多中部広域事務組合	環境保全行動計画に定める内容
愛知県	中部知多衛生組合	し尿処理工程にて、高効率エネルギー化の促進及び汚泥処理の省燃費運転化を図る。
愛知県	愛知中部水道企業団	水道事業における環境対策の手引書(厚生労働省健康局水道課)
滋賀県	湖南広域行政組合	地球温暖化対策実行計画
京都府	乙訓環境衛生組合	KES環境マネジメントシステム
大阪府	東大阪都市清掃施設組合	ISO14001を参考とし、当施設向けに最適化したもの
大阪府	北河内4市リサイクル施設組合	導入システムはないが、稼働に伴うCO ₂ や電気・ガソリン・軽油量削減に努めている。
大阪府	大阪広域水道企業団	〇環境マネジメントとして、PDCAサイクルを推進している。毎年度、取組の進捗状況を把握し、結果分析に基づく改善策の検討や見直しを行うなど、PDCAサイクルにより進捗管理を行っている。また、「大阪広域水道企業団環境保全への取組等の推進体制に関する要綱」を定め、計画に定める環境保全への取組、その他環境に関する業務を推進する体制を構築するとともに、第三者機関の意見を踏まえ、環境活動の点検を行い、必要に応じて取組を見直すものとしている。
兵庫県	公立豊岡病院組合	省エネ法及び温対法に基づく定期報告書及び中長期計画書を毎年経済産業省等に提出
奈良県	王寺周辺広域休日応急診療施設組合	当組合の実行計画に関わる測定効果のある取組み(電気・水道・ガス・コピー用紙・燃料の各使用量・廃棄物の減量・グリーン商品購入の推進)
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	米子市環境マネジメント
鳥取県	鳥取県西部広域行政管理組合	鳥取県西部広域行政管理組合では、実行計画にて策定したエネルギー管理点検票を各部署がチェックし、エネルギー管理担当係へ毎月提出する。エネルギー管理担当係は、点検票を取りまとめ、組合の管理職レベルで組織する実行計画推進委員会にて報告する。実行計画推進委員会では報告結果を受け、検討・分析・評価を行い、実行計画の推進管理を行う。
島根県	江津邑智消防組合	地方公共団体実行計画
高知県	高吾北広域町村事務組合	実行計画の進行管理は1年に1度、施設単位及び全体確認を行っている。
福岡県	うきは久留米環境施設組合	2006～2012年までISO14001取得
熊本県	上球磨消防組合	導入している環境関連マネジメントシステムはない
熊本県	有明広域行政事務組合	独自に定める計画のもと、推進員による点検報告

団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、おおよそ7割以上の団体で「独自の環境マネジメントシステム」を導入していた。

表 62

項目	区分	人口規模	エネルギーマネジメントシステム ISO50001	環境マネジメントシステム ISO14001	エコアクション21	独自の環境マネジメントシステム	その他	不明	対象団体数
団体数	都道府県		0	1	0	34	22	0	47
	政令指定都市		0	3	2	16	14	0	20
	中核市		0	4	0	32	20	1	47
	施行時特例市		0	3	0	24	14	2	37
	施行時特例市以上 計		0	11	2	106	70	3	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	1	24	12	77	36	22	181
		30,000人～99,999人	6	44	18	78	65	124	474
		10,000人～29,999人	2	16	3	16	18	160	356
		～9,999人	1	6	2	6	6	170	313
		計	10	90	35	177	125	476	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		10	100	37	249	173	479	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		10	101	37	283	195	479	1,475
	一部事務組合等		4	14	5	16	27	141	433
	都道府県		0.0%	2.1%	0.0%	72.3%	46.8%	0.0%	100.0%
割合	政令指定都市		0.0%	15.0%	10.0%	80.0%	70.0%	0.0%	100.0%
	中核市		0.0%	8.5%	0.0%	68.1%	42.6%	2.1%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	8.1%	0.0%	64.9%	37.8%	5.4%	100.0%
	施行時特例市以上 計		0.0%	7.3%	1.3%	70.2%	46.4%	2.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	0.6%	13.3%	6.6%	42.5%	19.9%	12.2%	100.0%
		30,000人～99,999人	1.3%	9.3%	3.8%	16.5%	13.7%	26.2%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.6%	4.5%	0.8%	4.5%	5.1%	44.9%	100.0%
		～9,999人	0.3%	1.9%	0.6%	1.9%	1.9%	54.3%	100.0%
		計	0.8%	6.8%	2.6%	13.4%	9.4%	36.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		0.7%	7.0%	2.6%	17.4%	12.1%	33.5%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		0.7%	6.8%	2.5%	19.2%	13.2%	32.5%	100.0%
	一部事務組合等		0.9%	3.2%	1.2%	3.7%	6.2%	32.6%	100.0%



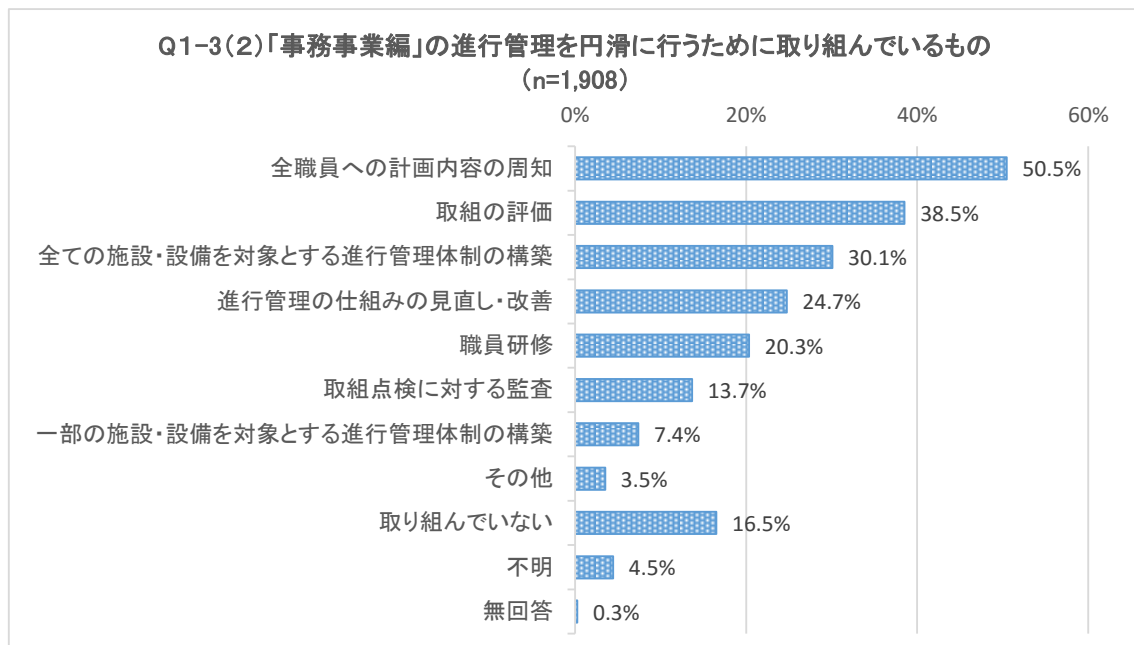
2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の進行管理を円滑に行うために取り組んでいる内容

進行管理を円滑に行うために取り組んでいる内容として、「全職員への計画内容の周知」が 963 団体（50.5%）と最も多かった。次いで、「取組の評価」が 735 団体（38.5%）、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」が 574 団体（30.1%）であった。

表 63

取組	団体数	割合
全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	574	30.1%
一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	141	7.4%
全職員への計画内容の周知	963	50.5%
職員研修	388	20.3%
取組点検に対する監査	261	13.7%
取組の評価	735	38.5%
進行管理の仕組みの見直し・改善	472	24.7%
その他	67	3.5%
取り組んでいない	315	16.5%
不明	85	4.5%
無回答	5	0.3%

図 97



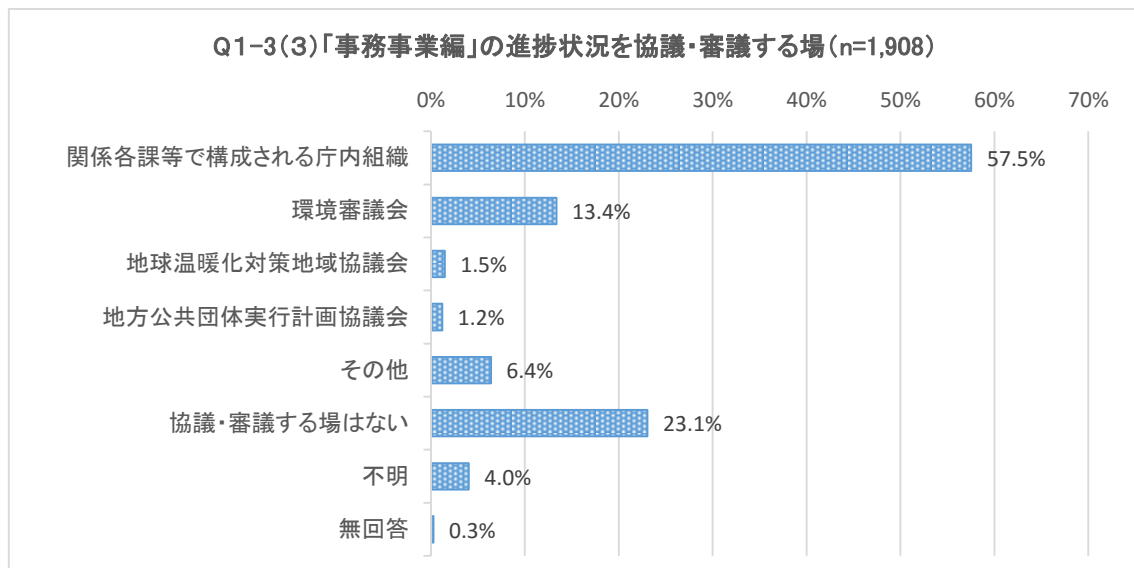
3) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の進捗状況を協議・審議する場

進捗状況を協議・審議する場は、「関係各課等で構成される庁内組織」が 1,098 団体（57.5%）と最も多かった。次いで、「協議・審議する場はない」が 440 団体（23.1%）であった。

表 64

協議・審議する場	団体数	割合
地方公共団体実行計画協議会	23	1.2%
地球温暖化対策地域協議会	28	1.5%
環境審議会	255	13.4%
関係各課等で構成される庁内組織	1,098	57.5%
その他	122	6.4%
協議・審議する場はない	440	23.1%
不明	77	4.0%
無回答	5	0.3%

図 98



<その他の主な回答>

- ・ 庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会
- ・ 選択肢以外の会議及び委員会
- ・ 庁内・団体内の職員で構成される委員会
- ・ 担当部局内での協議・審議

（４）事務事業に関する省エネルギー対策の取組状況

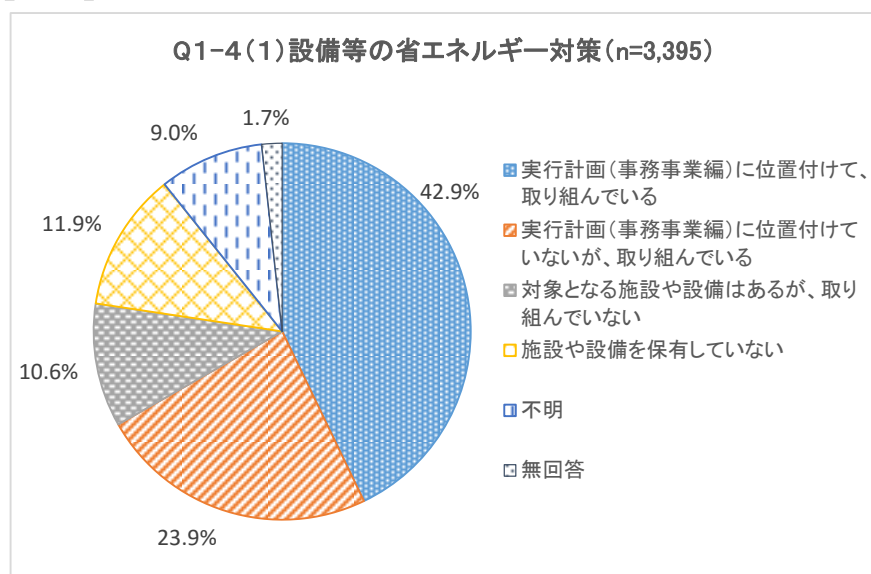
１）設備等の省エネルギー対策促進の取組状況

設備等の省エネルギー対策促進の取組状況は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」が 1,455 団体（42.9%）と最も多かった。次いで、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる」が 812 団体（23.9%）であった。

表 65

設備等の省エネルギー対策	団体数	割合
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	1,455	42.9%
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	812	23.9%
対象となる施設や設備はあるが、取り組んでいない	360	10.6%
施設や設備を保有していない	404	11.9%
不明	305	9.0%
無回答	59	1.7%

図 99 【再掲】



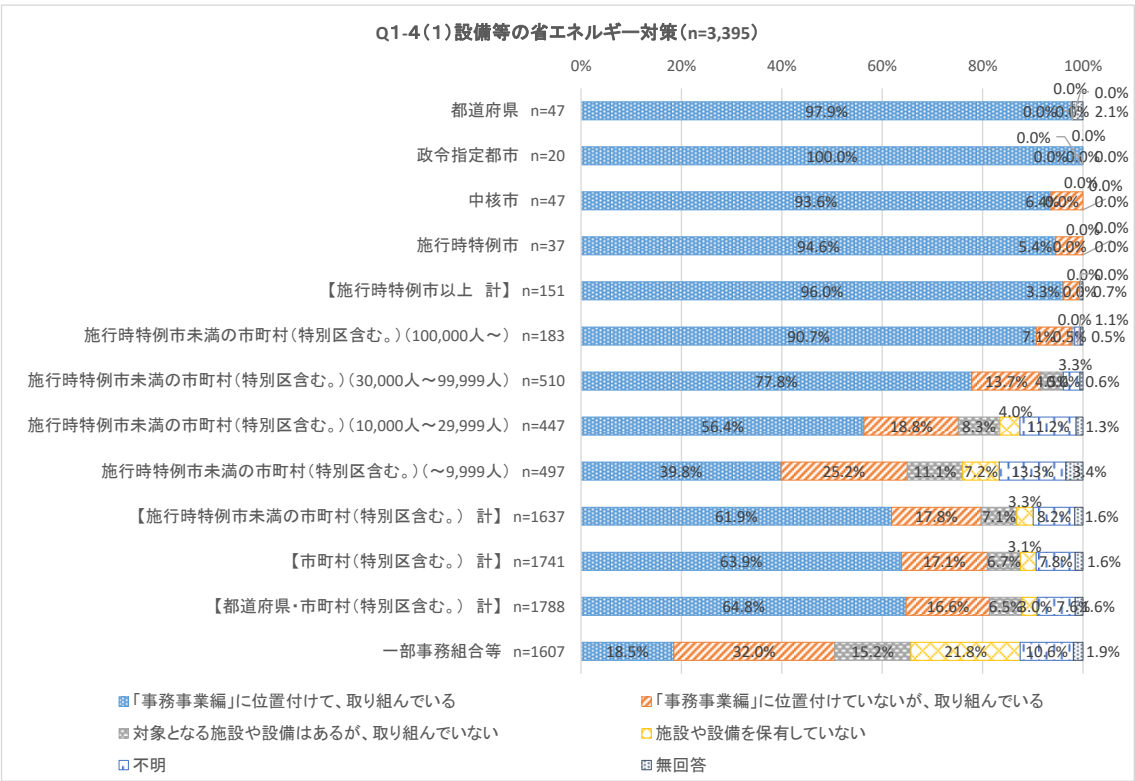
団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、9 割以上が「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」と回答している。

都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においても、人口規模の大きい（100,000 人～）では 166 団体（90.7%）が「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」が、人口規模が小さくなるに従い、割合が低くなる傾向が見られた。

表 66

項目	区分	人口規模	「事務事業編」に位置付けて、取り組んでいる	「事務事業編」に位置付けていないが、取り組んでいる	対象となる施設や設備はあるが、取り組んでいない	施設や設備を保有していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		46	0	0	0	0	1	47
	政令指定都市		20	0	0	0	0	0	20
	中核市		44	3	0	0	0	0	47
	施行時特例市		35	2	0	0	0	0	37
	施行時特例市以上 計		145	5	0	0	0	1	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	166	13	1	0	2	1	183
		30,000人～99,999人	397	70	23	0	17	3	510
		10,000人～29,999人	252	84	37	18	50	6	447
		～9,999人	198	125	55	36	66	17	497
		計	1,013	292	116	54	135	27	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	1,112	297	116	54	135	27	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1,158	297	116	54	135	28	1,788
	一部事務組合等		297	515	244	350	170	31	1,607
割合	都道府県		97.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		93.6%	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		94.6%	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		96.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	90.7%	7.1%	0.5%	0.0%	1.1%	0.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	77.8%	13.7%	4.5%	0.0%	3.3%	0.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	56.4%	18.6%	8.3%	4.0%	11.2%	1.3%	100.0%
		～9,999人	39.8%	25.2%	11.1%	7.2%	13.3%	3.4%	100.0%
		計	61.9%	17.8%	7.1%	3.3%	8.2%	1.6%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	63.9%	17.1%	6.7%	3.1%	7.8%	1.6%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	64.8%	16.6%	6.5%	3.0%	7.6%	1.6%	100.0%
	一部事務組合等		18.5%	32.0%	15.2%	21.8%	10.6%	1.9%	100.0%

図 100



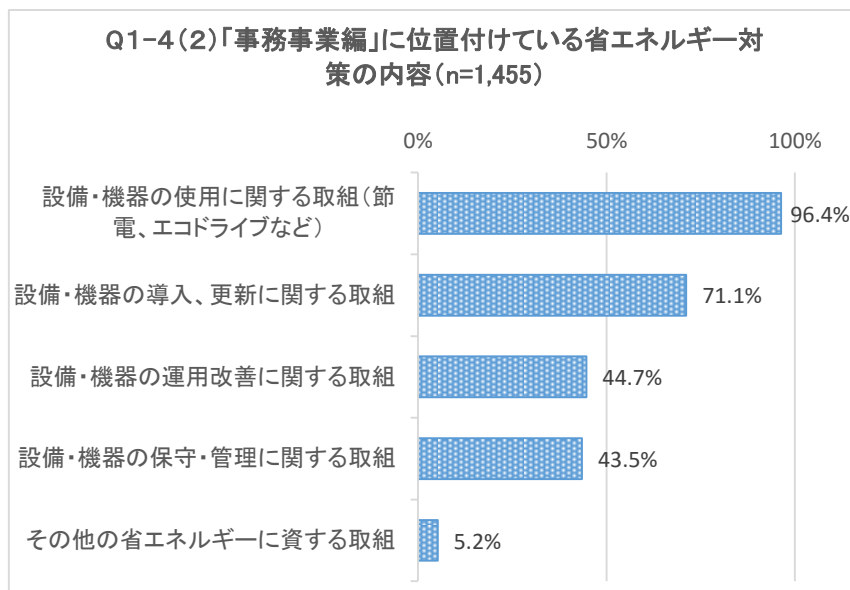
2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けている省エネルギー対策の取組内容

計画に位置付けている省エネルギー対策の取組内容として「設備・機器の使用に関する取組（節電、エコドライブなど）」が 1,402 団体（96.4%）と最も多かった。次いで、「設備・機器の導入、更新に関する取組」が 1,035 団体（71.1%）であった。

表 67

協議・審議する場合	団体数	割合
設備・機器の使用に関する取組（節電、エコドライブなど）	1,402	96.4%
設備・機器の保守・管理に関する取組	633	43.5%
設備・機器の運用改善に関する取組	650	44.7%
設備・機器の導入、更新に関する取組	1,035	71.1%
その他の省エネルギーに資する取組	76	5.2%

図 101 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 3R に関する取組
- ・ クールビズ、ウォームビズの取組
- ・ 環境配慮製品購入に関する取組
- ・ 再生可能エネルギーの導入に関する取組

表 68 (1 / 1)

都道府県名	団体名	「その他の省エネルギーに資する取組」の内容
北海道	北海道	クールビズ・ウォームビズの実施など
北海道	札幌市	エネルギー使用量見える化の推進、省エネ建物の推進
北海道	留萌市	低公害車の導入
北海道	乙部町	職員の意識啓発
青森県	五戸町	物品等の購入に関する取組等
岩手県	滝沢市	飲料水、手洗い水の節水
宮城県	名取市	LED化照明、太陽光発電の導入
宮城県	南三陸町	クールビズの徹底
山形県	山形県	水道使用量、用紙類使用量、廃棄物排出量の削減に関する取組
福島県	鏡石町	太陽光発電システムの導入
茨城県	取手市	新エネルギー、再生可能エネルギーの活用等
茨城県	牛久市	ごみの減量、リサイクルの推進に関する取り組み、ペーパーレスの推進に関する取り組み
栃木県	茂木町	エネルギー消費量の把握
栃木県	市貝町	購入等に当たっての配慮
群馬県	玉村町	住宅用太陽光発電システム補助
埼玉県	所沢市	資源の有効利用の推進、廃棄物削減、リサイクル推進、公用車使用における環境負荷の低減、環境負荷の少ない製品の調達等
埼玉県	深谷市	公共施設の緑化推進
埼玉県	上尾市	本庁舎ライトダウンなどのイベント
埼玉県	新座市	エコカジュアル、ウォームビズ、ノー残業デー、2UP3DOWN(エレベーターではなく階段を使う)
千葉県	習志野市	用紙類、エコバッグ等の使用、制服作業服のエコ製品の購入、文具のグリーン購入 等
東京都	千代田区	低炭素型エネルギーの導入
東京都	中央区	小中学校における環境教育(省エネ活動の推進等)
東京都	小金井市	「省エネ行動」についても記載している。
東京都	多摩市	緑化・雨水利用の推進、再生可能エネルギーの導入
東京都	稲城市	調達に際しての環境配慮。
神奈川県	平塚市	イベント開催時に関する環境配慮の取組
神奈川県	大和市	廃棄物の発生抑制の推進
神奈川県	寒川町	廃棄物の減量化
新潟県	柏崎市	ESCO事業の導入、スマートコミュニティの実現、コンパクトシティの実現
長野県	長野市	エコドライブの実践、アイドリングストップの徹底
長野県	飯島町	廃棄物の減量
長野県	売木村	重油使用のボイラーの燃料削減
長野県	小谷村	小谷村地熱エネルギー等利用検討委員会
静岡県	沼津市	廃棄物の削減、リサイクル推進、事務用紙削減
静岡県	富士市	独自制度(省エネ確認書制度)による、導入・更新時の省エネ基準の設定
静岡県	菊川市	ESCO事業の導入による二酸化炭素削減の目安536.5t-CO2
愛知県	蒲郡市	(1) 電気の総使用量を5%削減する。(2) 自動車用燃料の使用量を5%削減する。(3) 灯油の使用量を5%削減する。(4) 重油の使用量を5%削減する。(5) 液化石油ガスの使用量を5%削減する。(6) 紙類・廃プラスチック類の使用量削減及び資源化に努める。又、市民に啓発を行い、ごみの減量及び資源物の分別収集の徹底を図り、蒲郡市クリーンセンターにおける廃棄物焼却量を5%、廃プラスチック焼却量を6%削減する。
滋賀県	彦根市	一般廃棄物排出量の削減
滋賀県	草津市	グリーン購入、3Rの推進
京都府	宇治市	ごみの削減
京都府	長岡京市	用紙・ごみ減量、節水
京都府	南山城村	グリーンカーテン(夏期)、クールビズの推進(5/1~10/31)
兵庫県	淡路市	再生可能エネルギーの導入拡大等
鳥取県	南部町	水道使用量の削減、紙類の使用量の削減、リサイクルの推進、二酸化炭素吸収現の維持向上、環境汚染物質等の排出抑制
島根県	大田市	市設置浄化槽は省エネルギー型浄化槽を設置

表 69 (2 / 2)

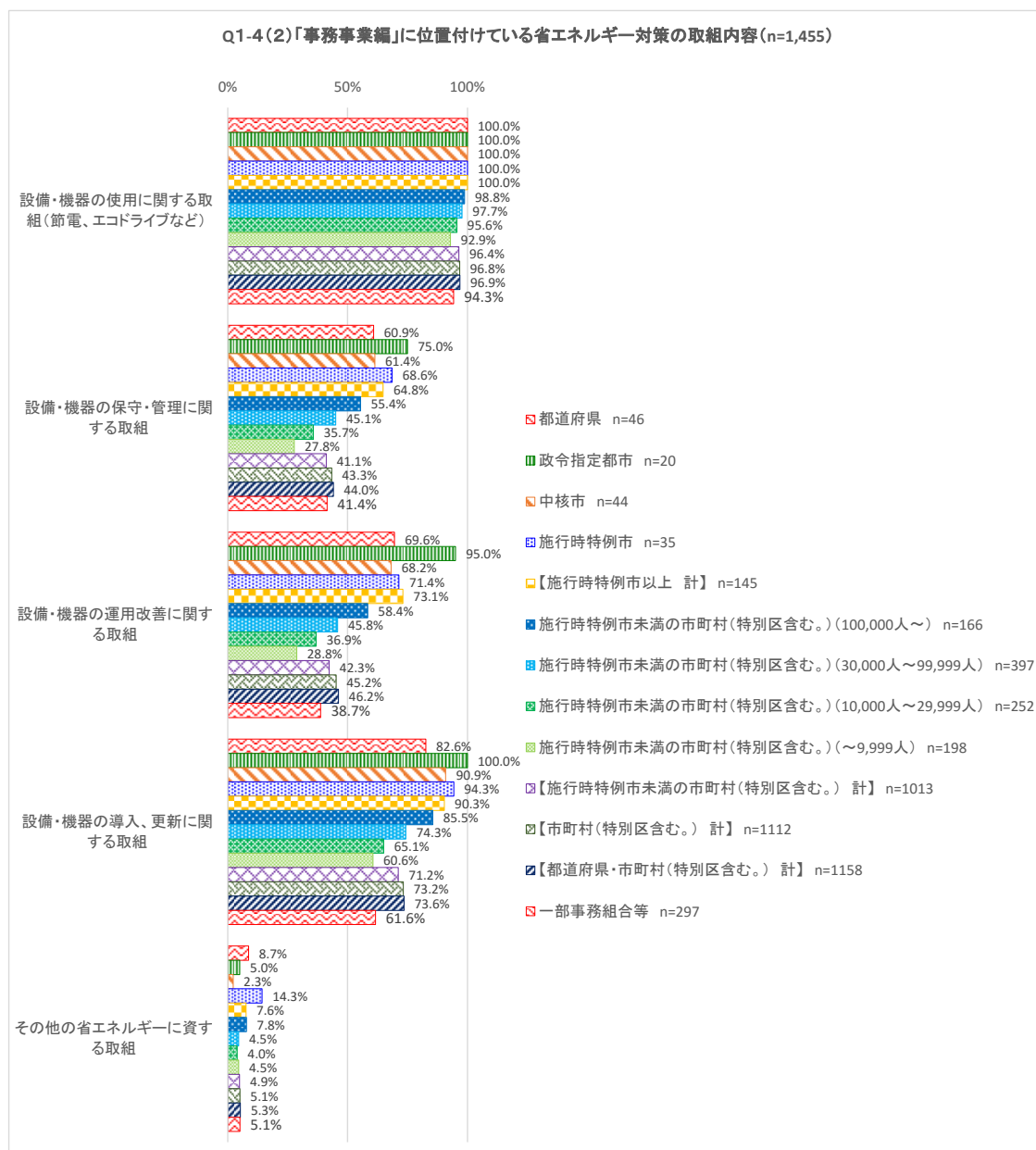
都道府県名	団体名	「その他の省エネルギーに資する取組」の内容
島根県	江津市	環境に配慮した製品の購入促進、3Rの推進
広島県	廿日市市	クールビズ・ウォームビズの励行(夏28℃以上、冬20度以下)
山口県	山口県	省エネ行動の促進(エコドライブ、節電、クールビズ等のキャンペーン)
愛媛県	愛媛県	公用車へのエコカーの導入促進、デマンド装置の活用、クールビズ・ウォームビズの推進等
高知県	佐川町	事務用品の再利用、用紙類の節約
福岡県	大牟田市	廃棄物排出量を削減する取組み。コピー用紙使用量を削減し、再生紙の比率を高める取組み。水道使用量を削減する取組み。
福岡県	みやま市	公共施設の緑化
佐賀県	鹿島市	エコマーク商品の購入の推進、生ごみ堆肥化
熊本県	山江村	ガス・水道使用量の削減
大分県	日田市	緑のカーテン、クールビズ、ウォームビズ
宮崎県	西都市	ノーマイカーデー
宮崎県	日之影町	ソーラー設備の設置
宮崎県	五ヶ瀬町	ノー残業デーの実施・クールビズ
北海道	池北三町行政事務組合	クールビズ・ウォームビズ
福島県	須賀川地方広域消防組合	電気、燃料等の使用量に関する取組
千葉県	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	再生可能エネルギー(電気・熱)の新たな導入予定がある。
岐阜県	南濃衛生施設利用事務組合	クール・ウォームビズの実施
三重県	四日市港管理組合	職員の意識向上
三重県	桑名広域清掃事業組合	省エネ会議(2回/年)
大阪府	柏原羽曳野藤井寺消防組合	本部庁舎照明器具LED化事業予算計上
大阪府	大阪広域水道企業団	○施設緑化の推進:事業所や浄水場等における緑被率を達成・維持しヒートアイランド現象の緩和や冷房運転の抑制による電力使用量の削減に努めている。(「大阪府自然環境保全条例」第31条第2項の規定により定められた「府有施設緑化推進計画」の施設緑化基準に基づき、20%を目標としており、平成27年度時点では対象全施設で達成)
大阪府	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	ごみ焼却量の減量化、ごみ焼却余熱を利用したごみ発電
兵庫県	中播衛生施設事務組合	昼休みの消灯
島根県	浜田地区広域行政組合	クールビズ、ウォームビズ
岡山県	柵原、吉井、英田火葬場施設組合	燃料(灯油)使用量の削減、電気使用量の削減、燃料(ガソリン)使用量の削減、ゴミの減量・リサイクル、用紙類、水道、環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
熊本県	有明広域行政事務組合	グリーンカーテンの設置、ごみ処理施設での無料省エネ診断の実施
宮崎県	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	漏水調査(有効率の向上による環境負荷の軽減)
鹿児島県	北薩広域行政事務組合	廃棄物の減量

団体区分別にみると、いずれの取組内容についても、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においては、人口規模が小さくなるに従い、取組割合が低くなる傾向が見られた。

表 70

項目	区分	人口規模	設備・機器の使用に関する取組（節電、エコドライブなど）	設備・機器の保守・管理に関する取組	設備・機器の運用改善に関する取組	設備・機器の導入、更新に関する取組	その他の省エネルギーに資する取組	対象団体数
団体数	都道府県		46	28	32	38	4	46
	政令指定都市		20	15	19	20	1	20
	中核市		44	27	30	40	1	44
	施行時特例市		35	24	25	33	5	35
	施行時特例市以上 計		145	94	106	131	11	145
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	164	92	97	142	13	166
		30,000人～99,999人	388	179	182	295	18	397
		10,000人～29,999人	241	90	93	164	10	252
		～9,999人	184	55	57	120	9	198
		計	977	416	429	721	50	1,013
	市町村（特別区含む。） 計		1,076	482	503	814	57	1,112
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		1,122	510	535	852	61	1,158
	一部事務組合等		280	123	115	183	15	297
	都道府県		100.0%	60.9%	69.6%	82.6%	8.7%	100.0%
割合	政令指定都市		100.0%	75.0%	95.0%	100.0%	5.0%	100.0%
	中核市		100.0%	61.4%	68.2%	90.9%	2.3%	100.0%
	施行時特例市		100.0%	68.6%	71.4%	94.3%	14.3%	100.0%
	施行時特例市以上 計		100.0%	64.8%	73.1%	90.3%	7.6%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	98.8%	55.4%	58.4%	85.5%	7.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	97.7%	45.1%	45.8%	74.3%	4.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	95.6%	35.7%	36.9%	65.1%	4.0%	100.0%
		～9,999人	92.9%	27.8%	28.8%	60.6%	4.5%	100.0%
		計	96.4%	41.1%	42.3%	71.2%	4.9%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		96.8%	43.3%	45.2%	73.2%	5.1%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		96.9%	44.0%	46.2%	73.6%	5.3%	100.0%
	一部事務組合等		94.3%	41.4%	38.7%	61.6%	5.1%	100.0%

図 102



（５）事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

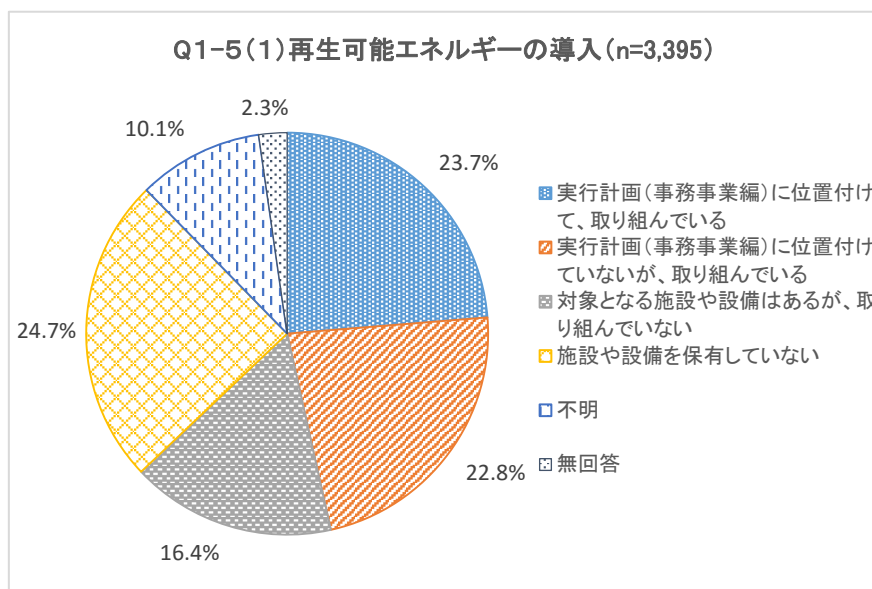
１）再生可能エネルギーの導入促進への取組状況

再生可能エネルギー導入促進への取組状況は、「設備や設備を保有していない」が 839 団体（24.7%）と最も多かった。次いで、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」が 805 団体（23.7%）であった。

表 71

再生可能エネルギーの導入	団体数	割合
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	805	23.7%
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	774	22.8%
対象となる施設や設備はあるが、取り組んでいない	558	16.4%
施設や設備を保有していない	839	24.7%
不明	342	10.1%
無回答	77	2.3%

図 103 【再掲】



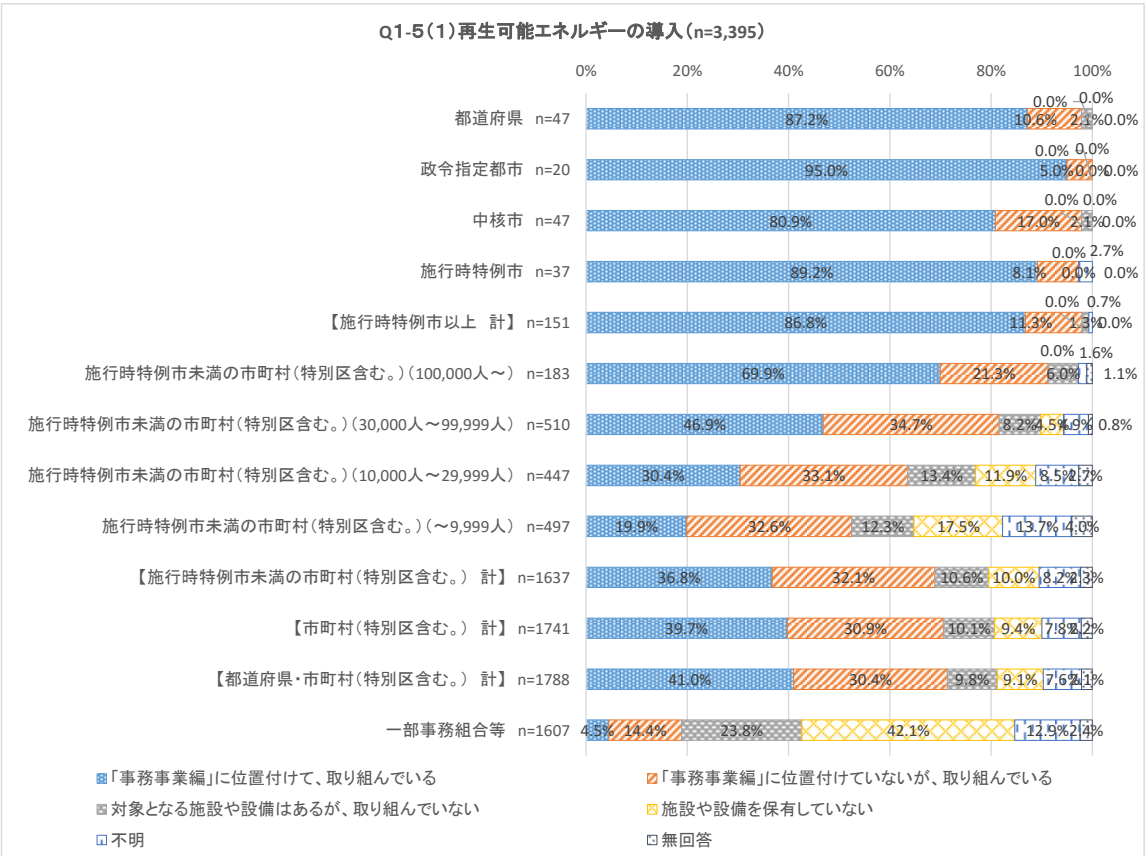
団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、8割以上が「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」と回答している。

都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」団体は、人口規模が小さくなるに従い、割合が低くなる傾向が見られた。

表 72

項目	区分	人口規模	「事務事業編」に位置付けて、取り組んでいる	「事務事業編」に位置付けていないが、取り組んでいる	対象となる施設や設備はあるが、取り組んでいない	施設や設備を保有していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		41	5	1	0	0	0	47
	政令指定都市		19	1	0	0	0	0	20
	中核市		38	8	1	0	0	0	47
	施行時特例市		33	3	0	0	1	0	37
	施行時特例市以上 計		131	17	2	0	1	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	128	39	11	0	3	2	183
		30,000人～99,999人	239	177	42	23	25	4	510
		10,000人～29,999人	136	148	60	53	38	12	447
		～9,999人	99	162	61	87	68	20	497
		計	602	526	174	163	134	38	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	692	538	175	163	135	38	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	733	543	176	163	135	38	1,788
	一部事務組合等		72	231	382	676	207	39	1,607
割合	都道府県		87.2%	10.6%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		80.9%	17.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		89.2%	8.1%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		86.8%	11.3%	1.3%	0.0%	0.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	69.9%	21.3%	6.0%	0.0%	1.6%	1.1%	100.0%
		30,000人～99,999人	46.9%	34.7%	8.2%	4.5%	0.8%	0.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	30.4%	33.1%	13.4%	11.9%	8.5%	2.7%	100.0%
		～9,999人	19.9%	32.6%	12.3%	17.5%	13.7%	4.0%	100.0%
		計	36.8%	32.1%	10.6%	10.0%	8.2%	3.3%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	39.7%	30.9%	10.1%	9.4%	7.8%	2.2%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	41.0%	30.4%	9.8%	9.1%	7.6%	2.1%	100.0%
	一部事務組合等		4.5%	14.4%	23.8%	42.1%	12.9%	2.4%	100.0%

図 104



2) 全ての再生可能エネルギー（電気・熱）の既導入施設数

再生可能エネルギーの既導入施設のうち、「太陽光発電」を導入している団体

は 1,324 団体(83.9%)と最も多かった。団体の中には、200 施設以上導入している団体もあった。

次いで、「風力発電」で 236 団体 (14.9%)、「廃棄物発電」で 202 団体 (12.7%)であった。

表 73

	施設数								無回答
	導入していない	1以上5未満	5以上10未満	10以上25未満	25以上50未満	50以上100未満	100以上200未満	200以上	
太陽光発電	255	628	268	273	97	38	14	6	0

		施設数									無回答
		導入していない	1施設	2以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上	
(電気)	再生可能エネルギー	1,343	131	69	25	10	1	0	0	0	0
	風力発電	1,482	74	20	2	1	0	0	0	0	0
	バイオマス発電	1,570	9	0	0	0	0	0	0	0	0
	地熱発電	1,426	94	45	6	8	0	0	0	0	0
	中小水力発電	1,377	160	38	2	1	0	0	0	1	0
	廃棄物発電	1,578	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	海洋エネルギー発電	1,408	78	54	30	7	1	0	0	1	0
(熱)	再生可能エネルギー	1,453	91	33	1	0	1	0	0	0	0
	太陽熱	1,560	13	4	1	1	0	0	0	0	0
	地中熱	1,389	94	57	15	12	6	2	1	3	0
	雪氷熱	1,404	127	45	3	0	0	0	0	0	0
	バイオマス熱	1,547	24	4	3	1	0	0	0	0	0
	廃棄物熱	1,565	14	0	0	0	0	0	0	0	0
	温泉熱	1,454	79	36	7	2	1	0	0	0	0
工場排熱		1,552	17	10	0	0	0	0	0	0	0
熱電併給(コージェネ)		1,459	72	40	7	0	0	1	0	0	0
燃料電池		1,530	24	14	2	4	4	1	0	0	0
燃料電池自動車											
その他											

注) 太陽光発電は施設数が多く、階級区分を他施設と変えているため、別表としている。

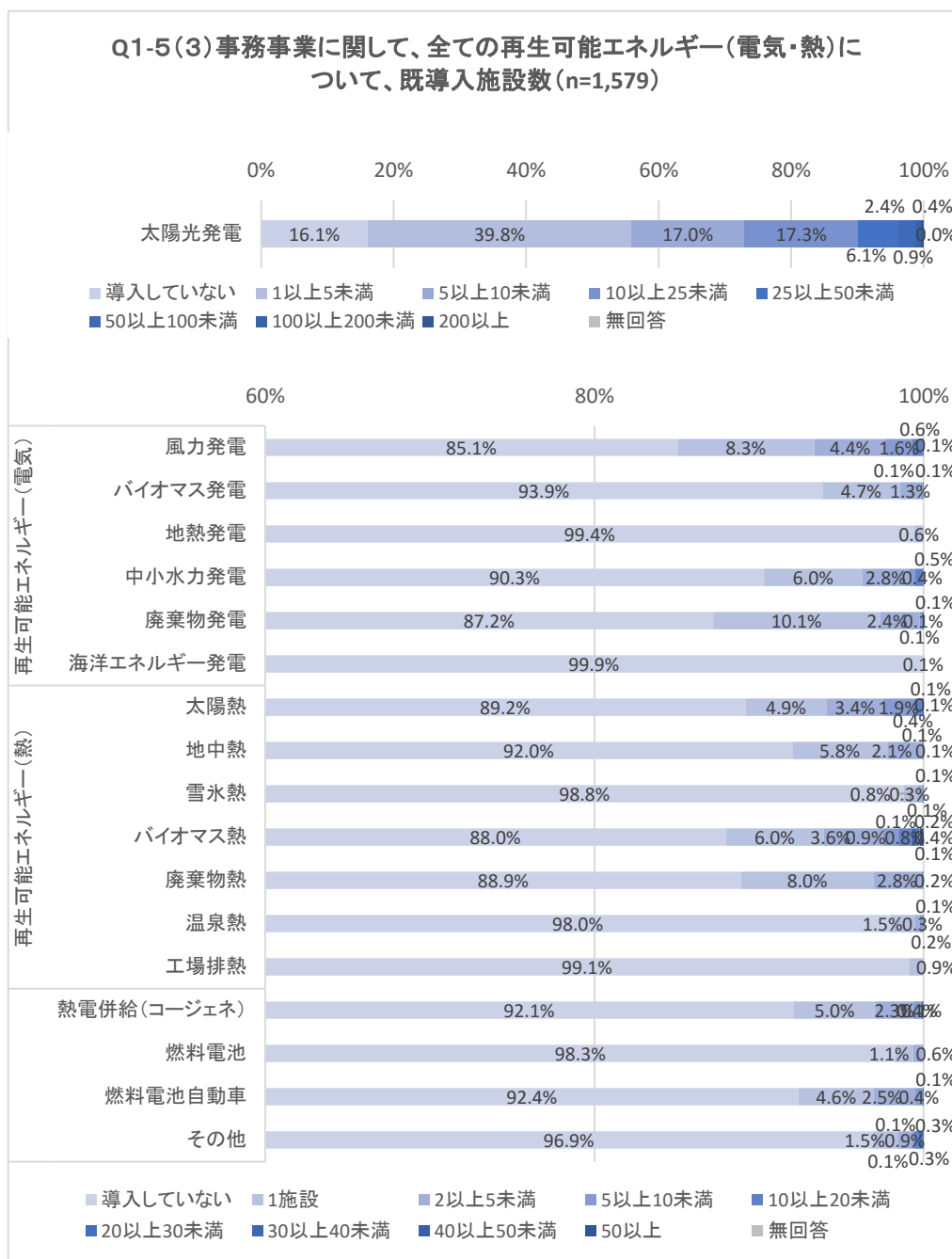
表 74

	施設数								無回答
	導入していない	1以上5未満	5以上10未満	10以上25未満	25以上50未満	50以上100未満	100以上200未満	200以上	
太陽光発電	16.1%	39.8%	17.0%	17.3%	6.1%	2.4%	0.9%	0.4%	0.0%

		施設数									無回答
		導入していない	1施設	2以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上	
(電気)	再生可能エネルギー	85.1%	8.3%	4.4%	1.6%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	風力発電	93.9%	4.7%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	バイオマス発電	99.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	地熱発電	90.3%	6.0%	2.8%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	中小水力発電	87.2%	10.1%	2.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
	廃棄物発電	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	海洋エネルギー発電	89.2%	4.9%	3.4%	1.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
(熱)	再生可能エネルギー	92.0%	5.8%	2.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	太陽熱	98.8%	0.8%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	地中熱	98.8%	0.8%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雪氷熱	88.0%	6.0%	3.6%	0.9%	0.8%	0.4%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
	バイオマス熱	88.9%	8.0%	2.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	廃棄物熱	98.0%	1.5%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	温泉熱	99.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
工場排熱		92.1%	5.0%	2.3%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
熱電併給(コージェネ)		98.3%	1.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
燃料電池		92.4%	4.6%	2.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
燃料電池自動車		96.9%	1.5%	0.9%	0.1%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他											

注) 太陽光発電は施設数が多く、階級区分を他施設と変えているため、別表としている。

図 105



<その他の主な回答>

- ・ 小規模太陽光発電利用設備
- ・ 電気自動車
- ・ バイオディーゼル燃料車及び関連施設
- ・ 太陽光と風力のハイブリッド型照明等
- ・ 下水道熱施設

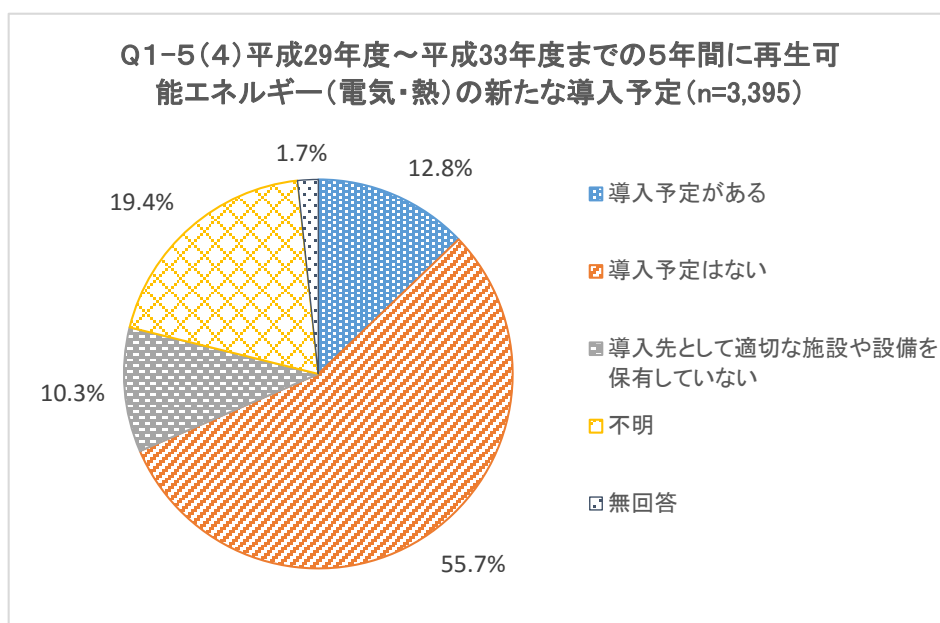
3) 平成 29～33 年度までの 5 年間の再生可能エネルギーの（電気・熱）の新たな導入予定

ここ 5 年間での再生可能エネルギーの新たな導入予定がある団体は 436 団体（12.8%）であった。

表 75

再生可能エネルギーの新たな導入予定	団体数	割合
導入予定がある	436	12.8%
導入予定はない	1,890	55.7%
導入先として適切な施設や設備を保有していない	351	10.3%
不明	660	19.4%
無回答	58	1.7%

図 106



4) 全ての再生可能エネルギー（電気・熱）の「導入予定がある」施設数

ここ5年間の導入予定がある再生可能エネルギーのうち、「太陽光発電」が309団体(70.9%)と最も多かった。次いで、「バイオマス熱」が45団体(10.3%)、「地中熱」が39団体(8.9%)であり、熱利用施設の新規導入が予定されている。

表 76

		施設数					無回答
		導入予定なし	1以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20施設以上	
太陽光発電		127	261	31	8	9	0
		施設数					無回答
		導入予定なし	1施設	2施設	3施設	4施設以上	
(再生可能エネルギー) (電気)	風力発電	421	14	0	0	1	0
	バイオマス発電	409	23	3	1	0	0
	地熱発電	431	4	1	0	0	0
	中小水力発電	405	27	2	0	2	0
	廃棄物発電	402	31	1	1	1	0
	海洋エネルギー発電	436	0	0	0	0	0
(再生可能エネルギー) (熱)	太陽熱	428	6	2	0	0	0
	地中熱	397	34	5	0	0	0
	雪氷熱	436	0	0	0	0	0
	バイオマス熱	391	35	5	0	5	0
	廃棄物熱	412	22	1	0	1	0
	温泉熱	430	6	0	0	0	0
	工場排熱	435	1	0	0	0	0
	熱電併給(コージェネ)	420	13	3	0	0	0
	燃料電池	430	5	1	0	0	0
	燃料電池自動車	421	11	3	0	1	0
	その他	427	8	0	1	0	0

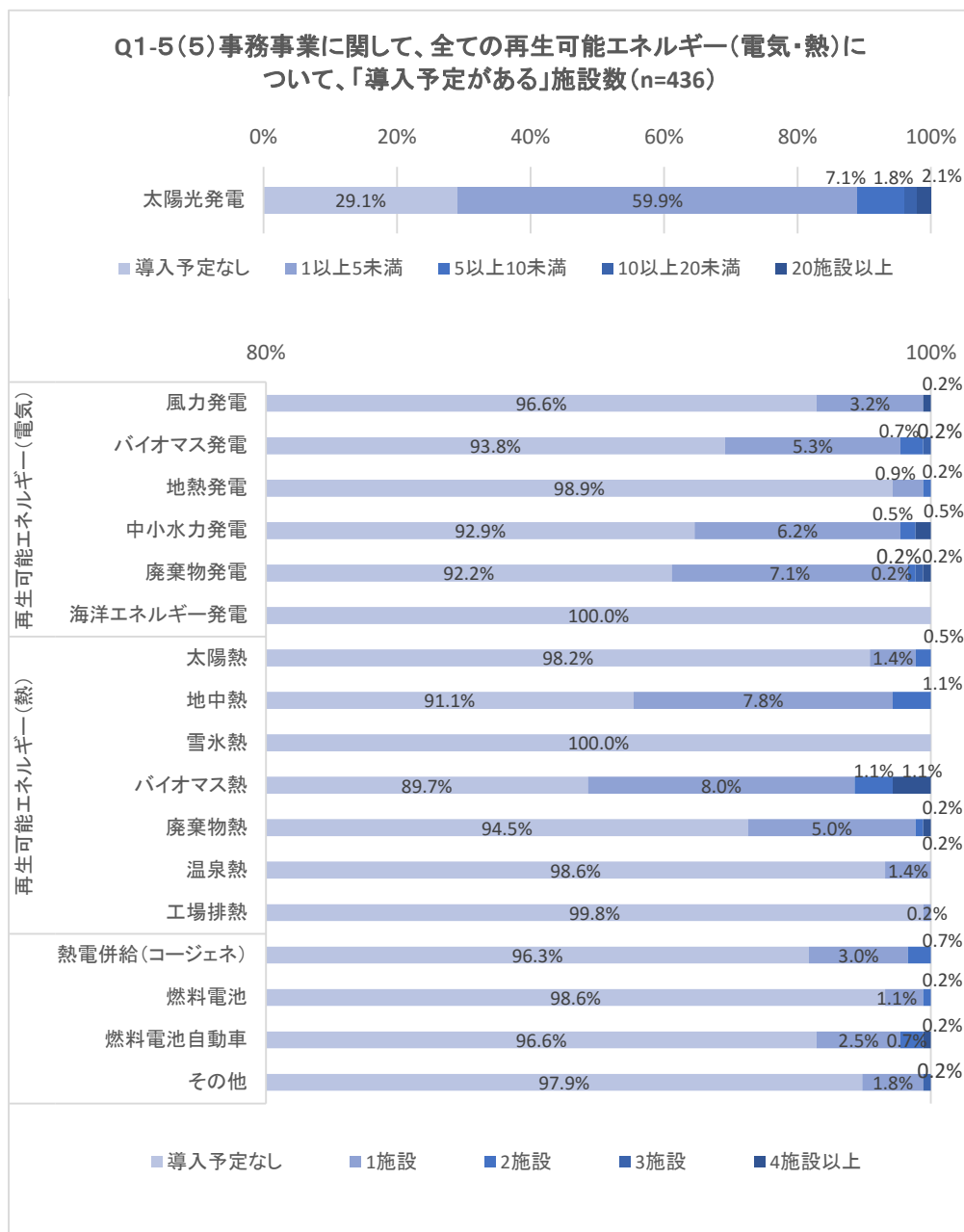
注) 太陽光発電は施設数が多く、階級区分を他施設と変えているため、別表としている。

表 77

		施設数					無回答
		導入予定なし	1以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20施設以上	
太陽光発電		29.1%	59.9%	7.1%	1.8%	2.1%	0.0%
		施設数					無回答
		導入予定なし	1施設	2施設	3施設	4施設以上	
(再生可能エネルギー) (電気)	風力発電	96.6%	3.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%
	バイオマス発電	93.8%	5.3%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%
	地熱発電	98.9%	0.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	中小水力発電	92.9%	6.2%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%
	廃棄物発電	92.2%	7.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
	海洋エネルギー発電	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(再生可能エネルギー) (熱)	太陽熱	98.2%	1.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	地中熱	91.1%	7.8%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	雪氷熱	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	バイオマス熱	89.7%	8.0%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%
	廃棄物熱	94.5%	5.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
	温泉熱	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	工場排熱	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	熱電併給(コージェネ)	96.3%	3.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	燃料電池	98.6%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	燃料電池自動車	96.6%	2.5%	0.7%	0.0%	0.2%	0.0%
	その他	97.9%	1.8%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%

注) 太陽光発電は施設数が多く、階級区分を他施設と変えているため、別表としている。

図 107



<その他の主な回答>

- ・ 消化ガス発電
- ・ 配水ポンプ電動機 (トッランナー)
- ・ BDF
- ・ 地下水熱
- ・ 雨水の利用
- ・ 小水力発電の導入を検討中

(6) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況

1) 吸収源対策の取組状況

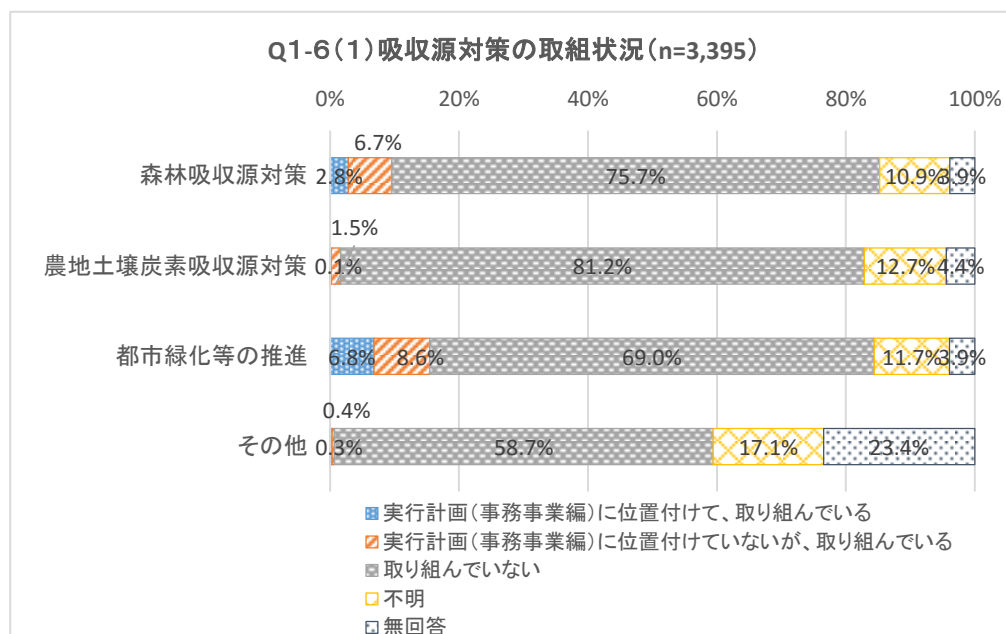
「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」吸収源対策の取組のうち、「都市緑化等の推進」が 231 団体（6.8%）、「森林吸収源対策」が 96 団体（2.8%）であった。

また、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる」取組は、「都市緑化等の推進」が 293 団体（8.6%）、「森林吸収源対策」が 229 団体（6.7%）であった。

表 78

	団体数				割合			
	森林吸収源対策	農地土壌炭素吸収源対策	都市緑化等の推進	その他	森林吸収源対策	農地土壌炭素吸収源対策	都市緑化等の推進	その他
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	96	5	231	11	2.8%	0.1%	6.8%	0.3%
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	229	51	293	12	6.7%	1.5%	8.6%	0.4%
取り組んでいない	2,569	2,757	2,341	1,994	75.7%	81.2%	69.0%	58.7%
不明	369	432	397	582	10.9%	12.7%	11.7%	17.1%
無回答	132	150	133	796	3.9%	4.4%	3.9%	23.4%

図 108 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 緑地の保全・自然環境保護

- ・ 県産木材の使用
- ・ 紙類の使用削減による緑化推進

2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）に「位置付けている」該当部分の概要

緑化の推進や森林の保全に関する措置を位置付けている団体は多いものの、定量的な目標等を明記しているものは少ない。

表 79 (1 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
北海道	北海道	二酸化炭素の吸収源としての森林機能の維持・向上を図るため、無立木地への植栽や間伐の実施などによる健全な森林の整備・保全の推進支援
北海道	札幌市	都市緑化等の推進として、みどりの保全、みどりの創出の推進を計画の基本方針の1つとしている。
北海道	函館市	施設整備等に係る環境配慮として、庁舎の整備にあたっては緑化等による自然環境の保全に努めることを目標としている。
北海道	苫小牧市	敷地内緑化を促進し、緑地等を適正に維持管理する
北海道	根室市	環境共生型の森づくりの推進
北海道	深川市	○森林吸収源対策として、紙の使用量を削減することにより森林の伐採を減少させる。○農地土壌炭素吸収源対策として、農地森林の保全及び整備施策の推進に取り組む。○都市緑化等の推進対策として、公共用地内の緑化の推進に取り組む。
北海道	知内町	・豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図る。
北海道	真狩村	豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。
北海道	倶知安町	庁舎・施設の建物及び敷地等の緑化を推進し、緑地率の向上に努める。また、窓辺・ベランダ等の花壇・緑化に努める。庁舎・施設の敷地ない緑化の維持管理を適切に行い美観の保全に努める。
北海道	奈井江町	豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保及び拡大を図ります。豊かな森林資源の拡大のため、植樹運動を推進します。
北海道	新十津川町	森林吸収源の確保及び拡大、また、都市緑化の推進のため、森林資源の適切な管理と都市公園等の緑地の整備及び保全を適切に行う
北海道	美瑛町	都市緑化等の推進として、施設緑化を推進し、緑化率を高める。
北海道	下川町	町有林は、年間の成長量以内の伐採として森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかう経済的に持続可能な循環型森林経営を基本とした森林施策を実施し、森林における二酸化炭素吸収・固定機能の向上を図ります。
北海道	美深町	●平成22年度二酸化炭素吸収量 17,533,785(kg-CO2) 本実行計画においては、この吸収量を今後5年間で増加させることができれば、それは望ましいことですが国際的な取り決めでは、森林の伐採は即「二酸化炭素の放出」として算定されてしまうため、除間伐・主伐の状況によっては一時的に吸収量が減少する可能性もあります。しかし、本町が進める循環型の森林経営は長期的にみて地球温暖化防止に最も貢献できる取り組みであるため、短期的な二酸化炭素吸収量の増減に捉われることなく、さらに質の高い森林整備を目指します。
北海道	中川町	公共施設において、二酸化炭素の吸収源である樹木等のみどりの保全や創造に努める。
北海道	置戸町	・町有林の整備と適切な管理に努め、継続的な森林吸収源の確保拡大を図る。・公共施設敷地内の緑地の確保と周辺環境美化に努める。
北海道	大空町	豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。
北海道	豊浦町	豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。
北海道	むかわ町	・町有林の適正な管理により、CO2削減に努める。
北海道	厚岸町	・無立木地を解消。・沿道の花や街路樹の植栽の推進。
北海道	標茶町	森林及び林業に関し、国と道との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進する。
青森県	八戸市	森林・公園・都市の緑地について、適切な維持管理・保全等をはかり、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。
青森県	外ヶ浜町	植樹など、緑化運動の推進、事業所内の緑化。
青森県	野辺地町	町有林および施設の樹木の適正管理に努める。
岩手県	大船渡市	豊かな資源を育む環境づくりとして、浦浜川上流の市有林に植林を行う。緑地保全と緑化推進の方向性を示した「大船渡市緑の基本計画」を推進する。
岩手県	遠野市	建物の建築、管理長尾関する取り組み～管理段階における環境配慮～敷地内の緑化を推進し、維持・管理を行う。
岩手県	奥州市	野生植物の移植等、自然環境や生態系に配慮した工事を行う、緑化の推進と維持管理(花壇、植込み等の手入れ等)
岩手県	金ヶ崎町	公共施設の緑化を推進する。
岩手県	洋野町	植林、保育、間伐などの適切な森林整備・管理の促進
宮城県	石巻市	公共施設における新設・増改築において、敷地や施設内の緑化を計画的に推進するほか、可能な場合、施設の屋上の緑化を図るとともに、既存施設の緑化に努める。

表 80 (2 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
宮城県	亘理町	「思いやりの心で育てる花と緑の町づくり事業」として「多面的機能支払交付金事業」と連携し、公共施設及び集落等に花苗資材を配付。
宮城県	南三陸町	森林吸収源対策：森林の整備及び保全を行う 都市緑化等の推進：施設、道路等の緑化を図る
秋田県	にかほ市	公共施設における緑化を推進する。可能な限り公共施設の緑地面積を増やす。
山形県	山形県	敷地内に適切に植栽を施し、緑地の確保を図る。
山形県	酒田市	公共施設内の緑化(緑のカーテンを設置するなど、草花や木を栽培し、公共施設内の緑化に努める。)
山形県	寒河江市	都市緑化の推進として、公園整備などの市街地の緑化を推進する。森林吸収源対策として、間伐など適正な「森林運営」を行う。
山形県	上山市	森林吸収源対策として、森林整備に係る年間整備面積を64ha(平成28年～平成35年平均)とする。
山形県	天童市	森林吸収源対策として、市行造林の保育及び森林ボランティアによる下刈り等の実施を行う。都市緑化等の推進として、生け垣を設置する場合の樹木購入費に対して補助金を交付する。
福島県	いわき市	・施設等の設備にあたっては、敷地や建物等の緑化に配慮 ・公共工事の実施にあたっては、自然環境に与える影響を最小限に抑制 ・現場周辺の環境への配慮
茨城県	茨城県	植林や間伐などの森林整備を行い、健全で活力ある森林を整備する。
茨城県	取手市	都市緑化等の推進として、敷地、屋上等の緑化を図っていく
茨城県	神栖市	紙類の使用料の削減については、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減などの観点から重要な取組です。
栃木県	足利市	森林・里山の計画的な伐採・造林、間伐等適切な整備を進めます。
栃木県	栃木市	資源エネルギーの使用における二酸化炭素排出量の削減目標を平成26年度比平成32年末までに-5%とする。
栃木県	上三川町	「温室効果ガス排出削減に向けた取り組み」の「その他の具体的な取り組み(設計・施行段階、管理段階)」の一環として位置付けている。
群馬県	渋川市	・建設前に既設樹木がある場合それを保存するなど、敷地内に十分な緑地帯を確保するよう努める。・施設の屋上や壁面、周辺の緑化、グリーンカーテンの設置に努める。・市有林を適切に管理し、森林吸収源の確保に努める。
群馬県	藤岡市	計画的に間伐、植林等を実施し良好な保全に努める。
群馬県	富岡市	温室効果ガスの大気中の現存量削減を目的として、市所有施設における敷地内の緑化を推進することとする。
群馬県	安中市	平成32年度の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成26年度と比較して8.0%削減することをめざす。
群馬県	下仁田町	森林吸収源対策として、町有林15haを毎年計画的に間伐等の手入れを実施していく。
群馬県	高山村	森林吸収源対策として、平成25年度から平成32年度の8年間の間に160haの特定間伐を実施する
埼玉県	埼玉県	県営林の整備・保全を進めるとともに、緑の拠点となる県営公園の整備や県有施設の緑化率の向上により、二酸化炭素吸収作用の保全・強化を図ります。
埼玉県	行田市	植樹祭、植育祭を年1回以上実施する。学校の緑地面積や屋敷林、雑木林の保護。
埼玉県	所沢市	・みどりの保全や市街地の緑化など、温室効果ガスの吸収源の確保に努めます。・農地を保全するとともに地元で生産されたものを地元で消費する地産地消を推進します。
埼玉県	飯能市	具体的な数値目標や把握はしていないが、市有林の温室効果ガス吸収作用を最大限発揮させるため、整備に努めることを明記している。
埼玉県	加須市	グリーンカーテンの設置を推進する、敷地内の緑化を推進する
埼玉県	東松山市	「みどりの基本計画」にもとづき、二酸化炭素吸収源対策として市が保有する森林の適正管理に努める
埼玉県	深谷市	目標達成に向けた取り組み 基本方針4：公共施設の緑化推進
埼玉県	上尾市	公共施設の緑化の推進
埼玉県	越谷市	【4】(1)③敷地内には、二酸化炭素の吸収源である樹木等の植栽を進めるとともに、可能な場合は建築物の屋上・壁面等の緑化を図る。
埼玉県	戸田市	敷地の樹木管理や新たな植栽など、自然環境に配慮した施設景観づくりを心がける。
埼玉県	朝霞市	定量的な目標は定めていないが、「排出の抑制に配慮した取り組み」の項目で、緑化の推進に努めると定めている。
埼玉県	北本市	二酸化炭素の吸収減である雑木林の保全と創造促進
埼玉県	日高市	森林吸収源対策、緑の基金を活用し、日高市の自然環境の保全と創出を継続します。森林の保全とCO ₂ の削減に努めます。
埼玉県	ふじみ野市	緑の保全・再生・創出 緑地保護地区面積 基準157,050㎡→目標148,885.4㎡ 緑地面積 基準57,184.76→目標57,184.76㎡
埼玉県	伊奈町	敷地内の緑化に努める

表 81 (3 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
千葉県	茂原市	建物周辺や屋上の緑化を推進する。
千葉県	流山市	植樹を毎年実施し、年間植樹本数を平均500本以上とする。
千葉県	我孫子市	緑の損失等による影響の低減として、2020年度までに市内の緑の確保量を36ha増加、都市公園面積を9ha増加(2014年度基準)の目標を設定
千葉県	鎌ヶ谷市	所有、管理する施設について、オープンスペースの緑化及び建物の屋上や壁面の緑化に努める。
千葉県	印西市	都市緑化等の推進として、具体的な目標はないが継続的に公共施設を対象にグリーンカーテンを設置する。
千葉県	山武市	森林組合等との協同により森林の整備を推進し、二酸化炭素吸収の確保を図ります。
東京都	千代田区	地方都市との連携による森林整備事業等においてカーボンオフセットの導入可能性を検討し、可能な範囲で導入する。
東京都	新宿区	長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市で干ばつ整備や植林を行い、二酸化炭素吸収に努めている
東京都	文京区	建築物を建築する敷地には、文京区みどりの保護条例に基づき樹木、草花などを配置する。
東京都	台東区	今ある緑を保全し、屋上・壁面緑化等による緑の創出によりヒートアイランド現象の抑制に努める。
東京都	品川区	緑化を推進し、保存樹や植栽等を適切に管理し、CO2吸収源として大切に育てる
東京都	目黒区	温室効果ガス吸収作用の保全・創出
東京都	大田区	庁舎等における緑化推進及び雨水利用を図る。
東京都	荒川区	・区有施設をはじめ、住宅、商店街などにおける緑のカーテンの設置を促進します。・屋上緑化、壁面緑化の整備を促進します。・「荒川区花と緑の基本計画」に基づき、後援、児童遊園の計画的な整備を図ります」。
東京都	足立区	緑化の推進として、「足立区公共施設等整備基準」により、建築物の建築や修繕等での壁面緑化や、屋上緑化を積極的に行うとともに、周辺環境に配慮した緑化に努める。
東京都	江戸川区	公園や公共施設の敷地・建物内の緑化
東京都	三鷹市	公共施設の緑化の推進
東京都	狛江市	公共施設のための環境配慮指針に、環境に配慮した緑環境づくりの基本方針①都市公園や緑地などの整備②敷地内や周辺への屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどによる緑化③校庭などの緑化推進を記載している。
東京都	多摩市	グリーンカーテン普及拡大の推進、屋上緑化・壁面緑化推進の検討、学校の校庭芝生化推進の検討
東京都	羽村市	施設及び都市空間における緑化の推進(宅地開発等指導事務による緑化など)
東京都	あきる野市	・街路樹、公園樹木の拡大なども含め、施設の敷地に植栽を施し、緑化を推進する。・「あきる野市森林整備計画」に基づき、植林、保育、間伐などの森林の整備や管理・保全を推進する。・農作物や地場産材などの地産地消の推進についても、森林や農地の適正管理に寄与するものであることから、地球温暖化対策の取組として注目している。
神奈川県	神奈川県	県営林等において、適切な森林整備・保全を進めるとともに、県産木材の生産・利用を進め、CO2の固定化を図ります。
神奈川県	相模原市	「いきいきとした森林の再生」において「森林整備の実施」を重点プロジェクトのひとつに掲げている
神奈川県	藤沢市	公共施設の設計・施行にあたっては、自然環境に配慮した緑化に努めます。
神奈川県	小田原市	神奈川県西部2市8町で構成する広域行政協議会の環境部会において、ゴーヤの苗を住民対象に配布し、グリーンカーテンを実施し、啓発する事業などを行っている。その他、本組織で広域的に地球温暖化対策の取り組みを行っている。
神奈川県	大和市	広く地球環境を守ることに寄与する。緑地保全等の取組を推進する。
神奈川県	海老名市	・公共施設の緑化を推進・えびなの森創造事業(12万5千本の植樹運動)・緑道整備、緑地の拡大を推進
神奈川県	座間市	敷地内、屋上及び壁面の緑化に努める、敷地内の緑化の適正な維持管理に努める
神奈川県	開成町	○建築物等の設計・施工、管理・修理にあたっての配慮 公共施設の省エネルギー化・緑化 実施項目 緑化の推進 具体的な実施項目 公共施設の緑化を推進する。 内容等 公共施設の花壇の整備や屋上緑化の推進により、緑化を進める。
新潟県	新潟県	二酸化炭素の吸収源である樹木等の緑の保全・創出を図る。
新潟県	十日町市	(3)建築物の省エネ化 ②緑化の推進:ヒートアイランド対策という観点も含め、壁面緑化(みどりのカーテン)を積極的に取り入れます。
新潟県	見附市	都市緑化等の推進対策として、市施設等にグリーンカーテンを積極的に取り入れます。
新潟県	上越市	グリーンカーテンや施設の緑化を進めることとしているため
新潟県	胎内市	・楡形山脈や里山の植生の保全と森林整備・河川流域の植生の保全
富山県	富山市	施設の建設、維持管理に関する取り組みとして、緑化を推進し、適正な維持管理を行う。
富山県	高岡市	新グリーンプランを推進し、施設に緑地の設置や植栽を行い維持管理に努める。可能な場合は、施設の屋上・壁面等の緑化を検討する。

表 82 (4 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
富山県	魚津市	都市緑化等の推進対策として、遊休地を活用し緑地や都市空間の整備に努める。グリーンカーテンの実施など、建築物の壁面、屋上等の緑化を推進する。
石川県	石川県	緑化の推進
石川県	内灘町	・公園や街路への緑化を推進する。・外壁、屋上などへの緑化をすすめる。
山梨県	山梨市	県産木材の利用(市管理の公共施設で使用しているペレットストーブのペレットは、県内の間伐材を原料としている。)
山梨県	甲州市	森林吸収源対策として、平成35年度までに160haの間伐を実施する。
山梨県	西桂町	町有林の整備、保全及び活用
長野県	駒ヶ根市	市民が行う里山などの保全活動 10年間で200件以上
長野県	東御市	グリーンカーテン等、敷地や屋上の緑化や緑地の確保に努める
長野県	安曇野市	公共施設の整備・維持管理においては、緑化の推進や環境美化を図ります。公共施設への緑のカーテンの設置を進めます。
長野県	豊丘村	住民主体の景観保全活動への支援を図るとともに、景観育成住民協定の制定など、住民参加による自主的な地域の景観づくりに取り組む。
岐阜県	岐阜市	敷地への待機環境木等の植栽や建物の屋上・壁面等の緑化
岐阜県	大垣市	各施設において、グリーンカーテンの設置や屋上緑化、壁面緑化等の積極的な実施に努め、空間使用時間の低減を図る。
岐阜県	関市	既存緑地の保全。生垣設置費補助制度の推進。街路樹等の適正管理。大気環境木の植栽の推進。公共施設等の芝生化の検討。
岐阜県	中津川市	健全な森づくりの推進・市有林の整備の推進・民有林の整備の推進 間伐実施面積 平成28年度～平成37年度 5,400ha
岐阜県	各務原市	森林の下刈り等森林育成を行う。街路等の樹木については補植、せん定等適正管理を実施する。
岐阜県	下呂市	森林吸収源対策として、2017年度までに259haの間伐を実施する(目標)
岐阜県	輪之内町	大気環境木を植栽する
静岡県	静岡県	森林は、樹木が成長する際に大気中の二酸化炭素を吸収・固定する機能があり、温室効果ガスの削減に貢献しています。こうした機能を十分に発揮できるよう、森林の適正な整備・保全に取り組めます。
静岡県	静岡市	公共施設への市産材の積極的な活用
静岡県	富士宮市	施設の整備、改修時には、積極的な緑化を図ります。
静岡県	焼津市	緑化の保全や計画的な緑化の推進に努める
静岡県	伊豆市	温室効果ガス吸収源となる豊かな森林資源があります。これら樹林地などの管理・保全に努めるとともに、緑化を積極的に進めていきます。
静岡県	菊川市	施設設計・施行時の配慮の欄に敷地内、壁面、屋上などの緑化に努めると記載
静岡県	長泉町	温室効果ガスの吸収源となる豊かな森林資源の樹木地などの管理保全に努めるとともに、緑化を積極的に進めていきます。
愛知県	豊橋市	取組み体系の一つとして、森林や農地を保全し、都市の緑化を充実する を掲げている。取組みの目標として平成32年度末までに公共施設における緑のカーテン設置箇所数140箇所/年 としている。
愛知県	岡崎市	敷地内及びその周辺の自然環境の保全の推進
愛知県	一宮市	緑のカーテンの設置、屋上緑化・壁面緑化の推進。
愛知県	春日井市	市街地の特性に応じて、今ある緑を適正に管理するとともに、新たな緑を育て、身近にある緑を活用することで、温暖化防止の意識の定着を図ります。
愛知県	豊川市	緑のカーテン事業を実施し、冷房の使用削減に取り組む。
愛知県	碧南市	公共施設の緑化に努める。緑地帯が確保できない場合は、屋上緑化、壁面緑化を推進する。目標:公共施設の緑化率を20%以上にします。
愛知県	刈谷市	都市緑化等の推進として、緑化面積の確保
愛知県	犬山市	環境配慮への取り組みとして、屋上緑化、壁面緑化など緑化対策を検討します。また、緑のカーテンを設置するとともに、緑のカーテンコンテストを開催し、温室効果ガス削減意識の向上を図ります。
愛知県	江南市	公共施設の緑のカーテンの実施
愛知県	稲沢市	・公共施設の緑化を推進する。 ・建物等の屋上緑化、壁面緑化等を推進する。 ・緑地の保全や適正な維持に努める。 ・緑化においては、大気浄化能力の高い植物を推奨する。 ・緑地の保全や適正な維持に努める。 ・緑化においては、大気浄化能力の高い植物を推奨する。
愛知県	新城市	緑のカーテンにより窓からの日射を遮る。
愛知県	知多市	屋上緑化、壁面緑化(グリーンカーテン)を含め、施設内外における緑化の推進を図る。
愛知県	岩倉市	平成29年度までに公共施設の緑化率を4%以上とする

表 83 (5 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
愛知県	北名古屋	周辺や屋上の緑化(敷地及び屋上の緑化の推進、緑のカーテンの推進)
愛知県	豊山町	豊山町緑の基本計画及び豊山町都市計画マスタープランに基づき公共施設内の緑化推進を図る。
愛知県	美浜町	公共施設の緑化を推進する。
三重県	三重県	三重県は県土の3分の2を森林が占めており、二酸化炭素吸収源として森林に対する期待が大きいことから、「三重の森林づくり基本計画」に基づき、継続的な森林整備を推進してきました。平成19年には「木づかいプラン」を策定し、「三重の木を使おう」県民運動を推進しているほか、平成21年度には「三重の木」認証材の使用を促進するため「三重県木材CO2固定量認証制度」を創設し、県産材の利用拡大を進めています。
三重県	津市	夏の節電対策として、庁舎等へグリーンカーテンを設置する。
三重県	四日市市	・市民や事業者が行う緑化活動等に参加・協力する。・市有林を適正管理し、森林・緑地等を保全する
三重県	鳥羽市	①公共施設において、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマ等の植栽(グリーンカーテン)を行う。②空き地等に花を植栽し、花の育成・管理を適正に行う。
三重県	大台町	J-VER制度において、毎年20から30haの間伐を実施する。
滋賀県	大津市	市施設の緑化の推進に努めます
滋賀県	草津市	施設整備にあたっては、ヒートアイランド抑制・騒音減衰・二酸化炭素の削減など様々な効果のある敷地内の緑化について検討する。
滋賀県	野洲市	市庁舎等建築物(敷地内及び屋上等)の緑化に努める(敷地面積の6%以上)
京都府	京都府	当面3カ年の主な取組として記述
京都府	京都市	緑化(屋上緑化、壁面緑化、敷地内の緑化)の整備(数値目標なし)
京都府	長岡京市	森林吸収源対策として、平成24年度末までに221.23haの森林整備を完了しており、啓発活動を実施するなど吸収減対策の推進に向けた取組みを積極的に展開している。
大阪府	大阪府	ヒートアイランド現象の緩和の観点も踏まえ、樹木中心のボリュームのある緑化、屋上緑化、壁面緑化など建築物を覆う緑化、駐車場緑化(芝生化)等の緑化手法を活用して緑化を図ります。
大阪府	貝塚市	施設を新する際には、太陽光発電施設を新する際には、太陽光発電システムや蓄電池システムや蓄電池及び、コージェネレーションシステムやビル管理システム管理システム導入の検討、敷地・屋上等の緑化に努める。敷地・屋上等の緑化に努める。敷地・屋上等の緑化に努める。敷地・屋上等の緑化に努める。
大阪府	河内長野市	公共施設や学校などで緑のカーテン実施を推進する。公共施設の敷地の緑化や屋上緑化、壁面緑化等を推進する。
大阪府	四條畷市	・施設敷地について植栽を促し、緑化を推進します。・市域に点在する森林や公園等の緑化の整備・保全の推進を図ります。
大阪府	大阪狭山市	公共施設の敷地及び施設の緑化に努める。夏場において、緑のカーテンの設置に適した施設は、その設置に努める。
大阪府	島本町	花壇の整備やプランターの使用等による市街地や道路沿線の緑化を推進する。町域の森林の適正な保全を図る。町有林等の森林の適正な維持・管理に努める
兵庫県	神戸市	・「六甲山森林整備戦略」に基づく森林整備を進めるとともに、持続的な森林整備体制を構築する。・市有林について、スギ、ヒノキなどの人工林整備に加え、コナラやアラカシ、アカマツなどの二次林の整備を図る。・六甲山の森林整備により発生する間伐材等の木質資源について、バイオマス資源としての有効活用を検討する。また、「オフセットクレジット制度」の導入の可能性についても検討する。・市民・事業者との協働による森づくりを推進する。・緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づき、良好な緑地を保全するとともに、身近な都市公園の整備を進める。
兵庫県	加古川市	加古川市地球温暖化対策公共団体実行計画
兵庫県	赤穂市	敷地内緑化とともに、適正な緑地の維持管理など、施設の緑化に努める
兵庫県	高砂市	建物の屋上や壁面の緑化に努める(高砂市役所エコプランP25)、敷地内の緑化の推進と維持管理を徹底する。(高砂市役所エコプランP25)
兵庫県	篠山市	具体的な数値は明記していない。
奈良県	奈良県	森林の整備や適切な管理・保全を通じて、二酸化炭素の吸収源(森林の多様な公益的機能)の維持・増進を図る
和歌山県	有田川町	地元紀州木材の活用積極的に推進する。定量的な目的は規定していない
和歌山県	日高町	敷地屋上等の緑化に努めます。施設を新設する際には、屋上緑化など可能な限り緑化に努めます。
鳥取県	鳥取県	・県有林について、地域のモデル林となるよう間伐など適切な管理、保全を積極的に実施する。
鳥取県	南部町	町有林は、間伐などの適切な管理・保全を積極的に実施する

表 84 (6 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
島根県	浜田市	ゴーヤの苗の配布等を行い、個人、学校等でグリーンカーテン事業に取り組んでもらう。また、広報等により夏季の冷房に代わる有効な方法として窓辺の緑化等の効果を紹介し、省エネ活動に取り組んでもらう。
岡山県	岡山県	・県が所有・管理する森林について、「21おかやま森林・林業ビジョン」等に基づき、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、温室効果ガスの吸収源としての機能を維持・向上させる。・施設整備等に当たっては、各地域の特性に応じ、良好な大気確保、良好な水域の生態系の確保、景観保全、歴史的環境への配慮に努め、地域の自然環境等との調和に配慮する。
広島県	呉市	環境にやさしい施設整備の実施 ○敷地内や周辺の緑化・公共施設においては草花や樹林を植栽し緑化に努めるとともに、緑のカーテンの普及に取り組みます。森林等CO2吸収源確保 ○市有林の適正管理 ・下刈、除伐、間伐などによる市有林の管理を適切に行い、森林の健全な成長を促す。○木材製品の購入 ・森林の育成の観点から、木材製品の購入に努める。購入の際は、間伐材やグリーン購入法に基づく合法性が証明されたものを優先する。○公共建築物への木材利用 ・公共建築物等への木材利用を進め、二酸化炭素の長期固定化及び造林の活性化を促す。
広島県	尾道市	市有施設等の敷地や屋上においては、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
広島県	庄原市	森林経営計画などによる森林整備、平成32年度までに11,000ha(平成26年度末5,290ha)
山口県	防府市	(2)その他環境配慮の推進 ○庁舎周辺、公共空地の緑化に努めます。○公共工事により伐採される樹木は、できる限り移植します。
山口県	周防大島町	公共施設の緑化を推進する
徳島県	徳島県	県主催のイベント実施について、特に相当程度大規模なイベント(概ね1,000人程度以上の人が集まる催し)にあつては、排出してしまう温室効果ガスを埋め合わせる取組(カーボン・オフセットの取組)に努める。
徳島県	徳島市	公共施設の緑化、公園や緑地の施設整備を図り、熱負荷の低減、地域生態系のほど・育成、公共施設における国産木材の積極的利用などに努める。
徳島県	北島町	二酸化炭素の吸収源として、緑化及び緑地の確保を推進する。
香川県	小豆島町	熱帯木材等の使用削減に努める。
香川県	直島町	具体的な取り組み内容や目標は定められていない。
愛媛県	新居浜市	樹木の植栽等、緑化に努めるとともに、適正に維持管理する。
愛媛県	西予市	森林の適正な整備や木材の利用を促進するなど、大気中の二酸化炭素を吸収し、貯留する機能を有する森林の保全に努める。
高知県	四万十町	森林吸収量の目標値を平成23年値を維持するものとする。
福岡県	福岡県	敷地等について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
佐賀県	佐賀市	① 森林の保全・二酸化炭素の吸収源となる森林を保全するため、市の森林の約8割を占める人工林の間伐や枝打ちなど適切な維持管理を行い、健全な森林の育成に努める。・木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用する。・間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入することにより、森林の適正管理の支援を図る。② 緑化の推進と公園の整備 ・佐賀市みどりの基本計画に基づき、風土に適した樹種を基本に緑化を進め、良好な都市環境を形成するとともに、公園や施設緑地などの適切な維持管理を図る。・公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施する。
佐賀県	伊万里市	(3) 環境の保全と創出 ① 緑地の保全・育成 二酸化炭素の吸収源としての森林等緑地の保全、育成を図る。② 公園の整備と緑化の推進 公園等を整備し、公園や施設内の緑化を推進するとともに、適切な維持管理を図る。
佐賀県	鹿島市	温室効果ガスの吸収の推進(緑地保全・育成)
佐賀県	嬉野市	緑地等の保全、公園・緑地の整備の際の適正な緑地面積の確保、市民・事業者と協働した緑化の促進
佐賀県	基山町	植物やすだで日射をさえぎる。
佐賀県	上峰町	剪定枝や落葉の堆肥化をすすめ、緑地の維持管理等に使用する
佐賀県	有田町	CO2の吸収源としての森林の保護・保全に努めます(具体量は無し)。
長崎県	長崎市	施設の新築及び大規模改築時においては、太陽光発電設備、太陽熱温水設備、屋上緑化、雨水利用設備、LED灯の設置を検討します。
熊本県	八代市	敷地内、屋上及び壁面の緑化に努める 敷地内の緑化の適正な維持管理に努める
熊本県	玉名市	緑化の計画的な推進
熊本県	宇土市	都市公園の緑地化を進めるとともに、グラウンドの芝生化など公共施設の緑地化を推進する。街路や公共施設を紫陽花等の花でいっぱいにする事業を推進する。
熊本県	小国町	低炭素型農林業活性化モデルの構築(J-クレジット活用等)

表 85 (7 / 7)

都道府県名	団体名	吸収源対策の実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要
大分県	大分市	緑の保全緑化の計画的な推進に努めます。
大分県	日田市	森林の有する公益的機能の維持・増進
大分県	由布市	敷地内の緑化、周辺緑化、屋上緑化、壁面緑化の検討
大分県	国東市	緑化等の推進として、敷地内の緑地の適正な維持管理、緑化の計画的な推進
宮崎県	都城市	緑地には二酸化炭素を吸収する働きがあることから、緑地等の保全に努める。公園・緑地の整備に際しては、適正な緑地面積を確保する。
鹿児島県	鹿児島県	6 環境汚染の防止、緑化等の推進 (2)緑化等の推進 二酸化炭素の吸収源ともなる緑化を推進します。 目標 ○庁舎周辺の緑化を積極的に推進します。 7 公共建築物の建築・改修における環境配慮 (1)省資源に配慮した建築・改修の推進 公共建築物の建築・改修に当たっては、熱帯雨林の木材を使用した合板型枠材料等の削減や反復利用の可能な代替型枠の活用、節水に有効な器具の導入、雨水や排水の有効利用を図ります。 目標 ○省資源に配慮した建築・改修に努めます。
鹿児島県	鹿児島市	公共施設の緑化促進
鹿児島県	霧島市	平成32年度(10年間)までに宮脇昭方式(混植密植)で市内に10万本の植林を実施する。
鹿児島県	大崎町	公共施設の緑化を推進する
東京都	ふじみ衛生組合	敷地内の緑化を積極的に推進し、適切に管理を行う。
神奈川県	神奈川県内 広域水道企業団	樹木、芝生、ビオトープ等の適正な管理・保全、敷地内、壁面、屋上の緑化を検討
愛知県	愛知中部水道企業団	森林吸収源対策として、平成31年度までに12,000haの間伐を実施する。

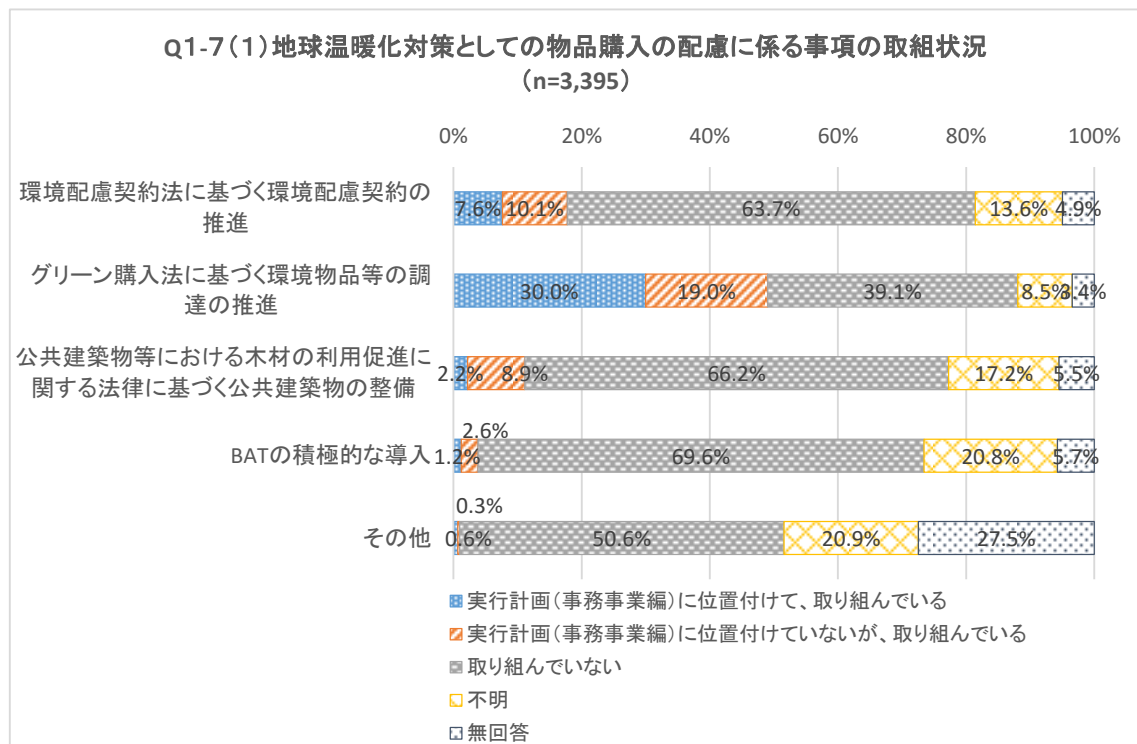
(7) 地球温暖化対策としての事務事業に関する物品購入等の取組状況

「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる」物品購入等の取組のうち、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」が1,018 団体（30.0%）、「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」が 259 団体（7.6%）であった。また、「地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる」取組は、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」が 646 団体（19.0%）、「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」が 343 団体（10.1%）であった。

表 86

	団体数					割合				
	環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進	公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備	BATの積極的な導入	その他	環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進	公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備	BATの積極的な導入	その他
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	259	1,018	74	41	22	7.6%	30.0%	2.2%	1.2%	0.6%
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	343	646	303	89	11	10.1%	19.0%	8.9%	2.6%	0.3%
取り組んでいない	2,163	1,326	2,247	2,363	1,719	63.7%	39.1%	66.2%	69.6%	50.6%
不明	462	288	584	707	711	13.6%	8.5%	17.2%	20.8%	20.9%
無回答	168	117	187	195	932	4.9%	3.4%	5.5%	5.7%	27.5%

図 109 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 環境配慮型製品の購入
- ・ LED 照明の導入
- ・ 公共事業への環境配慮技術の導入
- ・ 高効率自動車の導入

（８）地方公共団体実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等

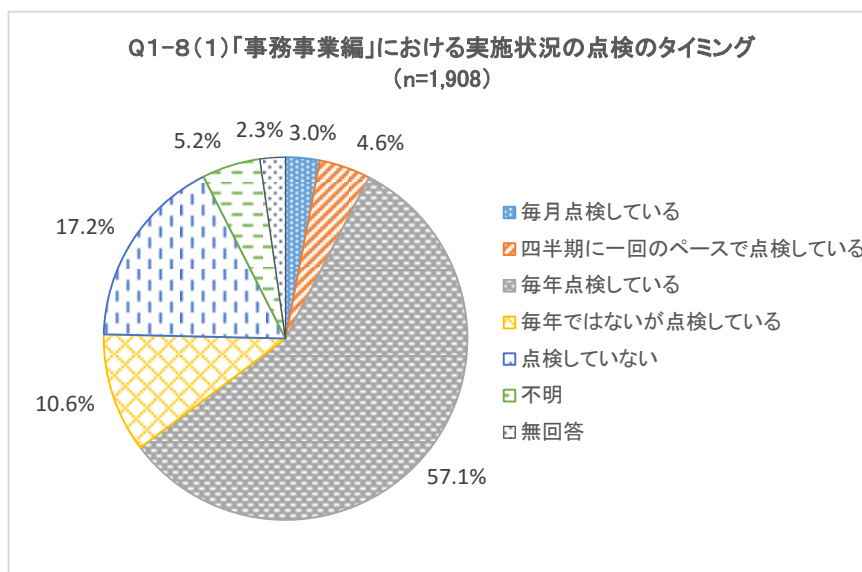
１）地方公共団体実行計画（事務事業編）における実施状況の点検のタイミング

計画における実施状況の点検のタイミングは、「毎年点検している」が 1,090 団体 (57.1%) と最も多かった。次いで、「点検していない」が 328 団体 (17.2%) であった。

表 87

実施状況の点検のタイミング	団体数	割合
毎月点検している	58	3.0%
四半期に一回のペースで点検している	87	4.6%
毎年点検している	1,090	57.1%
毎年ではないが点検している	203	10.6%
点検していない	328	17.2%
不明	99	5.2%
無回答	43	2.3%

図 110 【再掲】



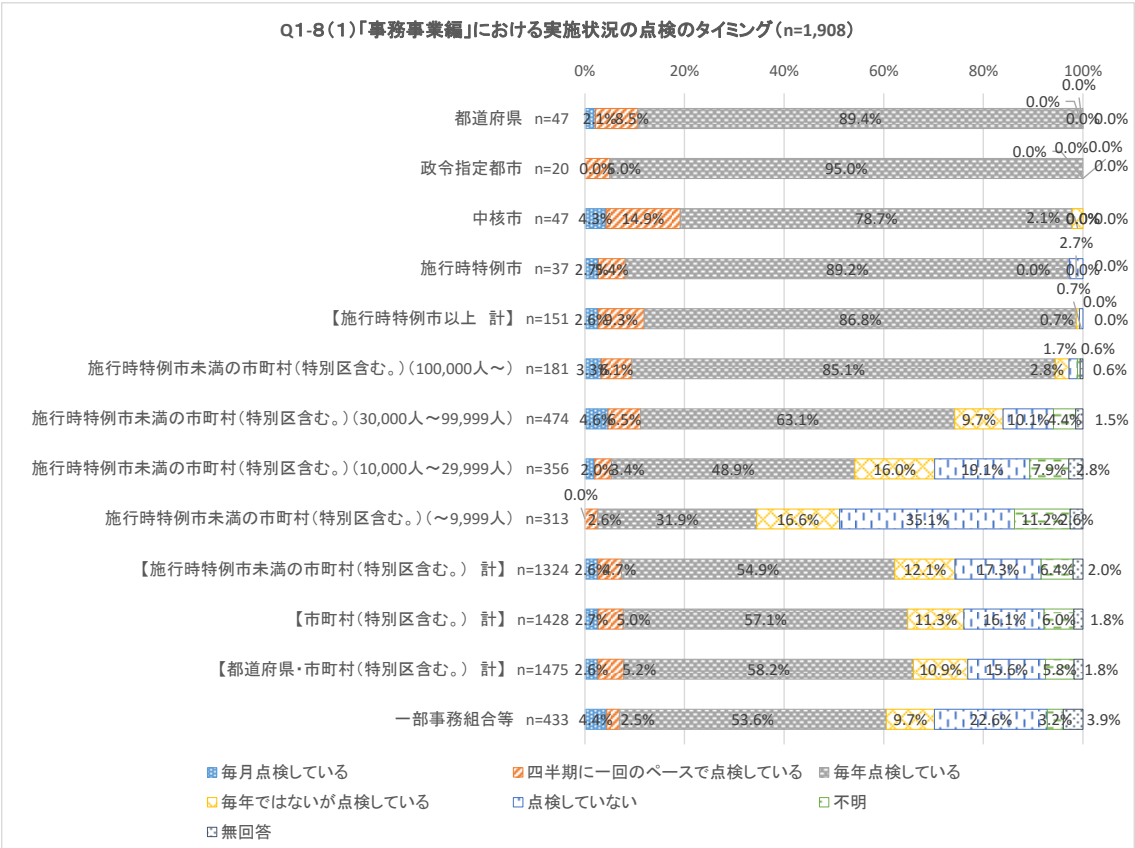
団体区別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、おおよそ 8 割以上が「毎年点検している」と回答している。

都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においても、人口規模の大きい（100,000 人～）では 85.1% が「毎年点検している」が、人口規模が小さくなるに従い、割合が低くなる傾向が見られた。

表 88

項目	区分	人口規模	毎月点検している	四半期に一回のペースで点検している	毎年点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		1	4	42	0	0	0	0	47
	政令指定都市		0	1	19	0	0	0	0	20
	中核市		2	7	37	1	0	0	0	47
	施行時特例市		1	2	33	0	1	0	0	37
	施行時特例市以上 計		4	14	131	1	1	0	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	6	11	154	5	3	1	1	181
		30,000人～99,999人	22	31	299	46	48	21	7	474
		10,000人～29,999人	7	12	174	57	68	28	10	356
		～9,999人	0	8	100	52	110	35	8	313
	市町村(特別区含む。) 計		35	62	727	160	229	85	26	1,324
			38	72	816	161	230	85	26	1,428
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		39	76	858	161	230	85	26	1,475
	一部事務組合等		19	11	232	42	98	14	17	433
	都道府県		2.1%	8.5%	89.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	5.0%	95.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		4.3%	14.9%	78.7%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		2.7%	5.4%	89.2%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		2.6%	9.3%	86.8%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	3.3%	6.1%	85.1%	2.8%	1.7%	0.6%	0.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	4.6%	6.5%	63.1%	9.7%	10.1%	4.4%	1.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	2.0%	3.4%	48.9%	16.0%	19.1%	7.9%	2.8%	100.0%
		～9,999人	0.0%	2.6%	31.9%	16.6%	35.1%	11.2%	2.6%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		2.6%	4.7%	54.9%	12.1%	17.3%	6.4%	2.0%	100.0%
			2.7%	5.0%	57.1%	11.3%	16.1%	6.0%	1.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		2.6%	5.2%	58.2%	10.9%	15.6%	5.8%	1.8%	100.0%
	一部事務組合等		4.4%	2.5%	53.6%	9.7%	22.6%	3.2%	3.9%	100.0%

図 111 【再掲】



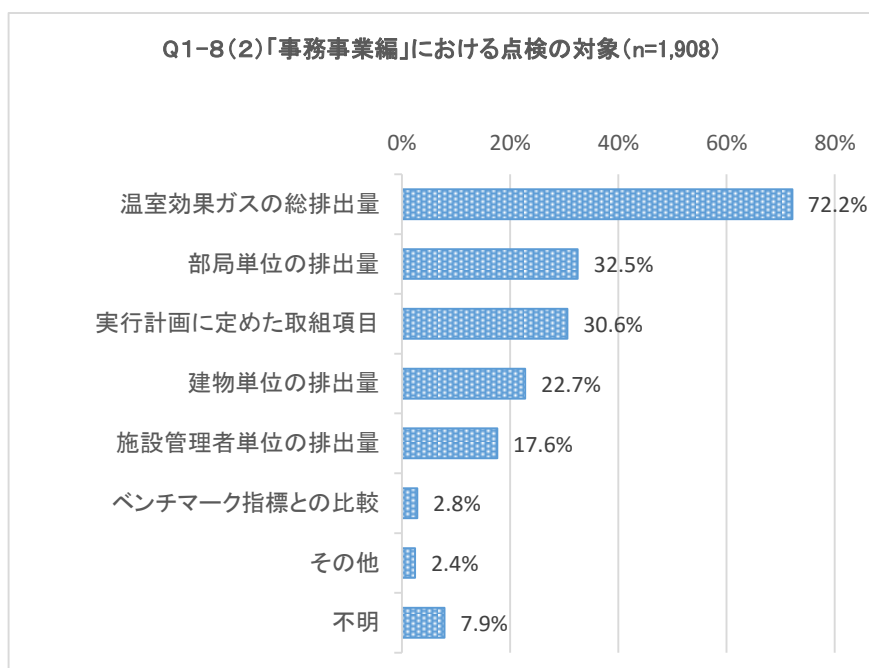
2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）における点検の対象

計画における点検の対象は、「温室効果ガスの総排出量」が 1,377 団体(72.2%)と最も多かった。次いで、「部局単位の排出量」が 620 団体（32.5%）、「実行計画に定めた取組項目」が 583 団体（30.6%）であった。

表 89

点検の対象	団体数	割合
温室効果ガスの総排出量	1,377	72.2%
部局単位の排出量	620	32.5%
実行計画に定めた取組項目	583	30.6%
建物単位の排出量	434	22.7%
施設管理者単位の排出量	336	17.6%
ベンチマーク指標との比較	54	2.8%
その他	46	2.4%
不明	150	7.9%

図 112 【再掲】



<その他の主な回答>

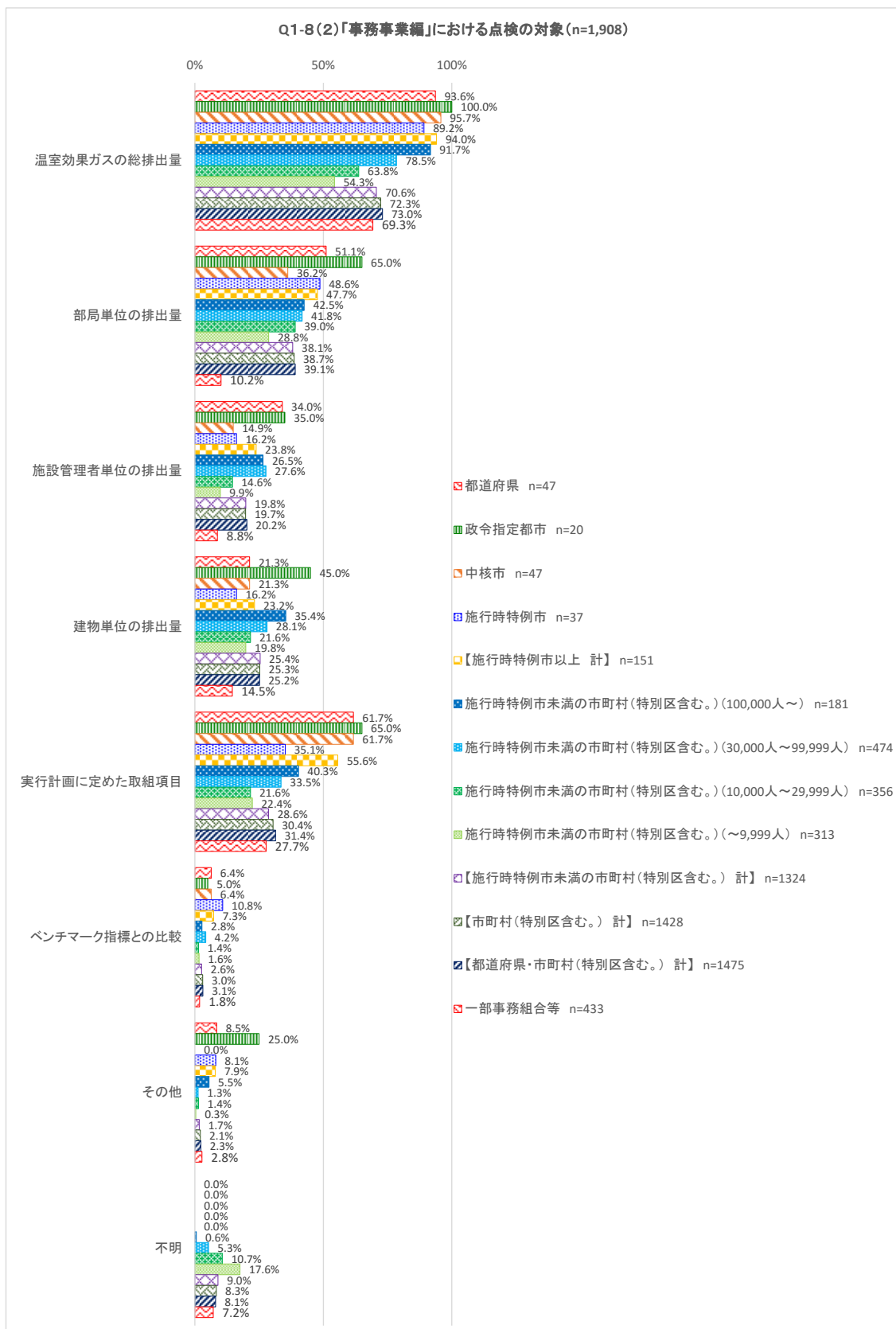
- ・ 施設別の排出量
- ・ 活動別の排出量
- ・ 部局別の排出量（選択肢と重複回答）
- ・ 発生源別の温室効果ガス排出量
- ・ エネルギー使用量

団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市並びに施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）（100,000 人～）では、「温室効果ガス総排出量」を点検している団体がおおむね 9 割以上であった。

表 90

項目	区分	人口規模	温室効果ガスの総排出量	部局単位の排出量	施設管理者単位の排出量	建物単位の排出量	実行計画に定めた取組項目	ベンチマーク指標との比較	その他	不明	対象団体数
団体数	都道府県		44	24	16	10	29	3	4	0	47
	政令指定都市		20	13	7	9	13	1	5	0	20
	中核市		45	17	7	10	29	3	0	0	47
	施行時特例市		33	18	6	6	13	4	3	0	37
	施行時特例市以上 計		142	72	36	35	84	11	12	0	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	166	77	48	64	73	5	10	1	181
		30,000人～99,999人	372	198	131	133	159	20	6	25	474
		10,000人～29,999人	227	139	52	77	77	5	5	38	356
		～9,999人	170	90	31	62	70	5	1	55	313
		計	935	504	262	336	379	35	22	119	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		1,033	552	282	361	434	43	30	119	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		1,077	576	298	371	463	46	34	119	1,475
	一部事務組合等		300	44	38	63	120	8	12	31	433
割合	都道府県		93.6%	51.1%	34.0%	21.3%	61.7%	6.4%	8.5%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		100.0%	65.0%	35.0%	45.0%	65.0%	5.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	中核市		95.7%	36.2%	14.9%	21.3%	61.7%	6.4%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		89.2%	48.6%	16.2%	16.2%	35.1%	10.8%	8.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		94.0%	47.7%	23.8%	23.2%	55.6%	7.3%	7.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	91.7%	42.5%	26.5%	35.4%	40.3%	2.8%	5.5%	0.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	78.5%	41.8%	27.6%	28.1%	33.5%	4.2%	1.3%	5.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	63.8%	39.0%	14.6%	21.6%	21.6%	1.4%	1.4%	10.7%	100.0%
		～9,999人	54.3%	28.8%	9.9%	19.8%	22.4%	1.6%	0.3%	17.6%	100.0%
		計	70.6%	38.1%	19.8%	25.4%	28.6%	2.6%	1.7%	9.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		72.3%	38.7%	19.7%	25.3%	30.4%	3.0%	2.1%	8.3%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		73.0%	39.1%	20.2%	25.2%	31.4%	3.1%	2.3%	8.1%	100.0%
	一部事務組合等		69.3%	10.2%	8.8%	14.5%	27.7%	1.8%	2.8%	7.2%	100.0%

図 113 【再掲】



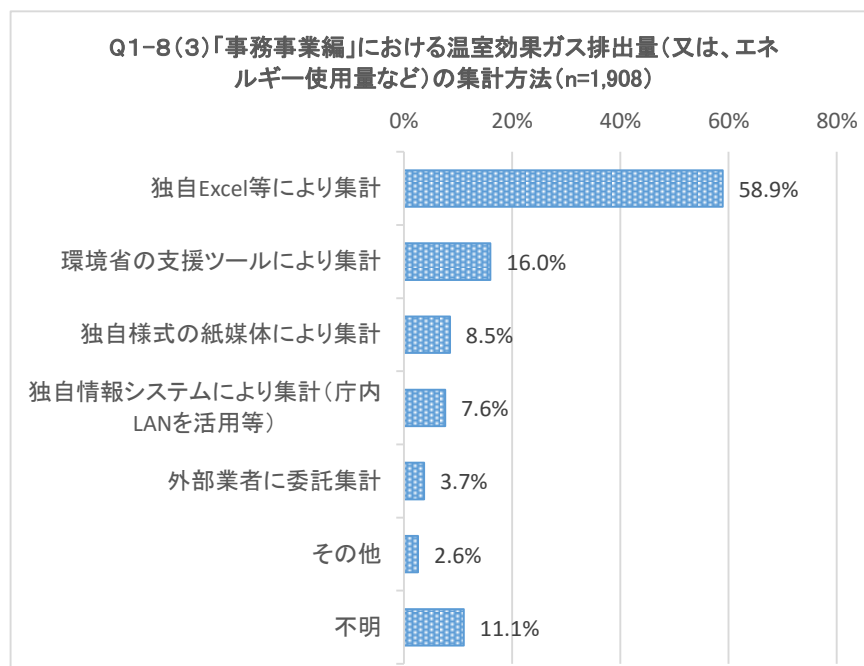
3) 地方公共団体実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量の集計方法

計画における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自 Excel 等により集計」が 1,124 団体（58.9%）と最も多かった。次いで、「環境省の支援ツールにより集計」が 305 団体（16.0%）であった。

表 91

温室効果ガス排出量の集計方法	団体数	割合
独自情報システムにより集計（庁内LANを活用等）	145	7.6%
独自Excel等により集計	1124	58.9%
独自様式の紙媒体により集計	162	8.5%
環境省の支援ツールにより集計	305	16.0%
外部業者に委託集計	71	3.7%
その他	50	2.6%
不明	211	11.1%

図 114



<その他の主な回答>

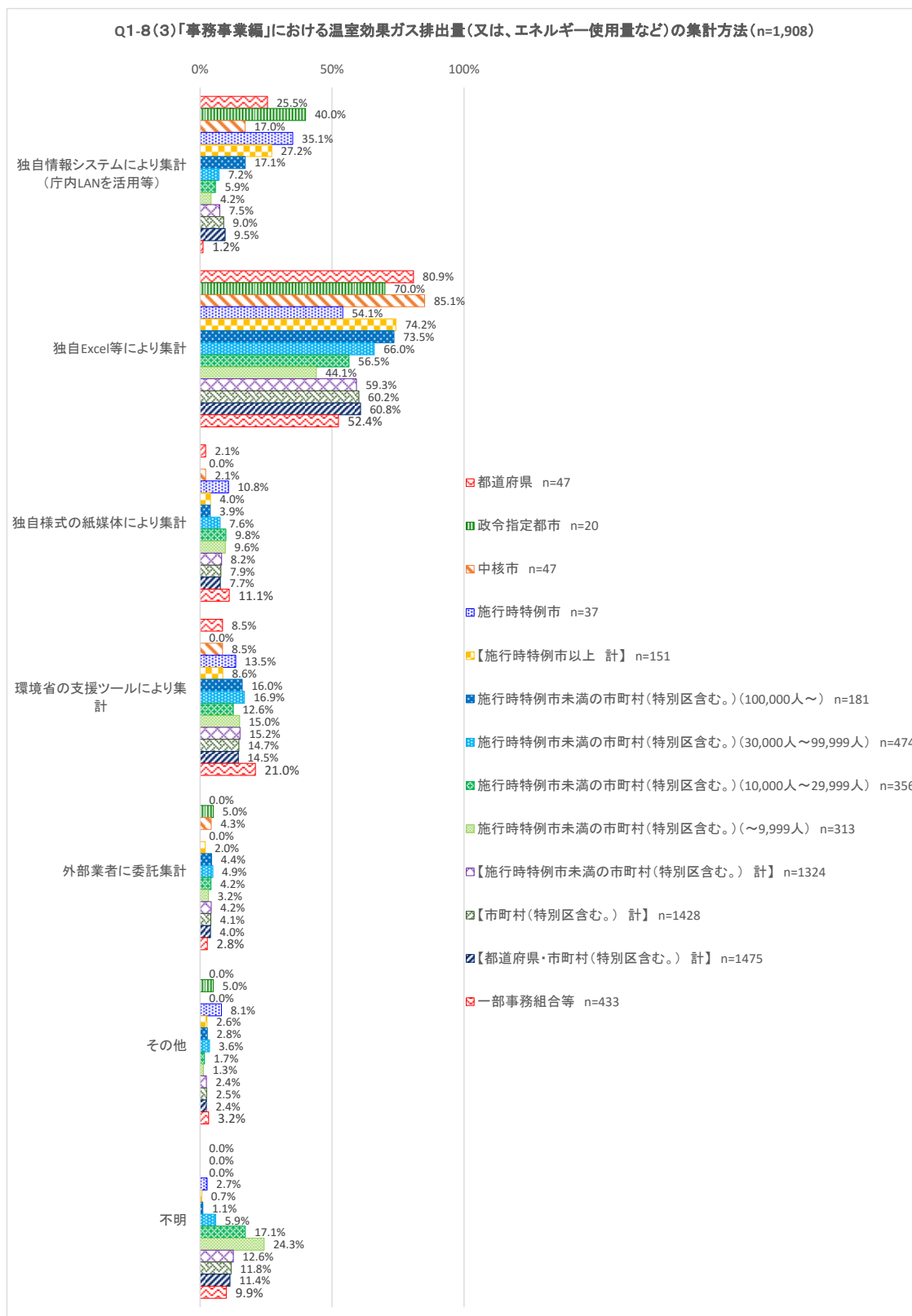
- ・ 外部業者のシステムにより集計
- ・ パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 「エコサス」の使用

全体では 7.6%と割合の低かった「独自情報システムにより集計（庁内 LAN を活用等）」であるが、団体区分別にみると、指定都市で 40.0%、施行時特例市で 35.1%が実施していた。

表 92

項目	区分	人口規模	独自情報システムにより集計（庁内LANを活用等）	独自Excel等により集計	独自様式の紙媒体により集計	環境省の支援ツールにより集計	外部業者に委託集計	その他	不明	対象団体数
団体数	都道府県		12	38	1	4	0	0	0	47
	政令指定都市		8	14	0	0	1	1	0	20
	中核市		8	40	1	4	2	0	0	47
	施行時特例市		13	20	4	5	0	3	1	37
	施行時特例市以上 計		41	112	6	13	3	4	1	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	31	133	7	29	8	5	2	181
		30,000人～99,999人	34	313	36	80	23	17	28	474
		10,000人～29,999人	21	201	35	45	15	6	61	356
		～9,999人	13	138	30	47	10	4	76	313
		計	99	785	108	201	56	32	167	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		128	859	113	210	59	36	168	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		140	897	114	214	59	36	168	1,475
	一部事務組合等		5	227	48	91	12	14	43	433
割合	都道府県		25.5%	80.9%	2.1%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	70.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%	0.0%	100.0%
	中核市		17.0%	85.1%	2.1%	8.5%	4.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		35.1%	54.1%	10.8%	13.5%	0.0%	8.1%	2.7%	100.0%
	施行時特例市以上 計		27.2%	74.2%	4.0%	8.6%	2.0%	2.6%	0.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	17.1%	73.5%	3.9%	16.0%	4.4%	2.8%	1.1%	100.0%
		30,000人～99,999人	7.2%	66.0%	7.6%	16.9%	4.9%	3.6%	5.9%	100.0%
		10,000人～29,999人	5.9%	56.5%	9.8%	12.6%	4.2%	1.7%	17.1%	100.0%
		～9,999人	4.2%	44.1%	9.6%	15.0%	3.2%	1.3%	24.3%	100.0%
		計	7.5%	59.3%	8.2%	15.2%	4.2%	2.4%	12.6%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		9.0%	60.2%	7.9%	14.7%	4.1%	2.5%	11.8%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		9.5%	60.8%	7.7%	14.5%	4.0%	2.4%	11.4%	100.0%
	一部事務組合等		1.2%	52.4%	11.1%	21.0%	2.8%	3.2%	9.9%	100.0%

図 115



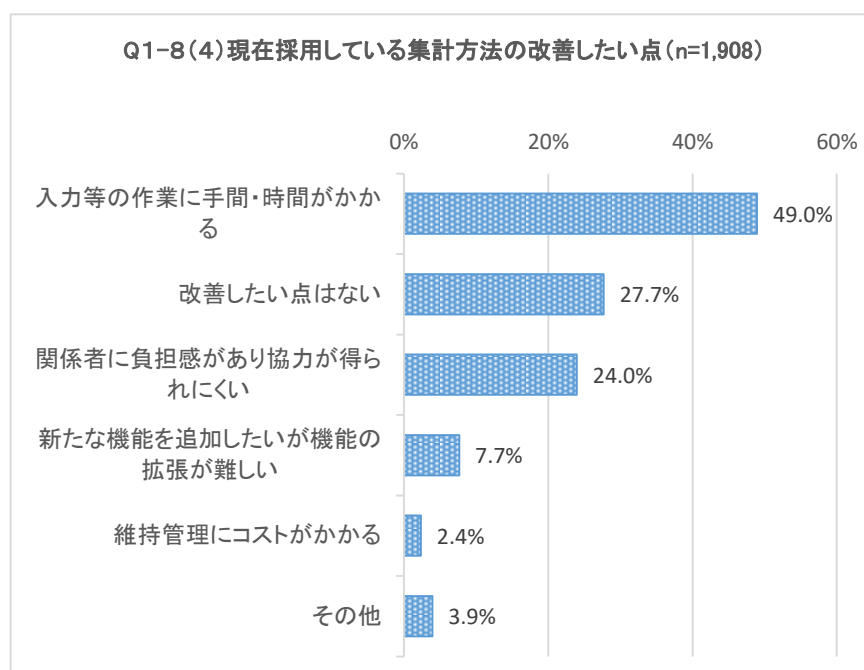
4) 現在採用している集計方法の改善したい点

現在採用している集計方法の改善したい点は、「入力等の作業に手間・時間がかかる」が 934 団体（49.0%）であった。次いで、「改善したい点はない」が 528 団体（27.7%）、「関係者に負担感があり協力が得られにくい」が 457 団体（24.0%）であった。

表 93

集計方法の改善したい点	団体数	割合
改善したい点はない	528	27.7%
維持管理にコストがかかる	45	2.4%
入力等の作業に手間・時間がかかる	934	49.0%
新たな機能を追加したいが機能の拡張が難しい	146	7.7%
関係者に負担感があり協力が得られにくい	457	24.0%
その他	75	3.9%

図 116



<その他の主な回答>

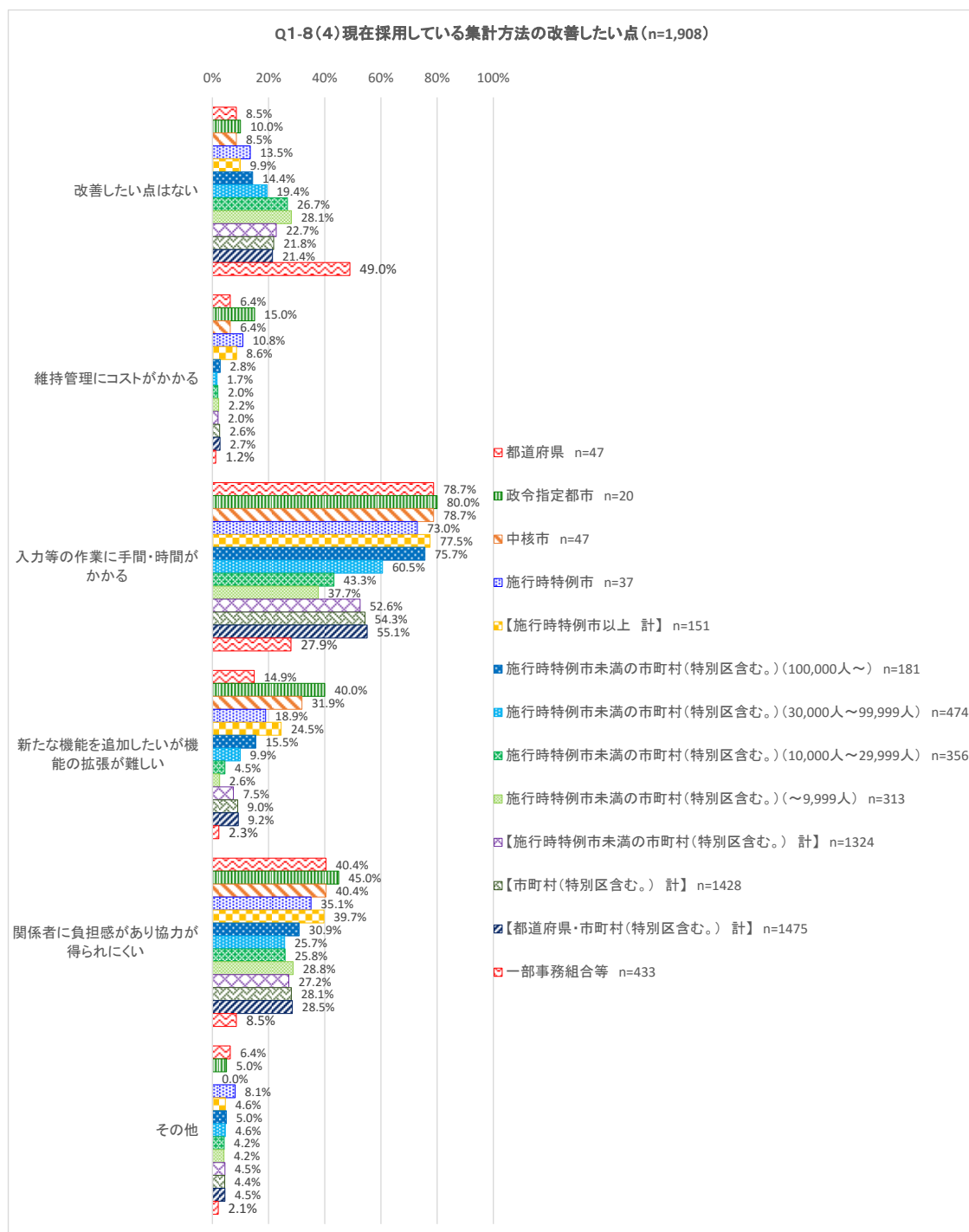
- ・ エラーチェックが困難
- ・ 担当職員のスキルアップや作業の引き継ぎが難しい

団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市並びに施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）（100,000 人～）では、「入力等の作業に手間・時間がかかる」と回答した団体がおおむね 7 割以上であった。

表 94

項目	区分	人口規模	改善したい点 はない	維持管理にコ ストがかかる	入力等の作業 に手間・時間 がかかる	新たな機能を 追加したいが 機能の拡張が 難しい	関係者に負担 感があり協力 が得られにく い	その他	対象団体数
団体数	都道府県		4	3	37	7	19	3	47
	政令指定都市		2	3	16	8	9	1	20
	中核市		4	3	37	15	19	0	47
	施行時特例市		5	4	27	7	13	3	37
	施行時特例市以上 計		15	13	117	37	60	7	151
	施行時特例市未満 の市町村（特別区含 む。）	100,000人～	26	5	137	28	56	9	181
		30,000人～99,999人	92	8	287	47	122	22	474
		10,000人～29,999人	95	7	154	16	92	15	356
		～9,999人	88	7	118	8	90	13	313
		計	301	27	696	99	360	59	1,324
	市町村（特別区含む。） 計		312	37	776	129	401	63	1,428
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		316	40	813	136	420	66	1,475
	一部事務組合等		212	5	121	10	37	9	433
割合	都道府県		8.5%	6.4%	78.7%	14.9%	40.4%	6.4%	100.0%
	政令指定都市		10.0%	15.0%	80.0%	40.0%	45.0%	5.0%	100.0%
	中核市		8.5%	6.4%	78.7%	31.9%	40.4%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		13.5%	10.8%	73.0%	18.9%	35.1%	8.1%	100.0%
	施行時特例市以上 計		9.9%	8.6%	77.5%	24.5%	39.7%	4.6%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村（特別区含 む。）	100,000人～	14.4%	2.8%	75.7%	15.5%	30.9%	5.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	19.4%	1.7%	60.5%	9.9%	25.7%	4.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	26.7%	2.0%	43.3%	4.5%	25.8%	4.2%	100.0%
		～9,999人	28.1%	2.2%	37.7%	2.6%	28.8%	4.2%	100.0%
		計	22.7%	2.0%	52.6%	7.5%	27.2%	4.5%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		21.8%	2.6%	54.3%	9.0%	28.1%	4.4%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		21.4%	2.7%	55.1%	9.2%	28.5%	4.5%	100.0%
	一部事務組合等		49.0%	1.2%	27.9%	2.3%	8.5%	2.1%	100.0%

図 117



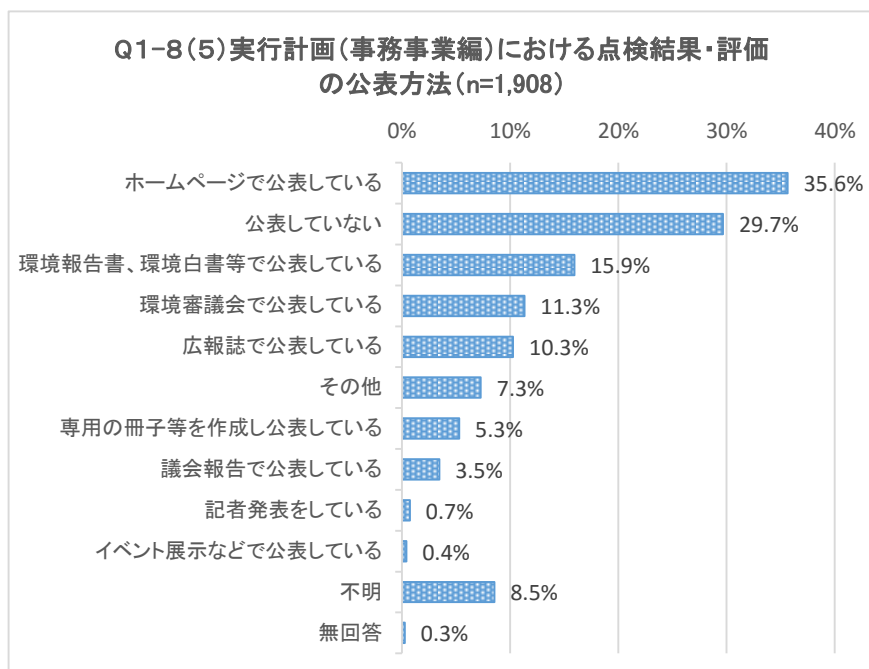
5) 地方公共団体実行計画（事務事業編）における点検結果・評価の公表方法

計画の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している」が 680 団体（35.6%）と最も多かった。次いで、「公表していない」が 566 団体（29.7%）であった。

表 95

点検結果・評価の公表方法	団体数	割合
ホームページで公表している	680	35.6%
広報誌で公表している	196	10.3%
環境報告書、環境白書等で公表している	304	15.9%
専用の冊子等を作成し公表している	101	5.3%
環境審議会で公表している	216	11.3%
議会報告で公表している	66	3.5%
記者発表をしている	14	0.7%
イベント展示などで公表している	8	0.4%
その他	139	7.3%
公表していない	566	29.7%
不明	163	8.5%
無回答	5	0.3%

図 118 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 庁内の掲示板や LAN、情報誌で公表している
- ・ 行政の情報公開スペースで公表している
- ・ 必要に応じ公表している

- ・ 選択肢以外の会議や委員会で公表している
- ・ 公告にて公表している

<公表していない理由の主な回答>

- ・ 計画期間が経過しているため
- ・ 点検を行っていないため
- ・ 対内的な計画として策定しているため
- ・ 公表するツールがないため

6) 最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）における直近に実施した点検状況

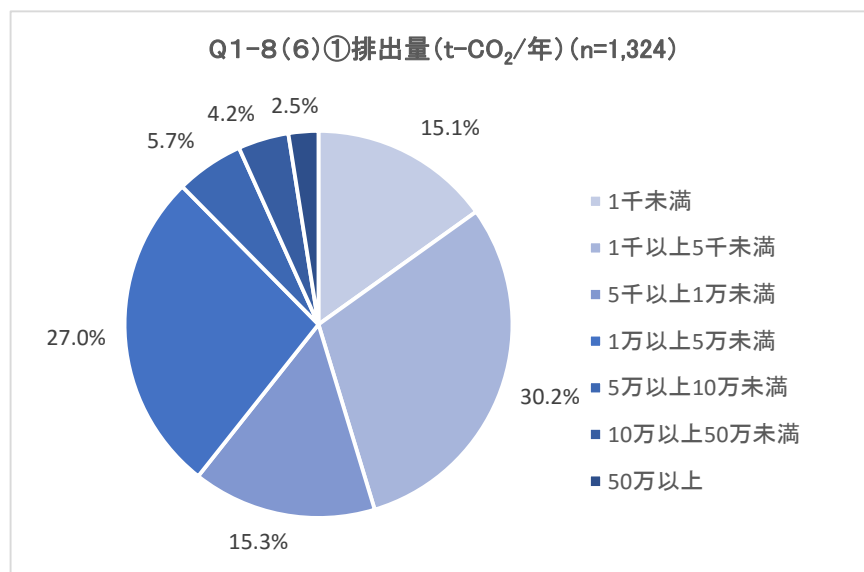
①温室効果ガス総排出量を計画の目標に設定している場合

直近に実施した点検で、温室効果ガス総排出量を計画の目標に設定している団体では、「排出量（t-CO₂/年）1千以上5千未満」が400団体（30.2%）と最も多かった。次いで、「排出量（t-CO₂/年）1万以上5万未満」が357団体（27.0%）であった。

表 96

排出量(t-CO ₂ /年)	団体数	割合
1千未満	200	15.1%
1千以上5千未満	400	30.2%
5千以上1万未満	203	15.3%
1万以上5万未満	357	27.0%
5万以上10万未満	75	5.7%
10万以上50万未満	56	4.2%
50万以上	33	2.5%

図 119



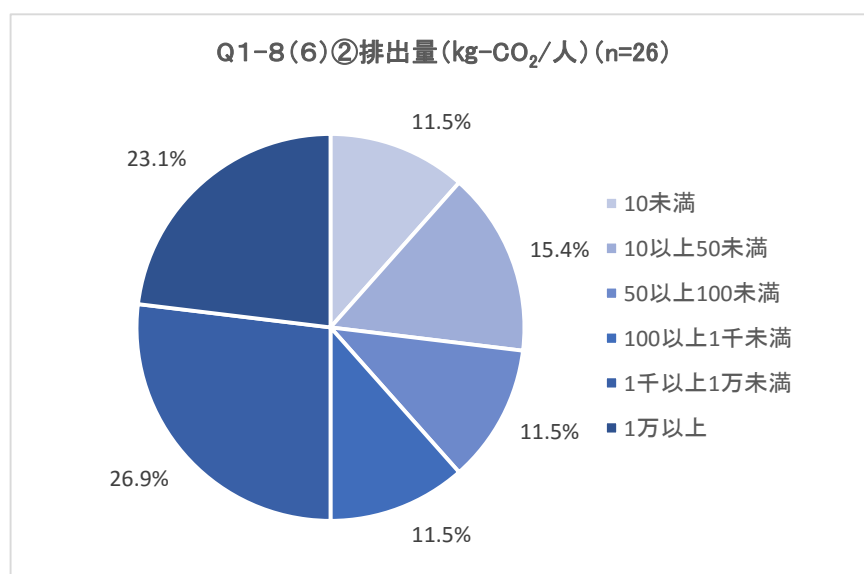
② 1人あたりの温室効果ガス排出量を計画の目標に設定している場合

直近に実施した点検で、1人あたりの温室効果ガス排出量を計画の目標に設定している団体では、「排出量(kg-CO₂/人) 1千以上1万未満」が7団体(26.9%)と最も多かった。次いで、「排出量(kg-CO₂/人) 1万以上」が6団体(23.1%)であった。

表 97

排出量(kg-CO ₂ /人)	団体数	割合
10未満	3	11.5%
10以上50未満	4	15.4%
50以上100未満	3	11.5%
100以上1千未満	3	11.5%
1千以上1万未満	7	26.9%
1万以上	6	23.1%

図 120



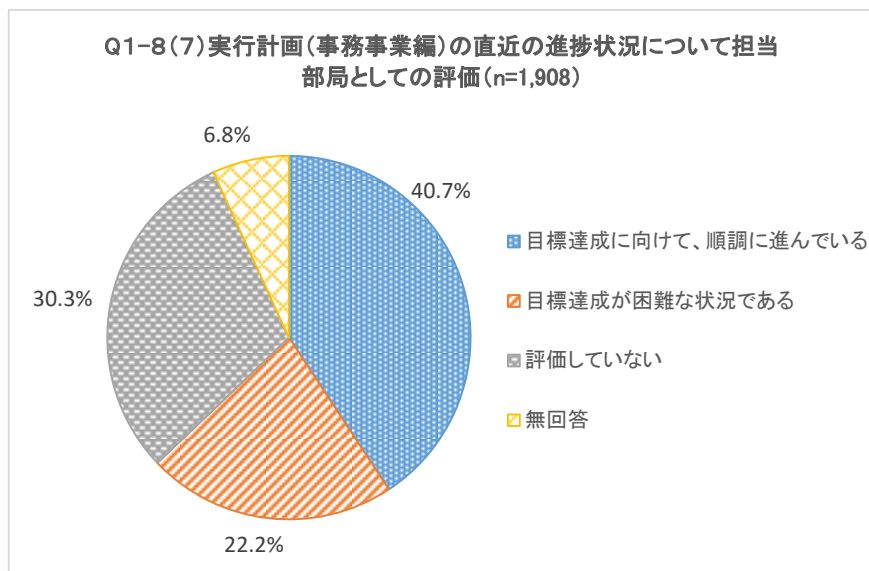
7) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の直近の進捗状況について担当部局としての評価

計画の直近の進捗状況について担当部局の評価は、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」が 777 団体（40.7%）で最も多かった。次いで、「評価していない」が 578 団体（30.3%）であった。

表 98

進捗状況の担当部(局)課係としての評価	団体数	割合
目標達成に向けて、順調に進んでいる	777	40.7%
目標達成が困難な状況である	423	22.2%
評価していない	578	30.3%
無回答	130	6.8%

図 121



（９）地方公共団体実行計画（事務事業編）の見直し

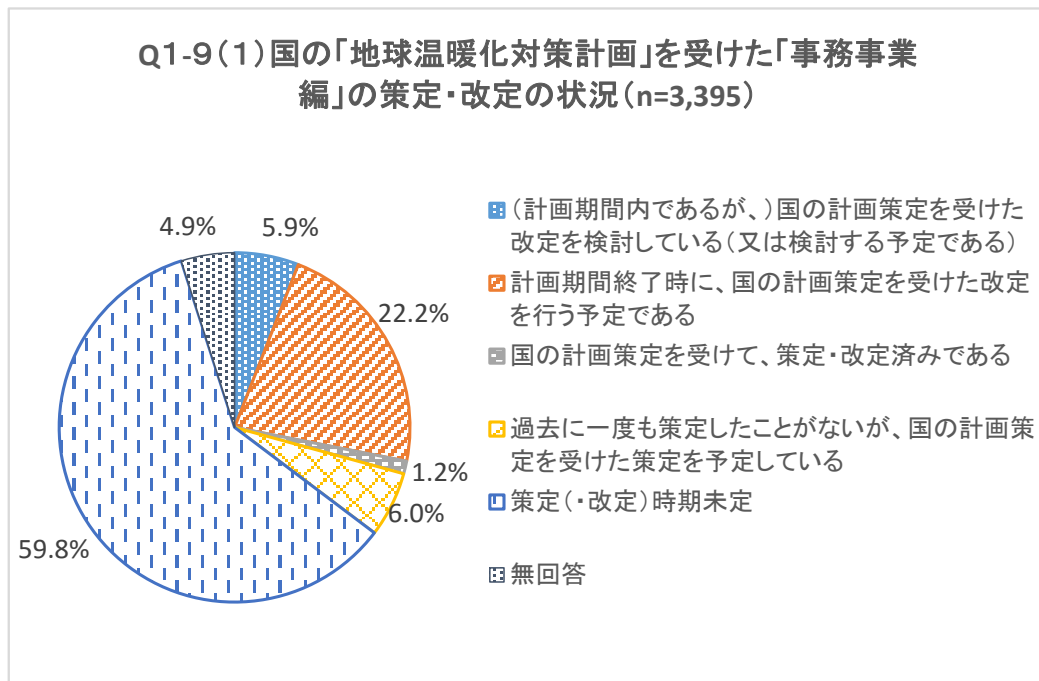
１）国の地球温暖化対策計画を受けた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定の状況

国の地球温暖化対策計画を受けた計画の策定・改定の状況は、「策定（・改定）時期未定」が 2,029 団体（59.8%）と最も多かった。次いで、「計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である」が 753 団体（22.2%）であった。

表 99

策定・改定の状況	団体数	割合
（計画期間内であるが、）国の計画策定を受けた改定を検討している（又は検討する予定である）	201	5.9%
計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である	753	22.2%
国の計画策定を受けて、策定・改定済みである	40	1.2%
過去に一度も策定したことがないが、国の計画策定を受けた策定を予定している	205	6.0%
策定（・改定）時期未定	2,029	59.8%
無回答	167	4.9%

図 122 【再掲】



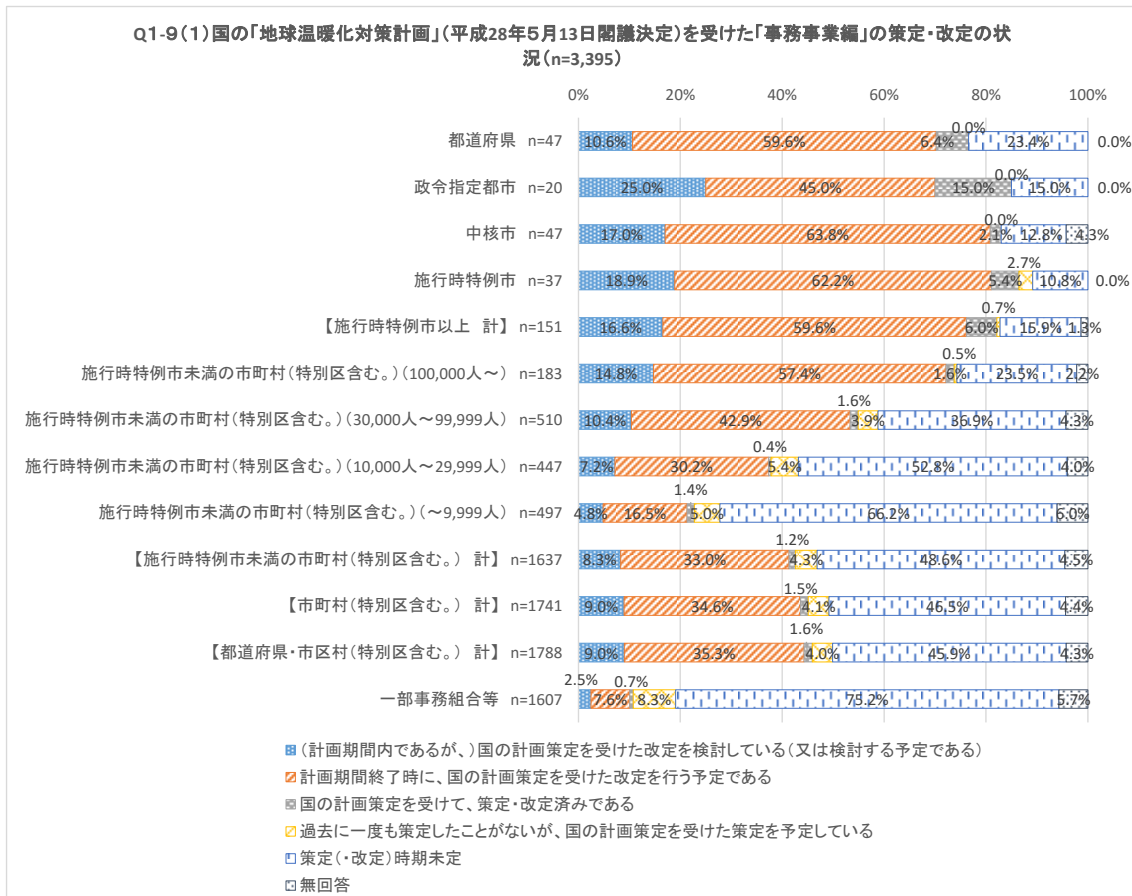
団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、おおよそ8割以上が国の計画策定を受けて策定・改定済み又は改定予定との回答であった。

都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）においては、人口規模が小さくなるに従い、策定・改定済み又は改定予定の割合が低くなる傾向が見られた。

表 100

項目	区分	人口規模	(計画期間内であるが、)国の計画策定を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)	計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である	国の計画策定を受けて、策定・改定済みである	過去に一度も策定したが、国の計画策定を受けた策定を予定している	策定(・改定)時期未定	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		5	28	3	0	11	0	47
	政令指定都市		5	9	3	0	3	0	20
	中核市		8	30	1	0	6	2	47
	施行時特例市		7	23	2	1	4	0	37
	施行時特例市以上 計		25	90	9	1	24	2	151
	施行時特例市未満	100,000人～	27	105	3	1	43	4	183
	の市町村(特別区含む。)	30,000人～99,999人	53	219	8	20	188	22	510
		10,000人～29,999人	32	135	2	24	236	18	447
		～9,999人	24	82	7	25	329	30	497
		計	136	541	20	70	796	74	1,637
	市町村(特別区含む。) 計		156	603	26	71	809	76	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		161	631	29	71	820	76	1,788
	一部事務組合等		40	122	11	134	1,209	91	1,607
割合	都道府県		10.6%	59.6%	6.4%	0.0%	23.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		25.0%	45.0%	15.0%	0.0%	15.0%	0.0%	100.0%
	中核市		17.0%	63.8%	2.1%	0.0%	12.8%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		18.9%	62.2%	5.4%	2.7%	10.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		16.6%	59.6%	6.0%	0.7%	15.9%	1.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	14.8%	57.4%	1.6%	0.5%	23.5%	2.2%	100.0%
		30,000人～99,999人	10.4%	42.9%	1.6%	3.9%	36.9%	4.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	7.2%	30.2%	0.4%	5.4%	52.8%	4.0%	100.0%
		～9,999人	4.8%	16.5%	1.4%	5.0%	66.2%	6.0%	100.0%
	計		8.3%	33.0%	1.2%	4.3%	48.6%	4.5%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	9.0%	34.6%	1.5%	4.1%	46.5%	4.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		9.0%	35.3%	1.6%	4.0%	45.9%	4.3%	100.0%
	一部事務組合等		2.5%	7.6%	0.7%	8.3%	75.2%	5.7%	100.0%

図 123

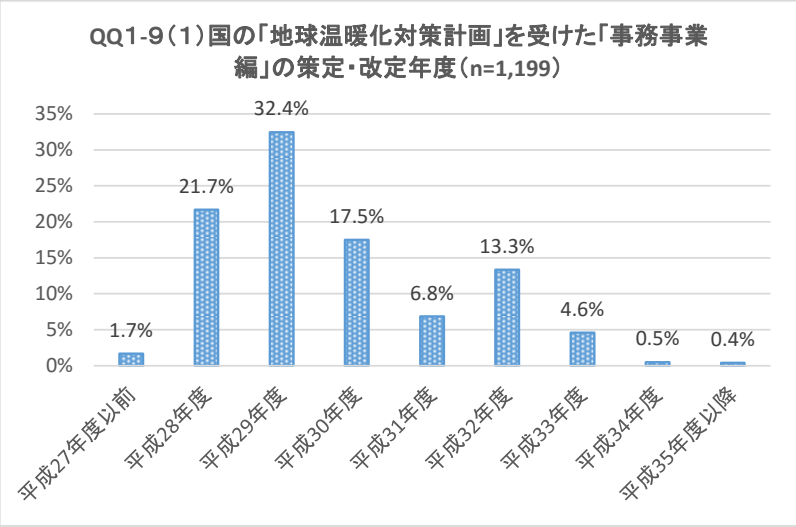


また、国の地球温暖化対策計画を受けた計画の策定・改定年度については、「平成29年度」が389団体(32.4%)と最も多かった。次いで、「平成28年度」が260団体(21.7%)であった。

表 101

策定・改定年度	団体数	割合
平成27年度以前	20	1.7%
平成28年度	260	21.7%
平成29年度	389	32.4%
平成30年度	210	17.5%
平成31年度	82	6.8%
平成32年度	160	13.3%
平成33年度	55	4.6%
平成34年度	6	0.5%
平成35年度以降	5	0.4%

図 124 【再掲】



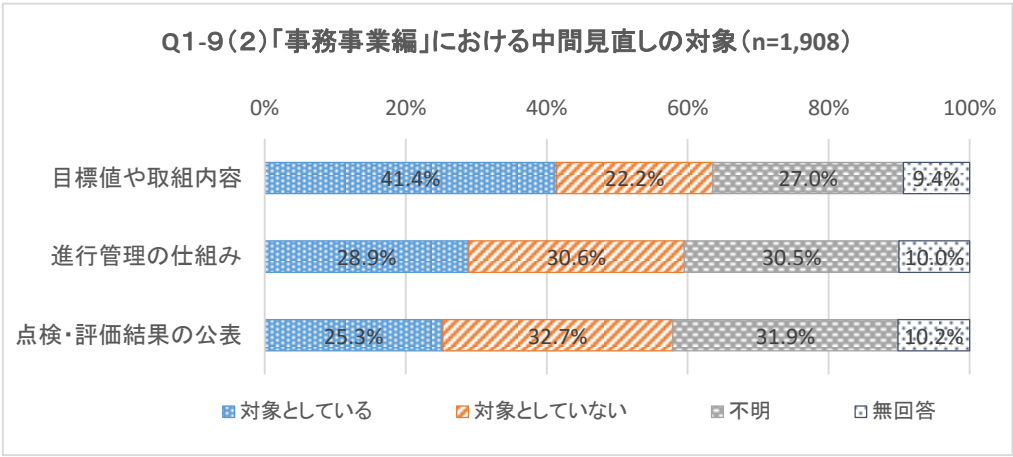
2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）における中間見直しの対象

計画の中間見直しの対象としている項目について、「目標値や取組内容」は 790 団体（41.4%）、「進行管理の仕組み」は 552 団体（28.9%）、「点検・評価結果の公表」は 482 団体（25.3%）であった。

表 102

	団体数			割合		
	目標値や取組内容	進行管理の仕組み	点検・評価結果の公表	目標値や取組内容	進行管理の仕組み	点検・評価結果の公表
対象としている	790	552	482	41.4%	28.9%	25.3%
対象としていない	423	584	623	22.2%	30.6%	32.7%
不明	516	581	609	27.0%	30.5%	31.9%
無回答	179	191	194	9.4%	10.0%	10.2%

図 125 【再掲】



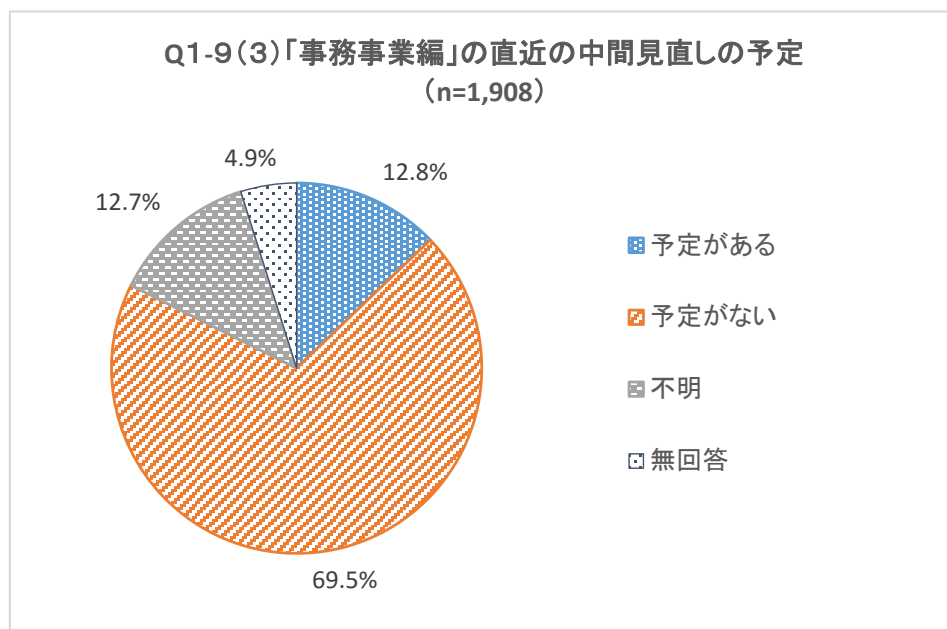
3) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の直近の中間見直しの予定

計画の直近の中間見直しの予定は、「予定がない」が 1,327 団体（69.5%）で最も多かった。

表 103

中間見直しの予定	団体数	割合
予定がある	245	12.8%
予定がない	1,327	69.5%
不明	243	12.7%
無回答	93	4.9%

図 126

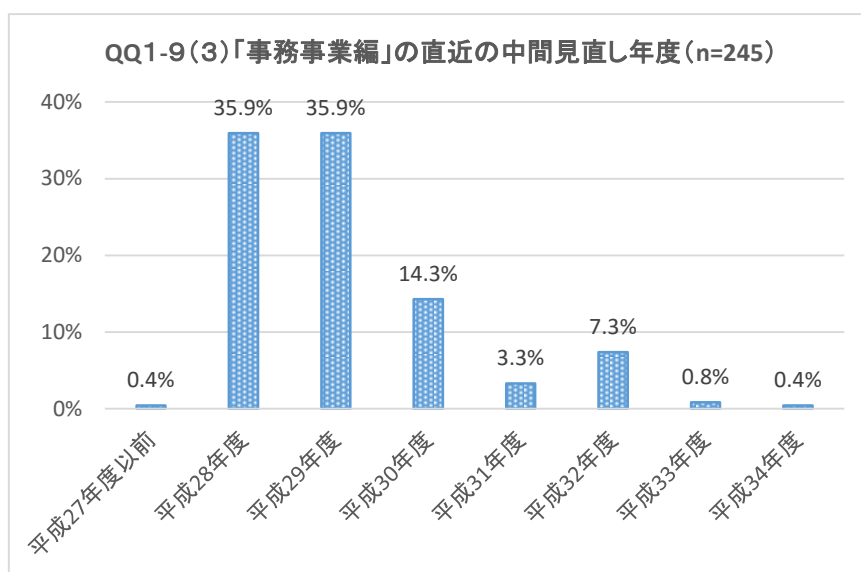


また、中間見直しの予定年度については、「平成 28 年度」「平成 29 年度」が共に 88 団体（35.9%）と最も多かった。

表 104

中間見直し年度	団体数	割合
平成27年度以前	1	0.4%
平成28年度	88	35.9%
平成29年度	88	35.9%
平成30年度	35	14.3%
平成31年度	8	3.3%
平成32年度	18	7.3%
平成33年度	2	0.8%
平成34年度	1	0.4%

図 127



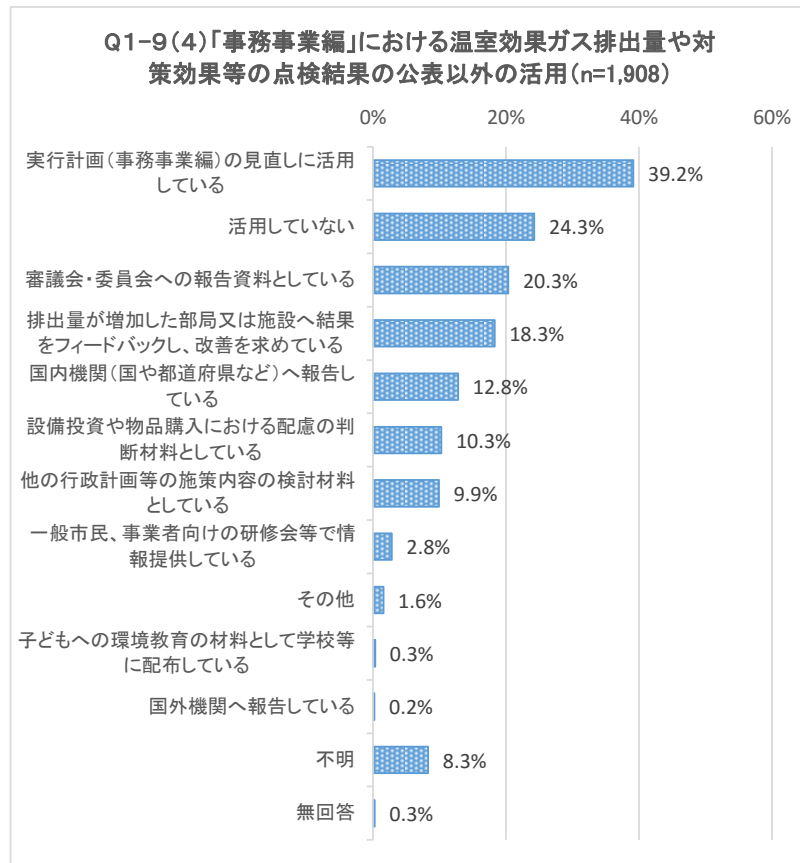
4) 温室効果ガス排出量や対策効果の点検結果の公表以外の活用方法

計画における温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果の、公表以外の活用方法は、「実行計画(事務事業編)の見直しに活用している」が 747 団体(39.2%)で最も多かった。次いで、「活用していない」が 463 団体(24.3%)、「審議会・委員会への報告資料としている」が 388 団体(20.3%)であった。

表 105

点検結果の公表以外の活用	団体数	割合
国内機関(国や都道府県など)へ報告している	244	12.8%
国外機関へ報告している	4	0.2%
実行計画(事務事業編)の見直しに活用している	747	39.2%
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	189	9.9%
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	54	2.8%
子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している	6	0.3%
審議会・委員会への報告資料としている	388	20.3%
排出量が増加した部局又は施設へ結果をフィードバックし、改善を求めている	349	18.3%
設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている	196	10.3%
その他	30	1.6%
活用していない	463	24.3%
不明	158	8.3%
無回答	5	0.3%

図 128 【再掲】



＜その他の主な回答＞

- ・ 全部局にフィードバックして、取組に反映できるようにしている
- ・ 職員研修の資料として活用している
- ・ 省エネ法の定期報告書の資料として活用している

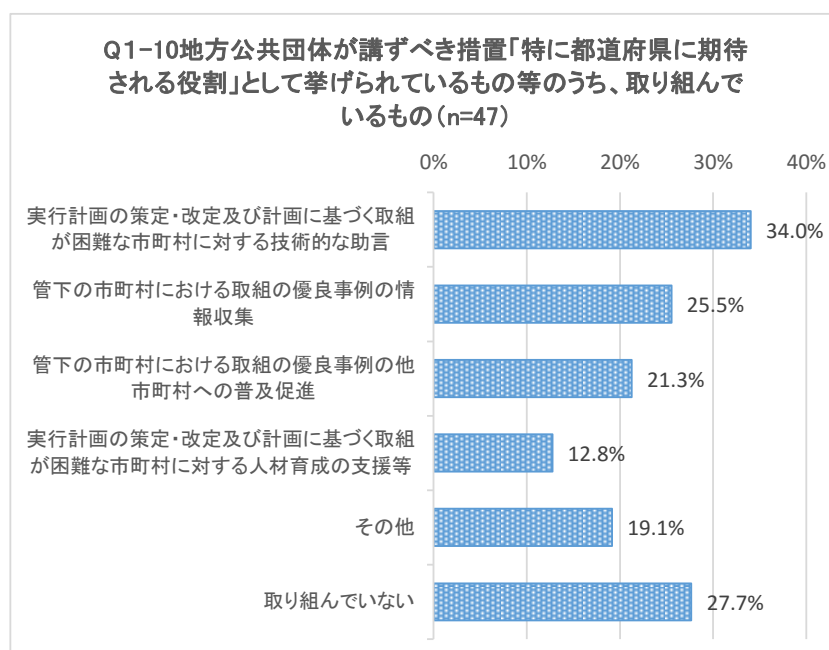
（１０）地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものとしては、「実行計画（事務事業編）の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」が 16 団体（34.0%）で最も多かった。次いで、「管下の市町村における取組の優良事例の情報収集」が 12 団体（25.5%）、「管下の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」が 10 団体（21.3%）であった。

表 106

地方公共団体が講ずべき措置	団体数	割合
管下の市町村における取組の優良事例の情報収集	12	25.5%
管下の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	10	21.3%
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	16	34.0%
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	6	12.8%
その他	9	19.1%
取り組んでいない	13	27.7%

図 129



＜その他の主な回答＞

- ・ 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定に対する情報提供や助言
- ・ 市町間の情報交換等の調整役

3. 区域施策に関する事項

(1) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

1) 平成 28 年 10 月 1 日現在の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

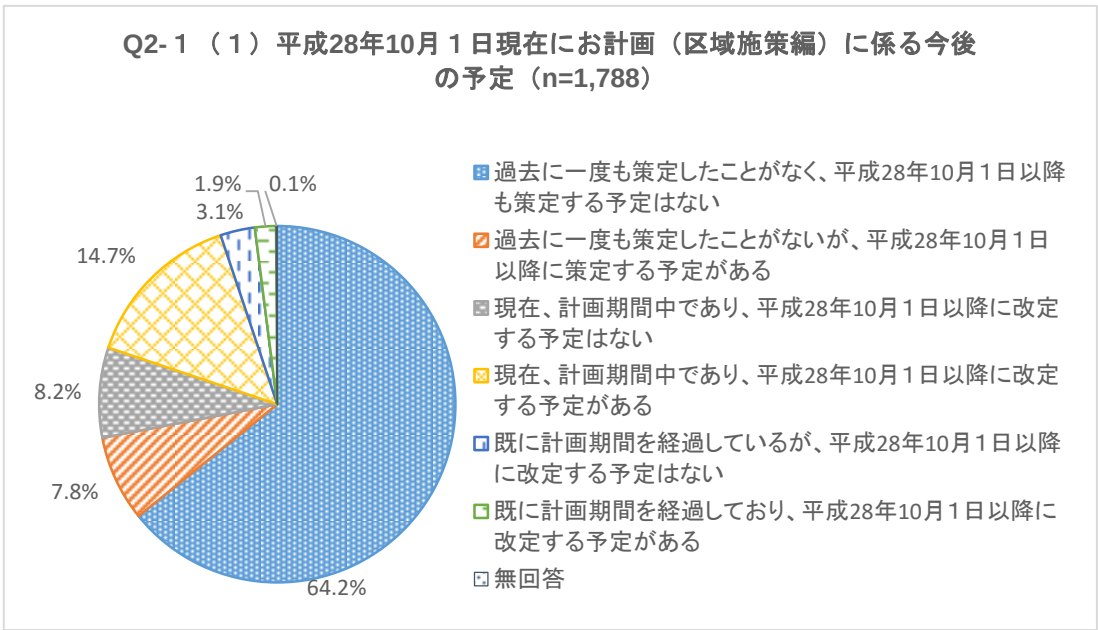
地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況は、「過去に一度も策定したことがない」団体は合計 1,287 団体（72.0%）であった。このうち 1,148 団体（64.2%）が、「平成 28 年 10 月 1 日以降も策定する予定はない」との回答であった。一方、「平成 28 年 10 月 1 日以降に策定する予定がある」団体は 139 団体（7.8%）であった。

また、56 団体（3.1%）が、「既に計画期間を経過しているが、平成 28 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない」との回答であった。

表 107

策定・改定状況	団体数	割合
過去に一度も策定したことがなく、平成28年10月1日以降も策定する予定はない	1,148	64.2%
過去に一度も策定したことがないが、平成28年10月1日以降に策定する予定がある	139	7.8%
現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定はない	146	8.2%
現在、計画期間中であり、平成28年10月1日以降に改定する予定がある	263	14.7%
既に計画期間を経過しているが、平成28年10月1日以降に改定する予定はない	56	3.1%
既に計画期間を経過しており、平成28年10月1日以降に改定する予定がある	34	1.9%
無回答	2	0.1%

図 130

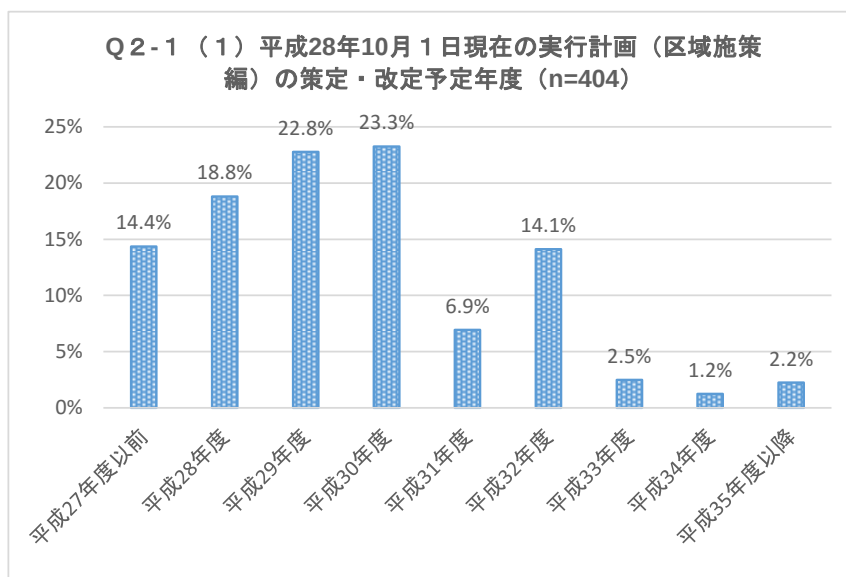


過去に一度も策定したことがないが、今後策定予定がある又は現在計画期間中で今後改定予定がある団体の計画策定・改定予定年度は、平成 30 年度が 94 団体（23.3%）と最も多かった。

表 108

予定年度	団体数	割合
平成27年度以前	58	14.4%
平成28年度	76	18.8%
平成29年度	92	22.8%
平成30年度	94	23.3%
平成31年度	28	6.9%
平成32年度	57	14.1%
平成33年度	10	2.5%
平成34年度	5	1.2%
平成35年度以降	9	2.2%

図 131



Q2-1 (2) の設問「平成28年10月1日現在の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定年度及び計画期間並びに最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の名称」

本報告書には、未掲載。

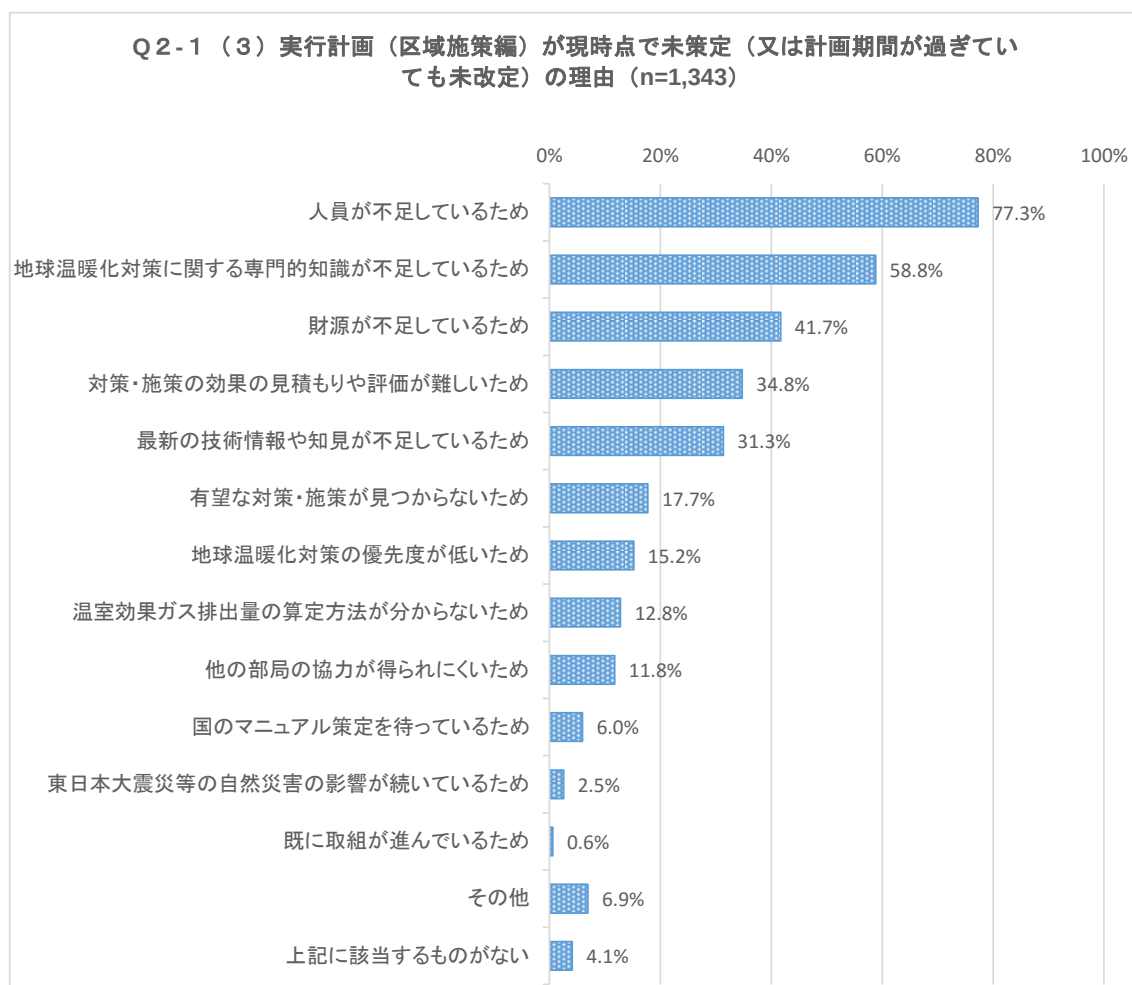
2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）が現時点で未策定（若しくは計画期間が過ぎていても未策定）の理由

計画が現時点で未策定の理由は、「人員が不足しているため」が 1,038 団体（77.3%）と最も多かった。次いで「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」が 790 団体（58.8%）であった。

表 109

未改定の理由	団体数	割合
財源が不足しているため	560	41.7%
人員が不足しているため	1,038	77.3%
他の部局の協力が得られにくい	158	11.8%
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	790	58.8%
最新の技術情報や知見が不足しているため	421	31.3%
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	467	34.8%
有望な対策・施策が見つからないため	238	17.7%
東日本大震災等の自然災害の影響が続いているため	34	2.5%
国のマニュアル策定を待っているため	80	6.0%
地球温暖化対策の優先度が低い	204	15.2%
温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため	172	12.8%
既に取組が進んでいるため	8	0.6%
その他	93	6.9%
上記に該当するものがない	55	4.1%

図 132 【再掲】



全体で選択割合の高かった理由について団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）について、「人員が不足しているため」「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」の選択割合は、人口規模が小さくなるに従い、割合が高くなる傾向が見られた。

表 110

項目	区分	人口規模	財源が不足している ため	人員が不足している ため	他の部局の協力が 得られにくい ため	地球温暖化対策に 関する専門的知識 が不足している ため	最新の技術情報や 知見が不足している ため	対策・施策の効果の 見積もりや評価が難 しい ため	有望な対策・施策が 見つからない ため
団体数	都道府県		0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市		0	0	0	0	0	0	0
	中核市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市以上 計		0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	44	59	12	40	25	38	15
		30,000人～99,999人	184	289	38	229	130	171	71
		10,000人～29,999人	169	321	46	243	118	128	73
		～9,999人	163	369	62	278	148	130	79
		計	560	1,038	158	790	421	467	238
	市町村(特別区含む。)	計	560	1,038	158	790	421	467	238
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	560	1,038	158	790	421	467	238
割合	都道府県		-	-	-	-	-	-	-
	政令指定都市		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	中核市		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市		-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市以上 計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	53.7%	72.0%	14.6%	48.8%	30.5%	46.3%	18.3%
		30,000人～99,999人	47.2%	74.1%	9.7%	58.7%	33.3%	43.8%	18.2%
		10,000人～29,999人	41.4%	78.7%	11.3%	59.6%	28.9%	31.4%	17.9%
		～9,999人	35.3%	79.9%	13.4%	60.2%	32.0%	28.1%	17.1%
		計	41.7%	77.3%	11.8%	58.9%	31.4%	34.8%	17.7%
	市町村(特別区含む。)	計	41.7%	77.3%	11.8%	58.8%	31.3%	34.8%	17.7%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	41.7%	77.3%	11.8%	58.8%	31.3%	34.8%	17.7%

項目	区分	人口規模	東日本大震災等の 自然災害の影響が 続いているため	国のマニュアル策定 を待っているため	地球温暖化対策の 優先度が低い ため	温室効果ガス排出 量の算定方法が分 からない ため	既に取組が進んで いるため	その他	上記に該当するもの がない	対象団体数
団体数	都道府県		0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市		0	0	0	0	0	1	0	1
	中核市		0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市		0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市以上 計		0	0	0	0	0	1	0	1
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	1	12	10	11	1	12	3	82
		30,000人～99,999人	15	35	41	50	2	24	17	390
		10,000人～29,999人	10	17	63	47	1	30	16	408
		～9,999人	8	16	90	64	4	26	19	462
		計	34	80	204	172	8	92	55	1,342
	市町村(特別区含む。)	計	34	80	204	172	8	93	55	1,343
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	34	80	204	172	8	93	55	1,343
割合	都道府県		-	-	-	-	-	-	-	-
	政令指定都市		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	中核市		-	-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市		-	-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市以上 計		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	1.2%	14.6%	12.2%	13.4%	1.2%	14.6%	3.7%	100.0%
		30,000人～99,999人	3.8%	9.0%	10.5%	12.8%	0.5%	6.2%	4.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	2.5%	4.2%	15.4%	11.5%	0.2%	7.4%	3.9%	100.0%
		～9,999人	1.7%	3.5%	19.5%	13.9%	0.9%	5.6%	4.1%	100.0%
		計	2.5%	6.0%	15.2%	12.8%	0.6%	6.9%	4.1%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	2.5%	6.0%	15.2%	12.8%	0.6%	6.9%	4.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	2.5%	6.0%	15.2%	12.8%	0.6%	6.9%	4.1%	100.0%

図 133 (1 / 2)

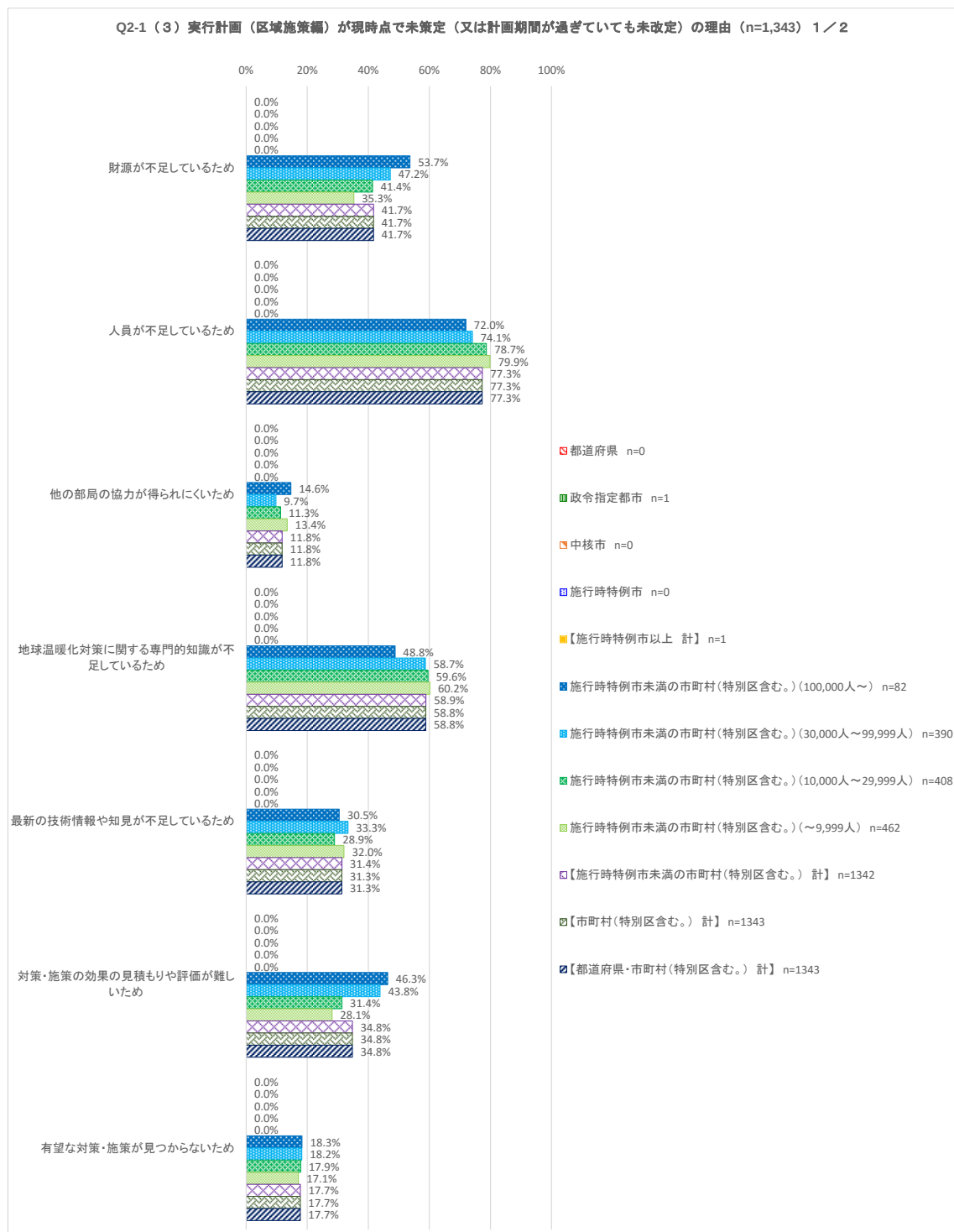
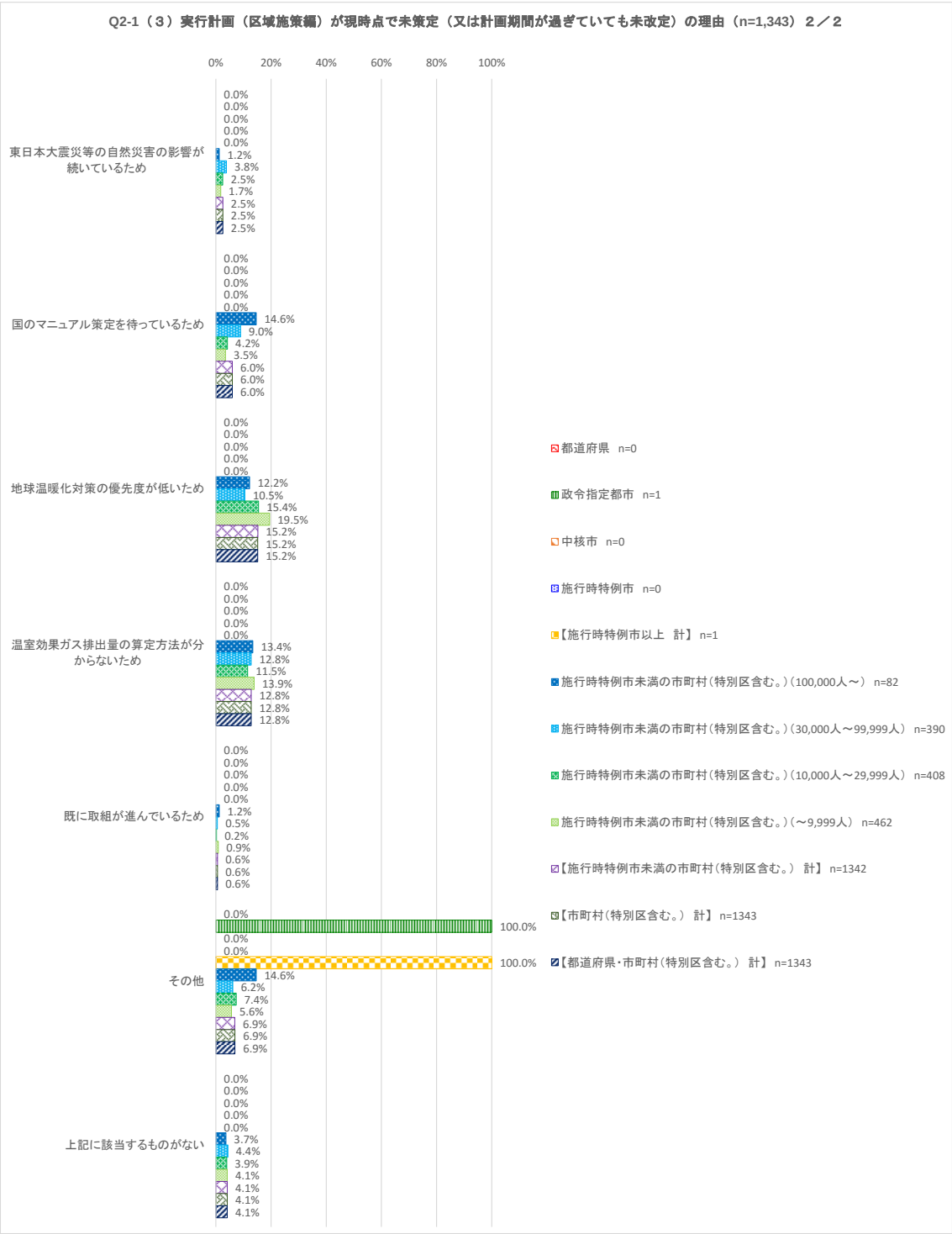


図 134 (2 / 2)



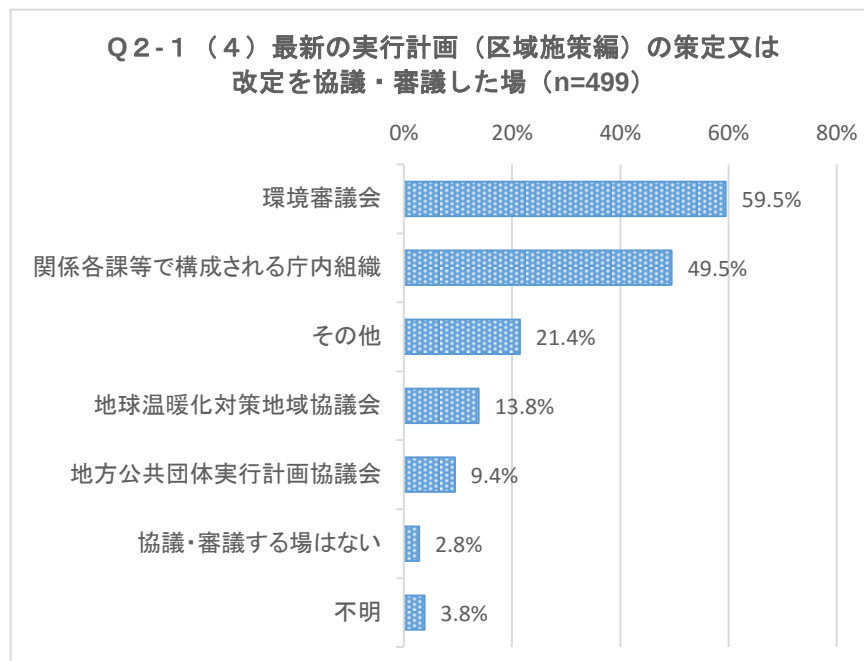
3) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定を協議・審議した場

計画の策定又は改定を協議・審議した場合は、「環境審議会」が297団体(59.5%)と最も多く、次いで「関係各課等で構成される庁内組織」が247団体(49.5%)であった。一方、「協議・審議する場はない」との回答も14団体(2.8%)あった。

表 111

協議・審議した場	団体数	割合
地方公共団体実行計画協議会	47	9.4%
地球温暖化対策地域協議会	69	13.8%
環境審議会	297	59.5%
関係各課等で構成される庁内組織	247	49.5%
その他	107	21.4%
協議・審議する場はない	14	2.8%
不明	19	3.8%

図 135



<その他の主な回答>

- ・ 庁外の有識者、市民、企業関係者等で構成される委員会
- ・ 独自の委員会や協議会
- ・ パブリックコメントを実施

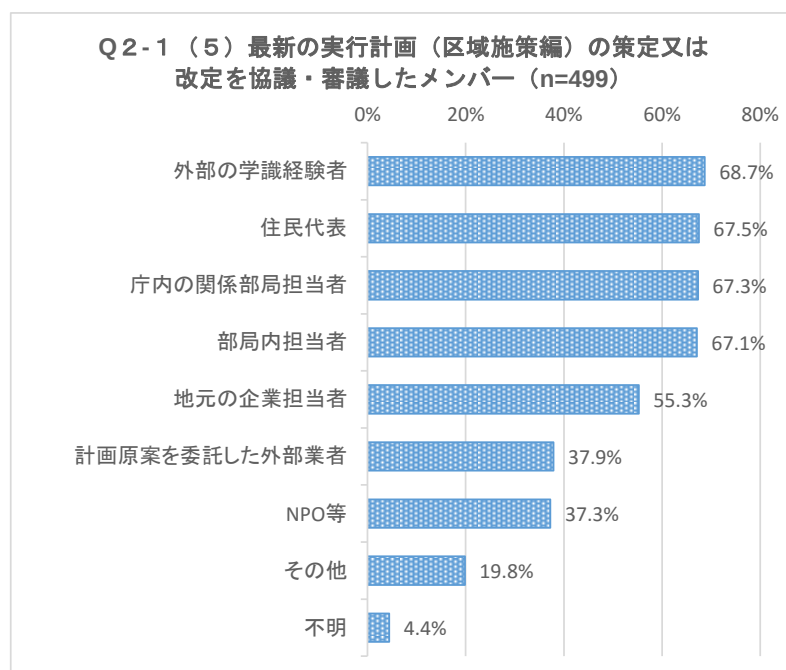
4) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定を協議・審議したメンバー

計画の策定又は改定を協議・審議したメンバーは、「外部の学識経験者」343団体（68.7%）や「住民代表」337団体（67.5%）と並び「庁内の関係部局担当者」336団体（67.3%）や「部局内担当者」335団体（67.1%）が同等に多かった。協議・審議には内外の関係者を体制に含めて検討していることが伺える。

表 112

協議・審議したメンバー	団体数	割合
部局内担当者	335	67.1%
庁内の関係部局担当者	336	67.3%
NPO等	186	37.3%
住民代表	337	67.5%
地元の企業担当者	276	55.3%
外部の学識経験者	343	68.7%
計画原案を委託した外部業者	189	37.9%
その他	99	19.8%
不明	22	4.4%

図 136



<その他の主な回答>

- ・ 関係行政機関、関係団体の職員
- ・ 他の地方公共団体職員
- ・ 都道府県の職員
- ・ 地球温暖化防止活動推進員
- ・ 事業者

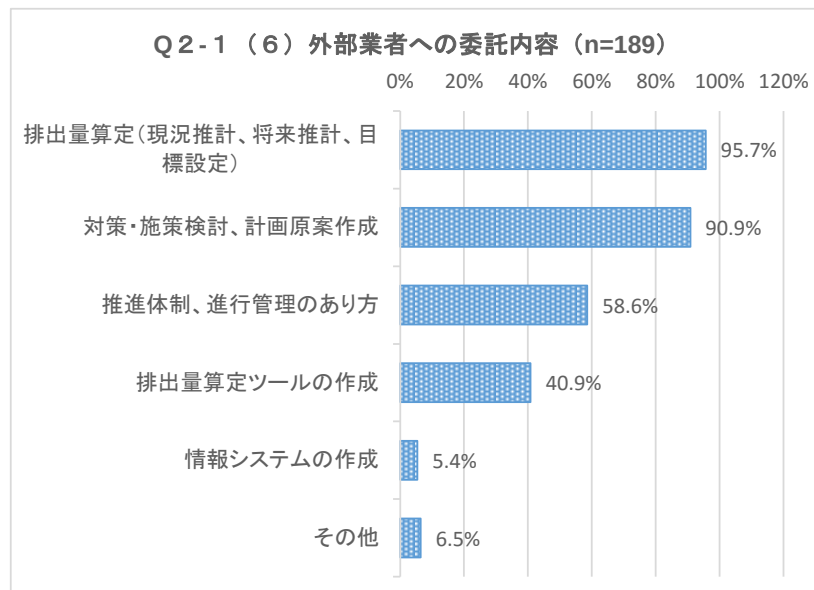
5) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定に関する原案作成段階でのコンサルタント等外部業者への委託状況

前設問の回答結果より、計画の策定又は改定に関する原案作成段階でコンサルタント等外部業者へ委託した団体は 189 団体（37.9%）であった。外部業者への委託状況は、「排出量算定」が 178 団体（94.2%）と最も多かった。次いで「対策・施策検討、計画原案作成」が 169 団体（89.4%）であった。

表 113

委託内容	団体数	割合
排出量算定（現況推計、将来推計、目標設定）	178	94.2%
排出量算定ツールの作成	76	40.2%
情報システムの作成	10	5.3%
対策・施策検討、計画原案作成	169	89.4%
推進体制、進行管理のあり方	109	57.7%
その他	12	6.3%

図 137



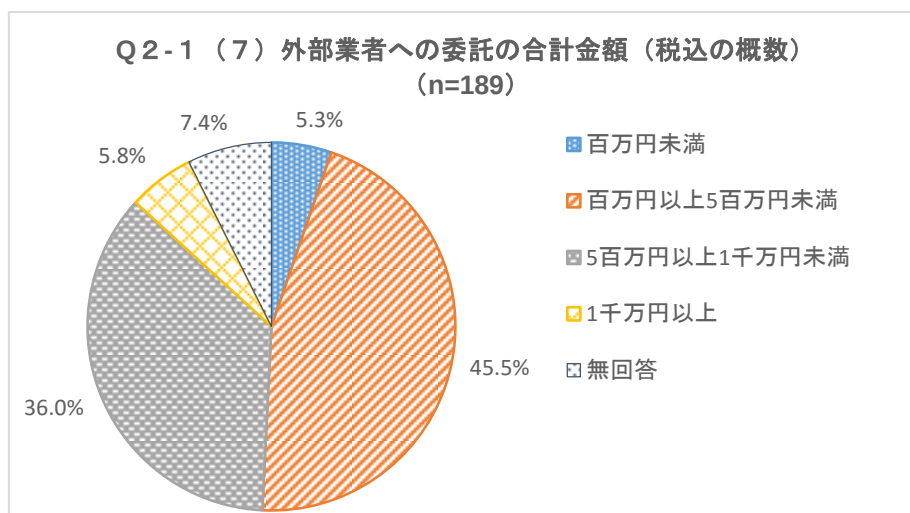
6) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・改定にかかる外部業者への委託の合計金額

計画の策定・改定にかかる外部業者への委託の合計金額は、「百万円以上5百万円未満」が86団体（45.5%）と最も多く、次いで「5百万円以上1千万円未満」が68団体（36.0%）であった。

表 114

委託内容	団体数	割合
百万円未満	10	5.3%
百万円以上5百万円未満	86	45.5%
5百万円以上1千万円未満	68	36.0%
1千万円以上	11	5.8%
無回答	14	7.4%

図 138



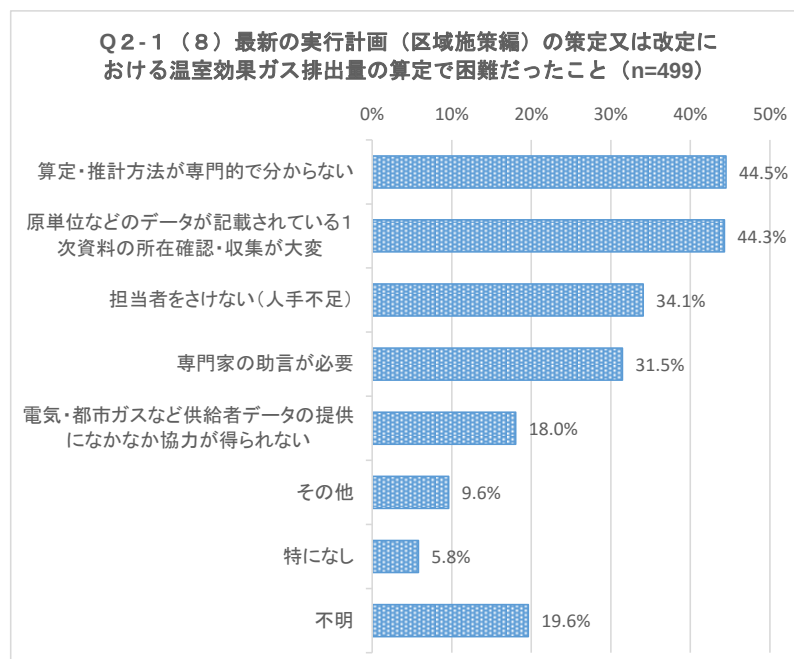
7) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現況推計、将来推計、目標設定）で困難だったこと

温室効果ガス排出量の算定で困難だったことは、「算定・推定方法が専門的で分からない」が 222 団体（44.5%）最も多いが、同様に「原単位などのデータが記載されている 1 次資料の所在確認・収集が大変」である団体も 221 団体（44.3%）と同様に多かった。

表 115

温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと	団体数	割合
原単位などのデータが記載されている1次資料の所在確認・収集が大変	221	44.3%
算定・推計方法が専門的で分からない	222	44.5%
担当者をさけない(人手不足)	170	34.1%
専門家の助言が必要	157	31.5%
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	90	18.0%
その他	48	9.6%
特になし	29	5.8%
不明	98	19.6%

図 139



<その他の主な回答>

- ・ 国の削減目標が未定だったため、目標値の設定に苦慮した
- ・ （国の削減目標に関わらず）目標値の設定に苦慮した
- ・ 算定に用いる統計データが古い、発表が遅い、又は根拠が分かりづらい

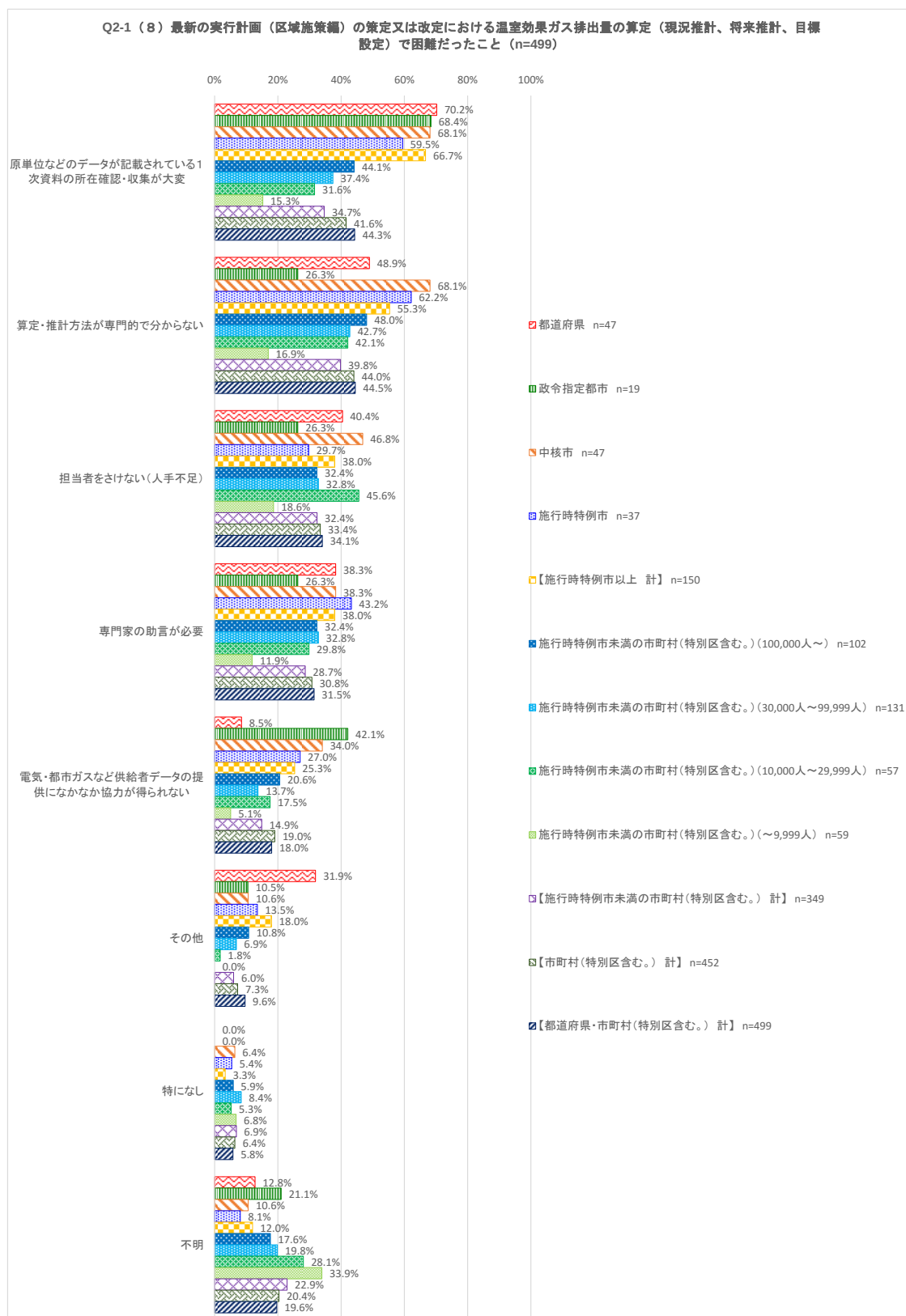
団体区別にみると、指定都市では「原単位などのデータが記載されている1次資料の所在確認・収集が大変」や「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない」の割合が高いことが特徴的であった。また都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区を含む。）では、データ収集や算定・推計方法に関する課題は人口規模が大きくなるに従い、割合が高くなる傾向が見られるのに対し、人手不足の課題は人口規模が小さくなるに従い、割合が高くなる傾向が見られ、人口規模により課題が異なることが伺えた。

表 116

項目	区分	人口規模	原単位などのデータ が記載されている1 次資料の所在確認・ 収集が大変	算定・推計方法が専 門的で分からない	担当者をさけない (人手不足)	専門家の助言が必 要
団体数	都道府県		33	23	19	18
	政令指定都市		13	5	5	5
	中核市		32	32	22	18
	施行時特例市		22	23	11	16
	施行時特例市以上 計		100	83	57	57
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	45	49	33	33
		30,000人～99,999人	49	56	43	43
		10,000人～29,999人	18	24	26	17
		～9,999人	9	10	11	7
		計	121	139	113	100
		市町村(特別区含む。) 計	188	199	151	139
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	221	222	170	157	
割合	都道府県		70.2%	48.9%	40.4%	38.3%
	政令指定都市		68.4%	26.3%	26.3%	26.3%
	中核市		68.1%	68.1%	46.8%	38.3%
	施行時特例市		59.5%	62.2%	29.7%	43.2%
	施行時特例市以上 計		66.7%	55.3%	38.0%	38.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	44.1%	48.0%	32.4%	32.4%
		30,000人～99,999人	37.4%	42.7%	32.8%	32.8%
		10,000人～29,999人	31.6%	42.1%	45.6%	29.8%
		～9,999人	15.3%	16.9%	18.6%	11.9%
		計	34.7%	39.8%	32.4%	28.7%
		市町村(特別区含む。) 計	41.6%	44.0%	33.4%	30.8%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	44.3%	44.5%	34.1%	31.5%	

項目	区分	人口規模	電気・都市ガスなど 供給者データの提 供になかなか協 力が得られない	その他	特になし	不明	対象団体数
団体数	都道府県		4	15	0	6	47
	政令指定都市		8	2	0	4	19
	中核市		16	5	3	5	47
	施行時特例市		10	5	2	3	37
	施行時特例市以上 計		38	27	5	18	150
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	21	11	6	18	102
		30,000人～99,999人	18	9	11	26	131
		10,000人～29,999人	10	1	3	16	57
		～9,999人	3	0	4	20	59
		計	52	21	24	80	349
		市町村(特別区含む。) 計	86	33	29	92	452
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	90	48	29	98	499	
割合	都道府県		8.5%	31.9%	0.0%	12.8%	100.0%
	政令指定都市		42.1%	10.5%	0.0%	21.1%	100.0%
	中核市		34.0%	10.6%	6.4%	10.6%	100.0%
	施行時特例市		27.0%	13.5%	5.4%	8.1%	100.0%
	施行時特例市以上 計		25.3%	18.0%	3.3%	12.0%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	20.6%	10.8%	5.9%	17.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	13.7%	6.9%	8.4%	19.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	17.5%	1.8%	5.3%	28.1%	100.0%
		～9,999人	5.1%	0.0%	6.8%	33.9%	100.0%
		計	14.9%	6.0%	6.9%	22.9%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	19.0%	7.3%	6.4%	20.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	18.0%	9.6%	5.8%	19.6%	100.0%	

図 140



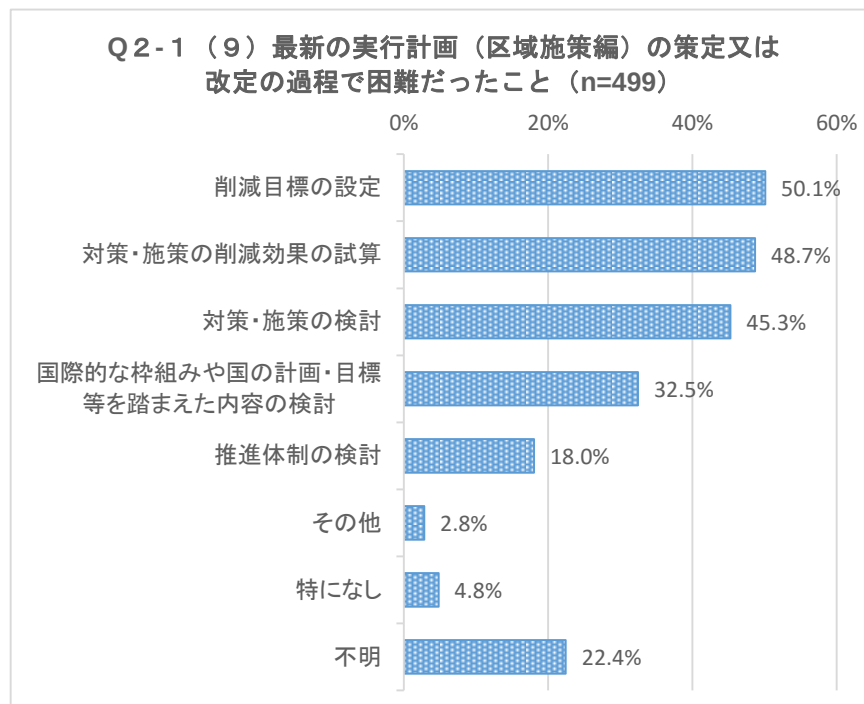
8) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと

計画の策定又は改定の過程で困難だったことは、「削減目標の設定」が 250 団体（50.1%）と最も多かった。次いで「対策・施策の削減効果の試算」が 243 団体（48.7%）、「対策・施策の検討」が 226 団体（45.3%）であった。

表 117

策定又は改定の過程で困難だったこと	団体数	割合
国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	162	32.5%
削減目標の設定	250	50.1%
対策・施策の検討	226	45.3%
対策・施策の削減効果の試算	243	48.7%
推進体制の検討	90	18.0%
その他	14	2.8%
特になし	24	4.8%
不明	112	22.4%

図 141



<その他の主な回答>

- ・ 国の方針が未定だったため整合が図りづらかった
- ・ （国の削減目標に関わらず）目標値の設定に苦慮した
- ・ 対策・施策の検討において、庁内関係部局との合意形成に苦労した

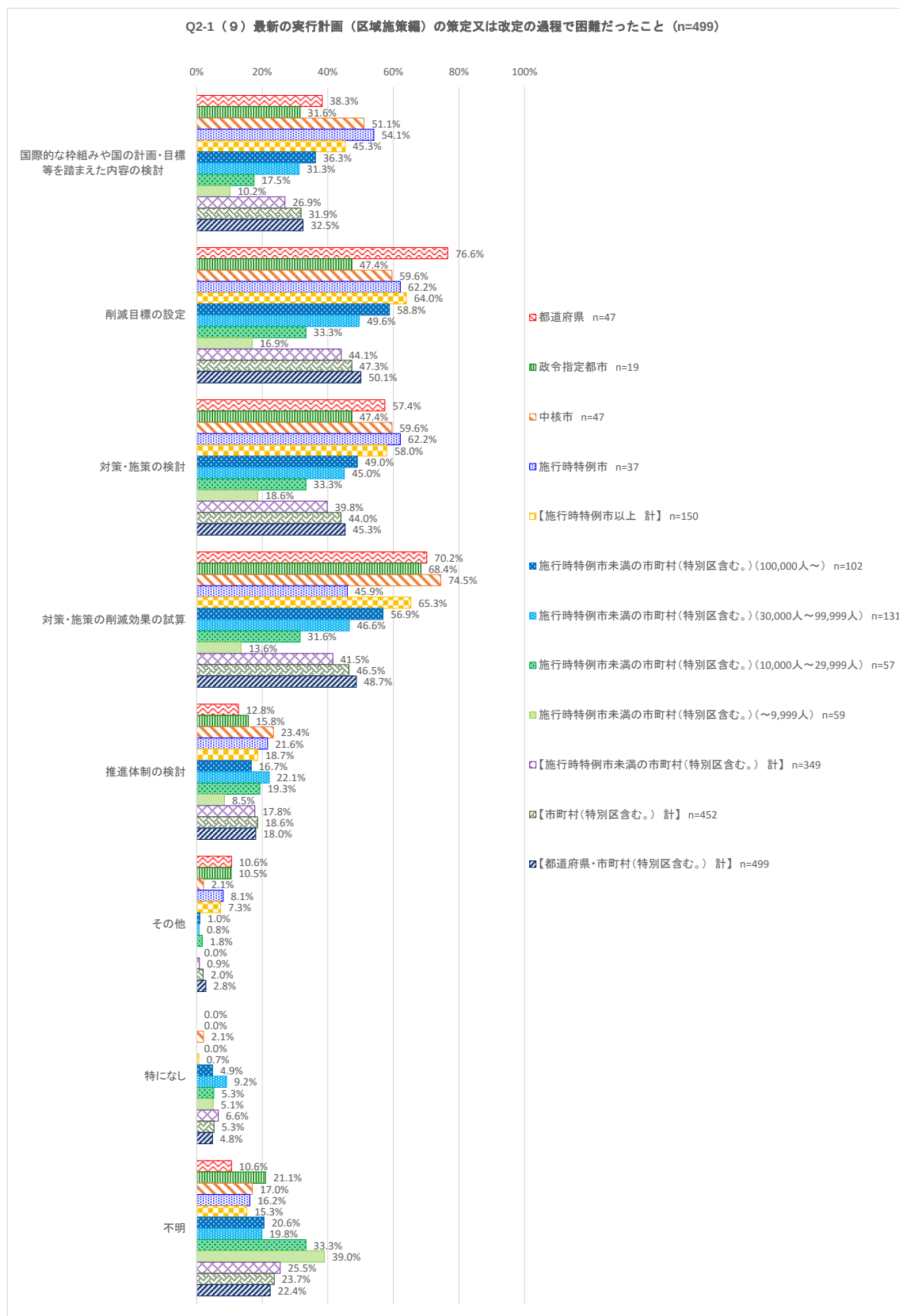
団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では、「推進体制の検討」以外は、人口規模が大きくなるに従い、割合が高くなる傾向が見られた。

表 118

項目	区分	人口規模	国際的な枠組みや 国の計画・目標等を 踏まえた内容の検 討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効 果の試算
団体数	都道府県		18	36	27	33
	政令指定都市		6	9	9	13
	中核市		24	28	28	35
	施行時特例市		20	23	23	17
	施行時特例市以上 計		68	96	87	98
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	37	60	50	58
		30,000人～99,999人	41	65	59	61
		10,000人～29,999人	10	19	19	18
		～9,999人	6	10	11	8
		計	94	154	139	145
		市町村(特別区含む。) 計	144	214	199	210
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	162	250	226	243	
割合	都道府県		38.3%	76.6%	57.4%	70.2%
	政令指定都市		31.6%	47.4%	47.4%	68.4%
	中核市		51.1%	59.6%	59.6%	74.5%
	施行時特例市		54.1%	62.2%	62.2%	45.9%
	施行時特例市以上 計		45.3%	64.0%	58.0%	65.3%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	36.3%	58.8%	49.0%	56.9%
		30,000人～99,999人	31.3%	49.6%	45.0%	46.6%
		10,000人～29,999人	17.5%	33.3%	33.3%	31.6%
		～9,999人	10.2%	16.9%	18.6%	13.6%
		計	26.9%	44.1%	39.8%	41.5%
		市町村(特別区含む。) 計	31.9%	47.3%	44.0%	46.5%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	32.5%	50.1%	45.3%	48.7%	

項目	区分	人口規模	推進体制の検討	その他	特になし	不明	対象団体数
団体数	都道府県		6	5	0	5	47
	政令指定都市		3	2	0	4	19
	中核市		11	1	1	8	47
	施行時特例市		8	3	0	6	37
	施行時特例市以上 計		28	11	1	23	150
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	17	1	5	21	102
		30,000人～99,999人	29	1	12	26	131
		10,000人～29,999人	11	1	3	19	57
		～9,999人	5	0	3	23	59
		計	62	3	23	89	349
		市町村(特別区含む。) 計	84	9	24	107	452
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	90	14	24	112	499	
割合	都道府県		12.8%	10.6%	0.0%	10.6%	100.0%
	政令指定都市		15.8%	10.5%	0.0%	21.1%	100.0%
	中核市		23.4%	2.1%	2.1%	17.0%	100.0%
	施行時特例市		21.6%	8.1%	0.0%	16.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		18.7%	7.3%	0.7%	15.3%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	16.7%	1.0%	4.9%	20.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	22.1%	0.8%	9.2%	19.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	19.3%	1.8%	5.3%	33.3%	100.0%
		～9,999人	8.5%	0.0%	5.1%	39.0%	100.0%
		計	17.8%	0.9%	6.6%	25.5%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	18.6%	2.0%	5.3%	23.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	18.0%	2.8%	4.8%	22.4%	100.0%	

図 142



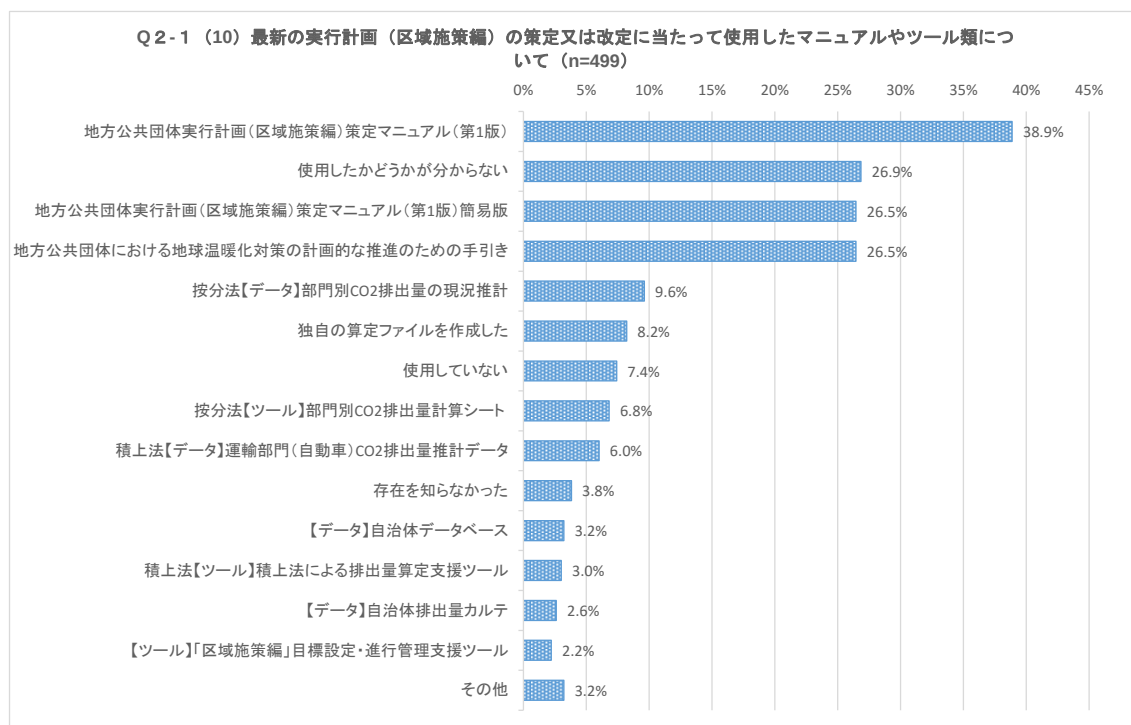
9) 最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定に当たって使用した環境省提供のマニュアルやツール類の利用状況

計画の策定又は改定に当たって使用したマニュアルやツール類の利用状況は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」が194団体（38.9%）と最も多かった。次いで、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」と「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」がともに132団体（26.5%）であった。一方、「使用したかどうか分からない」も134団体（26.9%）の回答があった。

表 119

使用したマニュアルやツール類	団体数	割合
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	194	38.9%
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	132	26.5%
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	132	26.5%
按分法【データ】部門別CO ₂ 排出量の現況推計	48	9.6%
按分法【ツール】部門別CO ₂ 排出量計算シート	34	6.8%
積上法【データ】運輸部門（自動車）CO ₂ 排出量推計データ	30	6.0%
積上法【ツール】積上法による排出量算定支援ツール	15	3.0%
【データ】自治体排出量カルテ	13	2.6%
【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール	11	2.2%
【データ】自治体データベース	16	3.2%
使用していない	37	7.4%
存在を知らなかった	19	3.8%
使用したかどうか分からない	134	26.9%
独自の算定ファイルを作成した	41	8.2%
その他	16	3.2%

図 143



<その他の主な回答>

- ・ 地球温暖化対策地域推進計画ガイドライン
- ・ 業者に委託しているため把握していない

団体区分別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、おおむね6割以上が「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」を利用していた。

表 120

項目	区分	人口規模	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	按分法【データ】部門別CO ₂ 排出量の現況推計	按分法【ツール】部門別CO ₂ 排出量計算シート	積上法【データ】運輸部門(自動車)CO ₂ 排出量推計データ	積上法【ツール】積上法による排出量算定支援ツール	【データ】自治体排出量カルテ
団体数	都道府県		34	13	21	1	0	1	0	0
	政令指定都市		12	3	8	0	0	1	0	0
	中核市		28	17	18	9	6	9	5	2
	施行時特例市		21	9	12	4	3	3	2	0
	施行時特例市以上 計		95	42	59	14	9	14	7	2
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	45	34	33	11	8	4	2	5
		30,000人～99,999人	36	41	27	19	13	9	3	5
		10,000人～29,999人	10	7	7	3	2	2	1	1
		～9,999人	8	8	7	1	2	1	2	0
		計	99	90	73	34	25	16	8	11
	市町村(特別区含む。)	計	160	119	111	47	34	29	15	13
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	194	132	132	48	34	30	15	13
	都道府県		72.3%	27.7%	44.7%	2.1%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%
	政令指定都市		63.2%	15.8%	42.1%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
	中核市		59.6%	36.2%	38.3%	19.1%	12.8%	19.1%	10.6%	4.3%
	施行時特例市		56.8%	24.3%	32.4%	10.8%	8.1%	8.1%	5.4%	0.0%
	施行時特例市以上 計		63.3%	28.0%	39.3%	9.3%	6.0%	9.3%	4.7%	1.3%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	44.1%	33.3%	32.4%	10.8%	7.8%	3.8%	2.0%	4.8%
		30,000人～99,999人	27.5%	31.3%	20.8%	14.5%	9.9%	6.9%	2.3%	3.8%
		10,000人～29,999人	17.5%	12.3%	10.5%	5.3%	3.5%	3.5%	1.8%	1.8%
		～9,999人	13.6%	13.6%	11.9%	1.7%	3.4%	1.7%	3.4%	0.0%
		計	28.4%	25.8%	20.9%	9.7%	7.2%	4.6%	2.3%	3.2%
割合	市町村(特別区含む。)	計	35.4%	26.3%	24.6%	10.4%	7.5%	6.4%	3.3%	2.9%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	38.9%	26.5%	26.5%	9.6%	6.8%	6.0%	3.0%	2.6%

項目	区分	人口規模	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール	【データ】自治体データベース	使用していない	存在を知らなかった	使用したかどうか分からない	独自の算定ファイルを作成した	その他	対象団体数
団体数	都道府県		0	2	4	0	2	15	3	47
	政令指定都市		0	1	1	0	4	3	1	19
	中核市		1	3	0	1	12	6	1	47
	施行時特例市		1	0	2	0	11	6	0	37
	施行時特例市以上 計		2	6	7	1	29	30	5	102
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	3	4	9	2	31	5	4	150
		30,000人～99,999人	4	5	9	2	39	2	4	131
		10,000人～29,999人	1	1	2	6	21	3	1	57
		～9,999人	1	0	10	8	14	1	2	59
		計	9	10	30	18	105	11	11	349
	市町村(特別区含む。)	計	11	14	33	19	132	26	13	452
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	11	16	37	19	134	41	16	499
	都道府県		0.0%	4.3%	8.5%	0.0%	4.3%	31.9%	6.4%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	5.3%	5.3%	0.0%	21.1%	15.8%	5.3%	100.0%
	中核市		2.1%	6.4%	0.0%	2.1%	25.5%	12.8%	2.1%	100.0%
	施行時特例市		2.7%	0.0%	5.4%	0.0%	29.7%	16.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		1.3%	4.0%	4.7%	0.7%	19.3%	20.0%	3.8%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	2.9%	3.9%	8.8%	2.0%	30.4%	4.9%	3.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	3.1%	3.8%	6.9%	1.5%	29.8%	1.5%	3.1%	100.0%
		10,000人～29,999人	1.8%	1.8%	3.5%	10.5%	36.8%	5.3%	1.8%	100.0%
		～9,999人	1.7%	0.0%	16.9%	13.6%	23.7%	1.7%	3.4%	100.0%
		計	2.6%	2.9%	8.6%	5.2%	30.1%	3.2%	3.2%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	2.4%	3.1%	7.3%	4.2%	29.2%	5.8%	2.9%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	2.2%	3.2%	7.4%	3.8%	26.9%	8.2%	3.2%	100.0%

図 144 (1 / 2)

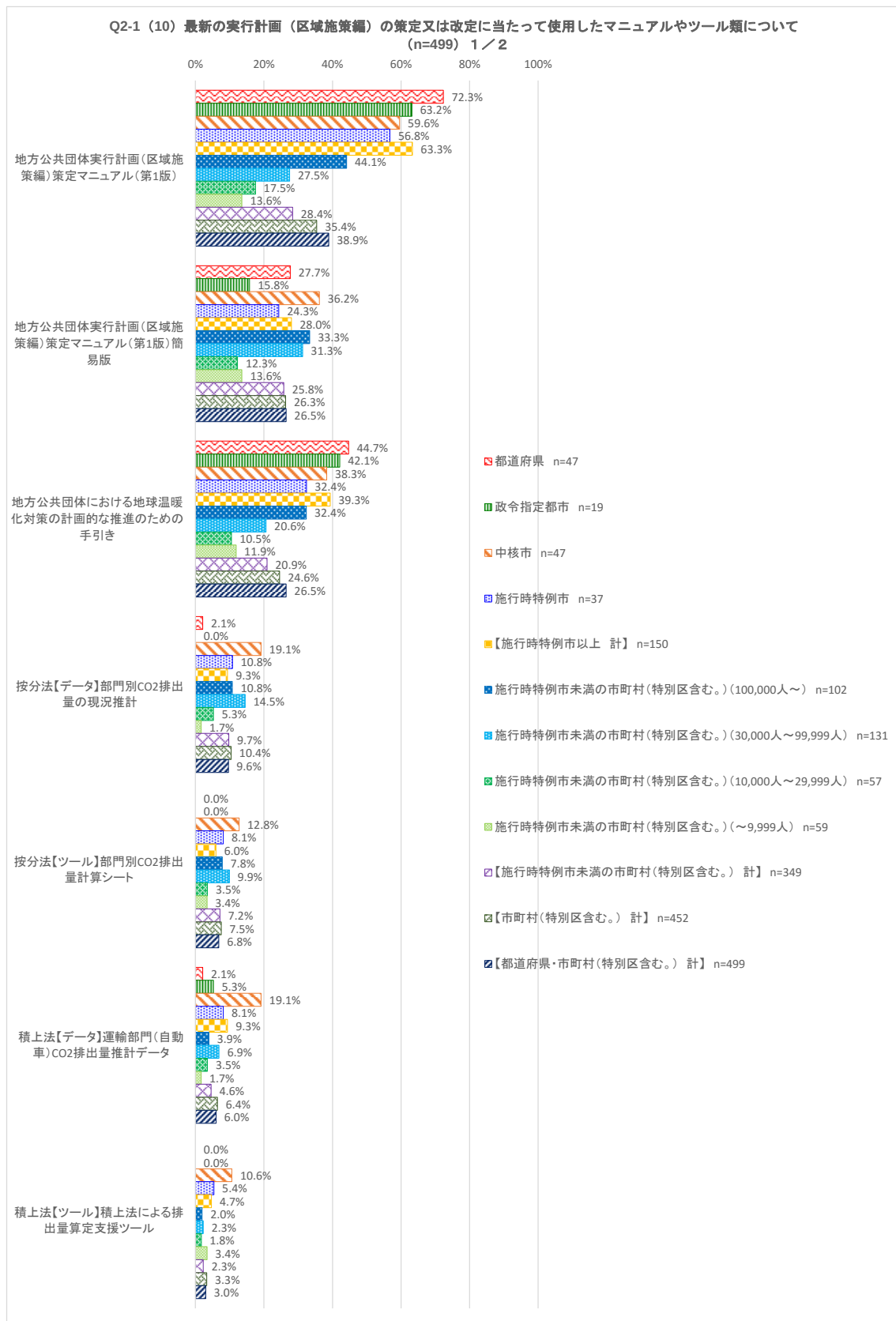
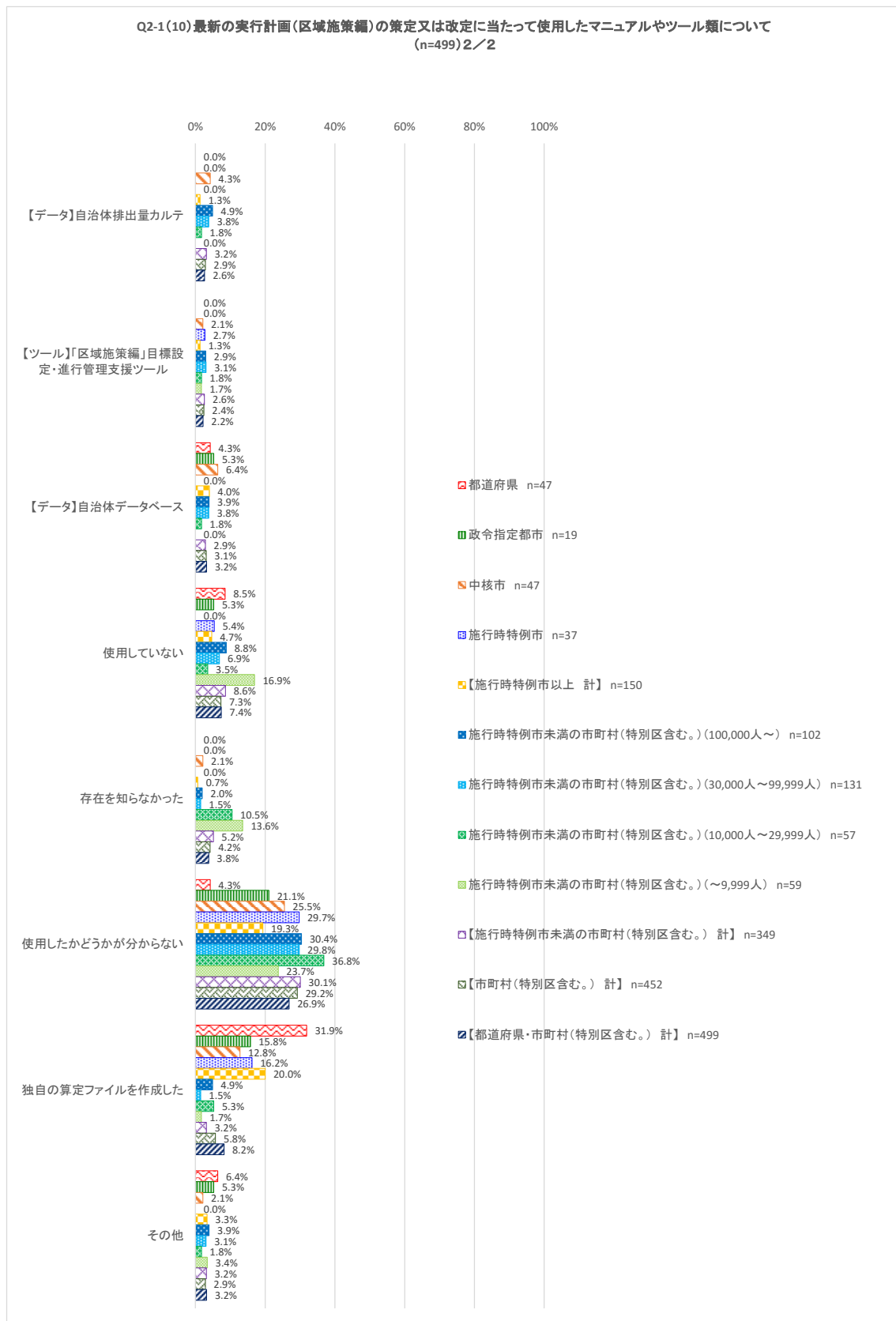


図 145 (2 / 2)



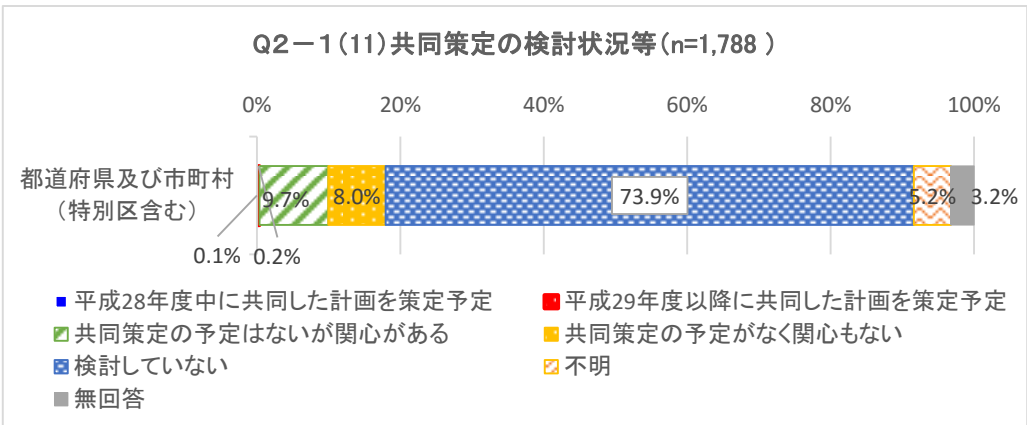
10) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況

計画の共同策定の検討状況は、「検討していない」が 1,317 団体（73.9%）と最も多かった。一方、平成 28、29 年度以降に策定予定のある団体は 6 団体（0.3%）、関心がある団体は 172 団体（9.7%）であった。

表 121

	団体数	割合
平成28年度中に共同した計画を策定予定	2	0.1%
平成29年度以降に共同した計画を策定予定	4	0.2%
共同策定の予定はないが関心がある	172	9.7%
共同策定の予定がなく関心もない	143	8.0%
検討していない	1,317	73.9%
不明	93	5.2%
無回答	57	3.2%

図 146 【再掲】



共同策定に関心がある団体は、合計 172 団体であるが、これら団体が共同したい団体の組合せを以下に示す。

表 122

回答団体	団体数	共同したい団体			
		管下の市町村(特別区含む。)	属する都道府県	近隣の市町村	その他
都道府県	3	3	—	0	0
政令指定都市	1	—	0	0	0
中核市	8	—	6	8	0
施行時特例市	4	—	3	3	0
施行時特例市未満の市区町村(特別区含む。)	156	—	61	121	7

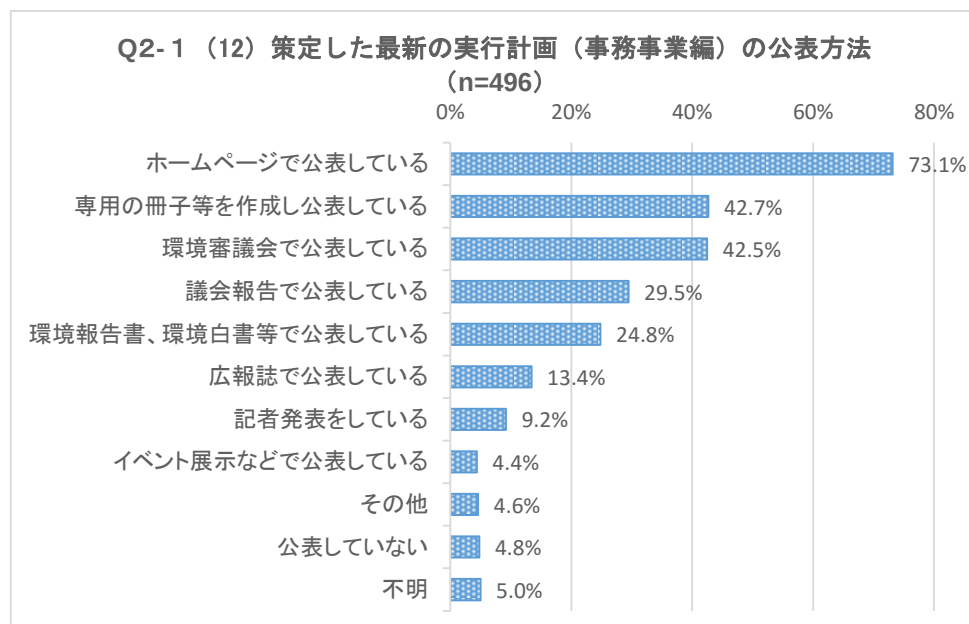
11) 策定した最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の公表方法

地方公共団体実行計画（区域施策編）の公表方法は、「ホームページで公表している」が 65 団体（73.1%）と最も多かった。次いで、「専用の冊子等を作成し公表している」が 213 団体（42.7%）、「環境審議会で公表している」が 212 団体（42.5%）であった。また、「公表していない」団体も 24 団体（4.8%）あった。

表 123

公表方法	団体数	割合
ホームページで公表している	365	73.1%
広報誌で公表している	67	13.4%
環境報告書、環境白書等で公表している	124	24.8%
専用の冊子等を作成し公表している	213	42.7%
環境審議会で公表している	212	42.5%
議会報告で公表している	147	29.5%
記者発表をしている	46	9.2%
イベント展示などで公表している	22	4.4%
その他	23	4.6%
公表していない	24	4.8%
不明	25	5.0%

図 147



<その他の主な回答>

- ・ 市の情報公開コーナー
- ・ メールマガジンで公表

<公表していない理由の主な意見>

- ・ 計画期間が経過しているため

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について

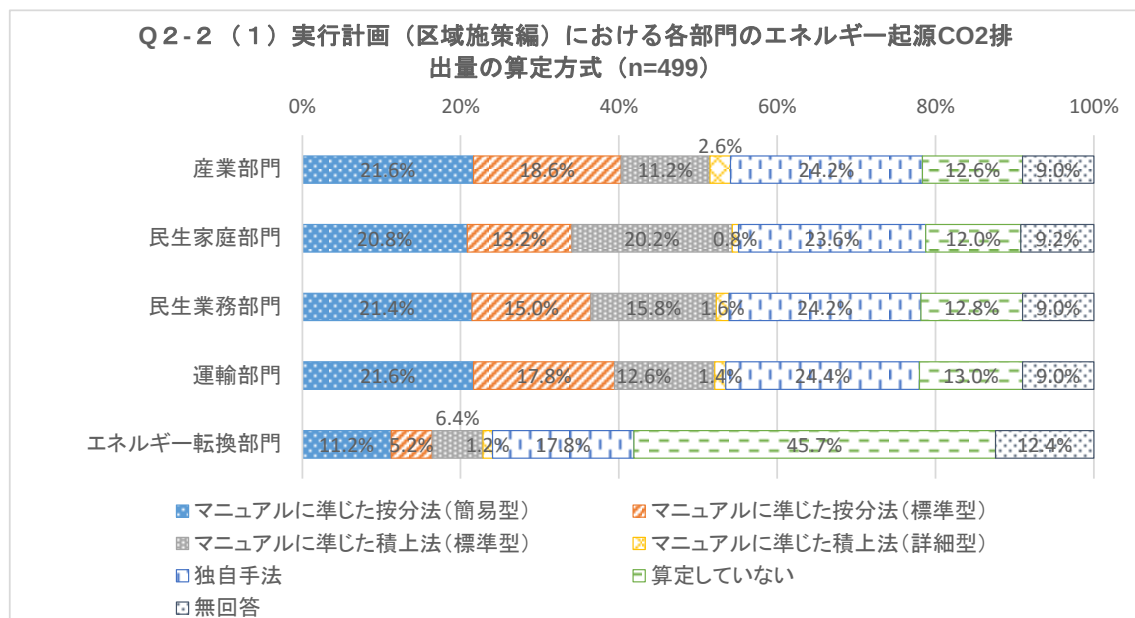
１）地方公共団体実行計画（区域施策編）における各部門のエネルギー起源 CO₂ 排出量の算定方式の目標設定と対象

温室効果ガス排出量の算定方式は全ての部門で「独自手法」が最も多く、次いで「マニュアルに準じた按分法（簡易型）」が多かった。また、エネルギー転換部門は算定していない団体が比較的多かった。

表 124

	団体数					割合				
	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	エネルギー転換部門	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	エネルギー転換部門
マニュアルに準じた按分法（簡易型）	108	104	107	108	56	21.6%	20.8%	21.4%	21.6%	11.2%
マニュアルに準じた按分法（標準型）	93	66	75	89	26	18.6%	13.2%	15.0%	17.8%	5.2%
マニュアルに準じた積上法（標準型）	56	101	79	63	32	11.2%	20.2%	15.8%	12.6%	6.4%
マニュアルに準じた積上法（詳細型）	13	4	8	7	6	2.6%	0.8%	1.6%	1.4%	1.2%
独自手法	121	118	121	122	89	24.2%	23.6%	24.2%	24.4%	17.8%
算定していない	63	60	64	65	228	12.6%	12.0%	12.8%	13.0%	45.7%
無回答	45	46	45	45	62	9.0%	9.2%	9.0%	9.0%	12.4%

図 148



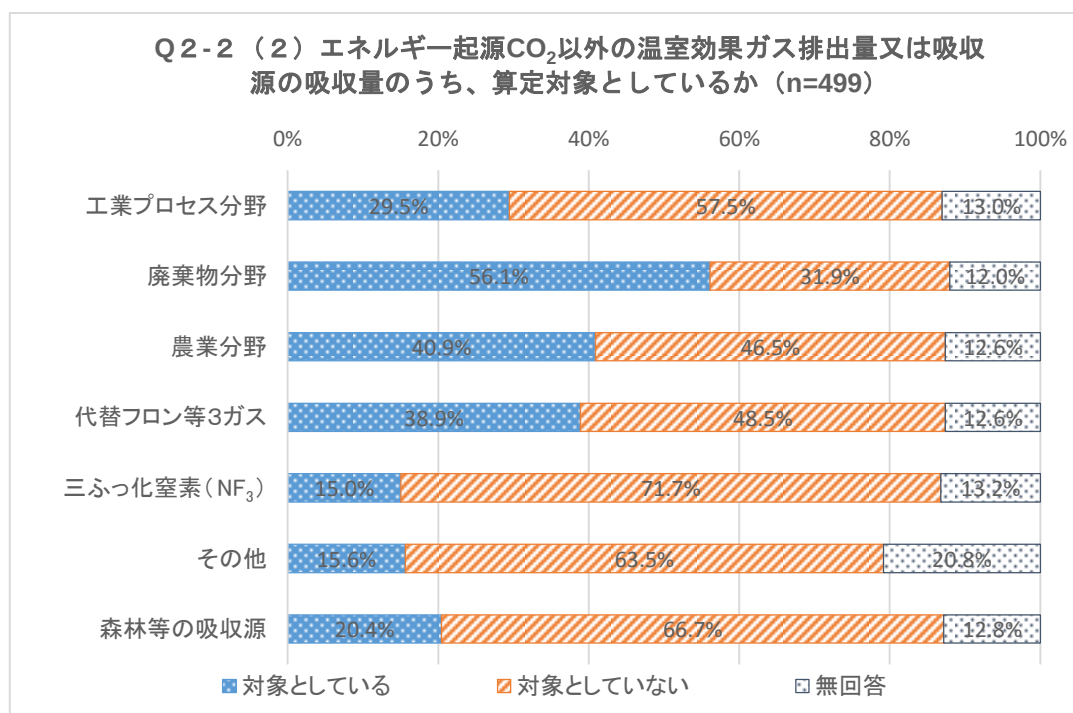
2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源 CO₂ 以外で算定対象となっている温室効果ガス排出量又は吸収源

エネルギー起源 CO₂ 以外で算定対象となっている温室効果ガスとしては「廃棄物分野」が 280 団体（56.1%）と最も多かった。次いで、「農業分野」が 204 団体（40.9%）、「代替フロン 3 ガス」が 194 団体（38.9%）であった。

表 125

	団体数							割合						
	工業プロセス分野	廃棄物分野	農業分野	代替フロン等3ガス	三ふっ化窒素(NF ₃)	その他	森林等の吸収源	工業プロセス分野	廃棄物分野	農業分野	代替フロン等3ガス	三ふっ化窒素(NF ₃)	その他	森林等の吸収源
対象としている	147	280	204	194	75	78	102	29.5%	56.1%	40.9%	38.9%	15.0%	15.6%	20.4%
対象としていない	287	159	232	242	358	317	333	57.5%	31.9%	46.5%	48.5%	71.7%	63.5%	66.7%
無回答	65	60	63	63	66	104	64	13.0%	12.0%	12.6%	12.6%	13.2%	20.8%	12.8%

図 149



<その他の主な回答>

- ・ 運輸部門・産業部門・民生業務部門のメタン
- ・ 一酸化二窒素
- ・ ハイドロフルオロカーボン類
- ・ パーフルオロカーボン類
- ・ 六フッ化硫黄

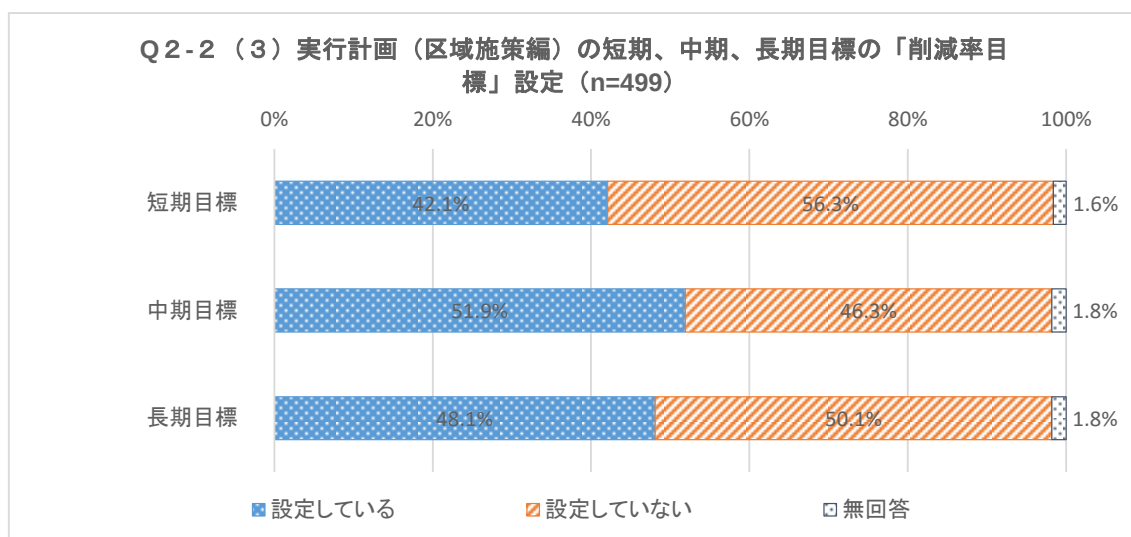
3) 実行計画（区域施策編）の短期、中期、長期目標の設定の有無、短期、中期、長期目標の「基準年度」「目標年度」「削減率目標」

①地方公共団体実行計画（区域施策編）の短期、中期、長期目標の設定の有無
計画の目標の設定について、「中期目標」の設定が 259 団体（51.9%）と最も多かった。次いで、「長期目標」の 240 団体（48.1%）であった。

表 126

	団体数			割合		
	短期目標	中期目標	長期目標	短期目標	中期目標	長期目標
設定している	210	259	240	42.1%	51.9%	48.1%
設定していない	281	231	250	56.3%	46.3%	50.1%
無回答	8	9	9	1.6%	1.8%	1.8%

図 150



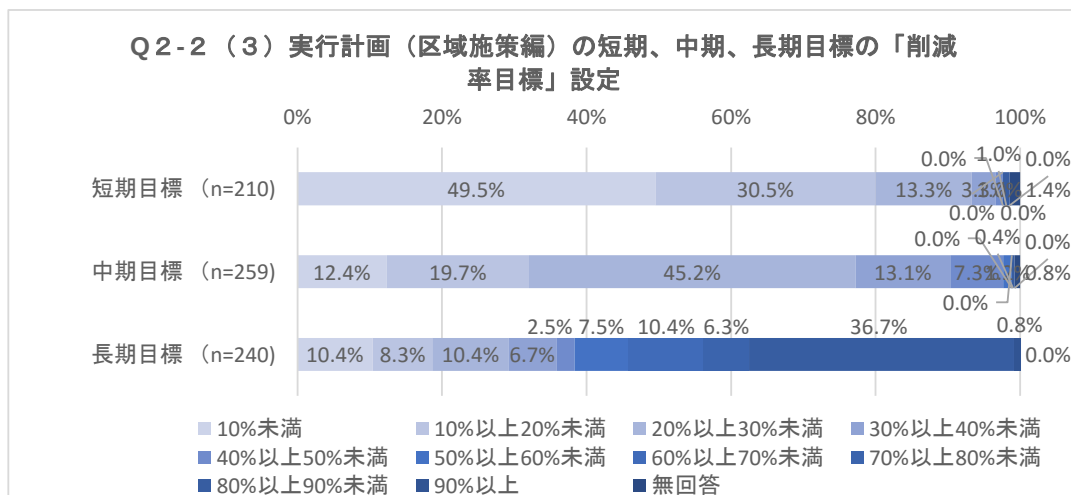
②目標を設定している場合の「基準年度」「目標年度」「削減率目標」

計画の目標を設定している場合の削減率目標について、短期目標では「10%未満」が、中期目標では「20%以上 30%未満」が、長期目標では「80%以上 90%未満」が最も多かった。

表 127

削減率目標	団体数			割合		
	短期目標 (n=210)	中期目標 (n=259)	長期目標 (n=240)	短期目標 (n=210)	中期目標 (n=259)	長期目標 (n=240)
10%未満	104	32	25	49.5%	12.4%	10.4%
10%以上20%未満	64	51	20	30.5%	19.7%	8.3%
20%以上30%未満	28	117	25	13.3%	45.2%	10.4%
30%以上40%未満	7	34	16	3.3%	13.1%	6.7%
40%以上50%未満	2	19	6	1.0%	7.3%	2.5%
50%以上60%未満	0	3	18	0.0%	1.2%	7.5%
60%以上70%未満	0	0	25	0.0%	0.0%	10.4%
70%以上80%未満	0	0	15	0.0%	0.0%	6.3%
80%以上90%未満	2	1	88	1.0%	0.4%	36.7%
90%以上	0	0	2	0.0%	0.0%	0.8%
無回答	3	2	0	1.4%	0.8%	0.0%

図 151



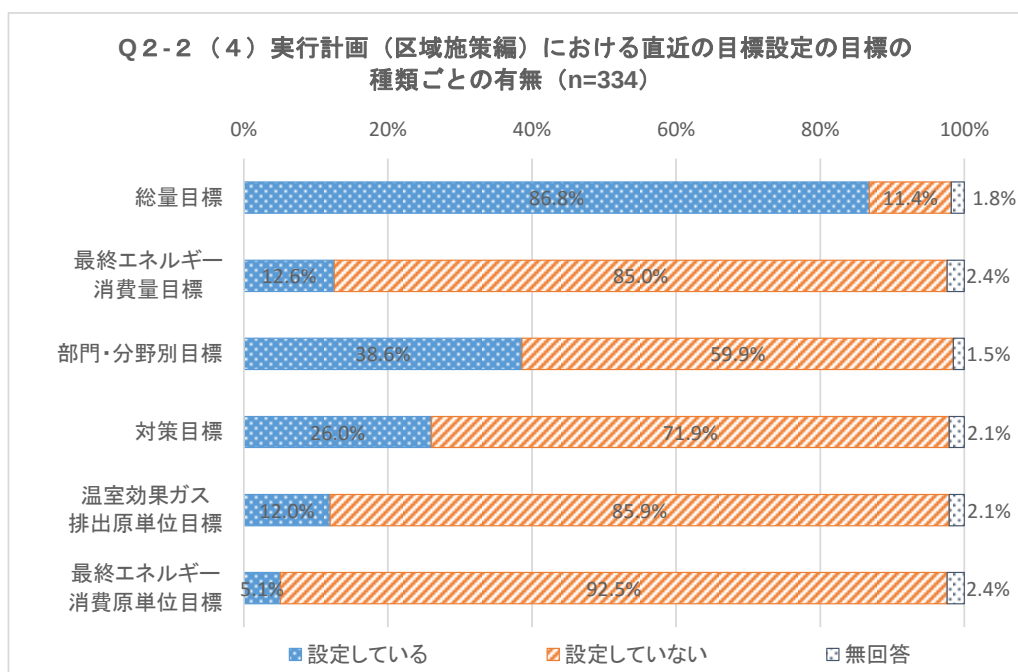
4) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における直近の目標設定の有無

計画における直近の目標設定では、「総量目標」を設定している団体が 290 団体（86.8%）と最も多かった。次いで、「部門・分野別目標」が 129 団体（38.6%）であった。

表 128

目標の種類	団体数			割合		
	設定している	設定していない	無回答	設定している	設定していない	無回答
総量目標	290	38	6	86.8%	11.4%	1.8%
最終エネルギー	42	284	8	12.6%	85.0%	2.4%
部門・分野別目標	129	200	5	38.6%	59.9%	1.5%
対策目標	87	240	7	26.0%	71.9%	2.1%
温室効果ガス	40	287	7	12.0%	85.9%	2.1%
最終エネルギー	17	309	8	5.1%	92.5%	2.4%

図 152



5) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における「総量目標」の温室効果ガス
排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値、及び直近の算定値
各団体の総量目標の設定状況を、下表⁷⁾に整理する。

表 129 (1 / 6)

都道府県名	団体名	総量					
		年度	基準年度値	年度	目標年度値	年度	直近の算定値
北海道	北海道	2	63,660,000	32	59,190,000	25	71,480,000
北海道	札幌市	2	9,337,546	42	7,010,000	26	13,070,016
北海道	函館市	2	2,666,196	32	1,999,647	25	2,601,282
北海道	旭川市	17	2,910,000	39	2,193,000	23	2,695,000
北海道	苫小牧市	2	2,486,000	29	2,456,000	24	2,839,000
北海道	富良野市	2	205,502	32	154,127	21	204,891
北海道	北広島市	17	548,500	32	571,700	23	549,600
北海道	石狩市	13	487,436	32	438,692	25	623,492
北海道	乙部町	20	1,356	24	1,288		
北海道	二セコ町	2	46,046	62	6,276	26	64,599
北海道	喜茂別町	2	25,900	32	17,100	24	21,900
北海道	東川町	26	3,684	31	3,544		
北海道	猿払村	2	48,428	32	36,321	21	44,205
青森県	青森県	2	17,782,000	32	10,332,000	25	15,950,000
青森県	青森市	17	3,007,577	32	2,255,683		
青森県	八戸市	19	4,578,439	26	4,340,360	25	5,003,020
青森県	外ヶ浜町	25	39,190	31	34,570	27	38,360
岩手県	岩手県	2	14,043,000	32	12,248,000	25	13,936,000
岩手県	盛岡市	2	1,805,000			25	2,492,000
宮城県	宮城県	22	20,367,000	32	19,666,000	24	22,423,000
宮城県	仙台市	22	7,705,000	32	7,640,000	26	8,429,000
秋田県	秋田県	2	7,889	32	7,021	25	10,565
秋田県	秋田市	17	3,551,000	32	3,196,000	24	3,765,000
山形県	山形県	2	8,450,000	32	6,760,000	25	8,483,000
山形県	山形市	2	1,365,000	32	1,140,000	25	1,657,000
山形県	村山市	18	187,980	24	172,941		
山形県	高畠町	12	200,544	32	160,436		
福島県	福島県	2	15,098,000	32		25	16,212,000
福島県	福島市	19	2,361,000	32	2,007,000	25	2,379,000
福島県	会津若松市	22	932,600	35	745,900		
福島県	郡山市	19	2,704	32	2,028	25	3,417
福島県	いわき市	17	3,664,400	32	3,545,700	25	3,845,900
茨城県	茨城県	2	50,302,667			25	51,889,788
茨城県	日立市	2	4,163,000	32	3,722,000	22	3,933,000
茨城県	古河市	20	1,483,000	32	1,394,000	23	1,613,000
茨城県	龍ヶ崎市	19	819				848
茨城県	常陸太田市	16	394,000	30	379,000	22	382,000

⁷⁾ ここでは都道府県及び施行時特例市以上の市について整理している。

表 130 (2 / 6)

都道府県名	団体名	総量					
		年度	基準年度値	年度	目標年度値	年度	直近の算定値
栃木県	栃木県	25	20,291,000	42	14,960,000		
栃木県	宇都宮市	25	4,300,000	42	4,069,000		
栃木県	足利市	17	1,083	32	1,015	25	1,081
栃木県	鹿沼市	2	668,548	28	733,123	27	851,521
栃木県	小山市	2	1,179,000	32	000000	22	1,241,000
栃木県	那須塩原市	21	1,056,000	32	965,900	25	1,129,000
栃木県	上三川町	20	855,607	32	641,705		
群馬県	群馬県	19	20,102,000	32	17,249,000	25	18,699,000
群馬県	高崎市	15	2,762,089	32	2,130,000	25	2,999,265
群馬県	伊勢崎市	17	1,631,801	32	1,289,917	26	1,745,171
群馬県	沼田市	19	549,835			24	505,531
埼玉県	埼玉県	17	42,964,000	32	33,800,000	26	38,489,000
埼玉県	さいたま市	21	5,045,000	32	4,065,000	25	6,056,000
埼玉県	川越市	2	1,290,000	32	968,000	25	1,863,000
埼玉県	川口市	2	2,163,300	32	1,622,000	25	2,694,600
埼玉県	秩父市	2	4,374,400	29	2,405,900		
埼玉県	所沢市	19	158	30	152	27	162
埼玉県	春日部市	20	960,600	29	783,800	25	1,001,800
埼玉県	狭山市	21	886,000	33	745,000	25	1,018,000
埼玉県	草加市	17	1,346,000	35	1,050,000	24	1,327,000
埼玉県	越谷市	2	1,089,000			26	1,998,000
埼玉県	戸田市	17	817,468	42	790,765	25	770,686
埼玉県	和光市	21	292,700	32	230,000	25	292,000
埼玉県	久喜市	21	913,300	34	685,000	26	1,062,000
埼玉県	富士見市	22	469,902	34	416,514		
埼玉県	ふじみ野市	22	633,518	29	601,842		
埼玉県	嵐山町	23	150,800	35	128,200		
埼玉県	皆野町	2	4,374	29	2,315	21	2,392
千葉県	千葉県	25	77,926,000	42	60,857,000	25	77,296,000
千葉県	千葉市	19	17,919	26		25	15,218
千葉県	市川市	25	2,825,310	32	2,394,000		
千葉県	船橋市	2	5,887,222	32	4,121,000	23	4,469,950
千葉県	松戸市	17	3,158	32	2,800		
千葉県	成田市	22	1,519	29	1,458	23	1,499
千葉県	佐倉市	24	1,397,905	31	1,344,785	24	1,397,905
千葉県	柏市	17	2,189,000	32	2,106,000	25	2,198,900
千葉県	市原市	2	13,658	32	10,243	23	14,565
千葉県	流山市	19	652,800	32	524,000		
千葉県	鎌ヶ谷市	2	708,000	32	531,000	25	568,700
東京都	東京都	12	62,074,000	42	43,700,000	26	67,318,000
東京都	千代田区	2	249	36	172	26	228
東京都	中央区	2	1,935,000	24	2,570,000	25	2,590,000
東京都	新宿区	2	2,464	32	1,848	25	3,201
東京都	文京区	17		29		25	
東京都	台東区	12	1,174,000	31	951,000	24	1,332,000
東京都	目黒区	22	1,087,000	32	1,011,000	25	1,179,000
東京都	大田区	2	2,934,000	32	2,200,500	25	3,455,000
東京都	中野区	24	1,062,000	37	901,000	25	1,059,000
東京都	豊島区	17	1,488,000	37	1,042,000	25	1,697,000
東京都	北区	2	1,150,000	29	1,115,500	25	1,271,000
東京都	板橋区	2	2,242,097	32	2,201,337		
東京都	葛飾区	21	1,523,000	29	1,407,000	25	1,665,000
東京都	江戸川区	16	2,417,000	29	2,077,000	25	2,078,000

表 131 (3 / 6)

都道府県名	団体名	総量					
		年度	基準年度値	年度	目標年度値	年度	直近の算定値
東京都	八王子市	12	2,190,000	36	1,671,000	25	1,876,000
東京都	武蔵野市	2	560,300	27	498,000	19	622,900
東京都	三鷹市	20	621,000	30	578,000	25	685,000
東京都	府中市	2	9,175,000	32	779,875	25	1,145,100
東京都	小平市	17	656,381	32	492,286	24	633,203
東京都	狛江市	20	208	32	156	25	202
東京都	羽村市	2	309,000	32	287,500	27	366,000
東京都	あきる野市	17	324,300	32	312,000	25	329,000
神奈川県	神奈川県	2	70,230,000	32	52,670,000	25	77,290,000
神奈川県	横浜市	17	19,540,000	32	16,370,000	26	21,370,000
神奈川県	川崎市	2	29,234,200			25	25,693,400
神奈川県	相模原市	18	4,380,000			26	4,309,000
神奈川県	横須賀市	2	2,574,000	33	2,059,000	25	1,900,000
神奈川県	平塚市	2	1,935,900	32	1,452,000	25	1,862,000
神奈川県	藤沢市	2	3,783,000			24	2,775,900
神奈川県	小田原市	2	11,159,000	32	869,200	25	1,017,000
神奈川県	茅ヶ崎市	2	1,456,000	32	1,165,000	25	1,254,000
神奈川県	秦野市	25	899,000	42	695,000	25	899,000
神奈川県	厚木市	2	1,834,900	32	1,376,000	24	1,648,100
神奈川県	大和市	2	1,260	42	882	25	1,004
神奈川県	綾瀬市	22	962,000	35	883,000	25	1,048,000
新潟県	新潟県	2	25,140,000	28	23,630,000	26	25,640,000
新潟県	新潟市	17	73,130,000	30	6,240,000	25	68,470,000
新潟県	長岡市	24	2,449,000	32	1,800,000	25	2,540,000
新潟県	三条市	17	1,044,400	32	878,900		
新潟県	柏崎市	2	751,000	28	751,000	22	786,000
新潟県	村上市	2	463,200	32	435,400		
新潟県	燕市	2	922,586	32	807,300	19	971,573
新潟県	妙高市	2	312,448			24	314,024
新潟県	上越市	24	2,146	34	1,846	25	2,167
新潟県	魚沼市	2	316,155	32	239,132	24	310,921
新潟県	刈羽村	21	2,739	28	2,574		
富山県	富山県	17	11,879,000			25	12,694,000
富山県	富山市	17	4,036,991	30	3,486,881	24	3,782,296
富山県	入善町	17	216,371				
石川県	金沢市	25	3,603,137	42	2,594,000	26	3,521,611
石川県	加賀市	2	573,000	60	286,000	27	314,540
石川県	羽咋市	24	187,000	42	112,000		
石川県	白山市	2	654	32	589	24	1,044
石川県	内灘町	20	157,587	32	127,267	25	182,884
福井県	福井市	26	2,408,000	32	2,170,000	27	2,379,000
福井県	鯖江市	2	546,187	32	464,000		
山梨県	山梨県	22	5,915,000	27	5,222,000	25	6,477,000
山梨県	甲府市	20	1,135,000	42	1,026,000	24	1,117,000
山梨県	富士川町	21	90,535	32	63,070		
長野県	長野県	2	15,311,000	32	13,800,000	24	15,378,000
長野県	長野市	17	2,376,543	62	950,617	24	2,046,460
長野県	松本市	19	2,019,375	42	1,413,562	62	605,813
長野県	岡谷市	2	408,000	32	306,000	19	421,000
長野県	飯田市	17	662,102	62	196,439	26	690,464
長野県	諏訪市	2	381,000	32	285,000	22	356,000
長野県	須坂市	21	353,858	32	336,165	27	347,659
長野県	小諸市	2	333,700	62	267,000	22	352,600

表 132 (4 / 6)

都道府県名	団体名	総量					
		年度	基準年度値	年度	目標年度値	年度	直近の算定値
長野県	塩尻市	23	810,965	32	780,149	26	855,786
長野県	千曲市	17	450,000	37	360,000	25	426,000
長野県	東御市	17	254,524	32	157,682		
岐阜県	岐阜県	2	1,755	32	1,404	25	1,579
岐阜県	岐阜市	2	2,281,000	32	1,710,000	25	1,940,000
岐阜県	多治見市	22	885,600	26	832,600		
岐阜県	中津川市	24	717	37	594	25	734
岐阜県	各務原市	17	1,236,332	29	1,209,000	24	1,214,496
岐阜県	可児市	17	1,059	24	1,089		
岐阜県	御嵩町	21	171,000	62	161,000	23	168,000
静岡県	静岡県	17	37,587,000	29	30,070,000	25	33,790,000
静岡県	静岡市	25	5,561,500	34	5,003,900		
静岡県	浜松市	2	5,755	26	5,064	25	5,853
静岡県	沼津市	2	1,638,100	32	1,229,400	24	1,455,900
静岡県	三島市	20	648			24	633
静岡県	富士宮市	17	1,639,500	32	1,311,600	24	1,656,200
静岡県	富士市	2	7,745,000	32	7,141,000	25	6,383,000
静岡県	焼津市	21	1,237,800	32	953,100	25	1,163,200
静岡県	掛川市	29		17		24	
静岡県	藤枝市	24	1,130,000	24	929,800	24	919,000
静岡県	裾野市	17	701	32	589	24	672
愛知県	愛知県	2	77,012,000	32	65,460,000	25	83,691,000
愛知県	名古屋市	2	17,390,000	32	13,100,000	25	15,870,000
愛知県	岡崎市	2	2,614,000	32	2,356,000	25	2,452,000
愛知県	一宮市	2	2,430,720	32	2,065,666	25	2,294,148
愛知県	半田市	23		30		25	
愛知県	春日井市	20	1,733,400	32	1,438,800	26	1,806,152
愛知県	豊川市	17	2,016,890	32	1,417,174	24	1,516,861
愛知県	碧南市	20	1,394,594	27	1,265,761	20	1,394,594
愛知県	豊田市	2	5,279,000	24	5,556,000	25	5,542,000
愛知県	安城市	25	2,051	32	1,832		
愛知県	新城市	2	573,425	32	429,000	25	560,959
愛知県	知立市	23	376,000	30	354,000	25	393,000
愛知県	日進市	19	466,000	25	418,000		
愛知県	長久手市	17	255,000	32	347,000	25	309,000
愛知県	大口町	25	263				
三重県	四日市市	19	1,216	32	1,148		
三重県	亀山市	20	2,011,000	32	1,924,000	23	1,945,000
三重県	志摩市	25	376	37	268		
滋賀県	滋賀県	2	13,460,000	42	6,730,000	25	14,220,000
滋賀県	大津市	19	2,146,000	32	1,418,000	24	2,233,000
滋賀県	長浜市	2	970,000	20	727,000	25	987,632
滋賀県	栗東市	17	370,489	34	351,869	25	623,800
京都府	京都府	2	14,770,000	32	11,070,000	26	15,209,053
京都府	京都市	2	7,833,124	32	5,870,000	26	7,975,595
京都府	宮津市	2	128,857	32	96,643	22	115,589
京都府	城陽市	2	269,000			23	380,392
京都府	長岡京市	2	468,000	42	280,800	24	446,000
京都府	京田辺市	21	277,074	29	290,052		
京都府	南丹市	2	163,900	32	121,300	25	280,500
大阪府	大阪府	17	56,048,000	32	52,098,000	26	57,054,000
大阪府	大阪市	2	21,340,000	32	16,005,000	26	20,140,000
大阪府	岸和田市	2	1,054,943	32	791,207	25	1,256,583

表 133 (5 / 6)

都道府県名	団体名	総量					
		年度	基準年度値	年度	目標年度値	年度	直近の算定値
大阪府	吹田市	2	1,753,000	32	1,315,000	25	2,232,000
大阪府	高槻市	2	1,634,000	32	1,226,000	26	1,660,000
大阪府	枚方市	2	2,288,225	34	1,624,640	23	1,711,297
大阪府	八尾市	2	1,394,541			25	1,533,253
大阪府	寝屋川市	2	842,468	32	725,037		
大阪府	摂津市	2	700,000	32	560,000	25	754,000
大阪府	東大阪市	17	2,798,900	32	2,617,200	26	2,810,000
兵庫県	兵庫県	17	75,783,000	32	71,148,000	25	74,407,000
兵庫県	神戸市	17	11,230	32	8,984	26	12,478
兵庫県	姫路市	19	10,388,000	32	8,310,000	23	9,903,000
兵庫県	尼崎市	2	3,956,000	32	3,361,000	26	3,252,928
兵庫県	明石市	2	1,940,845			25	1,841,619
兵庫県	西宮市	2	1,740,475	32	1,570,640	25	1,952,978
兵庫県	加古川市	2	13,700,253			24	15,719,335
兵庫県	赤穂市	2	4,288,826	32	3,431,061	27	3,760,000
兵庫県	加西市	2	313,995	32	396,853	19	393,541
兵庫県	養父市	25	201,892	32	169,993		
兵庫県	宍粟市	17	360,000	32	270,000		
奈良県	奈良県	25	7,884,000	42	5,452,000		
奈良県	奈良市	2	1,427,000			25	1,794,000
奈良県	天理市	2	465,000			22	412,000
奈良県	橿原市	2	562,823	32	521,000	22	586,626
奈良県	生駒市	18	305,000	62	92,000	26	314,000
和歌山県	和歌山県	25	20,410,000	42	16,330,000	25	20,410,000
和歌山県	和歌山市	2	12,334	29	11,594	25	13,204
和歌山県	有田川町	25	162	32	153	42	140
鳥取県	鳥取県	25	4,468	30	4,008	25	4,468
鳥取県	南部町	18	1,907	24	1,793		
島根県	島根県	2	5,588,320			25	6,527,653
島根県	松江市	17	1,527,000	36	1,378,000	25	1,483,000
島根県	出雲市	18	1,020,354	28	803,907	23	1,437,867
島根県	安来市	2	454,200	32	399,600	23	489,200
島根県	江津市	19	135,615	30	124,731	26	124,731
岡山県	岡山県	2	49,600,000	32	43,900,000	24	50,100,000
岡山県	倉敷市	19	39,573,000	24	33,229,000	25	34,519,000
岡山県	瀬戸内市	23	383,293	32	344,964		
岡山県	和気町	2	171,000			19	190,000
広島県	広島県	19	18,540,000	32	13,050,000	25	17,050,000
広島県	広島市	2	7,721,145	28	7,257,876	26	8,632,370
広島県	呉市	17	5,697	32	4,272	25	5,291
広島県	福山市	19	3,511,000	32	2,090,000	24	3,488,000
広島県	庄原市	25		32		42	
広島県	廿日市市	18	1,269,761	24	1,196,238	24	1,290,807
広島県	世羅町	23	187,286	30	159,193		
山口県	山口県	17	4,934	32	4,356	25	4,347
山口県	下関市	2	3,385,265	27	3,317,560	25	3,660,124
山口県	宇都市	2	7,357,000	33	6,130,000	23	6,008,000
山口県	山口市	17	1,920,700	29	1,749,300	25	1,979,900
徳島県	徳島県	2	6,942	32	5,206	25	8,815
徳島県	徳島市	2	2,139,000	32	1,933,000	25	2,780,000
徳島県	佐那河内村	17	13,140		12,461		
香川県	香川県	24	11,027,000	32	9,682,000	24	11,027,000
香川県	高松市	2	2,714,161	32	2,035,621	25	3,645,960

表 134 (6 / 6)

都道府県名	団体名	総量					
		年度	基準年度値	年度	目標年度値	年度	直近の算定値
香川県	三豊市	17	747,692	32	642,196	24	728,320
愛媛県	愛媛県	2	19,084,000	32	16,221,000	25	23,519,000
愛媛県	松山市	2	3,310,027	32	2,715,463	25	4,565,172
愛媛県	今治市	2	1,357,000	27	1,154,000	20	1,432,000
愛媛県	新居浜市	21	559,000	32	419,000	24	772,000
高知県	高知県	2	8,667,000	2020	5,996,000	2013	8,185,000
高知県	高知市	17	2,979,000	42	2,222,334	24	2,666,000
高知県	室戸市	25	115,975	32	105,340		
高知県	南国市		917,700		807,600		359,500
高知県	香南市	18	632,300	27	625,400		
高知県	香美市	24	2,540	29	2,413	26	2,729
福岡県	北九州市	17	16,348,000	32	15,090,000	25	18,211,000
福岡県	大牟田市	19	1,607,928	32	1,314,968		
福岡県	久留米市	2	2,391,000	32	1,793,000	25	2,575,000
福岡県	飯塚市	20	933,000	42	727,000	27	1,359,000
福岡県	筑紫野市	19	558,551	42	558,551	25	1,224,000
佐賀県	佐賀市	2	1,250	26	1,511	25	1,836
長崎県	長崎県	2	9,317,000	32	8,073,000	25	10,416,000
長崎県	長崎市	19	2,269,000	42	1,293,000	26	2,644,000
熊本県	熊本県					26	12,862,868
熊本県	熊本市	19	4,520,000	32	4,242,000	25	5,481,000
熊本県	水俣市	17	174,297	30	123,477	26	128,928
熊本県	小国町	17	53,539	42	40,041	62	37,077
熊本県	球磨村	25	19,653	32	16,110		
大分県	大分県	25		32			
大分県	大分市	22	31,246,000	28	28,746,000	25	25,232,000
大分県	日田市			42	599,000	24	881,000
宮崎県	宮崎県	25	11,386		10,167		11,386
宮崎県	宮崎市	22	2,728,000	42	1,637,000	25	3,401,000
宮崎県	日南市	17	474	32	377		
鹿児島県	鹿児島県	2	11,923,000	32	8,491,000	25	14,956,000
鹿児島県	鹿児島市	2	3,438,170	33	3,032,000	25	4,702,893
鹿児島県	鹿屋市	19	701,000	31	595,000	23	915,000
沖縄県	沖縄県	12	12,440,000	32	12,440,000	25	13,150,000
沖縄県	那覇市	12	2,120	35	2,123	25	2,128
沖縄県	宜野湾市	12	501,000	32	496,000	20	547,000
沖縄県	宮古島市	15	321,129	62	98,994	27	319,280

6) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における対策目標の部門・分野別の目標設定の有無及び具体的な内容

計画における、対策目標の部門・分野別の目標設定は、エネルギー起源 CO₂ については「民生家庭部門」で 56 団体 (64.4%) が設定しており最も多かった。次いで、「民生業務部門」「運輸部門」及び「産業部門」も大差なく同様に目標設定されている。

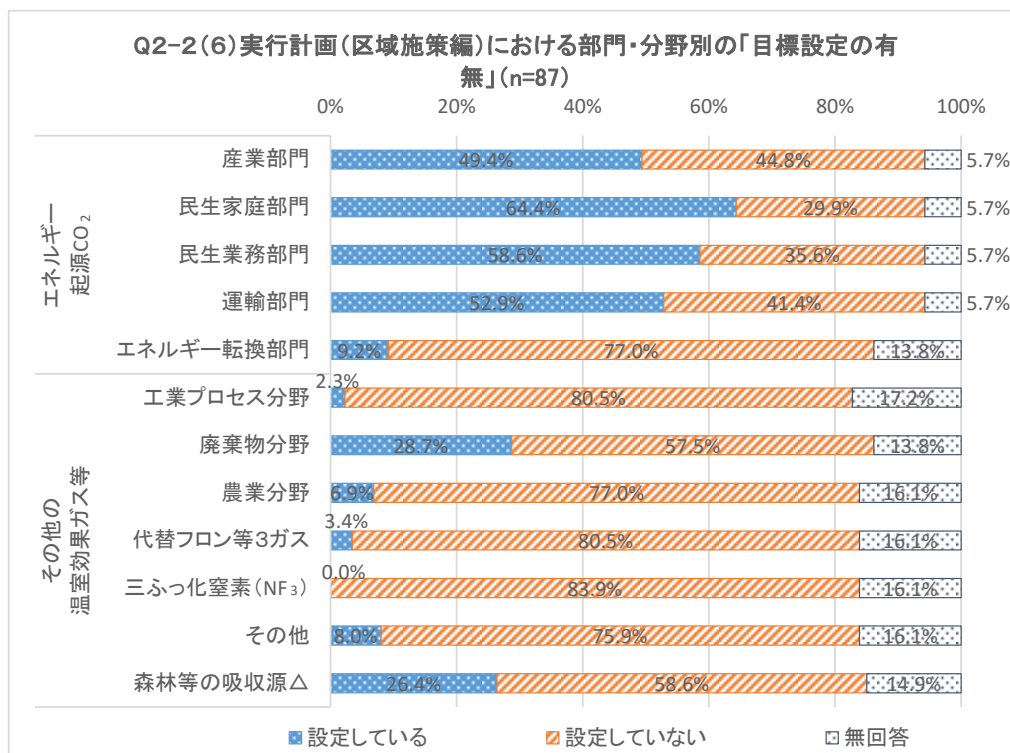
その他の温室効果ガスについては、「廃棄物分野」が 25 団体 (28.7%) と最も多かった。次いで、「森林等の吸収源」が 23 団体 (26.4%) であり、その他の分野の目標設定割合は比較的低かった。

表 135

部門・分野別対策目標			設定している	設定していない	無回答
団体数	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	43	39	5
		民生家庭部門	56	26	5
		民生業務部門	51	31	5
		運輸部門	46	36	5
		エネルギー転換部門	8	67	12
	その他の温室効果ガス等	工業プロセス分野	2	70	15
		廃棄物分野	25	50	12
		農業分野	6	67	14
		代替フロン等3ガス	3	70	14
		三ふっ化窒素(NF ₃)	0	73	14
		その他	7	66	14
		森林等の吸収源△	23	51	13
割合	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	49.4%	44.8%	5.7%
		民生家庭部門	64.4%	29.9%	5.7%
		民生業務部門	58.6%	35.6%	5.7%
		運輸部門	52.9%	41.4%	5.7%
		エネルギー転換部門	9.2%	77.0%	13.8%
	その他の温室効果ガス等	工業プロセス分野	2.3%	80.5%	17.2%
		廃棄物分野	28.7%	57.5%	13.8%
		農業分野	6.9%	77.0%	16.1%
		代替フロン等3ガス	3.4%	80.5%	16.1%
		三ふっ化窒素(NF ₃)	0.0%	83.9%	16.1%
		その他	8.0%	75.9%	16.1%
		森林等の吸収源△	26.4%	58.6%	14.9%

注)「森林等の吸収源△」は、森林等による吸収量すなわち排出量の削減を示している。

図 153



7) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出原単位目標
の部門・分野別の目標設定の有無及び単位

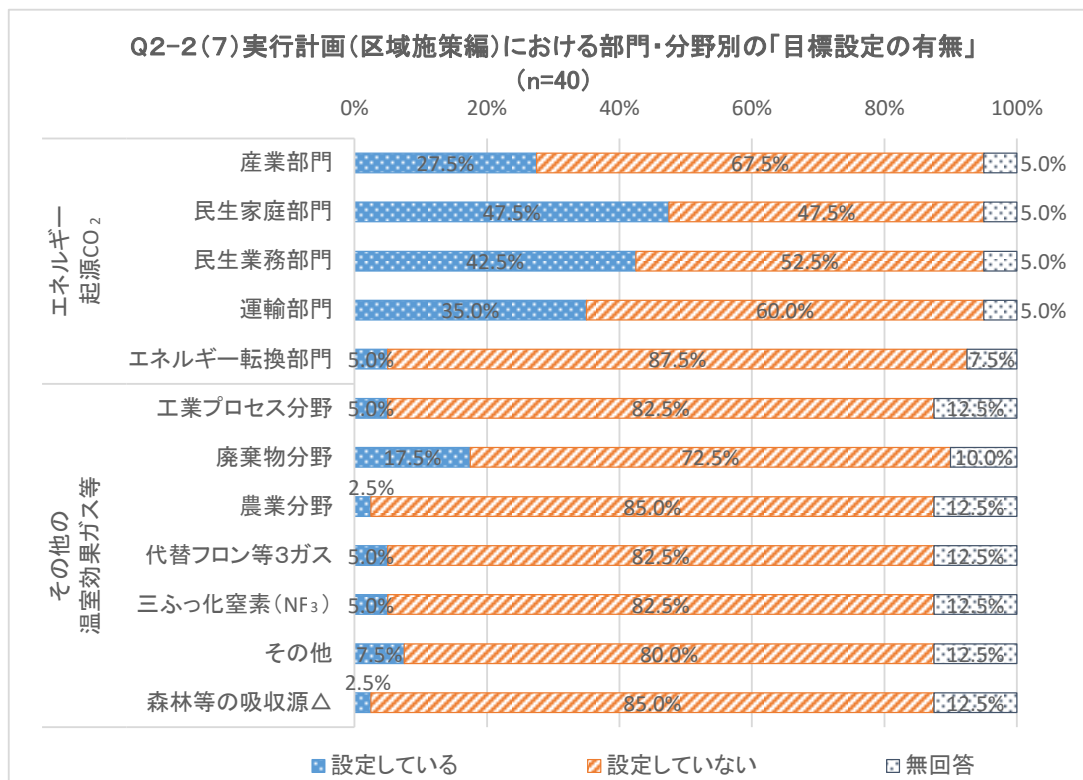
計画における、温室効果ガス排出原単位目標の部門・分野別の目標設定は、エネルギー起源 CO₂については「民生家庭部門」で 19 団体（47.5%）が設定しており最も多かった。次いで、「民生業務部門」で 17 団体（42.5%）であった。

その他の温室効果ガス等については、「廃棄物分野」が 7 団体（17.5%）と最も多く、その他の分野の目標設定割合は比較的低かった。

表 136

部門・分野別対策目標			設定している	設定していない	無回答
団体数	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	11	27	2
		民生家庭部門	19	19	2
		民生業務部門	17	21	2
		運輸部門	14	24	2
		エネルギー転換部門	2	35	3
	その他の温室効果ガス等	工業プロセス分野	2	33	5
		廃棄物分野	7	29	4
		農業分野	1	34	5
		代替フロン等3ガス	2	33	5
		三ふっ化窒素(NF ₃)	2	33	5
		その他	3	32	5
		森林等の吸収源△	1	34	5
割合	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	27.5%	67.5%	5.0%
		民生家庭部門	47.5%	47.5%	5.0%
		民生業務部門	42.5%	52.5%	5.0%
		運輸部門	35.0%	60.0%	5.0%
		エネルギー転換部門	5.0%	87.5%	7.5%
	その他の温室効果ガス等	工業プロセス分野	5.0%	82.5%	12.5%
		廃棄物分野	17.5%	72.5%	10.0%
		農業分野	2.5%	85.0%	12.5%
		代替フロン等3ガス	5.0%	82.5%	12.5%
		三ふっ化窒素(NF ₃)	5.0%	82.5%	12.5%
		その他	7.5%	80.0%	12.5%
		森林等の吸収源△	2.5%	85.0%	12.5%

図 154



8) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の位置付けについて

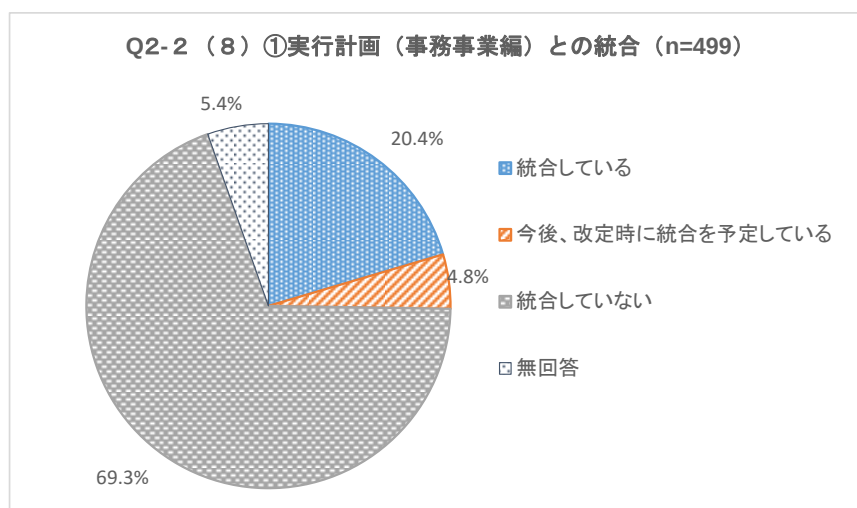
①地方公共団体実行計画（事務事業編）との統合

地方公共団体実行計画（区域施策編）の位置付けについては、地方公共団体実行計画（事務事業編）と「統合している」と回答した団体は 102 団体（20.4%）であった。

表 137

実行計画(事務事業編)との統合	団体数	割合
統合している	102	20.4%
今後、改定時に統合を予定している	24	4.8%
統合していない	346	69.3%
無回答	27	5.4%

図 155 【再掲】

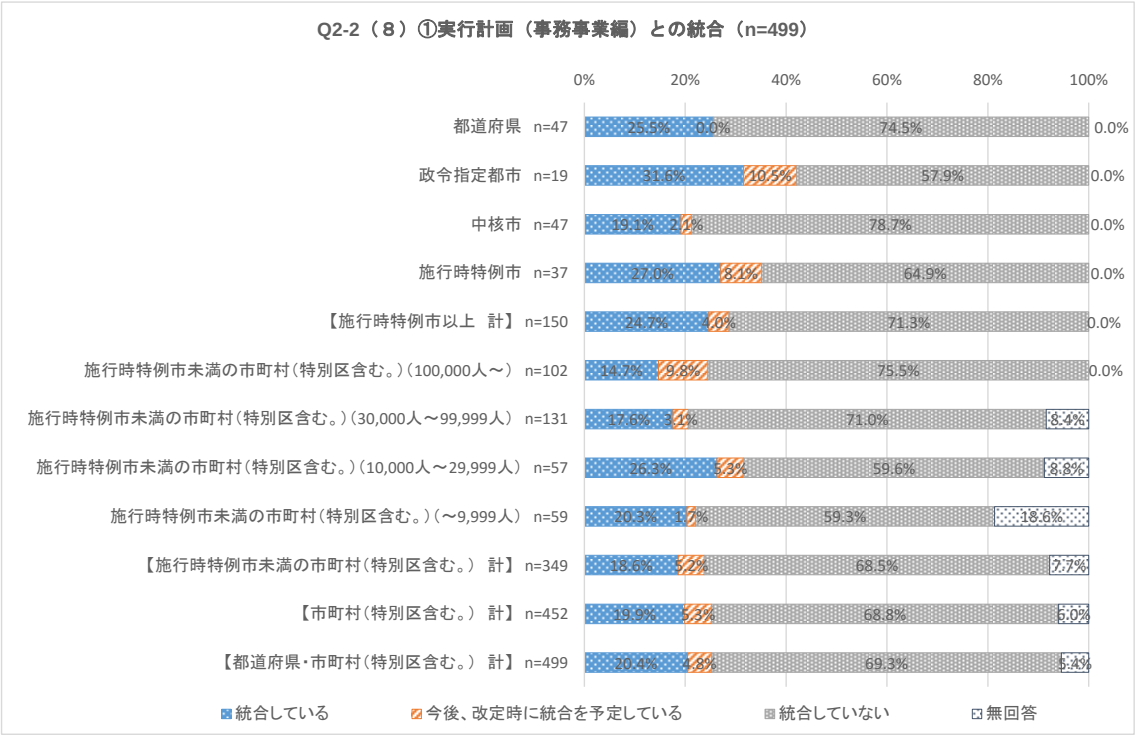


団体区別にみると、指定都市では「統合している」「今後、改定時に統合を予定している」が合計 8 団体（42.1%）で、他団体区分と比べ比較的高い割合だった。

表 138

項目	区分	人口規模	統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		12	0	35	0	47
	政令指定都市		6	2	11	0	19
	中核市		9	1	37	0	47
	施行時特例市		10	3	24	0	37
	施行時特例市以上 計		37	6	107	0	150
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	15	10	77	0	102
		30,000人～99,999人	23	4	93	11	131
		10,000人～29,999人	15	3	34	5	57
		～9,999人	12	1	35	11	59
		計	65	18	239	27	349
	市町村(特別区含む。) 計		90	24	311	27	452
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		102	24	346	27	499
割合	都道府県		25.5%	0.0%	74.5%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		31.6%	10.5%	57.9%	0.0%	100.0%
	中核市		19.1%	2.1%	78.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		27.0%	8.1%	64.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		24.7%	4.0%	71.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	14.7%	9.8%	75.5%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	17.6%	3.1%	71.0%	8.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	26.3%	5.3%	59.6%	8.8%	100.0%
		～9,999人	20.3%	1.7%	59.3%	18.6%	100.0%
		計	18.6%	5.2%	68.5%	7.7%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		19.9%	5.3%	68.8%	6.0%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		20.4%	4.8%	69.3%	5.4%	100.0%

図 156 【再掲】



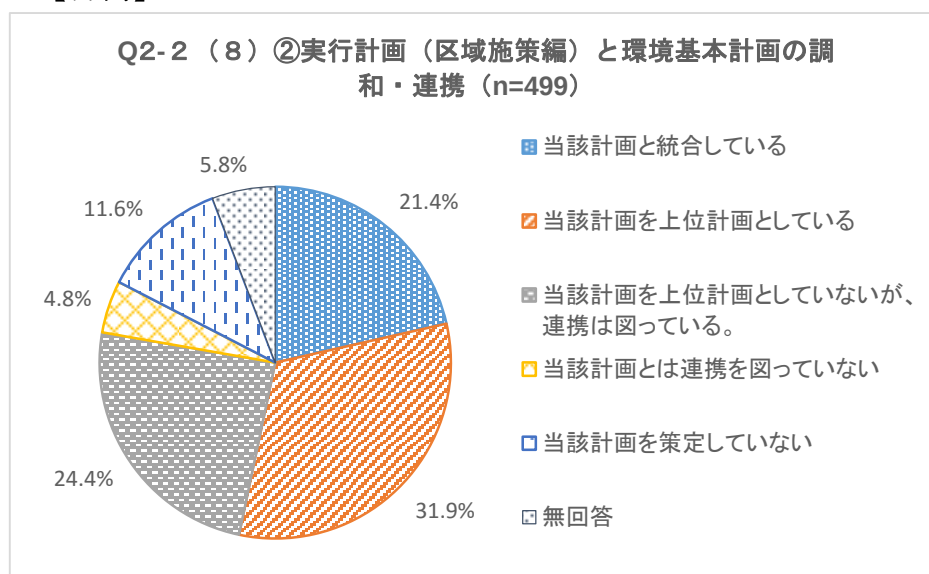
②地方公共団体実行計画（区域施策編）と環境基本計画との調和・連携

地方公共団体実行計画（区域施策編）と環境基本計画との調和・連携については、「環境基本計画を上位計画としている」が 159 団体（31.9%）と最も多かった。次いで、「当該計画を上位計画としていないが、連携は図っている」が 122 団体（24.4%）、「環境基本計画と統合している」が 107 団体（21.4%）であった。

表 139

環境基本計画の調和・連携	団体数	割合
当該計画と統合している	107	21.4%
当該計画を上位計画としている	159	31.9%
当該計画を上位計画としていないが、連携は図っている。	122	24.4%
当該計画とは連携を図っていない	24	4.8%
当該計画を策定していない	58	11.6%
無回答	29	5.8%

図 157 【再掲】

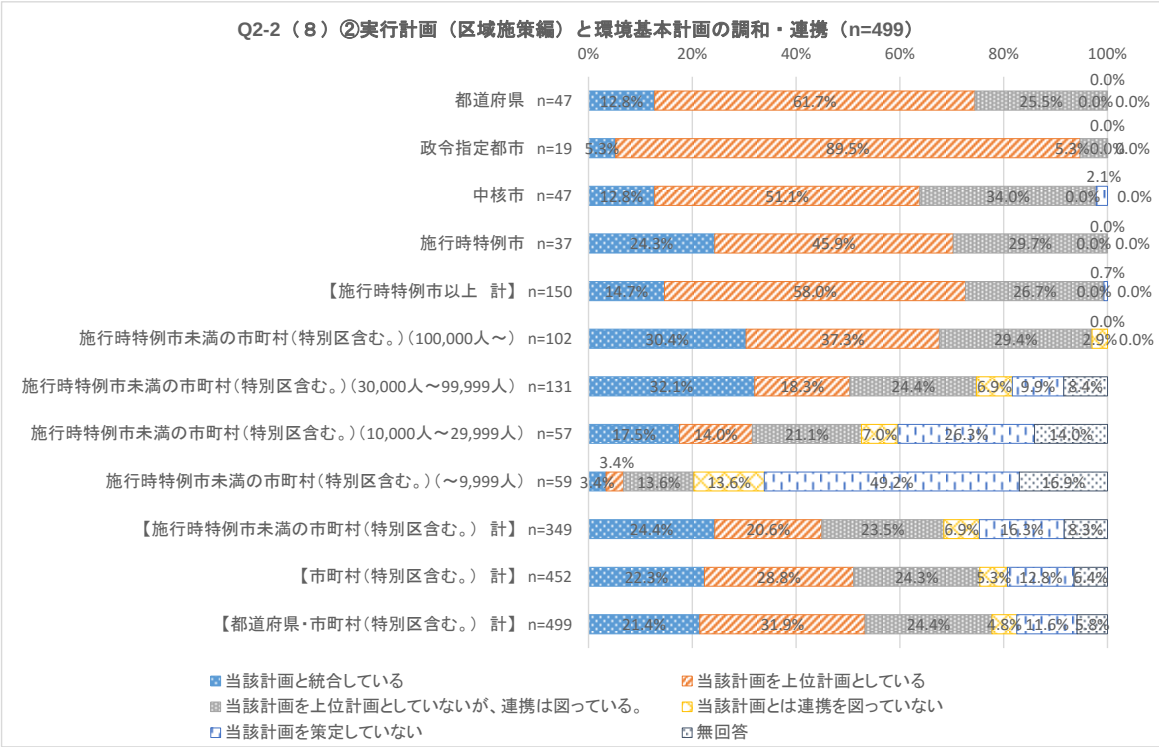


団体区分別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、全団体で環境基本計画と統合又は連携していた（環境基本計画を策定していない1団体除く）。施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるに従い、環境基本計画を策定していない割合が高くなる傾向が見られた。

表 140

項目	区分	人口規模	当該計画と統合している	当該計画を上位計画としている	当該計画を上位計画としていないが、連携は図っている	当該計画とは連携を図っていない	当該計画を策定していない	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		6	29	12	0	0	0	47
	政令指定都市		1	17	1	0	0	0	19
	中核市		6	24	16	0	1	0	47
	施行時特例市		9	17	11	0	0	0	37
	施行時特例市以上 計		22	87	40	0	1	0	150
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	31	38	30	3	0	0	102
		30,000人～99,999人	42	24	32	9	13	11	131
		10,000人～29,999人	10	8	12	4	15	8	57
		～9,999人	2	2	8	8	29	10	59
	計		85	72	82	24	57	29	349
割合	市町村(特別区含む。)		101	130	110	24	58	29	452
	都道府県・市町村(特別区含む。)		107	159	122	24	58	29	499
	都道府県		12.8%	61.7%	25.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		5.3%	89.5%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		12.8%	51.1%	34.0%	0.0%	2.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		24.3%	45.9%	29.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		14.7%	58.0%	26.7%	0.0%	0.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	30.4%	37.3%	29.4%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	32.1%	18.3%	24.4%	6.9%	9.9%	8.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	17.5%	14.0%	21.1%	7.0%	26.3%	14.0%	100.0%
		～9,999人	3.4%	3.4%	13.6%	13.6%	49.2%	16.9%	100.0%
	計		24.4%	20.6%	23.5%	6.9%	16.3%	8.3%	100.0%
	市町村(特別区含む。)		22.3%	28.8%	24.3%	5.3%	12.8%	6.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)		21.4%	31.9%	24.4%	4.8%	11.6%	5.8%	100.0%

図 158



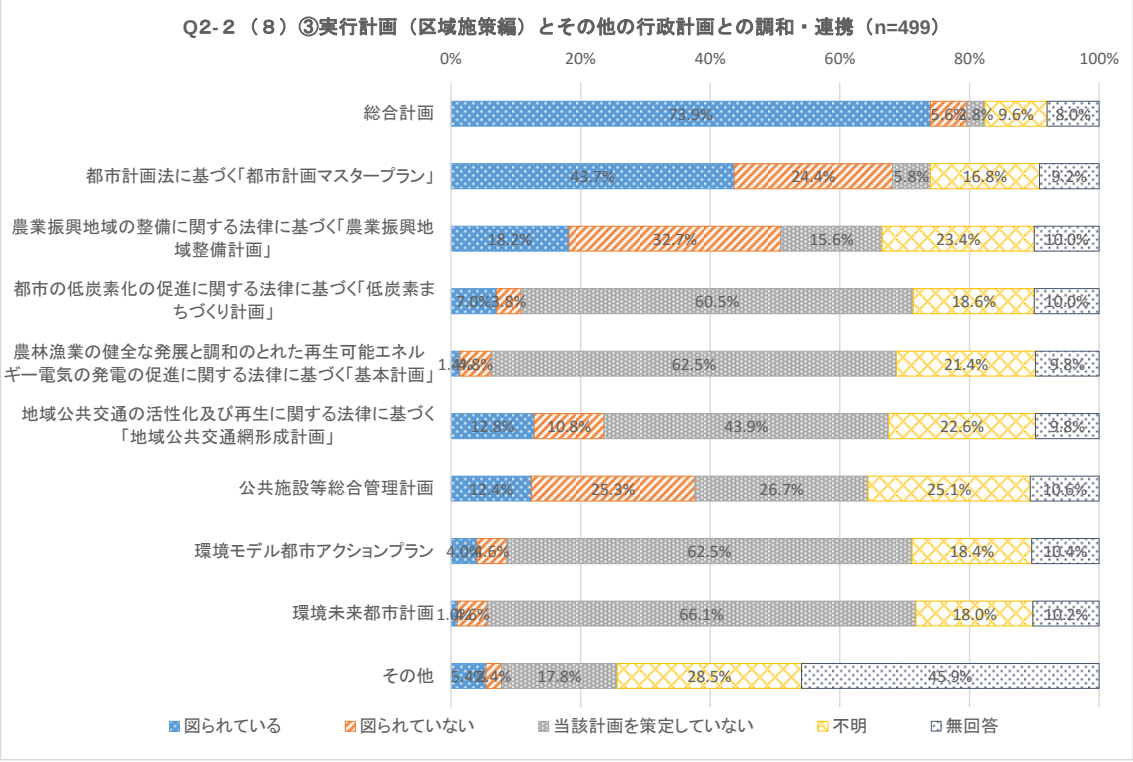
③地方公共団体実行計画（区域施策編）とその他の行政計画との調和・連携について

地方公共団体実行計画（区域施策編）と調和・連携が図られている他の行政計画のうち主なものは、「総合計画」が 369 団体（73.9%）、「都市計画マスタープラン」が 218 団体（43.7%）であった。

表 141

その他の行政計画との調和・連携	回答数					割合				
	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答
総合計画	369	28	14	48	40	73.9%	5.6%	2.8%	9.6%	8.0%
都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン」	218	122	29	84	46	43.7%	24.4%	5.8%	16.8%	9.2%
農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」	91	163	78	117	50	18.2%	32.7%	15.6%	23.4%	10.0%
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」	35	19	302	93	50	7.0%	3.8%	60.5%	18.6%	10.0%
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく「基本計画」	7	24	312	107	49	1.4%	4.8%	62.5%	21.4%	9.8%
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通網形成計画」	64	54	219	113	49	12.8%	10.8%	43.9%	22.6%	9.8%
公共施設等総合管理計画	62	126	133	125	53	12.4%	25.3%	26.7%	25.1%	10.6%
環境モデル都市アクションプラン	20	23	312	92	52	4.0%	4.6%	62.5%	18.4%	10.4%
環境未来都市計画	5	23	330	90	51	1.0%	4.6%	66.1%	18.0%	10.2%
その他	27	12	89	142	229	5.4%	2.4%	17.8%	28.5%	45.9%

図 159

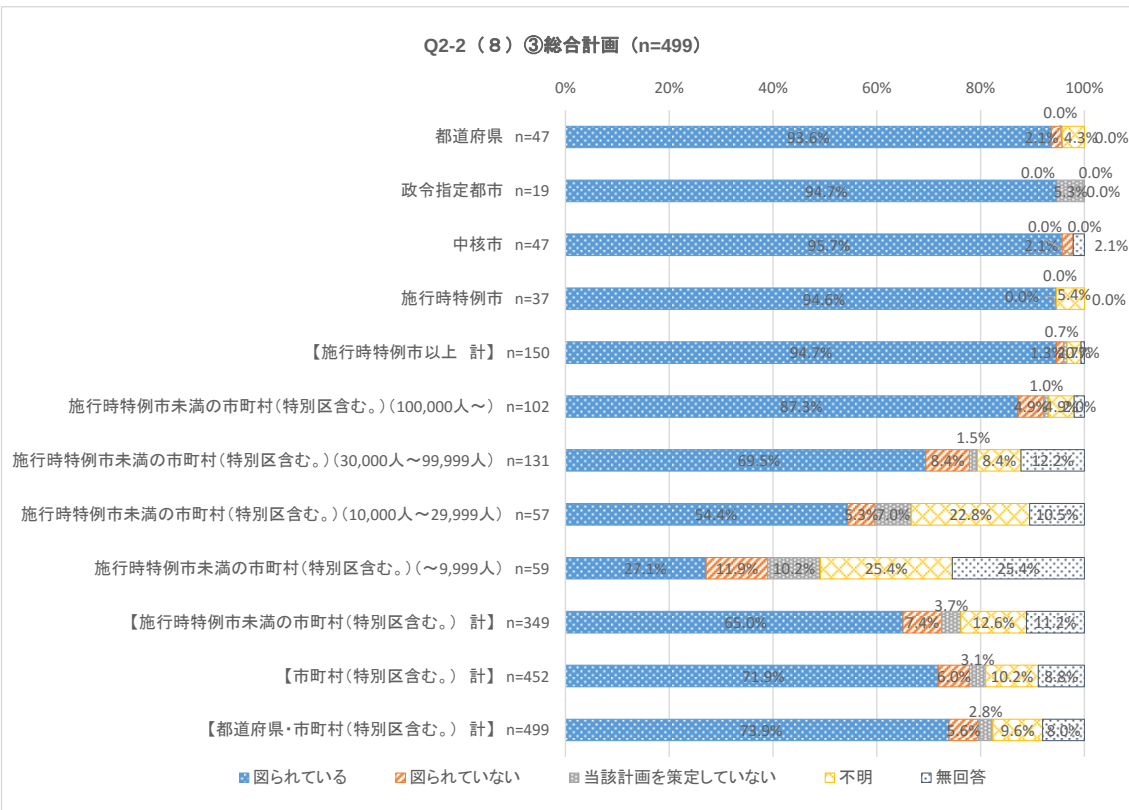


総合計画では、都道府県及び施行時特例市以上の市の9割以上が調和・連携しており、市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、調和・連携の割合が低くなる傾向が見られた。

表 142 「総合計画」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		44	1	0	2	0	47
	政令指定都市		18	0	1	0	0	19
	中核市		45	1	0	0	1	47
	施行時特例市		35	0	0	2	0	37
	施行時特例市以上 計		142	2	1	4	1	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	89	5	1	5	2	102
		30,000人～99,999人	91	11	2	11	16	131
		10,000人～29,999人	31	3	4	13	6	57
		～9,999人	16	7	6	15	15	59
		計	227	26	13	44	39	349
	市町村（特別区含む。） 計		325	27	14	46	40	452
割合	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		369	28	14	48	40	499
	都道府県		93.6%	2.1%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		94.7%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		95.7%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	100.0%
	施行時特例市		94.6%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		94.7%	1.3%	0.7%	2.7%	0.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	87.3%	4.9%	1.0%	4.9%	2.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	69.5%	8.4%	1.5%	8.4%	12.2%	100.0%
		10,000人～29,999人	54.4%	5.3%	7.0%	22.8%	10.5%	100.0%
		～9,999人	27.1%	11.9%	10.2%	25.4%	25.4%	100.0%
		計	65.0%	7.4%	3.7%	12.6%	11.2%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		71.9%	6.0%	3.1%	10.2%	8.8%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		73.9%	5.6%	2.8%	9.6%	8.0%	100.0%

図 160 「総合計画」

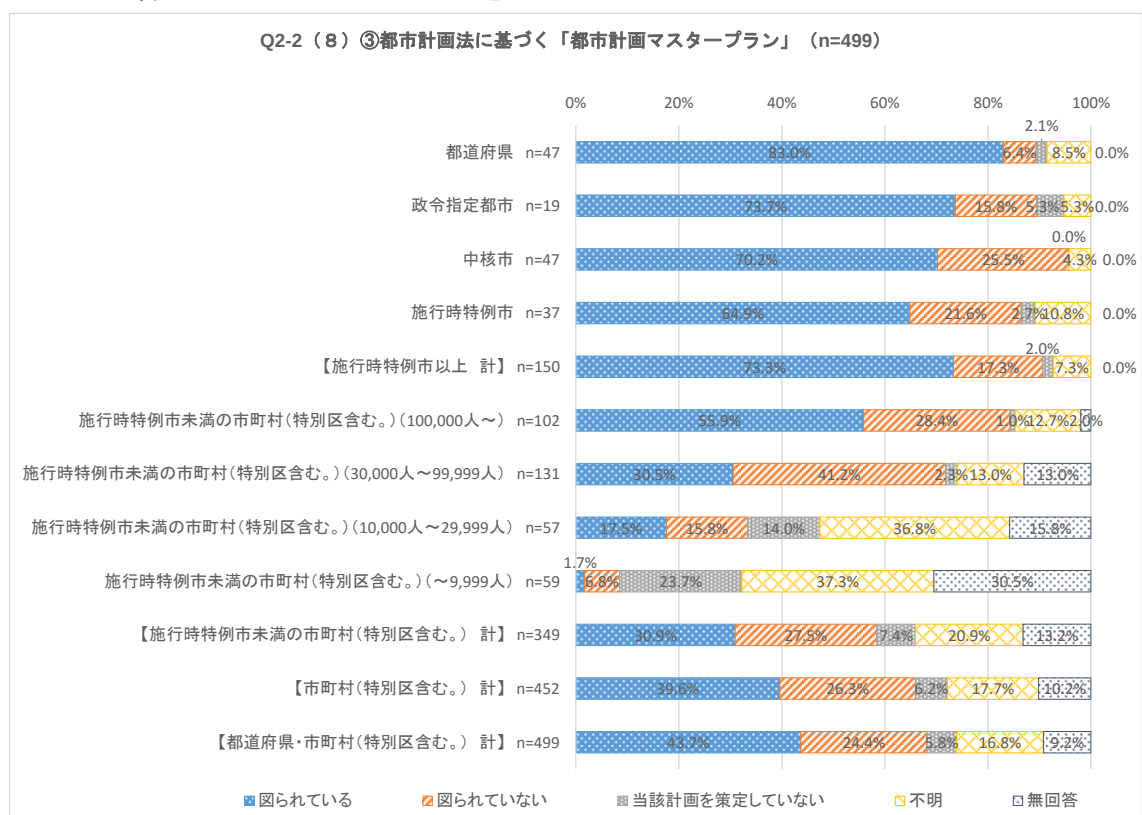


都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン」では、都道府県及び市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、調和・連携の割合が低くなる傾向が見られた。

表 143 「都市計画マスタープラン」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		39	3	1	4	0	47
	政令指定都市		14	3	1	1	0	19
	中核市		33	12	0	2	0	47
	施行時特例市		24	8	1	4	0	37
	施行時特例市以上 計		110	26	3	11	0	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	57	29	1	13	2	102
		30,000人～99,999人	40	54	3	17	17	131
		10,000人～29,999人	10	9	8	21	9	57
		～9,999人	1	4	14	22	18	59
	計		108	96	26	73	46	349
割合	市町村（特別区含む。） 計		179	119	28	80	46	452
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		218	122	29	84	46	499
	都道府県		83.0%	6.4%	2.1%	8.5%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		73.7%	15.8%	5.3%	5.3%	0.0%	100.0%
	中核市		70.2%	25.5%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		64.9%	21.6%	2.7%	10.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		73.3%	17.3%	2.0%	7.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	55.9%	28.4%	1.0%	12.7%	2.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	30.5%	41.2%	2.3%	13.0%	13.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	17.5%	15.8%	14.0%	36.8%	15.8%	100.0%
		～9,999人	1.7%	6.8%	23.7%	37.3%	30.5%	100.0%
	計		30.9%	27.5%	7.4%	20.9%	13.2%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		39.6%	26.3%	6.2%	17.7%	10.2%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		43.7%	24.4%	5.8%	16.8%	9.2%	100.0%

図 161 「都市計画マスタープラン」

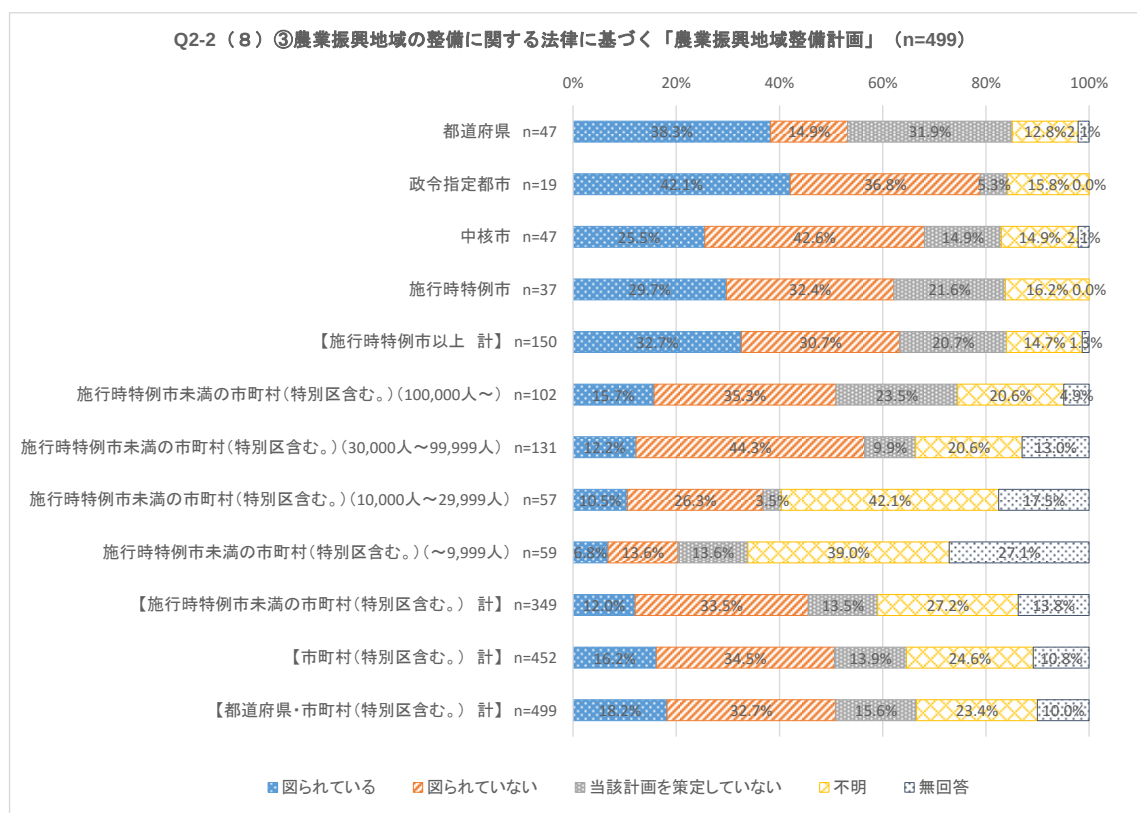


農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」では、調和・連携の割合が指定都市で8団体（42.1%）と最も高く、次いで都道府県が18団体（38.3%）であった。

表 144 「農業振興地域整備計画」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		18	7	15	6	1	47
	政令指定都市		8	7	1	3	0	19
	中核市		12	20	7	7	1	47
	施行時特例市		11	12	8	6	0	37
	施行時特例市以上 計		49	46	31	22	2	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	16	36	24	21	5	102
		30,000人～99,999人	16	58	13	27	17	131
		10,000人～29,999人	6	15	2	24	10	57
		～9,999人	4	8	8	23	16	59
	計		42	117	47	95	48	349
割合	市町村（特別区含む。） 計		73	156	63	111	49	452
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		91	163	78	117	50	499
	都道府県		38.3%	14.9%	31.9%	12.8%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		42.1%	36.8%	5.3%	15.8%	0.0%	100.0%
	中核市		25.5%	42.6%	14.9%	14.9%	2.1%	100.0%
	施行時特例市		29.7%	32.4%	21.6%	16.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		32.7%	30.7%	20.7%	14.7%	1.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	15.7%	35.3%	23.5%	20.6%	4.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	12.2%	44.3%	9.9%	20.6%	13.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	10.5%	26.3%	3.5%	42.1%	17.5%	100.0%
割合		～9,999人	6.8%	13.6%	13.6%	39.0%	27.1%	100.0%
	計		12.0%	33.5%	13.5%	27.2%	13.8%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		16.2%	34.5%	13.9%	24.6%	10.8%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		18.2%	32.7%	15.6%	23.4%	10.0%	100.0%

図 162 「農業振興地域整備計画」

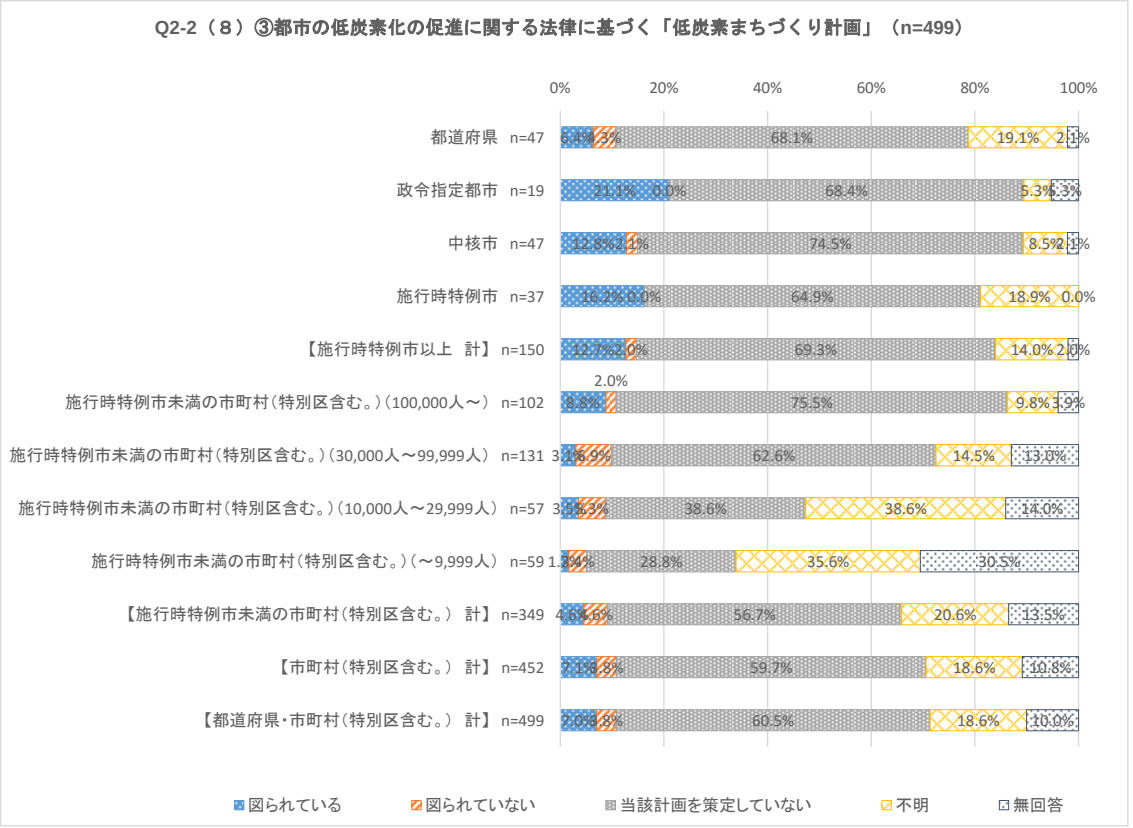


都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」では、調和・連携の割合が指定都市で4団体（21.1%）と最も高かった。

表 145 「低炭素まちづくり計画」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		3	2	32	9	1	47
	政令指定都市		4	0	13	1	1	19
	中核市		6	1	35	4	1	47
	施行時特例市		6	0	24	7	0	37
	施行時特例市以上 計		19	3	104	21	3	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	9	2	77	10	4	102
		30,000人～99,999人	4	9	82	19	17	131
		10,000人～29,999人	2	3	22	22	8	57
		～9,999人	1	2	17	21	18	59
		計	16	16	198	72	47	349
	市町村（特別区含む。） 計		32	17	270	84	49	452
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		35	19	302	93	50	499
割合	都道府県		6.4%	4.3%	68.1%	19.1%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		21.1%	0.0%	68.4%	5.3%	5.3%	100.0%
	中核市		12.8%	2.1%	74.5%	8.5%	2.1%	100.0%
	施行時特例市		16.2%	0.0%	64.9%	18.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		12.7%	2.0%	69.3%	14.0%	2.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	8.8%	2.0%	75.5%	9.8%	3.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	3.1%	6.9%	62.6%	14.5%	13.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	3.5%	5.3%	38.6%	38.6%	14.0%	100.0%
		～9,999人	1.7%	3.4%	28.8%	35.6%	30.5%	100.0%
		計	4.6%	4.6%	56.7%	20.6%	13.5%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		7.1%	3.8%	59.7%	18.6%	10.8%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		7.0%	3.8%	60.5%	18.6%	10.0%	100.0%

図 163 「低炭素まちづくり計画」



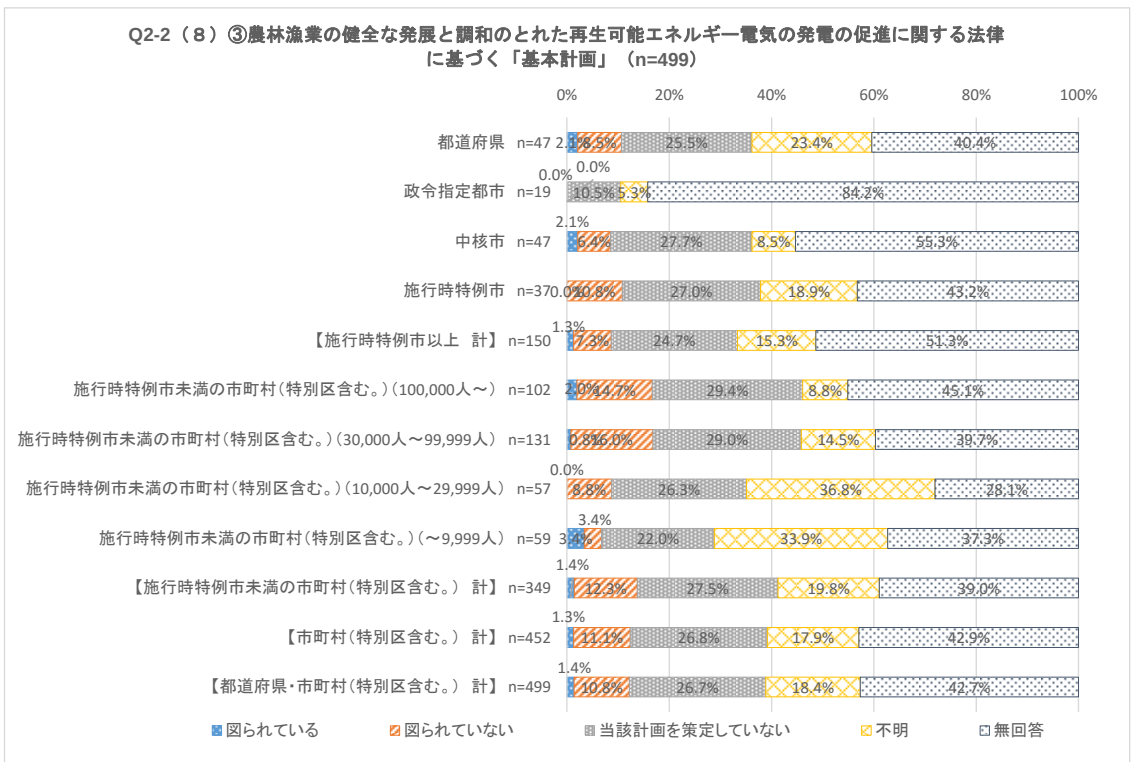
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進

に関する法律に基づく「基本計画」では、回答した団体のうちいずれの団体区分でも計画を策定していない団体が多かった。

表 146 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく「基本計画」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		1	4	12	11	19	47
	政令指定都市		0	0	2	1	16	19
	中核市		1	3	13	4	26	47
	施行時特例市		0	4	10	7	16	37
	施行時特例市以上 計		2	11	37	23	77	150
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	2	15	30	9	46	102
		30,000人～99,999人	1	21	38	19	52	131
		10,000人～29,999人	0	5	15	21	16	57
		～9,999人	2	2	13	20	22	59
		計	5	43	96	69	136	349
	市町村(特別区含む。) 計		6	50	121	81	194	452
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		7	54	133	92	213	499
	都道府県		2.1%	8.5%	25.5%	23.4%	40.4%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	0.0%	10.5%	5.3%	84.2%	100.0%
	中核市		2.1%	6.4%	27.7%	8.5%	55.3%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	10.8%	27.0%	18.9%	43.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		1.3%	7.3%	24.7%	15.3%	51.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	2.0%	14.7%	29.4%	8.8%	45.1%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.8%	16.0%	29.0%	14.5%	39.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	8.8%	26.3%	36.8%	28.1%	100.0%
		～9,999人	3.4%	3.4%	22.0%	33.9%	37.3%	100.0%
		計	1.4%	12.3%	27.5%	19.8%	39.0%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		1.3%	11.1%	26.8%	17.9%	42.9%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		1.4%	10.8%	26.7%	18.4%	42.7%	100.0%

図 164 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく「基本計画」



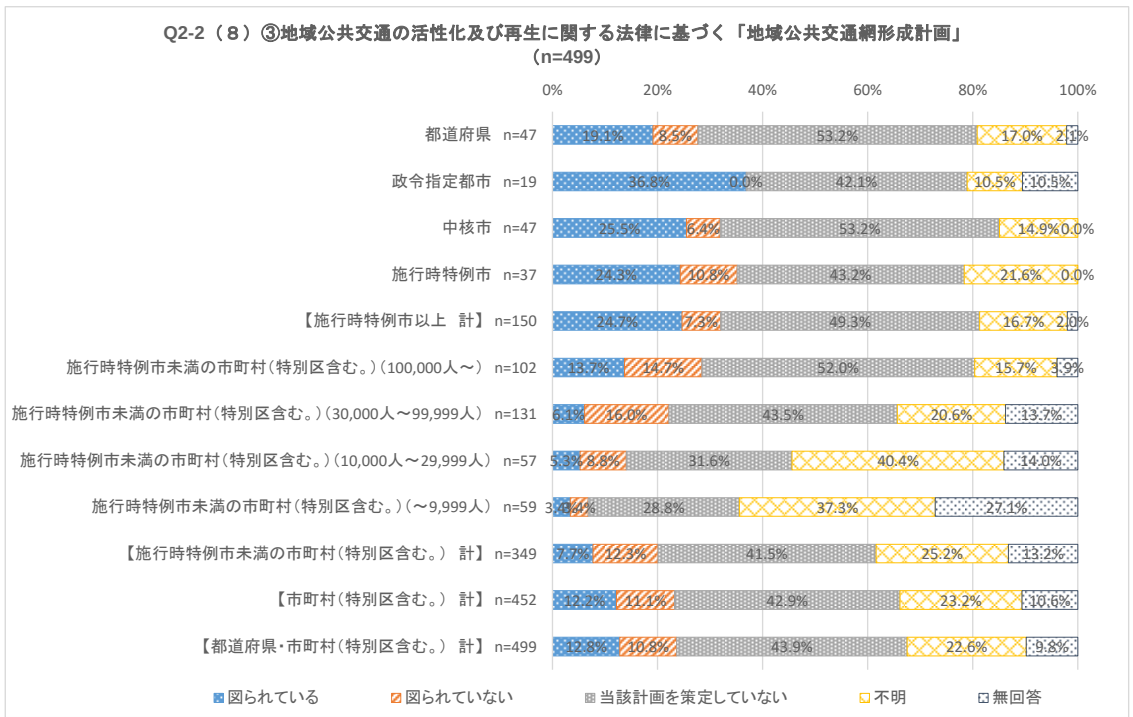
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通網形成計画」では、調和・連携の割合が指定都市で7団体(36.8%)と最も高かつ

た。

表 147 「地域公共交通網形成計画」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		9	4	25	8	1	47
	政令指定都市		7	0	8	2	2	19
	中核市		12	3	25	7	0	47
	施行時特例市		9	4	16	8	0	37
	施行時特例市以上 計		37	11	74	25	3	150
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	14	15	53	16	4	102
		30,000人～99,999人	8	21	57	27	18	131
		10,000人～29,999人	3	5	18	23	8	57
		～9,999人	2	2	17	22	16	59
		計	27	43	145	88	46	349
割合	市町村(特別区含む。) 計		55	50	194	105	48	452
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		64	54	219	113	49	499
	都道府県		19.1%	8.5%	53.2%	17.0%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		36.8%	0.0%	42.1%	10.5%	10.5%	100.0%
	中核市		25.5%	6.4%	53.2%	14.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		24.3%	10.8%	43.2%	21.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		24.7%	7.3%	49.3%	16.7%	2.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	13.7%	14.7%	52.0%	15.7%	3.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	6.1%	16.0%	43.5%	20.6%	13.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	5.3%	8.8%	31.6%	40.4%	14.0%	100.0%
		～9,999人	3.4%	3.4%	28.8%	37.3%	27.1%	100.0%
		計	7.7%	12.3%	41.5%	25.2%	13.2%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		12.2%	11.1%	42.9%	23.2%	10.6%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		12.8%	10.8%	43.9%	22.6%	9.8%	100.0%

図 165 「地域公共交通網形成計画」

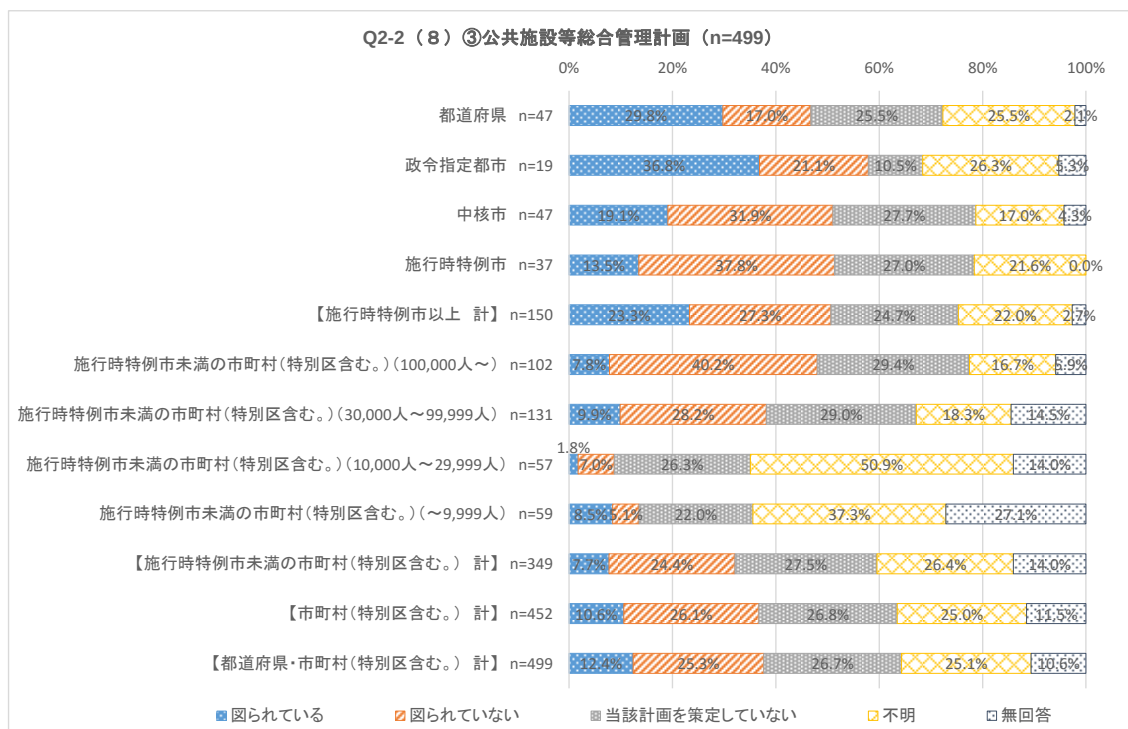


公共施設等総合管理計画では、調和・連携の割合が指定都市で7団体（36.8%）と最も高く、次いで都道府県が14団体（29.8%）であった。

表 148 「公共施設等総合管理計画」

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		14	8	12	12	1	47
	政令指定都市		7	4	2	5	1	19
	中核市		9	15	13	8	2	47
	施行時特例市		5	14	10	8	0	37
	施行時特例市以上 計		35	41	37	33	4	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	8	41	30	17	6	102
		30,000人～99,999人	13	37	38	24	19	131
		10,000人～29,999人	1	4	15	29	8	57
		～9,999人	5	3	13	22	16	59
		計	27	85	96	92	49	349
	市町村（特別区含む。） 計		48	118	121	113	52	452
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		62	126	133	125	53	499
割合	都道府県		29.8%	17.0%	25.5%	25.5%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		36.8%	21.1%	10.5%	26.3%	5.3%	100.0%
	中核市		19.1%	31.9%	27.7%	17.0%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		13.5%	37.8%	27.0%	21.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		23.3%	27.3%	24.7%	22.0%	2.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	7.8%	40.2%	29.4%	16.7%	5.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	9.9%	28.2%	29.0%	18.3%	14.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	1.8%	7.0%	26.3%	50.9%	14.0%	100.0%
		～9,999人	8.5%	5.1%	22.0%	37.3%	27.1%	100.0%
		計	7.7%	24.4%	27.5%	26.4%	14.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		10.6%	26.1%	26.8%	25.0%	11.5%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		12.4%	25.3%	26.7%	25.1%	10.6%	100.0%

図 166 「公共施設等総合管理計画」

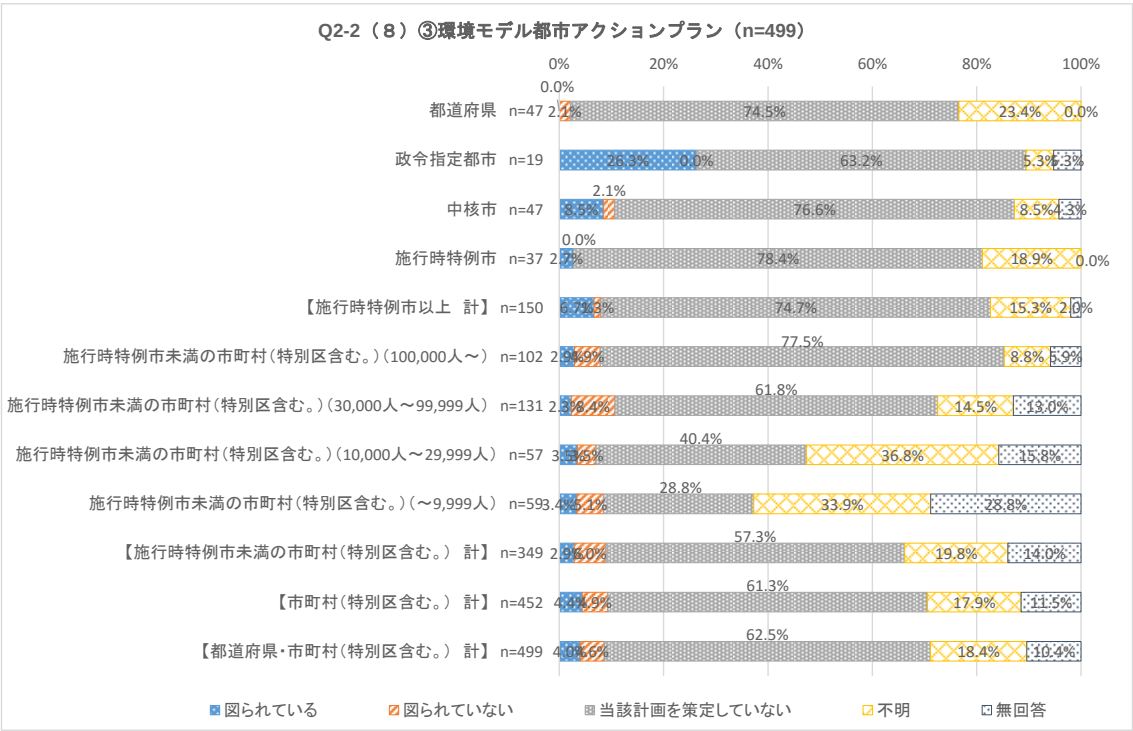


環境モデル都市アクションプランでは、調和・連携の割合が指定都市で5団体（26.3%）と最も高かった。

表 149 環境モデル都市アクションプラン

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	1	35	11	0	47
	政令指定都市		5	0	12	1	1	19
	中核市		4	1	36	4	2	47
	施行時特例市		1	0	29	7	0	37
	施行時特例市以上 計		10	2	112	23	3	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	3	5	79	9	6	102
		30,000人～99,999人	3	11	81	19	17	131
		10,000人～29,999人	2	2	23	21	9	57
		～9,999人	2	3	17	20	17	59
		計	10	21	200	69	49	349
	市町村（特別区含む。） 計		20	22	277	81	52	452
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		20	23	312	92	52	499
割合	都道府県		0.0%	2.1%	74.5%	23.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		26.3%	0.0%	63.2%	5.3%	5.3%	100.0%
	中核市		8.5%	2.1%	76.6%	8.5%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		2.7%	0.0%	78.4%	18.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		6.7%	1.3%	74.7%	15.3%	2.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	2.9%	4.9%	77.5%	8.8%	5.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	2.3%	8.4%	61.8%	14.5%	13.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	3.5%	3.5%	40.4%	36.8%	15.8%	100.0%
		～9,999人	3.4%	5.1%	28.8%	33.9%	28.8%	100.0%
		計	2.9%	6.0%	57.3%	19.8%	14.0%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		4.4%	4.9%	61.3%	17.9%	11.5%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		4.0%	4.6%	62.5%	18.4%	10.4%	100.0%

図 167 環境モデル都市アクションプラン

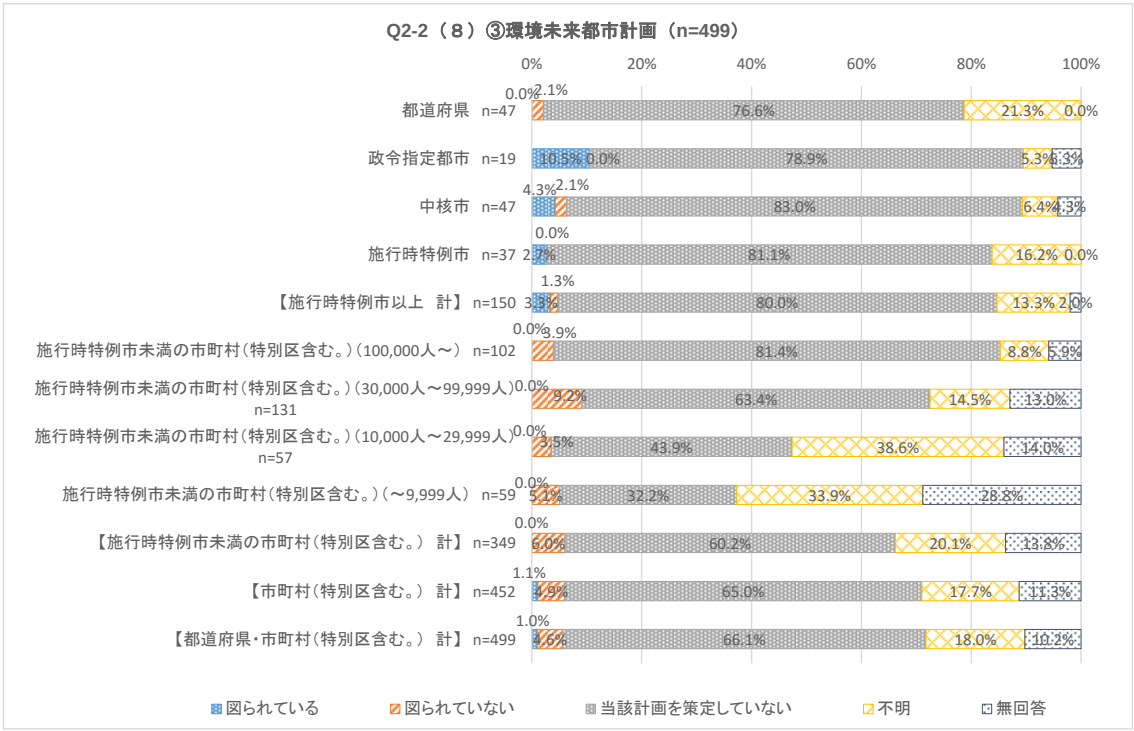


環境未来都市計画では、調和・連携の割合が指定都市で2団体（10.5%）と最も高かった。

表 150 環境未来都市計画

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	1	36	10	0	47
	政令指定都市		2	0	15	1	1	19
	中核市		2	1	39	3	2	47
	施行時特例市		1	0	30	6	0	37
	施行時特例市以上 計		5	2	120	20	3	150
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0	4	83	9	6	102
		30,000人～99,999人	0	12	83	19	17	131
		10,000人～29,999人	0	2	25	22	8	57
		～9,999人	0	3	19	20	17	59
		計	0	21	210	70	48	349
割合	市町村(特別区含む。) 計		5	22	294	80	51	452
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		5	23	330	90	51	499
	都道府県		0.0%	2.1%	76.6%	21.3%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		10.5%	0.0%	78.9%	5.3%	5.3%	100.0%
	中核市		4.3%	2.1%	83.0%	6.4%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		2.7%	0.0%	81.1%	16.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		3.3%	1.3%	80.0%	13.3%	2.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0.0%	3.9%	81.4%	8.8%	5.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.0%	9.2%	63.4%	14.5%	13.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	3.5%	43.9%	38.6%	14.0%	100.0%
		～9,999人	0.0%	5.1%	32.2%	33.9%	28.8%	100.0%
		計	0.0%	6.0%	60.2%	20.1%	13.8%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		1.1%	4.9%	65.0%	17.7%	11.3%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		1.0%	4.6%	66.1%	18.0%	10.2%	100.0%

図 168 環境未来都市計画



その他の行政計画では、調和・連携の割合が都道府県で9団体（19.1％）と最も高く、次いで指定都市で3団体（15.8％）であった。

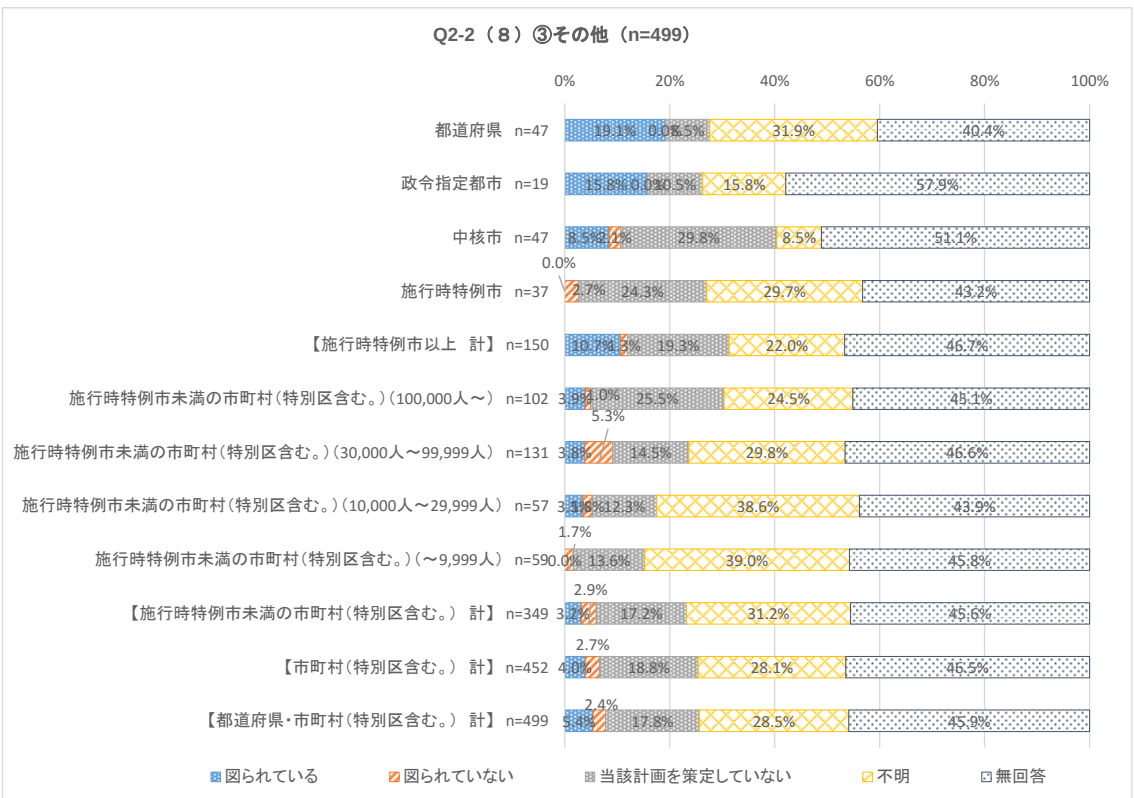
表 151 その他の行政計画

項目	区分	人口規模	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		9	0	4	15	19	47
	政令指定都市		3	0	2	3	11	19
	中核市		4	1	14	4	24	47
	施行時特例市		0	1	9	11	16	37
	施行時特例市以上 計		16	2	29	33	70	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	4	1	26	25	46	102
		30,000人～99,999人	5	7	19	39	61	131
		10,000人～29,999人	2	1	7	22	25	57
		～9,999人	0	1	8	23	27	59
		計	11	10	60	109	159	349
	市町村（特別区含む。） 計		18	12	85	127	210	452
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		27	12	89	142	229	499
割合	都道府県		19.1%	0.0%	8.5%	31.9%	40.4%	100.0%
	政令指定都市		15.8%	0.0%	10.5%	15.8%	57.9%	100.0%
	中核市		8.5%	2.1%	29.8%	8.5%	51.1%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	2.7%	24.3%	29.7%	43.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		10.7%	1.3%	19.3%	22.0%	46.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	3.9%	1.0%	25.5%	24.5%	45.1%	100.0%
		30,000人～99,999人	3.8%	5.3%	14.5%	29.8%	46.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	3.5%	1.8%	12.3%	38.6%	43.9%	100.0%
		～9,999人	0.0%	1.7%	13.6%	39.0%	45.8%	100.0%
		計	3.2%	2.9%	17.2%	31.2%	45.6%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		4.0%	2.7%	18.8%	28.1%	46.5%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		5.4%	2.4%	17.8%	28.5%	45.9%	100.0%

<その他の主な回答>

- ・ 一般廃棄物処理基本計画

図 169 その他の行政計画



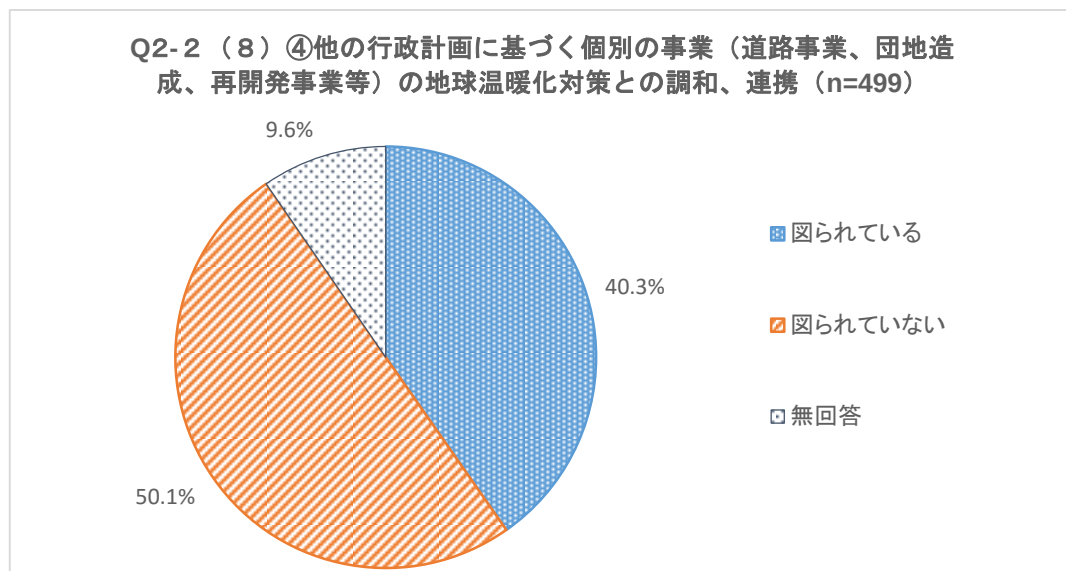
④他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携

他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携について、「図られている」との回答は 201 団体（40.3%）であった。

表 152

地球温暖化対策との調和、連携	団体数	割合
図られている	201	40.3%
図られていない	250	50.1%
無回答	48	9.6%

図 170



（３）地方公共団体実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み

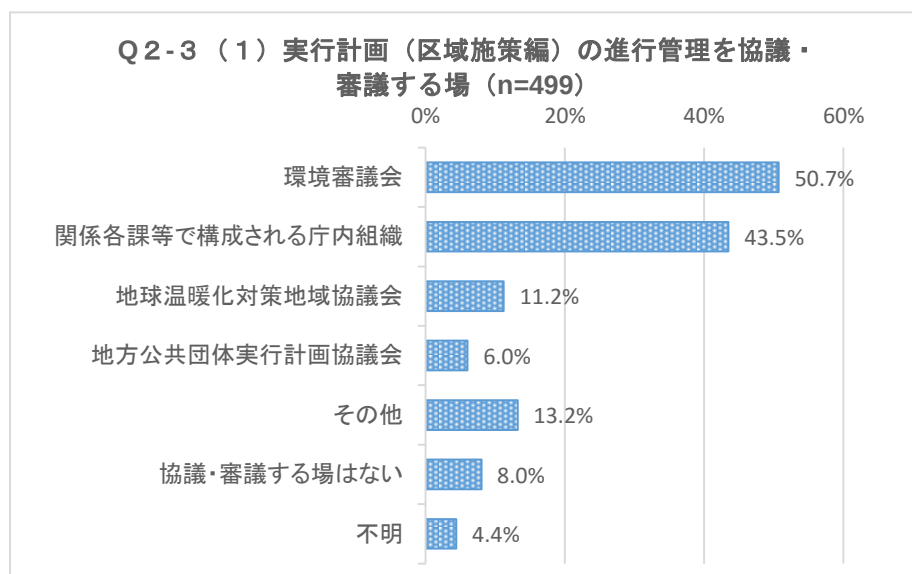
１）地方公共団体実行計画（区域施策編）を協議・審議する場

計画の進行管理を協議・審議する場として、「環境審議会」が 253 団体(50.7%)と最も多い。次いで、「関係各課等で構成される庁内組織」が 217 団体(43.5%)であった。また「協議・審議する場はない」との回答も 40 団体(8.0%)あった。

表 153

協議・審議した場	団体数	割合
地方公共団体実行計画協議会	30	6.0%
地球温暖化対策地域協議会	56	11.2%
環境審議会	253	50.7%
関係各課等で構成される庁内組織	217	43.5%
その他	66	13.2%
協議・審議する場はない	40	8.0%
不明	22	4.4%

図 171



<その他の主な回答>

- ・ 庁外の有識者、市民、企業関係者等で構成される委員会
- ・ 市民会議
- ・ 庁内の関係者で構成される委員会
- ・ 担当職員間での会議
- ・ 外部委託業者との会議

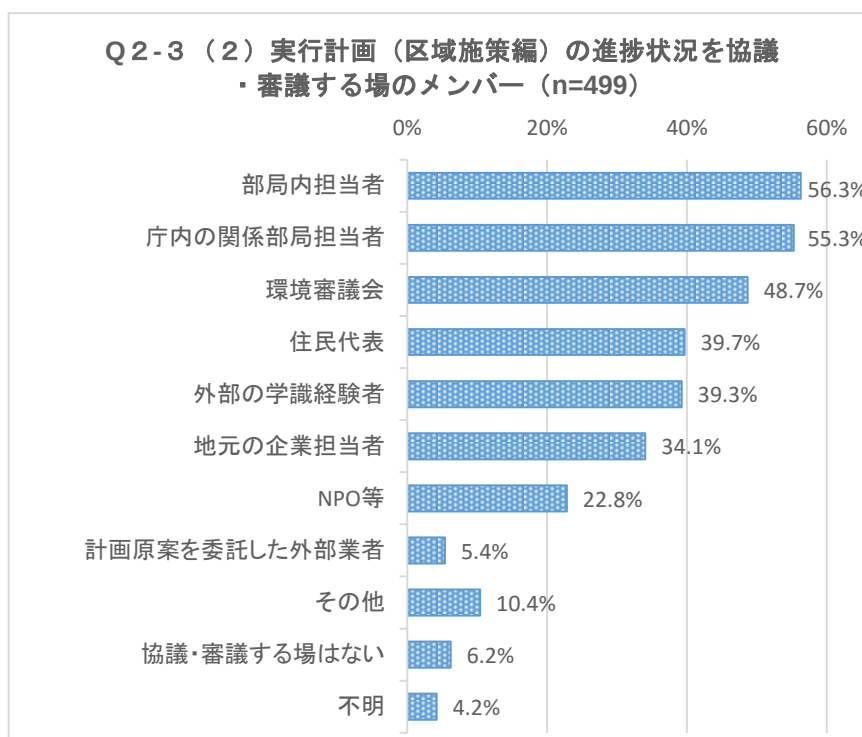
2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）を協議・審議する場のメンバー

計画の進捗状況を協議・審議する場のメンバーとしては、「部局内担当者」と「庁内の関係部局担当者」がそれぞれ 281 団体（56.3%）、276 団体（55.3%）と多かった。次いで、「環境審議会」が 243 団体（48.7%）、「住民代表」と「外部の学識経験者」がそれぞれ 198 団体（39.7%）、196 団体（39.3%）と多く、庁内外の関係者を体制に含めている団体が多かった。

表 154

協議・審議した場	団体数	割合
部局内担当者	281	56.3%
庁内の関係部局担当者	276	55.3%
環境審議会	243	48.7%
NPO等	114	22.8%
住民代表	198	39.7%
地元の企業担当者	170	34.1%
外部の学識経験者	196	39.3%
計画原案を委託した外部業者	27	5.4%
その他	52	10.4%
協議・審議する場はない	31	6.2%
不明	21	4.2%

図 172



<その他の主な回答>

- ・ 関係行政機関、関係団体の職員
- ・ 他の地方公共団体職員
- ・ 都道府県の職員
- ・ 地球温暖化防止活動推進員
- ・ 事業者

（４）地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する吸収源対策の取組状況

１）吸収源対策の取組状況

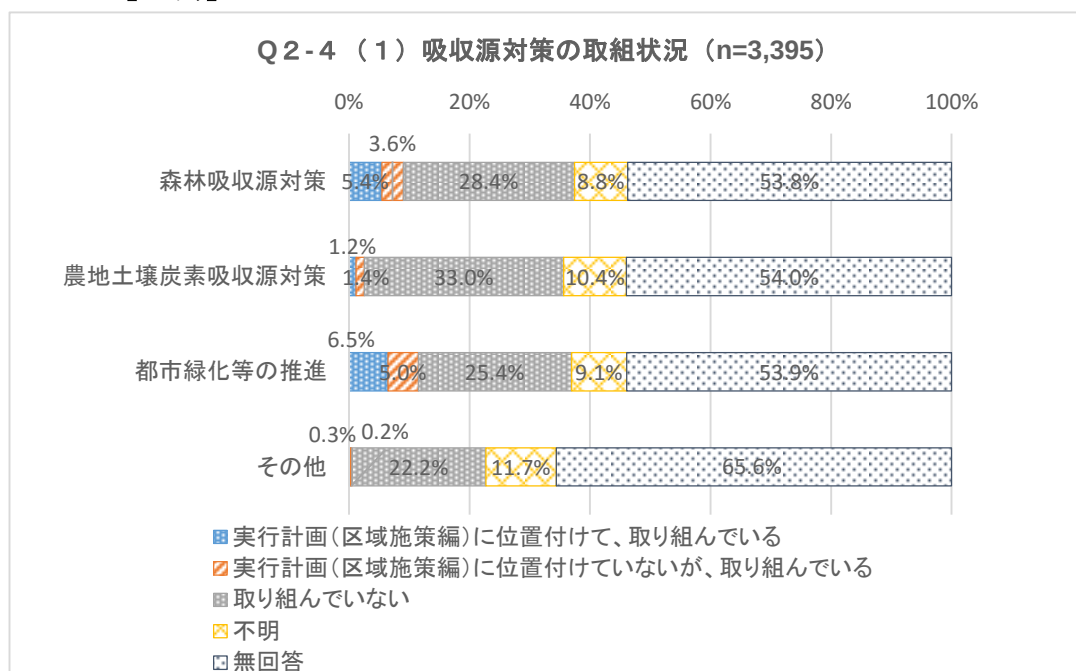
「地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる」吸収源対策の取組のうち、「都市緑化等の推進」が 219 団体（6.5%）、「森林吸収源対策」が 185 団体（5.4%）であった。

また、「地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる」取組は、「都市緑化等の推進」が 171 団体（5.0%）、「森林吸収源対策」が 121 団体（3.6%）であった。

表 155

	団体数				割合			
	森林吸収源対策	農地土壌炭素吸収源対策	都市緑化等の推進	その他	森林吸収源対策	農地土壌炭素吸収源対策	都市緑化等の推進	その他
実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる	185	40	219	9	5.4%	1.2%	6.5%	0.3%
実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	121	47	171	7	3.6%	1.4%	5.0%	0.2%
取り組んでいない	964	1122	864	755	28.4%	33.0%	25.4%	22.2%
不明	300	354	310	397	8.8%	10.4%	9.1%	11.7%
無回答	1,825	1,832	1,831	2,227	53.8%	54.0%	53.9%	65.6%

図 173 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 県産木材の利用促進

2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）に「位置付けている」該当部分の概要
表 156（1／7）

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
北海道	北海道	・森林の重視すべき機能(水土保全、生態系保全など)等に応じて、間伐や複層林の造成などの森林整備を着実に推進するとともに、保安林の適切な管理・保全を推進します。・森林の持つ二酸化炭素の吸収作用・貯蔵作用に関する理解を深めるため、情報提供を進めるとともに、地域住民の参加と民間団体など多様な主体による森林づくりを促進します。
北海道	札幌市	計画的な森林の保全を推進します。市民や企業と連携して、植樹などのみどりづくりを推進します。再開発などによる民有地の緑化を促進します。等【成果指標】保全されているみどりの面積：現状値(2012年)21,422ha→目標値(2030年)21,800ha
北海道	函館市	施策の柱に緑化等の推進を掲げて公園・緑地や森林の整備等を実施している。
北海道	旭川市	基本方針のひとつに「緑あふれるコンパクトなまちづくりの推進」を掲げ、緑地保全対策を盛り込んでいる。
北海道	苫小牧市	2017年度までに23万本植樹により168t-CO2/年削減
北海道	恵庭市	森林の保全、公園緑地等の整備ほか
北海道	北広島市	1)公共用地の緑化推進：公共の場である市の施設や公園の緑化を推進します。また、街路樹の植栽、補植により緑化を進めます。2)民有地の緑地保全等：緑化協議を継続し、事業所敷地内の緑化を促進します。3)緑化活動への支援：緑化事業を行う市民等に対して必要な支援を行い、市民参加による植樹を行います。4)環境保全型農業の推進：環境に配慮した営農活動に対する支援を行い、環境保全型農業を推進します。5)農地の多面的機能維持の推進：農地の多面的機能を維持するための活動に対する支援を行い、農地・農業資源の維持を図ります。6)森林ボランティアへの支援：森林整備の一端を担う森林ボランティアへの支援を行います。
北海道	上富良野町	上富良野町の二酸化炭素排出量は、1990年(平成2年)において町民一人あたり6.3t-CO2/人です。2020年(平成32年)の目標排出量を5.94t-CO2/人にします。
青森県	青森県	二酸化炭素吸収源としての森林の役割を発揮させるため、効率的、低コストな間伐モデルの普及を図るとともに森林所有者への施業提案等を行う技術者を育成するなど、森林の適切な維持・管理のための間伐促進を図る。
青森県	八戸市	森林整備の推進 都市の緑化推進
青森県	外ヶ浜町	植樹など、緑化運動の推進、事業所内の緑化。
岩手県	岩手県	平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を策定し、本件の民有林における森林整備の目標を定めて健全な歴史の整備を進めていく。
岩手県	盛岡市	・森林組合や市民・事業者等との連携のもと、地域の森林資源の保全・整備に努める。・森林の整備需要を喚起するため、資産材の利活用の拡大を図る。・市街地の特性に応じて、今ある緑を適正な維持管理により守るとともに、新たな緑を育て、身近にある緑を活用することで、くらしの中に温暖化防止の意識の定着を図る。
宮城県	宮城県	森林吸収量を、2020年(平成32年)で80万tとする。
宮城県	仙台市	【森林吸収源対策】みどりの総量など自然環境が持つ機能に関わる基礎情報等を把握するとともに、民有林や市有林の適切な維持管理を支援・実施する。【都市緑化等の推進】環境法令、都市計画や開発関連法令等の適正な運用、市民参加の維持管理活動などにより、自然環境を保全する。
秋田県	秋田県	「秋田県水と緑の基本計画」に基づき、二酸化炭素を吸収する森林の健全な整備・保全を推進します。
山形県	山形県	二酸化炭素の森林吸収量を確保するため、間伐や人口林育成などの計画的な森林整備や保安林の適正な管理を図っていくとともに、持続可能な森林経営を推進します。等
山形県	高畠町	間伐や植林をします 10年後の目標 間伐 針葉樹(杉 40年生)1,360t、植林 針葉樹(杉)325t、合計1,685t
福島県	福島県	森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、森林整備を着実に推進するなど、地球温暖化対策に向けた関連施策に取り組みます。
福島県	福島市	育成林整備面積を平成32年度までに690haとする。
福島県	会津若松市	森林吸収源対策として、目標年度(平成35年度)までのバイオマス利用目標値と取組方針を定め、下水汚泥や間伐材などの活用を進めていく。
福島県	いわき市	炭素循環を回復するため、適切な森林整備(間伐、植林)を実施するなどして、二酸化炭素吸収量の増大を図る。
茨城県	茨城県	間伐等の森林整備や県産材の利用促進を図ることにより、林業の活性化に貢献するとともに、二酸化炭素の吸収源対策を推進します。
茨城県	日立市	森林吸収源対策として、2020年度までに1,030haの間伐を実施する。
茨城県	常陸太田市	・市産材を利用する市民へ助成を実施することで、市産材の利用促進を図る。・適切な間伐・枝打ち等の森林整備を推進し、関係機関との連携により里地里山の保全・管理を図る。・緑化に関する制度の充実を図る。
茨城県	北茨城市	森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、間伐、下刈り、植林等を実施するなど森林の保全・管理を推進します。公園整備に当たっては、適切な管理及び新たな緑地空間の整備を進めます。所有地内の樹木や生け垣など緑の保存を推進します。公共施設に緑のカーテンを設置するなど、緑の有効活用を推進します。
茨城県	つくば市	4つの分野に分けて全32施策を実施
茨城県	常陸大宮市	造林・間伐等実施事業等の推進による森林の整備・保全など、森林の二酸化炭素吸収機能の向上に努める。
栃木県	栃木県	森林吸収源対策として ①県内民有林における間伐面積を2020年まで毎年5,250ha/年確保する。②皆伐後の再造林面積を2020年に335ha確保する。

表 157 (2 / 7)

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
栃木県	宇都宮市	都市緑化等の推進として、市民一人あたりの都市公園面積34年までに13.0㎡/㎡とする
栃木県	鹿沼市	森林の保全と創出、平地林の保全と創出、農地の保全と創出、都市の緑化の推進
栃木県	大田原市	省エネルギー・省資源の推進として、平成37年度まで住宅用太陽光発電システム設置費補助件数 年間100件 交通対策として、平成37年度までクリーンエネルギー自動車購入費補助件数 年間12件 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進として、平成37年度までに厨芥ごみ処理器設置費補助件数 年間30件 CO2吸収源確保として、平成37年度まで生垣づくり補助件数 年間20件
栃木県	那須塩原市	平成32年度までに森林吸収源対策で16.8千t-CO2を見込む。
群馬県	群馬県	間伐等の森林整備・保全により、森林の二酸化炭素吸収を促進し、大気中の二酸化炭素の低減を図ります。
埼玉県	埼玉県	本県は、県土面積の約3分の1を森林が占めており、豊かな森林資源に恵まれています。森林は、木材の生産という経済的な役割を担うほか、CO2を吸収・貯蔵するとともに、水や生態系を育むなど様々な恵みをもたらしてくれます。CO2吸収源対策として大きな効果のある森林の整備・保全について、林業の振興や県民参加による取組、木材利用の拡大などを通じて積極的に取り組んでいきます。
埼玉県	さいたま市	公園・緑地の保全・整備、市街地の緑化の推進
埼玉県	川越市	保存樹林指定面積、市民の森指定面積、保存樹林指定本数、屋上・壁面緑化補助件数、生け垣補助件数、緑のカーテン実施件数
埼玉県	熊谷市	良好な都市環境の形成のために都市緑化の保全・創出に努めます。
埼玉県	川口市	エコライフDAYの取り組みの拡大 建物、設備、機器の省エネルギー化と再生可能エネルギー利用の促進 低公害車と公共交通機関、自転車利用を主体とした持続可能な交通・移動体系の構築 水と緑のネットワーク化と風の道づくり 協働による取り組みの推進 低炭素都市づくりの具体化に向けた調査・計画の策定
埼玉県	秩父市	特になし
埼玉県	所沢市	・みどりの保全や市街地の緑化を行い、二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。・農地を保全するとともに、地産地消を推進します。
埼玉県	春日部市	公共空間の緑化や、河川林の保全・再生を進めます。駐車場の緑化を進めます。街路樹や緑道の整備等によるつながりのある緑の道を創出します。
埼玉県	草加市	屋上緑化や壁面緑化の推進、みどりのカーテンの普及など、まちの低炭素化に貢献する緑化を推進します。
埼玉県	越谷市	市街地の緑化、緑地保全の推進として、屋敷林や農地の保全等を行っている。
埼玉県	戸田市	CO2吸収源対策として、重点プロジェクトに「とだの緑化プロジェクト」を設定し、緑化補助金制度を充実することなどを通して、市内緑化の推進を図る。
埼玉県	和光市	計画内に削減ポテンシャル量を定め、施策 都市緑地等の推進の中で、緑地の保全として、市内緑地が適切に管理されている割合 約14t-CO2/年を記している。
埼玉県	新座市	開発行為等において敷地内の緑化に努める。農地を生産緑地に指定する。緑地を市民憩いの森として整備する。
埼玉県	久喜市	樹木・樹林の保存、生垣設置の奨励、市民への苗木の配布
埼玉県	日高市	森林の保全とCO2の削減に努めます
埼玉県	小川町	植林地の適切な管理、木材の有効利用の推進
千葉県	千葉県	・森林吸収源対策として平成42年度までに66千tCO2の吸収源を確保するための森林整備等・農地への炭素貯留効果の高い堆肥施用などの推進、漁業環境の変化に対応した漁業・養殖業の推進などを行う。
千葉県	千葉市	・農業基本計画に基づく健全な森林づくりの推進・みどりと水辺の基本計画に基づく緑化の推進・地場木材の利用促進対策の検討、実施
千葉県	市川市	都市緑化等の推進対策として、公共空間の緑化、美しいまち並み協定の支援、緑のカーテンの普及、生垣設置・屋上緑化・駐車場緑化助成事業、工場緑化制度、宅地開発に伴う事前緑化協議について記載しており、目標として平成32年度までに「緑の保全活動を行う市民団体の数を平成25年度の8団体より増加させる」「生垣設置助成件数(累計)を平成25年度の386件より増加させる」を設定している。
千葉県	佐倉市	二酸化炭素の吸収作用の強化等のため、「街なかの緑の保全、整備、維持管理」や「農地、森林の保全」を取組項目に位置付けている。
千葉県	習志野市	市民の取組として、植樹を心がけましょう。事業者の取組として、植樹、緑化を推進しましょう。
千葉県	市原市	CO2の吸収源である森林において下刈・間伐などの保育作業を行うため、各種補助制度により森林整備の推進を図る。造林事業、森林整備事業、森林環境保全直接支援事業、被害森林再生、資源循環促進事業等を実施している。
千葉県	鎌ヶ谷市	都市公園整備事業の推進 公共施設の緑化を推進 道路緑化の推進
東京都	千代田区	地方と連携したCO2削減のための仕組みの活用
東京都	中央区	森林吸収源対策として、中央区の森(檜原村)を平成29年度までに、33.5ha整備する。都市緑化等対策として、緑化助成制度を推進する。
東京都	文京区	緑化対策・ヒートアイランド対策の取組みとして・緑化対策として、生垣造成補助、グリーンカーテン案内等、みどりの保護・育成の推進。・街路樹・植木帯のみどりの保全。
東京都	台東区	緑被率により、評価することとし、基準年度(平成22年度)の12.3%から、平成31年度までに14.5%まで増やします
東京都	江東区	「江東区景観計画」に基づき、区民・事業者等とともに、区の豊かな水辺とみどりを活かしたうおいのある都市景観づくりに努める。
東京都	品川区	緑化を推進し、保存樹や植栽等を適切に管理し、CO2吸収源として大切に育てる
東京都	目黒区	みどりの保全・創出への取組み
東京都	大田区	森林吸収源対策:他自治体における森林整備を通じた二酸化炭素(CO2)吸収量の確保 都市緑化等への推進:緑のカーテンの普及推進、生垣緑化の助成、屋上緑化・壁面緑化の助成

表 158 (3 / 7)

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
東京都	世田谷区	緑化助成による屋上・壁面緑化等の支援 社会貢献、環境保全に貢献する企業緑地の認定制度等に関する情報提供 地区計画、緑地協定による緑化の推進 緑化地域制度による新築・増改築時のみどりの保全・創出
東京都	板橋区	緑化指導による、民有地の緑化の推進
東京都	練馬区	都市緑化について、屋上緑化や壁面緑化の推進に取り組む。
東京都	足立区	樹木被覆率を28年度までに9.4%に増やす
東京都	葛飾区	区施設への緑のカーテン設置数:25施設 学校への緑のカーテン設置数:25校
東京都	江戸川区	江戸川や荒川などの流域の自治体や友好都市などと、森林整備と吸収量認定に関する協定等を結んで取り組みを行う。
東京都	八王子市	森林吸収源対策として、36年度までに木質ペレットストーブの補助件数を110件にする。農地土壌炭素吸収源対策として、農地バンク制度の利用件数を20件にする。
東京都	府中市	カーボンオフセットの活用、農地の保全・活用、緑化活動の推進
東京都	昭島市	他の自治体などと連携してカーボン・オフセット事業を実施(指標:平成26年度)
東京都	小金井市	屋上・壁面緑化等の推進。街路樹等の緑化の整備、推進。
東京都	小平市	都市緑化等の推進として、計画期間中は、市内のあらゆる場所に毎年1,100本植樹する。
東京都	羽村市	平成30年度みどり率を28.3%とし、年平均0.2%減に抑制する 助成及び開発指導制度により平成30年度までに48,150.82㎡緑化する、その他
東京都	あきる野市	・緑を増やして二酸化炭素を吸収・固定しましょう 森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう・庭に樹木をもう1本植えてみましょう
神奈川県	神奈川県	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林の整備・保全を進めるとともに、県産木材の利用を推進することにより、森林整備を促進する。
神奈川県	横浜市	緑の総量の維持、緑の質の充実、等
神奈川県	川崎市	2017年度までに行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出として約1,820haを目指す
神奈川県	相模原市	取組の柱のひとつである「いきいきとした森林の再生」の重点プロジェクトに「森林整備の実施」を掲げている。
神奈川県	鎌倉市	低炭素まちづくりに向けたハード整備として、「緑地の保全及び緑化を推進します。」と記述。
神奈川県	茅ヶ崎市	植栽帯やポケットパークの設置、緑化重点地区指定による緑化の推進
神奈川県	厚木市	森林吸収源対策として、平成28年度までに1,169haの森林を対象に整備を進める。緑化意識の高揚を図るため、みどりに親しむイベント等を年1回以上実施する。
新潟県	新潟県	吸収源対策は、森林整備及びまちの緑化を促進するため、森林・緑化整備を推進するとともに、森林経営の安定と発展を促進します。
新潟県	新潟市	・田園環境の保全・持続可能な利用・環境保全型農業の推進・緑化の計画的推進・森林の保全
新潟県	柏崎市	森林吸収源対策として、新潟県の地域森林計画に基づき計画的な植樹活動等を推進する。
新潟県	十日町市	森林整備実績が減少傾向で推移すると、森林吸収能力は低下するおそれがあります。現在と同様の吸収可能量を維持するばかりでなく、さらに向上を図るためには、森林整備計画や里山エリア再生計画を着実に実行していくことが重要となります。
新潟県	上越市	・森林整備計画に基づき森林整備を進める。市民には、森林整備や保全の取組への参加や理解を促す。・別途策定した計画等に基づき、環境保全型農業を推進する。・公共施設や敷地内の緑化
新潟県	南魚沼市	自然と共生し南魚沼らしさを活かす地域づくり、低炭素型の交通利用の促進、低炭素型エネルギー利用の促進
富山県	富山県	削減対策として森林吸収源対策、緑化、循環型農業の推進について記載している
富山県	富山市	森林の整備・保全面積 200ha/年 民間事業者等による森林整備保全面積 10ha/年 森林ボランティアによる森林整備保全面積 10ha/年 地域材の活用のため、新築住宅等に対する補助を実施 20件/年
富山県	入善町	森林による二酸化炭素吸収源の確保として森林面積を6,000㎡/年拡張していくことを検討
石川県	石川県	本県の民有林約25万haのうち14万haについて適切な「森林経営」を行うことにより、京都議定書の目標達成に貢献します。樹木の成長を促進するため、年間2,600haの間伐を行うよう目指します。
石川県	金沢市	森林整備面積や一人あたりの都市計画公園等に目標値を定めている
石川県	白山市	森林吸収源対策及び都市緑化等の推進について、基本方針及び白山市地球温暖化対策条例第17条、第20条に取組を定めている
石川県	内灘町	地域の緑化、植樹活動の推進
福井県	福井県	第4節 森林によるCO2吸収源対策の推進《施策の方向性》・「鎮守の森」から「里山林」、「天然林」に至るまで、バラエティに富んだ福井の森林の、楽しく安全な「歩き方」を県内外に広め、福井の森林ファン拡大を目指す。・集落や道路周辺など、施業効率が高く、県民生活に身近な山ぎわを中心とした間伐を進めます。また、市町、関係団体などと連携しながら、造林補助事業などを活用し、効率的・計画的な間伐を推進します。・森林整備を担う技能・資格を持った林業労働者を育成します。・住宅などでの県産材の利用拡大を図るとともに、公共施設や公共工事において積極的に利用を推進します。・森林保全活動等のために提供された資金を活用して、森林保全活動を行う団体等を支援します。第2節 省エネ施策の推進《施策の方向性》 5 「環境にやさしい街づくり」の推進・公園や緑地、道路などの都市施設を計画的、効率的に整備、維持するとともに、市街地における既存の都市施設を有効活用し、都市機能を強化します。
山梨県	山梨県	森林を吸収源として適切な状態に保つため、県有林や民有林について、間伐等の森林施業や保安林の指定等の保護・保全措置を推進します。(P29)
山梨県	甲府市	市有林の間伐事業を実施しています。民有林についても間伐材搬出や下刈りが行われています。
長野県	長野県	森林対策として、計画的な間伐や県産材利用を促進することを規定している
長野県	長野市	・搬出間伐を平成28年度までに250ha実施する。・保安林の指定・森林体験の参加者を、平成28年度までに12,500人とする。
長野県	松本市	吸収源対策として、市有林保育事業、生垣設置補助金、誕生記念樹補助金、新築記念補助金、更新伐間連事業への補助金、水と緑の空間整備、環境保全型農業への支援を実施する。
長野県	飯田市	2018年度までに森林整備により、94,850t-CO2

表 159 (4 / 7)

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
長野県	伊那市	森林吸収源対策として、安定的な森林整備と間伐材の有効利用、これら2つの柱を推進することにより、効果的な温室効果ガス削減につなげる仕組みを検討する
長野県	塩尻市	・森林資源の有効活用と農地の保全を推進する。・緑地の保全や市街地の緑化を行い、二酸化炭素の吸収源の確保に努める。
長野県	東御市	森林吸収源対策として、2020年度までに420haの間伐を実施する。都市緑化の推進として、市報、市HP等で緑化推進のPR
長野県	安曇野市	敷地内緑化等の推進
岐阜県	岐阜市	「岐阜市緑の基本計画」等を踏まえ、市内に緑を増やします。市内の森林管理を行っていくとともに市内の「たずさえの森」を育成します。
岐阜県	大垣市	・市民一人あたりの都市公園面積(現況6.0㎡) 平成32年度までに 6.8㎡ 平成42年度までに 7.0㎡ とする。
岐阜県	多治見市	現在の森林4147ha(国有林を含む)における現在の二酸化炭素吸収量＝2472.7t/年10を森林整備や間伐実施により、2609.7t/年に向上させる。
岐阜県	中津川市	健全な森づくりの推進・市有林の整備の推進・民有林の整備の推進 間伐実施面積 平成28年度～平成37年度 5,400ha
岐阜県	各務原市	市の緑化基本計画に基づき、都市公園・街路樹等における植栽を進める。
静岡県	静岡県	森林を適正に管理していくため、森林施業の集約化や路網整備の推進など森林の整備を着実に推進します。また、森林資源を循環利用することは森林の適正な管理や二酸化炭素の固定につながることから、県産材の活用を図ります。
静岡県	静岡市	森林吸収源対策として、平成34年度までに2,500haの間伐を実施する 都市緑化等の推進策として、市民1人あたりの都市公園面積を平成34年度までに6.0㎡/人から8.0㎡/人に増やす
静岡県	浜松市	2040年ころまでに54,000haの森林認証取得
静岡県	沼津市	森林が持つ二酸化炭素吸収をはじめとした公益的機能を高度に発揮させるため、森林の適切な保全を促進します。また、森林の整備需要を喚起するため、地場産材の利活用の拡大を図ります。
静岡県	富士宮市	緑地の保全及び緑化の推進、健全な森林の整備を位置づけている。
静岡県	富士市	森林吸収源対策として、平成32年度までに累計7,000ha(改定後の計画では7,700ha)の間伐を実施する。
静岡県	焼津市	公園と緑地の連続性が確保された緑のネットワークの形成を図ります。
静岡県	藤枝市	・地球温暖化対策として森林づくりを推進します・緑の基本計画に基づき、住宅地・公園・道路などの都市内緑化を推進します・耕作放棄地の解消のため、耕作放棄地の情報を収集・提供します
愛知県	愛知県	森林の整備、県産木材の利用拡大による大気中のCO2の吸収とその長期貯蔵を推進
愛知県	名古屋市	市内の緑被率を2020年度までに27%を目指す。(2010年度23.3%) 緑化地域制度によって確保された緑の面積(累計)を2018年度までに375haを目指す。(2010年度103.5ha)
愛知県	豊橋市	取組方針として、森林や農地を保全し、都市の緑化を充実する として森林保育除間伐や緑化の推進などを取組施策として掲げている。(具体的な目標数値の設定まではない)
愛知県	岡崎市	吸収源対策として、2020年までに3523ha間伐する。
愛知県	一宮市	一宮市農業振興地域整備計画に基き、環境に配慮した有効な農地利用を促します。【市の取り組み】都市計画道路事業の推進により、街路樹の緑化に努めます。緑道を整備します。学校ビオトープを造り学校ビオトープのネットワークを形成し、様々な場所で、この地域の植生を活かした森づくりを推進します。緑の基本計画において、市域全体を緑化重点地区と定め積極的な緑の保全・創出に努めます。【事業者の取り組み】事業所等の緑化に努めます。【市民の取り組み】積極的に緑化活動に参加します。
愛知県	春日井市	市民、事業者と連携し、市内全域の緑化推進に対する取組みを進めることにより、今ある緑の適正な維持管理を行うとともに、緑化の推進を図ります。
愛知県	豊川市	街区公園の箇所数を、平成32年度までに85箇所から90箇所に増やす。建物の壁面緑化や屋上緑化を推進する。
愛知県	碧南市	新エネルギー(再生エネルギー)の導入 市民・事業者の活動促進 地域環境の整備及び改善 循環型社会の構築 環境教育
愛知県	刈谷市	都市緑化等の推進として、緑化等の推進
愛知県	豊田市	森林吸収源対策、都市緑化等の推進として「森林の保全・整備と環境負荷の少ないまちづくりの推進」
愛知県	日進市	森林吸収源対策として、友好提携自治体である長野県木祖村内の国有林約32ヘクタールに平成5年度から10年度にかけてヒノキを植林し、「平成日進の森林」と呼称している。こちらの森林による森林吸収量を林野庁の算定式で算出し位置づけている。
愛知県	北名古屋	太陽光発電システム設置件数(累計)を平成32年度までに1,000件とする等。
愛知県	みよし市	都市緑化の推進として、施設緑化の推進と道路緑化の推進を実施する
三重県	津市	ごみの適正分別を通じて、燃やせるごみを焼却する際に混入するプラスチックの量を減らし、温室効果ガスの削減に努める 等
三重県	亀山市	平成26年度から平成32年度までに1,974haの間伐を実施する
三重県	志摩市	間伐実施面積を基準年度6.14haから平成37年度までに10haに引き上げる。市民一人当たりの都市公園等面積を基準年度4.42㎡/人から平成37年度までに5.34㎡/人に引き上げる。
滋賀県	滋賀県	スギ・ヒノキ人工林が適正な密度となるよう間伐をはじめとする適切な森林整備を推進し、二酸化炭素の吸収・固定昨日をはじめとした森林の持つ多面的機能が高度に発揮できるようにする。
滋賀県	大津市	低炭素型の都市形成・緑地の保全と緑化の推進
滋賀県	長浜市	市域の55%を占める森林の保全・回復に取り組むとともに、森林吸収源対策を進めます。
滋賀県	近江八幡市	ヨシ群落活動推進、植物観察や里山保全活動等の市民活動の支援

表 160 (5 / 7)

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
滋賀県	草津市	CO2の吸収源である、自然環境の保全・緑化の推進
京都府	京都府	平成32年度までに 森林吸収源と認められる森林整備面積13.7万ha 建築物等緑化実施総面積500,000㎡
京都府	京都市	森林吸収源対策として、平成32年度までに833haの間伐を実施する。
京都府	舞鶴市	森林吸収源対策として、平成32年度までに1,300ha/年の間伐を実施する。
京都府	宇治市	イベントや講習会などを通じて、住宅への緑のカーテンの設置を推進します。
京都府	向日市	施設や敷地内の屋上、壁面の緑化 町内の緑化
京都府	八幡市	保安林や地域の公園、寺社の樹木について、当該森林の公益的機能が、良好に発揮されるよう適切な維持管理を促進します。
京都府	宇治田原町	平成35年度までに350haの森林施業面積を実施する
大阪府	大阪府	森林吸収促進のため、間伐の実施など森林の適切な整備に対する支援や、木材バイオマスの利用など森林資源の有効活用を推進するとともに、「府民参加」による森作りを促進していきます。また、都市における緑地の保全や創出を推進していきます。
大阪府	大阪市	公共空間や民有地緑化の推進、建造物等緑化の推進、市民が主体となった花と緑のまちづくりの推進
大阪府	高槻市	人工林における健全な森林の面積を平成32年度までに1,490haとしている。
大阪府	八尾市	方策の一つとして「自然あふれるまちづくり」を位置付けており、森林吸収源対策として森林整備の促進、また都市緑化等の推進として公共空間及び民有地の緑化推進を掲げている。
大阪府	東大阪市	生駒山や市内を流れる河川等の身近な自然との関係を見直すとともに、森林保全や積極的な都市緑化を推進し、環境と共生する緑豊かな都市環境の創造を目指します。
兵庫県	兵庫県	対策方針の1つとして「CO2吸収源としての森林の機能強化」を定めている。
兵庫県	神戸市	・「六甲山森林整備戦略」に基づく森林整備を進めるとともに、持続的な森林整備体制を構築する。・市有林について、スギ、ヒノキなどの人工林整備に加え、コナラやアラカシ、アカマツなどの二次林の整備を図る。・六甲山の森林整備により発生する間伐材等の木質資源について、バイオマス資源としての有効活用を検討する。また、「オフセットクレジット制度」の導入の可能性についても検討する。・市民・事業者との協働による森づくりを推進する。・「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」に基づき、良好な緑地を保全するとともに、身近な都市公園の整備を進める。
兵庫県	姫路市	緑地や森林、水辺などの豊かな自然と共生するまちづくりに取り組み、ヒートアイランド対策や温室効果ガスの吸収源対策を進めます。
兵庫県	尼崎市	市内に存在する緑は、二酸化炭素の吸収源としては、その寄与率は小さいものの、緑のアメニティ性能や二酸化炭素の循環の仕組みを身近に体験する場としては有効です。
兵庫県	西宮市	都市部の緑地の創出と農地の保全、六甲山系の森林保全
兵庫県	豊岡市	森林吸収源対策として、地域が主体となって森林整備をする。
兵庫県	赤穂市	樹林、樹木の保全及び緑化の推進
兵庫県	宝塚市	「市街地における緑地の拡大」「森林や農地などの保全」等
兵庫県	加西市	環境に配慮した地域づくり・緑の保全の実践・屋上の緑化・緑のカーテン
兵庫県	養父市	養父市市有林オフセット・クレジット(J-VER)現状278ha 目標475ha
奈良県	奈良県	平成32年度までに施業放置林における強度間伐の面積を12000haとする。
奈良県	奈良市	緑化の推進
奈良県	天理市	林野面積、農業振興地域内農用地面積を平成23年度実績から平成31、36年度実績を現状維持とする。
和歌山県	和歌山県	森林は二酸化炭素(CO2)の吸収源対策として大きな役割を担うため、整備・保全についてまた紀州材の利用拡大に受けた積極的な取り組みが必要とされます。
和歌山県	岩出市	屋上や敷地内の緑化に努める
和歌山県	有田川町	町内の街路灯LED化を推進します。
鳥取県	鳥取県	森林吸収源対策として、30年度末までに間伐面積4,200ha実施
鳥取県	鳥取市	都市公園面積210ha増加 公園の芝生化数70か所増加 等
鳥根県	浜田市	公共施設の周辺や屋上の緑化を推進する。
岡山県	岡山県	・県産材の需要拡大対策を推進する。・間伐等の森林整備や保安林等の保全・管理を推進する。・企業が取り組んだ森林保全活動を二酸化炭素吸収量で評価、認証する「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」を推進する。
広島県	広島県	○森林整備の推進 ○保安林等による保護・保全措置の推進 ○J-VER制度を活用した県有林の整備
広島県	広島市	森林の持つ様々な公益的機能の向上を図るため、森林の手入を推進し、活力ある健全な森林を育成する。
広島県	呉市	○森林等CO2吸収源確保 1森林の適切な管理 間伐などの森林の管理を適切に行い、森林が健全に成長することで樹木の体積が増え、二酸化炭素の吸収量が増加します。2木製品の利用拡大 木材製品は二酸化炭素を炭水化物に変えて固定化したものであり、木材製品の利用拡大は林業を助け、二酸化炭素の森林吸収に寄与します。住宅建材など、できるだけ長期間木材として使用することが望ましく、また、木材製品としての利用後も燃料化すれば、バイオマスエネルギーとして活用ができます。3公共建築物等木材利用促進 公共建築物等へ木材の利用を促進することにより、健康的でぬくもりのある快適な生活空間の形成、健全な森林の育成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することができます。○緑化推進 家庭や事業所敷地内において、適切に植樹することで、夏の日差しを防いで冷房負荷を低減したり、冬の日射を利用した暖房負荷の低減を図ることができます。夏期には植物の蒸散により付近の気温を低下させる効果も期待でき、屋上緑化など冷房負荷の低減につながるほか、樹木の場合は二酸化炭素の吸収源の働きもあります。
広島県	福山市	温室効果ガスの吸収源となる森林保全について、市民、事業者との協働で取組を推進する。公共施設の新築・改修などに際しては、屋上緑化や壁面緑化の導入を検討する。
山口県	山口県	森林吸収源対策としてH32年度までに間伐面積6550ha/年、再造林面積240ha/年を目指す
山口県	山口市	森林保全に配慮した適正な市有林管理を行うことで、CO2吸収源対策を推進します。

表 161 (6 / 7)

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
徳島県	徳島県	間伐や植林などによる健全な森林の育成・管理、企業・県民など多様な主体と協働した森づくりや森林カーボン・オフセットの推進、さらには、県産材による製品の利用の推進などに取り組む。
徳島県	徳島市	緑化及び吸収源対策として、花と緑のまちづくり事業、徳島市森林整備計画・徳島市特定間伐等促進計画の推進、県産木材の利用推進などを図る。
香川県	香川県	適切な森林整備等の推進、県民創参加の森づくりの推進、県産木材の利用促進、地域の緑化の推進、建物緑化の推進
香川県	高松市	実行計画に各課の温暖化の取組を施策体系として、以下の内容を記載している。『緑化の推進』屋上緑化・壁面緑化の助成、緑のカーテンの促進、街路等の緑化
愛媛県	松山市	森林吸収源対策として、【森林資源の保全・育成】本市の重要な河川である石手川、重信川、立岩川等の流域森林において間伐等による整備を行い、持続的な森林の保育・管理を行っていくことで水源かん養機能等の公益的機能をより高度に発揮させ、併せてCO ₂ 吸収量の増進を図る。【木質(竹)資源の循環活用】放置竹林対策として、竹炭の製造やチップ・粉砕化等を行うことにより、竹資源の循環利用を推進し、将来的には、この循環システムを森林資源にも活用するよう拡大に努める。【森林保全活動の推進】市民等が森林の緑を護り育てる活動を支援し、森林保全活動への参加を推進する。都市緑化等の推進として、【公園の整備】市民が集える憩いの場として、城山公園や石手川緑地を計画的に整備するほか、松山総合公園や松山中央公園等を緑の拠点として、維持・保全を図る。【緑地の整備】石手川や重信川は、山の緑とまちの緑、海の自然を結ぶ緑と水のネットワークとして機能することから、河川緑地の整備・活用を図るほか、丘陵地や都市公園などの拠点となる緑地を結ぶ市街地内ネットワークとして、幹線道路における街路樹の維持・保全を図る。良好な自然環境を有し、農業生産や防災等に寄与する多機能な緑地空間は、風致地区の指定等により、緑地の保全に努める。【緑化活動の推進】ツタ性植物の種の無料配布や生垣整備の補助など、住環境での緑化や緑のカーテンによる温暖化対策の実践を推進する。【松山市環境まちづくり推進マニュアル】一定規模以上の公共工事を実施する際に環境配慮項目をチェックし、また、レッドデータブックを活用し、希少動植物の保護に関しての対策を検討する。
愛媛県	新居浜市	森林が持つ二酸化炭素吸収機能を高度に発揮させるため、森林の適切な保全を促進する。街路及び公園などの市街地における緑化を促進する。
高知県	高知県	森林吸収源対策として、適正な森林整備の推進、県産材の率先活用、利用促進等、クレジット活用促進に取り組む
高知県	高知市	7つの構想のうちのひとつとして、「温室効果ガス吸収、緑化の推進」を定めている。
福岡県	福岡県	森林の適正管理、まちの緑の創造、二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用
福岡県	北九州市	・平成20年度以降、市民、NPO、民間企業と連携し、100万本の植樹を目指す。・建設部局が策定した「北九州市緑の基本計画」に掲げる取組を実行計画に位置づけている。
福岡県	福岡市	家庭部門：世帯あたりの二酸化炭素排出量を8%削減する 業務部門：床面積あたりの二酸化炭素排出量を14%削減する 自動車部門：1台あたりの二酸化炭素排出量を8%削減する
福岡県	飯塚市	緑のカーテン運動の継続と拡充、透水性舗装への切り替え
福岡県	宗像市	育成単層林の保育、間伐の適切な実施、育成複層林の整備、天然林の的確な保全・管理
佐賀県	佐賀県	「健全な森林を守り育てる活動」を着実に実施することは地球温暖化防止のために重要な対策であり、森林所有者、地方公共団体や森林・林業木材産業の関連団体、さらにNPO・県民を含めた地域全体の努力により、各地域の特性に応じた森林整備を推進するような仕組みを構築します。
佐賀県	佐賀市	森林等による二酸化炭素の吸収量を確保するため、北部山間地の森林を整備し、また身近な場所における緑化の推進を図ります。
長崎県	長崎県	＜森林吸収源対策＞・森林整備の促進・県産材の安定供給体制の整備と間伐材の利用促進・森林整備により創出された二酸化炭素吸収効果のクレジット化とその活用の促進・間伐材等、木質バイオマスの再生可能エネルギーとしての活用の促進・農地土壌炭素吸収源対策・土壌由来の温室効果ガスの実態調査・都市緑化等の推進・地域ごとの都市計画の策定に当たっては、地球温暖化防止の観点から、屋上緑化や敷地内緑化、街路樹や親水設備の整備等、緑地と水辺の確保に配慮・県有施設の修景緑化や市町及び民間の緑化事業に対する補助等を行い、緑化の推進に取り組む・藻場造成の取組・魚介類の産卵や生育の場であるとともに、海中の二酸化炭素などを吸収する機能等を有する藻場の維持・保全を図るための対策に取り組む
長崎県	長崎市	森林吸収源対策として、中期削減戦略体系図及びロードマップ(行程表)に、「緑のまちづくりと森林保全」を記載している 都市緑化等の推進として、中期削減戦略体系図及びロードマップ(行程表)に、「緑のまちづくりと森林保全」を記載している
長崎県	佐世保市	民有林における森林保全施策による吸収量を2010年度までに73千t-CO ₂ とする。
長崎県	南島原市	都市緑化月間、春の都市緑化推進運動等に実施される緑化事業を通じて、緑化思想の普及に努める。
長崎県	時津町	森林整備のための募金の呼びかけを促進する。
熊本県	熊本県	森林吸収源対策として、H32年度に12,500haの間伐を実施する
熊本県	熊本市	水源涵養林森林整備協定、分収造林契約、第6次水源涵養林整備5ヵ年計画(H26～H30)に基づき白川上流域の水源地域における広葉樹造林(年間15ha)を実施し、5ヶ年で約76haの新規造林事業の完了を目指す。
熊本県	水俣市	森林吸収源対策として、平成31年度まで毎年270haの間伐を実施する。
大分県	大分県	(1)森林の適正な管理・保全(2)地域材の利用拡大
大分県	大分市	森林の二酸化炭素吸収機能を効果的に発揮させるために、間伐等の森林の整備を推進します。
大分県	由布市	市域からの二酸化炭素排出量を、42年度までに16%削減する(24年度比)

表 162 (7 / 7)

都道府県名	団体名	実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要
宮崎県	宮崎県	森林資源循環システムの確立等の推進 数値目標:平成32年度間伐実施面積 8,200ha
宮崎県	宮崎市	①一定規模の建築行為等については緑化計画書の届出を義務づけるとともに、計画に基づく生垣設置や屋上緑化工事等に対して助成をおこないます。②「緑の募金」を活用して地域の緑化を推進します。③市庁舎及びその周辺の緑化を推進します。④屋外運動場などの緑化(芝生化)を推進します。⑤公園や街路等における草花の植栽や、構造物等の壁面及びその周辺の緑化を推進します。⑥維持管理に配慮した効果的な緑化を推進するなど、周辺環境に配慮した街路整備を進めます。
宮崎県	都城市	市街地の緑地保全及び緑化推進。二酸化炭素吸収源となる森林の保全・整備。
鹿児島県	鹿児島県	・それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、地域特性や森林資源の状況などを踏まえた適切な森林の整備・保全を推進し、森林の多面的な機能の高度発揮に努める。また、森林の持つ公益的機能を将来にわたって発揮させるため、様々な形での県民の森林づくり活動への参画を促進する。・県民及び事業者が、地球温暖化防止活動に積極的かつ自主的に取り組むために、地域環境の整備及び改善に努め、地球にやさしいまちづくりを目指す。
鹿児島県	鹿児島市	森林の適正管理の推進、協働による森林づくりの推進
鹿児島県	鹿屋市	吸収源対策としての林業振興
沖縄県	沖縄県	二酸化炭素吸収にむけた海・森の保全・整備(以下、考えられる取組み) 森林管理の推進や林業の活性化、さらに県産木材利用の促進を進める。都市内においても可能な限り緑化を推進し、二酸化炭素の吸収源として活用。沖縄を取り巻く広大な海を活用した二酸化炭素吸収対策の検討を進め、沖縄の地域特性を活かした吸収対策として推進していく。
沖縄県	那覇市	二酸化炭素の吸収源確保にもつながる植栽や市街地緑化などにより、ヒートアイランド対策を推進する。
沖縄県	宜野湾市	低炭素型都市づくりの推進(基地跡地における低炭素型の都市づくり) 二酸化炭素吸収源の確保(既存の大規模緑地の保全、公共施設の緑化、市街地内における緑化推進、基地跡地における緑地の創出)
沖縄県	宮古島市	市内の電力・石油・ガス事業者等の協力を得、エネルギー種別の消費量データを集めるとともに、廃棄物の量などについては市の統計を用いて部門別、用途別等のCO2排出量を算出する。また今後宮古島市内の森林吸収量の把握に努める。植林等についても、市内で展開している宮古島市森林整備計画書に基づく森林整備や、市内NPOによる植樹、保育、補植の実施、街中での緑化、花植え等による美化活動と観光が連携することにより、緑化促進と、地域活性に繋げていく。

（５）気候変動による影響への適応（適応策）の取り組み状況

気候変動による影響への適応（適応策）の取組状況については、「適応策は講じていない」が 988 団体（55.3%）と最も多かった。次いで、「地方公共団体実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる」が 95 団体（5.3%）であった。

表 163

適応策の取組状況	団体数	割合
適応策を主目的とする行政計画（実行計画（区域施策編）を除く。）を策定している	6	0.3%
実行計画（区域施策編）に適応策を盛り込んでいる	95	5.3%
実行計画（区域施策編）以外の行政計画に適応策を盛り込んでいる	36	2.0%
いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている	81	4.5%
適応策は講じていない	988	55.3%
不明	331	18.5%

図 174

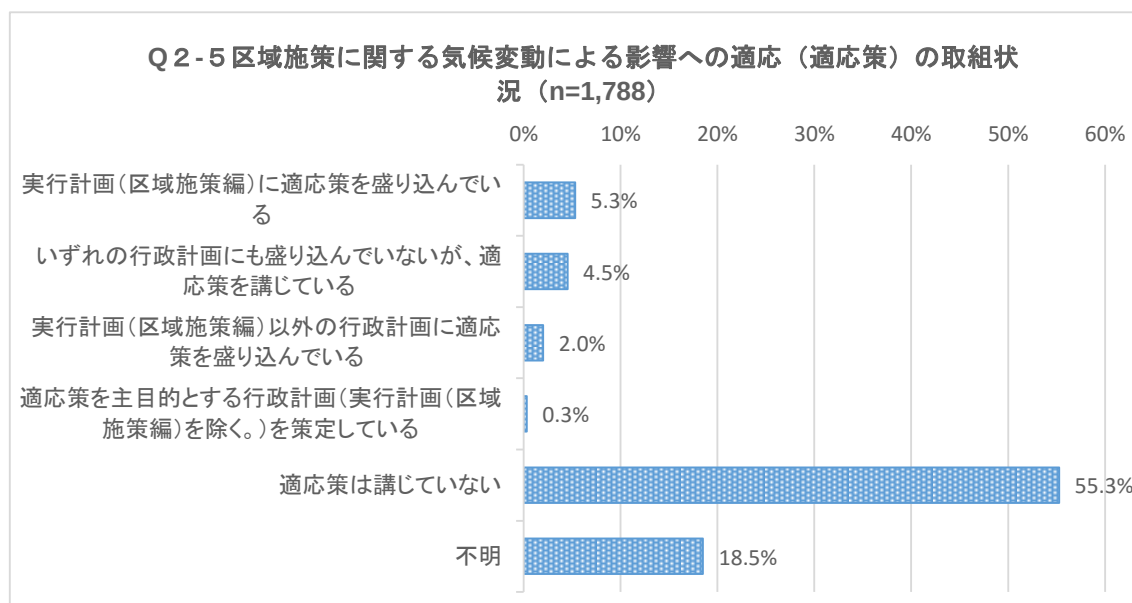


表 164 (1 / 3)

都道府県名	団体名	計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容
北海道	寿都町	再生可能エネルギー(風力発電事業)
北海道	美深町	「美深町地域新エネルギービジョン」平成23年2月策定
岩手県	岩手県	気候変動に対する適応策の必要性 影響分野に対する適応策の方向性など
宮城県	仙台市	気候変動による影響の把握と啓発、リスクの低減。
宮城県	角田市	①森林・農用地の保全②水辺の環境保全③有害物質監視体制の充実④地球温暖化問題への意識向上⑤温室効果ガスの排出抑制⑥省エネルギー活動の普及と促進⑦新エネルギー設備利用の推進
山形県	山形県	実行計画(区域施策編)では、地球温暖化防止に対応した農業分野の研究開発を進めることを記載しており、農林水産担当部で「地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン」を策定している。
山形県	金山町	第4次金山町新総合発展計画 第4章第2節にエネルギー資源の有効活用、第1項に省エネルギーの推進、第2項に新エネルギーの普及を盛り込んでいる。公共施設に新エネルギーの導入促進と家庭への新エネルギー施策の普及を行うとしている
山形県	最上町	最上町地域防災計画にて自然災害時の対応策について記載
茨城県	茨城県	農業分野については、高温環境化でも品質・収量を確保する農産物の品種の選定・育成及び栽培技術等の研究開発を進める。防災分野については、ハザードマップ整備等の避難対策の強化や高潮・海岸浸食対策の推進、河川整備の推進を図る。
栃木県	栃木県	本県において既に影響が現れている、考えられる事象に対して農業、自然、健康の事項を優先的に取り組む。
栃木県	宇都宮市	「適応」をテーマとした出前講座等 啓発回数32年度10回/年
栃木県	足利市	国や県の動向を踏まえ、地球温暖化適応策に取組む意識・機運の向上を図ります。
栃木県	大田原市	豪雨による市街地での水災害を防ぐため雨水排水整備を進めます。
群馬県	群馬県	計画には、適応の「必要性」と気候変動により「懸念される事例(防災・健康・農作物)と対応策」についてを記述。今後、国のガイドラインに沿って再検討する予定。
群馬県	沼田市	食料対策、水環境・水資源対策、自然生態系対策、防災対策、健康被害対策、市民生活対策
埼玉県	埼玉県	【盛り込んでいる内容】1.適応策の意義・必要性 2.本県における温暖化の影響(①農業分野②健康分野③水災害、水資源分野④自然生態系分野)3.各影響分野における適応策の方向性 4.適応策の進め方 5.適応策の
埼玉県	所沢市	＜地球温暖化への対策策＞ ① 豪雨の増加や台風の大規模化等による浸水や土砂崩れ、都市河川の氾濫などの災害への防災対策を推進します。② 熱中症の発症等、健康への影響が懸念されるため、熱中症等への情報提供や対策を検討します。③ 気温上昇などにより、農作物の生産が不安定化するリスクが考えられるため、安定生産のための対策を検討します。④ 猛暑日や熱帯夜の増加による不快感やストレスの増加を緩和するため、市街地の緑化や樹林地の保全などみどりの保全と創出を推進します。
埼玉県	加須市	加須市環境基本計画改訂版に「温暖化への対応」として「二酸化炭素の削減などの地球温暖化対策を推進する一方、水害対策や熱中症予防、感染症予防、農期の変更などの「適応策」への取組を進め」ることを位置付けてヒートアイランド対策の推進・水の道・緑の道・風の道の創出・つながりのある緑の配置 ヒートアイランドの低減・人口地表面の工夫によるヒートアイランドの発生の抑制・古利根川における風を生かし、その涼風を地区全体に届けるような誘導整備
埼玉県	春日部市	打ち水、グリーンカーテンの推進、クールシェアの推進、ゲリラ豪雨被害軽減のための防災意識向上、ゲリラ豪雨対策のための薄い貯留設備の設置指導。
埼玉県	草加市	気候変動に伴う適応策の推進として、①熱中症患者の予防のため、公共施設等の休息施設とする。②熱中症の発生を抑制するため、注意喚起を行う。③動物由来感染症の情報提供、④光化学スモッグ注意報等の周知、⑤渇水時の節水の呼びかけ、⑥緑化によるヒートアイランド現象の緩和、⑦雨水貯留施設の設置等、⑧集中豪雨等の浸水対策、⑨生物相の保全
埼玉県	戸田市	適応策として、健康分野では熱中症対策、感染症対策、ヒートアイランド対策、防災分野では雨水の流出抑制、浸水被害の防止、災害時の避難体制、水利用分野(渇水等)では節水対策や水利用の節減対策の推進を計画
埼玉県	和光市	■農業 異常気象や気温の上昇に伴い、農作物の収穫量や品質の低下など、農業生産への影響の恒常化が懸念されるため、高温障害を軽減する農作物栽培管理技術や高温耐性品種等の育成などの検討を進める。 ■健康 気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数や光化学オキシダント高濃度、感染症リスクの増加が懸念されるため、ホームページ等を活用した注意喚起や熱中症情報の迅速な提供、高齢者等リスクの高い方々への声かけ、見守り活動の強化等を行う。 ■水災害 大雨による降水量の増加と無降水日の増加が予測され、河川氾濫や土砂災害リスクが高まり、集中豪雨の増加に伴う内水による浸水被害や台風の強大化による被害の増加、無降水日の増加による渇水リスクの高まり等懸念されるため、下水道整備状況や浸水実績等を踏まえた対策を進め、節水型社会の構築のための
埼玉県	新座市	緑のカーテン運動の推進、打ち水イベントの実施
埼玉県	八潮市	適応策の総合的な研究
埼玉県	上里町	上里町環境基本計画 ① 温室効果ガス排出量の削減 ② 新エネルギー・省エネルギー設備の普及推進 ③ 二酸化炭素吸収源対策の推進 ④ 地球温暖化問題の啓発
千葉県	千葉県	気候変動への適応方針・進め方
千葉県	市川市	適応策についての説明と、国の動向を注視しながら健康分野、災害分野、農業分野、自然生態系分野についての調査・検討を図っていくとしている。
千葉県	佐倉市	「災害に強いまちづくり」(防災知識の普及・防災教育の強化、防災体制の強化、都市の防災機能の強化)、「気温変化への適応」(健康対策、農業対策)
千葉県	浦安市	地域防災計画(風水害編)にて、短時間多雨への対応を記入している。
東京都	東京都	豪雨対策や熱中症対策等
東京都	千代田区	・熱中症予防対策・区民がクールシェアできる空間の整備
東京都	港区	①熱中症予防普及啓発、②路面温度低減舗装の推進、③緑のカーテンの推進、④雨水浸透施設の助成
東京都	文京区	・熱中症・感染症等の情報発信・提供による予防等の推進。・ホームページ等による神田川の水位・区内の雨量情報の発信、急傾斜地崩壊危険箇所等の経過観察及び巡回等の集中豪雨等による都市型水害に強いまちづく

表 165 (2 / 3)

都道府県名	団体名	計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容
東京都	墨田区	保水性舗装によるヒートアイランド対策、まちかどクールスポット設置、雨水の貯留、浸透による豪雨対策
東京都	江東区	チーム江東・環境配慮推進計画(第2次庁内環境配慮推進計画・後期)
東京都	目黒区	熱中症予防等の対策、都市型水害・ヒートアイランド現象への対策、みどりの保全・創出への取組み
東京都	中野区	水害対策の推進、高齢者の熱中症対策事業、デング熱対策等に向けた周知活動の推進
東京都	板橋区	クールシェアができる場の提供
東京都	足立区	情報収集・普及啓発、ヒートアイランド現象の抑制
東京都	八王子市	【地球温暖化の影響に対する適応策】熱中症対策の推進、治水対策事業の推進、新たな影響に対する適応策の検討・実施
東京都	調布市	調布市環境基本計画に、地球温暖化への適応として、クールビズ・ウォームビズ等の奨励、緊急避難場所の確保と防災マップ等による市民への周知などを盛り込んでいる。
東京都	羽村市	透水性・保水性舗装の普及、雨水の敷地内処理(浸透ます・トレンチ)、遮熱塗装等の普及・助成、その他
東京都	あきる野	熱中症の対策
神奈川県	神奈川県	適応策を検討・推進する。
神奈川県	横浜市	熱中症の防止・軽減、豪雨被害の防止・軽減、モニタリングの推進、等
神奈川県	相模原市	Q2-5の適応策については、現在策定中であり、区域施策編に盛り込む予定である。
神奈川県	横須賀市	再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進等
神奈川県	鎌倉市	「地球温暖化に適応する地域社会の礎を創る」を目標に掲げ、温暖化による影響とその対策に関する情報提供や、熱中症に関する注意喚起など、ソフト面の取り組みを中心に実施している。
神奈川県	小田原市	熱中症の予防、デング熱などの予防、井戸水や雨水を利用した打ち水の検討、水防計画の策定、森林整備、水源林の再生・保全活動への取り組みの推進、農作物への高温障害などに関する情報の周知・提供に努めること
神奈川県	秦野市	災害対応(水害対策ライブカメラの設置、土石流警報装置の設置、自主防災組織への積極的な参加 等)
富山県	富山県	自然生態系、食料、健康、防災の分野における影響と適応策について記載している
石川県	金沢市	気候変動の現状と影響の把握、情報発信や普及啓発
山梨県	甲府市	緩和策と並行して適応策に取り組むこととし、具体的な検討を進めます。
山梨県	北杜市	市内の施設等に積極的に再生可能エネルギーの導入をしている。
長野県	長野県	地球温暖化の影響把握と予測を行うための体制(信州気候変動モニタリングネットワーク)と適応策を進める場(信州気候変動適応プラットフォーム)を構築することを盛り込んでいる。
長野県	駒ヶ根市	省エネ推進(省エネ家電買換え、エコドライブ、ノーマイカー通勤) 新エネ推進(太陽光、バイオマス、小水力等、
長野県	塩尻市	地域の自然の変化を追跡する長野県の温暖化モニタリング調査等への参加を市民に促すとともに、県の適応策に準じて施策を進める。
岐阜県	岐阜県	適応の必要性、一般的な取組事項、今後の方向性について記述している。
岐阜県	大垣市	・温室効果ガスの排出量削減のため5分野に分けて取り組む。
岐阜県	可児市	太陽光発電施設設置、公共交通機関の利用促進、都市緑化の推進、廃棄物排出量の削減
静岡県	静岡県	適応策の必要性及び今後の影響把握の方向性について明記
静岡県	静岡市	各分野における基本的な方針と、具体的な行動に移すための実施体制の整備を目標としている
静岡県	藤枝市	適応策の一部を紹介する形で掲載している
愛知県	豊橋市	国の適応計画に示された健康、自然災害・沿岸域、農業・林業・水産業、自然生態系に沿って、熱中症予防の普及啓発や感染症の情報提供、洪水ハザードマップの作成や河川・堤防の老朽化対策、防災ガイドブックの配
愛知県	安城市	雨水貯留する設備や水田の確保の推進
愛知県	知立市	概要として記載しているのみ。
滋賀県	滋賀県	農業と水産業における取組
滋賀県	大津市	防災ハザードマップの作成
滋賀県	長浜市	再生可能エネルギー利活用方策の策定
滋賀県	草津市	温度上昇などを緩和する緑のカーテン、壁面・屋上緑化の導入促進
京都府	京都府	緑のカーテン、クールビズ、打ち水など温暖化に適応したライフスタイルの普及 地域特有の気候に対応する京都の知恵や文化の共有 局所的集中豪雨、大型台風、高潮等の災害に強い安心安全なまちづくりの推進 熱中症、感染症等の防止及び救急医療対策など健康を守る対策の推進 地産地消など食の安全保障対策の推進
京都府	向日市	低公害車の導入 輸送に関わる環境負荷の少ない地元食材の利用
京都府	宇治田原	雨水タンク設置に対する補助金交付
京都府	京丹波町	現在、区域施策編を策定中である。本町の森林面積は、町域の80%以上であることから木質バイオマス利用の推進を中心とした施策が展開されている。
大阪府	大阪府	地球温暖化による府域への影響把握を行うとともに、影響を軽減するための各種対策の検討と調査研究に取り組んでいきます。また、おおさかヒートアイランド対策推進計画に基づく対策を推します。
大阪府	吹田市	緑化、打ち水、みどりのカーテン、雨水浸透
大阪府	東大阪市	地球温暖化への適応策として、定期的な気温の測定等を実施し、ヒートアイランド等の状況を把握
兵庫県	兵庫県	対策方針の1つとして「地球温暖化による影響への適応」を定めている。
兵庫県	神戸市	・熱中症・暑熱ストレス対策 ・動物由来感染症対策 ・水・食物媒介性感染症対策 ・衛生害虫等の分布拡大対策 ・農・畜産・水産業対策 ・河川洪水対策 ・都市の浸水対策 ・高潮・沿岸都市浸水対策 ・土砂災害対策 ・ヒートアイランド対策 ・生物多様性(自然生態系)保全対策
兵庫県	西宮市	再生可能エネルギーの利用促進、市民、事業者の活動の転換、低炭素型都市の形成、ごみ減量化の推進
兵庫県	相生市	環境負荷が少ない太陽光発電システムの設置推進(補助金の支出)
兵庫県	豊岡市	豊岡ライフスタイルデザインプロジェクトとの連携。
兵庫県	養父市	気候変動による影響や、適応策に関する最新の情報について、市民や事業者へ情報提供を行う・農業に関する適応策の情報提供 、 、 、 ・熱中症予防等に関する情報提供 、 、 、 ・その他気象リスクに関する情報提供 、 、 、

表 166 (3 / 3)

都道府県名	団体名	計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容
奈良県	奈良県	・温暖化の影響と考えられる様々な事象(土砂災害、農作物の品質低下、熱中症・感染症の発生など)について、専門的な観点から情報収集と現状分析を行う。・県内事象等にかかる調査研究成果をもとに、本県における気候変動の影響への適応策の研究に取り組む。
奈良県	天理市	行政、市民、事業者の立場から、啓発・対策の推進・二酸化炭素排出抑制の取組みを記載している。
鳥取県	鳥取県	区域施策編に適応策について検討していくと明記
島根県	安来市	防災・水資源・食料・健康対策
岡山県	浅口市	浅口市地球温暖化対策地域推進計画
広島県	広島市	環境基本計画において、地球温暖化の影響の把握し、本市の自然的特性等を踏まえながら、影響に適応するための取組の推進をすることとしている。
広島県	呉市	呉市都市計画マスタープラン 災害に強いまちづくりの方針P50 【土砂災害対策】○土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害に関する情報の周知を徹底するとともに、警戒避難体制の整備を推進します。○砂防及び急傾斜地崩壊対策事業による土砂災害に強いまちづくりを促進します。【水害対策】○洪水により甚大な浸水被害が発生すると想定される河川区間を把握するとともに、浸水被害に対応するため、関係機関と連携しつつ、河川改修等の重点的な整備を促進します。○浸水のおそれが高い地区について、雨水ポンプ場や雨水貯留施設整備等の浸水対策に取り組めます。○ゲリラ豪雨の発生による都市型洪水の被害を軽減するため、必要に応じて、道路、公園、その他の公共施設における雨水貯留施設等の整備を推進します。○沿岸部の市街地で
山口県	周防大島町	・周防大島町地域防災計画 ハザードマップの作成・見直し 気象観測、予報施設の整備 災害危険区域の設定 災害時情報通信体制の確保(通信路の多ルート化、非常用電源の確保、通信網の拡充整備等)
徳島県	徳島県	「徳島県気候変動適応戦略」を策定し、気候変動の影響による「リスクの低減」はもとより、新たなブランドの創出や地域資源の発掘など、影響の効果的な活用も含めた「両面からの適応策」を推進するとともに、県の施策等に適応の視点を組み込む「適応の主流化」を図ることとしている。
徳島県	北島町	緑化推進事業、リサイクル等のごみ減量推進事業
香川県	丸亀市	環境基本計画
香川県	小豆島町	豊かな農村環境を守り、鳥獣害対策を推進し、移住者など新規就農者を支援する。瀬戸内海の環境を調査・研究し、漁業の再生に取り組む。
愛媛県	愛媛県	適応策の方向性を検討していくこと、適応に関する意識の向上を図っていくこと等
愛媛県	東温市	再生可能エネルギーの利用促進
愛媛県	愛南町	温室効果ガスの削減のため、エコドライブ、ごみの減量、節電及び節水などを推進。
高知県	高知県	天敵昆虫を活用したIPM技術の普及、地球温暖化に対応した新品種の育成
福岡県	福岡県	・農業・農村振興基本計画:気候変動に強い農業生産を推進・福岡県生物多様性戦略:生物多様性の保全(シカによる生態系への影響拡大)
福岡県	北九州市	・既存文献から、福岡県、本市における過去から現在までの気温や降水量データや将来予測を整理。・「気候変動の影響への適応計画」(平成27年11月閣議決定)より、本市の地域特性を踏まえて影響等を抽出し、本市が現在進めている取組の中から適応に寄与するものを取りまとめた。
福岡県	飯塚市	地球温暖化の緩和策とともに、適応(気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること)策を検討・整理します。
福岡県	篠栗町	①自然災害への対応②健康被害への対策③自然生態系の影響への対策
佐賀県	佐賀県	環境基本計画に「水環境」「森林・自然生態系」「農業」等の各分野で取り組む適応策について記述している。
長崎県	長崎県	本県が取り組む適応策を「水環境・水資源」「防災」「自然生態系」「食料」「健康」の5分野に分けて掲載している。
熊本県	熊本県	【施策の方向性】・地域内の気候変動に関する観測やデータ収集を進め、関係者間で情報を共有し、各分野への影響に係る評価・予測に努める。・関係する各行政分野の事業計画において、科学的知見や地域特性を踏まえ、適応の視点を加える。
熊本県	熊本市	緑のカーテン、クールビズ、温暖化に適応したライフスタイルの推進、地下水都市くまもとならではの水資源を活用した空間の提供、ハザードマップの作成等
大分県	大分県	(1)農林水産業分野…高温・小雨対策の栽培技術や新たな系統選抜(2)水環境・水資源分野…モニタリングや監視の実施、節水意識の醸成(3)自然生態系分野…生物多様性を支える基盤づくり(4)自然災害・沿岸域分野…局地的豪雨等の防災情報の提供と避難態勢の支援(5)健康分野…熱中症や感染症の情報提供と注
大分県	日田市	水害防止、健康対策、農業・生態系分野での各取組み
大分県	由布市	建物の省エネルギー型機器の導入、断熱改修等
宮崎県	宮崎県	適応策の推進
宮崎県	五ヶ瀬町	クールビズ及びウォームビズの推進。各課で担当分野の適応策に関する知識の向上。適応行動の実施。
沖縄県	沖縄県	適応策の実施は気候変動の進行に伴い柔軟に対応することが重要であり、今後の気候変動の状況を踏まえ順応的に進めていく。適応策の推進対体制についても、関係機関と連携・協力を図りながら進めていく。
沖縄県	那覇市	防災対策の推進、熱中症の予防などの健康対策の推進、水需要の抑制など水資源対策の推進。

（６）国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取り組み状況について

１）再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について

①再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の措置

再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の「措置を講じている」団体は 51 団体（33.8%）であった。

表 167

固定資産税減免等の措置	団体数	割合
措置を講じている	51	33.8%
措置を講じる予定がある、検討している	5	3.3%
措置を講じていない	95	62.9%
無回答	0	0.0%

図 175 【再掲】

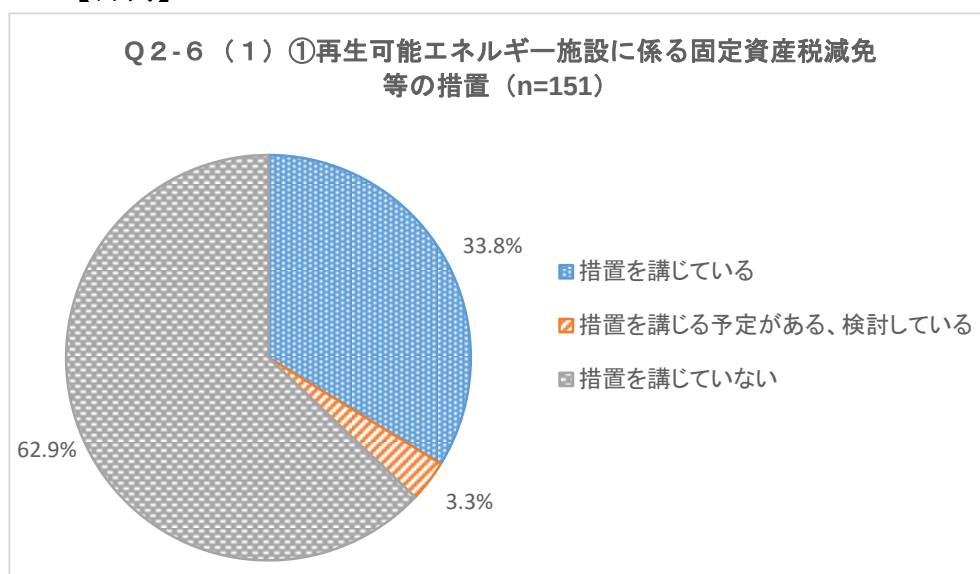


表 168

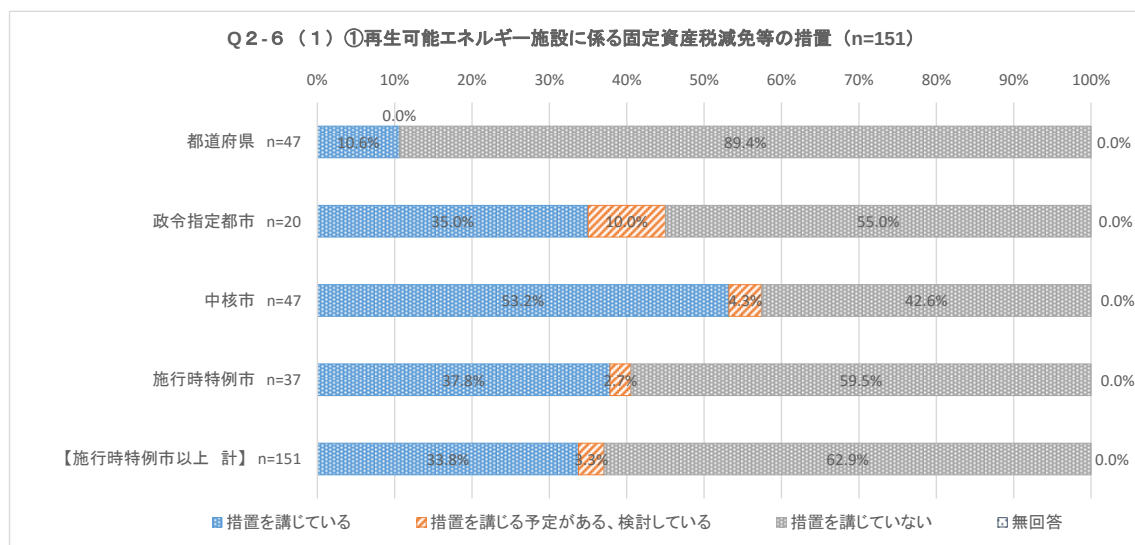
団体名	追加的な取組
岩手県	一定区域で指定の業種を営む事業者（個人事業者含む）が、平成33年3月31日までに東日本大震災復興特別区域法に基づく県の指定を受けることにより、地方税の減税等の特例を受けることができる。
さいたま市	【地域決定型地方税制特例措置】太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について固定資産税の特例措置を実施
小田原市	固定資産税相当額を3年間交付する制度がある。
茅ヶ崎市	わがまち特例による太陽光発電設備設置者に対する減税措置 3年間、課税割合が3分の1となる。
八尾市	課税標準については、わがまち特例において設定が可能となる最大限の軽減率を採用している。
神戸市	住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、独自の補助を実施
高知市	太陽光発電設備を設置した場合に、償却資産について減免措置を講じている。
長崎市	太陽光・風力発電設備については、固定資産税の軽減割合を1/2とし、水力・地熱・バイオマス発電設備については、固定資産税の軽減割合を1/3としている
熊本市	再エネ発電設備で総務省令で定める償却資産
鹿児島市	再エネ発電設備に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定める。

団体区分別にみると、固定資産税減免等の措置を講じている団体は、中核市の25団体（53.2%）が最も多かった。次いで、施行時特例市の14団体（37.8%）、指定都市の7団体（35.0%）であった。

表 169

項目	区分	人口規模	措置を講じている	措置を講じる予定がある、検討している	措置を講じていない	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		5	0	42	0	47
	政令指定都市		7	2	11	0	20
	中核市		25	2	20	0	47
	施行時特例市		14	1	22	0	37
	施行時特例市以上 計		51	5	95	0	151
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～					
		30,000人～99,999人					
		10,000人～29,999人					
		～9,999人					
	市町村（特別区含む。） 計	計					
		市町村（特別区含む。） 計	46	5	53	0	104
		都道府県・市町村（特別区含む。） 計	51	5	95	0	151
割合	都道府県		10.6%	0.0%	89.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		35.0%	10.0%	55.0%	0.0%	100.0%
	中核市		53.2%	4.3%	42.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		37.8%	2.7%	59.5%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		33.8%	3.3%	62.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～					
		30,000人～99,999人					
		10,000人～29,999人					
		～9,999人					
	市町村（特別区含む。） 計	計					
		市町村（特別区含む。） 計	44.2%	4.8%	51.0%	0.0%	100.0%
		都道府県・市町村（特別区含む。） 計	33.8%	3.3%	62.9%	0.0%	100.0%

図 176



②地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置

地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置を講じている団体は、58 団体（38.4%）であった。

表 170

事業への出資や融資等の金融上の措置	団体数	割合
措置を講じている	58	38.4%
措置を講じる予定がある、検討している	3	2.0%
措置を講じていない	89	58.9%
無回答	1	0.7%

図 177 【再掲】

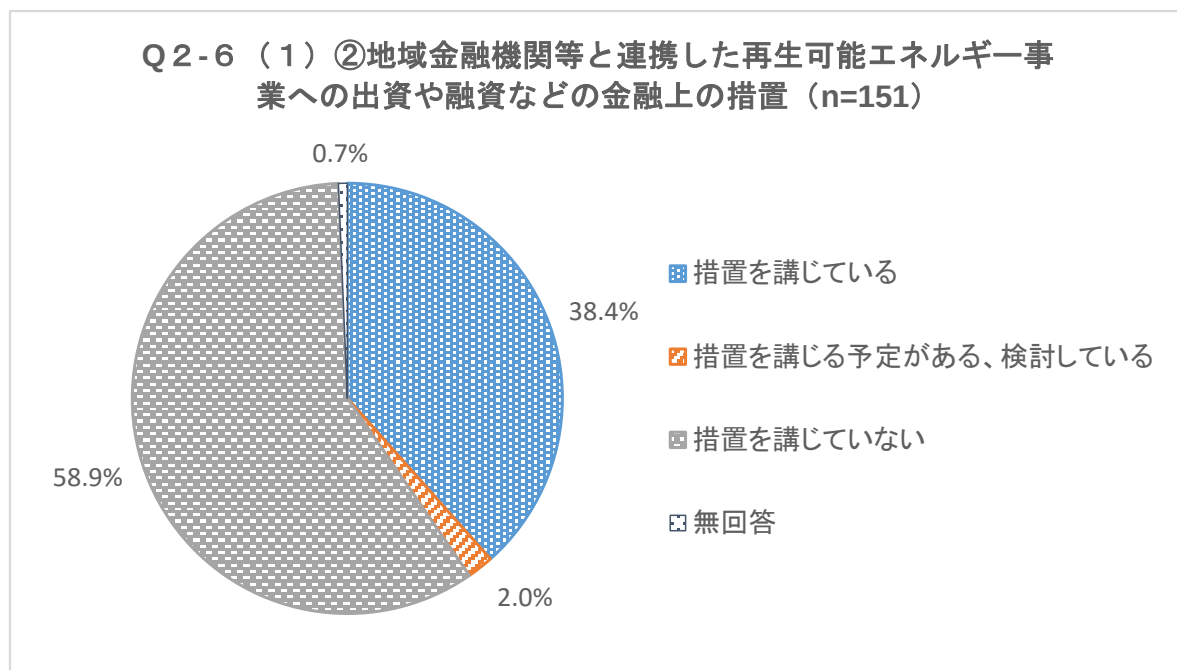


表 171

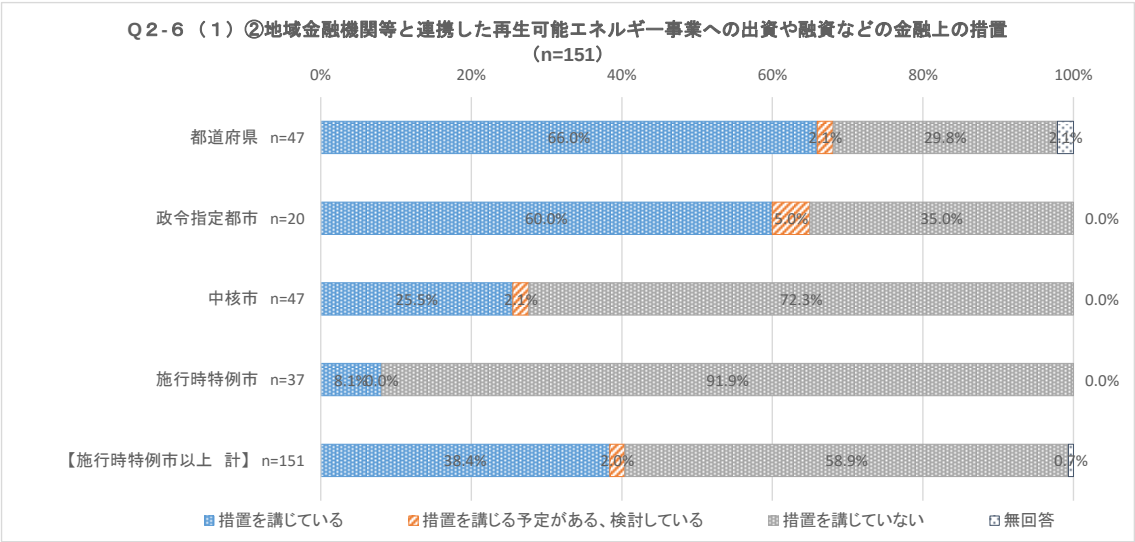
団体名	追加的な取組
岩手県	再生可能エネルギー設備を導入する県内の中小企業者に対し、低利の融資を行う。
秋田県	再生可能エネルギーの発電事業者を創出・育成するため、環境アセスメント等に係る費用や運転資金及び設備導入にかかる資金を支援(融資)する。
宇都宮市	低利融資
さいたま市	省エネ・創エネ機器への補助金と金融機関エコリフォームローンとの連携
新潟市	地球環境保全資金
富山市	環境保全設備資金
長野県	自然エネルギー開発のコア人材育成 ワンストップ相談会 知見(ノウハウ)の共有
静岡県	県制度融資(新エネ・省エネ設備等導入促進資金)において、新エネ設備等の導入に取り組む中小企業に対し、利子補給
兵庫県	地域住民による再生可能エネルギーの導入支援として、設備導入に対する無利子貸付や小水力発電導入に向けた取組への補助を実施している。
福岡県	県内中小企業等による再生可能エネルギー設備の導入、建築物の省エネ改修及び水素ステーションの整備等に要する資金の低利融資
熊本市	中小企業/新エネルギー・省エネルギー等設備導入
鹿児島市	中小企業資金融資事業(環境配慮促進資金):新エネルギー設備の導入やISO14001認定取得等に資金を利用する場合、融資の際の信用保証料の一部を助成する。

団体区分別にみると、金融措置を講じている団体は、都道府県の 31 団体 (66.0%) が最も多かった。次いで、指定都市の 12 団体 (60.0%) であった。

表 172

項目	区分	人口規模	措置を講じている	措置を講じる予定がある、検討している	措置を講じていない	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		31	1	14	1	47
	政令指定都市		12	1	7	0	20
	中核市		12	1	34	0	47
	施行時特例市		3	0	34	0	37
	施行時特例市以上 計		58	3	89	1	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～					
		30,000人～99,999人					
		10,000人～29,999人					
		～9,999人					
		計					
	市町村(特別区含む。) 計		27	2	75	0	104
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		58	3	89	1	151
	都道府県		66.0%	2.1%	29.8%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		60.0%	5.0%	35.0%	0.0%	100.0%
	中核市		25.5%	2.1%	72.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		8.1%	0.0%	91.9%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		38.4%	2.0%	58.9%	0.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～					
		30,000人～99,999人					
		10,000人～29,999人					
		～9,999人					
		計					
	市町村(特別区含む。) 計		26.0%	1.9%	72.1%	0.0%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		38.4%	2.0%	58.9%	0.7%	100.0%

図 178



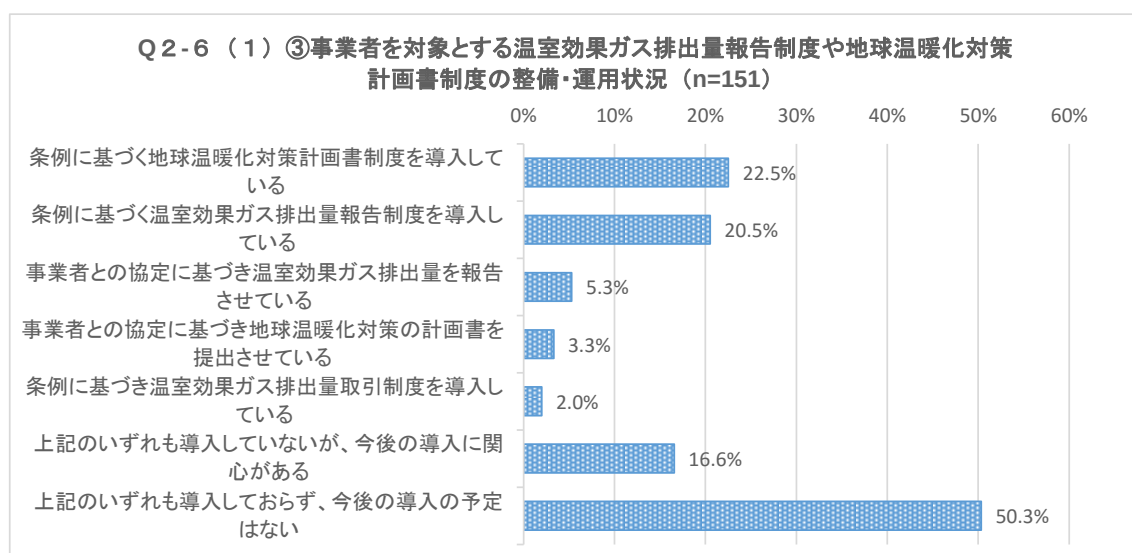
③事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度の整備・運用状況

事業者を対象とする諸制度の整備・運用状況について、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している」が34団体（22.5%）と最も多かった。次いで、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が31団体（20.5%）であった。

表 173

事業者を対象とする諸制度の整備・運用状況	団体数	割合
条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	31	20.5%
事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	8	5.3%
条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	34	22.5%
事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	5	3.3%
条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している	3	2.0%
上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	25	16.6%
上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	76	50.3%

図 179 【再掲】

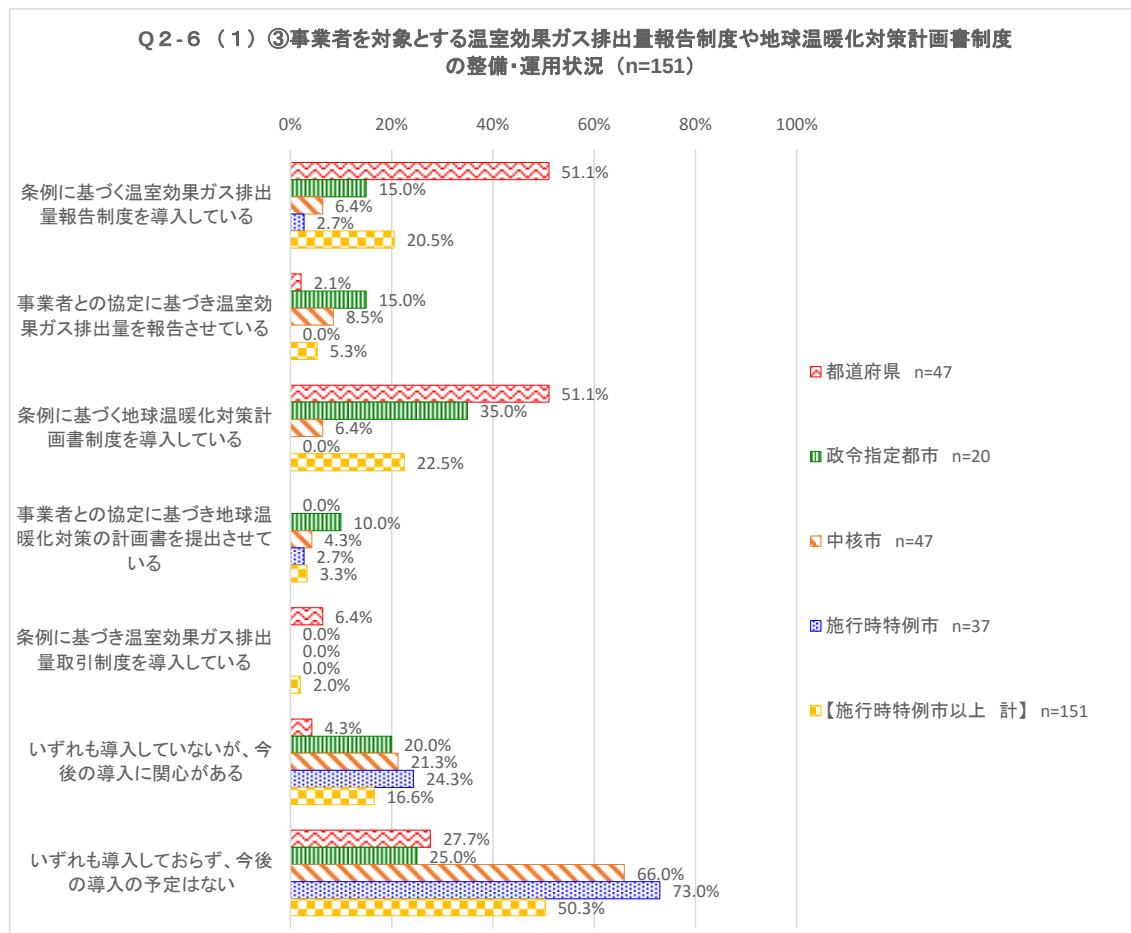


団体区分別にみると、都道府県の導入割合が高く、それぞれ 24 団体 (51.1%) が「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度」および「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度」を導入していると回答した。

表 174

項目	区分	人口規模	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている
団体数	都道府県		24	1	24	0
	政令指定都市		3	3	7	2
	中核市		3	4	3	2
	施行時特例市		1	0	0	1
	施行時特例市以上 計		31	8	34	5
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	7	7	10	5
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	31	8	34	5
割合	都道府県		51.1%	2.1%	51.1%	0.0%
	政令指定都市		15.0%	15.0%	35.0%	10.0%
	中核市		6.4%	8.5%	6.4%	4.3%
	施行時特例市		2.7%	0.0%	0.0%	2.7%
	施行時特例市以上 計		20.5%	5.3%	22.5%	3.3%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	6.7%	6.7%	9.6%	4.8%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	20.5%	5.3%	22.5%	3.3%
項目	区分	人口規模	条例に基づく温室効果ガス排出量取引制度を導入している	いずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	いずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	対象団体数
団体数	都道府県		3	2	13	47
	政令指定都市		0	4	5	20
	中核市		0	10	31	47
	施行時特例市		0	9	27	37
	施行時特例市以上 計		3	25	76	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	0	23	63	104
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	3	25	76	151
割合	都道府県		6.4%	4.3%	27.7%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	20.0%	25.0%	100.0%
	中核市		0.0%	21.3%	66.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	24.3%	73.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		2.0%	16.6%	50.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	0.0%	22.1%	60.6%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	2.0%	16.6%	50.3%	100.0%

図 180



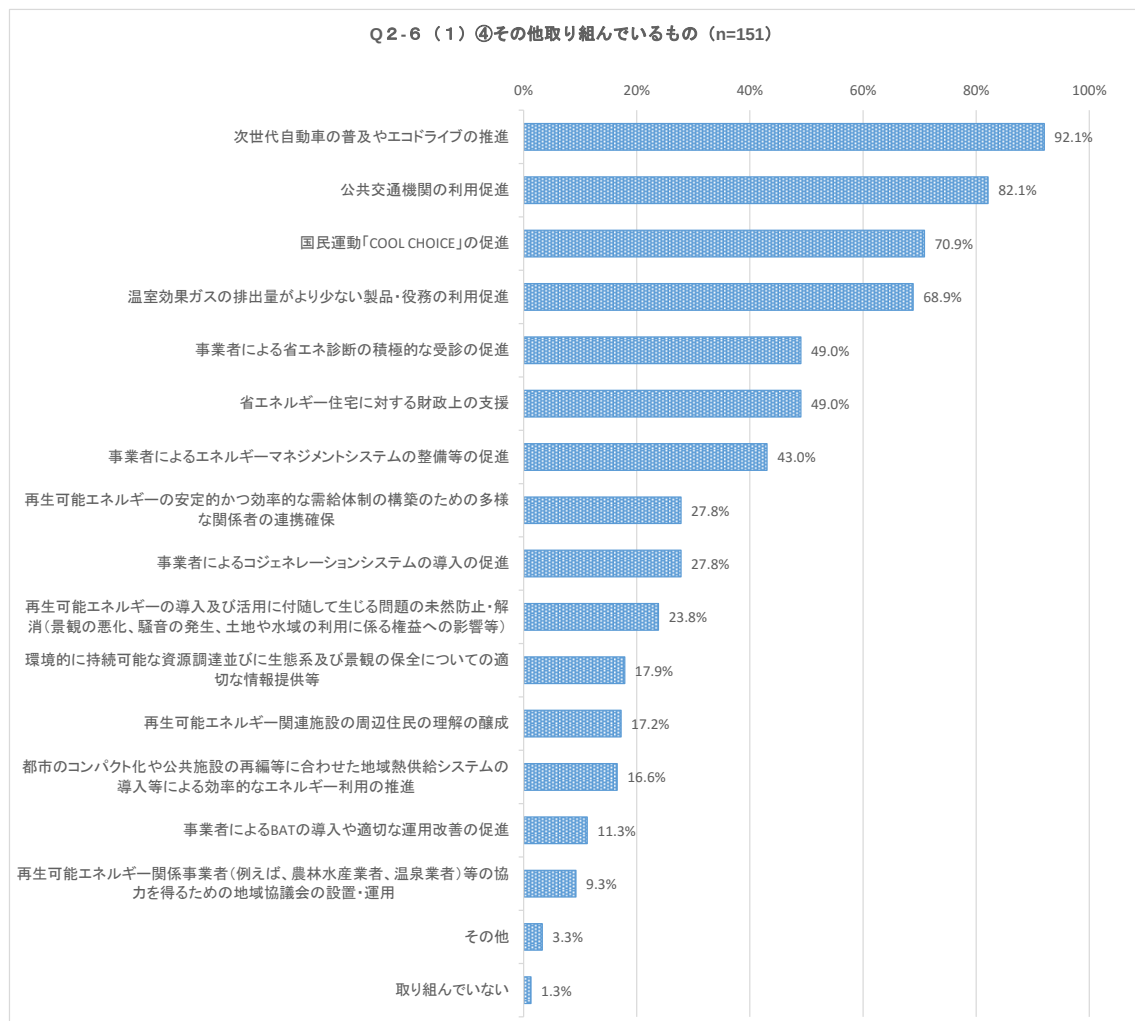
④その他取り組んでいるもの

その他取り組んでいるものについては、「次世代自動車の普及やエコドライブの推進」が 139 団体（92.1%）で最も多かった。次いで、「公共交通機関の利用促進」が 124 団体（82.1%）、「国民運動「COOL CHOICE」の促進」が 107 団体（70.9%）、「温室効果ガスの排出量がより少ない製品・役務の利用促進」が 104 団体（68.9%）であった。

表 175

その他取り組んでいるもの	団体数	割合
再生可能エネルギーの安定的かつ効率的な需給体制の構築のための多様な関係者の連携確保	42	27.8%
都市のコンパクト化や公共施設の再編等に合わせた地域熱供給システムの導入等による効率的なエネルギー利用の推進	25	16.6%
再生可能エネルギーの導入及び活用に付随して生じる問題の未然防止・解消（景観の悪化、騒音の発生、土地や水域の利用に係る権益への影響等）	36	23.8%
再生可能エネルギー関連施設の周辺住民の理解の醸成	26	17.2%
再生可能エネルギー関係事業者（例えば、農林水産業者、温泉業者）等の協力を得るための地域協議会の設置・運用	14	9.3%
環境的に持続可能な資源調達並びに生態系及び景観の保全についての適切な情報提供等	27	17.9%
事業者によるBATの導入や適切な運用改善の促進	17	11.3%
事業者による省エネ診断の積極的な受診の促進	74	49.0%
事業者によるコジェネレーションシステムの導入の促進	42	27.8%
事業者によるエネルギーマネジメントシステムの整備等の促進	65	43.0%
公共交通機関の利用促進	124	82.1%
温室効果ガスの排出量がより少ない製品・役務の利用促進	104	68.9%
次世代自動車の普及やエコドライブの推進	139	92.1%
省エネルギー住宅に対する財政上の支援	74	49.0%
国民運動「COOL CHOICE」の促進	107	70.9%
その他	5	3.3%
取り組んでいない	2	1.3%

図 181 【再掲】



＜その他の主な回答＞

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進（補助及び相談窓口設置等）

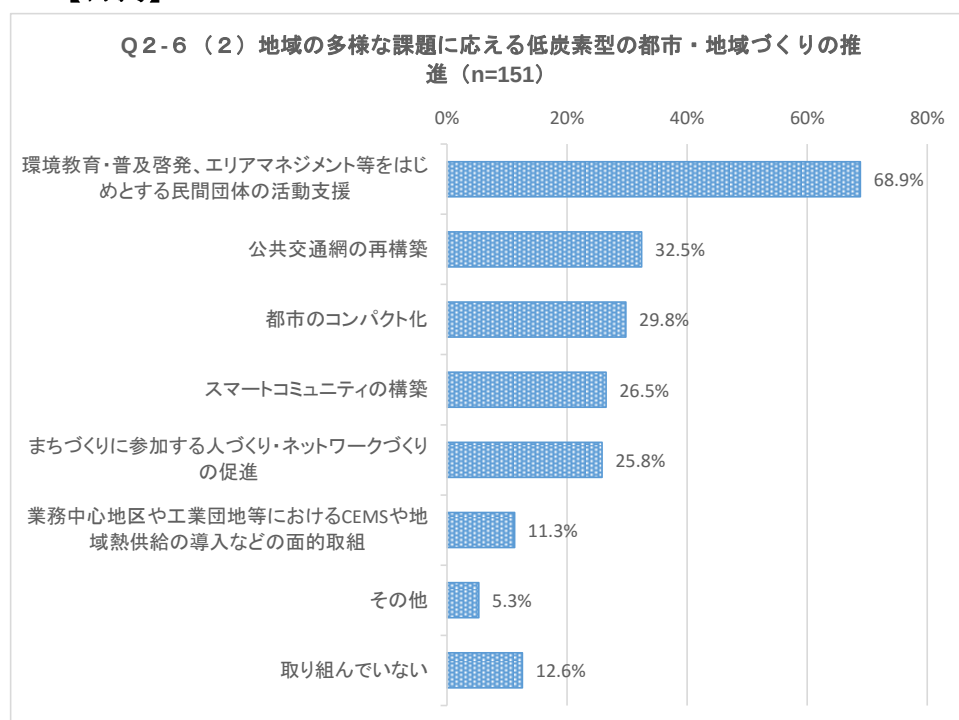
2) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組

地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進への取組では、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が104団体（68.9%）と最も多かった。次いで、「公共交通網の再構築」が49団体（32.5%）であった。

表 176

低炭素型の都市・地域づくりの推進	団体数	割合
業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	17	11.3%
都市のコンパクト化	45	29.8%
公共交通網の再構築	49	32.5%
スマートコミュニティの構築	40	26.5%
まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	39	25.8%
環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	104	68.9%
その他	8	5.3%
取り組んでいない	19	12.6%

図 182 【再掲】



<その他の主な回答>

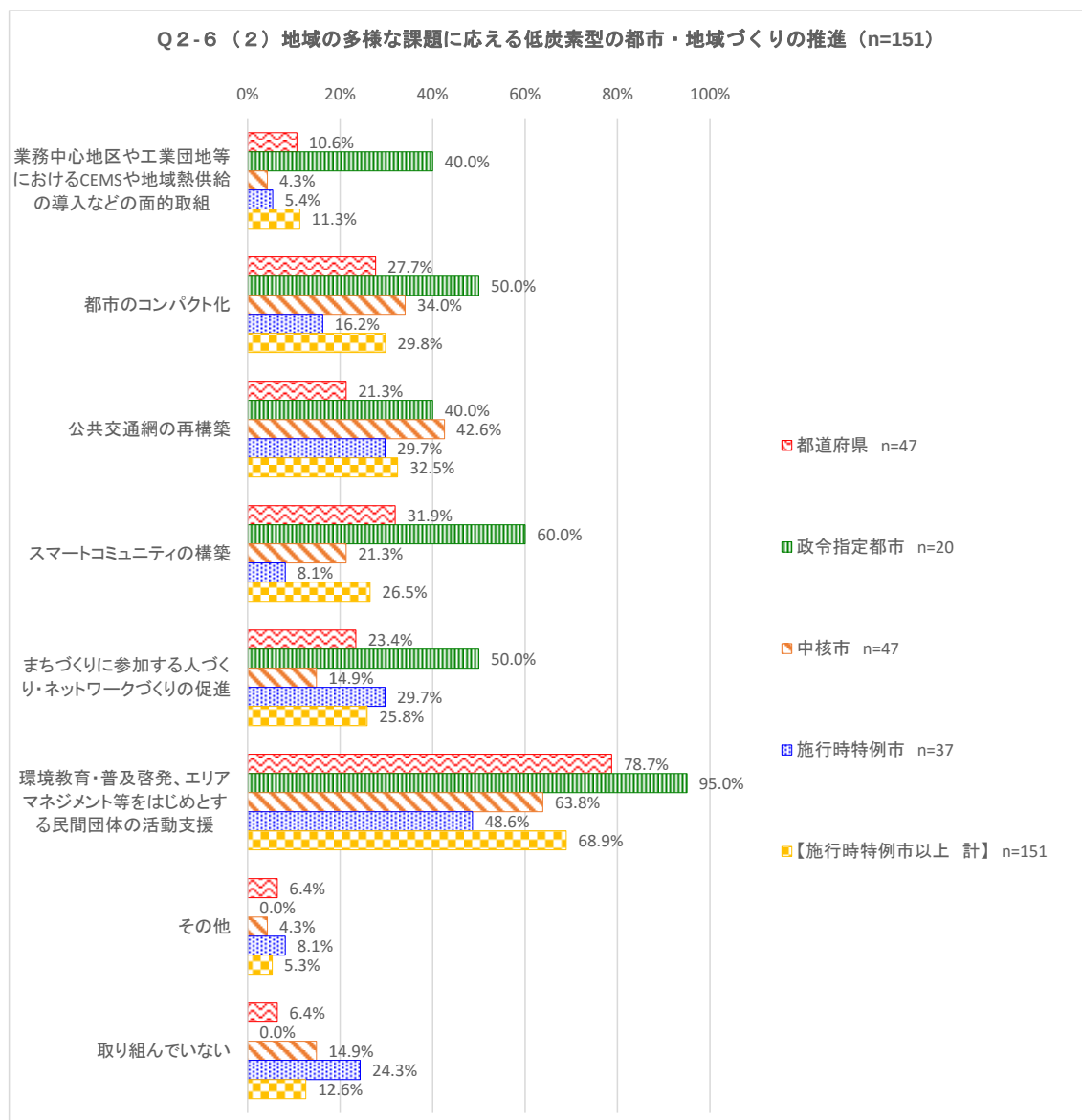
- ・ 省エネルギー意識の啓発活動
- ・ 地球温暖化防止活動推進センターの活用

団体区分別にみると、指定都市では「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」をはじめ、全ての選択肢において高い取組割合を示していることが特徴的であった。

表 177

項目	区分	人口規模	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築
団体数	都道府県		5	13	10	15
	政令指定都市		8	10	8	12
	中核市		2	16	20	10
	施行時特例市		2	6	11	3
	施行時特例市以上 計		17	45	49	40
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	12	32	39	25
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	17	45	49	40
	都道府県		10.6%	27.7%	21.3%	31.9%
	政令指定都市		40.0%	50.0%	40.0%	60.0%
	中核市		4.3%	34.0%	42.6%	21.3%
	施行時特例市		5.4%	16.2%	29.7%	8.1%
	施行時特例市以上 計		11.3%	29.8%	32.5%	26.5%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
団体数		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	11.5%	30.8%	37.5%	24.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	11.3%	29.8%	32.5%	26.5%
割合	都道府県		23.4%	78.7%	6.4%	100.0%
	政令指定都市		50.0%	95.0%	0.0%	100.0%
	中核市		14.9%	63.8%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		29.7%	48.6%	8.1%	100.0%
	施行時特例市以上 計		25.8%	68.9%	5.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
団体数	市町村(特別区含む。)	計	26.9%	64.4%	4.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	25.8%	68.9%	5.3%	100.0%
	都道府県		11	37	3	47
	政令指定都市		10	19	0	20
	中核市		7	30	2	47
	施行時特例市		11	18	3	37
	施行時特例市以上 計		39	104	8	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
割合		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	28	67	5	104
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	39	104	8	151
	都道府県		23.4%	78.7%	6.4%	100.0%
	政令指定都市		50.0%	95.0%	0.0%	100.0%
	中核市		14.9%	63.8%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		29.7%	48.6%	8.1%	100.0%
	施行時特例市以上 計		25.8%	68.9%	5.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
団体数		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	26.9%	64.4%	4.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	25.8%	68.9%	5.3%	100.0%
	都道府県		11	37	3	47
	政令指定都市		10	19	0	20
	中核市		7	30	2	47
	施行時特例市		11	18	3	37
割合	施行時特例市以上 計		39	104	8	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	28	67	5	104
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	39	104	8	151
	都道府県		23.4%	78.7%	6.4%	100.0%
	政令指定都市		50.0%	95.0%	0.0%	100.0%
団体数	中核市		14.9%	63.8%	4.3%	100.0%
	施行時特例市		29.7%	48.6%	8.1%	100.0%
	施行時特例市以上 計		25.8%	68.9%	5.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
	市町村(特別区含む。)	計	26.9%	64.4%	4.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	25.8%	68.9%	5.3%	100.0%

図 183



3) 地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携について

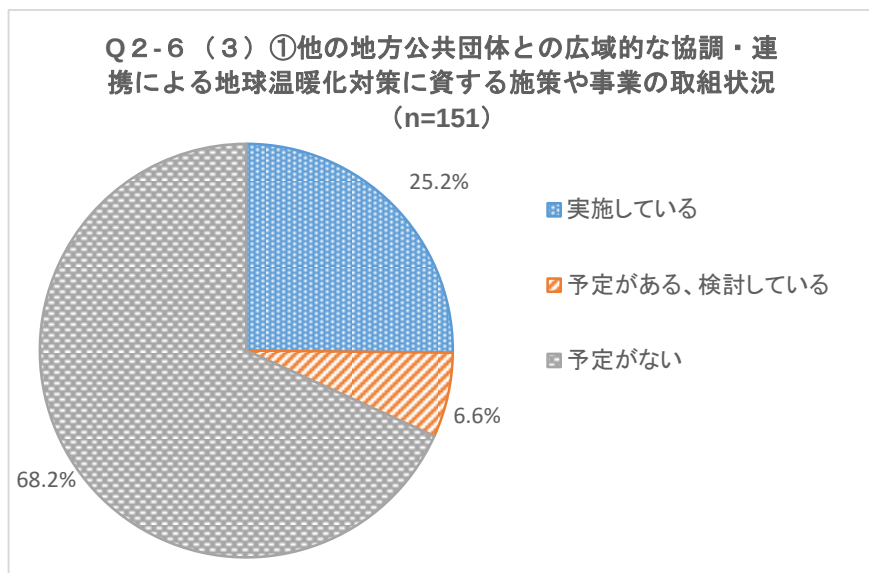
①地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況について

地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携については、「実施している」団体が 38 団体（25.2%）であった。

表 178

地方公共団体との広域的な協調・連携	団体数	割合
実施している	38	25.2%
予定がある、検討している	10	6.6%
予定がない	103	68.2%
無回答	0	0.0%

図 184 【再掲】

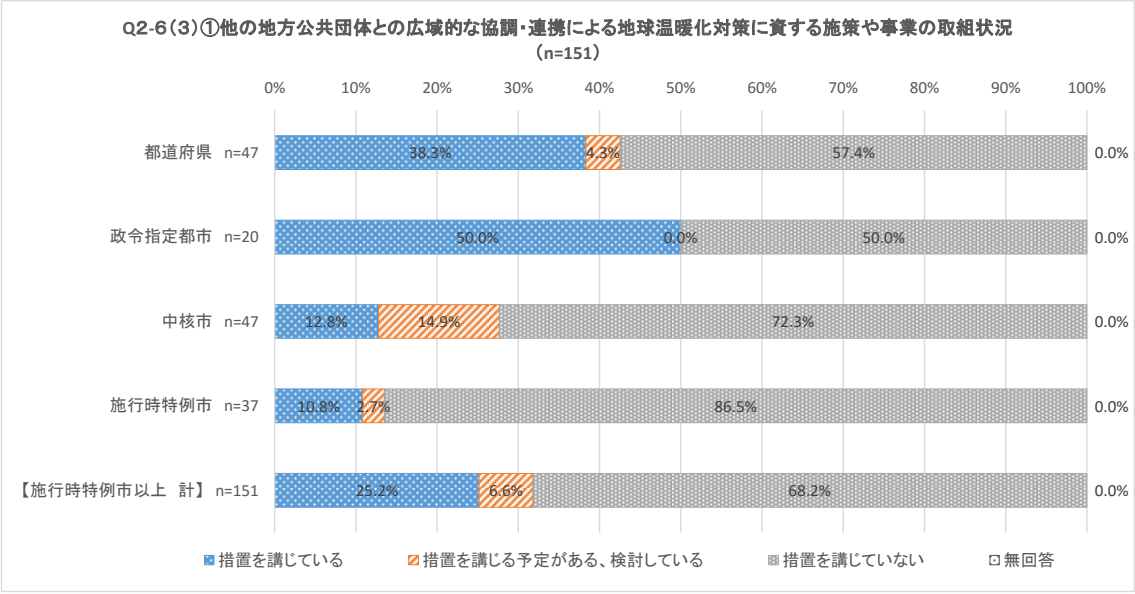


団体区分別にみると、地方公共団体との区域の枠を超えた協調・連携の実施は、指定都市で 10 団体（50.0%）、都道府県で 18 団体（38.8%）であった。

表 179

項目	区分	人口規模	措置を講じている	措置を講じる予定がある、検討している	措置を講じていない	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		18	2	27	0	47
	政令指定都市		10	0	10	0	20
	中核市		6	7	34	0	47
	施行時特例市		4	1	32	0	37
	施行時特例市以上 計		38	10	103	0	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～					
		30,000人～99,999人					
		10,000人～29,999人					
		～9,999人					
	計						
	市町村(特別区含む。) 計		20	8	76	0	104
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		38	10	103	0	151
	都道府県		38.3%	4.3%	57.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
	中核市		12.8%	14.9%	72.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		10.8%	2.7%	86.5%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		25.2%	6.6%	68.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～					
		30,000人～99,999人					
		10,000人～29,999人					
		～9,999人					
	計						
	市町村(特別区含む。) 計		19.2%	7.7%	73.1%	0.0%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		25.2%	6.6%	68.2%	0.0%	100.0%

図 185



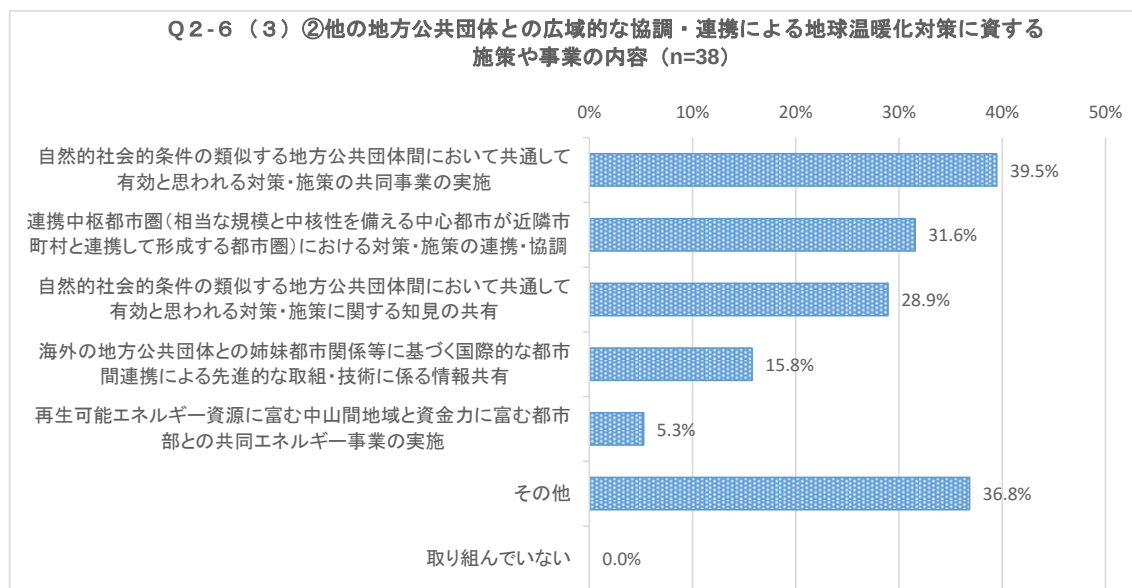
②他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容について

他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容については、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」が 15 団体（39.5%）と最も多かった。次いで、「連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調」が 12 団体（31.6%）であった。

表 180

地方公共団体との広域的な協調・連携の内容	団体数	割合
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	11	28.9%
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	15	39.5%
連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	12	31.6%
再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	2	5.3%
海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	6	15.8%
その他	14	36.8%
取り組んでいない	0	0.0%

図 186



<その他の主な回答>

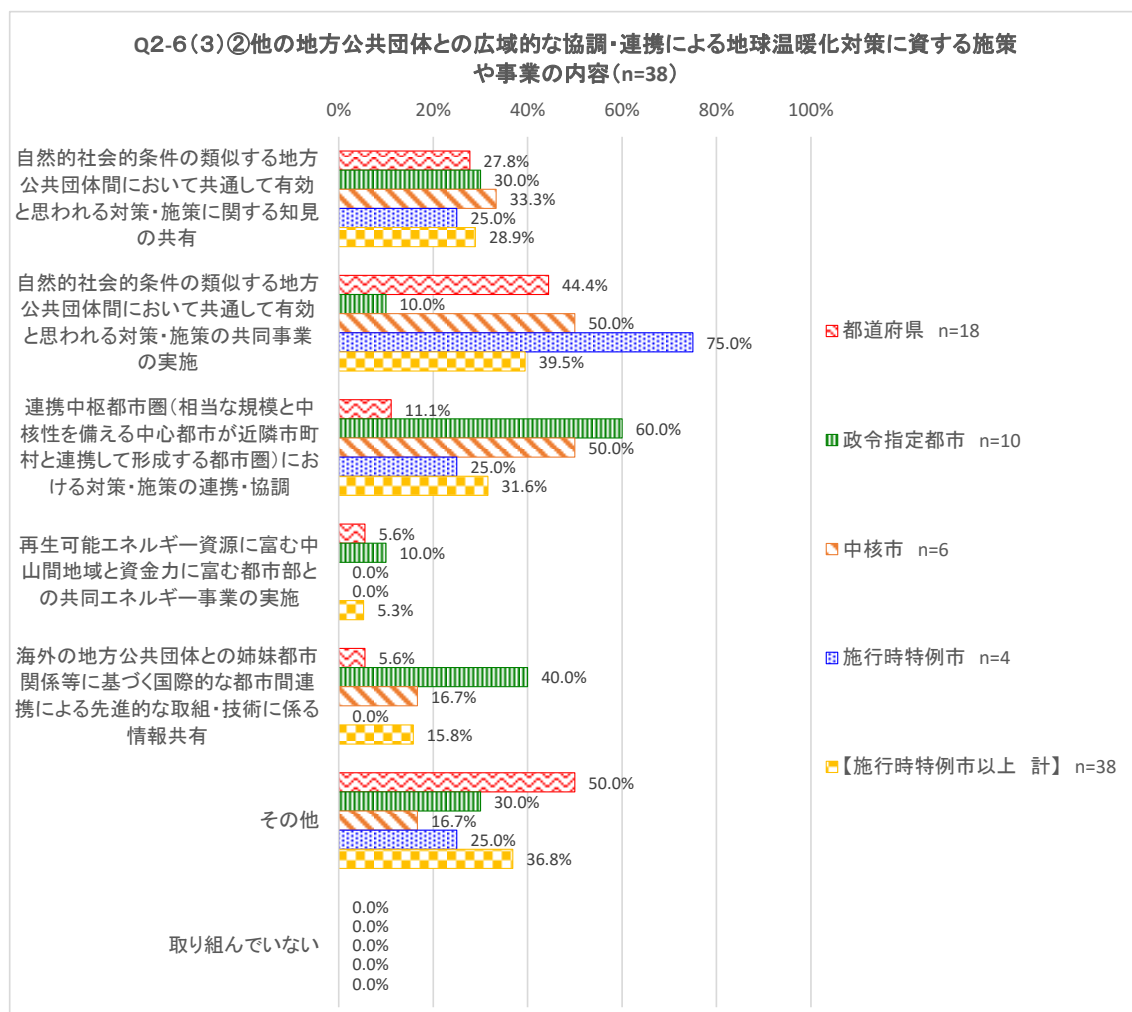
- ・ 属する都道府県と市町村（特別区含む。）の連携による啓発活動や補助事業の実施
- ・ 近隣の市町村（特別区含む。）と連携したアクションプラン策定と活動の実施
- ・ 近隣の都道府県の連携による啓発活動や意見交換の実施

団体区分別にみると、母数が小さいため参考的な扱いではあるが、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」では、施行時特例市の選択割合が高かった。また「連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調」では、指定都市の選択割合が高かった。

表 181

項目	区分	人口規模	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	連携中枢都市圏(相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏)における対策・施策の連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施
団体数	都道府県		5	8	2	1
	政令指定都市		3	1	6	1
	中核市		2	3	3	0
	施行時特例市		1	3	1	0
	施行時特例市以上 計		11	15	12	2
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	6	7	10	1
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	11	15	12	2
	都道府県		27.8%	44.4%	11.1%	5.6%
	政令指定都市		30.0%	10.0%	60.0%	10.0%
	中核市		33.3%	50.0%	50.0%	0.0%
	施行時特例市		25.0%	75.0%	25.0%	0.0%
	施行時特例市以上 計		28.9%	39.5%	31.6%	5.3%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
項目						
団体数	都道府県		1	9	0	18
	政令指定都市		4	3	0	10
	中核市		1	1	0	6
	施行時特例市		0	1	0	4
	施行時特例市以上 計		6	14	0	38
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				
		30,000人～99,999人				
		10,000人～29,999人				
		～9,999人				
		計				
割合	市町村(特別区含む。)	計	5	5	0	20
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6	14	0	38
	都道府県		5.6%	50.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		40.0%	30.0%	0.0%	100.0%
	中核市		16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		15.8%	36.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～				

図 187



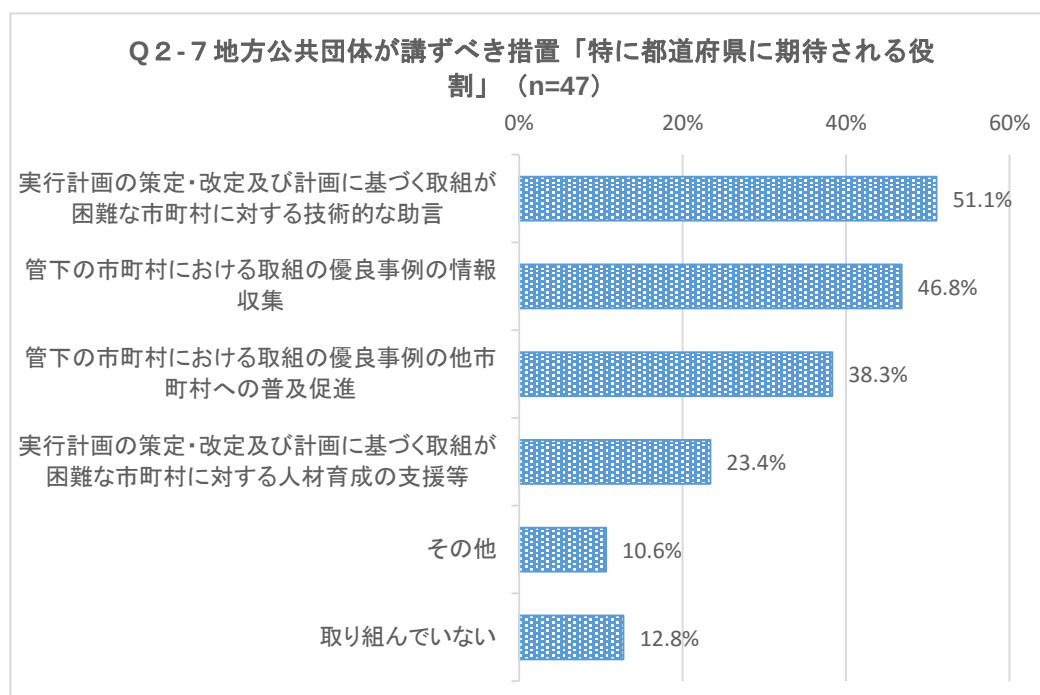
（７）地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で、取り組んでいるもの

地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」が 24 団体（51.1%）で最も多かった。次いで、「管下の市町村における取組の優良事例の情報収集」が 22 団体（46.8%）であった。

表 182

地方公共団体が講ずべき措置	団体数	割合
管下の市町村における取組の優良事例の情報収集	22	46.8%
管下の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	18	38.3%
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	24	51.1%
実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	11	23.4%
その他	5	10.6%
取り組んでいない	6	12.8%

図 188



＜その他の主な回答＞

- ・ 市町村（特別区含む。）への地球温暖化対策所管課担当者向け勉強会の開催
- ・ 市町村（特別区含む。）への温暖化対策に関する情報提供や連絡会議の開催

（８）地方公共団体実行計画（区域施策編）の点検の実施状況

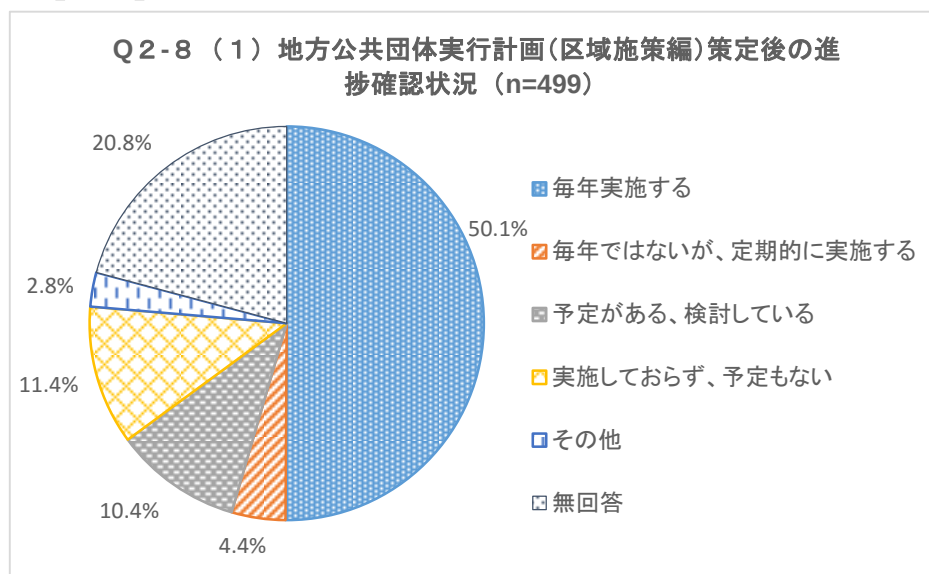
１）地方公共団体実行計画（区域施策編）策定後の進捗確認状況

計画の進捗確認状況については、「毎年実施する」が 250 団体（50.1%）と最も多かった。次いで、「実施しておらず、予定もない」が 57 団体（11.4%）であった。

表 183

進捗確認状況	団体数	割合
毎年実施する	250	50.1%
毎年ではないが、定期的に実施する	22	4.4%
予定がある、検討している	52	10.4%
実施しておらず、予定もない	57	11.4%
その他	14	2.8%
無回答	104	20.8%

図 189 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 市独自では実施しておらず、他のプロジェクトによる公表データを参考としている
- ・ 内閣府 HP 環境モデル都市フォローアップ 取組評価にて公表している
- ・ 実施はしているが点検については実施できていない

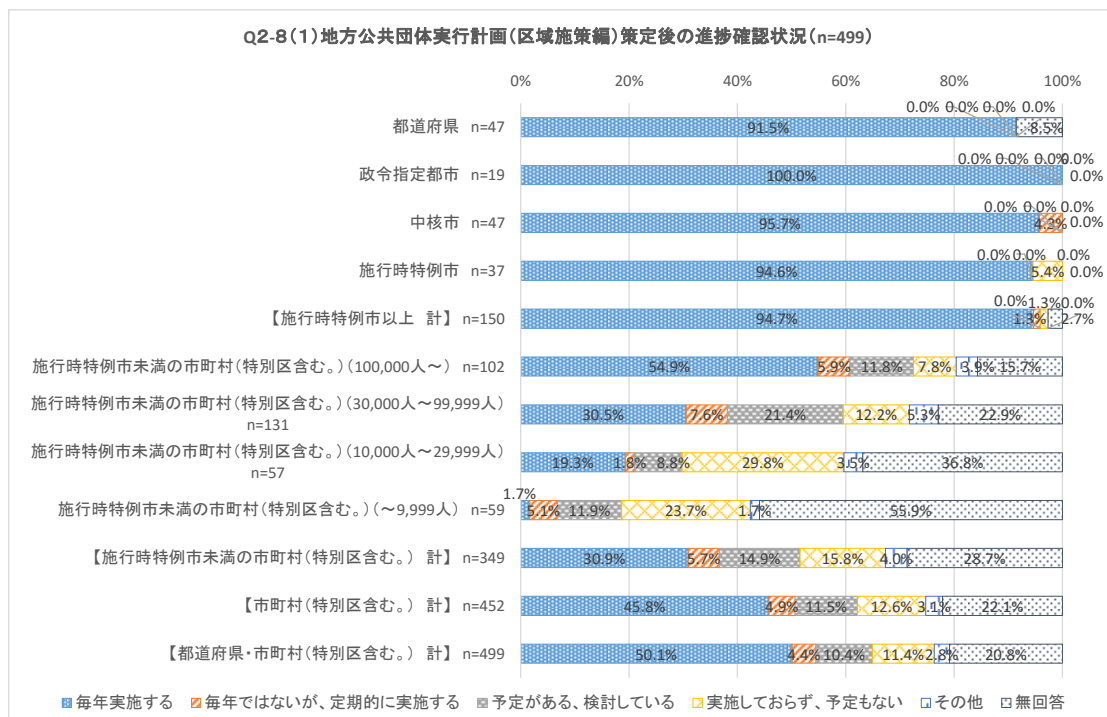
団体区分別にみると、都道府県及び市町村（特別区含む。）のうち施行時特例市以上の市では、９割以上が「毎年実施する」と回答している。

施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるに従い、「毎年実施する」の割合が低くなる傾向が見られた。

表 184

項目	区分	人口規模	毎年実施する	毎年ではないが、定期的に実施する	予定がある、検討している	実施しておらず、予定もない	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		43	0	0	0	0	4	47
	政令指定都市		19	0	0	0	0	0	19
	中核市		45	2	0	0	0	0	47
	施行時特例市		35	0	0	2	0	0	37
	施行時特例市以上	計	142	2	0	2	0	4	150
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	56	6	12	8	4	16	102
		30,000人～99,999人	40	10	28	16	7	30	131
		10,000人～29,999人	11	1	5	17	2	21	57
		～9,999人	1	3	7	14	1	33	59
		計	108	20	52	55	14	100	349
割合	市町村（特別区含む。）計		207	22	52	57	14	100	452
	都道府県・市町村（特別区含む。）計		250	22	52	57	14	104	499
	都道府県		91.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.5%	100.0%
	政令指定都市		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		95.7%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		94.6%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上	計	94.7%	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%	2.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	54.9%	5.9%	11.8%	7.8%	3.9%	15.7%	100.0%
		30,000人～99,999人	30.5%	7.6%	21.4%	12.2%	5.3%	22.9%	100.0%
		10,000人～29,999人	19.3%	1.8%	8.8%	29.8%	3.5%	36.8%	100.0%
割合		～9,999人	1.7%	5.1%	11.9%	23.7%	1.7%	55.9%	100.0%
		計	30.9%	5.7%	14.9%	15.8%	4.0%	28.7%	100.0%
	市町村（特別区含む。）計		45.8%	4.9%	11.5%	12.6%	3.1%	22.1%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。）計		50.1%	4.4%	10.4%	11.4%	2.8%	20.8%	100.0%

図 190 【再掲】



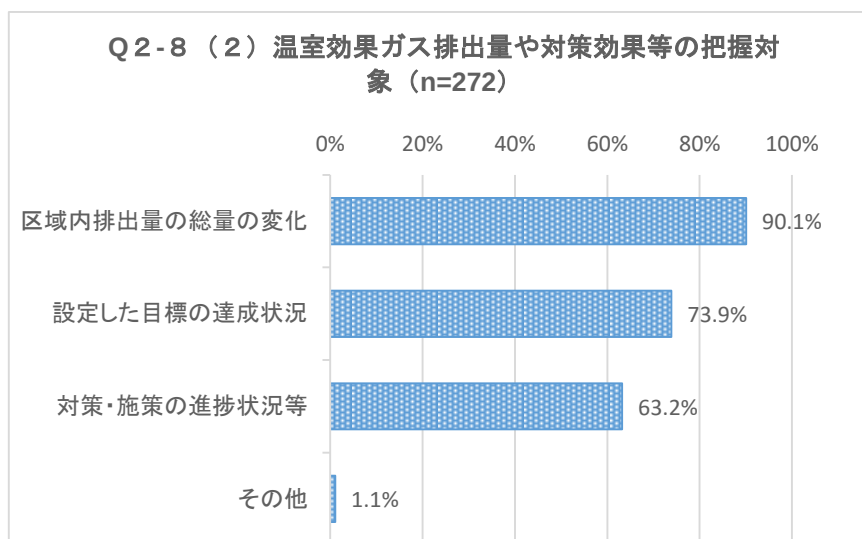
2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象

計画における温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象としては、「区域内排出量の総量の変化」が 245 団体（90.1%）と最も多かった。次いで、「設定した目標の達成状況」が 201 団体（73.9%）であった。

表 185

温室効果ガス排出量や対策効果等の把握対象	団体数	割合
区域内排出量の総量の変化	245	90.1%
設定した目標の達成状況	201	73.9%
対策・施策の進捗状況等	172	63.2%
その他	3	1.1%

図 191 【再掲】



<その他の主な回答>

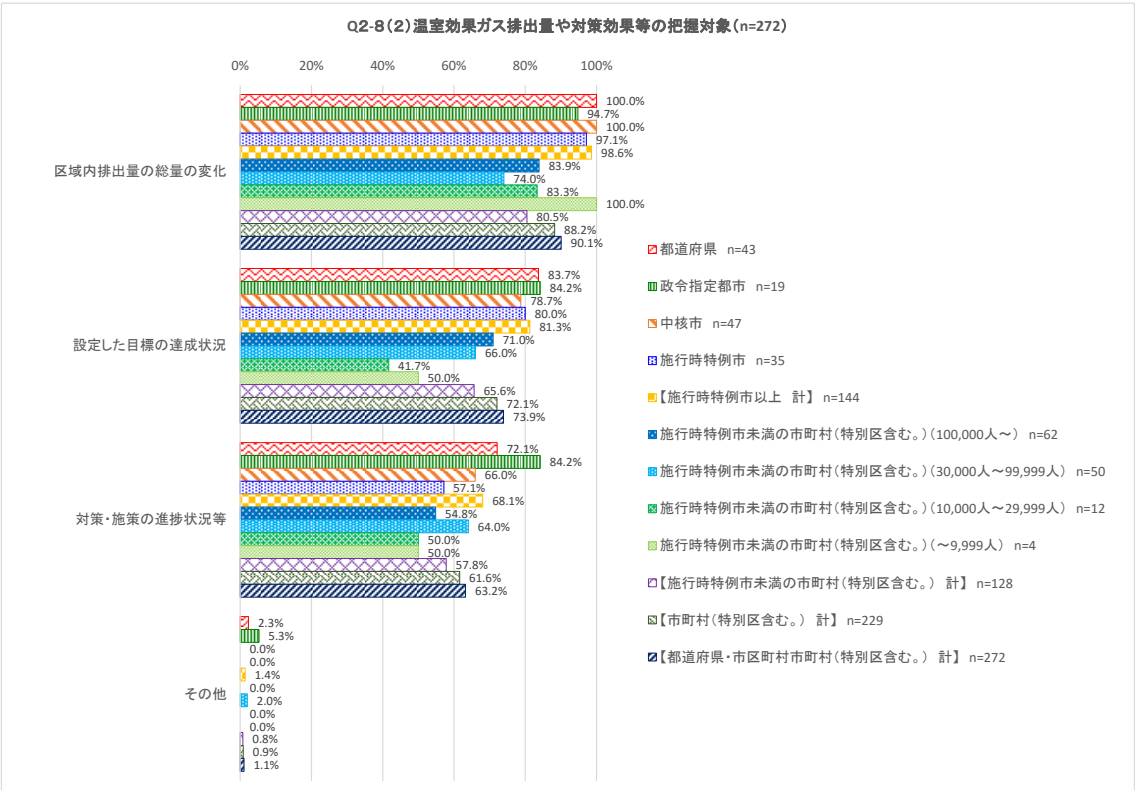
- ・ エネルギー使用量の変化

団体区分別にみると、他の設問よりも団体区分間の差異は小さいが、「設定した目標の達成状況」について、施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）の人口規模が小さくなるに従い、割合が低くなる傾向が見られた。

表 186

項目	区分	人口規模	区域内排出量の総量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	対象団体数
団体数	都道府県		43	36	31	1	43
	政令指定都市		18	16	16	1	19
	中核市		47	37	31	0	47
	施行時特例市		34	28	20	0	35
	施行時特例市以上 計		142	117	98	2	144
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	52	44	34	0	62
		30,000人～99,999人	37	33	32	1	50
		10,000人～29,999人	10	5	6	0	12
		～9,999人	4	2	2	0	4
		計	103	84	74	1	128
	市町村（特別区含む。） 計		202	165	141	2	229
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		245	201	172	3	272	
割合	都道府県		100.0%	83.7%	72.1%	2.3%	100.0%
	政令指定都市		94.7%	84.2%	84.2%	5.3%	100.0%
	中核市		100.0%	78.7%	66.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		97.1%	80.0%	57.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		98.6%	81.3%	68.1%	1.4%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村（特別区含む。）	100,000人～	83.9%	71.0%	54.8%	0.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	74.0%	66.0%	64.0%	2.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	83.3%	41.7%	50.0%	0.0%	100.0%
		～9,999人	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
		計	80.5%	65.6%	57.8%	0.8%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		88.2%	72.1%	61.6%	0.9%	100.0%
都道府県・市町村（特別区含む。） 計		90.1%	73.9%	63.2%	1.1%	100.0%	

図 192 【再掲】



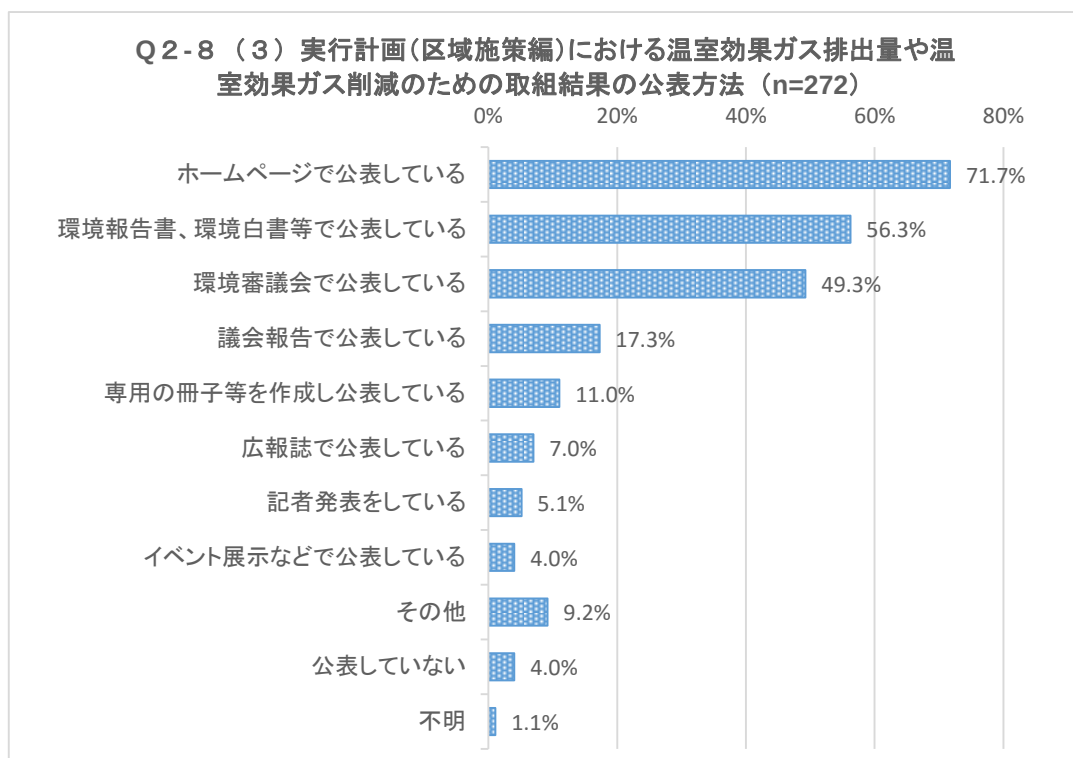
3) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における区域内の温室効果ガス排出量や温室効果ガス削減のための取組結果の公表方法

温室効果ガス排出量や温室効果ガス削減のための取組結果の公表方法は、「ホームページで公表している」が 195 団体（71.7%）と最も多かった。次いで、「環境報告書、環境白書等で公表している」が 153 団体（56.3%）であった。

表 187

公表方法	団体数	割合
ホームページで公表している	195	71.7%
広報誌で公表している	19	7.0%
環境報告書、環境白書等で公表している	153	56.3%
専用の冊子等を作成し公表している	30	11.0%
環境審議会で公表している	134	49.3%
議会報告で公表している	47	17.3%
記者発表をしている	14	5.1%
イベント展示などで公表している	11	4.0%
その他	25	9.2%
公表していない	11	4.0%
不明	3	1.1%

図 193 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 選択肢以外の会議や委員会で公表している

- ・ 内閣府による環境モデル都市フォローアップにて公表している
- ・ 報道機関へ資料提供している

＜公表していない理由＞

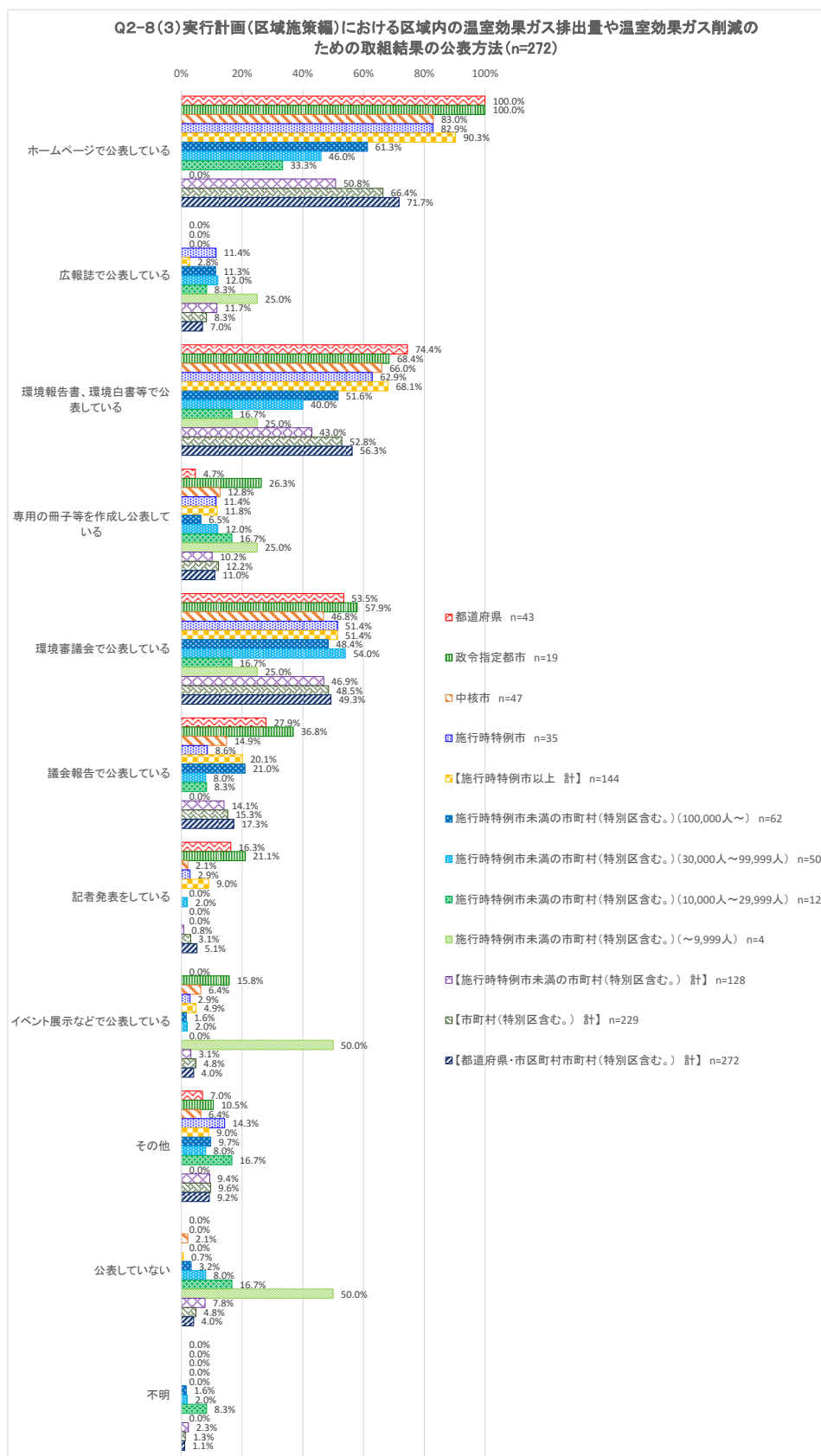
- ・ 中間見直し（平成 30 年度）にて公表するため
- ・ 評価委員会で毎年進捗状況を報告し、意見をもらっているため
- ・ 今年から計画期間となったため

団体区分別にみると、「ホームページで公表している」について、都道府県及び指定都市は 100.0%実施していた。また、「ホームページで公表している」「環境報告書、環境白書等で公表している」について、人口規模が小さくなるに従い、実施割合が低くなる傾向が見られた。

表 188

項目	区分	人口規模	ホームページ で公表している	広報誌で公表 している	環境報告書、 環境白書等で 公表している	専用の冊子 等を作成し公 表している	環境審議会 で公表している	議会報告で公 表している
団体数	都道府県		43	0	32	2	23	12
	政令指定都市		19	0	13	5	11	7
	中核市		39	0	31	6	22	7
	施行時特例市		29	4	22	4	18	3
	施行時特例市以上 計		130	4	98	17	74	29
	施行時特例市未満 の市町村（特別区含 む。）	100,000人～	38	7	32	4	30	13
		30,000人～99,999人	23	6	20	6	27	4
		10,000人～29,999人	4	1	2	2	2	1
		～9,999人	0	1	1	1	1	0
		計	65	15	55	13	60	18
	市町村（特別区含む。） 計		152	19	121	28	111	35
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		195	19	153	30	134	47
割合	都道府県		100.0%	0.0%	74.4%	4.7%	53.5%	27.9%
	政令指定都市		100.0%	0.0%	68.4%	26.3%	57.9%	36.8%
	中核市		83.0%	0.0%	66.0%	12.8%	46.8%	14.9%
	施行時特例市		82.9%	11.4%	62.9%	11.4%	51.4%	8.6%
	施行時特例市以上 計		90.3%	2.8%	68.1%	11.8%	51.4%	20.1%
	施行時特例市未満 の市町村（特別区含 む。）	100,000人～	61.3%	11.3%	51.6%	6.5%	48.4%	21.0%
		30,000人～99,999人	46.0%	12.0%	40.0%	12.0%	54.0%	8.0%
		10,000人～29,999人	33.3%	8.3%	16.7%	16.7%	16.7%	8.3%
		～9,999人	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%
		計	50.8%	11.7%	43.0%	10.2%	46.9%	14.1%
	市町村（特別区含む。） 計		66.4%	8.3%	52.8%	12.2%	48.5%	15.3%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		71.7%	7.0%	56.3%	11.0%	49.3%	17.3%
項目	区分	人口規模	記者発表を している	イベント展示 などで公表し ている	その他	公表してい ない	不明	対象団体数
団体数	都道府県		7	0	3	0	0	43
	政令指定都市		4	3	2	0	0	19
	中核市		1	3	3	1	0	47
	施行時特例市		1	1	5	0	0	35
	施行時特例市以上 計		13	7	13	1	0	144
	施行時特例市未満 の市町村（特別区含 む。）	100,000人～	0	1	6	2	1	62
		30,000人～99,999人	1	1	4	4	1	50
		10,000人～29,999人	0	0	2	2	1	12
		～9,999人	0	2	0	2	0	4
		計	1	4	12	10	3	128
	市町村（特別区含む。） 計		7	11	22	11	3	229
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		14	11	25	11	3	272
割合	都道府県		16.3%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		21.1%	15.8%	10.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		2.1%	6.4%	6.4%	2.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		2.9%	2.9%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		9.0%	4.9%	9.0%	0.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村（特別区含 む。）	100,000人～	0.0%	1.6%	9.7%	3.2%	1.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	2.0%	2.0%	8.0%	8.0%	2.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	8.3%	100.0%
		～9,999人	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
		計	0.8%	3.1%	9.4%	7.8%	2.3%	100.0%
	市町村（特別区含む。） 計		3.1%	4.8%	9.6%	4.8%	1.3%	100.0%
	都道府県・市町村（特別区含む。） 計		5.1%	4.0%	9.2%	4.0%	1.1%	100.0%

図 194



4) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の直近の進捗状況について担当部局による評価

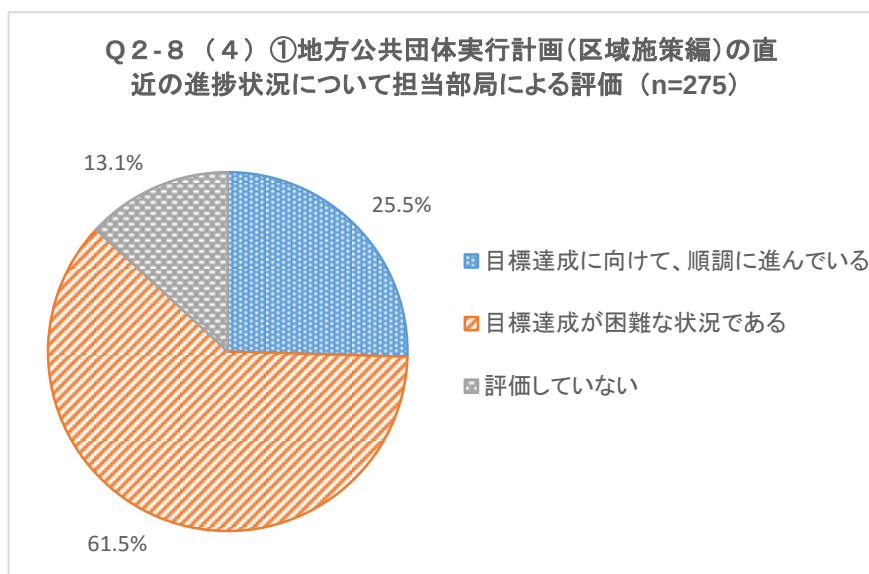
①評価の状況

担当部局の評価は、「目標達成が困難な状況である」が 169 団体（61.5%）で最も多く、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した団体は 70 団体（25.5%）にとどまった。

表 189

担当部局による評価	団体数	割合
目標達成に向けて、順調に進んでいる	70	25.5%
目標達成が困難な状況である	169	61.5%
評価していない	36	13.1%
無回答	0	0.0%

図 195



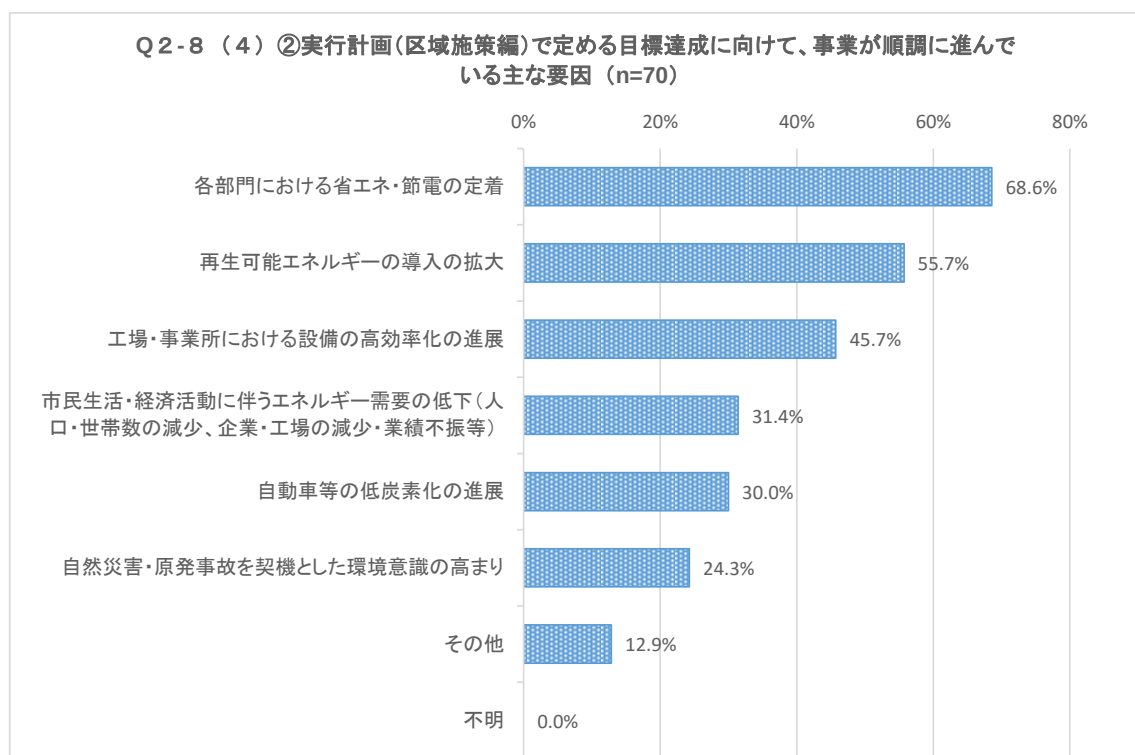
②目標達成に向けて順調に進んでいる主な要因

目標達成に向けて、順調に進んでいる要因については「各部門における省エネ・節電の定着」が48団体（68.6%）と最も多かった。次いで、「再生可能エネルギー導入の拡大」が39団体（55.7%）であった。

表 190

目標達成に向けて順調に進んでいる主な要因	団体数	割合
工場・事業所における設備の高効率化の進展	32	45.7%
自動車等の低炭素化の進展	21	30.0%
再生可能エネルギーの導入の拡大	39	55.7%
各部門における省エネ・節電の定着	48	68.6%
自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	17	24.3%
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	22	31.4%
その他	9	12.9%
不明	0	0.0%

図 196



<その他の主な回答>

- ・ 太陽光発電システムの設置奨励金により、区域内における温室効果ガスの削減

減が図られているため

- ・ 区域の住民の省エネ意識が定着してきたため
- ・ 工場や事業所におけるフロン類等の排出が削減されたため

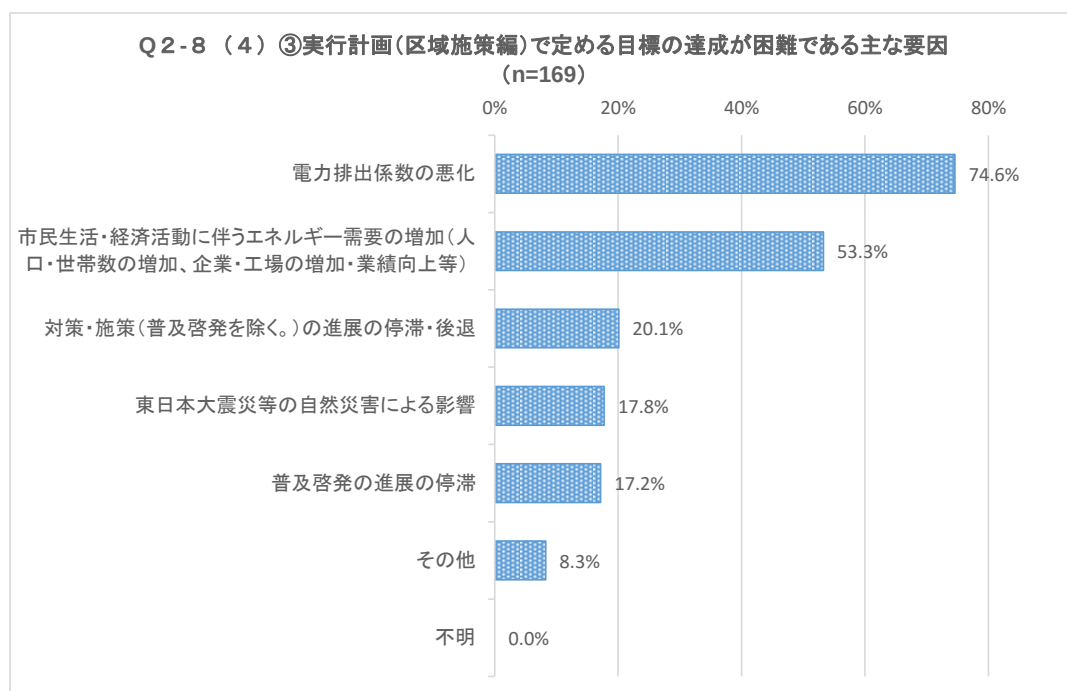
③目標達成が困難である主な要因

目標達成が困難な状況である要因については、「電力排出係数の悪化」が 126 団体（74.6%）と最も多かった。次いで、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・業績向上等）」が 90 団体（53.3%）であった。

表 191

目標達成が困難である主な要因	団体数	割合
電力排出係数の悪化	126	74.6%
東日本大震災等の自然災害による影響	30	17.8%
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・業績向上等）	90	53.3%
普及啓発の進展の停滞	29	17.2%
対策・施策（普及啓発を除く。）の進展の停滞・後退	34	20.1%
その他	14	8.3%
不明	0	0.0%

図 197



＜その他の主な回答＞

- ・ 算定方法の変更による排出量増加のため
- ・ 算定方法の変更により目標達成可否の判断が困難なため
- ・ 施設の建替えや増築、人口増加に伴う施設の利用時間の延長・拡大などによるエネルギー使用量が増加したため

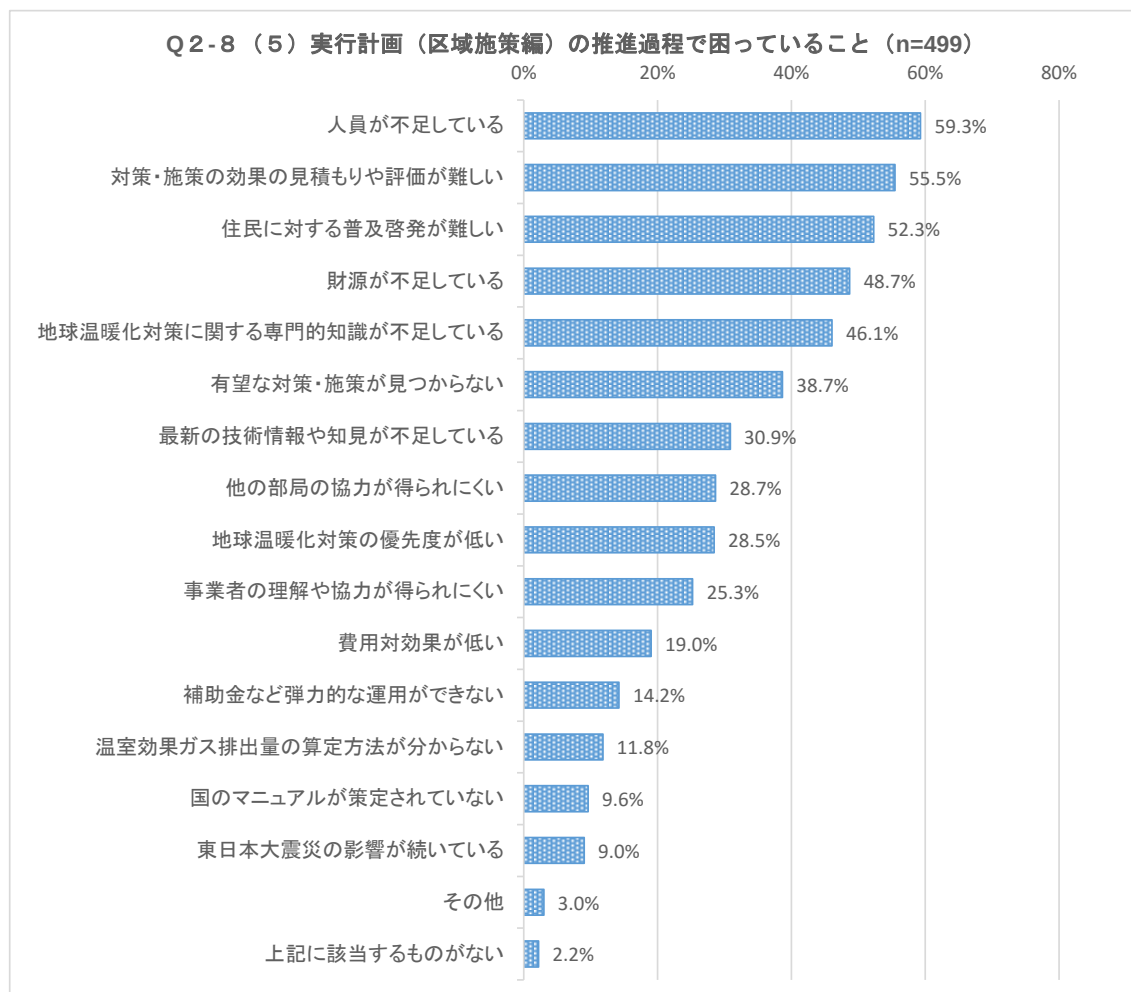
5) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていること

地方公共団体実行計画（区域施策編）の推進過程で困っていることについては、「人員が不足している」が 296 団体（59.3%）と最も多かった。次いで、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい」が 277 団体（55.5%）、「住民に対する普及啓発が難しい」が 261 団体（52.3%）であった。

表 192

推進過程で困っていること	団体数	割合
財源が不足している	243	48.7%
人員が不足している	296	59.3%
他の部局の協力が得られにくい	143	28.7%
事業者の理解や協力が得られにくい	126	25.3%
住民に対する普及啓発が難しい	261	52.3%
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している	230	46.1%
最新の技術情報や知見が不足している	154	30.9%
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	277	55.5%
有望な対策・施策が見つからない	193	38.7%
補助金など弾力的な運用ができない	71	14.2%
東日本大震災の影響が続いている	45	9.0%
国のマニュアルが策定されていない	48	9.6%
地球温暖化対策の優先度が低い	142	28.5%
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	59	11.8%
費用対効果が低い	95	19.0%
その他	15	3.0%
上記に該当するものがない	11	2.2%

図 198



<その他の主な回答>

- ・ 家庭部門において、自治体間の1世帯当たりのエネルギー使用量はばらつきが大きく、按分法では正確に把握できないこと
- ・ 按分方法による算出だと市の実態を反映しきれないこと
- ・ 温室効果ガス排出量の推計は3年前のものが最新となるため、効果が見えづらいこと
- ・ 電力自由化に伴い、区域内の電力消費量データを入手できないこと

団体区分別にみると、「人員が不足している」は団体区分別の差異が小さいのに対して、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい」「住民に対する普及啓発が難しい」は、人口規模が小さくなるに従い、割合が低くなる傾向が見られた。

表 193

項目	区分	人口規模	財源が不足している	人員が不足している	他の部局の協力が得られにくい	事業者の理解や協力が得られにくい	住民に対する普及啓発が難しい	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	有望な対策・施策が見つからない
団体数	都道府県		36	29	18	14	37	20	16	43	27
	政令指定都市		12	11	8	6	11	3	3	15	7
	中核市		33	31	24	21	30	20	16	28	26
	施行時特例市		23	23	16	12	22	19	13	24	19
	施行時特例市以上 計		104	94	66	53	100	62	48	110	79
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	57	61	30	31	62	54	36	70	45
		30,000人～99,999人	44	73	25	27	66	67	38	67	48
		10,000人～29,999人	23	35	14	9	19	25	18	19	17
		～9,999人	15	33	8	6	14	22	14	11	4
		計	139	202	77	73	161	168	106	167	114
	市町村(特別区含む。)	計	207	267	125	112	224	210	138	234	166
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	243	296	143	126	261	230	154	277	193
割合	都道府県		76.6%	61.7%	38.3%	29.8%	78.7%	42.6%	34.0%	91.5%	57.4%
	政令指定都市		63.2%	57.9%	42.1%	31.6%	57.9%	15.8%	15.8%	78.9%	36.8%
	中核市		70.2%	66.0%	51.1%	44.7%	63.8%	42.6%	34.0%	59.6%	55.3%
	施行時特例市		62.2%	62.2%	43.2%	32.4%	59.5%	51.4%	35.1%	64.9%	51.4%
	施行時特例市以上 計		69.3%	62.7%	44.0%	35.3%	66.7%	41.3%	32.0%	73.3%	52.7%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	55.9%	59.8%	29.4%	30.4%	60.8%	52.9%	35.3%	68.6%	44.1%
		30,000人～99,999人	33.6%	55.7%	19.1%	20.6%	50.4%	51.1%	29.0%	51.1%	36.6%
		10,000人～29,999人	40.4%	61.4%	24.6%	15.8%	33.3%	43.9%	31.6%	33.3%	29.8%
		～9,999人	25.4%	55.9%	13.6%	10.2%	23.7%	37.3%	23.7%	18.6%	6.8%
		計	39.8%	57.9%	22.1%	20.9%	46.1%	48.1%	30.4%	47.9%	32.7%
	市町村(特別区含む。)	計	45.8%	59.1%	27.7%	24.8%	49.6%	46.5%	30.5%	51.8%	36.7%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	48.7%	59.3%	28.7%	25.3%	52.3%	46.1%	30.9%	55.5%	38.7%
項目	区分	人口規模	補助金など弾力的な運用ができない	東日本大震災の影響が続いている	国のマニュアルが策定されていない	地球温暖化対策の優先度が低い	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	費用対効果が低い	その他	該当するものがない	対象団体数
団体数	都道府県		14	9	7	15	4	7	3	0	47
	政令指定都市		5	4	3	6	1	2	0	0	19
	中核市		7	8	15	22	2	14	1	0	47
	施行時特例市		7	8	7	14	5	11	1	0	37
	施行時特例市以上 計		33	29	32	57	12	34	5	0	150
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	19	8	5	32	14	29	6	3	102
		30,000人～99,999人	10	6	11	27	19	19	4	2	131
		10,000人～29,999人	4	1	0	13	8	5	0	3	57
		～9,999人	5	1	0	13	6	8	0	3	59
		計	38	16	16	85	47	61	10	11	349
	市町村(特別区含む。)	計	57	36	41	127	55	88	12	11	452
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	71	45	48	142	59	95	15	11	499
割合	都道府県		29.8%	19.1%	14.9%	31.9%	8.5%	14.9%	6.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		26.3%	21.1%	15.8%	31.6%	5.3%	10.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		14.9%	17.0%	31.9%	46.8%	4.3%	29.8%	2.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市		18.9%	21.6%	18.9%	37.8%	13.5%	29.7%	2.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		22.0%	19.3%	21.3%	38.0%	8.0%	22.7%	3.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	18.6%	7.8%	4.9%	31.4%	13.7%	28.4%	5.9%	2.9%	100.0%
		30,000人～99,999人	7.6%	4.6%	8.4%	20.6%	14.5%	14.5%	3.1%	1.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	7.0%	1.8%	0.0%	22.8%	14.0%	8.8%	0.0%	5.3%	100.0%
		～9,999人	8.5%	1.7%	0.0%	22.0%	10.2%	13.6%	0.0%	5.1%	100.0%
		計	10.9%	4.6%	4.6%	24.4%	13.5%	17.5%	2.9%	3.2%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	12.6%	8.0%	9.1%	28.1%	12.2%	19.5%	2.7%	2.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	14.2%	9.0%	9.6%	28.5%	11.8%	19.0%	3.0%	2.2%	100.0%

図 199

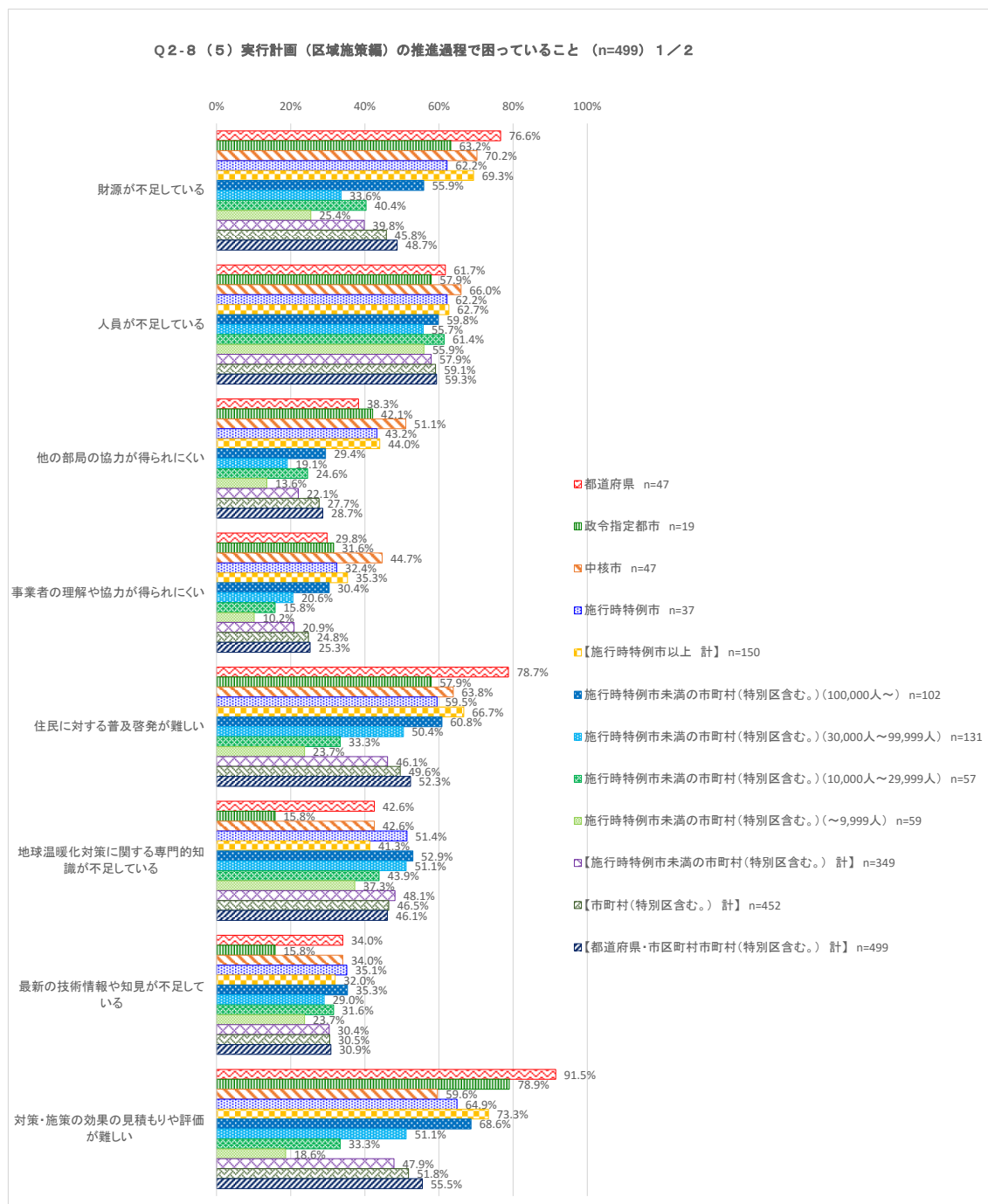
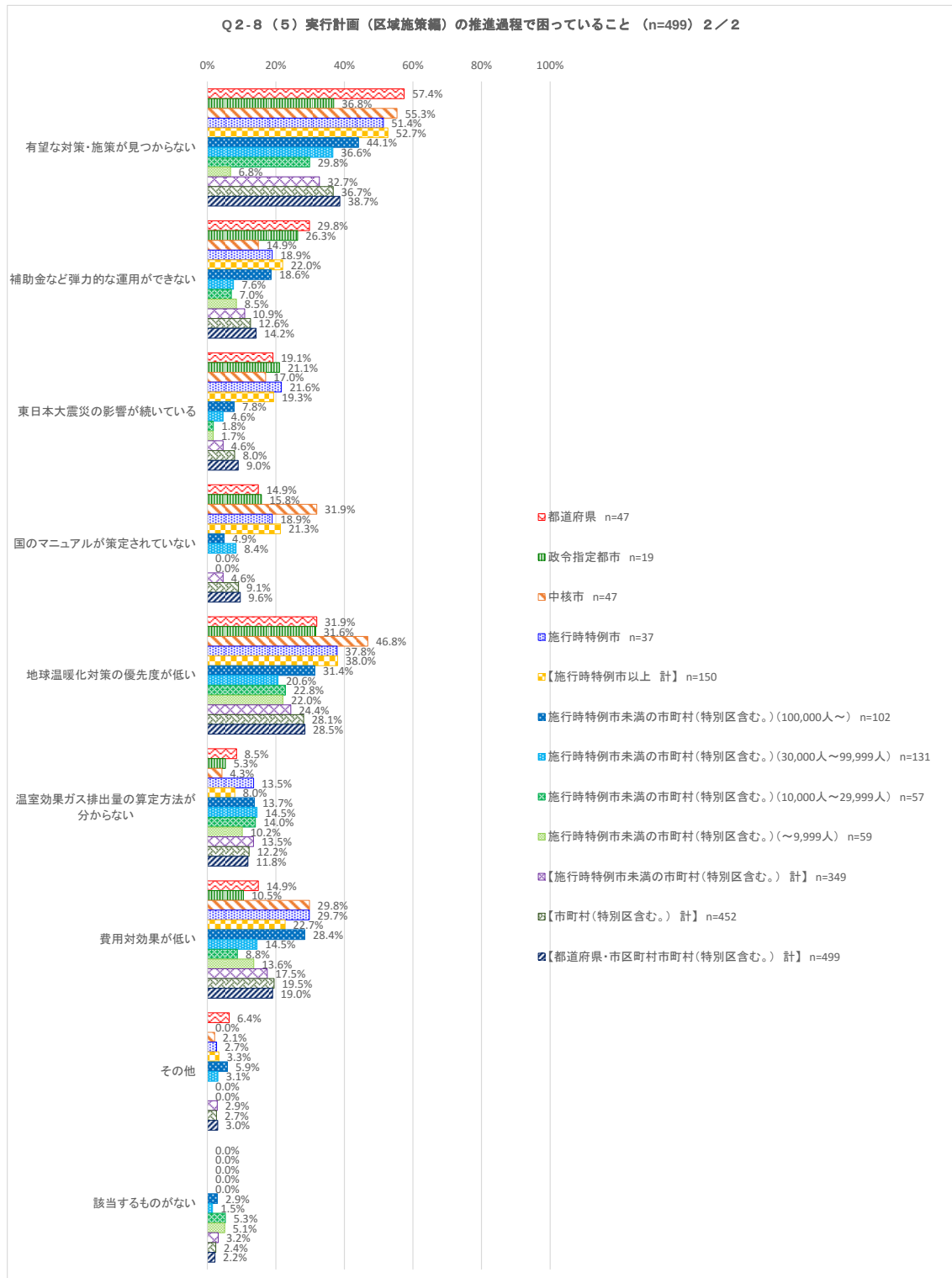


図 200



（９）地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直し

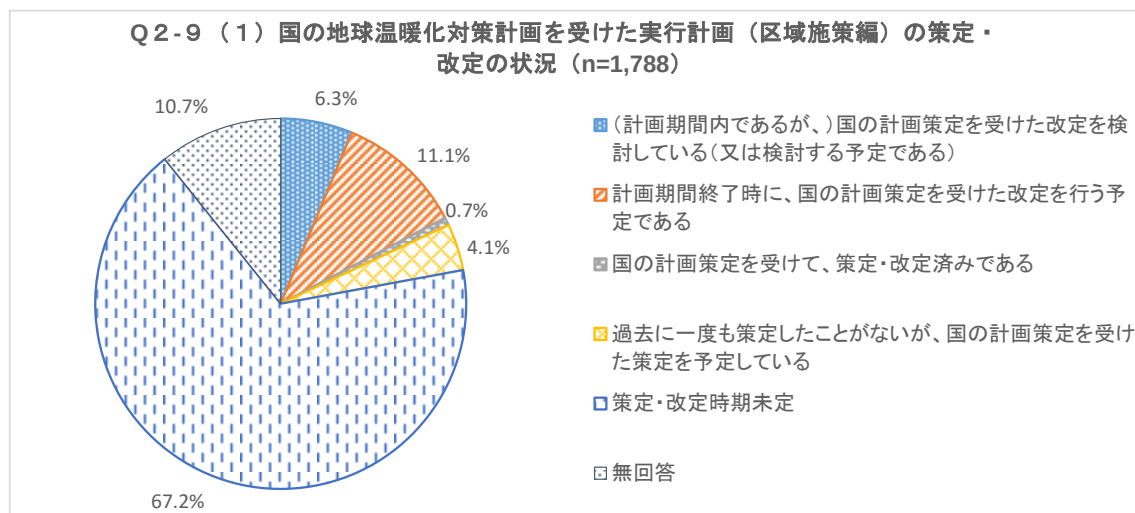
１）国の地球温暖化対策計画を受けた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定の状況

国の地球温暖化対策計画を受けた計画の策定・改定の状況は、「策定（・改定）時期未定」が 1,201 団体（67.2%）と最も多かった。次いで、「計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である」が 198 団体（11.1%）であった。

表 194

策定・改定の状況	団体数	割合
(計画期間内であるが、)国の計画策定を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)	112	6.3%
計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である	198	11.1%
国の計画策定を受けて、策定・改定済みである	12	0.7%
過去に一度も策定したことがないが、国の計画策定を受けた策定を予定している	73	4.1%
策定・改定時期未定	1,201	67.2%
無回答	192	10.7%

図 201 【再掲】

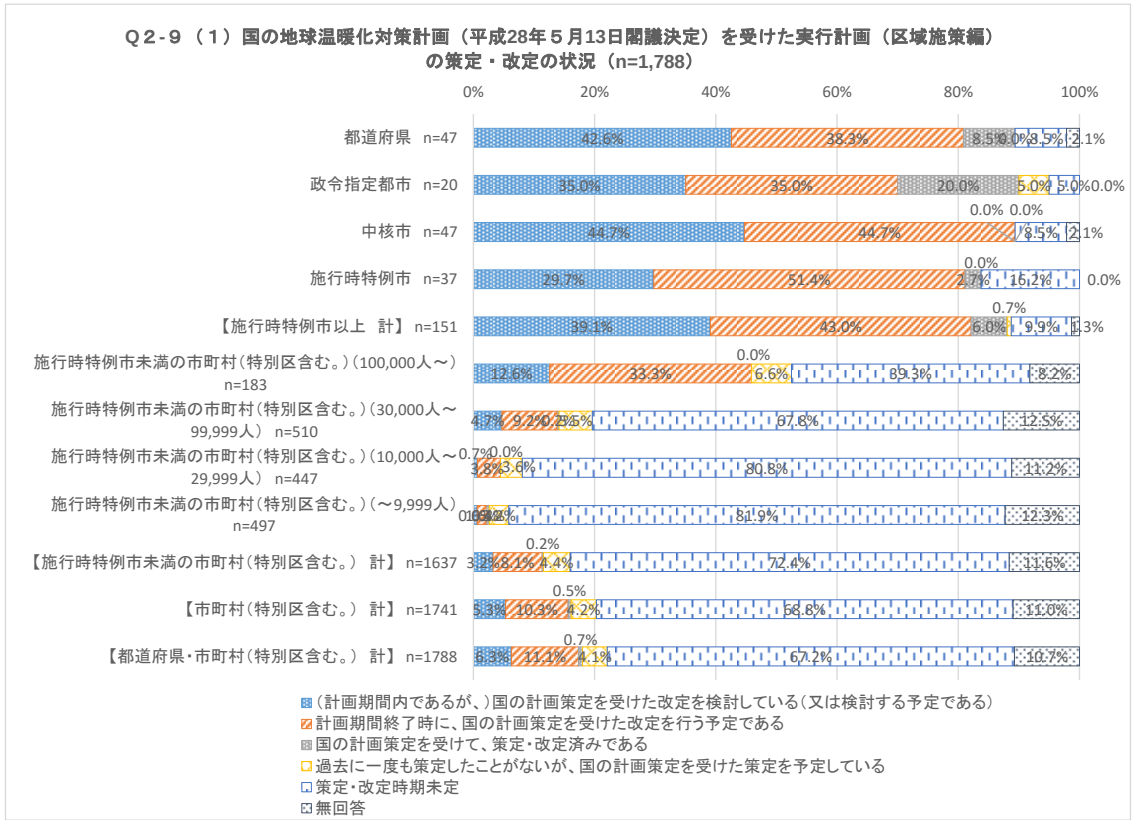


団体区分別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、おおよそ 3 割以上が「(計画期間内であるが、) 国の計画策定を受けた改定を検討している (又は検討する予定である)」との回答であった。

表 195

項目	区分	人口規模	(計画期間内であるが、)国の計画策定を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)	計画期間終了時に、国の計画策定を受けた改定を行う予定である	国の計画策定を受けて、策定・改定済みである	過去に一度も策定したことがないが、国の計画策定を受けた策定を予定している	策定・改定時期未定	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		20	18	4	0	4	1	47
	政令指定都市		7	7	4	1	1	0	20
	中核市		21	21	0	0	4	1	47
	施行時特例市		11	19	1	0	6	0	37
	施行時特例市以上 計		59	65	9	1	15	2	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	23	61	0	12	72	15	183
		30,000人～99,999人	24	47	1	28	346	64	510
		10,000人～29,999人	3	17	0	16	361	50	447
		～9,999人	3	8	2	16	407	61	497
		計	53	133	3	72	1,186	190	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	92	180	8	73	1,197	191	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	112	198	12	73	1,201	192	1,788
割合	都道府県		42.6%	38.3%	8.5%	0.0%	8.5%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		35.0%	35.0%	20.0%	5.0%	5.0%	0.0%	100.0%
	中核市		44.7%	44.7%	0.0%	8.5%	2.1%	100.0%	100.0%
	施行時特例市		29.7%	51.4%	2.7%	0.0%	16.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		39.1%	43.0%	6.0%	0.7%	9.9%	1.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	12.6%	33.3%	0.0%	6.6%	39.3%	8.2%	100.0%
		30,000人～99,999人	4.7%	9.2%	0.2%	5.5%	67.8%	12.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.7%	3.8%	0.0%	3.6%	80.8%	11.2%	100.0%
		～9,999人	0.6%	1.6%	0.4%	3.2%	81.9%	12.3%	100.0%
		計	3.2%	8.1%	0.2%	4.4%	72.4%	11.6%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	5.3%	10.3%	0.5%	4.2%	68.8%	11.0%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	6.3%	11.1%	0.7%	4.1%	67.2%	10.7%	100.0%

図 202

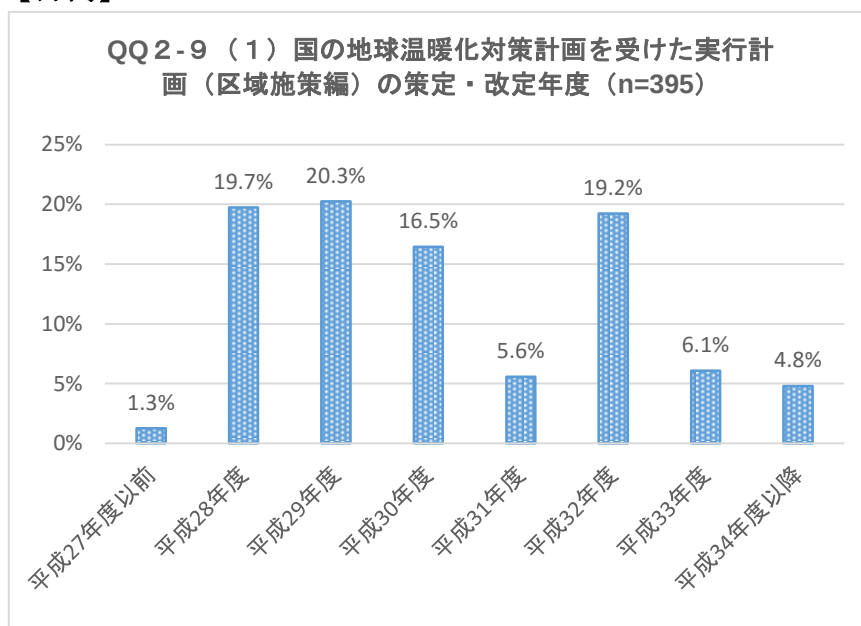


また、国の地球温暖化対策計画を受けた計画の策定・改定年度については、「平成 29 年度」が 80 団体 (20.3%) と最も多かった。次いで、「平成 28 年度」が 78 団体 (19.7%) であった。

表 196

策定・改定年度	団体数	割合
平成27年度以前	5	1.3%
平成28年度	78	19.7%
平成29年度	80	20.3%
平成30年度	65	16.5%
平成31年度	22	5.6%
平成32年度	76	19.2%
平成33年度	24	6.1%
平成34年度以降	19	4.8%

図 203 【再掲】



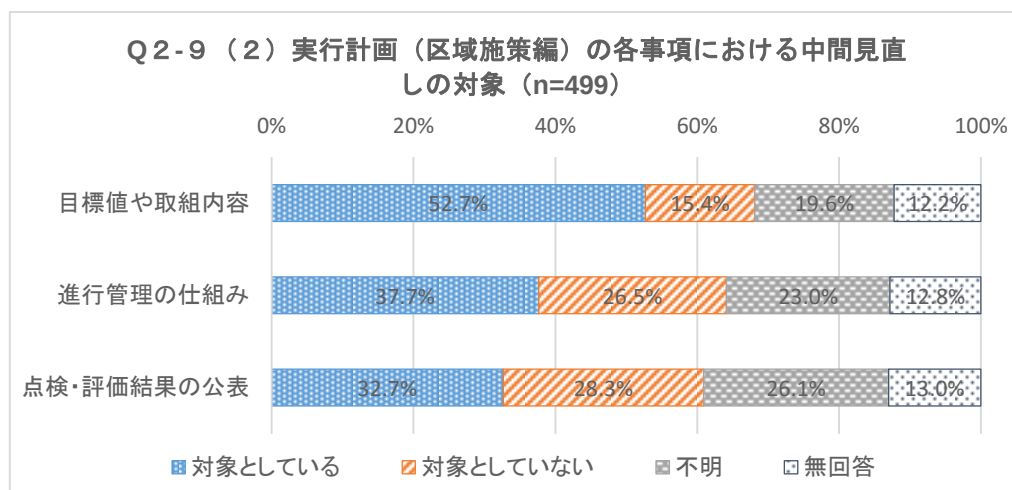
2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の各事項における中間見直しの対象

計画の中間見直しの対象としている項目について、「目標値や取組内容」は 263 団体（52.7%）、「進行管理の仕組み」は 188 団体（37.7%）、「点検・評価結果の公表」は 163 団体（32.7%）であった。

表 197

	団体数			割合		
	目標値や取組内容	進行管理の仕組み	点検・評価結果の公表	目標値や取組内容	進行管理の仕組み	点検・評価結果の公表
対象としている	263	188	163	52.7%	37.7%	32.7%
対象としていない	77	132	141	15.4%	26.5%	28.3%
不明	98	115	130	19.6%	23.0%	26.1%
無回答	61	64	65	12.2%	12.8%	13.0%

図 204 【再掲】



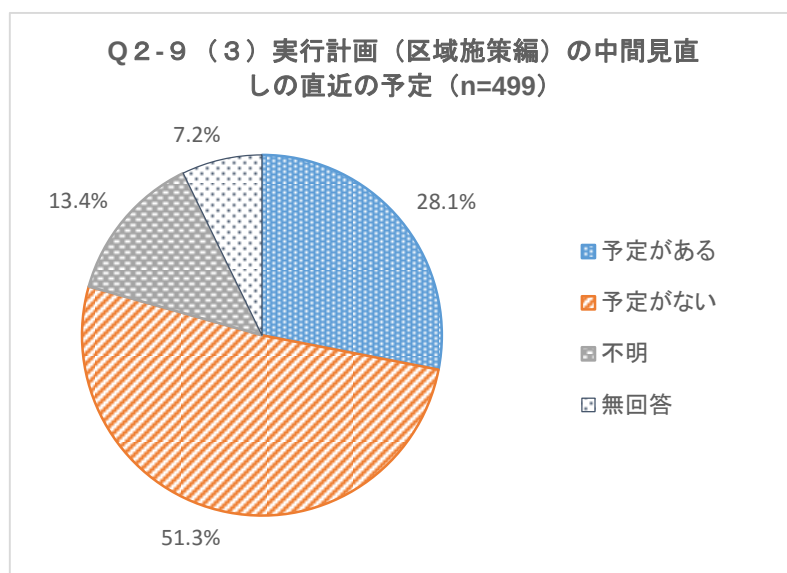
3) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の中間見直しの直近の予定

計画の中間見直しの直近の予定は、「予定がない」が 256 団体（51.3%）で最も多かった。

表 198

中間見直しの予定	団体数	割合
予定がある	140	28.1%
予定がない	256	51.3%
不明	67	13.4%
無回答	36	7.2%

図 205

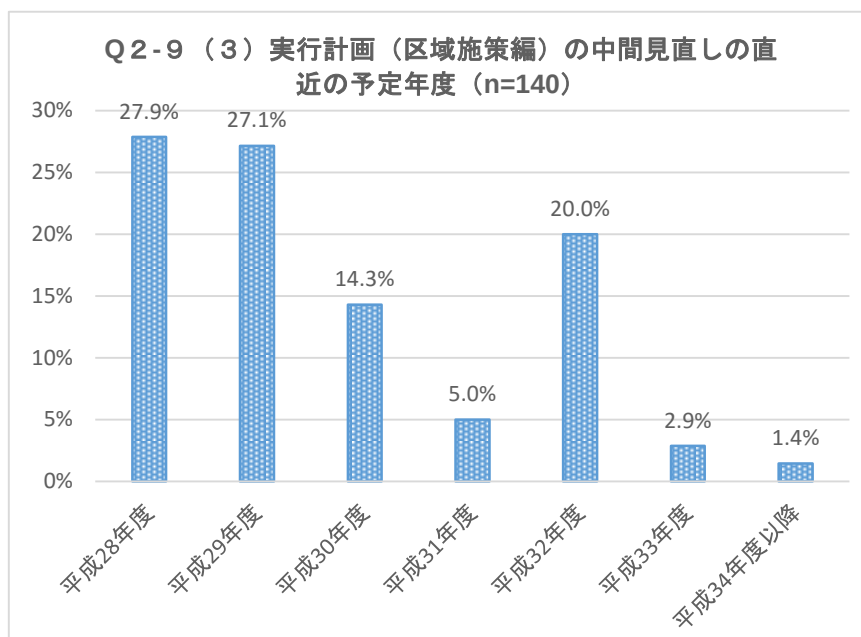


また、中間見直しの直近の予定年度については、「平成 28 年度」が 39 団体（27.9%）と最も多く、次いで「平成 29 年度」が 38 団体（27.1%）であった。

表 199

中間見直し年度	団体数	割合
平成28年度	39	27.9%
平成29年度	38	27.1%
平成30年度	20	14.3%
平成31年度	7	5.0%
平成32年度	28	20.0%
平成33年度	4	2.9%
平成34年度以降	2	1.4%

図 206



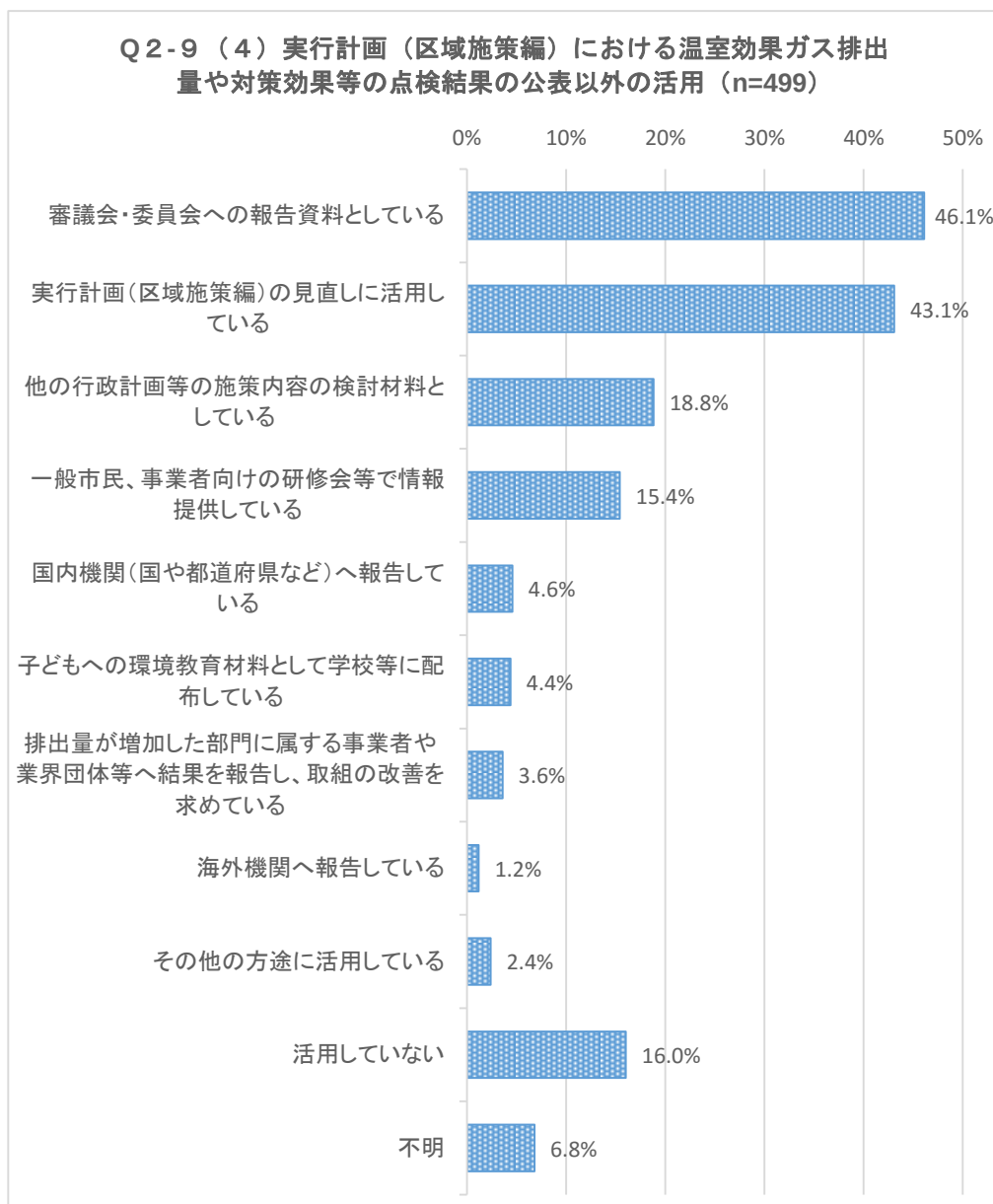
4) 地方公共団体実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果の公表以外の活用

計画における温室効果ガス排出量や対策効果等の点検結果の公表以外の活用方法は、「審議会・委員会への報告資料としている」が 230 団体（46.1％）で最も多かった。次いで、「地方公共団体実行計画（区域施策編）の見直しに活用している」が 215 団体（43.1％）であった。

表 200

点検結果の公表以外の活用	団体数	割合
国内機関(国や都道府県など)へ報告している	23	4.6%
海外機関へ報告している	6	1.2%
実行計画(区域施策編)の見直しに活用している	215	43.1%
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	94	18.8%
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	77	15.4%
子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	22	4.4%
審議会・委員会への報告資料としている	230	46.1%
排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	18	3.6%
その他の方途に活用している	12	2.4%
活用していない	80	16.0%
不明	34	6.8%

図 207 【再掲】



<その他の主な回答>

- ・ 改定時に活用する
- ・ 庁内の環境対策の会議に報告し、情報共有を図っている
- ・ 地域協議会で地球温暖化対策の点検・評価に活用している
- ・ エネルギー対策関連の政策の方向付け、予算措置に活用している
- ・ 排出量の多い部門に属する事業者や業界団体等からなる部会へ結果を報告し、今後の取組み等への協議に活用している

4. その他地球温暖化対策に関する事項

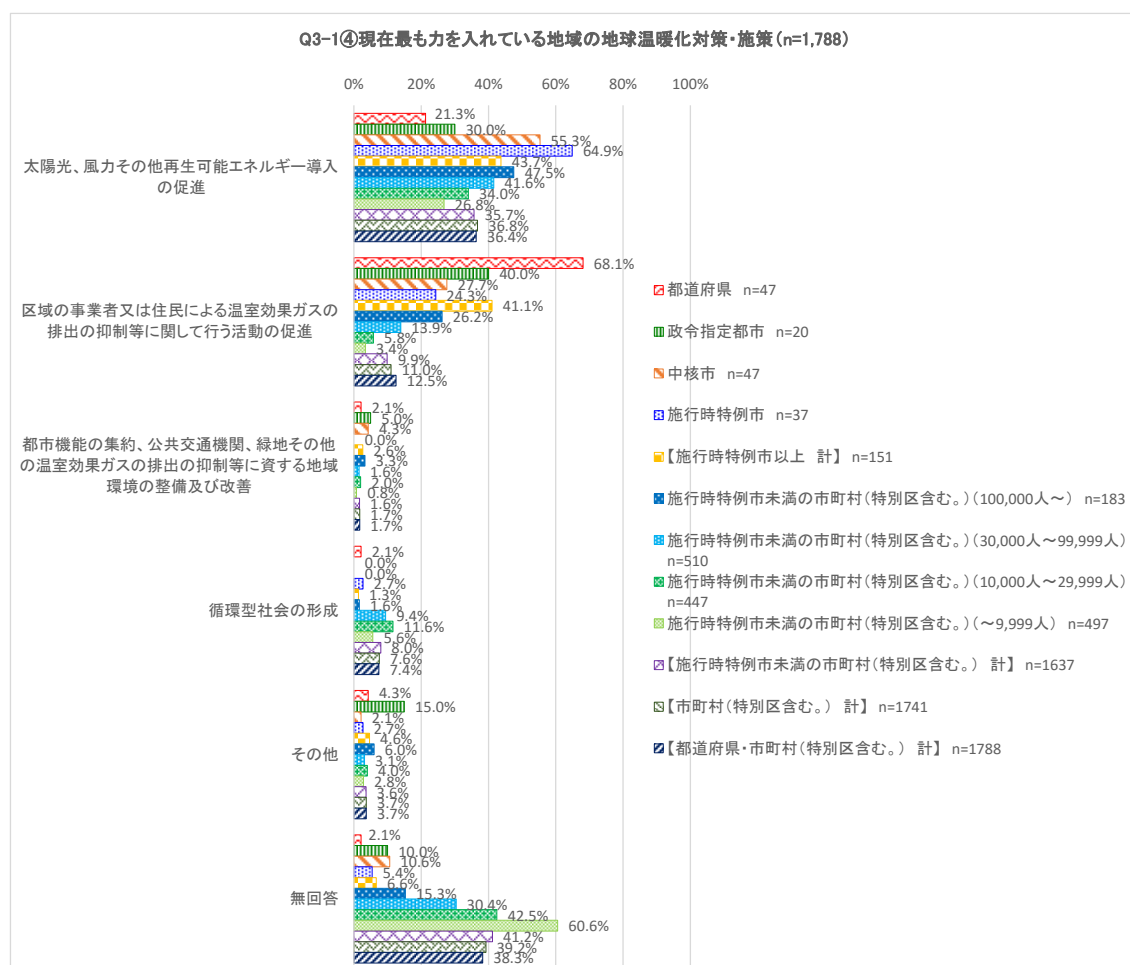
(1) 現在、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

1) 現在、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策がある団体

表 201

項目	区分	人口規模	太陽光、風力その他 再生可能エネル ギー導入の促進	区域の事業者又は 住民による温室効果 ガスの排出の抑制 等に関して行う活動 の促進	都市機能の集約、 公共交通機関、緑 地その他の温室効 果ガスの排出の抑 制等に資する地域 環境の整備及び改 善	循環型社会の形成	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		10	32	1	1	2	1	47
	政令指定都市		6	8	1	0	3	2	20
	中核市		26	13	2	0	1	5	47
	施行時特例市		24	9	0	1	1	2	37
	施行時特例市以上 計		66	62	4	2	7	10	151
	施行時特例市未満	100,000人～	87	48	6	3	11	28	183
	の市町村(特別区含 む。)	30,000人～99,999人	212	71	8	48	16	155	510
		10,000人～29,999人	152	26	9	52	18	190	447
		～9,999人	133	17	4	28	14	301	497
		計	584	162	27	131	59	674	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	640	192	30	132	64	683	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	650	224	31	133	66	684	1,788
割合	都道府県		21.3%	68.1%	2.1%	2.1%	4.3%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		30.0%	40.0%	5.0%	0.0%	15.0%	10.0%	100.0%
	中核市		55.3%	27.7%	4.3%	0.0%	2.1%	10.6%	100.0%
	施行時特例市		64.9%	24.3%	0.0%	2.7%	2.7%	5.4%	100.0%
	施行時特例市以上 計		43.7%	41.1%	2.6%	1.3%	4.6%	6.6%	100.0%
	施行時特例市未満	100,000人～	47.5%	26.2%	3.3%	1.6%	6.0%	15.3%	100.0%
	の市町村(特別区含 む。)	30,000人～99,999人	41.6%	13.9%	1.6%	9.4%	3.1%	30.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	34.0%	5.8%	2.0%	11.6%	4.0%	42.5%	100.0%
		～9,999人	26.8%	3.4%	0.8%	5.6%	2.8%	60.6%	100.0%
		計	35.7%	9.9%	1.6%	8.0%	3.6%	41.2%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	36.8%	11.0%	1.7%	7.6%	3.7%	39.2%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	36.4%	12.5%	1.7%	7.4%	3.7%	38.3%	100.0%

図 208



<その他の主な回答>

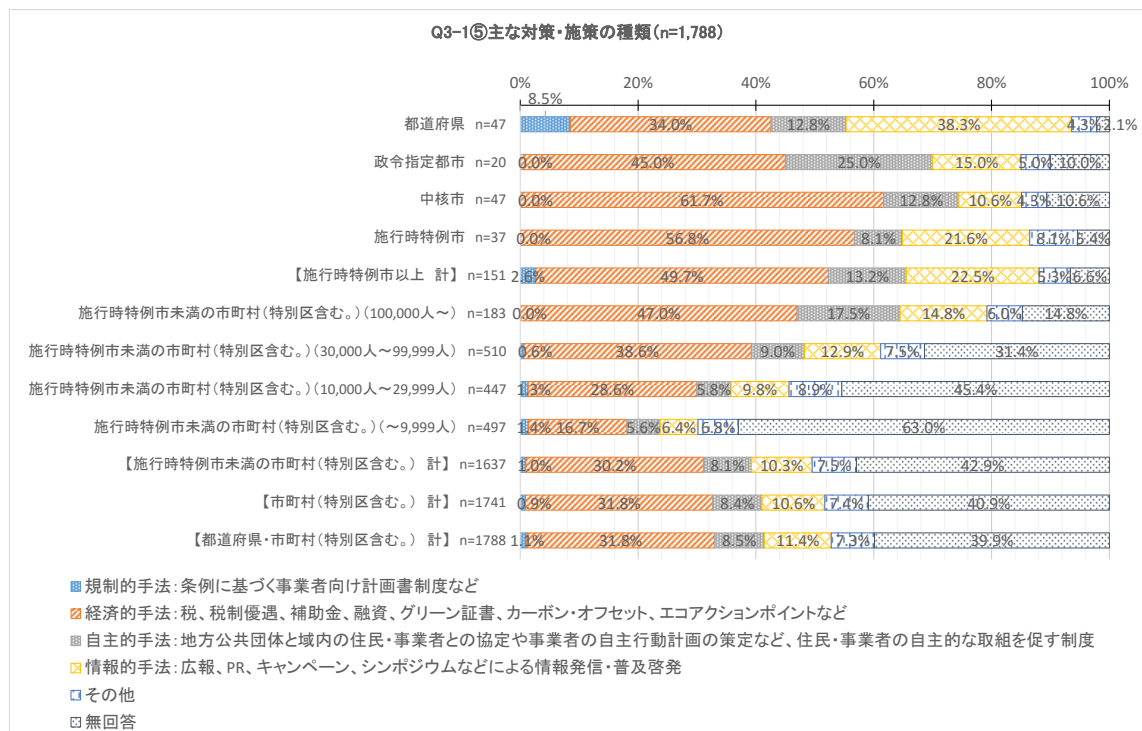
- ・ 公共施設の温室効果ガス総排出量の削減
- ・ 森林の保全による吸収源対策の推進
- ・ 水素エネルギーの普及促進
- ・ 環境教育分野
- ・ 廃棄物の減量化
- ・ 地域の事業所・住民からの温室効果ガス排出量の削減

2) 主な対策・施策の種類

表 202

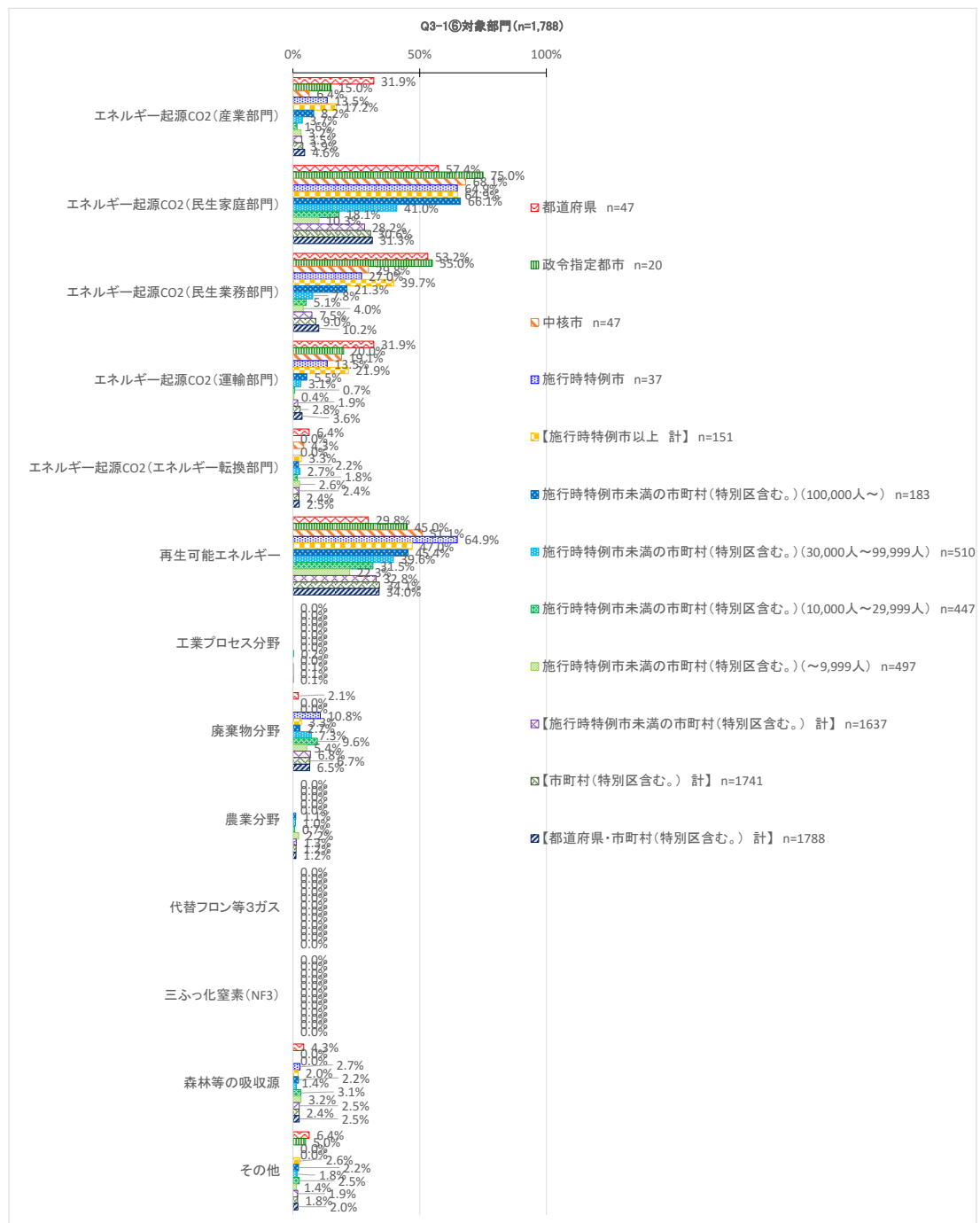
項目	区分	人口規模	規制的手法: 条例に基づく事業者 向け計画書制度など	経済的手法: 税、税制優遇、補助 金、融資、グリーン 証書、カーボン・オフ セット、エコアクション ポイントなど	自主的手法: 地方公共団体と域 内の住民・事業者との 協定や事業者の 自主行動計画の策 定など、住民・事業 者の自主的な取組 を促す制度	情報的手法: 広報、PR、キャン ペーン、シンポジウ ムなどによる情報発 信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		4	16	6	18	2	1	47
	政令指定都市		0	9	5	3	1	2	20
	中核市		0	29	6	5	2	5	47
	施行時特例市		0	21	3	8	3	2	37
	施行時特例市以上 計		4	75	20	34	8	10	151
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	0	86	32	27	11	27	183
		30,000人～99,999人	3	197	46	66	38	160	510
		10,000人～29,999人	6	128	26	44	40	203	447
		～9,999人	7	83	28	32	34	313	497
		計	16	494	132	169	123	703	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	16	553	146	185	129	712	1,741
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	20	569	152	203	131	713	1,788
	都道府県		8.5%	34.0%	12.8%	38.3%	4.3%	2.1%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	45.0%	25.0%	15.0%	5.0%	10.0%	100.0%
	中核市		0.0%	61.7%	12.8%	10.6%	4.3%	10.6%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	56.8%	8.1%	21.6%	8.1%	5.4%	100.0%
	施行時特例市以上 計		2.6%	49.7%	13.2%	22.5%	5.3%	6.6%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	0.0%	47.0%	17.5%	14.8%	6.0%	14.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.6%	38.6%	9.0%	12.9%	7.5%	31.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	1.3%	28.6%	5.8%	9.8%	8.9%	45.4%	100.0%
		～9,999人	1.4%	16.7%	5.6%	6.4%	6.8%	63.0%	100.0%
		計	1.0%	30.2%	8.1%	10.3%	7.5%	42.9%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	0.9%	31.8%	8.4%	10.6%	7.4%	40.9%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1.1%	31.8%	8.5%	11.4%	7.3%	39.9%	100.0%

図 209



3) 対象部門

図 210

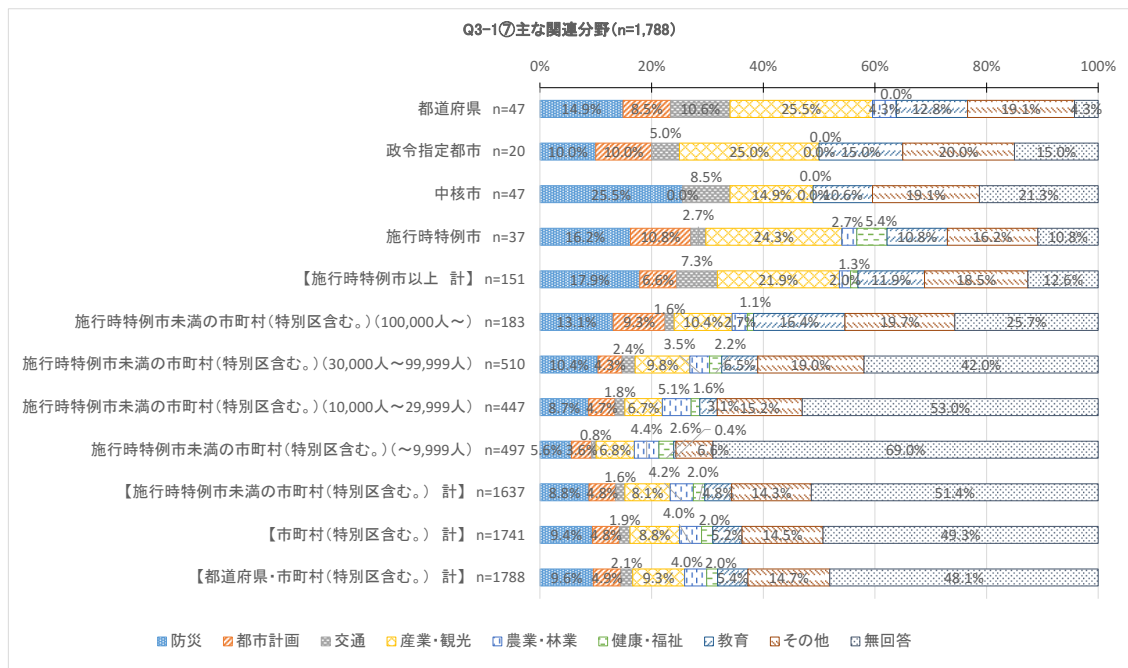


<その他の主な回答>

- ・ 非エネルギー起源 CO₂
- ・ 環境保全
- ・ 環境教育
- ・ 防災

4) 主な関連分野

図 211

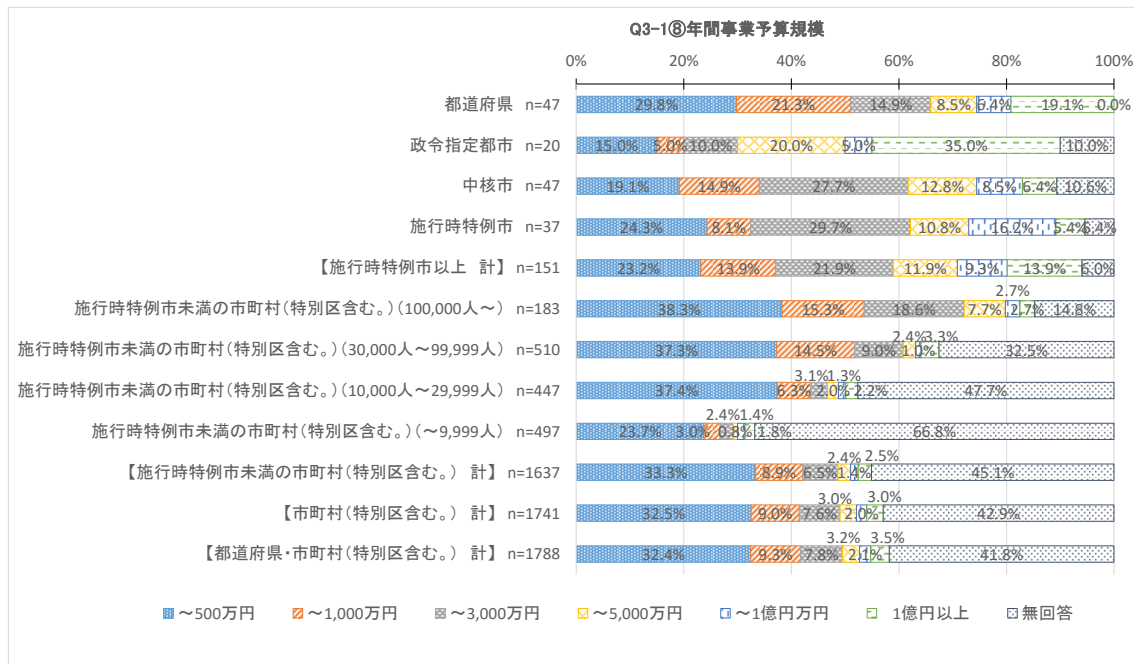


<その他の主な回答>

- ・ 生活
- ・ 自然環境・生活環境
- ・ 廃棄物
- ・ 地域創生
- ・ エネルギー
- ・ 住宅・建築

5) 年間事業予算規模

図 212

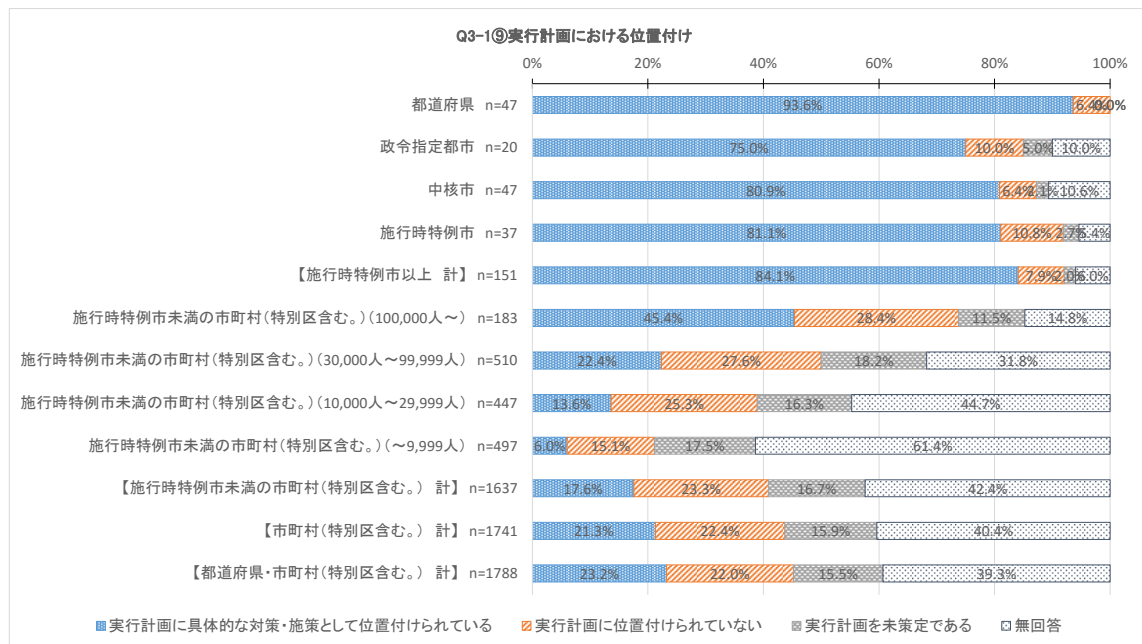


6) 実行計画における位置付け

表 203

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		44	3	0	0	47
	政令指定都市		15	2	1	2	20
	中核市		38	3	1	5	47
	施行時特例市		30	4	1	2	37
	施行時特例市以上 計		127	12	3	9	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	83	52	21	27	183
		30,000人～99,999人	114	141	93	162	510
		10,000人～29,999人	61	113	73	200	447
		～9,999人	30	75	87	305	497
		計	288	381	274	694	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	371	390	277	703	1,741
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	415	393	277	703	1,788
	都道府県		93.6%	6.4%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		75.0%	10.0%	5.0%	10.0%	100.0%
	中核市		80.9%	6.4%	2.1%	10.6%	100.0%
	施行時特例市		81.1%	10.8%	2.7%	5.4%	100.0%
	施行時特例市以上 計		84.1%	7.9%	2.0%	6.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	45.4%	28.4%	11.5%	14.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	22.4%	27.6%	18.2%	31.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	13.6%	25.3%	16.3%	44.7%	100.0%
		～9,999人	6.0%	15.1%	17.5%	61.4%	100.0%
		計	17.6%	23.3%	16.7%	42.4%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	21.3%	22.4%	15.9%	40.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	23.2%	22.0%	15.5%	39.3%	100.0%

図 213



7) 現在、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

表 204 (1/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
北海道	北海道	○					再生可能エネルギー等導入推進事業(グリーンニューディール基金)
北海道	札幌市	○					次世代エネルギーシステム導入補助事業
北海道	函館市					○	函館市地球温暖化対策地域推進協議会活動
北海道	小樽市		○				「環境に優しいエコアクションプログラム」の普及・啓発
北海道	旭川市	○					地域エネルギー設備等導入促進事業
北海道	釧路市		○				釧路市ecoライフ促進支援補助金制度について
北海道	帯広市				○		帯広市環境モデル都市行動計画
北海道	北見市		○				CO ₂ 排出削減促進事業
北海道	岩見沢市	○					太陽光発電システム導入補助金事業
北海道	網走市	○					住宅用太陽光発電普及促進事業
北海道	苫小牧市	○					住宅用新・省エネルギーシステム補助事業
北海道	美唄市				○		循環型社会の形成
北海道	江別市		○				環境教育等推進事業
北海道	千歳市	○					千歳市エコチャレンジ補助制度
北海道	砂川市	○					防犯灯LED化整備事業
北海道	深川市				○		資源循環型社会の形成
北海道	富良野市				○		富良野市RDF利活用推進
北海道	恵庭市		○				省エネルギー行動の実践
北海道	伊達市		○				環境基本計画実践事業
北海道	北広島市	○					北広島市住宅用太陽光発電システム設置事業
北海道	石狩市			○			省エネ・再エネ機器の更新・導入
北海道	松前町					○	松前町エコ推進事業・松前町LED街灯設置補助事業
北海道	知内町	○					低炭素・循環・自然共生地域創生実現プラン
北海道	江差町			○			森林整備
北海道	厚沢部町	○					木質バイオマスエネルギーの活用
北海道	乙部町					○	温暖化対策(事務事業編)改定支援業務
北海道	奥尻町	○					地熱発電事業
北海道	寿都町	○					風力発電事業
北海道	ニセコ町		○				観光分野での省エネ、再エネ
北海道	倶知安町				○		可燃ごみの固形燃料化処理によるCO ₂ 排出抑制
北海道	積丹町		○				第2次積丹町地球温暖化対策実行計画
北海道	栗山町						住宅用太陽光発電システム設置費補助
北海道	月形町				○		ペレットストーブ・燃料購入費補助
北海道	東神楽町					○	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進
北海道	愛別町	○					愛別町住宅太陽光発電システム導入補助事業
北海道	美瑛町	○					住宅太陽光発電システム設置費補助金
北海道	占冠村	○					占冠村木質バイオマス導入促進事業
北海道	下川町	○					低炭素社会推進事業
北海道	美深町	○					美深町地域新エネルギービジョン
北海道	苫前町	○					風力発電施設の導入
北海道	猿払村		○				猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金
北海道	豊富町						豊富町節電取組実行計画
北海道	美幌町			○			美幌町企業の森づくり
北海道	小清水町	○					小清水町地球温暖化対策実行計画
北海道	置戸町	○					置戸町住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
北海道	佐呂間町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助
北海道	遠軽町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
北海道	大空町		○				街路灯LED化事業
北海道	厚真町					○	公共施設LED化事業
北海道	安平町	○					安平町住宅用太陽光発電システム設置事業
北海道	浦河町			○			浦河町街路(防犯)灯LED化事業
北海道	音更町	○					住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助
北海道	士幌町				○		バイオガスプラント事業
北海道	大樹町		○				住宅リフォーム支援事業
北海道	池田町	○					太陽光導入支援補助金
北海道	本別町	○					本別町住宅用太陽光発電システム導入費補助金
北海道	足寄町				○		再生可能エネルギーの導入推進
北海道	陸別町	○					住宅用太陽光発電システム導入補助
北海道	浦幌町	○					太陽光発電システム導入支援事業
北海道	釧路町	○					住宅用太陽光発電システム導入補助

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成 ⑤その他

表 205 (2/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
北海道	厚岸町		○				厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画
北海道	標茶町	○					標茶町えこほーむ報償制度
北海道	弟子屈町					○	弟子屈町カーボン・マネジメント強化事業
北海道	白糠町	○					地球温暖化防止実行計画
北海道	中標津町	○					中標津町住宅用太陽光発電システム設置補助事業
北海道	羅臼町		○				3R運動の推進
青森県	青森県		○				中小事業者省エネ対策アシスト事業
青森県	青森市		○				新・省エネルギー導入推進事業
青森県	弘前市	○					弘前型スマートシティ構想
青森県	八戸市	○					木質ペレット利活用推進事業
青森県	黒石市				○		ごみ減量化事業
青森県	十和田市		○				防犯灯・街路灯の省エネルギー化事業
青森県	蓬田村	○					蓬田中学校
青森県	深浦町					○	温室効果ガス排出量削減PR
青森県	板柳町				○		ごみのリサイクル推進
青森県	野辺地町					○	野辺地町エネルギー・環境教育実践事業
青森県	七戸町	○					道の駅しちのへ
青森県	大間町	○					大間町地球温暖化対策実行計画
青森県	五戸町	○					五戸町住宅用太陽光発電システム設置補助金
青森県	田子町	○					太陽光エネルギー
岩手県	岩手県	○					再生可能エネルギー導入促進
岩手県	盛岡市	○					住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業
岩手県	宮古市	○					住宅用太陽光発電システム導入補助
岩手県	大船渡市	○					大船渡市住宅用太陽光発電システム導入費補助金
岩手県	一関市	○					一関市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金
岩手県	陸前高田市	○					新エネルギー設備導入促進事業
岩手県	釜石市	○					釜石市公共施設再生可能エネルギー等導入事業
岩手県	奥州市					○	奥州市環境基本計画の見直し
岩手県	滝沢市	○					公共施設生成可能エネルギー等導入事業
岩手県	雫石町	○					雫石町クリーンエネルギー導入事業
岩手県	葛巻町	○					新エネルギー・省エネルギー推進
岩手県	岩手町			○			電気自動車普及促進事業費補助金
岩手県	矢巾町	○					新エネルギー導入事業費補助
岩手県	金ケ崎町		○				リサイクル率の向上
岩手県	住田町	○					新エネルギー導入促進事業
岩手県	野田村	○					住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業
岩手県	洋野町	○					再生可能エネルギー活用設備設置奨励事業
岩手県	一戸町				○		生ごみ発酵分解処理事業
宮城県	宮城県	○					スマートエネルギー住宅普及促進事業
宮城県	仙台市		○				仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金
宮城県	石巻市	○					石巻市太陽光発電等普及促進事業
宮城県	塩竈市				○		地域新エネルギービジョン
宮城県	気仙沼市	○					太陽光発電設備設置補助金
宮城県	白石市	○					白石市住宅用太陽光発電設備設置補助金
宮城県	角田市				○		環境教育・環境学習の推進
宮城県	岩沼市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
宮城県	登米市	○					登米市住宅用新・省エネルギー設備導入支援事業補助金
宮城県	栗原市	○					栗原市住宅用太陽光発電設備設置事業補助金
宮城県	東松島市				○		環境未来都市構想
宮城県	蔵王町		○				第1次蔵王町地球温暖化対策実行計画
宮城県	七ヶ宿町	○					街なみ景観整備事業補助金
宮城県	大河原町	○					住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入補助制度
宮城県	村田町	○					村田町住宅用太陽光発電システム設置補助事業
宮城県	柴田町				○		ごみ分別による一般廃棄物の排出削減
宮城県	丸森町	○					太陽光発電システム導入事業
宮城県	亘理町				○		ごみにしないで循環型社会
宮城県	七ヶ浜町						住宅用太陽光システム設置補助
宮城県	富谷町				○		集団資源回収奨励交付事業
宮城県	大衡村	○					万葉サンサンエネルギー発電等普及促進事業
宮城県	加美町	○					住宅用太陽光発電導入補助事業

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 206 (3/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
宮城県	女川町	○					太陽光発電システム設置補助事業
宮城県	南三陸町	○					住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金
秋田県	秋田県		○				地球温暖化対策の推進(地球温暖化総合対策事業)
秋田県	能代市	○					能代市庁舎整備事業(地中熱利用設備整備事業)
秋田県	横手市	○					地球温暖化防止対策事業
秋田県	大館市				○		バイオマスタウン構想
秋田県	鹿角市	○					鹿角市新エネルギービジョン
秋田県	大仙市	○					大仙市太陽光発電事業
秋田県	にかほ市	○					にかほ市住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金交付要綱
秋田県	八峰町	○					再生可能等エネルギー導入事業
秋田県	大湯村	○					もみ殻バイオマス熱供給事業
秋田県	羽後町	○					羽後町ベレトストープ導入促進補助事業
秋田県	東成瀬村			○			街灯LED化事業
山形県	山形県	○					山形県民CO2削減価値創出事業
山形県	山形市	○					太陽光発電装置設置事業費補助
山形県	米沢市		○				地球温暖化防止講演会
山形県	酒田市		○				酒田市COOL CHOICE宣言事業
山形県	新庄市		○				新庄市地球温暖化対策協議会
山形県	村山市	○					太陽光発電システム設置事業費補助金
山形県	天童市	○					ベレトストープ等設置支援事業
山形県	東根市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金
山形県	南陽市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付
山形県	中山町	○					中山町住宅用太陽光発電システム補助金交付事業
山形県	河北町	○					河北町太陽光発電システム設置事業費補助金
山形県	西川町	○					西川町地域新エネルギービジョン
山形県	朝日町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助事業費補助金
山形県	大江町	○					再生可能エネルギー導入促進事業
山形県	金山町	○					代替エネルギーの利用促進
山形県	最上町	○					最上町スマートコミュニティ構想
山形県	舟形町	○					再生可能エネルギー設備の導入
山形県	鮭川村	○					鮭川村再生可能エネルギー設備導入事業
山形県	高島町		○				高島町エコドライブ推進キャンペーン事業
山形県	白鷹町		○				エコドライブ講習会
山形県	三川町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助事業
山形県	庄内町	○					庄内町町民節電所
福島県	福島県		○				福島議定書事業
福島県	福島市		○				クールチョイス普及啓発事業
福島県	会津若松市		○				地域版環境マネジメントシステム事業
福島県	いわき市	○					環境負荷軽減機器導入促進補助事業
福島県	白河市		○				市民一体となつての省エネの推進
福島県	二本松市	○					再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入促進
福島県	田村市	○					田村市新エネルギー設備等設置費補助(太陽光発電等)
福島県	伊達市	○					住宅用太陽光発電設備設置補助金交付事業
福島県	本宮市	○					太陽光発電システム設置支援事業
福島県	桑折町	○					再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助事業
福島県	川俣町	○					太陽光発電システム設置費補助事業
福島県	大玉村	○					再生可能エネルギー導入支援
福島県	鏡石町	○					住宅用太陽光発電システム導入促進事業
福島県	南会津町	○					地域新エネルギー導入事業
福島県	猪苗代町	○					猪苗代町住宅用太陽光システム設置事業費補助
福島県	柳津町	○					豊かな自然と共生する美しい街づくり
福島県	会津美里町	○					会津美里町住宅用新エネルギーシステム設置費補助事業
福島県	西郷村	○					西郷村住宅用太陽光発電システム設置補助金
福島県	泉崎村	○					住宅用太陽光発電システム設置事業補助
福島県	矢祭町	○					矢祭町住宅用太陽光発電システム設置費補助
福島県	石川町	○					未来へつなぐ省エネ住宅補助金
福島県	古殿町				○		古殿町地球温暖化防止実行計画
福島県	三春町	○					三春町住宅用新エネルギー設備等設置費補助事業
福島県	檜葉町	○					檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金
福島県	新地町	○					住宅太陽光発電システム設置費補助金

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 207 (4/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
福島県	飯舘村	○					太陽光発電の設置
茨城県	茨城県		○				県民運動「いばらきエコスタイル」の推進
茨城県	日立市	○					新エネルギー普及促進事業
茨城県	土浦市		○				第三期土浦市役所環境保全率先実行計画
茨城県	古河市					○	みどりのカーテン事業
茨城県	石岡市					○	温室効果ガス排出削減
茨城県	結城市	○					環境講座
茨城県	龍ヶ崎市	○					龍ヶ崎市太陽光発電システム等普及促進補助
茨城県	下妻市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業補助金
茨城県	常総市		○				常総市環境基本計画の策定
茨城県	常陸太田市	○					常陸太田市住宅用太陽光発電等設置事業補助金
茨城県	北茨城市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
茨城県	笠間市		○				温室効果ガス排出削減
茨城県	牛久市				○		BDF製造事業 木質ペレット製造事業
茨城県	つくば市	○					クリーンエネルギー機器等購入補助制度
茨城県	ひたちなか市		○				温室効果ガス削減
茨城県	鹿嶋市		○				防犯灯のLED化事業
茨城県	潮来市	○					太陽光、風力その他の自然エネルギー導入促進
茨城県	守谷市		○				市内一斉ノーマイカーウィーク
茨城県	常陸大宮市	○					住宅用太陽光発電システム設置整備事業
茨城県	那珂市			○			那珂市ノーマイカーデー
茨城県	筑西市		○				県内一斉省エネ街頭キャンペーン
茨城県	坂東市						省エネ型防犯灯設置工事
茨城県	かすみがうら市		○				温室効果ガス排出制御実行計画
茨城県	神栖市	○					住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金
茨城県	茨城町		○				地球温暖化防止キャンペーン
茨城県	大洗町	○					大洗町住宅用太陽光発電システム設置補助金
茨城県	東海村	○					第3次とうかいエコオフィスプラン 東海村地球温暖化対策実行計画
茨城県	美浦村	○					美浦村メガソーラー事業
栃木県	栃木県		○				低炭素社会づくり促進事業費補助金
栃木県	宇都宮市	○					家庭向け低炭素化普及促進事業
栃木県	足利市		○				エコ・アクションポイント事業
栃木県	栃木市			○			市有施設省エネルギー設備導入事業
栃木県	佐野市			○			地球温暖化対策事業(COOL CHOICE SANO30)
栃木県	鹿沼市	○					鹿沼市再生可能エネルギー設備導入報奨金
栃木県	日光市	○					再生可能エネルギー利活用の推進
栃木県	小山市					○	エコファミリー認定事業
栃木県	真岡市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
栃木県	大田原市	○					大田原市住宅用太陽光発電システム設置費補助金
栃木県	矢板市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
栃木県	さくら市	○					再生可能エネルギー利用機器設置費補助
栃木県	那須烏山市	○					再生可能エネルギーの導入
栃木県	下野市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
栃木県	上三川町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
栃木県	益子町	○					再生可能エネルギーの導入促進
栃木県	茂木町	○					市町村防災拠点再生可能エネルギー導入支援事業
栃木県	市貝町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
栃木県	芳賀町				○		芳賀町太陽光発電システム設置費補助金
栃木県	壬生町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
栃木県	野木町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業
栃木県	塩谷町				○		住宅用太陽光発電システム設置費補助金
栃木県	高根沢町			○			デマンド交通
栃木県	那須町				○		一般廃棄物の排出抑制
栃木県	那珂川町				○		生ごみ堆肥化モデル事業
群馬県	群馬県		○				環境GS等事業者対策推進
群馬県	高崎市	○					住宅用太陽光発電システム導入補助制度
群馬県	桐生市				○		ごみ減量・再生資源化事業
群馬県	伊勢崎市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業
群馬県	太田市	○					メガソーラー事業
群馬県	館林市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助制度

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成 ⑤その他

表 208 (5/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
群馬県	渋川市	○					住宅用太陽光発電システム設置助成事業
群馬県	藤岡市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助事業
群馬県	安中市	○					安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金
群馬県	榛東村	○					榛東村住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金
群馬県	上野村					○	ゴミの減量化
群馬県	中之条町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
群馬県	高山村				○		高山村環境inもったいない推進委員会
群馬県	川場村	○					木質バイオマス発電
群馬県	みなかみ町				○		生ゴミ分別収集
群馬県	玉村町	○					住宅用太陽光発電システム補助
群馬県	明和町	○					明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金
群馬県	千代田町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
群馬県	大泉町	○					住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金
群馬県	邑楽町	○					邑楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
埼玉県	埼玉県		○				目標設定型排出量取引制度
埼玉県	さいたま市		○				さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金
埼玉県	川越市		○				急速充電器の設置
埼玉県	熊谷市	○					「あっぱれ熊谷流」プロジェクト
埼玉県	川口市	○					川口市地球温暖化対策活動支援金
埼玉県	行田市	○					行田エコタウンの創出
埼玉県	秩父市				○		廃食油再生事業
埼玉県	所沢市	○					マチごとエコタウン所沢構想推進事業
埼玉県	飯能市	○					住宅用太陽光発電システム等設置補助金
埼玉県	加須市	○					再生可能エネルギー利用促進事業
埼玉県	本庄市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
埼玉県	東松山市	○					東松山市エコタウン住宅モデル化補助金
埼玉県	春日部市	○					住宅用太陽光発電設備設置補助金制度
埼玉県	羽生市	○					羽生市住宅用太陽光発電装置設置補助金
埼玉県	鴻巣市	○					住宅用新・省エネルギー機器設置費補助事業
埼玉県	深谷市	○					深谷市住宅用省エネ設備設置費補助事業
埼玉県	上尾市	○					省エネ対策推進奨励金
埼玉県	草加市	○					草加市地球温暖化防止活動補助金
埼玉県	越谷市	○					越谷市住宅用太陽光発電設備設置費補助金
埼玉県	蕨市	○					地球温暖化対策設備等設置費補助制度
埼玉県	戸田市		○				地球温暖化対策地域協議会による環境サポーター養成講座
埼玉県	入間市	○					住宅用省エネルギー設備設置費補助制度
埼玉県	朝霞市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助制度
埼玉県	志木市	○					志木市住宅用省エネルギー機器設置費補助金
埼玉県	和光市		○				環境学習・情報提供の充実
埼玉県	新座市			○			ESCO事業を活用した公共施設照明のLED化
埼玉県	桶川市	○					住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金
埼玉県	久喜市	○					新エネルギー導入事業
埼玉県	八潮市	○					八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金
埼玉県	富士見市	○					富士見市住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付事業
埼玉県	三郷市	○					太陽光等補助金
埼玉県	坂戸市	○					坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
埼玉県	幸手市	○					地球温暖化対策事業
埼玉県	日高市	○					地球温暖化対策推進事業
埼玉県	吉川市	○					住宅用太陽光発電設備促進事業
埼玉県	ふじみ野市		○				環境センターを活用した環境学習の促進
埼玉県	白岡市	○					住宅用創エネ・省エネ促進事業
埼玉県	三芳町	○					再生可能エネルギー推進事業
埼玉県	越生町	○					太陽光発電システム設置補助事業
埼玉県	滑川町	○					再生可能エネルギー利用の促進
埼玉県	嵐山町	○					嵐山町地球温暖化防止設備設置補助金
埼玉県	小川町						冷暖房機器の高効率化
埼玉県	吉見町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
埼玉県	ときがわ町	○					ときがわ町住宅用太陽光発電システム設備費補助金交付要綱
埼玉県	横瀬町		○				二酸化炭素排出抑制対策事業
埼玉県	皆野町	○					皆野町住宅用太陽光発電設備設置費補助金

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 209 (6/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
埼玉県	長瀬町	○					太陽光発電設置補助金
埼玉県	小鹿野町			○			防犯灯LED化事業
埼玉県	上里町	○					住宅用新・省エネルギー機器設置費補助事業
埼玉県	寄居町	○					エコハウス推進事業
埼玉県	杉戸町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助事業
埼玉県	松伏町	○					松伏町第5次総合振興計画
千葉県	千葉県		○				千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業
千葉県	千葉市		○				地球温暖化対策への連携体制の整備・強化
千葉県	銚子市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
千葉県	市川市		○				再生可能エネルギー・省エネルギー対策の推進
千葉県	船橋市	○					太陽光発電システム・省エネルギー設備等設置費補助金
千葉県	館山市	○					住宅用省エネルギー設備設置費補助事業
千葉県	木更津市	○					住宅用省エネルギー設備導入促進事業費
千葉県	松戸市	○					松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金
千葉県	野田市	○					住宅用省エネルギー設備設置補助金
千葉県	茂原市	○					茂原市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金
千葉県	成田市					○	成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金
千葉県	佐倉市	○					住宅用省エネルギー設備等設置促進事業
千葉県	旭市	○					住宅用太陽光発電システム設備設置補助金
千葉県	習志野市	○					住宅用省エネルギー設備の普及
千葉県	柏市	○					柏市エコハウス促進総合補助金
千葉県	勝浦市	○					住宅用省エネルギー設備等設置補助事業
千葉県	市原市	○					住宅用省エネルギー設備等設置補助事業
千葉県	流山市	○					地球温暖化対策奨励金
千葉県	八千代市		○				エコアクション21の推進
千葉県	鎌ケ谷市	○					鎌ケ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業
千葉県	君津市	○					住宅用省エネルギー設備等導入補助事業
千葉県	富津市	○					富津市住宅用太陽光発電システム設置補助金
千葉県	浦安市		○				地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定
千葉県	四街道市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業
千葉県	袖ヶ浦市	○					袖ヶ浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助事業
千葉県	印西市	○					住宅用省エネルギー設備設置費補助事業
千葉県	白井市	○					白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金
千葉県	富里市	○					富里市住宅用省エネルギー設備設置費補助金
千葉県	南房総市				○		バイオディーゼル燃料製造事業
千葉県	匝瑳市	○					住宅用太陽光発電システム設置助成事業
千葉県	香取市		○				住宅用省エネルギー設備設置補助金
千葉県	山武市	○					山武市住宅用太陽光発電システム設置補助金
千葉県	いすみ市	○					再生可能エネルギー促進事業
千葉県	大網白里市				○		リサイクル回収倉庫の設置、家庭用生ごみ処理機への補助制度、資源ごみ集団回収への奨励金制度、廃食用油の回収等
千葉県	酒々井町	○					酒々井町住宅用太陽光発電システム設置補助金 酒々井町住宅用省エネルギー設備設置補助金
千葉県	栄町	○					住宅用省エネルギー設備等の導入促進
千葉県	神崎町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助
千葉県	芝山町	○					住宅用太陽光補助金制度
千葉県	一宮町	○					一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助事業 一宮町住宅用省エネルギー設備設置補助事業
千葉県	睦沢町	○					地球温暖化防止対策事業
千葉県	長生村	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業
千葉県	長柄町	○					長柄町太陽光発電システム設置補助金
千葉県	長南町	○					長南町住宅用太陽光発電設備設置費補助金
千葉県	大多喜町	○					大多喜町面白峡発電所
東京都	東京都		○				大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度
東京都	千代田区		○				グリーンストック作戦
東京都	中央区		○				中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及
東京都	港区					○	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度
東京都	文京区	○					新エネルギー・省エネルギー機器に関する助成事業
東京都	台東区		○				集合住宅やテナントビルにおける省エネ対策の推進
東京都	墨田区	○					地球温暖化防止設備導入助成制度
東京都	江東区	○					地球温暖化防止設備導入助成事業
東京都	品川区	○					品川区太陽光発電システム設置助成事業(家庭用・業務用)
東京都	目黒区	○					目黒区住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善 ④循環型社会の形成 ⑤その他

表 210 (7/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
東京都	大田区		○				省エネルギー型の行動様式への転換
東京都	世田谷区		○				省エネポイントアクション
東京都	中野区		○				なかのエコポイント
東京都	杉並区						クリーンエネルギーの利用推進
東京都	豊島区			○			都市緑化の推進(「グリーンとしま」再生プロジェクト等)
東京都	北区	○					東京都北区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業
東京都	板橋区	○					板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金
東京都	練馬区		○				エコライフチェック事業『ストップ! 地球温暖化 ねりま大作戦』
東京都	足立区		○				省エネ家電購入費補助
東京都	葛飾区	○					かつしかエコ助成金
東京都	江戸川区		○				もったいない運動えどがわ
東京都	八王子市		○				地域地球温暖化防止活動推進センター事業
東京都	立川市		○				中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金
東京都	武蔵野市	○					住宅用のエネルギー・マネジメント・省エネ・創エネ機器の設置費用の一部を助成する
東京都	三鷹市	○					新エコタウン開発奨励制度
東京都	青梅市	○					青梅市太陽光発電設備の設置にかかる行政財産の屋根貸し事業
東京都	府中市	○					エコハウス設備設置補助金
東京都	昭島市	○					昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金
東京都	町田市	○					町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助事業
東京都	小金井市	○					小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金(太陽光発電設備、太陽熱利用システム)
東京都	小平市		○				小平市環境家計簿「楽しく省エネECO(エコ)ダイラーくらし宣言」
東京都	日野市	○					小水力発電を考える会
東京都	東村山市	○					東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金
東京都	国立市	○					国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交
東京都	福生市			○			サイクルシェアリング事業
東京都	狛江市	○					住宅用太陽エネルギー利用機器設置助成制度および家庭用燃料電池設置助成制度
東京都	東大和市		○				環境月間事業
東京都	清瀬市	○					清瀬市太陽光発電システム等設置補助金事業
東京都	武蔵村山市		○				みどり東京・温暖化防止プロジェクト
東京都	稲城市	○					稲城市住宅用創エネルギー機器等導入促進事業
東京都	羽村市			○			AZEMSプロジェクト
東京都	あきる野市	○					あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金交付事業
東京都	西東京市		○				省エネルギー設備等設置助成金
東京都	瑞穂町		○				住宅用創エネ設備・省エネ機器購入費助成金制度
東京都	日の出町	○					住宅用太陽エネルギー利用機器設置費補助金
東京都	檜原村	○					木質バイオマス事業
東京都	太島町	○					太陽光発電設備等導入事業
東京都	八丈町				○		島内に花を植える
神奈川県	神奈川県		○				事業活動温暖化対策計画書制度
神奈川県	横浜				○		横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)
神奈川県	川崎市				○		「創エネ・省エネ・蓄エネ」の推進
神奈川県	相模原市	○					再生可能エネルギー(太陽エネルギー)の導入の促進
神奈川県	横須賀市	○					よこすかエコポイント
神奈川県	鎌倉市	○					鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助事業
神奈川県	藤沢市	○					太陽光発電システム設置費補助金
神奈川県	小田原市	○					再生可能エネルギーの導入
神奈川県	茅ヶ崎市		○				ちがさきエコネット事業
神奈川県	逗子市		○				逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金
神奈川県	秦野市	○					住宅用木質バイオマスストーブ設置の推進
神奈川県	厚木市		○				スマートハウス、ゼロエネルギーハウス(ZEH)の普及促進
神奈川県	大和市	○					再生可能エネルギーの有効活用
神奈川県	海老名市	○					海老名市環境保全対策支援事業
神奈川県	座間市	○					スマートハウス関連設備設置助成事業
神奈川県	綾瀬市	○					綾瀬市地球温暖化対策推進基本計画
神奈川県	寒川町	○					寒川町住宅用太陽光発電システム設置補助金
神奈川県	大磯町	○					大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例
神奈川県	二宮町				○		ごみ減量化・再利用事業(3R・3S推進運動)
神奈川県	大井町	○					地球温暖化対策の推進
神奈川県	開成町		○				新庁舎建設
神奈川県	湯河原町	○					湯河原町住宅用太陽光発電設備設置費補助金

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 211 (8/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
神奈川県	清川村	○					地球温暖化対策事業
新潟県	新潟県			○			新潟県カーボン・オフセット制度の普及
新潟県	新潟市		○				エコモビリティライフ推進事業
新潟県	長岡市		○				省エネルギー・新エネルギー設備等導入事業補助金
新潟県	三条市	○					資源の循環とエネルギーの活用
新潟県	柏崎市		○				柏崎市ECO2プロジェクト
新潟県	新発田市		○				グリーンカーテンプロジェクト
新潟県	十日町市	○					十日町市バイオマス産業都市構想の実現化
新潟県	見附市	○					新エネルギー導入促進事業
新潟県	村上市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金および木質バイオマスストーブ設置費補助金
新潟県	燕市	○					燕子ども応援おひさまプロジェクト
新潟県	糸魚川市	○					糸魚川市新エネルギーシステム設置事業補助金
新潟県	妙高市		○				健康妙高エコマイレージ
新潟県	五泉市	○					住宅用省エネ設備等設置事業費補助制度
新潟県	上越市	○					雪冷熱エネルギー活用事業
新潟県	阿賀野市				○		地球温暖化対策
新潟県	魚沼市		○				自治会説明会
新潟県	南魚沼市	○					再生可能エネルギーの利用促進
新潟県	胎内市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
新潟県	聖籠町	○					聖籠町住宅用太陽光発電システム設置事業
新潟県	阿賀町				○		バイオマスタウン構想
新潟県	出雲崎町						ごみの分別収集
新潟県	湯沢町	○					ベレットストーブ購入費補助
新潟県	刈羽村		○				クリーンエネルギー自動車導入補助事業
富山県	富山県				○		とやまエコ・ストア制度
富山県	富山市	○					住宅用太陽光発電への補助事業
富山県	高岡市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助事業
富山県	魚津市		○				環境フェスティバルの開催
富山県	氷見市						ライトダウンキャンペーンの取組みに参加
富山県	滑川市	○					太陽光発電システム設置費補助事業
富山県	黒部市				○		廃棄物減量化、資源化の推進
富山県	砺波市					○	環境にやさしいLED防犯灯LED化推進事業
富山県	射水市				○		資源再利用対策
富山県	入善町		○				入善町地球温暖化地域推進計画
富山県	朝日町	○					新エネ・省エネ推進事業補助金
石川県	石川県		○				いしかわ環境ISOの普及促進事業
石川県	小松市		○				住民への周知
石川県	珠洲市	○					珠洲市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業
石川県	加賀市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業
石川県	羽咋市	○					羽咋市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助制度
石川県	かほく市	○					かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金
石川県	白山市	○					再生可能エネルギー設備設置補助金
石川県	能美市	○					能美市自然エネルギー設備設置補助
石川県	野々市市				○		夏休み子どもエコ教室
石川県	川北町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
石川県	内灘町	○					内灘町新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助
石川県	宝達志水町		○				住宅用太陽光発電システム設置に係る補助事業
石川県	中能登町	○					住宅用太陽光発電システム導入事業
石川県	能登町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
福井県	福井県		○				地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」
福井県	福井市		○				環境教育・啓発事業
福井県	勝山市	○					自然エネルギーの普及促進による省エネ・節電の取組
福井県	鯖江市				○		小型廃家電の回収事業
福井県	越前市	○					太陽光発電の普及促進
福井県	坂井市		○				ライトダウンキャンペーン
福井県	永平寺町	○					再生可能エネルギー導入推進事業
福井県	越前町	○					越前町太陽光発電導入促進事業補助金
福井県	美浜町		○				カーボンマネジメント強化事業
福井県	高浜町	○					バイオマス発電施設
山梨県	山梨県		○				やまなし省エネ県民運動

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 212 (9/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
山梨県	甲府市		○				うちエコ診断
山梨県	富士吉田市		○				富士吉田市木質ベレットストーブ設置費等補助金
山梨県	都留市	○					自然エネルギー設備設置補助金
山梨県	山梨市				○		木質バイオマス資源の活用
山梨県	南アルプス市	○					水力発電所維持管理事業
山梨県	北杜市	○					住宅太陽光発電システム設置費補助事業
山梨県	甲斐市	○					バイオマス産業都市の構築
山梨県	上野原市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
山梨県	市川三郷町	○					市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金
山梨県	富士川町		○				リユース食器導入促進事業補助金
山梨県	昭和町	○					自然エネルギーの導入
山梨県	道志村	○					道志村エコライフ促進事業
山梨県	西桂町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
山梨県	忍野村	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
山梨県	鳴沢村	○					住宅用太陽光発電システム等設置費補助
山梨県	富士河口湖町			○			地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
長野県	長野県		○				中小規模のESCO事業導入
長野県	長野市	○					太陽光発電システム設置補助金
長野県	松本市	○					再生可能エネルギー地産地消推進事業
長野県	上田市	○					新エネルギー活用施設設置費補助金
長野県	岡谷市	○					岡谷市再生可能エネルギー等活用補助金
長野県	飯田市	○					第2次飯田市環境モデル都市行動計画に基づく分権型エネルギー自治の推進
長野県	諏訪市	○					再生可能エネルギー等導入設置補助
長野県	須坂市	○					米子環境・自然エネルギー防災パークモデル事業
長野県	小諸市				○		環境教育
長野県	伊那市	○					伊那市太陽光発電に係る公共施設屋根貸し事業
長野県	駒ヶ根市	○					自然エネルギー設備・省エネ家電買換えへのえがおポイント交付事業
長野県	大田市	○					太陽光発電システム普及促進事業
長野県	飯山市	○					再生可能エネルギーの利用
長野県	塩尻市	○					森林資源を活用した持続可能な田園都市づくり
長野県	千曲市	○					千曲市太陽光パートナー事業
長野県	東御市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助
長野県	川上村	○					新エネルギー導入費補助制度
長野県	佐久穂町					○	花のまちづくり事業
長野県	軽井沢町	○					住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金
長野県	御代田町	○					御代田町新エネルギー導入奨励金
長野県	立科町	○					地球温暖化防止活動補助、住宅断熱性能向上リフォーム補助
長野県	青木村				○		可燃ごみの減量
長野県	長和町	○					長和町住宅用太陽光発電システム設置補助
長野県	富士見町				○		産業課
長野県	原村		○				原村地球温暖化防止行動計画
長野県	箕輪町				○		地域特性を生かした自然エネルギーの普及・啓発
長野県	飯島町	○					太陽光発電施設補助金
長野県	南箕輪村	○					南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置補助金交付制度
長野県	松川町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
長野県	高森町	○					太陽光発電システム設置支援事業
長野県	阿南町	○					太陽光発電システムの導入
長野県	下條村	○					下條村太陽光発電システム設置補助金
長野県	豊丘村	○					太陽光発電システム設置補助金
長野県	木曽町		○				木曽町森林吸収～木曽川上流からきれいな水を～プロジェクト
長野県	麻績村	○					麻績村太陽光発電システム導入促進事業
長野県	朝日村				○		第2次朝日村環境基本計画
長野県	白馬村	○					太陽光発電設備設置補助事業
長野県	小谷村	○					地熱エネルギー等利用検討
長野県	小布施町	○					地球温暖化対策の推進
長野県	高山村	○					太陽光発電設置補助
長野県	山ノ内町			○			防犯灯LED化
岐阜県	岐阜県		○				うちエコ診断
岐阜県	岐阜市	○					スマートシティ岐阜の推進
岐阜県	大垣市	○					大垣市スマートライフ設備設置事業

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 213 (10/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
岐阜県	多治見市	○					住宅用新エネルギーシステム設置補助
岐阜県	中津川市	○					自然エネルギー活用推進事業補助金
岐阜県	瑞浪市	○					瑞浪市太陽光発電システム設置費補助金
岐阜県	恵那市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助
岐阜県	美濃加茂市			○			緑のカーテン事業
岐阜県	土岐市		○				土岐市既存街路灯LED化促進補助金
岐阜県	各務原市		○				環境学習の推進
岐阜県	可児市		○				可児市・新たなエネルギー社会づくり事業の提案募集
岐阜県	本巣市	○					太陽光発電システムの設置補助
岐阜県	垂井町				○		3R活動の促進
岐阜県	神戸町	○					住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金
岐阜県	輪之内町	○					輪之内町太陽サンサン補助金
岐阜県	安八町	○					太陽光発電システム設置事業補助金
岐阜県	揖斐川町	○					住宅用太陽光発電システム設置事業補助
岐阜県	大野町	○					大野町住宅用太陽光発電システム設置事業
岐阜県	池田町				○		リサイクルセンター建設
岐阜県	北方町	○					北方町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
岐阜県	川辺町				○		資源の有効活用促進
岐阜県	七宗町	○					七宗町太陽光発電システム設置事業
岐阜県	白川町	○					再生可能エネルギーの導入
岐阜県	東白川村	○					住宅用太陽光発電システム設置補助事業
岐阜県	御嵩町					○	森林経営信託方式による持続可能な森林経営モデルの推進
静岡県	静岡県		○				スマートコミュニティの形成促進
静岡県	静岡市		○				地球温暖化対策普及啓発事業
静岡県	沼津市	○					沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金
静岡県	熱海市	○					熱海市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
静岡県	三島市		○				環境ボランティア活動の推進
静岡県	富士宮市	○					創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金
静岡県	伊東市	○					太陽光発電システム設置費支援事業
静岡県	富士市		○				富士市中小企業者温暖化対策事業費補助金
静岡県	磐田市	○					二酸化炭素排出量の削減
静岡県	焼津市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付制度
静岡県	掛川市	○					掛川市地球温暖化防止実行計画
静岡県	藤枝市	○					わが家のエコ支援事業
静岡県	御殿場市	○					御殿場市太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業補助金
静岡県	袋井市	○					新エネルギー機器導入促進奨励金
静岡県	下田市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
静岡県	裾野市	○					新エネルギー機器設置事業補助金
静岡県	湖西市	○					新エネルギー及び省エネルギー機器の導入支援
静岡県	伊豆市	○					伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金
静岡県	御前崎市	○					新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金
静岡県	菊川市	○					自然エネルギー利用促進補助事業
静岡県	伊豆の国市	○					伊豆の国市新エネルギー設備整備事業費補助事業
静岡県	牧之原市		○				エコアクション21推進事業
静岡県	松崎町	○					住宅用太陽光発電システム購入補助
静岡県	函南町				○		まずは1割ごみ削減
静岡県	清水町	○					清水町新エネルギー及び省エネルギー機器等設置費補助金交付
静岡県	長泉町	○					住宅用新・省エネルギーシステム設置費補助金
静岡県	小山町	○					小山町住宅用太陽光発電システム・住宅用太陽熱利用システム設置費補助金
静岡県	吉田町	○					吉田町住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金
静岡県	川根本町					○	温室効果ガス排出量の削減
愛知県	愛知県	○					住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金
愛知県	名古屋市	○					再生可能エネルギーの導入(屋根貸し、補助金)
愛知県	豊橋市	○					家庭用エネルギー設備等導入費補助金
愛知県	岡崎市	○					住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金
愛知県	一宮市	○					太陽光発電設備の導入
愛知県	瀬戸市	○					住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金
愛知県	半田市		○				ローカルエコアクション事業
愛知県	春日井市	○					地球温暖化対策機器設置費補助
愛知県	豊川市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成 ⑤その他

表 214 (11/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
愛知県	津島市	○					住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金
愛知県	碧南市	○					スマートハウス設備設置費補助事業
愛知県	刈谷市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
愛知県	豊田市		○				豊田市エコファミリー支援補助金
愛知県	安城市	○					スマートハウス普及促進補助金制度
愛知県	西尾市	○					西尾市住宅用太陽光発電装置設置費補助金
愛知県	蒲郡市	○					蒲郡市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助事業
愛知県	犬山市		○				緑のカーテン事業
愛知県	江南市	○					住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度
愛知県	稲沢市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
愛知県	新城市	○					公共施設や公民館、集会施設への再エネ導入
愛知県	東海市	○					太陽光発電システム等設置促進補助事業
愛知県	大府市		○				エコライフ講座の実施
愛知県	知立市	○					住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業
愛知県	尾張旭市		○				住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業
愛知県	高浜市		○				住宅用太陽光発電システム設置補助
愛知県	岩倉市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
愛知県	豊明市	○					水上太陽光発電施設設置工事
愛知県	日進市	○					日進市地球温暖化対策機器設置費補助事業
愛知県	田原市				○		たはらエコ・ガーデンシティ推進計画
愛知県	愛西市	○					住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金
愛知県	みよし市	○					エコエネルギー促進事業
愛知県	あま市	○					あま市住宅用太陽光発電システム設置費補助金
愛知県	長久手市	○					地球にやさしい暮らしの促進
愛知県	豊山町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
愛知県	大口町	○					住宅用太陽光発電設備設置費補助
愛知県	扶桑町	○					住宅用太陽光発電設置費補助
愛知県	大治町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
愛知県	蟹江町		○				蟹江町住宅用太陽光発電施設導入促進補助金事業
愛知県	飛島村	○					住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付事業
愛知県	阿久比町	○					住宅用太陽光発電施設導入促進事業
愛知県	東浦町	○					東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助
愛知県	幸田町			○			幸田町地球温暖化対策実行計画
愛知県	東栄町	○					住宅用太陽光発電施設補助金交付事業
三重県	三重県		○				みえエコ通勤デー
三重県	津市	○					新エネルギー利用設備設置費補助制度
三重県	四日市市		○				四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金
三重県	伊勢市			○			電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会
三重県	松阪市		○				木質バイオマス施策
三重県	桑名市					○	環境学習「出前講座」
三重県	亀山市		○				環境活動ポイント制度(AKP)
三重県	鳥羽市	○					避難所や災害対策本部代替施設の予備電源設備整備
三重県	木曽岬町	○					家庭用新エネルギー等普及支援事業
三重県	菰野町					○	菰野町公共施設低炭素化基盤整備事業化可能性調査業務
三重県	川越町	○					新エネルギーシステム設置費補助
三重県	多気町					○	木質バイオマス地域集材
三重県	明和町		○				防犯灯のLED化
三重県	玉城町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助
三重県	度会町					○	風力発電事業
三重県	大紀町	○					公共施設太陽光発電及び蓄電施設設置
三重県	南伊勢町			○			地域におけるLED照明導入促進事業
三重県	御浜町					○	廃棄物減量化推進事業その他
滋賀県	滋賀県		○				低炭素社会実現に貢献する事業者評価推進事業
滋賀県	大津市	○					大津市再生可能エネルギー等関連機器設置補助金
滋賀県	彦根市		○				湖東定住自立圏共生事業(緑のカーテン)
滋賀県	長浜市	○					再生可能エネルギー導入促進事業
滋賀県	近江八幡市	○					地球温暖化対策(再生可能エネルギー等導入促進)に関する啓発
滋賀県	草津市		○				草津市省エネ家電買い換え補助制度
滋賀県	守山市	○					エコファミリー支援助成金/守山市エコ事業所等普及促進補助金
滋賀県	栗東市		○				エコドライブ

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 215 (12/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
滋賀県	甲賀市	○					省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及支援事業
滋賀県	野洲市				○		ごみ焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給
滋賀県	湖南市				○		市民共同発電所プロジェクト
滋賀県	高島市	○					高島市住宅用太陽光発電システム設置補助金
滋賀県	愛荘町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
滋賀県	豊郷町				○		生ごみ減量堆肥化推進事業
滋賀県	多賀町	○					住宅用太陽光発電設備等導入補助金
京都府	京都府		○				京都版CO2排出量取引制度
京都府	京都市		○				「エコ学区」事業
京都府	福知山市	○					福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金
京都府	舞鶴市	○					住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金
京都府	宇治市		○				パートナーシップ会議による温暖化対策の推進
京都府	宮津市	○					再生可能エネルギー導入促進
京都府	城陽市		○				地球温暖化防止教室
京都府	向日市		○				家庭における省エネ・節電の推進
京都府	長岡京市		○				長岡京市住宅エコリフォーム補助金
京都府	八幡市	○					八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金
京都府	京田辺市	○					省エネ・再エネ機器への補助支援
京都府	京丹後市		○				「COOL CHOICE」の推進
京都府	木津川市		○				グリーンカーテン1000人プロジェクト
京都府	大山崎町	○					家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付事業
京都府	久御山町	○					家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金
京都府	井手町	○					薪ストーブ等設置費補助
京都府	宇治田原町	○					太陽光発電・蓄電設備設置補助金
京都府	笠置町		○				節電対策
京都府	和束町			○			和束町地球温暖化対策実行計画
京都府	精華町	○					精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入補助事業
京都府	京丹波町				○		京丹波町地域熱供給施設
京都府	伊根町	○					再生可能エネルギーの推進
京都府	与謝野町		○				環境にやさしいエコスタイルの推進
大阪府	大阪府		○				「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導
大阪府	大阪市		○				省エネ推進事業
大阪府	堺市	○					堺市スマートハウス化支援事業
大阪府	岸和田市	○					再生可能エネルギー等設備導入補助事業
大阪府	豊中市		○				家庭用燃料電池システム設置補助金
大阪府	池田市	○					太陽光発電の普及促進
大阪府	吹田市					○	地球温暖化防止啓発事業
大阪府	泉大津市	○					市民共同発電
大阪府	高槻市	○					たかつき新エネルギー戦略
大阪府	貝塚市		○				エコドライブの奨励
大阪府	枚方市		○				地球温暖化防止対策事業及び環境教育推進事業
大阪府	茨木市	○					茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度
大阪府	八尾市		○				チャレンジ80(やお)市域推進事業
大阪府	泉佐野市		○				家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置補助
大阪府	富田林市	○					富田林市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度
大阪府	寝屋川市	○					寝屋川市地球温暖化対策地域計画
大阪府	河内長野市	○					再生可能エネルギーの導入推進
大阪府	松原市		○				家庭用燃料電池設備設置促進事業
大阪府	和泉市	○					和泉市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業
大阪府	箕面市		○				地球温暖化対策子ども版普及啓発事業
大阪府	柏原市		○				省エネルギーの推進
大阪府	摂津市		○				せつつこどもエコノート
大阪府	高石市		○				高石市家庭用燃料電池(エネファーム)設置補助制度
大阪府	藤井寺市		○				グリーンカーテンコンテスト
大阪府	東大阪市	○					再生可能エネルギー等普及促進事業
大阪府	泉南市	○					太陽光発電補助事業
大阪府	大阪狭山市					○	グリーン水素シティ事業
大阪府	島本町		○				環境家計簿
大阪府	熊取町					○	環境教育
大阪府	河南町	○					河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 216 (13/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
兵庫県	兵庫県	○					住民協働による小水力発電復活プロジェクト推進事業
兵庫県	神戸市					○	水素スマートシティー神戸構想の推進
兵庫県	姫路市	○					住宅用燃料電池普及促進事業
兵庫県	尼崎市		○				尼崎版スマートコミュニティ認定事業
兵庫県	明石市	○					地域の再生可能エネルギー発電設備設置の普及促進
兵庫県	西宮市	○					エコ・エネルギー設備導入促進補助事業
兵庫県	洲本市	○					住宅用太陽光発電システム導入促進事業
兵庫県	芦屋市		○				芦屋市エコ・エネルギーシステム設置費補助金交付制度
兵庫県	伊丹市		○				伊丹市環境マネジメントシステム
兵庫県	豊岡市		○				健康環境ポイント
兵庫県	加古川市		○				環境啓発
兵庫県	赤穂市	○					平成28年度赤穂市住宅用太陽光発電システム設置補助金
兵庫県	西脇市	○					家庭用創エネ省エネ設備等導入促進事業
兵庫県	宝塚市	○					再生可能エネルギー利用の促進
兵庫県	高砂市		○				家庭用燃料電池(エネファーム)設置補助金
兵庫県	小野市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
兵庫県	加西市	○					加西市住宅用太陽光発電システム設置補助金
兵庫県	篠山市		○				山の芋グリーンカーテン
兵庫県	丹波市				○		新・省エネルギー普及事業
兵庫県	南あわじ市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付
兵庫県	宍粟市	○					再生可能エネルギー利用促進事業
兵庫県	加東市		○				省エネルギー・省資源化の推進(エコハウス設備設置費補助事業)
兵庫県	たつの市	○					たつの市再生可能エネルギー等利用システム設置補助事業
兵庫県	稲美町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
兵庫県	播磨町	○					住宅太陽光発電システム設置費補助金交付事業
兵庫県	福崎町	○					福崎町産業活性化緊急支援事業
兵庫県	神河町				○		防犯灯のLED化
兵庫県	上郡町	○					公有財産貸付による太陽光発電事業
兵庫県	佐用町	○					メガソーラー事業
兵庫県	新温泉町	○					湯村温泉バイナリー発電
奈良県	奈良県	○					奈良県エネルギービジョン(第2次)の推進
奈良県	奈良市			○			低公害車タクシー導入補助事業
奈良県	大和高田市	○					住宅用太陽光発電設置費補助金
奈良県	天理市					○	天理市環境基本計画
奈良県	橿原市	○					橿原市エコライフハウス推進事業
奈良県	五條市				○		刈草たい肥化事業
奈良県	生駒市	○					地域エネルギー会社の設立に向けた取組
奈良県	山添村	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金制度
奈良県	三郷町	○					太陽光発電
奈良県	斑鳩町				○		斑鳩町地球温暖化対策地域協議会
奈良県	川西町				○		廃棄物減量化施策
奈良県	三宅町				○		ごみの減量化
奈良県	上牧町				○		有料指定ごみ袋制
奈良県	吉野町				○		菜の花プロジェクト廃食油回収BDF化
奈良県	十津川村		○				十津川村防犯灯設置事業補助金
奈良県	下北山村	○					下北山村村内一円LED防犯灯設置事業
和歌山県	和歌山県	○					和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業
和歌山県	海南市		○				資源集団回収補助
和歌山県	田辺市		○				クールビズ・ウォームビズ
和歌山県	岩出市				○		一般廃棄物の排出抑制(ごみ有料化)
和歌山県	紀美野町	○					住宅用太陽光発電設備設置補助事業
和歌山県	湯浅町	○					湯浅町住宅用太陽光発電システム設置事業
和歌山県	有田川町	○					有田川町営二川小水力発電所の運用
和歌山県	美浜町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度
和歌山県	由良町						不要な照明の消灯、昼休みの執務室の消灯、照明器具のLED化等
和歌山県	白浜町				○		プラスチック製容器包装の分別収集
和歌山県	上富田町	○					電気・燃料等の使用の抑制
和歌山県	古座川町				○		生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入費補助 指定ごみ袋購入事業
鳥取県	鳥取県					○	次世代自動車普及促進事業
鳥取県	鳥取市	○					鳥取市自然エネルギー等導入促進事業

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 217 (14/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
鳥取県	米子市	○					市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業
鳥取県	境港市	○					住宅用太陽光発電システム普及促進事業費補助金
鳥取県	岩美町	○					家庭用発電設備等導入推進補助金
鳥取県	八頭町	○					八頭町住宅用太陽光発電システム等設置補助金
鳥取県	湯梨浜町				○		ごみ減量リサイクル創出事業
鳥取県	琴浦町	○					ごみ減量
鳥取県	日吉津村	○					日吉津村住宅用太陽光発電システム導入経費支援補助事業
鳥取県	大山町	○					風力発電事業
鳥取県	南部町	○					南部町大規模太陽光発電施設運営
鳥取県	江府町	○					家庭用太陽光発電システム設置補助金
鳥根県	鳥根県		○				地球温暖化対策事業(鳥根県地球温暖化対策実行計画の実施事業)
鳥根県	松江市	○					再生可能エネルギー機器の導入促進
鳥根県	浜田市		○				リユース食器利用促進事業
鳥根県	出雲市	○					出雲市太陽光発電設備等導入補助金
鳥根県	益田市	○					太陽光、太陽熱活用施設の普及促進
鳥根県	大田市	○					新エネルギー導入促進事業
鳥根県	安来市		○				やさぎ環境フェア
鳥根県	江津市		○				レジ袋無料配布中止の取り組み
鳥根県	雲南市	○					雲南市太陽光発電導入促進事業補助金
鳥根県	飯南町	○					新エネルギービジョン推進事業
鳥根県	津和野町	○					津和野町の再生可能エネルギーによる地域再生計画
鳥根県	海士町	○					海士町薪ストーブ等設置費補助金
鳥根県	西ノ島町		○				にしのしまマイバックキャンペーン
岡山県	岡山県		○				晴れの国サンサンパワー活用推進事業
岡山県	岡山市	○					スマートエネルギー導入促進補助事業
岡山県	倉敷市	○					再エネ・省エネ機器の導入に対する各種補助事業
岡山県	津山市	○					再生可能枝エネルギーの普及促進
岡山県	笠岡市	○					省エネ・再エネの導入促進
岡山県	総社市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
岡山県	高梁市				○		ごみ減量化
岡山県	新見市	○					住宅用太陽熱温水器設置費補助金
岡山県	瀬戸内市	○					瀬戸内市公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業
岡山県	赤磐市				○		廃棄物減量化対策事業
岡山県	真庭市					○	災害対策を兼ねた再生エネルギーの活用
岡山県	浅口市		○				みどりのカーテン普及事業
岡山県	和気町				○		生ごみのたい肥化
岡山県	早島町					○	電気使用量の削減
岡山県	里庄町				○		ごみの減量と資源の有効活用
岡山県	矢掛町				○		指定ごみ袋制導入
岡山県	奈義町	○					太陽光発電
岡山県	西粟倉村	○					西粟倉村環境モデル都市アクションプラン
岡山県	久米南町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助
岡山県	美咲町				○		一般家庭ごみの分別
広島県	広島県		○				ひろしまクールシェア
広島県	広島市			○			スマートコミュニティの推進
広島県	呉市		○				呉市家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助金
広島県	竹原市	○					再生可能エネルギー導入事業
広島県	三原市	○					新エネルギー対策
広島県	尾道市		○				CO ₂ 削減推進事業
広島県	福山市	○					次世代エネルギーパーク啓発事業
広島県	三次市	○					三次市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金
広島県	庄原市				○		庄原市地球温暖化対策講演会
広島県	東広島市	○					スマートハウス化支援補助事業
広島県	廿日市市		○				地球温暖化防止教室
広島県	海田町		○				緑のカーテン事業
広島県	北広島町	○					芸北せどやま再生事業
山口県	山口県	○					再生可能エネルギー関連設備導入支援事業
山口県	下関市		○				LED防犯灯設置費補助事業
山口県	宇部市		○				クールチョイス普及啓発
山口県	山口市		○				クール&ウォームシェア推進事業

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 218 (15/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
山口県	萩市		○				「緑のカーテン」設置事業
山口県	防府市	○					防府市住宅用太陽光発電システム導入助成事業
山口県	下松市		○				環境学習、イベント出展による普及啓発
山口県	岩国市		○				家庭における地球温暖化対策の推進
山口県	光市		○				光市省エネ生活普及促進事業(エコライフ捕縄金)
山口県	長門市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業
山口県	柳井市	○					柳井市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業
山口県	美祿市		○				みどりのカーテン設置事業
山口県	山陽小野田市			○			ノーマイカーデー
山口県	周防大島町	○					周防大島町公共施設屋根及び土地太陽光発電システム設置運営事業
山口県	田布施町		○				田布施町地球温暖化対策
山口県	阿武町		○				地球温暖化対策普及啓発
徳島県	徳島県					○	徳島県水素グリッド構想
徳島県	徳島市	○					住宅用太陽光発電の導入支援
徳島県	鳴門市	○					再生可能エネルギーの導入
徳島県	阿南市	○					阿南市住宅用太陽光発電システム導入支援事業
徳島県	阿波市	○					阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付
徳島県	上勝町	○					上勝町再生可能エネルギー促進事業補助金
徳島県	美波町	○					地域づくり推進条例
徳島県	海陽町	○					住宅用太陽光発電システム補助事業
徳島県	北島町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業
徳島県	板野町				○		循環型社会の形成を目指しての啓発活動
徳島県	上板町				○		上板町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金
徳島県	つるぎ町			○			つるぎ町防犯灯LED化事業
香川県	香川県	○					香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金
香川県	高松市	○					新エネルギー普及促進事業
香川県	坂出市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業補助金
香川県	観音寺市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
香川県	さぬき市	○					住宅用太陽光発電システム設置促進事業
香川県	土庄町	○					住宅用太陽光発電設備設置費補助金
香川県	小豆島町				○		資源の循環利用の促進
香川県	三木町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助
香川県	直島町	○					直島町住宅用太陽光発電システム設置事業
香川県	綾川町				○		段ボールコンポスト教室
愛媛県	愛媛県		○				自転車によるエコ通勤の普及
愛媛県	松山市	○					松山スマートシティ推進事業
愛媛県	今治市					○	今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金
愛媛県	八幡浜市	○					八幡浜市環境基本計画
愛媛県	新居浜市		○				クールチョイス普及啓発
愛媛県	西条市					○	一般家庭からの使用済み天ぷら油回収
愛媛県	西予市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金事業
愛媛県	東温市	○					東温市ソーラータウン構想
愛媛県	上島町				○		町内施設LED化
愛媛県	久万高原町		○				省エネ行動の促進(クールビズキャンペーンの参加)
愛媛県	松前町				○		松前町バイオマス推進事業
愛媛県	砥部町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度
愛媛県	内子町	○					バイオマスタウン構想
愛媛県	松野町	○					木質バイオマス利用促進
愛媛県	鬼北町	○					太陽光発電システム設置費補助金
愛媛県	愛南町	○					新エネルギー等導入促進補助金
高知県	高知県		○				高知県地球温暖化防止県民会議における協働
高知県	高知市		○				高知市省エネルギー機器導入事業費補助金
高知県	安芸市	○					太陽光発電システム設置補助金
高知県	南国市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
高知県	四万十市		○				レジ袋削減推進
高知県	香南市	○					香南市住宅用太陽光発電システム設置費等補助金
高知県	香美市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
高知県	馬路村				○		廃油のバイオディーゼル燃料化
高知県	いの町				○		廃棄物の減量及び適正処理
高知県	越知町					○	越知町地球温暖化対策推進実行計画

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 219 (16/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
高知県	橋原町	○					風力発電の設置検討
高知県	四万十町		○				COOL CHOICEの推進
福岡県	福岡県		○				ふくおか省エネ・節電県民運動(エコファミリー応援事業)
福岡県	福岡市	○					福岡市住宅用エネルギーシステム導入補助
福岡県	大牟田市	○					大牟田市住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助事業
福岡県	久留米市	○					新エネルギー政策推進事業
福岡県	飯塚市	○					住宅用太陽光発電システム設置補助金
福岡県	田川市	○					環境配慮活動助成事業
福岡県	柳川市	○					再生可能エネルギーの利用
福岡県	八女市	○					八女市住宅用太陽光発電設備設置費補助
福岡県	筑後市		○				環境教育人材育成事業
福岡県	豊前市		○				地球温暖化及び環境啓発活動
福岡県	中間市		○				エコライフ啓発事業
福岡県	小郡市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
福岡県	筑紫野市	○					筑紫野市住宅用エコエネルギー導入促進事業
福岡県	大野城市					○	森林・保全直接支援事業
福岡県	宗像市		○				家庭の省エネ行動の推進
福岡県	古賀市		○				グリーンカーテンの匠事業
福岡県	福津市	○					新エネルギーの導入
福岡県	うきは市					○	廃食用油回収事業
福岡県	宮若市	○					宮若市住宅用新エネルギー設備等設置事業補助
福岡県	嘉麻市	○					省エネルギー対策の普及・啓発
福岡県	みやま市	○					みやま市バイオマス産業都市構想
福岡県	糸島市	○					再生可能エネルギー導入推進事業
福岡県	那珂川町		○				グリーンカーテン推進プロジェクト事業
福岡県	篠栗町	○					廃棄物固形燃料化(RDF)
福岡県	新宮町		○				まつり新宮における環境啓発コーナーの出展
福岡県	芦屋町	○					芦屋町住宅用太陽光発電システム設置補助金制度
福岡県	岡垣町	○					住宅用太陽光発電システム設置補助
福岡県	遠賀町	○					家庭用太陽光発電施設設置補助金交付事業
福岡県	大刀洗町					○	マイ弁当・マイボトルの日
福岡県	大木町	○					地球温暖化防止対策支援補助金
福岡県	広川町	○					広川町住宅用太陽光発電システム設置補助事業
福岡県	みやこ町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付
福岡県	吉富町	○					吉富町住宅用太陽光発電等設備設置費補助金交付事業
佐賀県	佐賀県		○				九州版炭素マイレージ制度
佐賀県	佐賀市					○	清掃工場二酸化炭素分離回収事業
佐賀県	唐津市						家庭用ごみ処理機器購入費補助金
佐賀県	鳥栖市		○				小学校における地球温暖化に関する出前講座
佐賀県	多久市		○				ごみの減量化及びリサイクルの推進
佐賀県	鹿島市					○	生ごみ堆肥化
佐賀県	小城市		○				電気自動車急速充電器管理
佐賀県	嬉野市					○	家庭用生ごみ処理機器設置補助事業
佐賀県	吉野ヶ里町					○	リサイクルセンター設置
佐賀県	みやき町		○				ゴミの排出量削減
佐賀県	有田町	○					有田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度
佐賀県	大町町					○	資源ごみ回収事業助成金交付事業
長崎県	長崎県		○				事業所向けエコドライブ講習会
長崎県	長崎市		○				ながさきサステナプロジェクト
長崎県	佐世保市		○				地球温暖化防止対策事業
長崎県	諫早市		○				緑のカーテンコンテスト
長崎県	大村市		○				グリーンカーテンコンテスト
長崎県	平戸市		○				地球温暖化対策推進事業
長崎県	松浦市					○	地球温暖化対策協議会
長崎県	壱岐市					○	環境教育
長崎県	五島市					○	五島市生ごみ減量化等処理機器購入費補助金
長崎県	西海市	○					太陽光発電設備等の導入
長崎県	雲仙市					○	島原半島エコプロジェクト
長崎県	長与町					○	ESCO事業
長崎県	時津町					○	生ごみの減量化推進

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 220 (17/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
長崎県	新上五島町				○		新上五島町ごみ減量化処理機器購入費補助事業
熊本県	熊本県		○				行動変革に向けたキャンペーン事業
熊本県	熊本市		○				COOL CHOICE CITY くまもと啓発推進事業
熊本県	人吉市				○		ごみ減量事業
熊本県	水俣市					○	環境教育
熊本県	玉名市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
熊本県	山鹿市				○		新たな循環型社会の構築
熊本県	宇土市	○					住宅用太陽熱温水器設置に関する助成制度
熊本県	天草市	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
熊本県	玉東町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
熊本県	長洲町		○				ノーマイカーデー
熊本県	和水町				○		生ごみ減量事業
熊本県	大津町	○					住宅用省エネ設備設置補助
熊本県	南阿蘇村	○					住宅用太陽光発電システム補助
熊本県	嘉島町	○					太陽光発電システム設置費補助金
熊本県	益城町	○					益城町住宅用太陽光発電システム設置補助金
熊本県	山都町	○					住宅用太陽光発電システム設置費補助金
熊本県	氷川町	○					氷川町新エネルギー等導入促進事業
熊本県	芦北町		○				住宅用太陽光発電システム設置費補助金
熊本県	津奈木町	○					太陽光発電システムの家庭利用促進
熊本県	錦町	○					再生可能エネルギー(太陽光)導入促進
熊本県	湯前町				○		一般廃棄物減量化
熊本県	水上村						レジ袋削減・マイバッグ持参運動
熊本県	苓北町	○					苓北町新エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金
大分県	大分県						地球温暖化対策推進事業
大分県	大分市	○					大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金
大分県	中津市	○					住宅用省エネルギーシステム設置補助金交付事業
大分県	日田市	○					再生可能エネルギーの推進
大分県	津久見市				○		津久見市浄化槽設置整備事業
大分県	豊後高田市				○		各種コンポスト等の推進による可燃ごみ減量化・資源化
大分県	宇佐市				○		宇佐・高田・国東広域クリーンセンター(一般廃棄物処理施設)建設事業
大分県	由布市		○				環境マネジメント推進事業
大分県	国東市				○		くにさきエコ・サポーター事業
大分県	九重町		○				九重町地球温暖化対策委員会による啓発活動
宮崎県	宮崎県		○				「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づく温室効果ガス排出状況報告書等の提出
宮崎県	宮崎市		○				みやざきエコアクション認証制度事業
宮崎県	都城市				○		都城市環境まつり
宮崎県	延岡市	○					廃棄物発電
宮崎県	日向市				○		資源回収事業
宮崎県	串間市				○		ごみ減量化等促進対策事業
宮崎県	国富町	○					国富町経済・生活支援対策事業
宮崎県	綾町	○					太陽光発電システム設置費補助金
宮崎県	五ヶ瀬町		○				COOL CHOICE
鹿児島県	鹿児島県		○				地球環境を守るかごしま県民運動推進事業
鹿児島県	鹿児島市	○					再生可能エネルギー推進事業
鹿児島県	鹿屋市			○			緑のカーテンコンテスト
鹿児島県	阿久根市				○		生ごみ堆肥化モデル事業
鹿児島県	出水市				○		ごみ減量化大作戦
鹿児島県	日置市	○					住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金
鹿児島県	曽於市					○	節電
鹿児島県	志布志市				○		ごみ分別リサイクル
鹿児島県	奄美市					○	エコライフオフィス率先行動計画
鹿児島県	姶良市			○			電気自動車急速充電器設置及び維持管理
鹿児島県	湧水町				○		第2次湧水町地球温暖化実行計画書
鹿児島県	東串良町	○					LED街路灯
鹿児島県	屋久島町				○		生ごみのたい肥化
鹿児島県	徳之島町	○					太陽光発電設備の導入
鹿児島県	伊仙町	○					再生可能エネルギー等導入推進基金事業
沖縄県	沖縄県		○				観光施設等の総合的エコ化促進事業
沖縄県	那覇市			○			カーフリーデーに関する取組とスマートコミュニティ構築の推進

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

④循環型社会の形成

⑤その他

表 221 (18/18)

都道府県名	団体名	主な対策分野					対策・施策の名称
		①	②	③	④	⑤	
沖縄県	宜野湾市	○					住宅用再エネ・省エネ設備等設置補助金の交付
沖縄県	石垣市	○					石垣市住宅用太陽光発電導入支援事業
沖縄県	名護市		○				名護市環境フェア開催事業
沖縄県	沖縄市	○					太陽光発電システム補助金交付
沖縄県	宮古島市	○					島嶼型スマートコミュニティ実証事業
沖縄県	南城市				○		生ごみ処理奨励金交付事業
沖縄県	大宜味村				○		第1次大宜味村地球対策温暖化対策実行計画
沖縄県	東村	○					太陽光発電システム導入、小水力発電システム
沖縄県	与那原町			○			地球温暖化を防止するための循環型社会形成事業
沖縄県	南風原町				○		はえばるリサイクルループ
沖縄県	渡嘉敷村	○					沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金事業(太陽発電の導入)
沖縄県	粟国村				○		環境衛生処理事業
沖縄県	南大東村	○					再生可能エネルギー等導入推進事業
沖縄県	与那国町				○		一般廃棄物削減計画

①太陽光、風力その他再生可能エネルギー導入の促進

②区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

③都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善 ④循環型社会の形成 ⑤その他

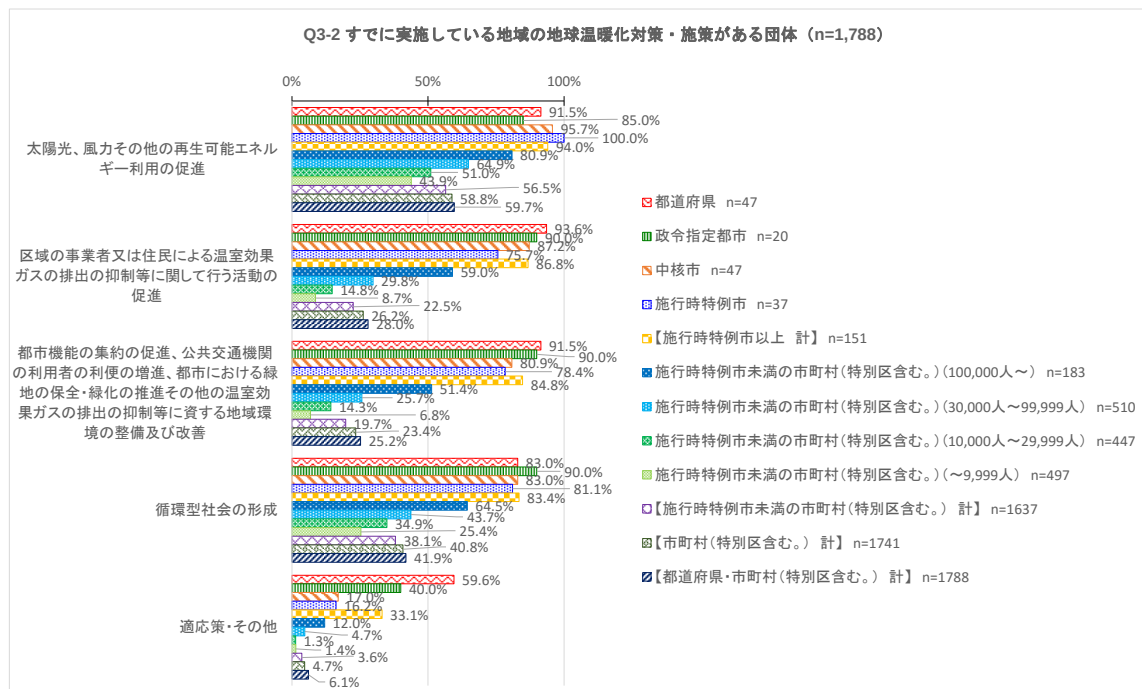
（２）（１）も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策

１）すでに実施している地域の地球温暖化対策・施策がある団体

表 222

項目	区分	人口規模	太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進	区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善	循環型社会の形成	適応策・その他	対象団体数
団体数	都道府県		43	44	43	39	28	47
	政令指定都市		17	18	18	18	8	20
	中核市		45	41	38	39	8	47
	施行時特例市		37	28	29	30	6	37
	施行時特例市以上 計		142	131	128	126	50	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	148	108	94	118	22	183
		30,000人～99,999人	331	152	131	223	24	510
		10,000人～29,999人	228	66	64	156	6	447
		～9,999人	218	43	34	126	7	497
	計		925	369	323	623	59	1,637
割合	市町村(特別区含む。)	計	1,024	456	408	710	81	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1,067	500	451	749	109	1,788
	都道府県		91.5%	93.8%	91.5%	83.0%	59.6%	100.0%
	政令指定都市		85.0%	90.0%	90.0%	90.0%	40.0%	100.0%
	中核市		95.7%	87.2%	80.9%	83.0%	17.0%	100.0%
	施行時特例市		100.0%	75.7%	78.4%	81.1%	16.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		94.0%	86.8%	84.8%	83.4%	33.1%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	80.9%	59.0%	51.4%	64.5%	12.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	64.9%	29.8%	25.7%	43.7%	4.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	51.0%	14.8%	14.3%	34.9%	1.3%	100.0%
		～9,999人	43.9%	8.7%	6.8%	25.4%	1.4%	100.0%
	計		56.5%	22.5%	19.7%	38.1%	3.6%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	58.8%	26.2%	23.4%	40.8%	4.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	59.7%	28.0%	25.2%	41.9%	6.1%	100.0%

図 214

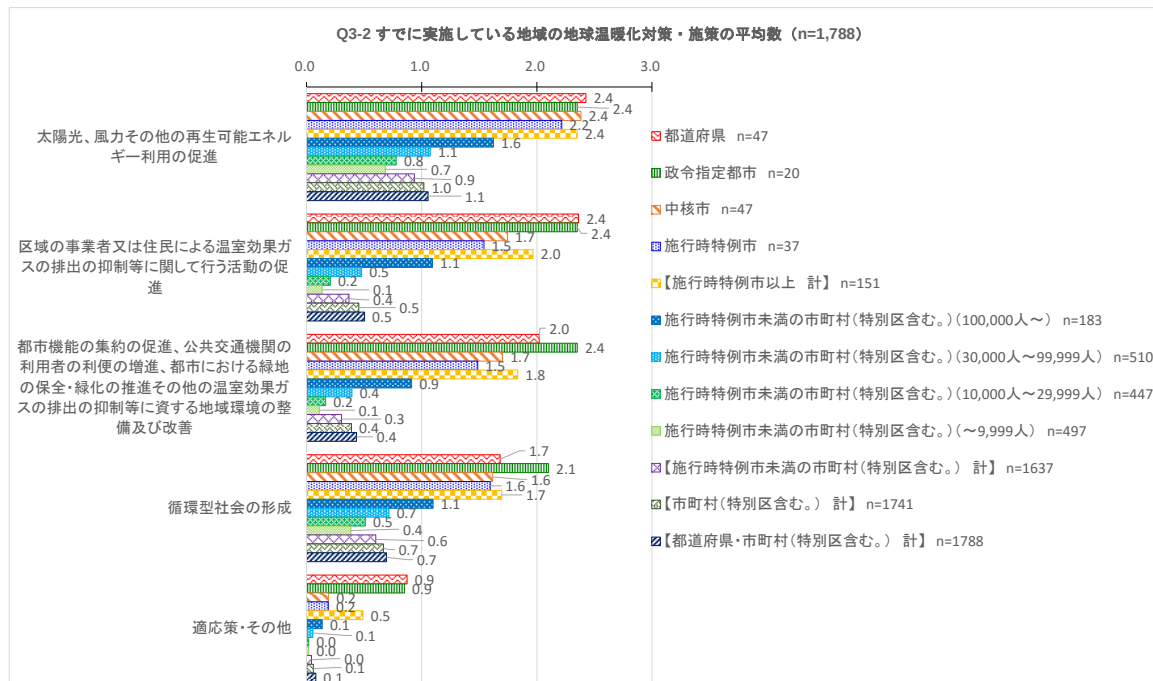


2) すでに実施している対策・施策の数

表 223

項目	区分	人口規模	太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進	区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善	循環型社会の形成	適応策・その他	対象団体数
回答数	都道府県		114	111	95	79	41	47
	政令指定都市		47	47	47	42	17	20
	中核市		112	82	80	76	9	47
	施行時特例市		82	57	55	59	7	37
	施行時特例市以上 計		355	297	277	256	74	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	297	200	167	201	25	183
		30,000人～99,999人	548	244	201	365	28	510
		10,000人～29,999人	348	92	74	228	8	447
		～9,999人	340	67	55	191	9	497
		計	1,533	603	497	985	70	1,637
平均回答数	市町村(特別区含む。)	計	1,774	789	679	1,162	103	1,741
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1,888	900	774	1,241	144	1,788
	都道府県		2.4	2.4	2.0	1.7	0.9	
	政令指定都市		2.4	2.4	2.4	2.1	0.9	
	中核市		2.4	1.7	1.7	1.6	0.2	
	施行時特例市		2.2	1.5	1.5	1.6	0.2	
	施行時特例市以上 計		2.4	2.0	1.8	1.7	0.5	
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	1.6	1.1	0.9	1.1	0.1	
		30,000人～99,999人	1.1	0.5	0.4	0.7	0.1	
		10,000人～29,999人	0.8	0.2	0.2	0.5	0.0	
		～9,999人	0.7	0.1	0.1	0.4	0.0	
		計	0.9	0.4	0.3	0.6	0.0	
	市町村(特別区含む。)	計	1.0	0.5	0.4	0.7	0.1	
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1.1	0.5	0.4	0.7	0.1	

図 215



(3) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策(太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進)

1) 対策・施策の内容

図 216 (1 / 2)

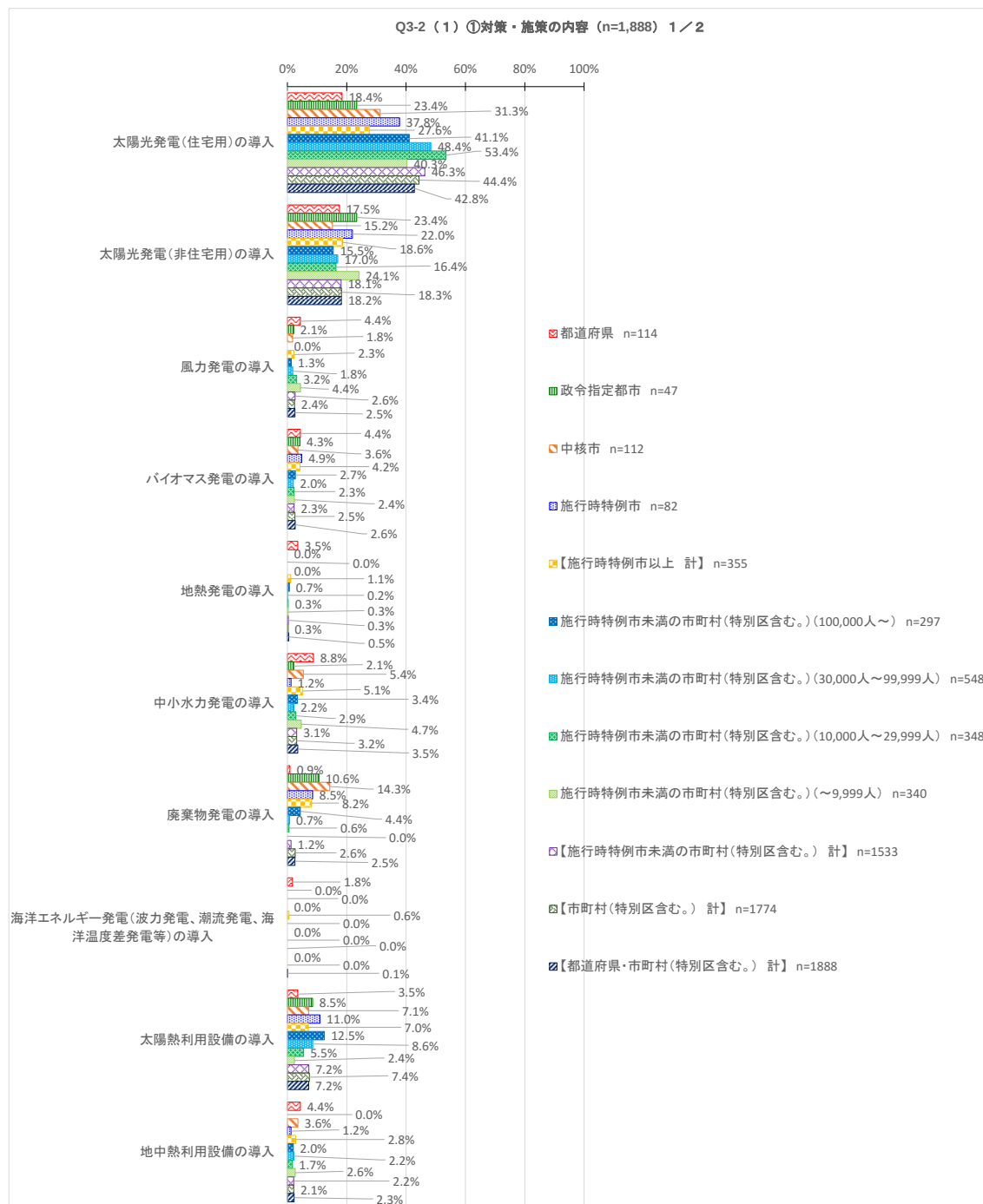
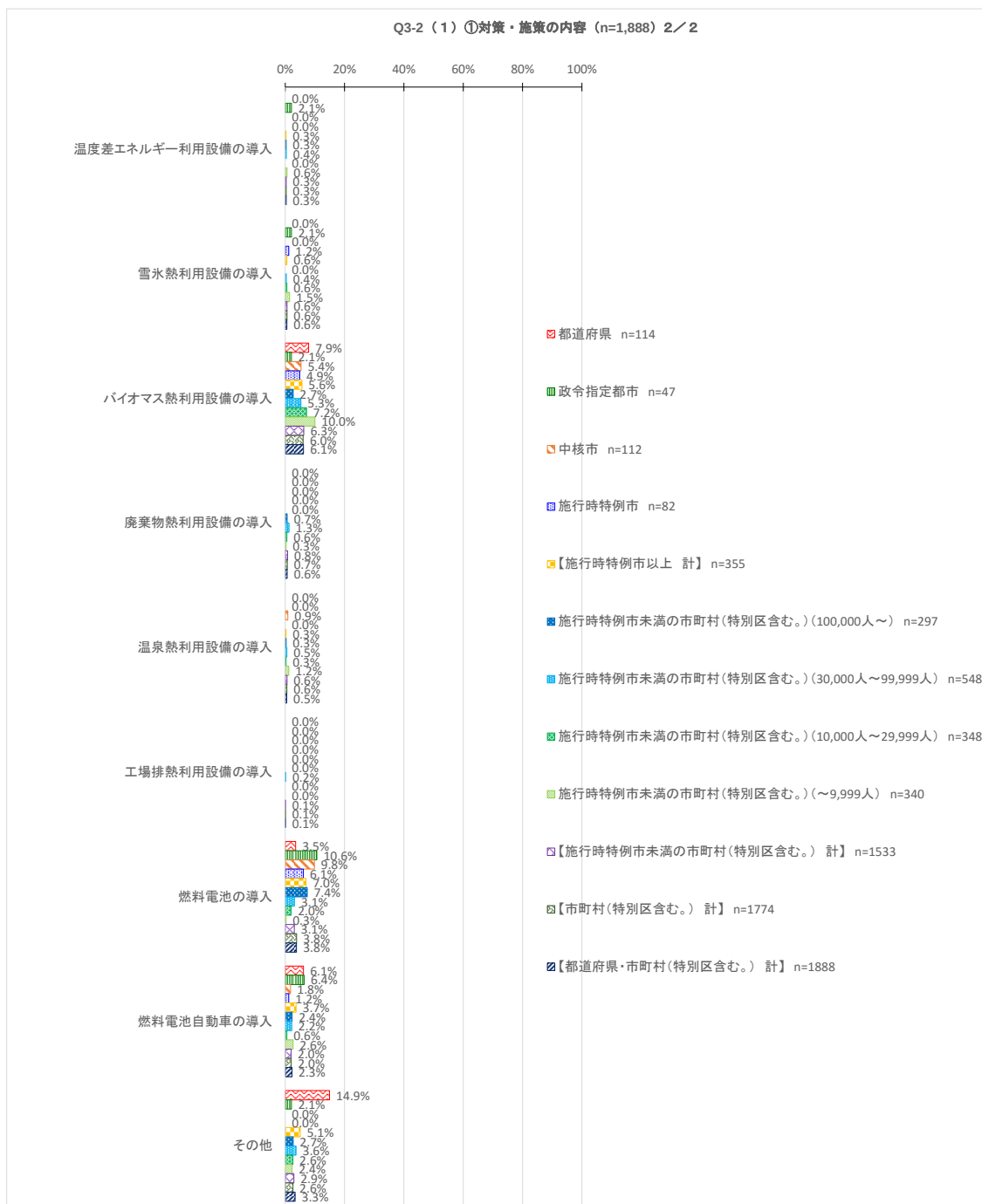


図 217 (2 / 2)



＜その他を選択した団体の主な補足事項＞

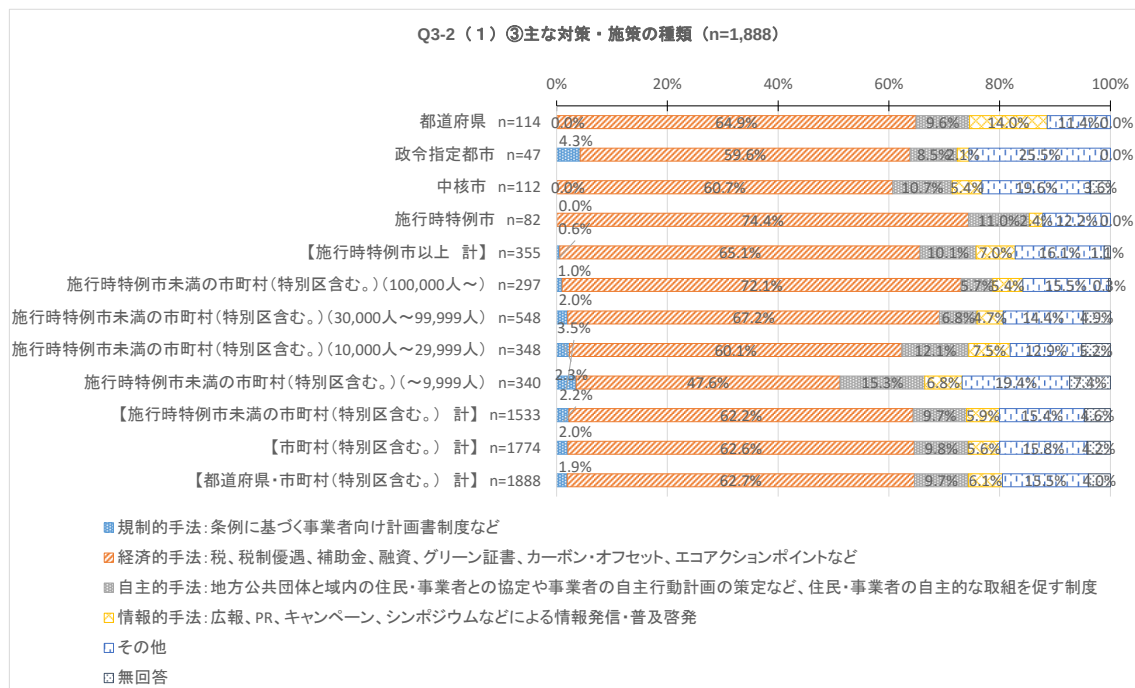
- ・ 省エネルギー行動の推進
- ・ 環境教育の推進
- ・ キャンペーンの実施（アイドリングストップ、ライトダウン等）
- ・ エコドライブ、ノーマイカーデー等の推進
- ・ 節電モニター事業の実施

2) 主な対策・施策の種類

表 224

項目	区分	人口規模	規制的手法: 条例に基づく事業者 向け計画書制度など	経済的手法: 税、税制優遇、補助 金、融資、グリーン 証書、カーボン・オフ セット、エコアクション ポイントなど	自主的手法: 地方公共団体と域 内の住民・事業者との 協定や事業者の 自主行動計画の策 定など、住民・事業 者の自主的な取組 を促す制度	情報的手法: 広報、PR、キャン ペーン、シンポジウ ムなどによる情報発 信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	74	11	16	13	0	114
	政令指定都市		2	28	4	1	12	0	47
	中核市		0	68	12	6	22	4	112
	施行時特例市		0	61	9	2	10	0	82
	施行時特例市以上 計		2	231	36	25	57	4	355
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	3	214	17	16	46	1	297
		30,000人～99,999人	11	368	37	26	79	27	548
		10,000人～29,999人	8	209	42	26	45	18	348
		～9,999人	12	162	52	23	66	25	340
		計	34	953	148	91	236	71	1,533
	市町村(特別区含む。)	計	36	1,110	173	100	280	75	1,774
割合	都道府県		0.0%	64.9%	9.6%	14.0%	11.4%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		4.3%	59.6%	8.5%	2.1%	25.5%	0.0%	100.0%
	中核市		0.0%	60.7%	10.7%	5.4%	19.6%	3.6%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	74.4%	11.0%	2.4%	12.2%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		0.6%	65.1%	10.1%	7.0%	16.1%	1.1%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	1.0%	72.1%	5.7%	5.4%	15.5%	0.3%	100.0%
		30,000人～99,999人	2.0%	67.2%	6.8%	4.7%	14.4%	4.9%	100.0%
		10,000人～29,999人	2.3%	60.1%	12.1%	7.5%	12.9%	5.2%	100.0%
		～9,999人	3.5%	47.6%	15.3%	6.8%	19.4%	7.4%	100.0%
		計	2.2%	62.2%	9.7%	5.9%	15.4%	4.6%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	2.0%	62.6%	9.8%	5.6%	15.8%	4.2%	100.0%
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	1.9%	62.7%	9.7%	6.1%	15.5%	4.0%	100.0%

図 218



3) 対象部門

図 219 (1 / 2)

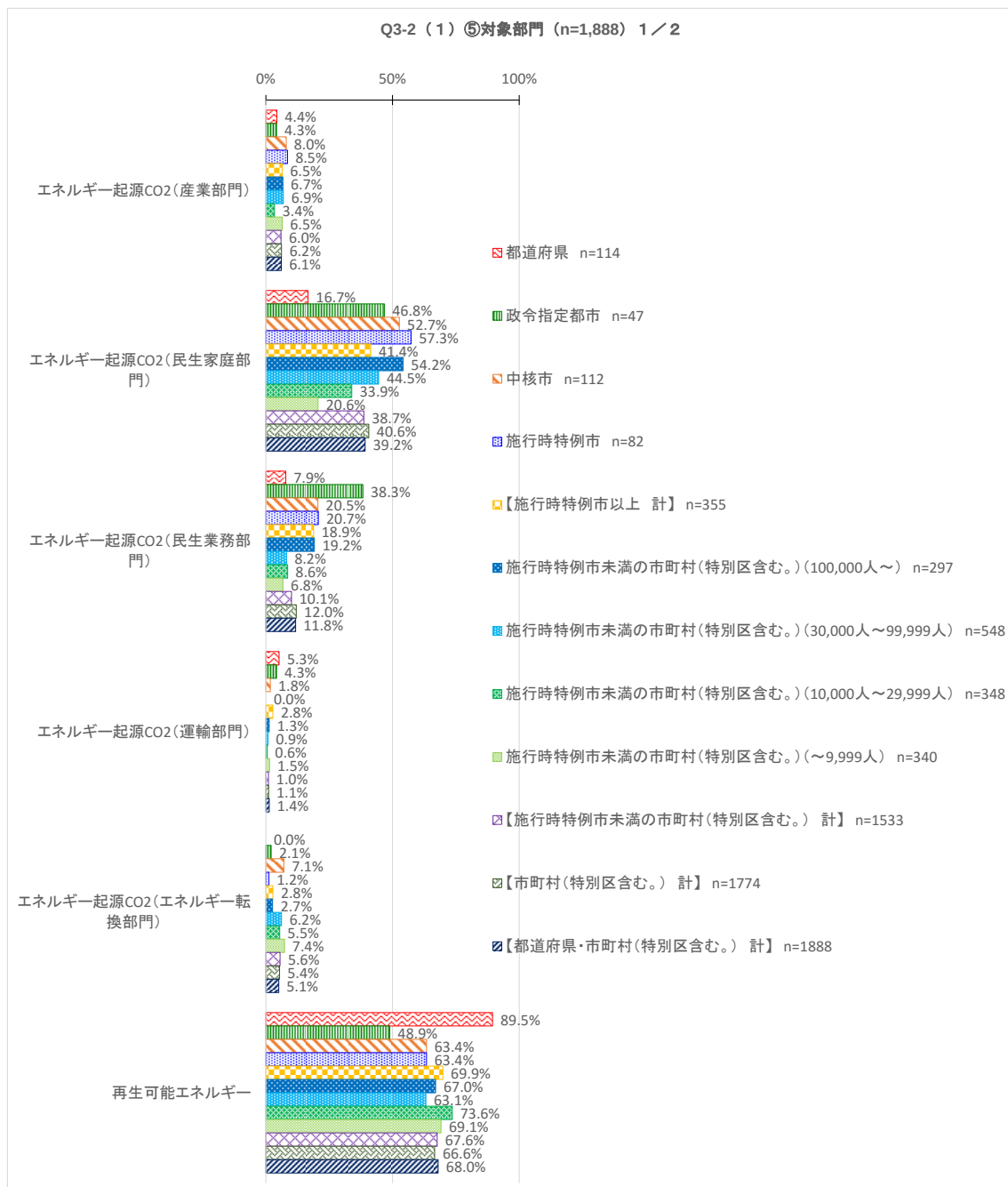


図 220 (2 / 2)

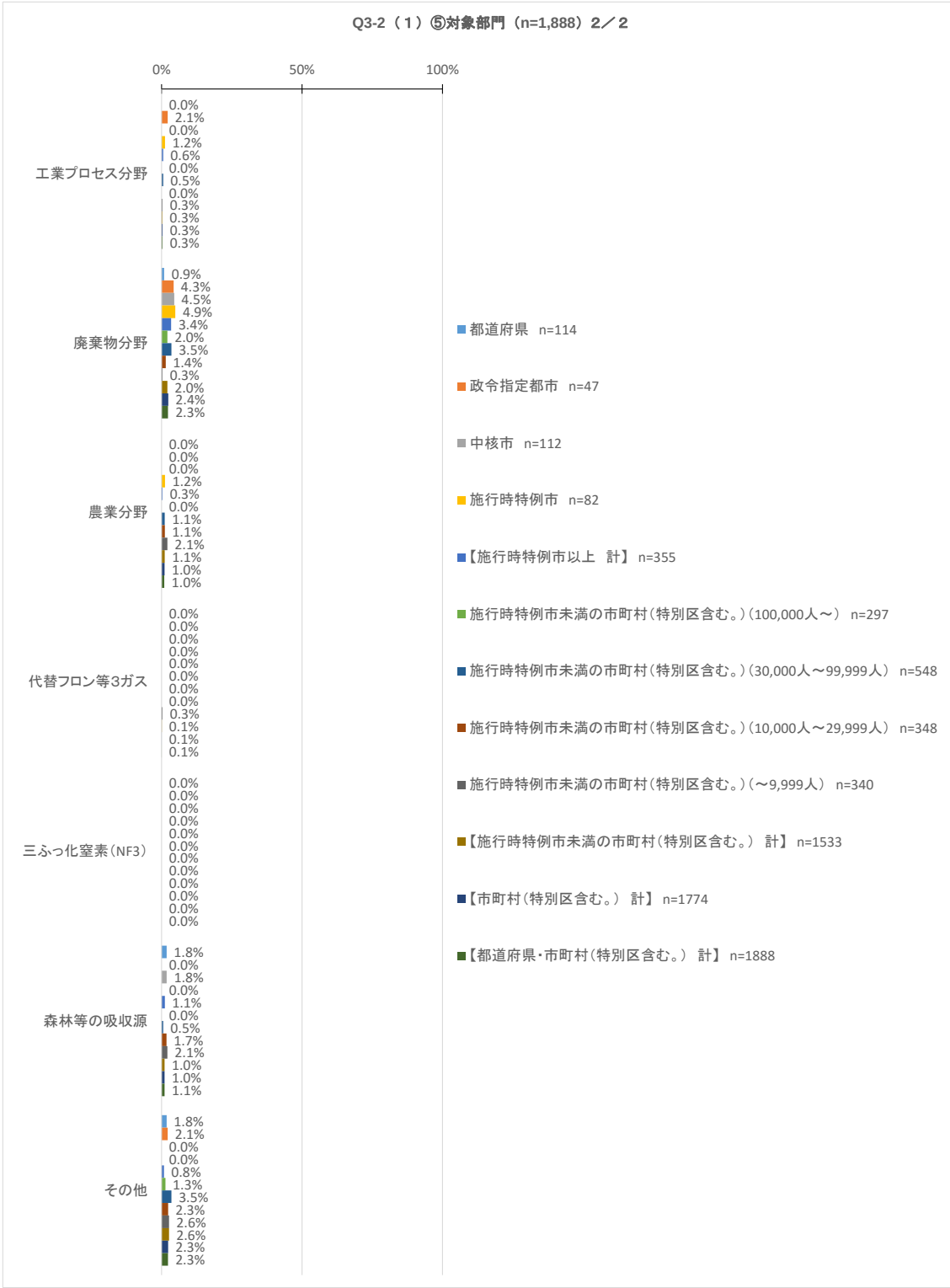


表 225

図 221

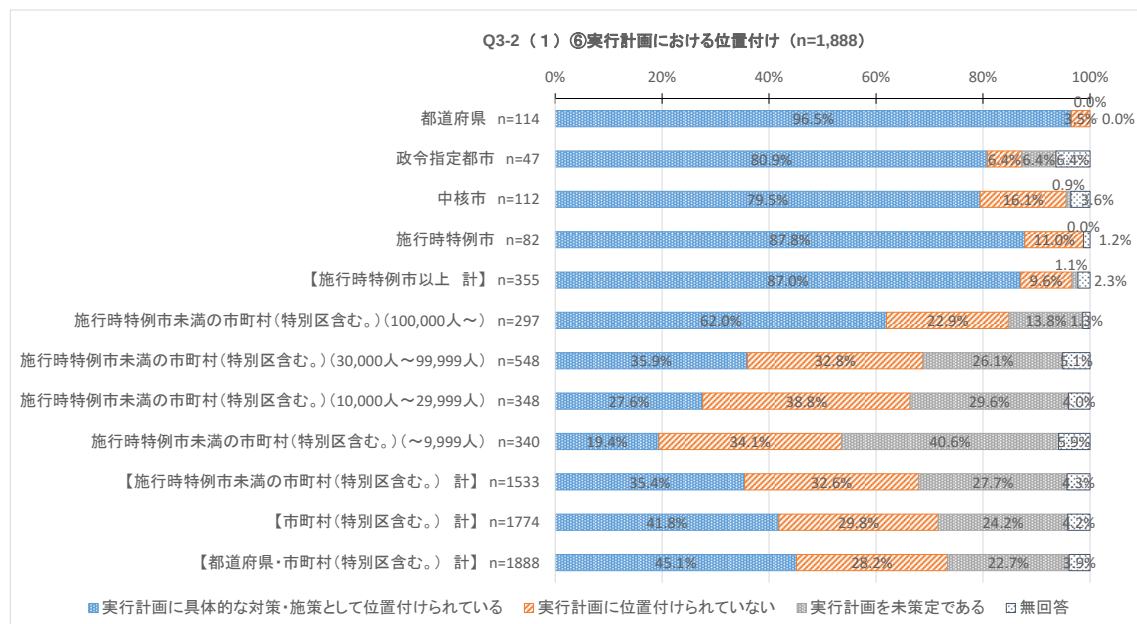


5) 実行計画における位置付け

表 226

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		110	4	0	0	114
	政令指定都市		38	3	3	3	47
	中核市		89	18	1	4	112
	施行時特例市		72	9	0	1	82
	施行時特例市以上 計		309	34	4	8	355
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	184	68	41	4	297
		30,000人～99,999人	197	180	143	28	548
		10,000人～29,999人	96	135	103	14	348
		～9,999人	66	116	138	20	340
		計	543	499	425	66	1,533
	市町村(特別区含む。) 計		742	529	429	74	1,774
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		852	533	429	74	1,888
	都道府県		96.5%	3.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		80.9%	6.4%	6.4%	6.4%	100.0%
	中核市		79.5%	16.1%	0.9%	3.6%	100.0%
	施行時特例市		87.8%	11.0%	0.0%	1.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		87.0%	9.6%	1.1%	2.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	62.0%	22.9%	13.8%	1.3%	100.0%
		30,000人～99,999人	35.9%	32.8%	26.1%	5.1%	100.0%
		10,000人～29,999人	27.6%	38.8%	29.6%	4.0%	100.0%
		～9,999人	19.4%	34.1%	40.6%	5.9%	100.0%
		計	35.4%	32.6%	27.7%	4.3%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		41.8%	29.8%	24.2%	4.2%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		45.1%	28.2%	22.7%	3.9%	100.0%

図 222



(4) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策(地域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等)に関して行う活動の促進)

1) 対策・施策の内容

図 223 (1 / 2)

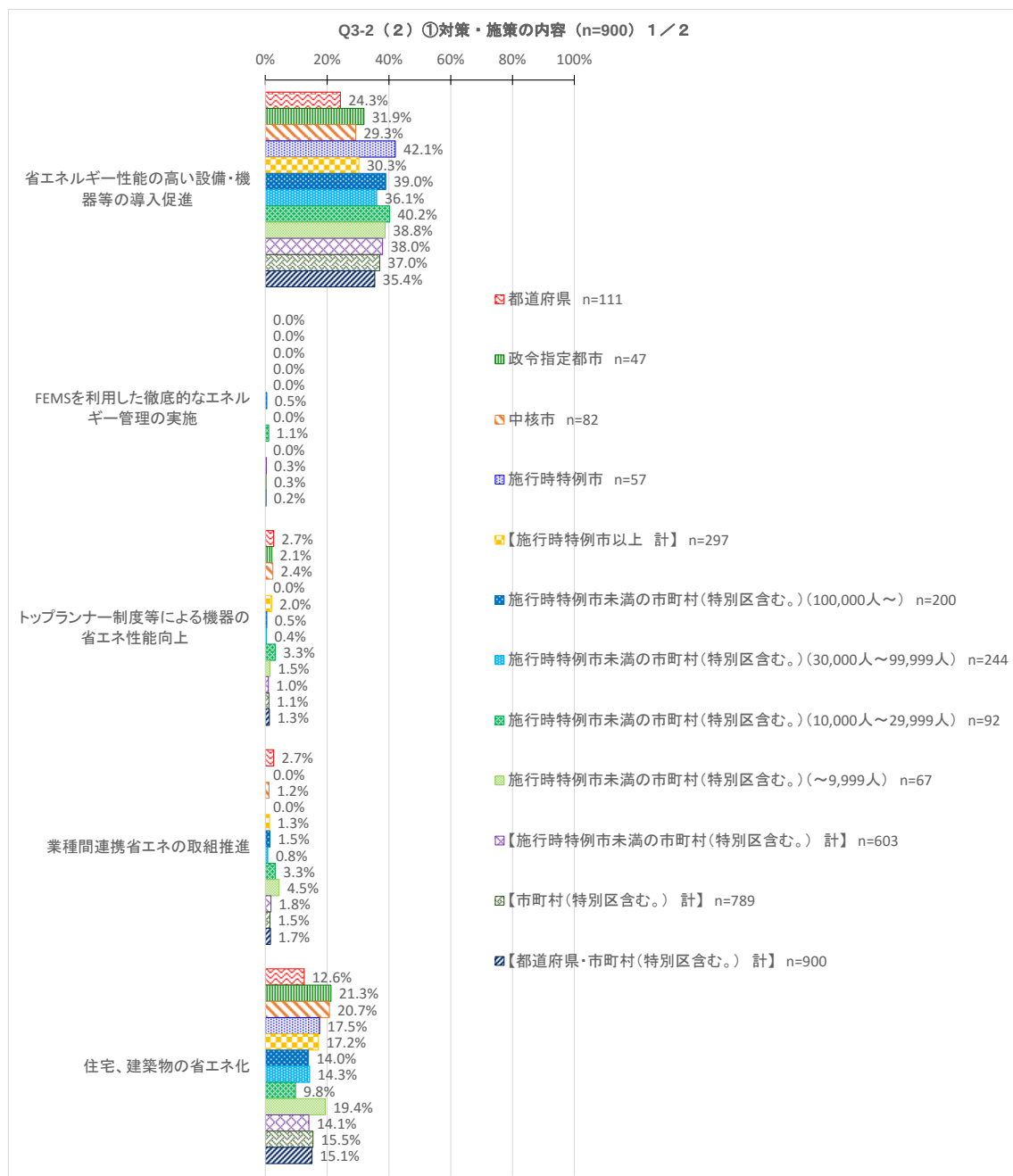
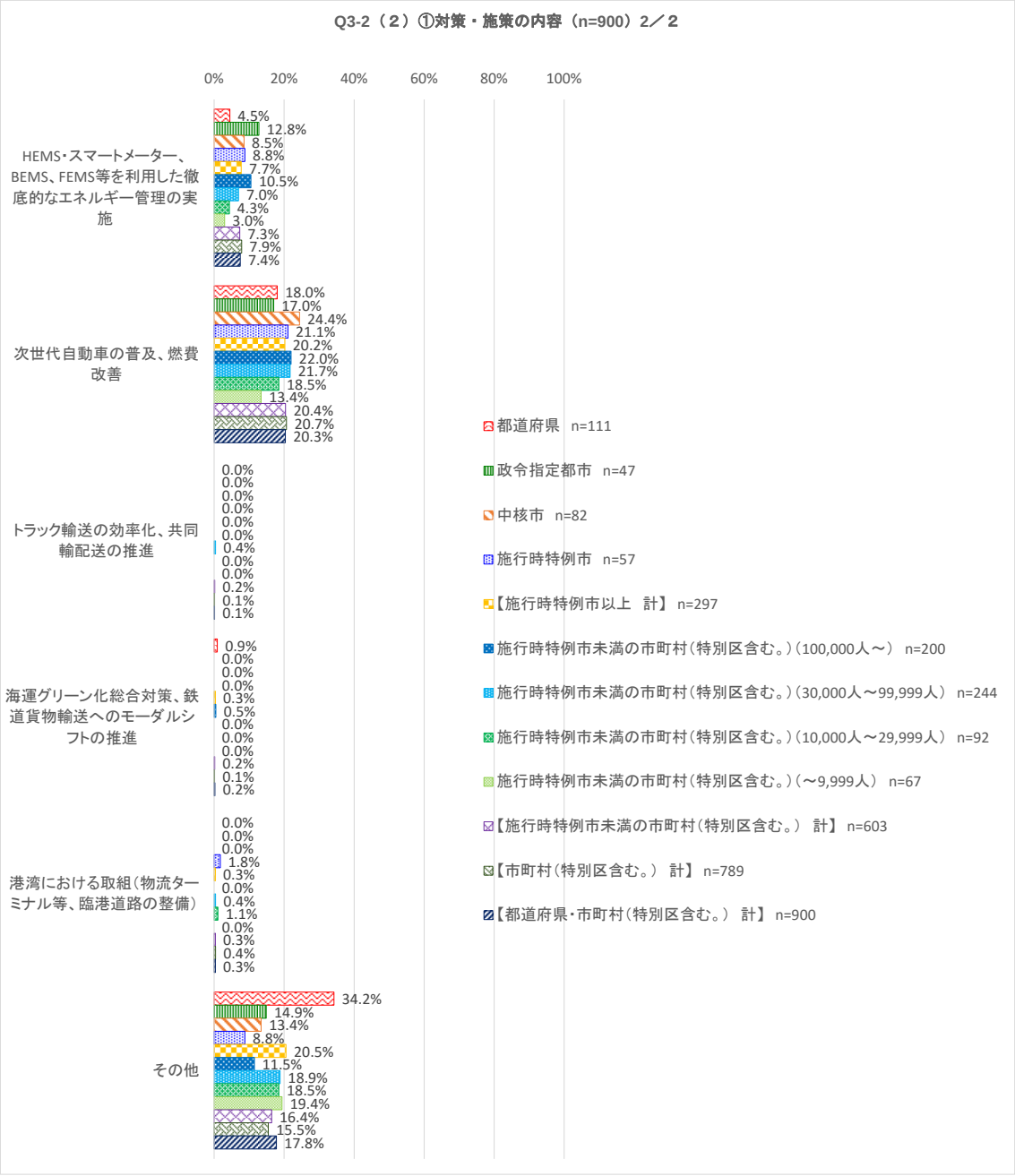


図 224 (2 / 2)



<その他を選択した団体の主な補足事項>

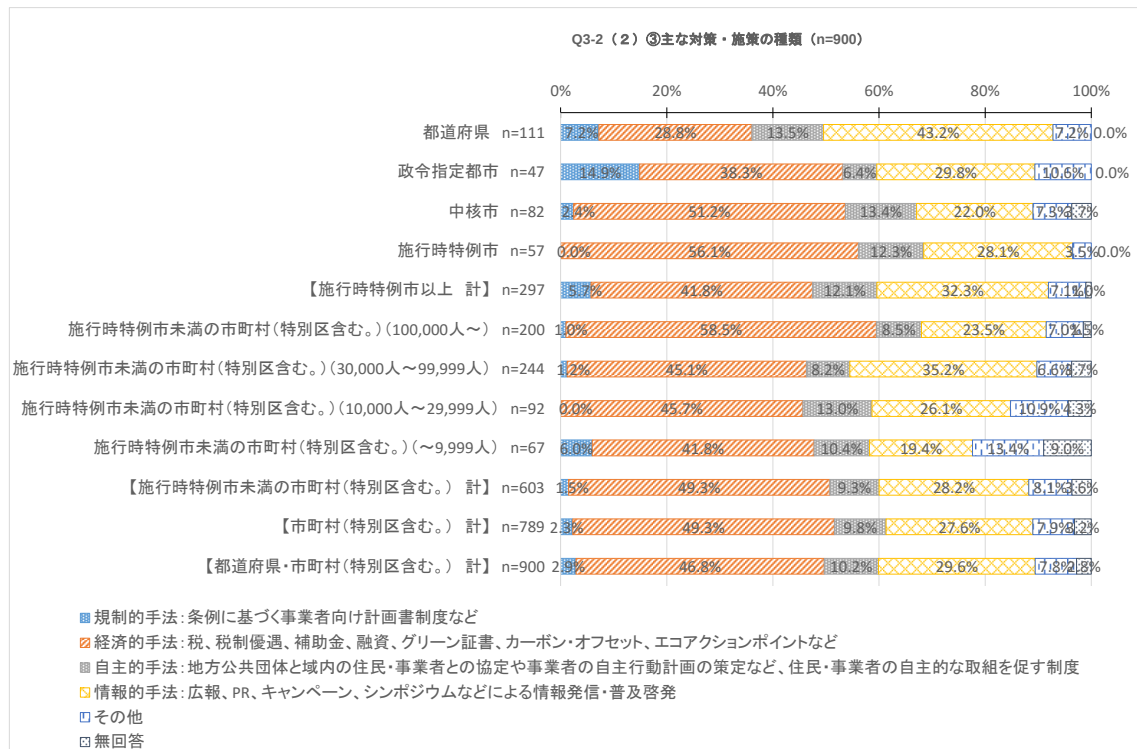
- ・ ノーマイカーデーの推進
- ・ 公共交通機関の見直し・拡充
- ・ 自転車の利用促進

2) 主な対策・施策の種類

表 227

項目	区分	人口規模	規制的手法: 条例に基づく事業者 向け計画書制度など	経済的手法: 税、税制優遇、補助 金、融資、グリーン 証書、カーボン・オフ セット、エコアクション ポイントなど	自主的手法: 地方公共団体と域 内の住民・事業者との 協定や事業者の 自主行動計画の策 定など、住民・事業 者の自主的な取組 を促す制度	情報的手法: 広報、PR、キャン ペーン、シンポジウ ムなどによる情報発 信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		8	32	15	48	8	0	111
	政令指定都市		7	18	3	14	5	0	47
	中核市		2	42	11	18	6	3	82
	施行時特例市		0	32	7	16	2	0	57
	施行時特例市以上 計		17	124	36	96	21	3	297
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	2	117	17	47	14	3	200
		30,000人～99,999人	3	110	20	86	16	9	244
		10,000人～29,999人	0	42	12	24	10	4	92
		～9,999人	4	28	7	13	9	6	67
		計	9	297	56	170	49	22	603
	市町村(特別区含む。)	計	18	389	77	218	62	25	789
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	2.6	42.1	9.2	26.6	7.0	2.5	90.0
	都道府県		7.2%	28.8%	13.5%	43.2%	7.2%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		14.9%	38.3%	6.4%	29.8%	10.6%	0.0%	100.0%
	中核市		2.4%	51.2%	13.4%	22.0%	7.3%	3.7%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	56.1%	12.3%	28.1%	3.5%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		5.7%	41.8%	12.1%	32.3%	7.1%	1.0%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	1.0%	58.5%	8.5%	23.5%	7.0%	1.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	1.2%	45.1%	8.2%	35.2%	6.6%	3.7%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	45.7%	13.0%	26.1%	10.9%	4.3%	100.0%
		～9,999人	6.0%	41.8%	10.4%	19.4%	13.4%	9.0%	100.0%
		計	1.5%	49.3%	9.3%	28.2%	8.1%	3.6%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	2.3%	49.3%	9.8%	27.6%	7.9%	3.2%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	2.9%	46.8%	10.2%	29.6%	7.8%	2.8%	100.0%

図 225



3) 対象部門

図 226 (1 / 2)

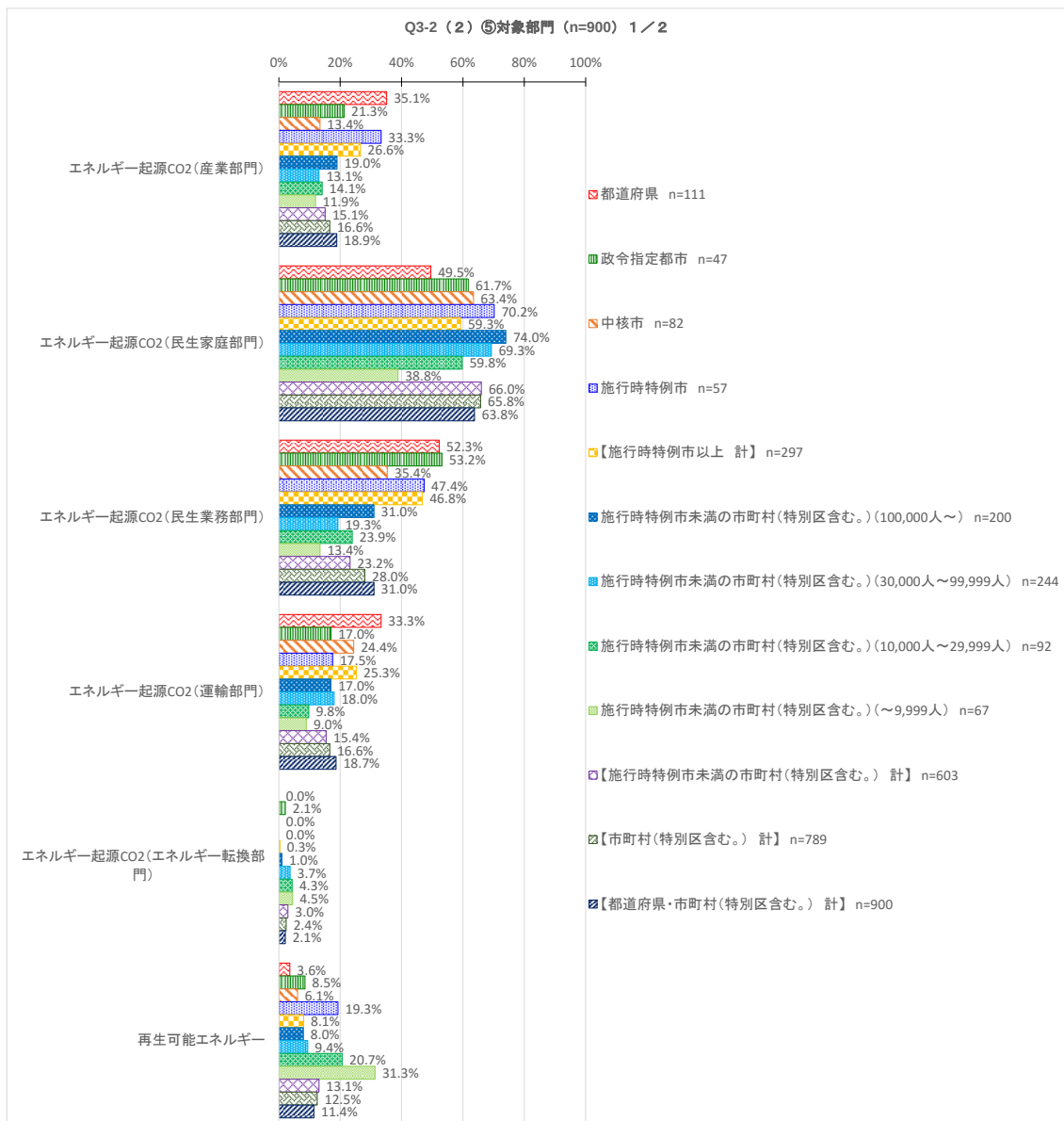
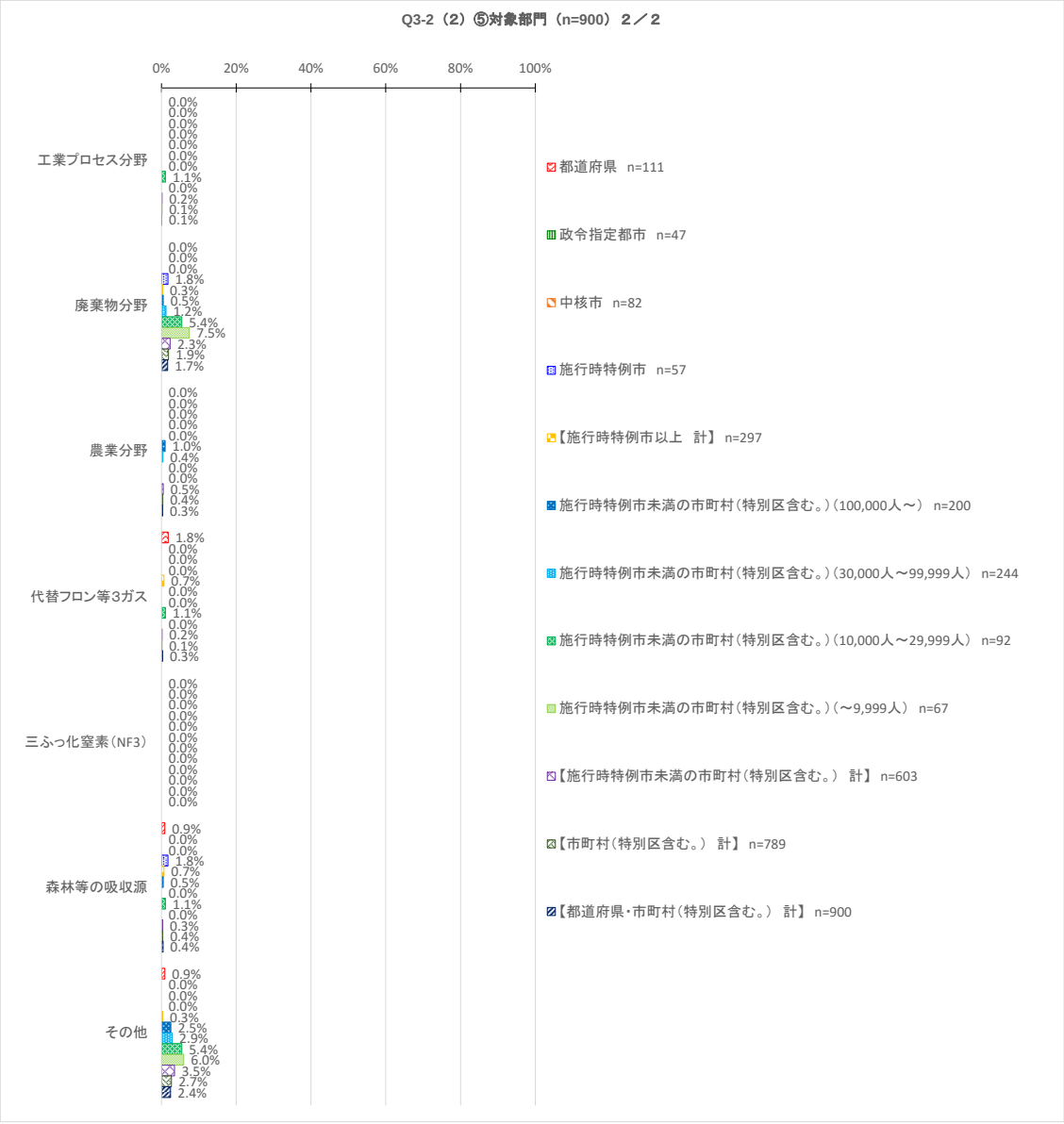


図 227 (2 / 2)

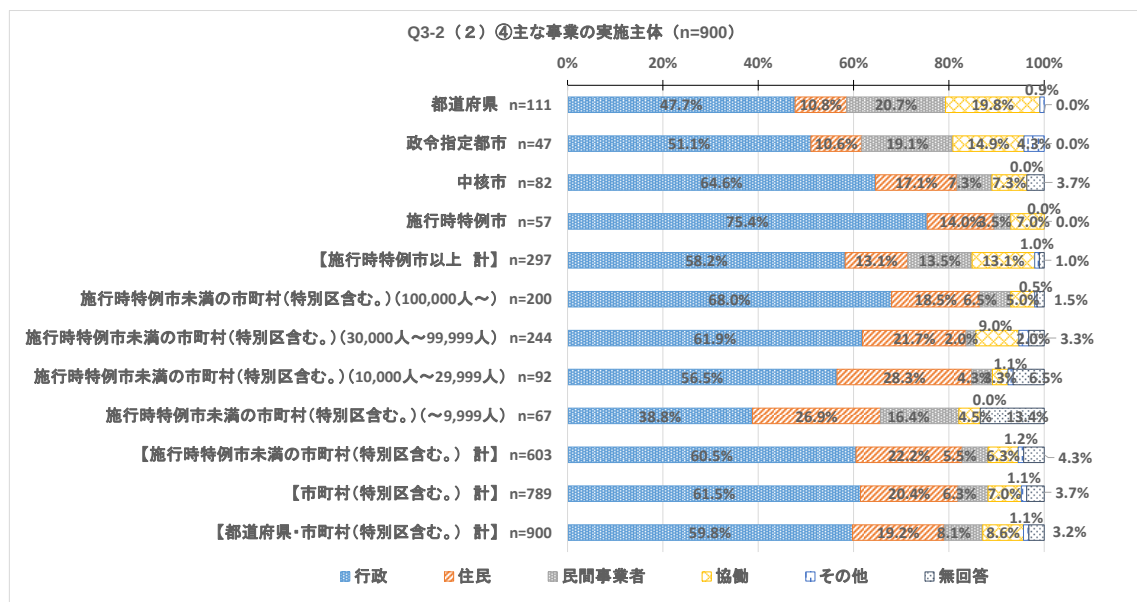


4) 主な事業の実施主体

表 228

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		53	12	23	22	1	0	111
	政令指定都市		24	5	9	7	2	0	47
	中核市		53	14	6	6	0	3	82
	施行時特例市		43	8	2	4	0	0	57
	施行時特例市以上 計		173	39	40	39	3	3	297
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	136	37	13	10	1	3	200
		30,000人～99,999人	151	53	5	22	5	8	244
		10,000人～29,999人	52	26	4	3	1	6	92
		～9,999人	26	18	11	3	0	9	67
	計		365	134	33	38	7	26	603
	市町村(特別区含む。)	計	485	161	50	55	9	29	789
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	538	173	73	77	10	29	900
	都道府県		47.7%	10.8%	20.7%	19.8%	0.9%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		51.1%	10.6%	19.1%	14.9%	4.3%	0.0%	100.0%
	中核市		64.6%	17.1%	7.3%	7.3%	0.0%	3.7%	100.0%
	施行時特例市		75.4%	14.0%	3.5%	7.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		58.2%	13.1%	13.5%	13.1%	1.0%	1.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	68.0%	18.5%	6.5%	5.0%	0.5%	1.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	61.9%	21.7%	2.0%	9.0%	2.0%	3.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	56.5%	28.3%	4.3%	3.7%	1.1%	6.5%	100.0%
		～9,999人	38.8%	26.9%	16.4%	4.5%	0.0%	13.4%	100.0%
	計		60.5%	22.2%	5.5%	6.3%	1.2%	4.3%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	61.5%	20.4%	6.3%	7.0%	1.1%	3.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	59.8%	19.2%	8.1%	8.6%	1.1%	3.2%	100.0%

図 228

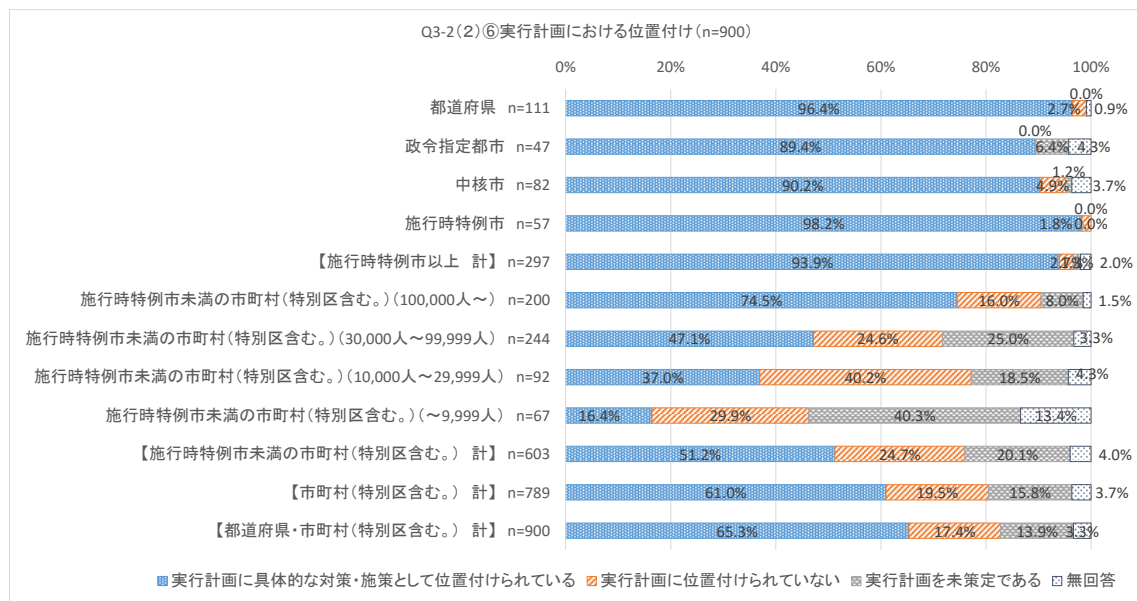


5) 実行計画における位置付け

表 229

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		107	3	0	1	111
	政令指定都市		42	0	3	2	47
	中核市		74	4	1	3	82
	施行時特例市		56	1	0	0	57
	施行時特例市以上 計		279	8	4	6	297
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	149	32	16	3	200
		30,000人～99,999人	115	60	61	8	244
		10,000人～29,999人	34	37	17	4	92
		～9,999人	11	20	27	9	67
		計	309	149	121	24	603
	市町村(特別区含む。)	計	481	154	125	29	789
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	588	157	125	30	900
割合	都道府県		96.4%	2.7%	0.0%	0.9%	100.0%
	政令指定都市		89.4%	0.0%	6.4%	4.3%	100.0%
	中核市		90.2%	4.9%	1.2%	3.7%	100.0%
	施行時特例市		98.2%	1.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		93.9%	2.7%	1.3%	2.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	74.5%	16.0%	8.0%	1.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	47.1%	24.6%	25.0%	3.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	37.0%	40.2%	18.5%	4.3%	100.0%
		～9,999人	16.4%	29.9%	40.3%	13.4%	100.0%
		計	51.2%	24.7%	20.1%	4.0%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	61.0%	19.5%	15.8%	3.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	65.3%	17.4%	13.9%	3.3%	100.0%

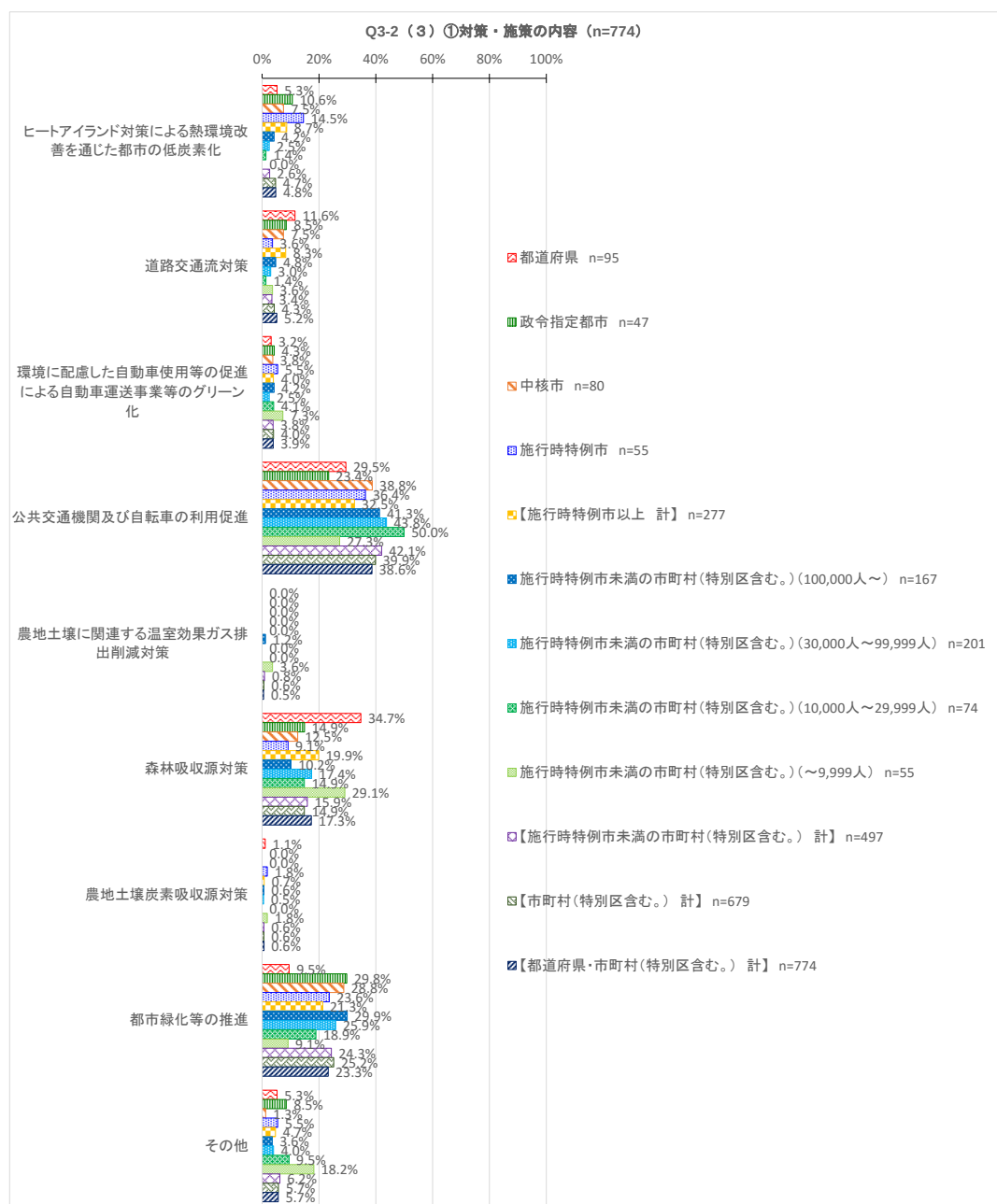
図 229



(5) (1) も含めてすでに実施している地域の地球温暖化対策（都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善）

1) 対策・施策の内容

図 230



＜その他を選択した団体の主な補足事項＞

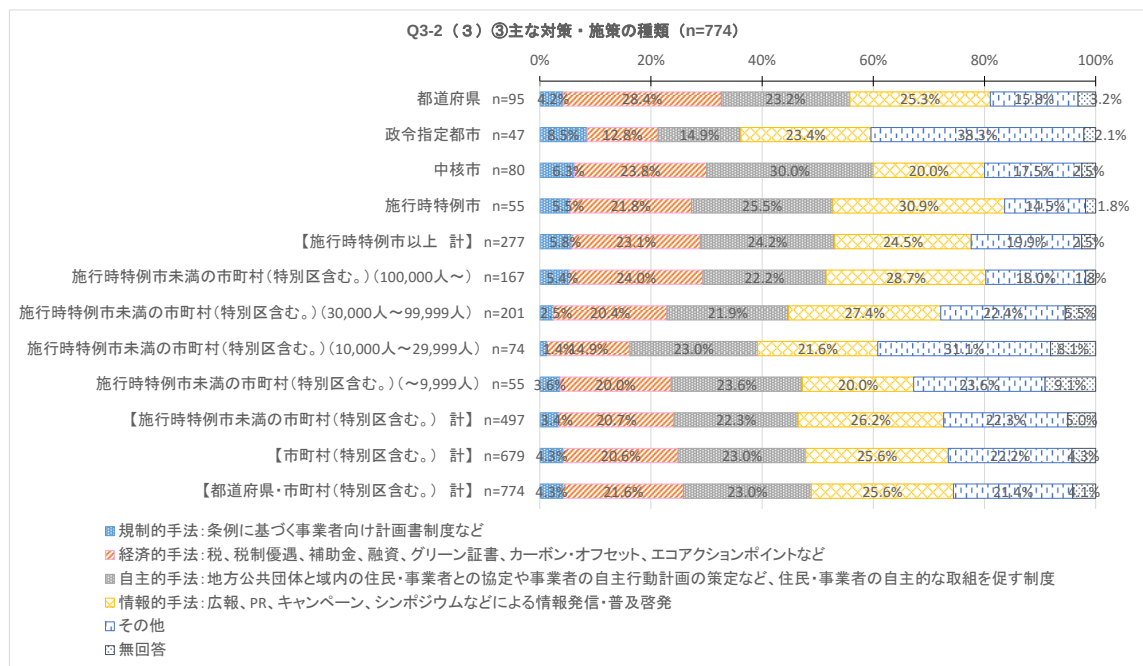
- ・ レジ袋削減の推進
- ・ 生ごみ堆肥化の推進
- ・ 合併処理浄化槽の設置

2) 主な対策・施策の種類

表 230

項目	区分	人口規模	規制的手法： 条例に基づく事業者向け計画書制度など	経済的手法： 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど	自主的手法： 地方公共団体と域内の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度	情報的手法： 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		4	27	22	24	15	3	95
	政令指定都市		4	6	7	11	18	1	47
	中核市		5	19	24	16	14	2	80
	施行時特例市		3	12	14	17	8	1	55
	施行時特例市以上 計		16	64	67	68	55	7	277
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	9	40	37	48	30	3	167
		30,000人～99,999人	5	41	44	55	45	11	201
		10,000人～29,999人	1	11	17	16	23	6	74
		～9,999人	2	11	13	11	13	5	55
		計	17	103	111	130	111	25	497
	市町村(特別区含む。)	計	29	140	156	174	151	29	679
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	33	167	178	198	166	32	774
	都道府県		4.2%	28.4%	23.2%	25.3%	15.8%	3.2%	100.0%
	政令指定都市		8.5%	12.8%	14.9%	23.4%	38.3%	2.1%	100.0%
	中核市		6.3%	23.8%	30.0%	20.0%	17.5%	2.5%	100.0%
	施行時特例市		5.5%	21.8%	25.5%	30.9%	14.5%	1.8%	100.0%
	施行時特例市以上 計		5.8%	23.1%	24.2%	24.5%	19.9%	2.5%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	5.4%	24.0%	22.2%	28.7%	18.0%	1.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	2.5%	20.4%	21.9%	27.4%	22.4%	5.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	1.4%	14.9%	23.0%	21.6%	31.1%	8.1%	100.0%
		～9,999人	3.6%	20.0%	23.6%	20.0%	23.6%	9.1%	100.0%
		計	3.4%	20.7%	22.3%	26.2%	22.3%	5.0%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	4.3%	20.6%	23.0%	25.6%	22.2%	4.3%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	4.3%	21.6%	23.0%	25.6%	21.4%	4.1%	100.0%

図 231



3) 対象部門

図 232 (1 / 2)

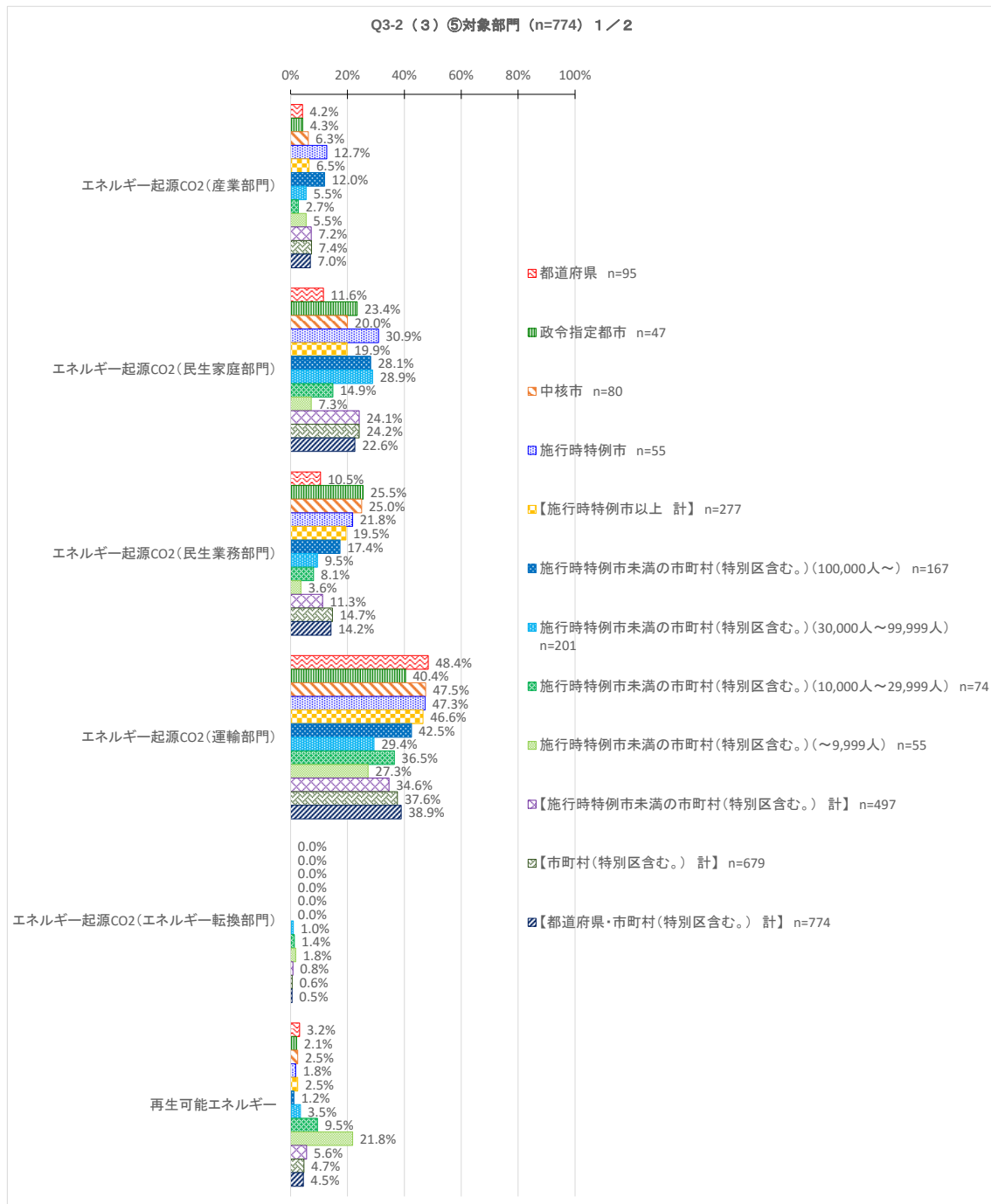
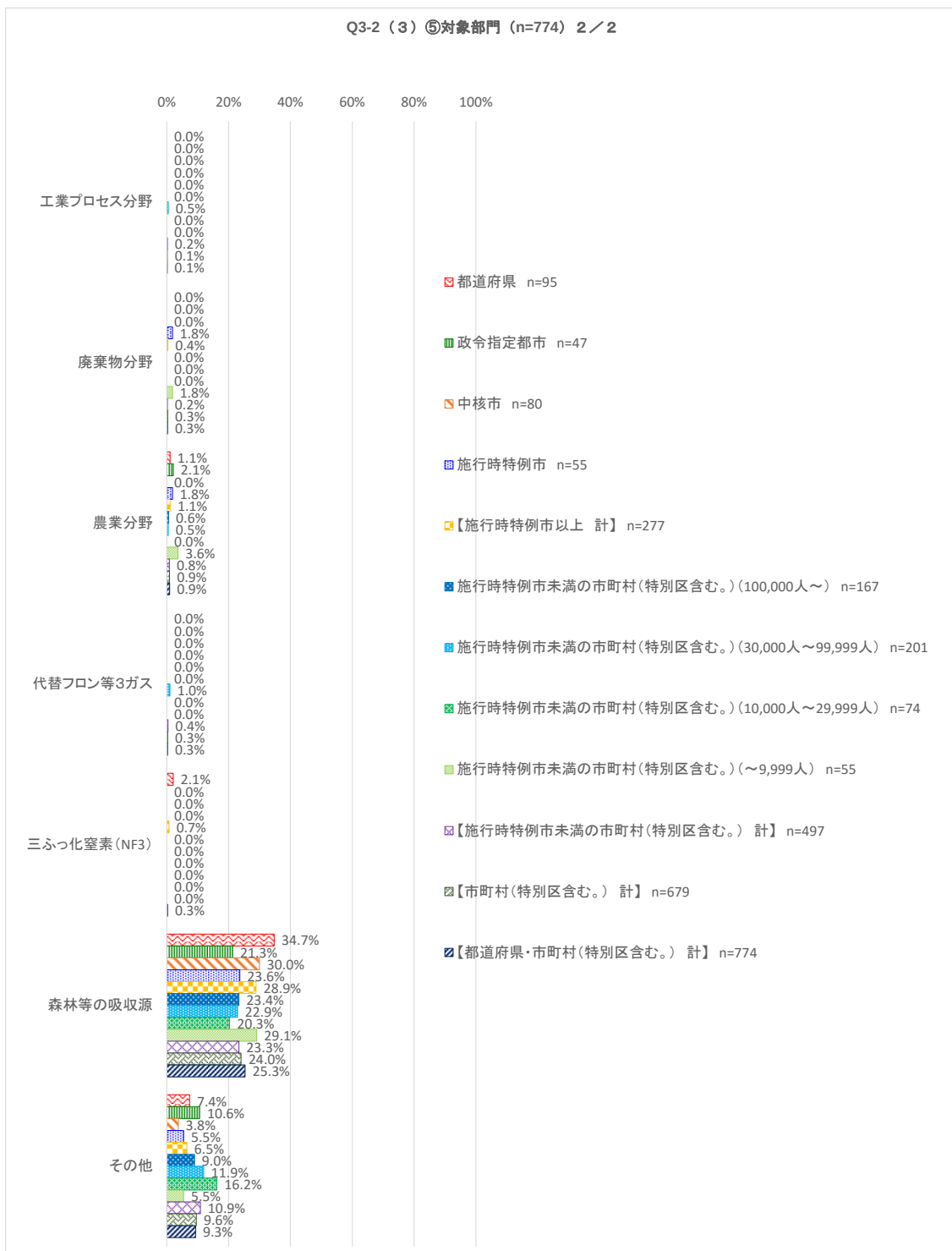


図 233 (2 / 2)

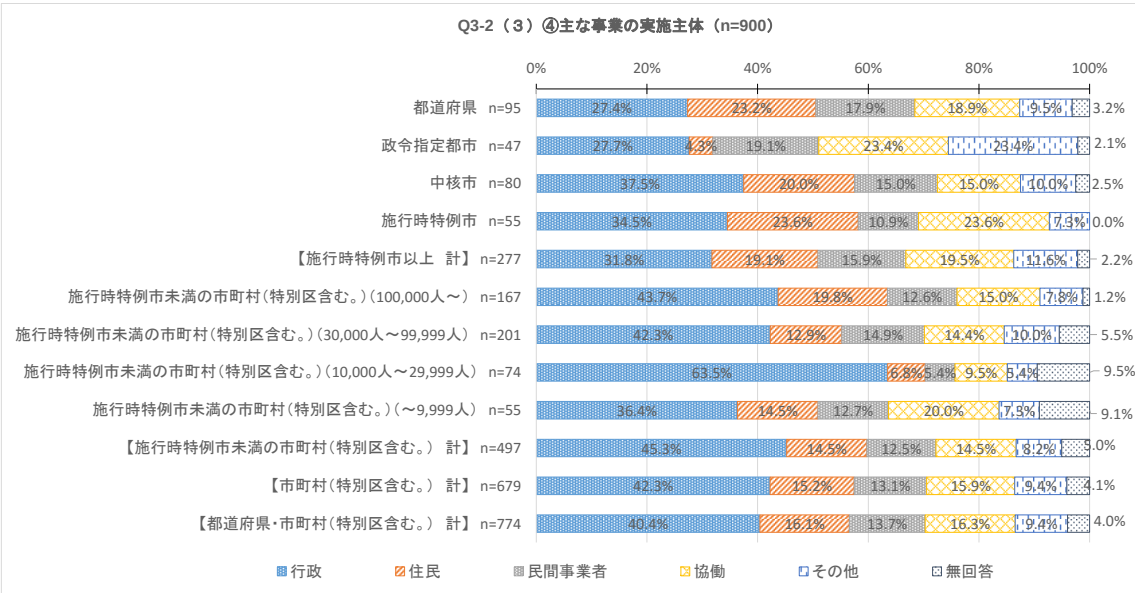


4) 主な事業の実施主体

表 231

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		26	22	17	18	9	3	95
	政令指定都市		13	2	9	11	11	1	47
	中核市		30	16	12	12	8	2	80
	施行時特例市		19	13	6	13	4	0	55
	施行時特例市以上 計		88	53	44	54	32	6	277
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	73	33	21	25	13	2	167
		30,000人～99,999人	85	26	30	29	20	11	201
		10,000人～29,999人	47	5	4	7	4	7	74
		～9,999人	20	8	7	11	4	5	55
		計	225	72	62	72	41	25	497
	市町村(特別区含む。) 計		287	103	89	108	64	28	679
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		313	125	106	126	73	31	774
割合	都道府県		27.4%	23.2%	17.9%	18.9%	9.5%	3.2%	100.0%
	政令指定都市		27.7%	4.3%	19.1%	23.4%	23.4%	2.1%	100.0%
	中核市		37.5%	20.0%	15.0%	15.0%	10.0%	2.5%	100.0%
	施行時特例市		34.5%	23.6%	10.9%	23.6%	7.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		31.8%	19.1%	15.9%	19.5%	11.6%	2.2%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	43.7%	19.8%	12.6%	15.0%	7.8%	1.2%	100.0%
		30,000人～99,999人	42.3%	12.9%	14.9%	14.4%	10.0%	5.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	63.5%	6.8%	5.4%	9.5%	5.4%	9.5%	100.0%
		～9,999人	36.4%	14.5%	12.7%	20.0%	7.3%	9.1%	100.0%
		計	45.3%	14.5%	12.5%	14.5%	8.2%	5.0%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		42.3%	15.2%	13.1%	15.9%	9.4%	4.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		40.4%	16.1%	13.7%	16.3%	9.4%	4.0%	100.0%

図 234

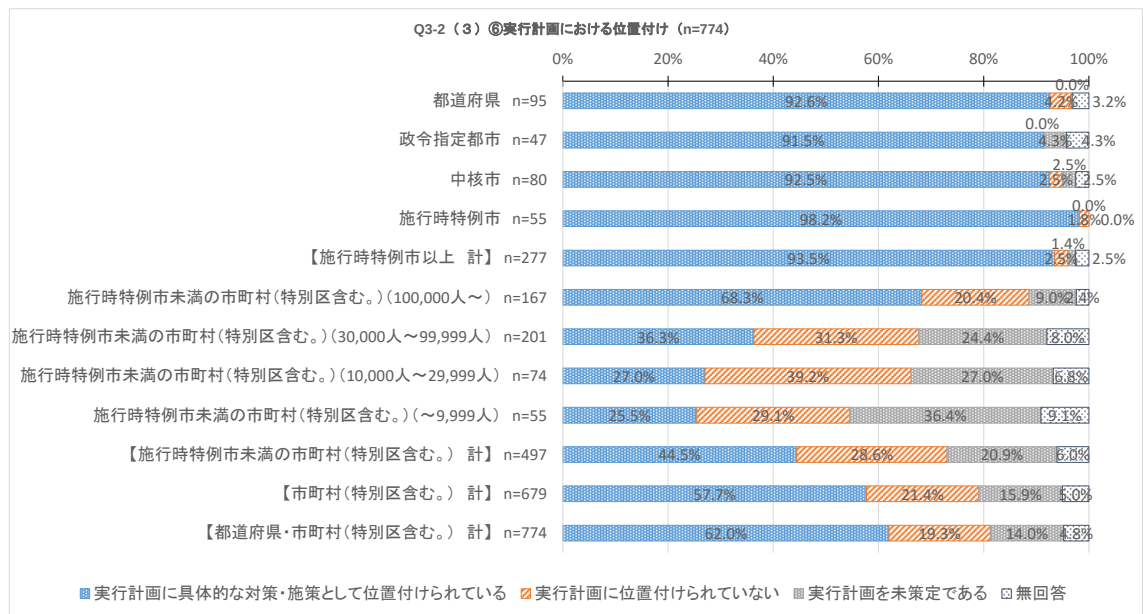


5) 実行計画における位置付け

表 232

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		88	4	0	3	95
	政令指定都市		43	0	2	2	47
	中核市		74	2	2	2	80
	施行時特例市		54	1	0	0	55
	施行時特例市以上 計		259	7	4	7	277
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	114	34	15	4	167
		30,000人～99,999人	73	63	49	16	201
		10,000人～29,999人	20	29	20	5	74
		～9,999人	14	16	20	5	55
		計	221	142	104	30	497
	市町村(特別区含む。) 計		392	145	108	34	679
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		480	149	108	37	774
割合	都道府県		92.6%	4.2%	0.0%	3.2%	100.0%
	政令指定都市		91.5%	0.0%	4.3%	4.3%	100.0%
	中核市		92.5%	2.5%	2.5%	2.5%	100.0%
	施行時特例市		98.2%	1.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		93.5%	2.5%	1.4%	2.5%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	68.3%	20.4%	9.0%	2.4%	100.0%
		30,000人～99,999人	36.3%	31.3%	24.4%	8.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	27.0%	39.2%	27.0%	6.8%	100.0%
		～9,999人	25.5%	29.1%	36.4%	9.1%	100.0%
		計	44.5%	28.6%	20.9%	6.0%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		57.7%	21.4%	15.9%	5.0%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		62.0%	19.3%	14.0%	4.8%	100.0%

図 235



1) 対策・施策の内容

03-2 (4) ①対策・施策の内容 (n=1,241)



＜その他を選択した団体の主な補足事項＞

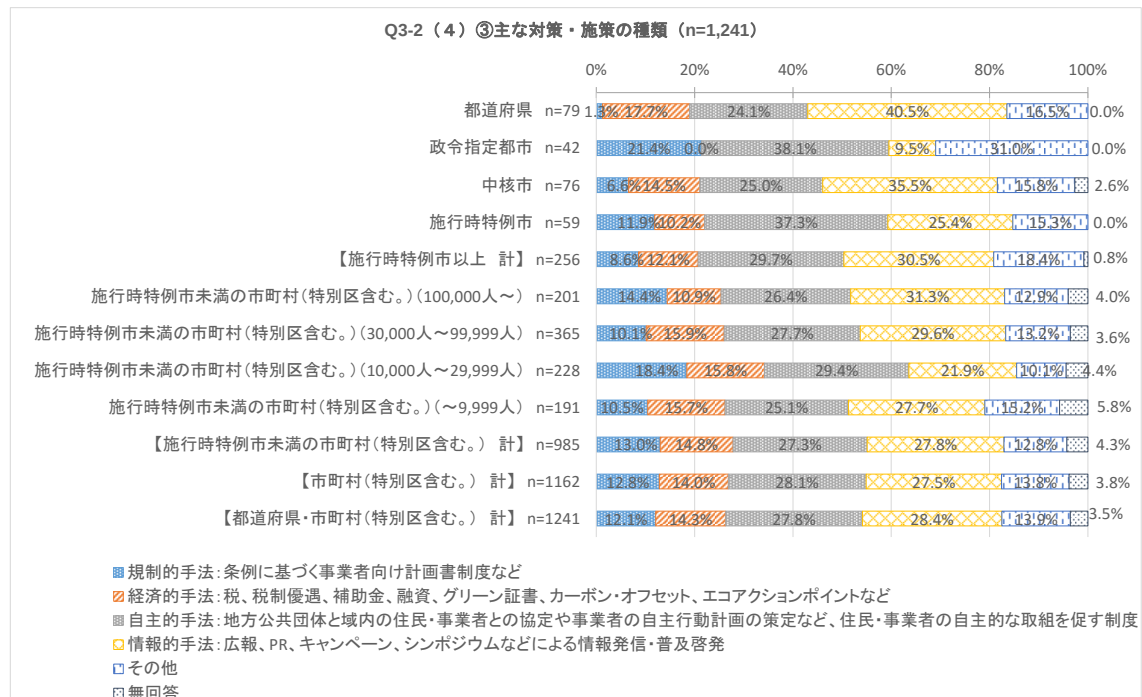
- ・ レジ袋削減の推進
- ・ 生ごみ堆肥化の推進
- ・ 合併処理浄化槽の設置

2) 主な対策・施策の種類

表 233

項目	区分	人口規模	規制的手法: 条例に基づく事業者向け 計画書制度など	経済的手法: 税、税制優遇、補助 金、融資、グリーン 証書、カーボン・オフ セット、エコアクション ポイントなど	自主的手法: 地方公共団体と域内の 住民・事業者との協定 や事業者の自主行動計 画の策定など、住民・事 業者の自主的な取組を 促す制度	情報的手法: 広報、PR、キャン ペーン、シンポジウ ムなどによる情報発 信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		1	14	19	32	13	0	79
	政令指定都市		9	0	16	4	13	0	42
	中核市		5	11	19	27	12	2	76
	施行時特例市		7	6	22	15	9	0	59
	施行時特例市以上 計		22	31	76	78	47	2	256
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	29	22	53	63	26	8	201
		30,000人～99,999人	37	58	101	108	48	13	365
		10,000人～29,999人	42	36	67	50	23	10	228
		～9,999人	20	30	48	53	29	11	191
		計	128	146	269	274	126	42	985
	市町村(特別区含む。)	計	149	163	326	320	160	44	1,162
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	150	177	345	352	173	44	1,241
	都道府県		1.3%	17.7%	24.1%	40.5%	16.5%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		21.4%	0.0%	38.1%	9.5%	31.0%	0.0%	100.0%
	中核市		6.6%	14.5%	25.0%	35.5%	15.8%	2.6%	100.0%
	施行時特例市		11.9%	10.2%	37.3%	25.4%	15.3%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		8.6%	12.1%	29.7%	30.5%	18.4%	0.8%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	14.4%	10.9%	26.4%	31.3%	12.9%	4.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	10.1%	15.9%	27.7%	29.6%	13.2%	3.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	18.4%	15.8%	29.4%	21.9%	10.1%	4.4%	100.0%
		～9,999人	10.5%	15.7%	25.1%	27.7%	15.2%	5.8%	100.0%
		計	13.0%	14.8%	27.3%	27.8%	12.8%	4.3%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	12.8%	14.0%	28.1%	27.5%	13.8%	3.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	12.1%	14.3%	27.8%	28.4%	13.9%	3.5%	100.0%

図 237



3) 対象部門

図 238 (1 / 2)

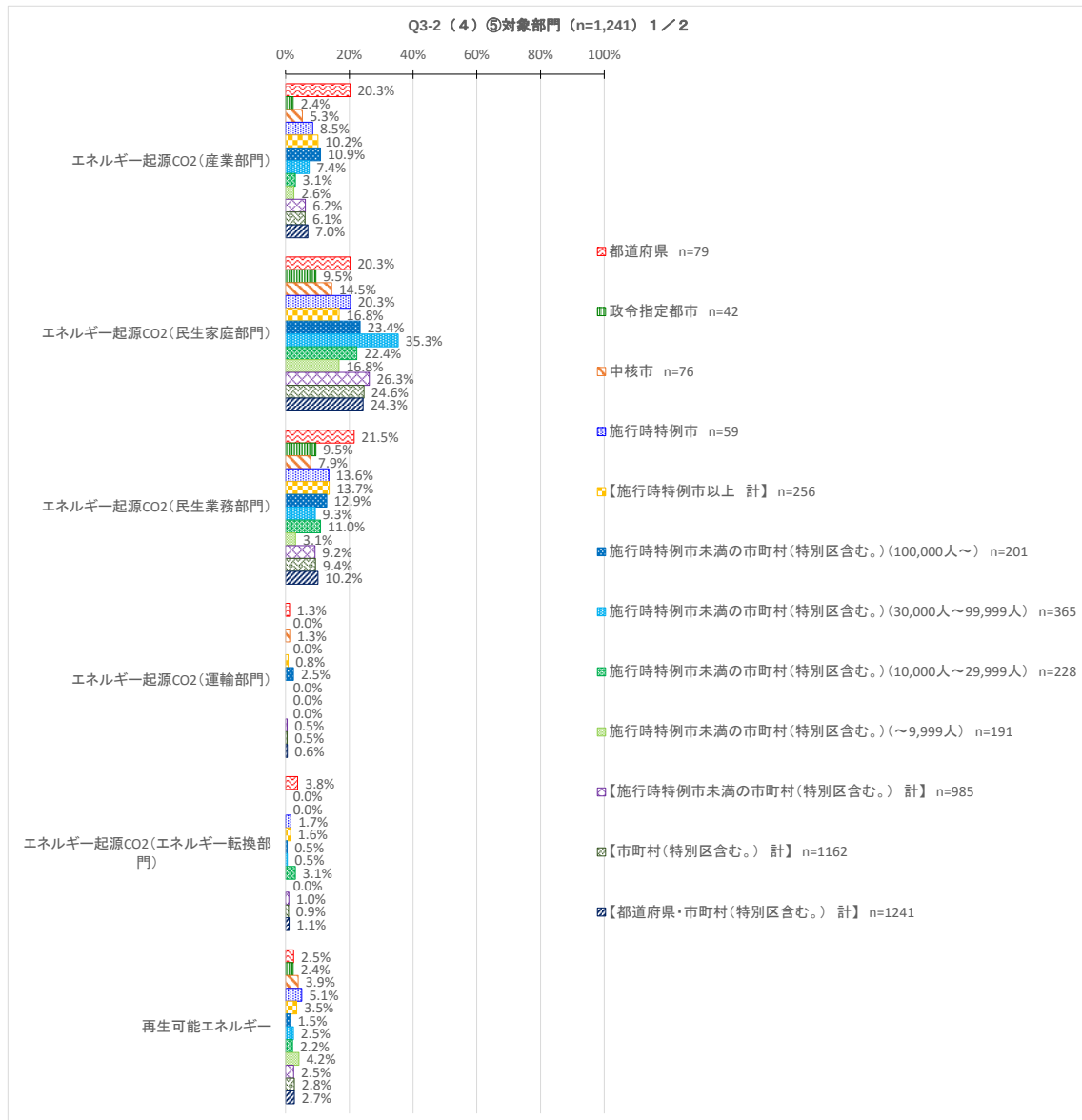
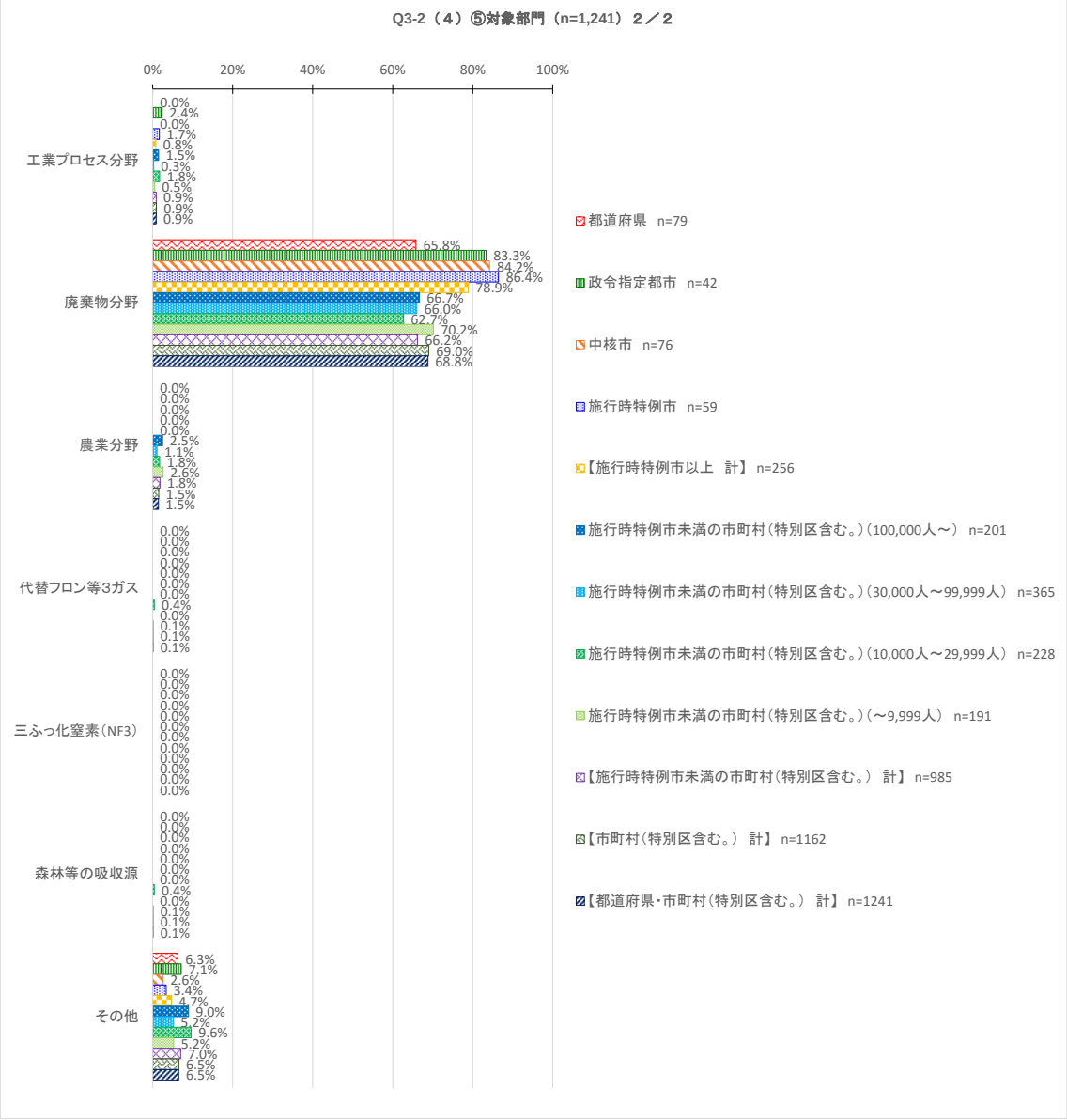


図 239 (2 / 2)

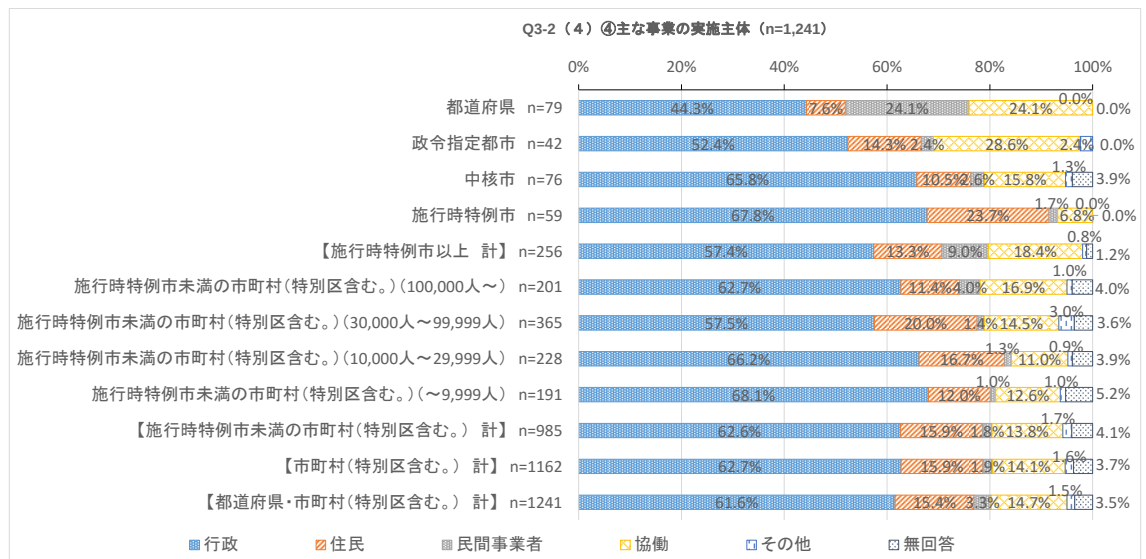


4) 主な事業の実施主体

表 234

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		35	6	19	19	0	0	79
	政令指定都市		22	6	1	12	1	0	42
	中核市		50	8	2	12	1	3	76
	施行時特例市		40	14	1	4	0	0	59
	施行時特例市以上 計		147	34	23	47	2	3	256
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	126	23	8	34	2	8	201
		30,000人～99,999人	210	73	5	53	11	13	365
		10,000人～29,999人	151	38	3	25	2	9	228
		～9,999人	130	23	2	24	2	10	191
		計	617	157	18	136	17	40	985
	市町村(特別区含む。)	計	729	185	22	164	19	43	1,162
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	764	191	41	183	19	43	1,241
	都道府県		44.3%	7.6%	24.1%	24.1%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		52.4%	14.3%	2.4%	28.6%	2.4%	0.0%	100.0%
	中核市		65.8%	10.5%	2.6%	15.8%	1.3%	3.9%	100.0%
	施行時特例市		67.8%	23.7%	1.7%	6.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		57.4%	13.3%	9.0%	18.4%	0.8%	1.2%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	62.7%	11.4%	4.0%	16.9%	1.0%	4.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	57.5%	20.0%	1.4%	14.5%	3.0%	3.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	66.2%	16.7%	1.3%	11.0%	0.9%	3.9%	100.0%
		～9,999人	68.1%	12.0%	1.0%	12.6%	1.0%	5.2%	100.0%
		計	62.6%	15.8%	1.8%	13.8%	1.7%	4.1%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。)	計	62.7%	15.8%	1.9%	14.1%	1.6%	3.7%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	61.6%	15.4%	3.3%	14.7%	1.5%	3.5%	100.0%

図 240

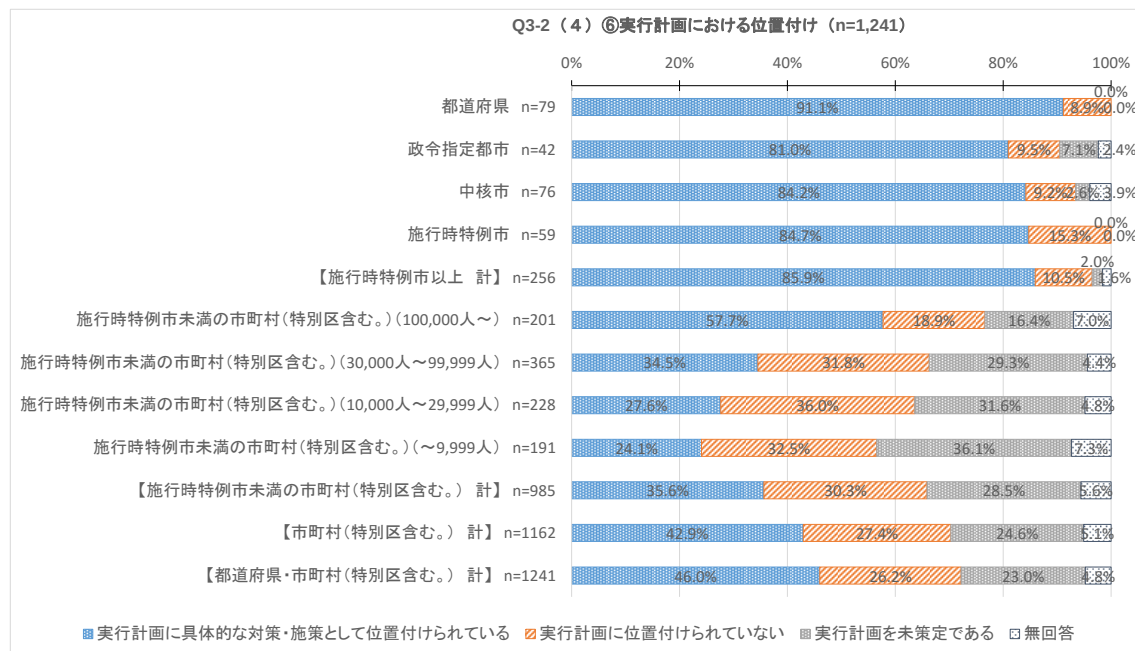


5) 実行計画における位置付け

表 235

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		72	7	0	0	79
	政令指定都市		34	4	3	1	42
	中核市		64	7	2	3	76
	施行時特例市		50	9	0	0	59
	施行時特例市以上 計		220	27	5	4	256
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	116	38	33	14	201
		30,000人～99,999人	126	116	107	16	365
		10,000人～29,999人	63	82	72	11	228
		～9,999人	46	62	69	14	191
		計	351	298	281	55	985
	市町村(特別区含む。)	計	499	318	286	59	1,162
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	571	325	286	59	1,241
	都道府県		91.1%	8.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市		81.0%	9.5%	7.1%	2.4%	100.0%
	中核市		84.2%	9.2%	2.6%	3.9%	100.0%
	施行時特例市		84.7%	15.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		85.9%	10.5%	2.0%	1.6%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	57.7%	18.9%	16.4%	7.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	34.5%	31.8%	29.3%	4.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	27.6%	36.0%	31.6%	4.8%	100.0%
		～9,999人	24.1%	32.5%	36.1%	7.3%	100.0%
		計	35.6%	30.3%	28.5%	5.6%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	42.9%	27.4%	24.6%	5.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	46.0%	26.2%	23.0%	4.8%	100.0%

図 241



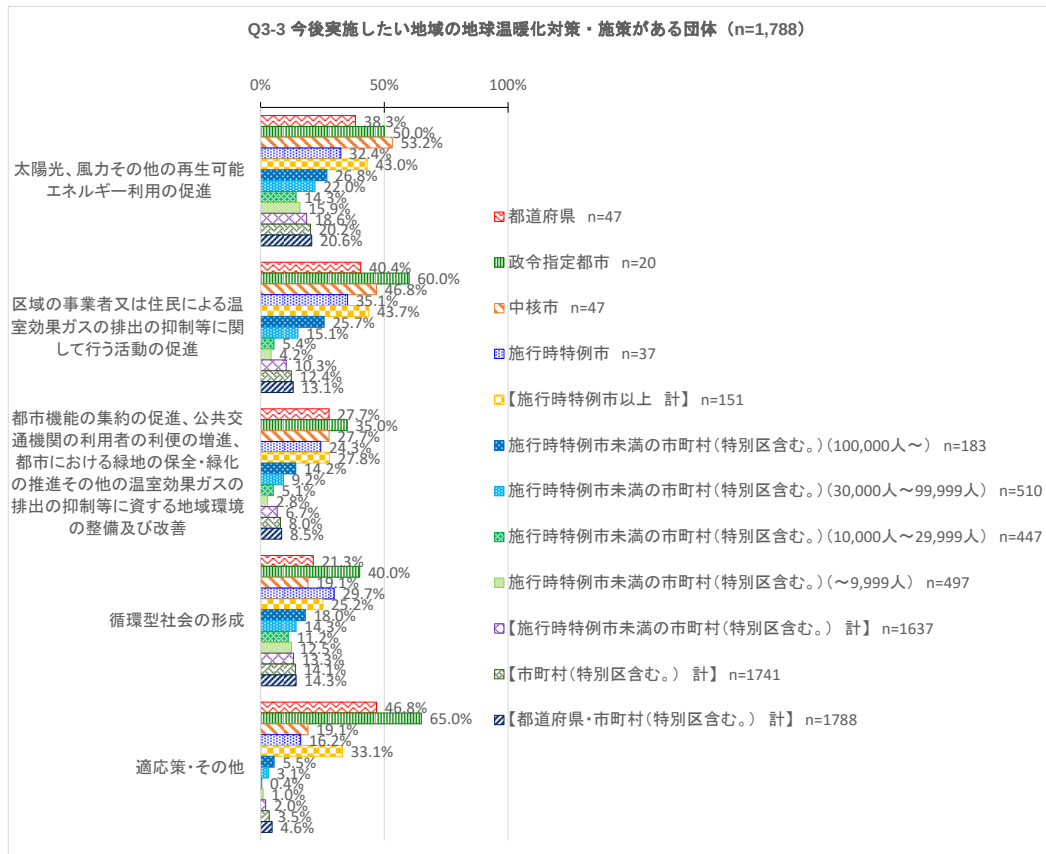
(7) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策

1) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策がある団体

表 236

項目	区分	人口規模	太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進	区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善	循環型社会の形成	適応策・その他	対象団体数
団体数	都道府県		18	19	13	10	22	47
	政令指定都市		10	12	7	8	13	20
	中核市		25	22	13	9	9	47
	施行時特例市		12	13	9	11	6	37
	施行時特例市以上 計		65	66	42	38	50	151
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	49	47	26	33	10	183
		30,000人～99,999人	112	77	47	73	16	510
		10,000人～29,999人	64	24	23	50	2	447
		～9,999人	79	21	14	62	5	497
		計	304	169	110	218	33	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	351	216	139	246	61	1,741
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	369	235	152	256	83	1,788
	都道府県		38.3%	40.4%	27.7%	21.3%	46.8%	100.0%
	政令指定都市		50.0%	60.0%	35.0%	40.0%	65.0%	100.0%
	中核市		53.2%	46.8%	27.7%	19.1%	19.1%	100.0%
	施行時特例市		32.4%	35.1%	24.3%	29.7%	16.2%	100.0%
	施行時特例市以上 計		43.0%	43.7%	27.8%	25.2%	33.1%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	26.8%	25.7%	14.2%	18.0%	5.5%	100.0%
		30,000人～99,999人	22.0%	15.1%	9.2%	14.3%	3.1%	100.0%
		10,000人～29,999人	14.3%	5.4%	5.1%	11.2%	0.4%	100.0%
		～9,999人	15.9%	4.2%	2.8%	12.5%	1.0%	100.0%
		計	18.6%	10.3%	6.7%	13.3%	2.0%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	20.2%	12.4%	8.0%	14.1%	3.5%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	20.6%	13.1%	8.5%	14.3%	4.6%	100.0%

図 242

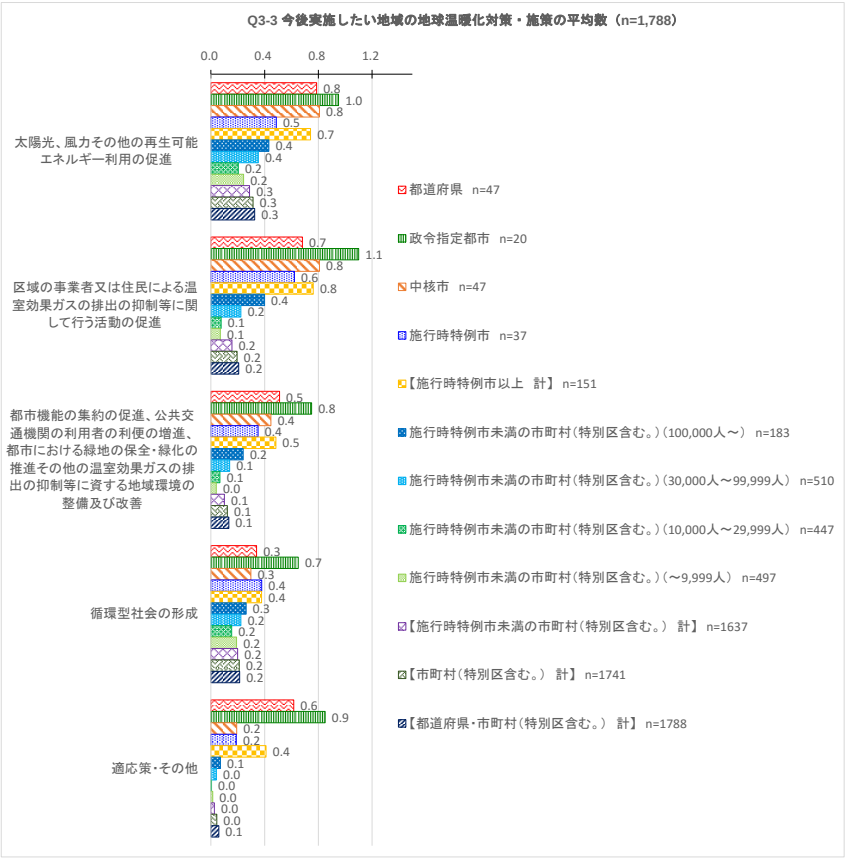


2) 今後実施したい対策・施策数

表 237

項目	区分	人口規模	太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進	区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善	循環型社会の形成	適応策・その他	対象団体数
団体数	都道府県		37	32	24	16	29	47
	政令指定都市		19	22	15	13	17	20
	中核市		38	38	21	14	9	47
	施行時特別市		18	23	13	14	7	37
	施行時特別市以上 計		112	115	73	57	62	151
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	79	73	44	48	13	183
		30,000人～99,999人	180	114	71	114	21	510
		10,000人～29,999人	91	34	30	69	2	447
		～9,999人	121	35	20	95	7	497
		計	471	256	165	326	43	1,637
	市町村(特別区含む。)	計	546	339	214	367	76	1,741
平均 回答数	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	583	371	238	383	105	1,788
	都道府県		0.8	0.7	0.5	0.3	0.6	1.0
	政令指定都市		1.0	1.1	0.8	0.7	0.9	1.0
	中核市		0.8	0.8	0.4	0.3	0.2	1.0
	施行時特別市		0.5	0.6	0.4	0.4	0.2	1.0
	施行時特別市以上 計		0.7	0.8	0.5	0.4	0.4	1.0
	施行時特別市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	0.4	0.4	0.2	0.3	0.1	1.0
		30,000人～99,999人	0.4	0.2	0.1	0.2	0.0	1.0
		10,000人～29,999人	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	1.0
		～9,999人	0.2	0.1	0.0	0.2	0.0	1.0
		計	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	1.0
	市町村(特別区含む。)	計	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	1.0
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	1.0

図 243



（８）今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策（太陽光、風力その他の再生可能エネルギー利用の促進）

１）対策・施策の内容

図 244（１／２）

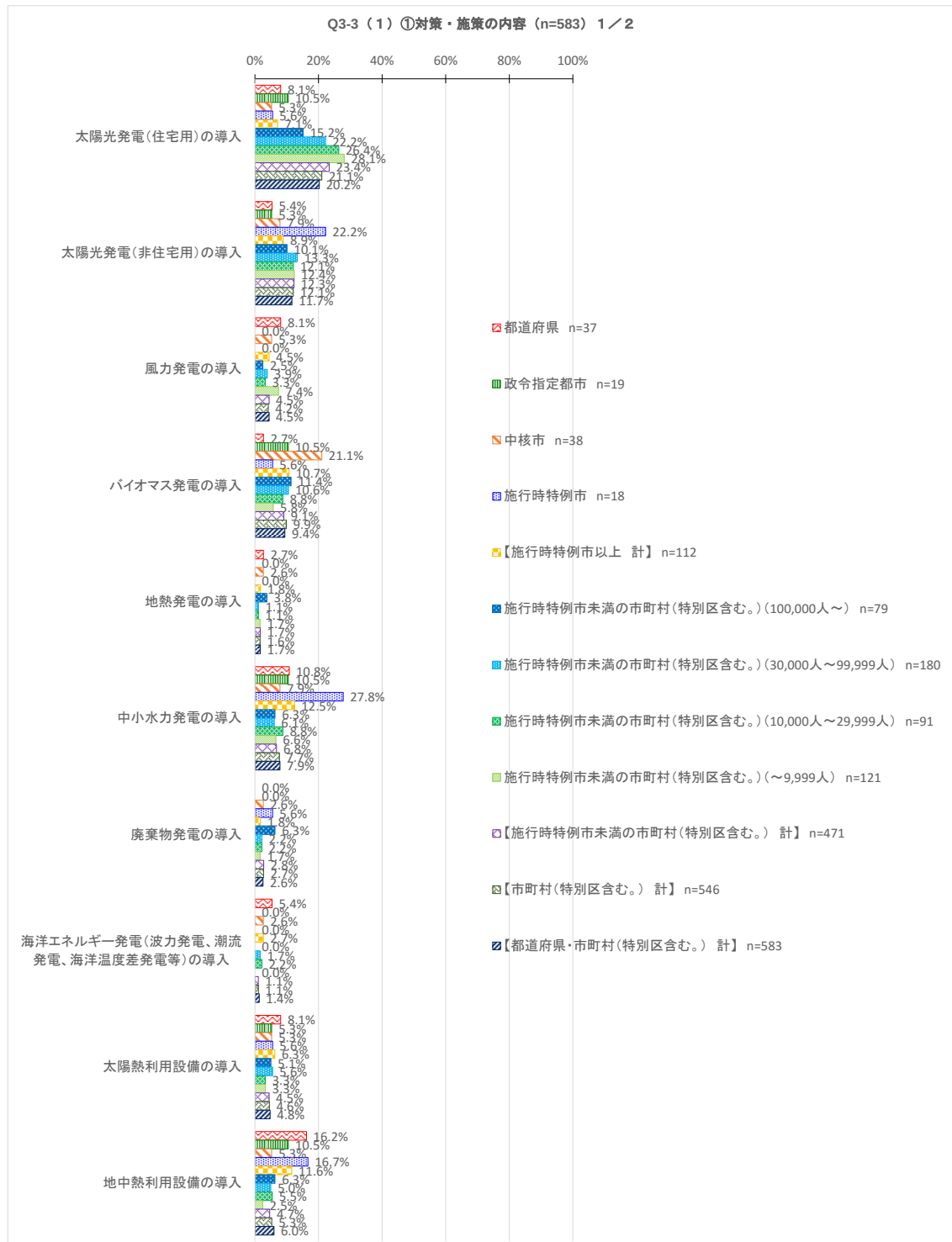


図 245 (2 / 2)

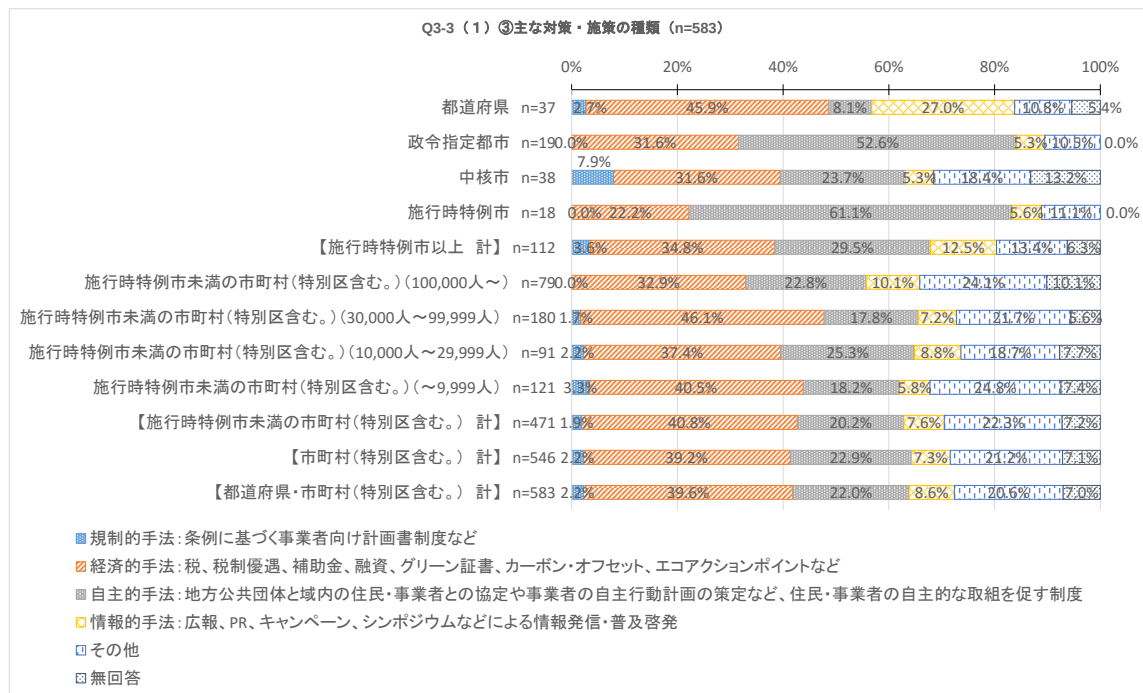


2) 主な対策・施策の種類

表 238

項目	区分	人口規模	規制的手法： 条例に基づく事業者向け 計画書制度など	経済的手法： 税、税制優遇、補助 金、融資、グリーン 証書、カーボン・オフ セット、エコアクション ポイントなど	自主的手法： 地方公共団体と域 内の住民・事業者との 協定や事業者の 自主行動計画の策 定など、住民・事業 者の自主的な取組 を促す制度	情報的手法： 広報、PR、キャン ペーン、シンポジウ ムなどによる情報発 信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		1	17	3	10	4	2	37
	政令指定都市		0	6	10	1	2	0	19
	中核市		3	12	9	2	7	5	38
	施行時特例市		0	4	11	1	2	0	18
	施行時特例市以上 計		4	39	33	14	15	7	112
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	0	26	18	8	19	8	79
		30,000人～99,999人	3	83	32	13	39	10	180
		10,000人～29,999人	2	34	23	8	17	7	91
		～9,999人	4	49	22	7	30	9	121
		計	9	192	95	36	105	34	471
	市町村(特別区含む。) 計		12	214	125	40	116	39	546
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		13	231	128	50	120	41	583
	都道府県		2.7%	45.9%	8.1%	27.0%	10.8%	5.4%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	31.6%	52.6%	5.3%	10.5%	0.0%	100.0%
	中核市		7.9%	31.6%	23.7%	5.3%	18.4%	13.2%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	22.2%	61.1%	5.6%	11.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		3.6%	34.8%	29.5%	12.5%	13.4%	6.3%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	0.0%	32.9%	22.8%	10.1%	24.1%	10.1%	100.0%
		30,000人～99,999人	1.7%	46.1%	17.8%	7.2%	21.7%	5.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	2.2%	37.4%	25.3%	8.8%	18.7%	7.7%	100.0%
		～9,999人	3.3%	40.5%	18.2%	5.8%	24.8%	7.4%	100.0%
		計	1.9%	40.8%	20.2%	7.6%	22.3%	7.2%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		2.2%	39.2%	22.9%	7.3%	21.2%	7.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		2.2%	39.6%	22.0%	8.6%	20.6%	7.0%	100.0%

図 246



3) 対象部門

図 247 (1 / 2)

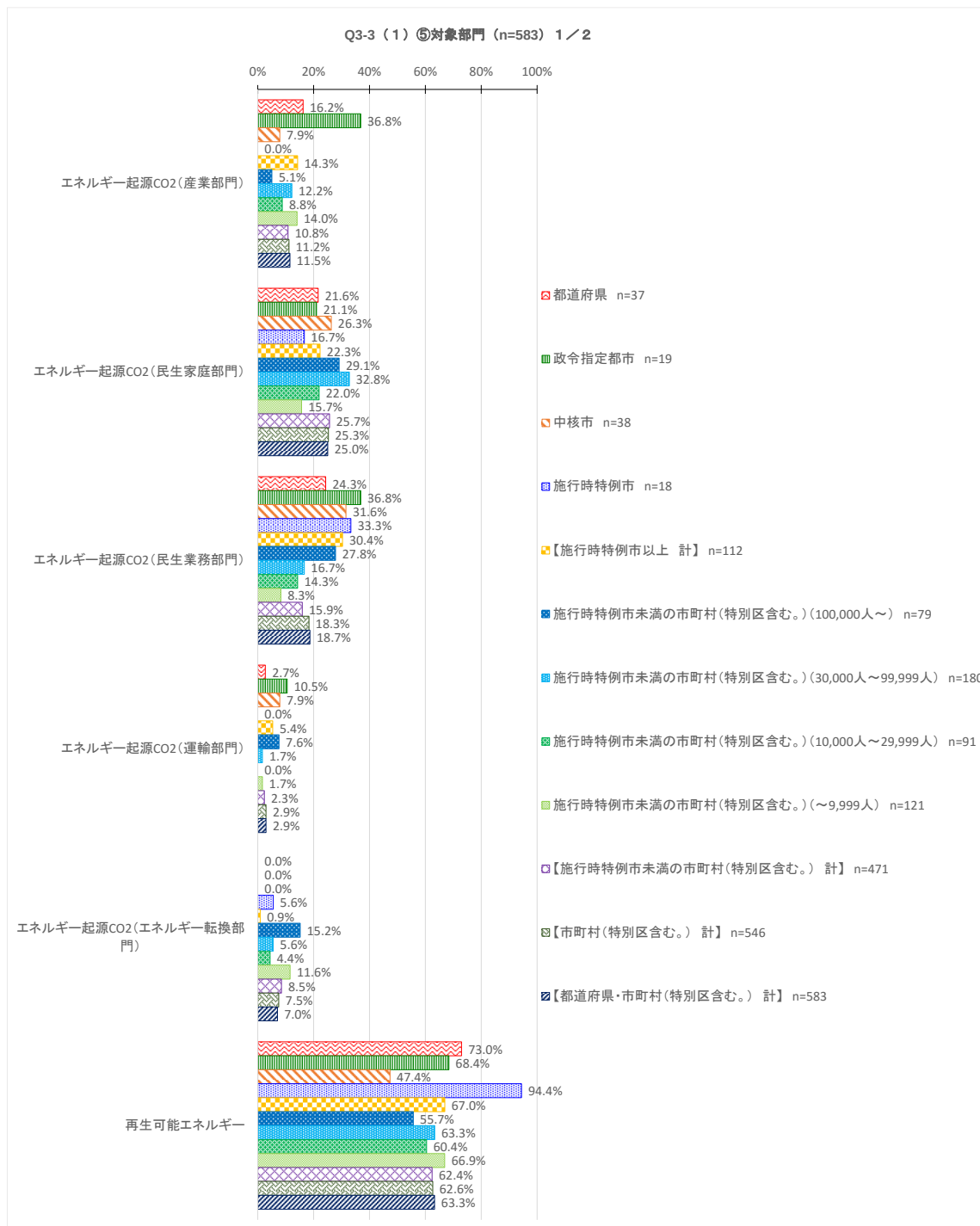


図 248 (2 / 2)

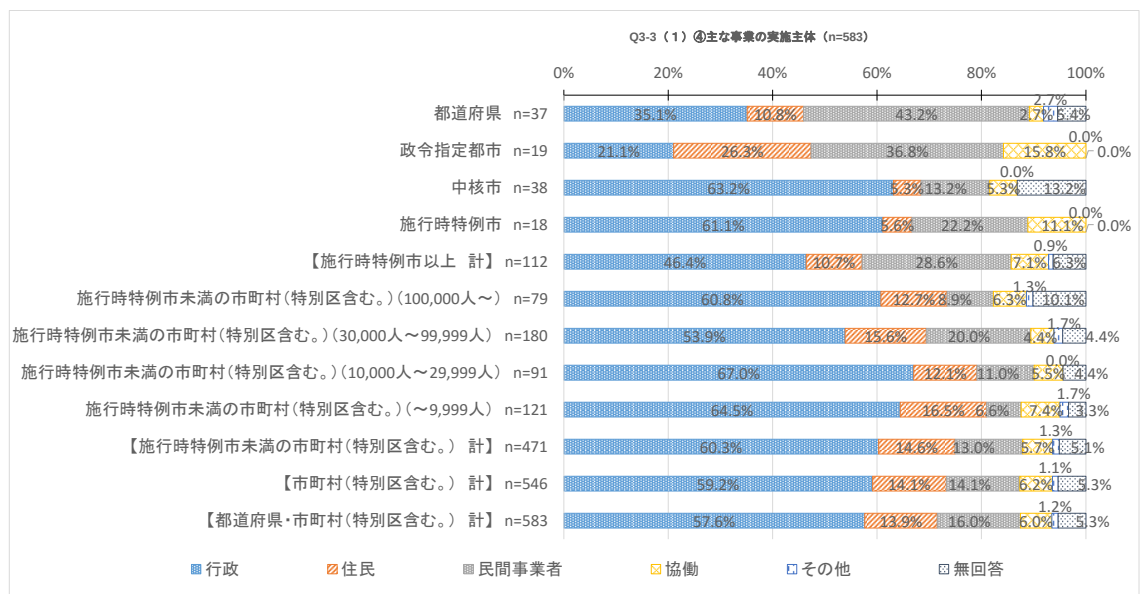


4) 主な事業の実施主体

表 239

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		13	4	16	1	1	2	37
	政令指定都市		4	5	7	3	0	0	19
	中核市		24	2	5	2	0	5	38
	施行時特例市		11	1	4	2	0	0	18
	施行時特例市以上 計		52	12	32	8	1	7	112
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	48	10	7	5	1	8	79
		30,000人～99,999人	97	28	36	8	3	8	180
		10,000人～29,999人	61	11	10	5	0	4	91
		～9,999人	78	20	8	9	2	4	121
	計		284	69	61	27	6	24	471
	市町村(特別区含む。)	計	323	77	77	34	6	29	546
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	336	81	93	35	7	31	583
割合	都道府県		35.1%	10.8%	43.2%	2.7%	2.7%	5.4%	100.0%
	政令指定都市		21.1%	26.3%	36.8%	15.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市		63.2%	5.3%	13.2%	5.3%	0.0%	13.2%	100.0%
	施行時特例市		61.1%	5.6%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		46.4%	10.7%	28.6%	7.1%	0.9%	6.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	60.8%	12.7%	8.9%	6.3%	1.3%	10.1%	100.0%
		30,000人～99,999人	53.9%	15.6%	20.0%	4.4%	1.7%	4.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	67.0%	12.1%	11.0%	5.5%	0.0%	4.4%	100.0%
		～9,999人	64.5%	16.5%	6.6%	7.4%	1.7%	3.3%	100.0%
	計		60.3%	14.6%	13.0%	5.7%	1.3%	5.1%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	59.2%	14.1%	14.1%	6.2%	1.1%	5.3%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	57.6%	13.9%	16.0%	6.0%	1.2%	5.3%	100.0%

図 249

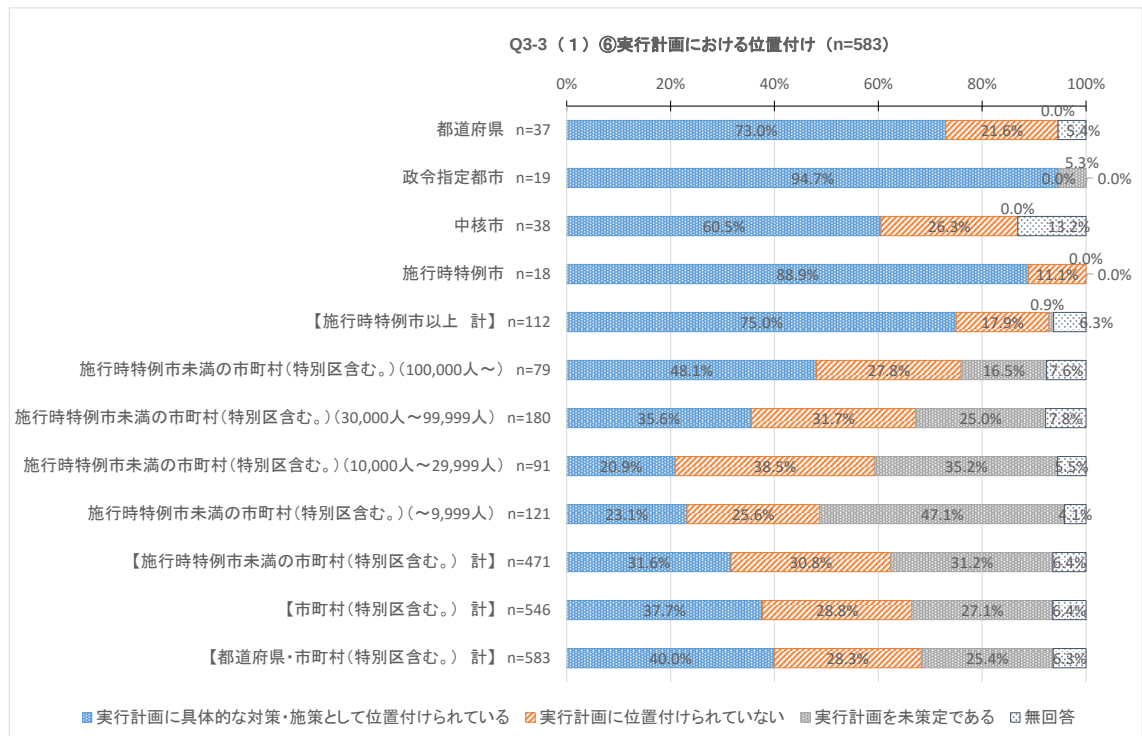


5) 実行計画における位置付け

表 240

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		27	8	0	2	37
	政令指定都市		18	0	1	0	19
	中核市		23	10	0	5	38
	施行時特例市		16	2	0	0	18
	施行時特例市以上 計		84	20	1	7	112
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	38	22	13	6	79
		30,000人～99,999人	64	57	45	14	180
		10,000人～29,999人	19	35	32	5	91
		～9,999人	28	31	57	5	121
		計	149	145	147	30	471
割合	市町村(特別区含む。) 計		206	157	148	35	546
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		233	165	148	37	583
	都道府県		73.0%	21.6%	0.0%	5.4%	100.0%
	政令指定都市		94.7%	0.0%	5.3%	0.0%	100.0%
	中核市		60.5%	26.3%	0.0%	13.2%	100.0%
	施行時特例市		88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		75.0%	17.9%	0.9%	6.3%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	48.1%	27.8%	16.5%	7.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	35.6%	31.7%	25.0%	7.8%	100.0%
		10,000人～29,999人	20.9%	38.5%	35.2%	5.5%	100.0%
		～9,999人	23.1%	25.6%	47.1%	4.1%	100.0%
		計	31.6%	30.8%	31.2%	6.4%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		37.7%	28.8%	27.1%	6.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		40.0%	28.3%	25.4%	6.3%	100.0%

図 250



(9) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策(区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等)に関して行う活動の促進)

1) 対策・施策の内容

図251 (1 / 2)

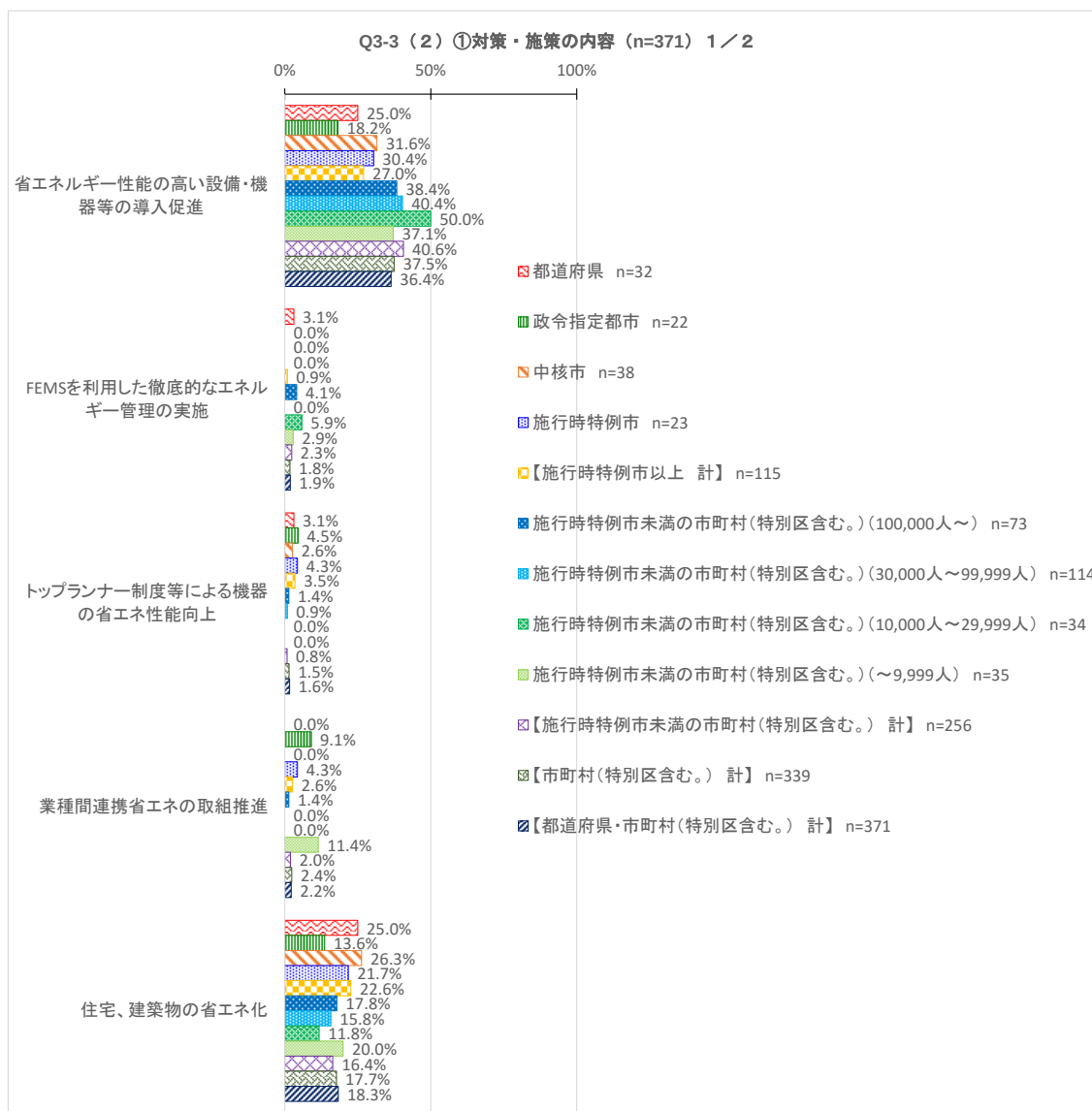
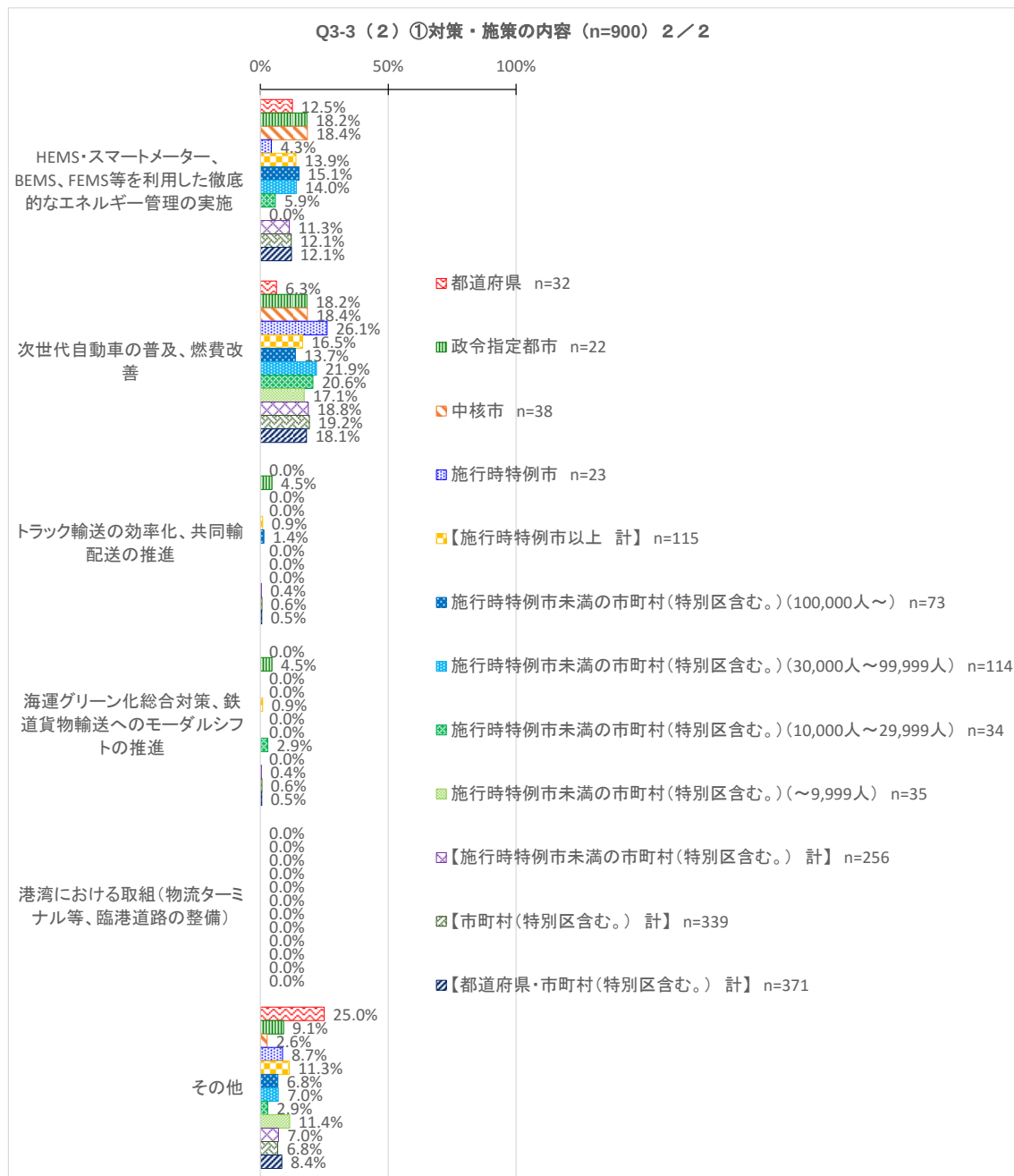


図252 (2 / 2)



2) 主な対策・施策の種類

表241

項目	区分	人口規模	規制的手法： 条例に基づく事業者向け計画書制度など	経済的手法： 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど	自主的手法： 地方公共団体と域内の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度	情報的手法： 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	13	5	9	2	3	32
	政令指定都市		3	6	6	4	3	0	22
	中核市		1	21	2	8	1	5	38
	施行時特例市		1	8	3	11	0	0	23
	施行時特例市以上 計		5	48	16	32	6	8	115
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	1	31	10	21	4	6	73
		30,000人～99,999人	0	34	15	49	10	6	114
		10,000人～29,999人	0	11	7	9	2	5	34
		～9,999人	3	9	6	13	1	3	35
	計		4	85	38	92	17	20	256
	市町村(特別区含む。) 計		9	120	49	115	21	25	339
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		9	133	54	124	23	28	371
	都道府県		0.0%	40.6%	15.6%	28.1%	6.3%	9.4%	100.0%
	政令指定都市		13.6%	27.3%	27.3%	18.2%	13.6%	0.0%	100.0%
	中核市		2.6%	55.3%	5.3%	21.1%	2.6%	13.2%	100.0%
	施行時特例市		4.3%	34.8%	13.0%	47.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		4.3%	41.7%	13.9%	27.8%	5.2%	7.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	1.4%	42.5%	13.7%	28.8%	5.5%	8.2%	100.0%
		30,000人～99,999人	0.0%	29.8%	13.2%	43.0%	8.8%	5.3%	100.0%
		10,000人～29,999人	0.0%	32.4%	20.6%	26.5%	5.9%	14.7%	100.0%
		～9,999人	8.6%	25.7%	17.1%	37.1%	2.9%	8.6%	100.0%
	計		1.6%	33.2%	14.8%	35.9%	6.6%	7.8%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。) 計		2.7%	35.4%	14.5%	33.9%	6.2%	7.4%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		2.4%	35.8%	14.6%	33.4%	6.2%	7.5%	100.0%

図253

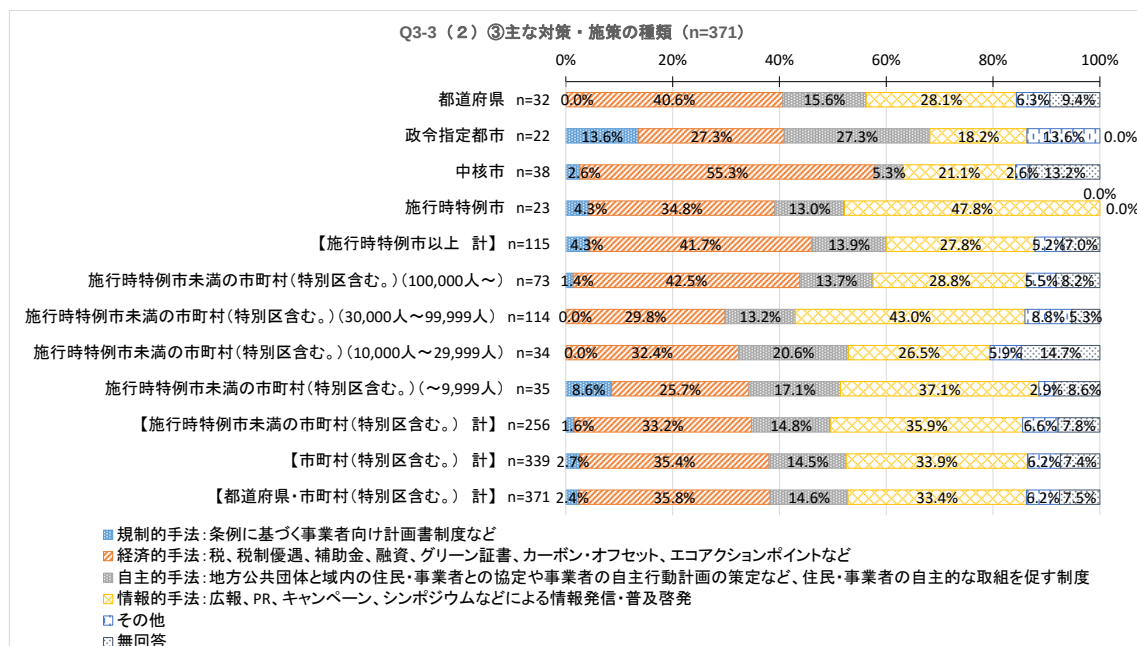
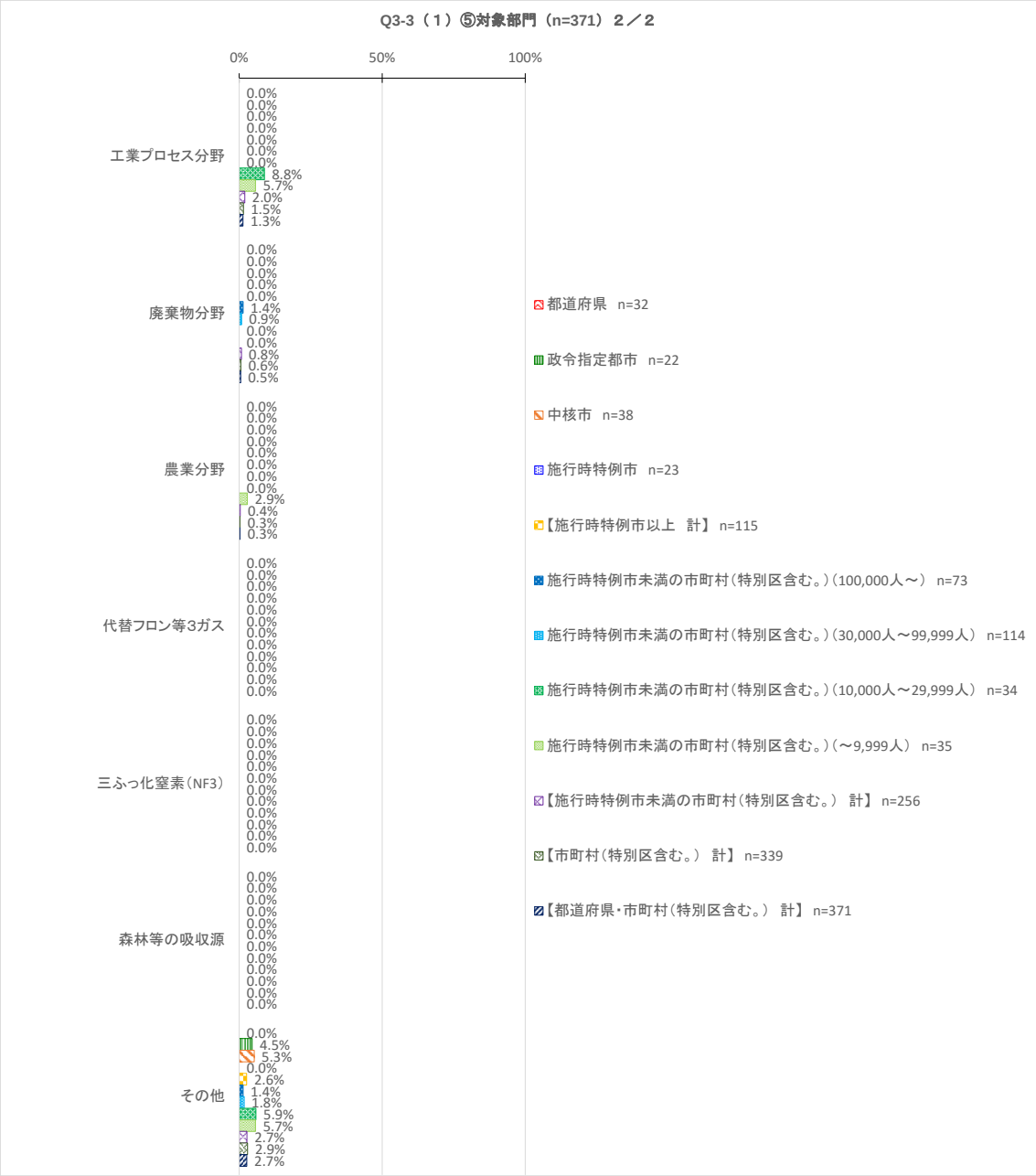


図254 (1 / 2)



図255 (2 / 2)

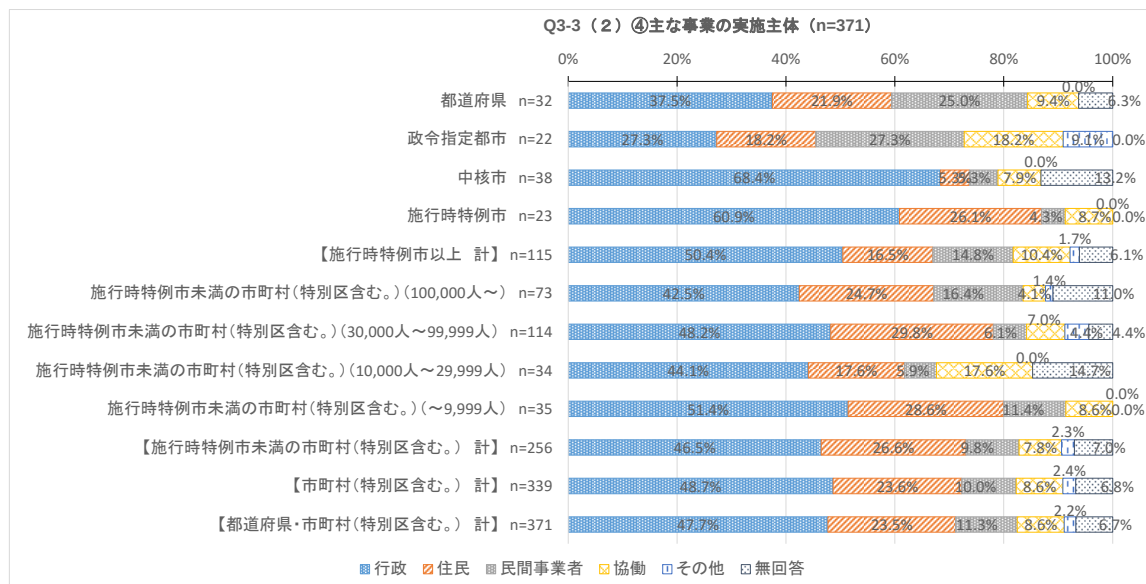


4) 主な事業の実施主体

表242

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		12	7	8	3	0	2	32
	政令指定都市		6	4	6	4	2	0	22
	中核市		26	2	2	3	0	5	38
	施行時特例市		14	6	1	2	0	0	23
	施行時特例市以上 計		58	19	17	12	2	7	115
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	31	18	12	3	1	8	73
		30,000人～99,999人	55	34	7	8	5	5	114
		10,000人～29,999人	15	6	2	6	0	5	34
		～9,999人	18	10	4	3	0	0	35
		計	119	68	25	20	6	18	256
	市町村(特別区含む。)	計	165	80	34	29	8	23	339
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	177	87	42	32	8	25	371
割合	都道府県		37.5%	21.9%	25.0%	9.4%	0.0%	6.3%	100.0%
	政令指定都市		27.3%	18.2%	27.3%	18.2%	9.1%	0.0%	100.0%
	中核市		68.4%	5.3%	5.3%	7.9%	0.0%	13.2%	100.0%
	施行時特例市		60.9%	26.1%	4.3%	8.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		50.4%	16.5%	14.8%	10.4%	1.7%	6.1%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	42.5%	24.7%	16.4%	4.1%	1.4%	11.0%	100.0%
		30,000人～99,999人	48.2%	29.8%	6.1%	7.0%	4.4%	4.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	44.1%	17.6%	5.9%	17.6%	0.0%	14.7%	100.0%
		～9,999人	51.4%	28.6%	11.4%	8.6%	0.0%	0.0%	100.0%
		計	46.5%	26.6%	9.8%	7.8%	2.3%	7.0%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	48.7%	23.6%	10.0%	8.6%	2.4%	6.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	47.7%	23.5%	11.3%	8.6%	2.2%	6.7%	100.0%

図256

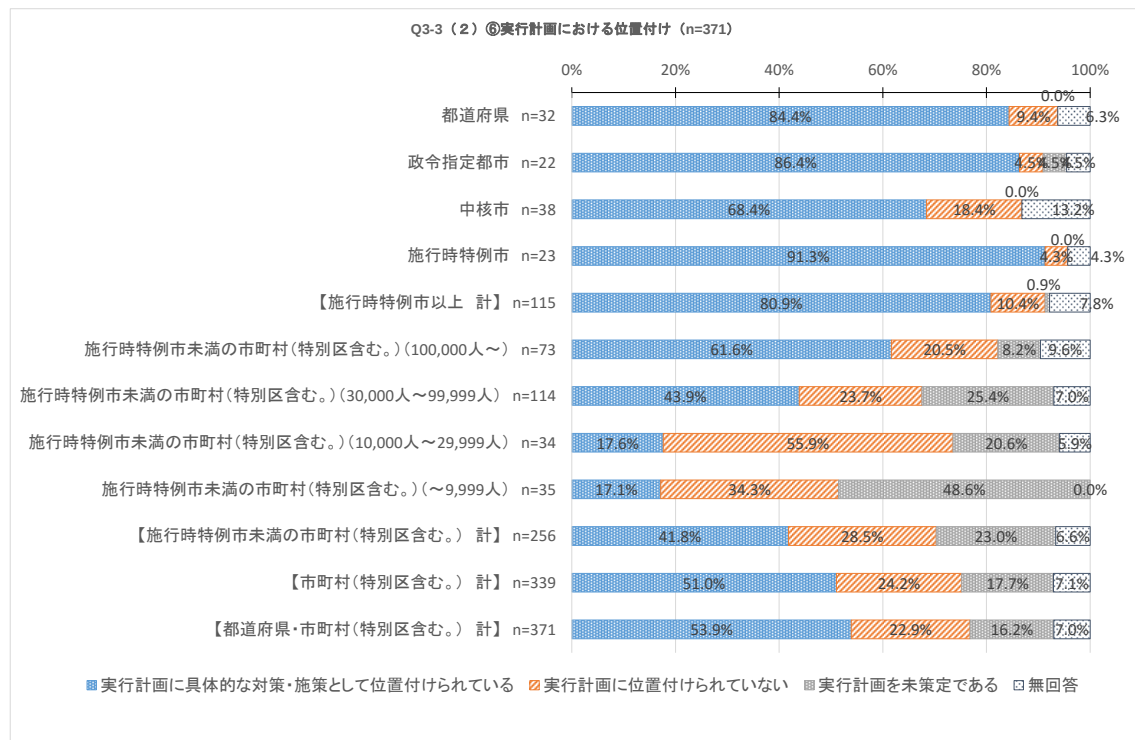


5) 実行計画における位置付け

表243

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		27	3	0	2	32
	政令指定都市		19	1	1	1	22
	中核市		26	7	0	5	38
	施行時特例市		21	1	0	1	23
	施行時特例市以上 計		93	12	1	9	115
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	45	15	6	7	73
		30,000人～99,999人	50	27	29	8	114
		10,000人～29,999人	6	19	7	2	34
		～9,999人	6	12	17	0	35
		計	107	73	59	17	256
		市町村(特別区含む。) 計	173	82	60	24	339
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計	200	85	60	26	371	
割合	都道府県		84.4%	9.4%	0.0%	6.3%	100.0%
	政令指定都市		86.4%	4.5%	4.5%	4.5%	100.0%
	中核市		68.4%	18.4%	0.0%	13.2%	100.0%
	施行時特例市		91.3%	4.3%	0.0%	4.3%	100.0%
	施行時特例市以上 計		80.9%	10.4%	0.9%	7.8%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	61.6%	20.5%	8.2%	9.6%	100.0%
		30,000人～99,999人	43.9%	23.7%	25.4%	7.0%	100.0%
		10,000人～29,999人	17.6%	55.9%	20.6%	5.9%	100.0%
		～9,999人	17.1%	34.3%	48.6%	0.0%	100.0%
		計	41.8%	28.5%	23.0%	6.6%	100.0%
		市町村(特別区含む。) 計	51.0%	24.2%	17.7%	7.1%	100.0%
		都道府県・市町村(特別区含む。) 計	53.9%	22.9%	16.2%	7.0%	100.0%

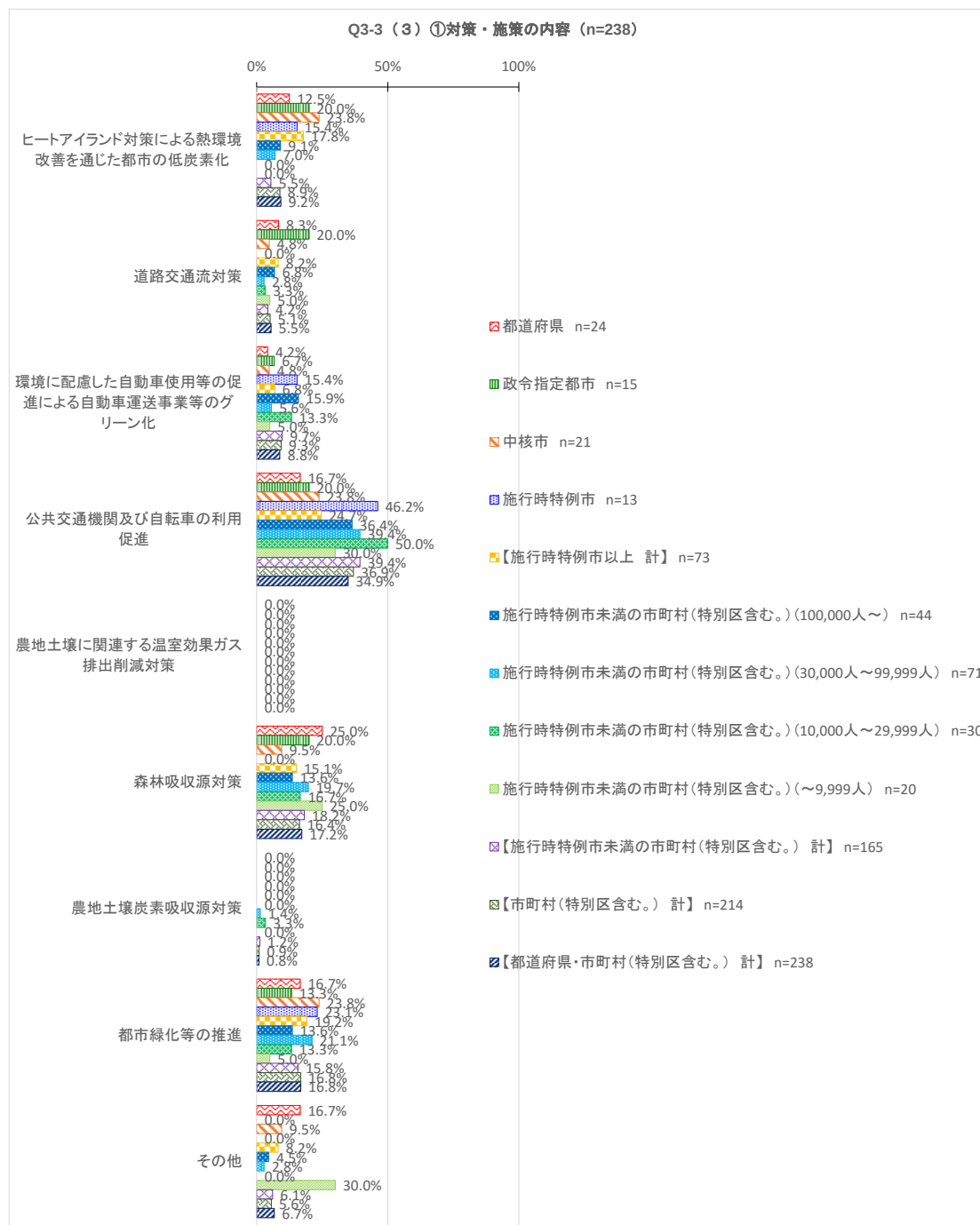
図257



(10) 今後実施したい地域の地球温暖化対策・施策（都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善）

1) 対策・施策の内容

図 258

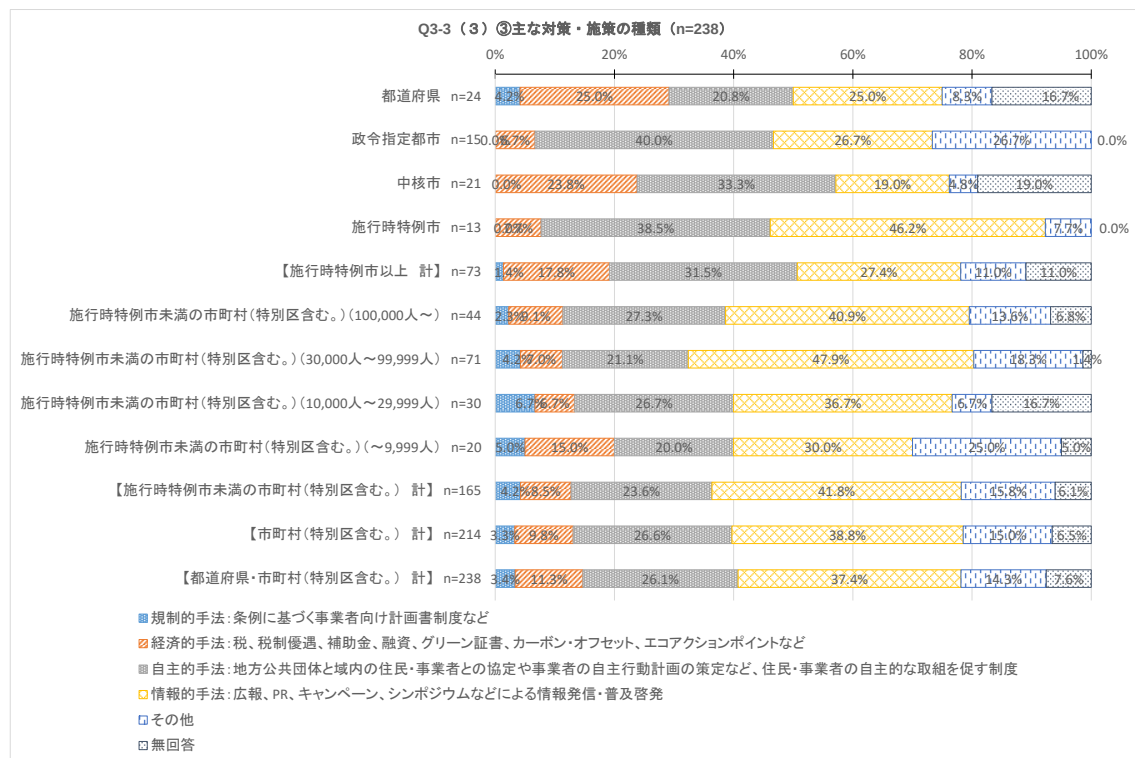


2) 主な対策・施策の種類

表 244

項目	区分	人口規模	規制的手法： 条例に基づく事業者向け計画書制度など	経済的手法： 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど	自主的手法： 地方公共団体と域内の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度	情報的手法： 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		1	6	5	6	2	4	24
	政令指定都市		0	1	6	4	4	0	15
	中核市		0	5	7	4	1	4	21
	施行時特例市		0	1	5	6	1	0	13
	施行時特例市以上 計		1	13	23	20	8	8	73
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	1	4	12	18	6	3	44
		30,000人～99,999人	3	5	15	34	13	1	71
		10,000人～29,999人	2	2	8	11	2	5	30
		～9,999人	1	3	4	6	5	1	20
		計	7	14	39	69	26	10	165
	市町村(特別区含む。) 計		7	21	57	83	32	14	214
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		8	27	62	89	34	18	238
割合	都道府県		4.2%	25.0%	20.8%	25.0%	8.3%	16.7%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	6.7%	40.0%	26.7%	26.7%	0.0%	100.0%
	中核市		0.0%	23.8%	33.3%	19.0%	4.8%	19.0%	100.0%
	施行時特例市		0.0%	7.7%	38.5%	46.2%	7.7%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		1.4%	17.8%	31.5%	27.4%	11.0%	11.0%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	2.3%	9.1%	27.3%	40.9%	13.6%	6.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	4.2%	7.0%	21.1%	47.9%	18.3%	1.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	6.7%	6.7%	26.7%	36.7%	6.7%	16.7%	100.0%
		～9,999人	5.0%	15.0%	20.0%	30.0%	25.0%	5.0%	100.0%
		計	4.2%	8.5%	23.6%	41.8%	15.8%	6.1%	100.0%
	市町村(特別区含む。) 計		3.3%	9.8%	26.6%	38.8%	15.0%	6.5%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		3.4%	11.3%	26.1%	37.4%	14.3%	7.6%	100.0%

図 259



3) 対象部門

図 260 (1 / 2)

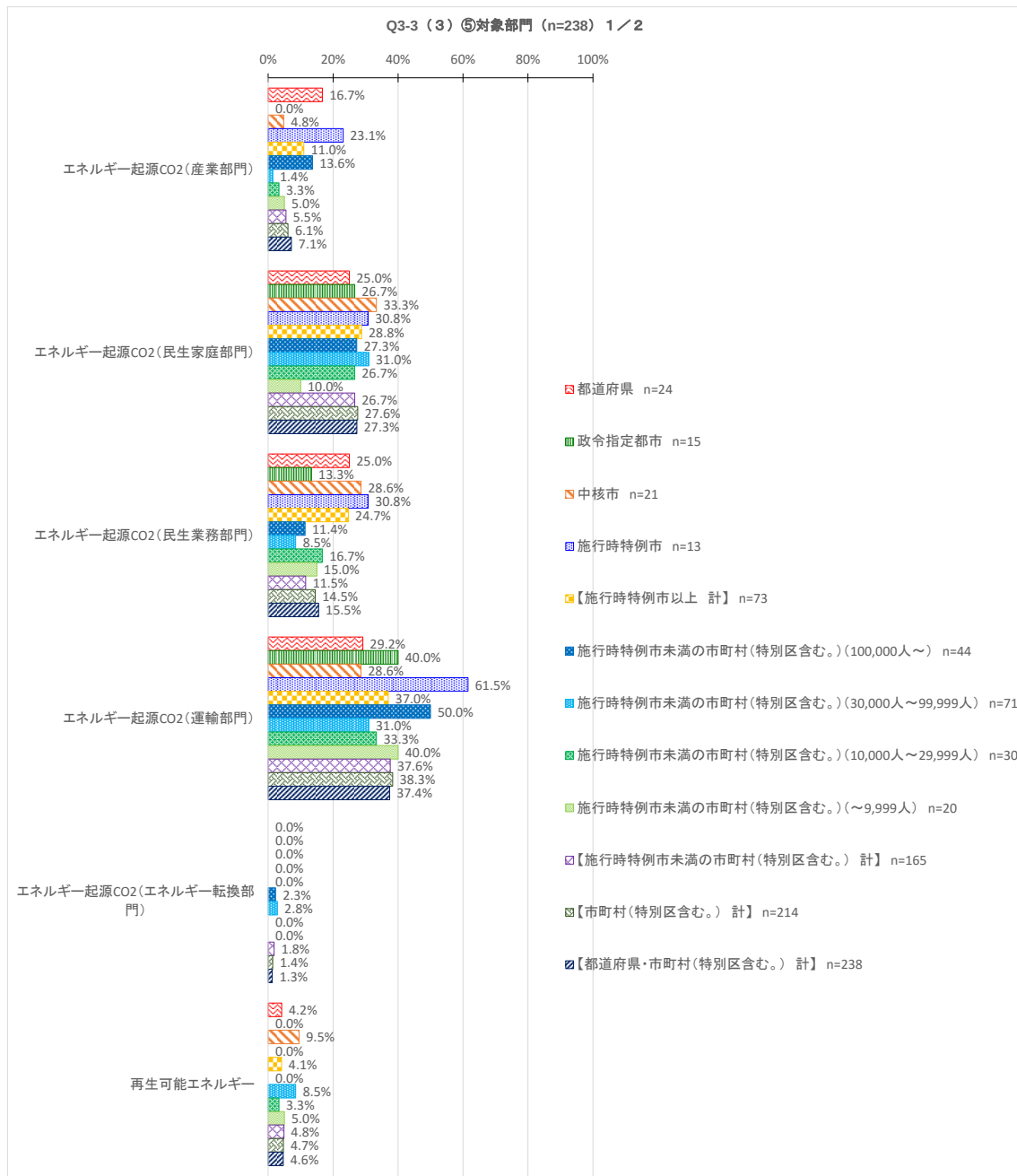
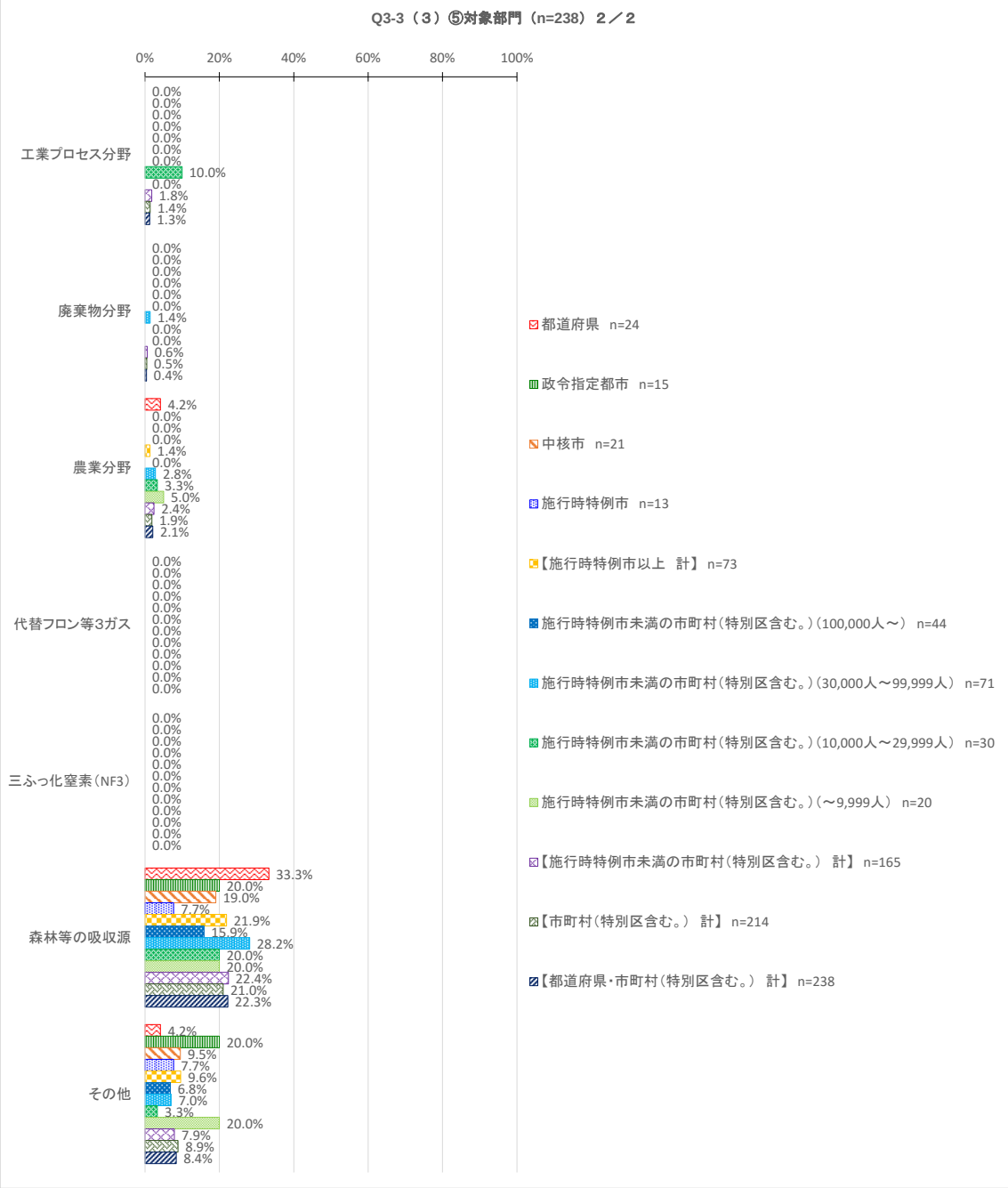


図 261 (2 / 2)

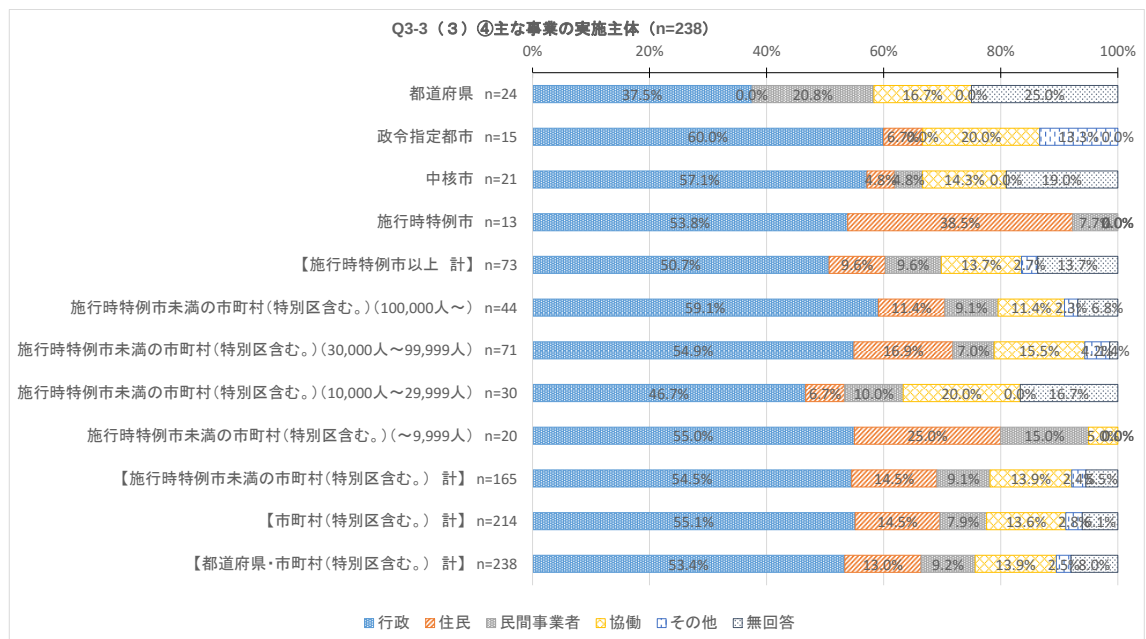


4) 主な事業の実施主体

表 245

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		9	0	5	4	0	6	24
	政令指定都市		9	1	0	3	2	0	15
	中核市		12	1	1	3	0	4	21
	施行時特例市		7	5	1	0	0	0	13
	施行時特例市以上 計		37	7	7	10	2	10	73
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	26	5	4	5	1	3	44
		30,000人～99,999人	39	12	5	11	3	1	71
		10,000人～29,999人	14	2	3	6	0	5	30
		～9,999人	11	5	3	1	0	0	20
		計	90	24	15	23	4	9	165
	市町村(特別区含む。)	計	118	31	17	29	6	13	214
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	127	31	22	33	6	19	238
	都道府県		37.5%	0.0%	20.8%	16.7%	0.0%	25.0%	100.0%
	政令指定都市		60.0%	6.7%	0.0%	20.0%	13.3%	0.0%	100.0%
	中核市		57.1%	4.8%	4.8%	14.3%	0.0%	19.0%	100.0%
	施行時特例市		53.8%	38.5%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		50.7%	9.6%	9.6%	13.7%	2.7%	13.7%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	59.1%	11.4%	9.1%	11.4%	2.3%	6.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	54.9%	16.9%	7.0%	15.5%	4.2%	1.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	46.7%	6.7%	10.0%	20.0%	0.0%	16.7%	100.0%
		～9,999人	55.0%	25.0%	15.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		計	54.5%	14.5%	9.1%	13.9%	2.4%	5.5%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	55.1%	14.5%	7.9%	13.6%	2.8%	6.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	53.4%	13.0%	9.2%	13.9%	2.5%	8.0%	100.0%

図 262

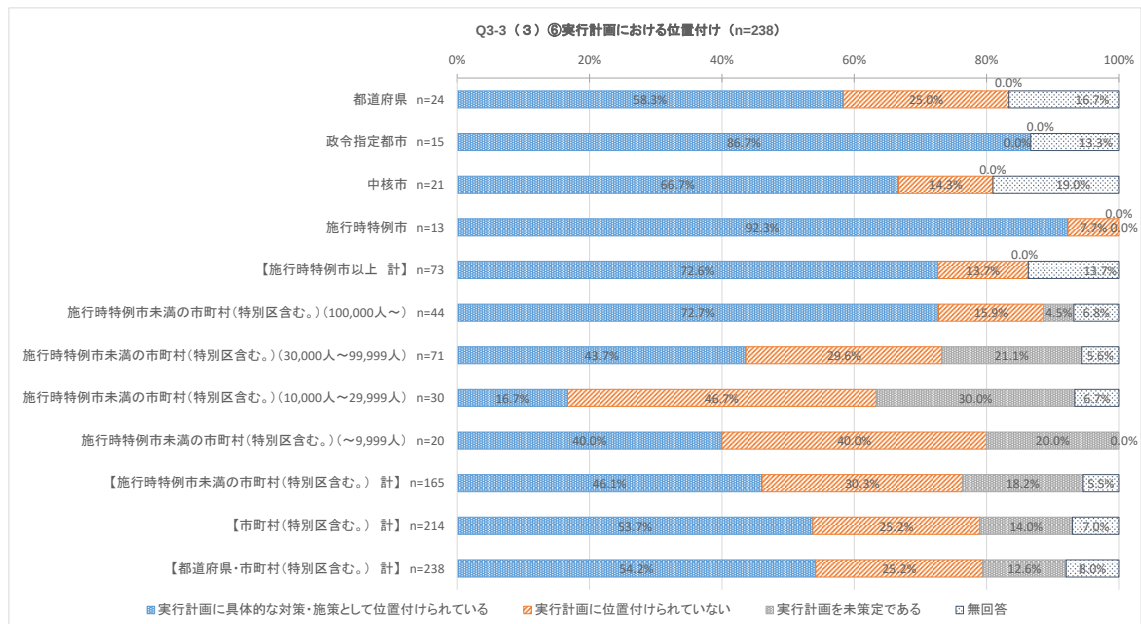


5) 実行計画における位置付け

表 246

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な 対策・施策として位置 付けられている	実行計画に位置付 けられていない	実行計画を未策定 である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		14	6	0	4	24
	政令指定都市		13	0	0	2	15
	中核市		14	3	0	4	21
	施行時特例市		12	1	0	0	13
	施行時特例市以上 計		53	10	0	10	73
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	32	7	2	3	44
		30,000人～99,999人	31	21	15	4	71
		10,000人～29,999人	5	14	9	2	30
		～9,999人	8	8	4	0	20
		計	76	50	30	9	165
割合	市町村(特別区含む。)	計	115	54	30	15	214
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	129	60	30	19	238
	都道府県		58.3%	25.0%	0.0%	16.7%	100.0%
	政令指定都市		86.7%	0.0%	0.0%	13.3%	100.0%
	中核市		66.7%	14.3%	0.0%	19.0%	100.0%
	施行時特例市		92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		72.6%	13.7%	0.0%	13.7%	100.0%
	施行時特例市未満 の市町村(特別区含 む。)	100,000人～	72.7%	15.9%	4.5%	6.8%	100.0%
		30,000人～99,999人	43.7%	29.6%	21.1%	5.6%	100.0%
		10,000人～29,999人	16.7%	46.7%	30.0%	6.7%	100.0%
		～9,999人	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	100.0%
		計	46.1%	30.3%	18.2%	5.5%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	53.7%	25.2%	14.0%	7.0%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	54.2%	25.2%	12.6%	8.0%	100.0%

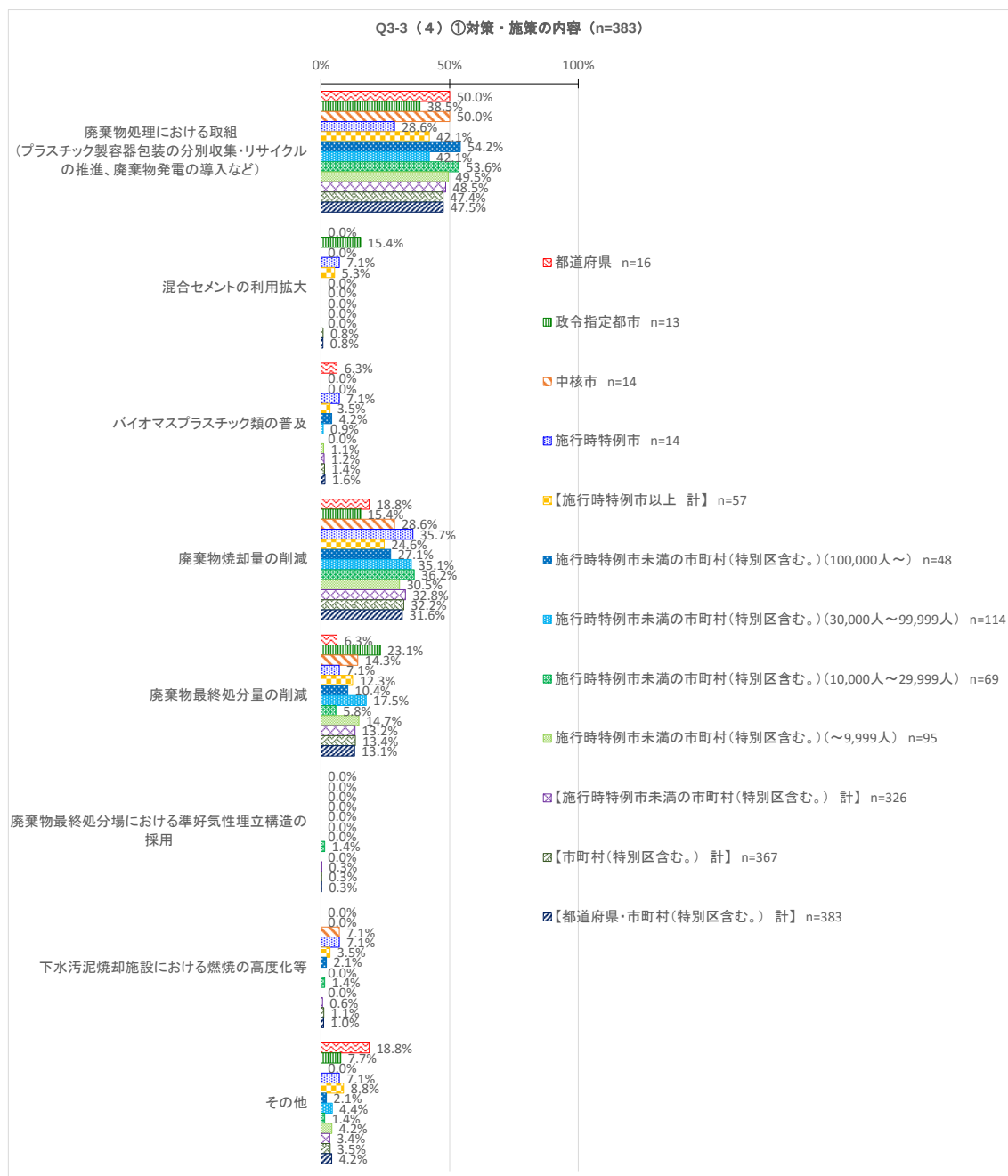
図 263



(1 1) 今後実施したい地域の温暖化対策・施策(循環型社会の形成)

1) 対策・施策の内容

図 264

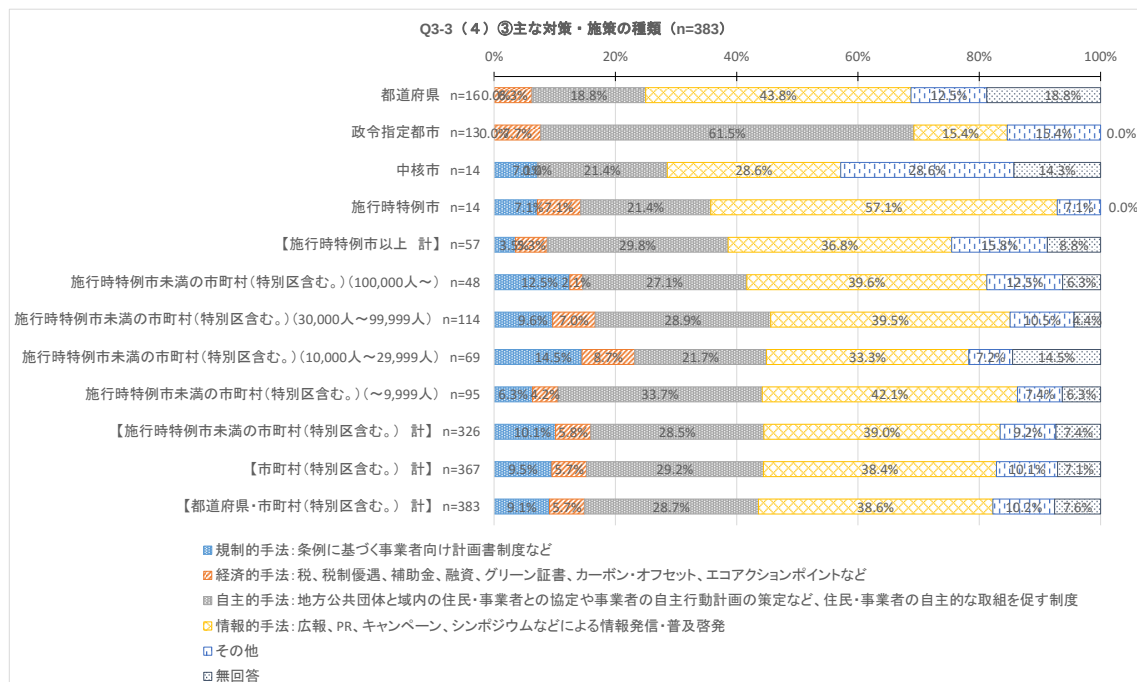


2) 主な対策・施策の種類

表 247

項目	区分	人口規模	規制的手法： 条例に基づく事業者向け計画書制度など	経済的手法： 税、税制優遇、補助金、融資、グリーン証書、カーボン・オフセット、エコアクションポイントなど	自主的手法： 地方公共団体と域内の住民・事業者との協定や事業者の自主行動計画の策定など、住民・事業者の自主的な取組を促す制度	情報的手法： 広報、PR、キャンペーン、シンポジウムなどによる情報発信・普及啓発	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		0	1	3	7	2	3	16
	政令指定都市		0	1	8	2	2	0	13
	中核市		1	0	3	4	4	2	14
	施行時特例市		1	1	3	8	1	0	14
	施行時特例市以上 計		2	3	17	21	9	5	57
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	6	1	13	19	6	3	48
		30,000人～99,999人	11	8	33	45	12	5	114
		10,000人～29,999人	10	6	15	23	5	10	69
		～9,999人	6	4	32	40	7	6	95
		計	33	19	93	127	30	24	326
	市町村(特別区含む。)	計	35	21	107	141	37	26	367
割合	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	35	22	110	148	39	29	383
	都道府県		0.0%	6.3%	18.8%	43.8%	12.5%	18.8%	100.0%
	政令指定都市		0.0%	7.7%	61.5%	15.4%	15.4%	0.0%	100.0%
	中核市		7.1%	0.0%	21.4%	28.6%	28.6%	14.3%	100.0%
	施行時特例市		7.1%	7.1%	21.4%	57.1%	7.1%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		3.5%	5.3%	29.8%	36.8%	15.8%	8.8%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	12.5%	2.1%	27.1%	39.6%	12.5%	6.3%	100.0%
		30,000人～99,999人	9.6%	7.0%	28.9%	39.5%	10.5%	4.4%	100.0%
		10,000人～29,999人	14.5%	8.7%	21.7%	33.3%	7.2%	14.5%	100.0%
		～9,999人	6.3%	4.2%	33.7%	42.1%	7.4%	6.3%	100.0%
		計	10.1%	5.8%	28.5%	39.0%	9.2%	7.4%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	9.5%	5.7%	29.2%	38.4%	10.1%	7.1%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。)	計	9.1%	5.7%	28.7%	38.6%	10.2%	7.6%	100.0%

図 265



3) 対象部門

図 266 (1 / 2)

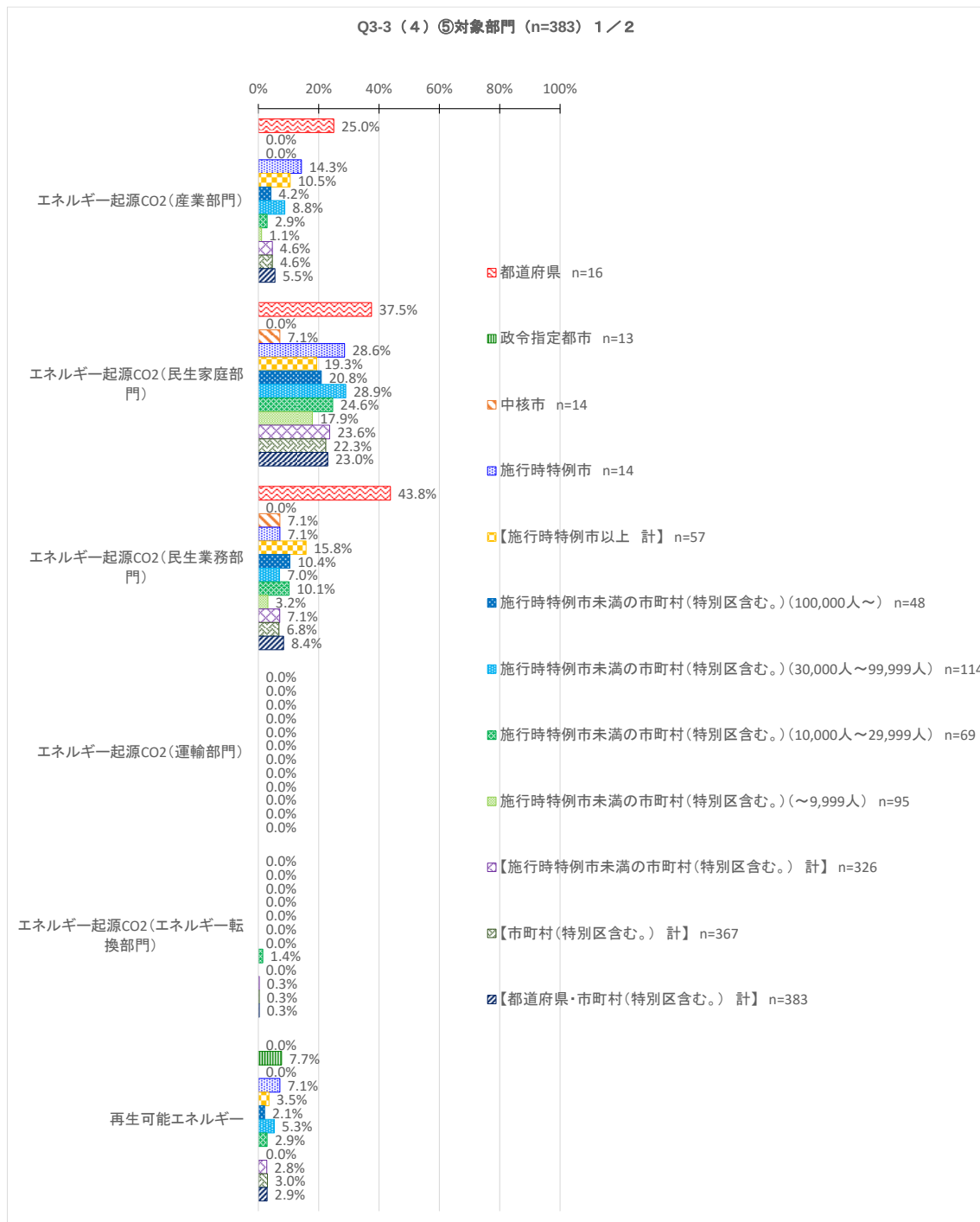
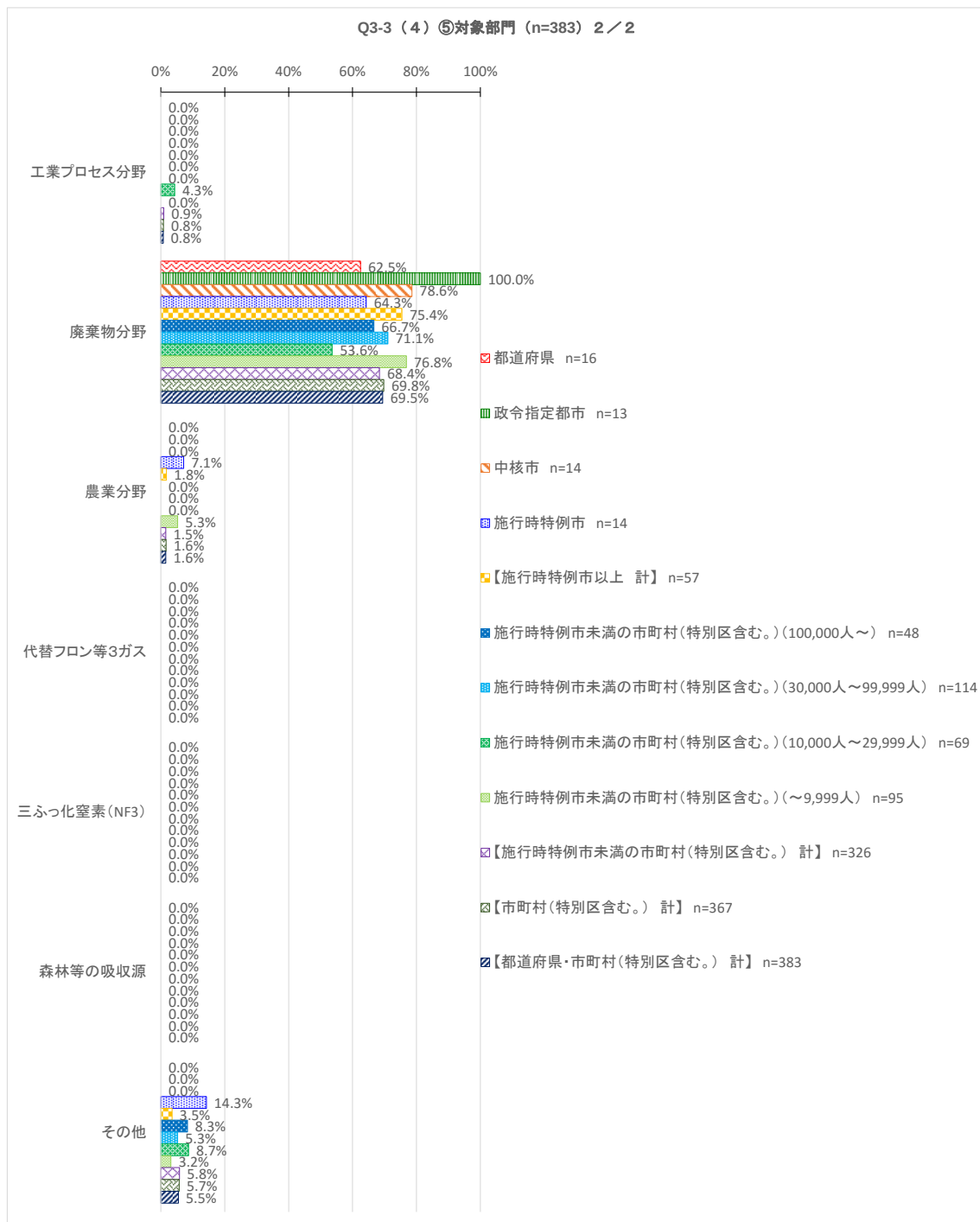


図 267 (2 / 2)

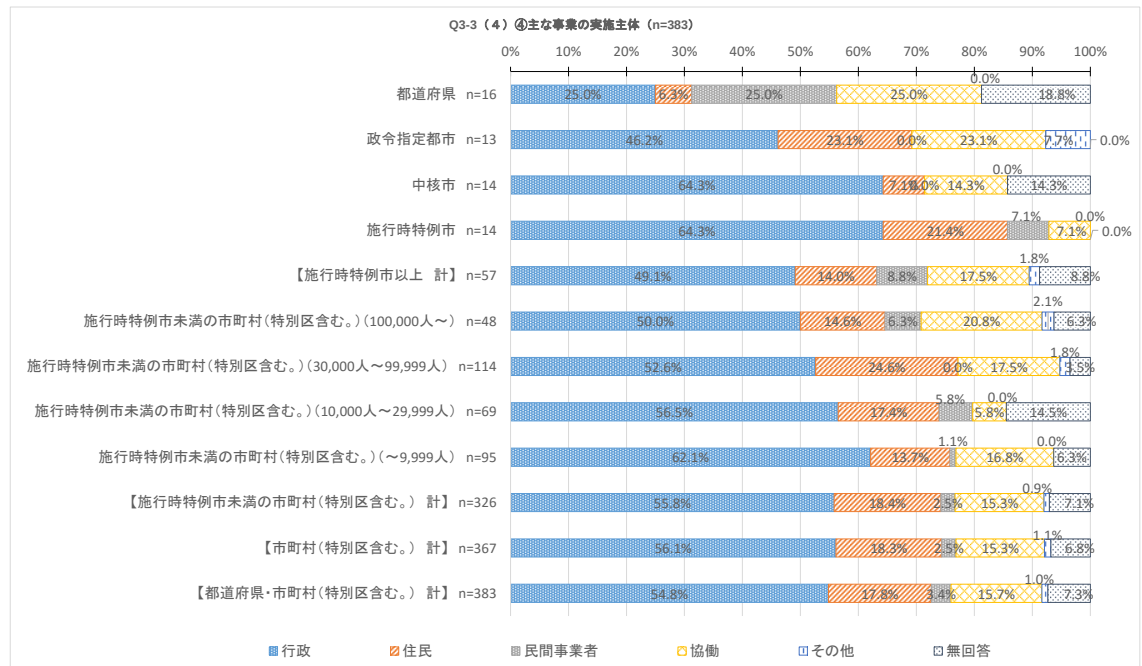


5) 主な事業の実施主体

表 248

項目	区分	人口規模	行政	住民	民間事業者	協働	その他	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		4	1	4	4	0	3	16
	政令指定都市		6	3	0	3	1	0	13
	中核市		9	1	0	2	0	2	14
	施行時特例市		9	3	1	1	0	0	14
	施行時特例市以上 計		28	8	5	10	1	5	57
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	24	7	3	10	1	3	48
		30,000人～99,999人	60	28	0	20	2	4	114
		10,000人～29,999人	39	12	4	4	0	10	69
		～9,999人	59	13	1	16	0	6	95
	計		182	60	8	50	3	23	326
	市町村(特別区含む。) 計		206	67	9	56	4	25	367
割合	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		210	68	13	60	4	28	383
	都道府県		25.0%	6.3%	25.0%	25.0%	0.0%	18.8%	100.0%
	政令指定都市		46.2%	23.1%	0.0%	23.1%	7.7%	0.0%	100.0%
	中核市		64.3%	7.1%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	100.0%
	施行時特例市		64.3%	21.4%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		49.1%	14.0%	8.8%	17.5%	1.8%	8.8%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	50.0%	14.6%	6.3%	20.8%	2.1%	6.3%	100.0%
		30,000人～99,999人	52.6%	24.6%	0.0%	17.5%	1.8%	3.5%	100.0%
		10,000人～29,999人	56.5%	17.4%	5.8%	5.8%	0.0%	14.5%	100.0%
		～9,999人	62.1%	13.7%	1.1%	16.8%	0.0%	6.3%	100.0%
	計		55.8%	18.4%	2.5%	15.3%	0.9%	7.1%	100.0%
割合	市町村(特別区含む。) 計		56.1%	18.3%	2.5%	15.3%	1.1%	6.8%	100.0%
	都道府県・市町村(特別区含む。) 計		54.8%	17.8%	3.4%	15.7%	1.0%	7.3%	100.0%

図 268

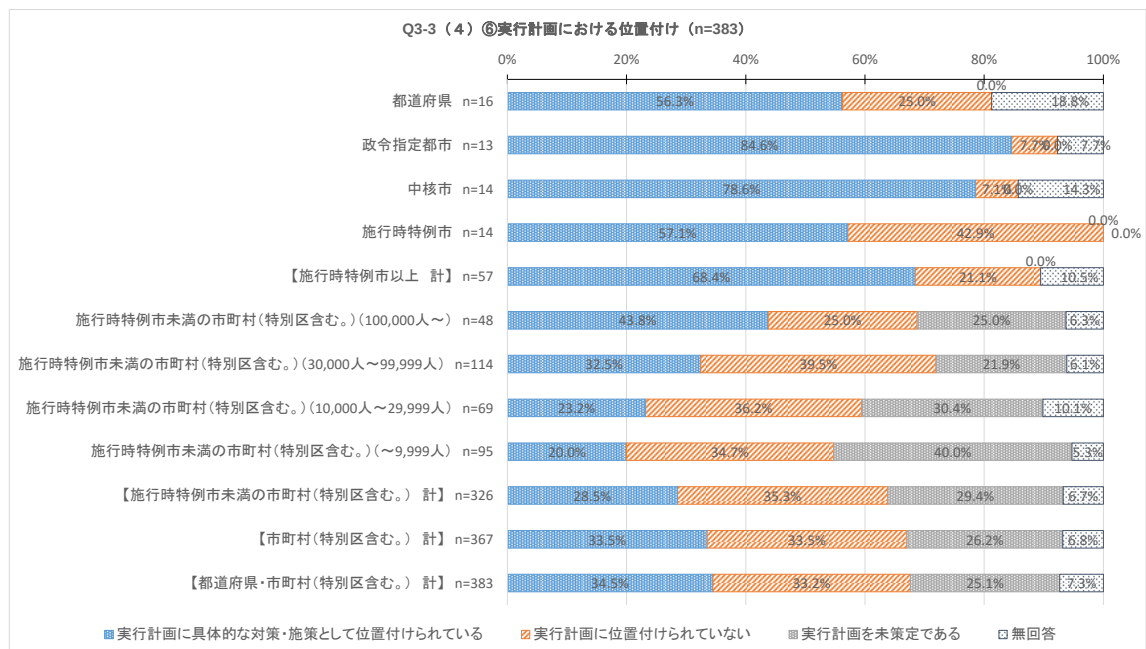


6) 実行計画における位置付け

表 249

項目	区分	人口規模	実行計画に具体的な対策・施策として位置付けられている	実行計画に位置付けられていない	実行計画を未策定である	無回答	対象団体数
団体数	都道府県		9	4	0	3	16
	政令指定都市		11	1	0	1	13
	中核市		11	1	0	2	14
	施行時特例市		8	6	0	0	14
	施行時特例市以上 計		39	12	0	6	57
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	21	12	12	3	48
		30,000人～99,999人	37	45	25	7	114
		10,000人～29,999人	16	25	21	7	69
		～9,999人	19	33	38	5	95
		計	93	115	96	22	326
	市町村(特別区含む。)	計	123	123	96	25	367
都道府県・市町村(特別区含む。)	計	132	127	96	28	383	
割合	都道府県		56.3%	25.0%	0.0%	18.8%	100.0%
	政令指定都市		84.6%	7.7%	0.0%	7.7%	100.0%
	中核市		78.6%	7.1%	0.0%	14.3%	100.0%
	施行時特例市		57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市以上 計		68.4%	21.1%	0.0%	10.5%	100.0%
	施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)	100,000人～	43.8%	25.0%	25.0%	6.3%	100.0%
		30,000人～99,999人	32.5%	39.5%	21.9%	6.1%	100.0%
		10,000人～29,999人	23.2%	36.2%	30.4%	10.1%	100.0%
		～9,999人	20.0%	34.7%	40.0%	5.3%	100.0%
		計	28.5%	35.3%	29.4%	6.7%	100.0%
	市町村(特別区含む。)	計	33.5%	33.5%	26.2%	6.8%	100.0%
都道府県・市町村(特別区含む。)	計	34.5%	33.2%	25.1%	7.3%	100.0%	

図 269



5. 意見・要望

(1) 地方公共団体実行計画の策定・改定のために必要な行政支援

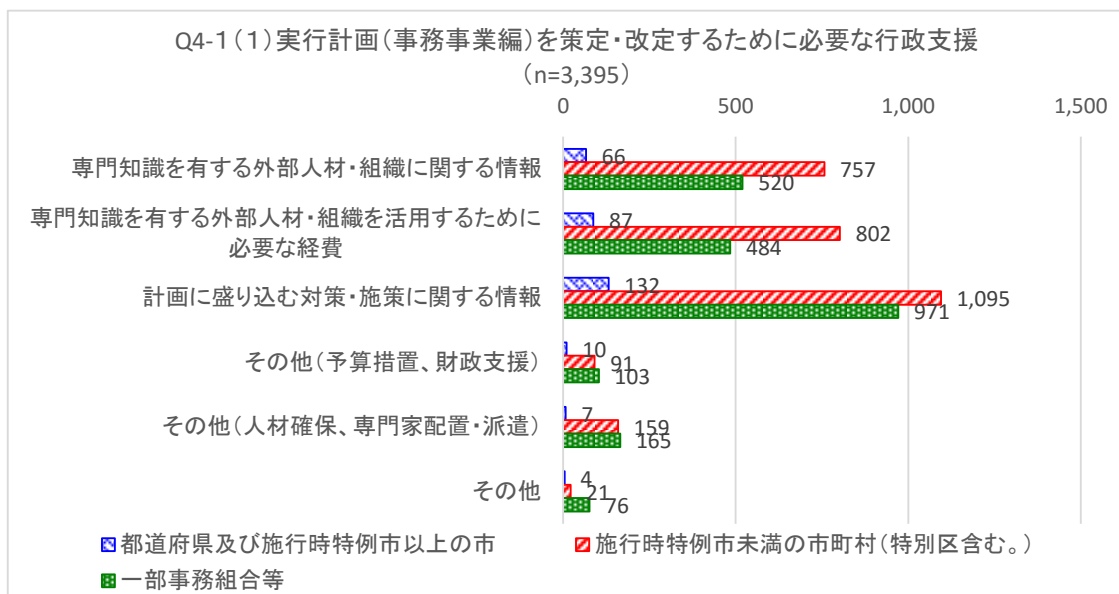
1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）

回答が最も多かったのは、「計画に盛り込む対策・施策に関する情報」で2,198団体が選択した。次いで、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（1,373団体）、「専門知識を有する外部人材・組織に関する情報」（1,343団体）となった。

その他の意見として多かったのは、「人材確保、専門家配置・派遣」（331団体）、次いで、「予算措置、財政支援」（204団体）であった。

団体区分別では傾向に違いは見られなかった。

図 270



その他の意見のうち、「人材確保、専門家配置・派遣」「予算措置、財政支援」を除く主なものは、以下のとおり。

- ・ 計画策定に必要となる基礎データの収集
- ・ 広域的に共同で取り組むべきであり、そのための支援
- ・ 温室効果ガス排出量を把握（各部署からの集約）するためのツール・手法の提供
- ・ 着手する順番など、策定に向けた具体的な支援
- ・ 策定や改訂方法の学習（研修）

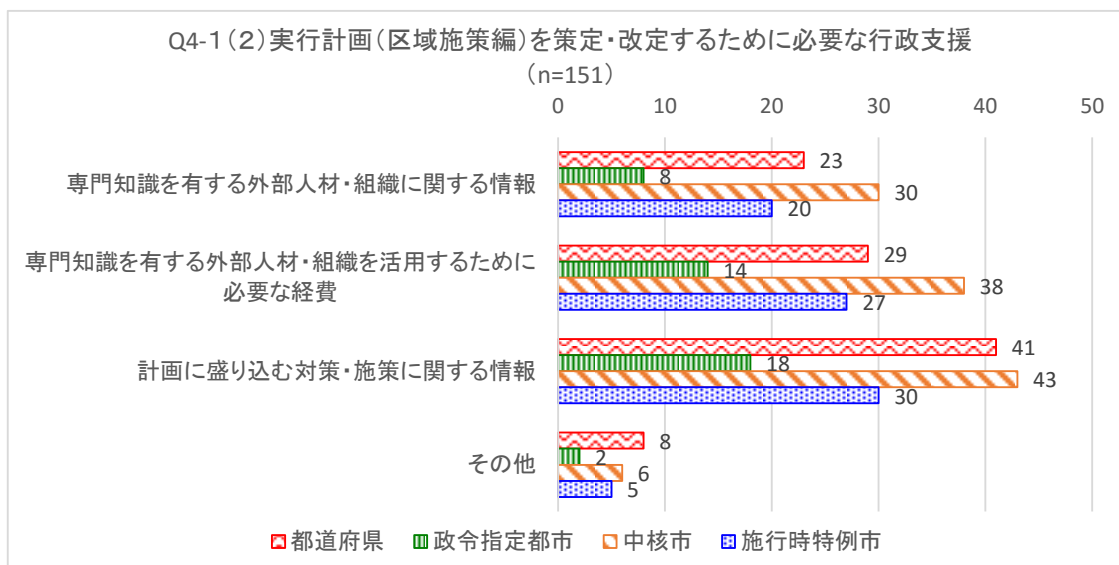
- ・ 外部人材を行政の施策に活用するためのテクニック
- ・ 効率的効果的な温室効果ガス排出量の具体的な削減方法の事例
- ・ 温暖化対策の重要性に関して住民・行政双方への積極的・具体的な啓発・周知など
- ・ 照会、調査の軽減
- ・ 実行計画策定マニュアルや雛形の充実
- ・ 各市町村が利用可能な実行計画のモデル版の電子データ
- ・ 地方公共団体の組合等、事務の範囲が狭い団体に適した対応
- ・ CO₂削減のための設備投資（高効率機器に更新）への支援
- ・ 類似団体の策定状況及び具体的な策定内容の紹介
- ・ 組合構成市の協力
- ・ 講習会・意見交換会等の実施
- ・ 施設を保有・管理していない団体の現実的な方向性
- ・ 規模が小さく、役員高齢者、任期が短い団体への対応
- ・ 団体や事業の特性により、都道府県等の属する計画に含めるべき
- ・ 火葬場など、必要最低限しか使用しない施設での策定の有り方

2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）

回答が最も多かったのは、「計画に盛り込む対策・施策に関する情報」で 132 団体であった。次いで、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（108 団体）、「専門知識を有する外部人材・組織に関する情報」（81 団体）となり、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定・改定するために必要な行政支援と同様の傾向となった。

団体区分別では傾向に違いは見られなかった。

図 271



その他の意見の主なものは、以下のとおり。

- ・ 各地域における説明会等の実施
- ・ 温室効果ガス排出量等の推計にあたり必要になる統計資料の提供（市域の電力使用量等）
- ・ 温室効果ガス排出量の削減目標を設定するための削減ポテンシャルの算出支援
- ・ 温室効果ガス排出量の算定のためのツールの提供
- ・ 専門的知識を有する内部人員の確保
- ・ 温室効果ガス排出量の算定・削減効果の試算等に関し応用性が高く平易なマニュアルの策定

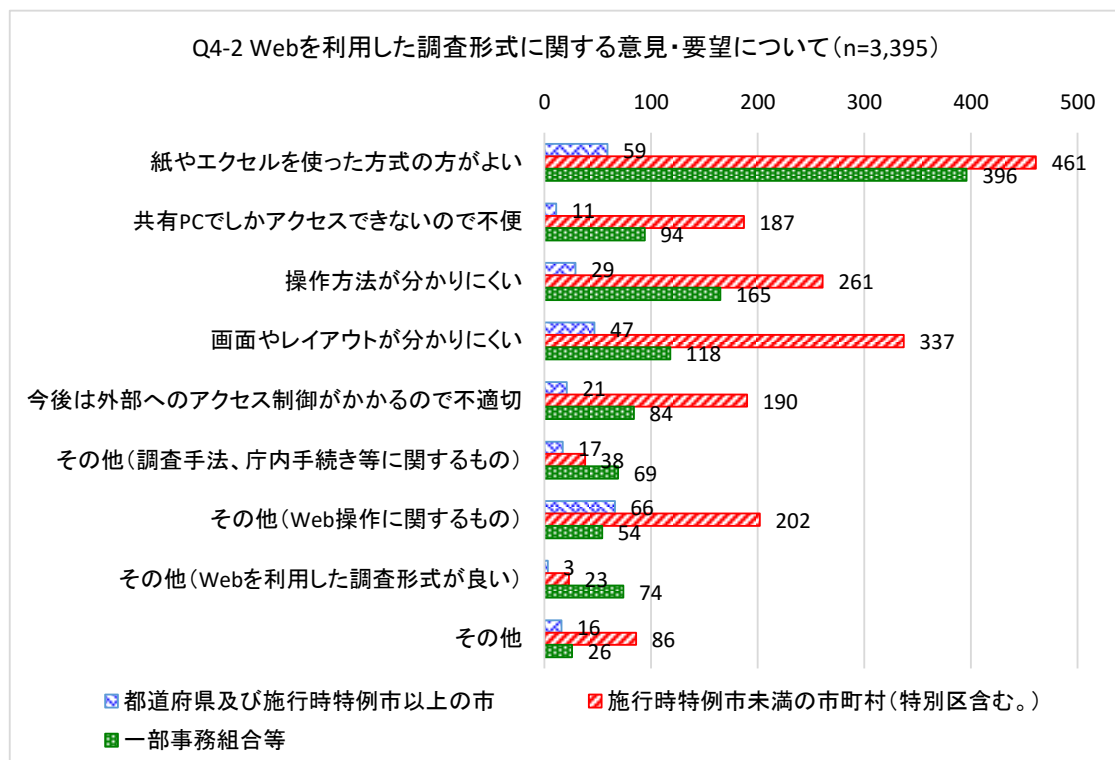
(2) Web を利用した調査形式に関する意見・要望

最も意見が多かったのが、「紙やエクセルを使った方式の方がよい」の 916 団体で、次いで「画面やレイアウトが分かりにくい」(502 団体)、「操作方法が分かりにくい」(455 団体)となった。

団体区分別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、「紙やエクセルを使った方式の方がよい」や「その他 (Web 操作に関するもの)」が他の選択肢に比べて多く、地方公共団体の組合 (一部事務組合及び広域連合) では、「紙やエクセルを使った方式の方が良い」と回答する団体が最も多い (396 団体) 一方で、「その他 (Web を利用した調査形式が良い)」意見の中では、地方公共団体の組合 (一部事務組合及び広域連合) が最も多い 74 団体から回答があった。

これは、回答すべき設問数が都道府県及び施行時特例市以上の市では多いが、地方公共団体の組合 (一部事務組合及び広域連合) では少ないことに起因すると思われる。

図 272



その他の意見の主なものは、以下のとおり。

①調査手法、庁内照会、決裁手続き等に関するもの

- ・ 他の部局への照会等もあり、エクセル、ワード形式とすることが望ましい

- Web 回答では決裁が取りづらい
- 専属で業務に当たっていない者もあり、Web よりエクセルなどのほうが前後の内容や他者の確認が早い
- 事前登録が分かりにくい、必要性がないと思う
- 事務事業、区域施策、その他の取組とそれぞれで担当者が違うため、回答しにくい
- 他課照会するために当課の回答を参考に送付したいが、Web だと添付できない
- 庁内イントラネットワークから分離された環境での回答作業となるため、回答に必要な情報の確認、回答内容のデータとしての保存、決裁などに不便がある
- 一部事務組合は、県・市町村の環境部署と関連がないことも多いため、入力の周知が困難。来年度以降は、都道府県を経由せず、全対象者に国または事務局から直接依頼を実施して欲しい
- Web 調査でよいが関係所属への調査用にエクセルファイルをダウンロードできるようにしてほしい
- 毎年度事前登録・パスワード受領まで作業できず、却って時間がかかる
- 紙または、一覧で質問が見られないため、質問を検討しにくい
- 昨年とレイアウトや内容が大きく変わっており、事前に内容を知りたい
- 入力内容を印刷すると、記述欄の記載内容が切れること、一部選択肢が表示されない設問があることから、何を記載、選択しているか分からないため、確認作業が手間である

②Web 操作に関するもの

- 入力後の内容を修正する場合にページの移動に手間がかかる、特定の設問に飛びたい。目次から該当設問へ飛びたい
- 印刷ページ数が多すぎる
- 小数点以下の取り扱いを記載してほしい
- 全体の設問項目が分からない（エクセル等で設問項目を把握したい）
- 業務中に、来客等でインターネットを利用、または調査に関する参考資料をインターネットで探すたびに頻繁に接続が切れるため非常に不便
- 複数の設問を有る程度ひとつの画面に集約したほうが良い
- Web 上で案段階のものを入力しプリントアウトできるようにしてほしい
- URL 入力欄について入力ミス防止の観点から「貼り付け」ができるようにしてほしい

- ・ ラジオボタンの選択項目解除や入力クリアができるようにしてほしい
- ・ 複数回答を選択したい設問でも 1 つしか選択できないところがある
- ・ 訂正完了後に最後まで「次へ」で進まなければならないため、訂正後はそのページ内で「入力完了」ボタンがあるとよい
- ・ 質問の量が多く、何回もタイムオーバーとなって不便
- ・ 印刷後の文字が薄く小さい、記述欄が文字切れする箇所がる
- ・ アクセスが集中した際に回答できなくなる点が不便
- ・ 回答欄で改行が出来ない部分やマイナスを入れるべきところ（Q2-2(5) 森林等の吸収源の値）で文字入力種が制限されて適切な情報が入力できない
- ・ DEL キーや BACKSPACE キーを使うと飛んでしまい元に戻れない
- ・ 決裁を取る際に、まずはエクセルに入力するので、その際に、Web と同じく答えなくて良い設問が分岐できる設定にして欲しい
- ・ 一度保存したらどのページからでも再開できるようにしてほしい
- ・ サーバーの反応が遅すぎて、業務に支障がある
- ・ 枝番が多くなると、設問の大項目が表示されないため、何について回答しているのかわからなくなる

③Web を利用した調査形式が良いという意見

- ・ 事前に質問内容をダウンロードしたので、問題なく記入できた
- ・ Web 上では回答ミスが減った
- ・ ペーパーレスの点がよいでもよい
- ・ 回答形式は Web 方式のままで良いが、調査票の様式をエクセルで、前年度回答結果を PDF で、それぞれダウンロードできるようにしてほしい。
- ・ 回答すべき問が分かりやすくてよい
- ・ 設問がどこに飛ぶか分かりにくいいため、エクセルのほうが回答しづらい

④その他の意見

- ・ 毎年同内容の設問があるため、エクセルファイルなどで手元にデータを残しておける形がよい
- ・ 地方公共団体実行計画未策定の段階では回答項目に適当なものがない
- ・ 外部 PC 制御がかかっている
- ・ 市町村を含めた県全体の集計がわかるようにしてほしい
- ・ 問題数が多すぎる
- ・ 回答方式と設問が合わない箇所が多すぎる

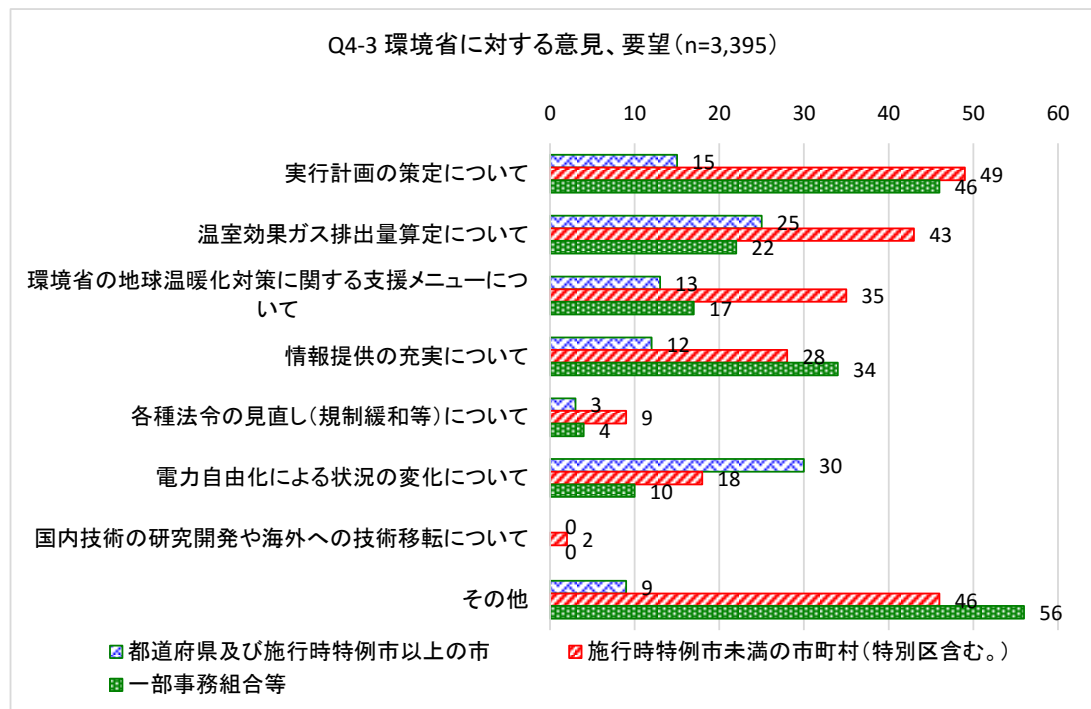
- ・ 今後パソコンの使用・アクセスが強化されるので、今までより回答までの手順が煩雑になる
- ・ 事前に PDF で内容一覧を閲覧できる機能が便利だったが、レイアウトの関係で文字が小さく見づらい
- ・ Web 調査は不適切とはいえないが、回答の方法が限定されていると不便を感じる。回答方法を増やした方がよい
- ・ 区域施策編は策定義務の無い市町村用の様式がほしい
- ・ 使われている用語の解説が必要。法律名がよく出てくるので、その法律にリンクしてもらいたい
- ・ 担当者が高齢者の為、文書による回答がよい
- ・ 一部事務組合は、「管理市の計画に含まれる」等の回答ができるとよい
- ・ 団体内でインターネット接続の環境が整っていない、業務用のアドレスがない。そのため、私用アドレスを利用しての調査書の受取、回答とならざるを得ず不便
- ・ 前年度との違いだけを変更する形式にすれば良いと思う

(3) 環境省に対する意見、要望

最も意見が多かったのが、「実行計画の策定について」の110団体で、次いで「温室効果ガス排出量算定について」(90団体)、「情報提供の充実について」(74団体)となった。

団体区別にみると、都道府県及び施行時特例市以上の市では、「電力自由化による状況の変化について」(30団体)が最も多く、次いで「温室効果ガス排出量算定について」(25団体)、「実行計画の策定について」(15団体)であり、施行時特例市未満の市町村(特別区含む。)と地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)では、「実行計画の策定について」(49団体、46団体)が最も多い結果となった。

図 273



各選択肢の、具体的な意見の内容は下記のとおり。

① 実行計画の策定について

- ・ 小規模自治体では財政的・人員的・力量的に困難である。また、専門性が低いため、簡易的に策定できるマニュアルをお示し頂きたい
- ・ 策定していない場合、法的な罰則がない
- ・ 現在改定中の区域施策編のマニュアルをなるべく早期に完成させてほしい
- ・ 実行計画を改定にあたっての研修が必要

- ・ 地方公共団体が新たに施設を保有した場合、計画の対象施設に含めるかの判断基準を知りたい
- ・ 複数の業務（係）を兼任しているため、計画策定への作業が負担
- ・ わからないところを質問できるようなアドバイザー的機関がほしい
- ・ 温対法の改正により共同で策定できるとされたが、近隣市を見ても計画期間等がまちまちであり、また、策定協議会の構成でも現況では困難
- ・ 必要な情報提供（経費のかからない具体的な削減取組み事例、削減目標の数値の提示、各計画の統合と内容の整理、国の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）を参考とするためのガイドライン等）
- ・ 地方自治体が取り組んだ成果がどの程度国全体に影響があるのか見えにくい
- ・ 策定及び策定した内容の実施に係る補助制度の充実
- ・ 国の計画策定がされ今後 3 年ごとに見直し予定となるかと思うので、見直し内容やポイントなどの早期な公表
- ・ 一部事務組合を対象から除外。一部事務組合や広域連合、特定の施設を対象とした策定マニュアルの提供

②温室効果ガス排出量の算定について

- ・ 電力小売り自由化等の状況を鑑み、各自治体が活用しやすい算定マニュアルの策定
- ・ 電力会社に市町村ごとの売電量の報告を義務付け、公表する仕組みが必要
- ・ 電力と同様にガスも各市町村へ販売実績の報告を義務化
- ・ 内容確認できる窓口を都道府県単位で確保、ノウハウや情報の共有、研修会の実施
- ・ 市独自の事業の成果を確認できる方法の確立
- ・ 簡易な積み立て法の提示
- ・ 都道府県別エネルギー消費統計の公開時期を早めてほしい
- ・ 算定方法の統一（各県の比較ができず不便）
- ・ 経済産業省のように環境省でも排出係数等の一覧をまとめ公共してほしい

③環境省の地球温暖化対策に関する支援について

- ・ 知的、財政的支援の充実、複数年化等の柔軟な対応
- ・ 専門人員の長期派遣、人員確保のための予算措置
- ・ 再生可能エネルギー設備設置関連の補助金は単年度での事業終了のも

の多いが、工期の関係で活用が難しい場合があるため数年事業も対象にしてほしい

④情報提供の充実について

- ・ 事務事業編のマニュアル改定の早期公表
- ・ 温暖化対策メールマガジンは情報が得やすく、とても良い
- ・ 市内の電力使用量を把握する方法の提示
- ・ 都道府県別エネルギー使用量等統計データの公表が遅い
- ・ 地球温暖化対策に関する最新の優良事例などを定期的な情報提供
- ・ 法令見直しやパブリックコメント等、一部事務組合等を対象とした具体的な情報、温室効果ガスを減らす新技術、新製品に関する情報、計画策定前と策定後の変化について等の情報提供
- ・ 勉強会の開催

⑤各種法令の見直し（規制緩和等）について

- ・ バイオガスの保安規定緩和や有機性廃棄物の資源化・循環利用を図る取組についての規制緩和
- ・ 自治体の環境対策用財源としての特定財源化（地方自治体特定財源としての地球温暖化対策税の創設）
- ・ 森林伐採を伴うメガソーラーの開発の規制
- ・ ごみ発電を、温対法・省エネ法ともに削減効果として含めてほしい

⑥電力自由化による状況の変化について

- ・ 新規参入電気事業者が増加しているため、市域内への供給量を把握することが困難。全ての事業者エリア毎に供給量を公表もしくは報告を義務付けるような制度の構築
- ・ 新規参入事業者の数値が修正された際の情報提供
- ・ 施設における新電力導入事例等の情報提供

⑦国内技術の研究開発や海外への技術移転について

- ・ 省エネ及び低炭素化が進むような技術革新につながる支援
- ・ 廃棄物の包括的なエネルギーリサイクル技術の開発と支援

⑧その他

- ・ 小規模自治体で設備投資を進めることは困難
- ・ 温室効果ガス発生原因となる製品に対する法規制等、行政や住民の努力

によらない実効性のある対策が必要

- ・ 計画策定及び執行管理にかかる負担が大きすぎる
- ・ 固定価格買取制度における小規模バイオマスの優遇制度の検討、電力網が脆弱な地域での再生可能エネルギー普及支援
- ・ 今後ガス自由化に伴い、地域内のエネルギー消費量についての情報提供
- ・ 類似の法令が多く、一貫性がない
- ・ 調査実施時期の見直し（毎年 11 月は新年度予算に向けた事務量が大量に発生する）
- ・ アンケート結果が環境政策にどのように施策に活かされたのかのフィードバック
- ・ 施行状況調査は県を經由せず、市町村や一部事務組合に直接依頼してほしい
- ・ アンケート内容が多すぎる。また、回答期間が短い
- ・ 一部事務組合の内容を把握したうえで、計画策定の必要性を検討してほしい
- ・ 類似の調査、照会等が非常に多く、煩雑である